

北上川上流ダム再生事業
環境影響評価

方法書

令和5年1月

国土交通省東北地方整備局

まえがき

本方法書は、国土交通省東北地方整備局が行う北上川上流ダム再生事業に係る環境影響評価の一環として、環境影響評価法(平成9年法律第81号、最終改正令和2年6月10日)及びダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号、最終改正令和元年6月28日)に準じ、所要の事項をとりまとめたものである。

目次

ページ

まえがき

| | |
|---|------|
| 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 1-1 |
| 1.1 事業者の名称及び代表者の氏名 | 1-1 |
| 1.2 事業者の主たる事務所の所在地 | 1-1 |
| 第2章 対象事業の目的及び内容 | 2-1 |
| 2.1 対象事業の名称 | 2-1 |
| 2.2 対象事業の目的 | 2-1 |
| 2.3 対象事業の内容 | 2-1 |
| 2.3.1 対象事業の種類 | 2-1 |
| 2.3.2 対象事業実施区域の位置 | 2-1 |
| 2.3.3 対象事業の規模及び総貯水量 | 2-4 |
| 2.3.3.1 四十四田ダムの嵩上げ | 2-4 |
| 2.3.4 対象事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項 | 2-4 |
| 2.3.5 対象事業の工事計画の概要 | 2-8 |
| 2.3.6 その他の対象事業に関する事項 | 2-11 |
| 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 | 3-1 |
| 3.1 地域の自然的状況 | 3-1 |
| 3.1.1 大気環境の状況 | 3-3 |
| 3.1.1.1 気象 | 3-3 |
| 3.1.1.2 大気質 | 3-8 |
| 3.1.1.3 騒音 | 3-12 |
| 3.1.1.4 振動 | 3-13 |
| 3.1.2 水環境の状況 | 3-14 |
| 3.1.2.1 水象 | 3-14 |
| 3.1.2.2 水質 | 3-18 |
| 3.1.3 土壌及び地盤の状況 | 3-24 |
| 3.1.4 地形及び地質の状況 | 3-28 |
| 3.1.4.1 地形 | 3-28 |
| 3.1.4.2 地質 | 3-34 |
| 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 | 3-39 |
| 3.1.5.1 動物 | 3-39 |
| 3.1.5.2 植物 | 3-75 |
| 3.1.5.3 生態系 | 3-93 |

| | | |
|---------|--|-------|
| 3.1.6 | 景観、人と自然との触れ合い活動の場の状況 | 3-111 |
| 3.1.6.1 | 景観 | 3-111 |
| 3.1.6.2 | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 3-120 |
| 3.1.7 | 一般環境中の放射性物質の状況 | 3-127 |
| 3.2 | 地域の社会的状況 | 3-129 |
| 3.2.1 | 人口及び産業の状況 | 3-131 |
| 3.2.1.1 | 人口 | 3-131 |
| 3.2.1.2 | 産業 | 3-136 |
| 3.2.2 | 土地利用の状況 | 3-145 |
| 3.2.2.1 | 土地利用状況 | 3-145 |
| 3.2.2.2 | 土地利用計画 | 3-152 |
| 3.2.3 | 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況 | 3-163 |
| 3.2.3.1 | 河川及び湖沼の利用の状況 | 3-163 |
| 3.2.3.2 | 漁業権 | 3-164 |
| 3.2.3.3 | 地下水の利用の状況 | 3-168 |
| 3.2.4 | 交通の状況 | 3-172 |
| 3.2.4.1 | 道路 | 3-172 |
| 3.2.4.2 | 鉄道 | 3-175 |
| 3.2.5 | 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の状況 | 3-179 |
| 3.2.6 | 下水道の整備の状況 | 3-204 |
| 3.2.6.1 | 公共下水道及び農業集落排水事業の状況 | 3-204 |
| 3.2.6.2 | し尿処理の状況 | 3-206 |
| 3.2.7 | 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 | 3-207 |
| 3.2.8 | その他の事項 | 3-312 |
| 第4章 | 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 | 4-1 |
| 4.1 | 環境影響評価の項目 | 4-1 |
| 4.1.1 | 環境影響評価の項目の選定 | 4-1 |
| 4.1.2 | 環境影響評価の項目の選定理由 | 4-4 |
| 4.2 | 調査、予測及び評価の手法 | 4-7 |
| 4.2.1 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 4-7 |
| 4.2.1.1 | 大気環境 | 4-7 |
| 4.2.1.2 | 水環境 | 4-21 |
| 4.2.2 | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 4-43 |

| | |
|-------------------------|-------|
| 4.2.2.1 動物 | 4-43 |
| 4.2.2.2 植物 | 4-81 |
| 4.2.2.3 生態系 | 4-97 |
| 4.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | 4-109 |
| 4.2.3.1 景観 | 4-109 |
| 4.2.3.2 人と自然との触れ合いの活動の場 | 4-113 |
| 4.2.4 環境への負荷の量の程度 | 4-119 |
| 4.2.4.1 廃棄物等 | 4-119 |

参考資料

(空白のページ)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称及び代表者の氏名

国土交通省 東北地方整備局

代表者 局長 山本 巧

1.2 事業者の主たる事務所の所在地

国土交通省 東北地方整備局

〒980-8602

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟

TEL 022-225-2171(代表)

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所(事務所長 畑山 作栄)

〒020-0123

盛岡市下厨川字四十四田 1

TEL 019-643-7831 (代表)

(空白のページ)

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の名称

北上川上流ダム再生事業

2.2 対象事業の目的

北上川上流ダム再生事業は、既設の四十四田ダムの嵩上げにより、洪水調節の機能向上を図るものである。

四十四田ダム嵩上げは、堤高を約 2m 嵩上げすることによって、有効貯水容量^{注)1}約 4,300 万 m³を確保し、新たに洪水調節容量^{注)2}を約 20%増強し、県都盛岡市の治水安全度の早期向上を目的とする。

(1) 洪水調節

四十四田ダム地点の計画高水のピーク流量^{注)3}毎秒約 1,900m³のうち、毎秒約 1,100m³の洪水調節を行い、北上川流域の洪水被害を軽減する。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 対象事業の種類

国土交通省東北地方整備局が行うダム再生事業（四十四田ダム）

2.3.2 対象事業実施区域^{注)4}の位置

対象事業実施区域の位置は図 2.3-1 に示す、北上川水系北上川の岩手県盛岡市下厨川字四十四田 1 に位置する四十四田ダム周辺である。

注)1. 「有効貯水容量」とは、ダムの総貯水容量から堆砂容量を除いた容量。

注)2. 「洪水調節容量」とは、常時満水位からサーチャージ水位までの容量。

注)3. 「計画高水のピーク流量」とは、治水計画上の流量で、ダムなどの洪水貯留施設がある場合にはその洪水低減機能を考慮した河川で安全に流すことのできる最大の流量。

注)4. 「対象事業実施区域」とは、対象ダム事業が実施されるべき区域をいう。



図 2.3-1 (1)
対象事業実施区域の位置

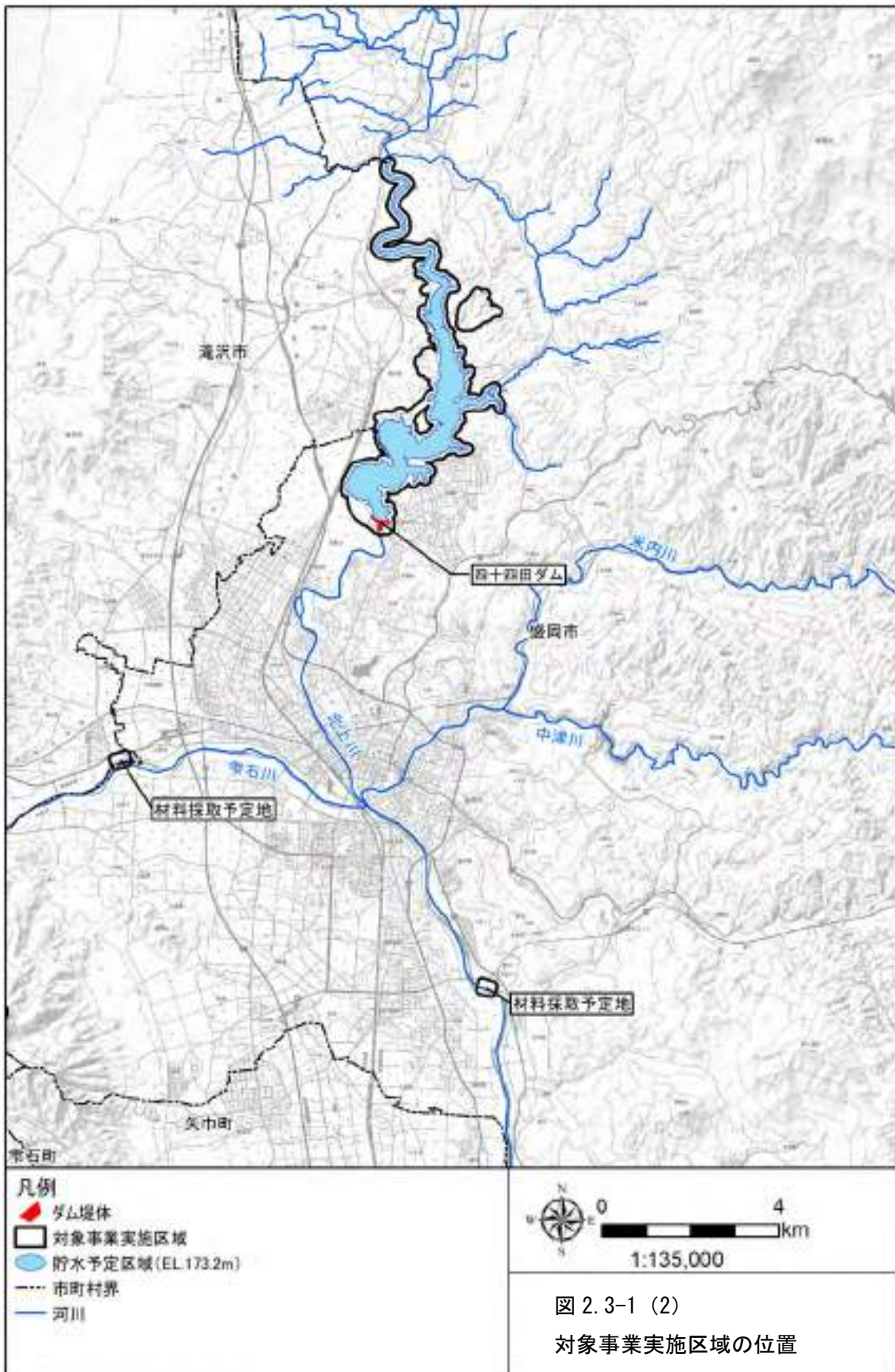


図 2.3-1 (2)
対象事業実施区域の位置

2.3.3 対象事業の規模及び総貯水量

2.3.3.1 四十四田ダムの嵩上げ

(1) 湛水面積（サーチャージ水位^{注)1}における貯水池の水面の面積）

約 430ha（再生前は、390ha、40ha 増）

(2) 総貯水量

・総貯水容量^{注)2} : 54,600,000m³（再生前は、47,100,000m³、7,500,000m³ 増）

・有効貯水容量 : 43,000,000m³（再生前は、35,500,000m³、7,500,000m³ 増）

2.3.4 対象事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項

(1) 四十四田ダムの堤体の規模に関する事項

四十四田ダムの堤体の規模に関する事項を以下に、ダム堤体の平面図、上流面図、下流面図、標準断面図（重力ダム部）、標準断面図（フィルダム右岸部）及び増設洪水吐き縦断図を図 2.3-3～8 にそれぞれ示す。

1) 堤体

・堤高^{注)3} : 52.0m（再生前は、50.0m、2.0m 増）

・堤頂長^{注)4} : 560.0m（再生前は、480.0m、80.0m 増）

・天端標高^{注)5} : 重力ダム部標高 175.2m（再生前は、標高 174.0m、1.2m 増）

2) 貯水池

・集水面積 : 1,196km²

・堆砂容量^{注)6} : 11,600,000m³

・常時満水位^{注)7} : 標高 170.6m（再生前は、標高 170.0m、0.6m 増）

・サーチャージ水位 : 標高 173.2m（再生前は、標高 171.0m、2.2m 増）

注)1. 「サーチャージ水位」とは、洪水時にダムが洪水調節をして貯留する際の最高水位。

注)2. 「総貯水容量」とは、堆砂容量、利水容量、洪水調節容量を全部合計したもの。

注)3. 「堤高」とは、基礎地盤から堤頂までのダムの高さ。

注)4. 「堤頂長」とは、堤頂部分の右岸から左岸までのダムの長さ。

注)5. 「天端標高」とは、ダム堤体の一番上部の標高。

注)6. 「堆砂容量」とは、一定期間（100年間）にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を貯える容量。

注)7. 「常時満水位」とは、平常時にダムによって貯留させたときの最高水位。

(2) 四十四田ダムの堤体の形式

重力式コンクリート・フィル複合ダム^{注)1}

(3) 四十四田ダムの供用に関する事項

1) 洪水調節

有効貯水容量 43,000,000m³のうち、41,400,000m³の貯水量を利用して、四十四田ダム地点の計画高水のピーク流量毎秒約 1,900m³のうち、毎秒約 1,100m³の洪水調節を行うものとする。

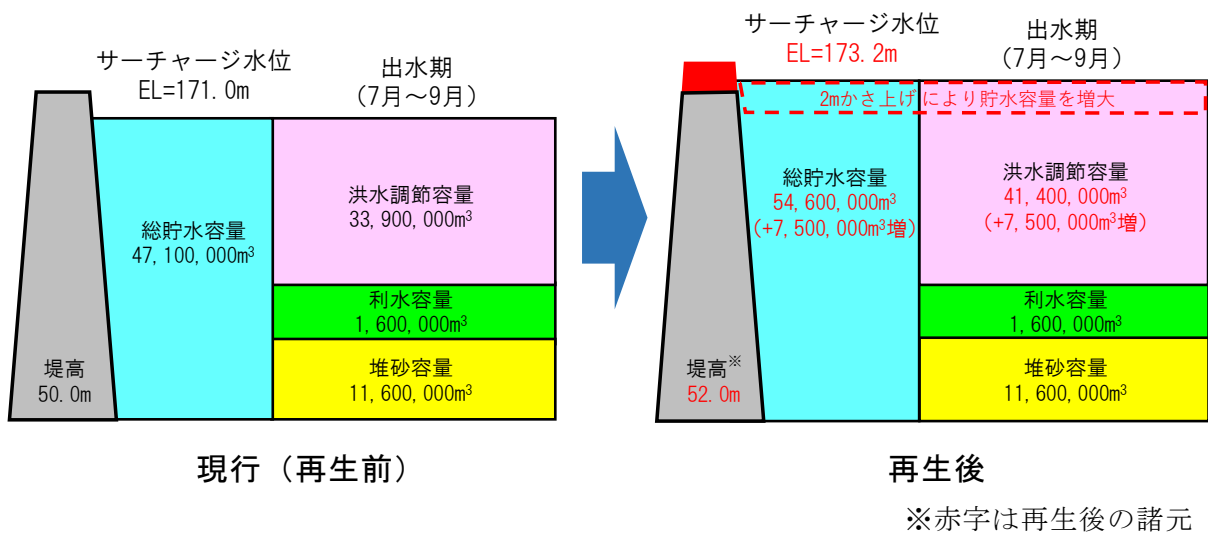


図 2.3-2 貯水池容量配分図

注)1. 「重力式コンクリートダム」は、コンクリートでダムの堤体を造り、その重さで水圧に抵抗して水を貯めるように造られたダム。「フィルダム」は、堤体を造る材料として岩石、砂利、土を利用するダム。四十四田ダムは、重力式コンクリートダムとフィルダムとの組み合わせで造られる複合型のダム。

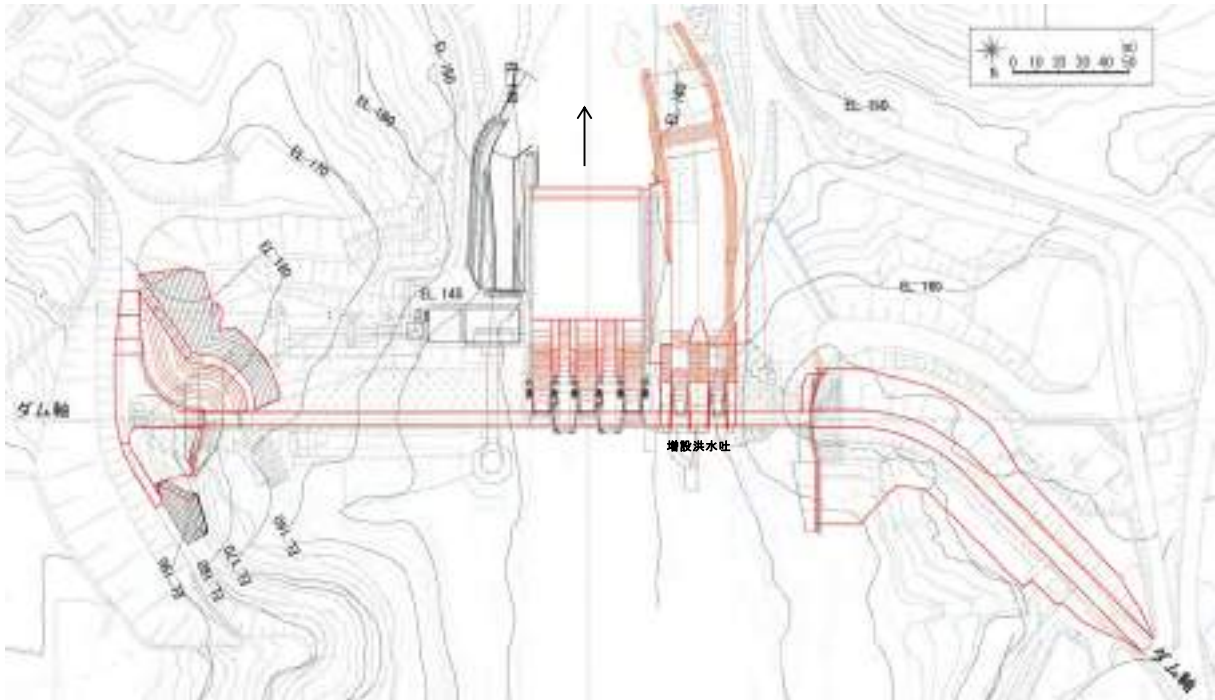


図 2.3-3 ダム堤体の平面図

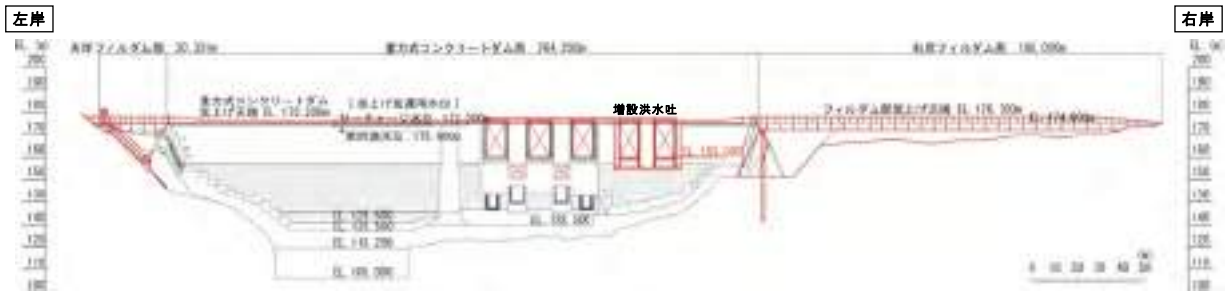


図 2.3-4 ダム堤体の上流面図



図 2.3-5 ダム堤体の下流面図

※赤線は再生後の構造



図 2.3-6 ダム堤体の標準断面図（重力式コンクリートダム部）

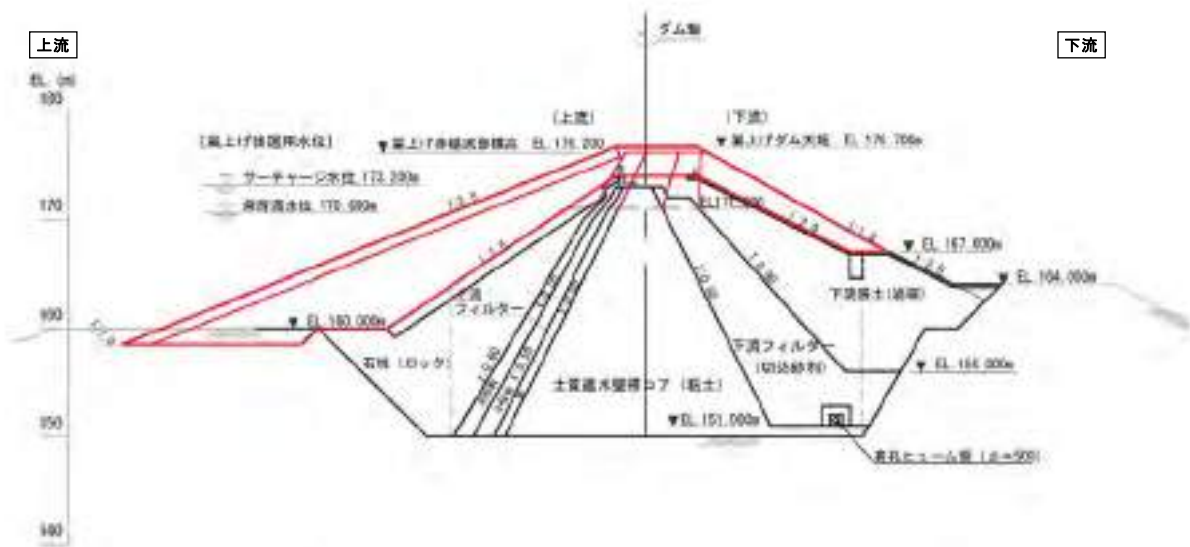


図 2.3-7 ダム堤体の標準断面図（右岸フィルダム部）



図 2.3-8 増設洪水吐き縦断面図

※赤線は再生後の構造

2.3.5 対象事業の工事計画の概要

北上川上流ダム再生事業における工事は、大きく分けると、工事用道路の設置の工事、ダムの堤体の工事、道路の付替の工事等で構成される。これらの工事は、効率良く工事が実施できるよう、図 2.3-9 に示す工事計画で施工する。また、工事計画概要図を図 2.3-10 に示す。

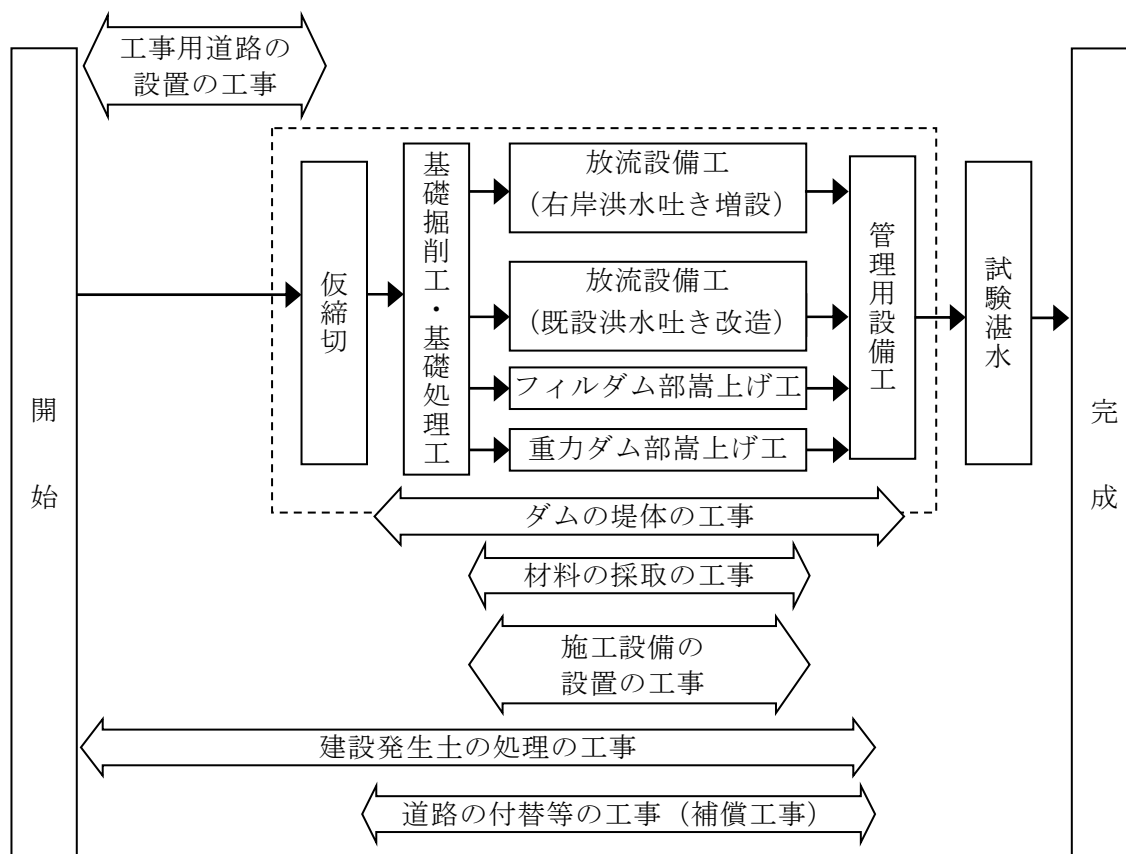


図 2.3-9 工事計画の流れ

(1) 工事用道路の設置の工事

掘削土、骨材、コア材、フィルター材、ロック材、建設資材等を運搬するための道路を建設する。

(2) ダムの堤体の工事

- ・ 仮締切：基礎掘削工等に先立ち、仮締切を設置する。
- ・ 基礎掘削工：フィルダム嵩上げ部の表土を剥ぎ、機械掘削等を行い、ダム基礎岩盤となる岩盤まで掘削する。また、既設堤体の上部を撤去する。重力ダム嵩上げ部は既設堤体のはつり処理を行う。
- ・ 基礎処理工：ダム基礎として所要の地盤を確保するため、基礎岩盤の一体化及び遮水

性を確保する工事を行う。

- ・ 放流設備工：右岸洪水吐きの増設の工事及び既設洪水吐きの改造の工事を行うとともに、これらの操作のための設備を設置する。
- ・ フィルダム部嵩上げ工：コア材、フィルター材、ロック材により盛り立てを行う。
- ・ 重力ダム部嵩上げ工：ダム堤体のコンクリートを打設する。
- ・ 管理用設備工：ダム堤体及び基礎岩盤内に堤体の挙動を観察する様々な機器やダム下流の警報設備、天端橋梁等を整備する。

(3) 材料の採取の工事

ダムの堤体の材料となるコア材、フィルター材を材料採取地から採取する。

(4) 施工設備の設置の工事

施工設備として、骨材プラント、コンクリート製造設備、濁水処理施設、コア材の仮置き場、ダム堤体工事の資材置き場等を設置する。

(5) 建設発生土の処理の工事

土石等の建設発生土は、対象事業実施区域内において処理を行う。

(6) 道路の付替等の工事（補償工事）

現在の一般県道 16 号線岩姫橋、岩洞第二発電所、北上川横断サイフォンはダム建設により一部水没するため、道路の付替え等の補償工事を行う。

(7) 試験湛水

ダムが完成した後に、サーチャージ水位まで貯水してから放流し、ダム本体、放流設備、貯水池周辺等の安全性の検証を行う。

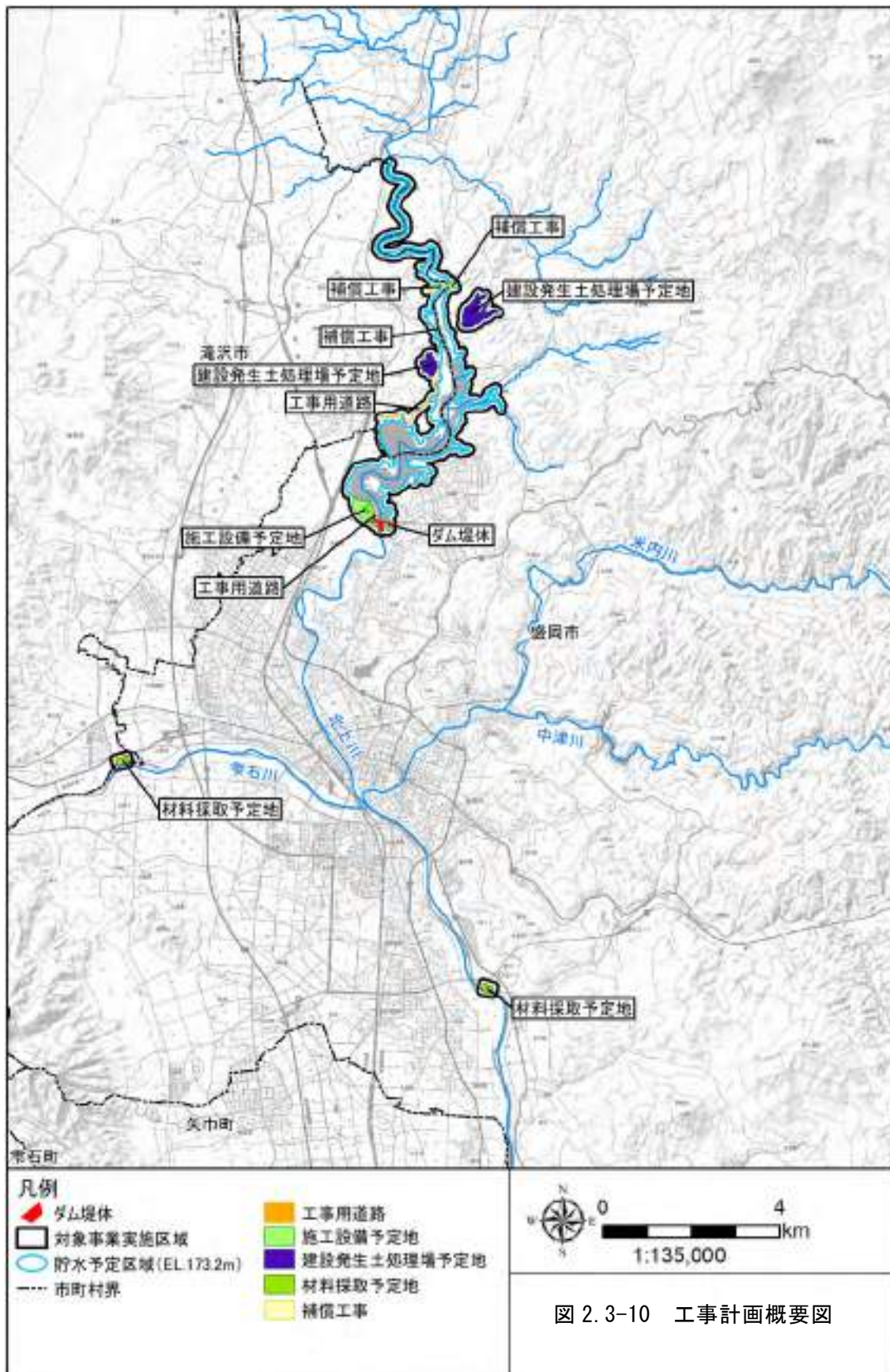


图 2.3-10 工事計画概要図

2.3.6 その他の対象事業に関する事項

(1) 対象事業の実施に係る環境配慮事項

北上川上流ダム再生事業における計画を具体化する過程において、環境への配慮に関して考慮した事項を以下に示す。

1) 環境に配慮した施工時の工夫

ダム堤体の工事は、現在のダムの運用水位の条件下（平常時最高水位 EL. 170. 0m、制限水位 EL. 159. 0m）で行うため、現状より貯水位は低下しない。

また、施工区域を鋼管矢板で遮水し、ドライな状態で工事を行うことで、ダム湖内の堆積土砂の流出を防止する。また、鋼管矢板や仮栈橋の地中部分を残置することで、引抜き時の堆砂巻き上げを抑制する。

2) 建設発生土の再利用

北上川上流ダム再生事業において発生する土石等の建設発生土は、付替道路等、対象事業実施区域内で再利用することにより、建設発生土の発生を抑え、環境への負荷を低減する計画とする。

3) 原石山の廃止

ダム堤体の材料となる骨材、ロック材の調達方法については、当初予定していた原石山からの採取を取りやめ、材料購入による調達とした。

これにより、改変面積を縮小し、対象事業実施区域周辺の自然環境の保全に配慮した。

(空白のページ)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 地域の自然的状況

地域の自然的状況として、以下の事項について整理した。

- ・ 気象、大気質、騒音及び振動に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況
- ・ 水象及び水質の状況に係る環境(以下「水環境」という。)の状況
- ・ 土壌及び地盤の状況
- ・ 地形及び地質の状況
- ・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- ・ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
- ・ 一般環境中の放射性物質の状況

調査の対象とした範囲(以下「自然的状況の調査範囲」という。)は、四十四田ダムの事業特性及び水質特性より、支川からの流入水による希釈及び自浄作用の効果によって北上川の紫波橋より下流ではダムによる水質変化の影響の程度が小さくなることを踏まえ、図 3.1-1 に示すとおり、対象事業実施区域を含む範囲として、北上川の紫波橋までの集水域とした。ただし、景観の状況については、p. 3-117 の図 3.1.6-1 に示すとおり、ダム堤体を十分視認できる範囲を考慮して、ダム堤体を中心にダム堤頂長の 100 倍の距離を半径とする円内とした。

調査期間は令和 3 年度（気象、水象、水質は令和 3 年、大気質、騒音、振動は令和 2 年度）までとした。

3.1.1 大気環境の状況

3.1.1.1 気象

自然的状況の調査範囲における気象については、気象庁及び国土交通省が実施した調査結果がある。これらの調査地点を図 3.1.1-1 に示す。各調査地点の気象の状況を表 3.1.1-1 に示す。

気象庁及び国土交通省の調査のうち、対象事業実施区域に最も近い四十四田ダム気象観測所の過去 10 年間の観測結果は表 3.1.1-2 に示すとおりであり、年平均気温 10.6℃、年平均降水量 1,274mm、年平均風速 2.3m/秒である。四十四田ダム気象観測所における令和 3 年の月別変化は、図 3.1.1-2 に示すとおりであり、月平均の最高気温は 24.0℃(7 月)、最低気温は -3.4℃(1 月)である。降水量は 8 月が 188mm と最も多く、2 月が 59mm と最も少ない。風配図は図 3.1.1-3 に示すとおりであり、南南東の風が卓越している。

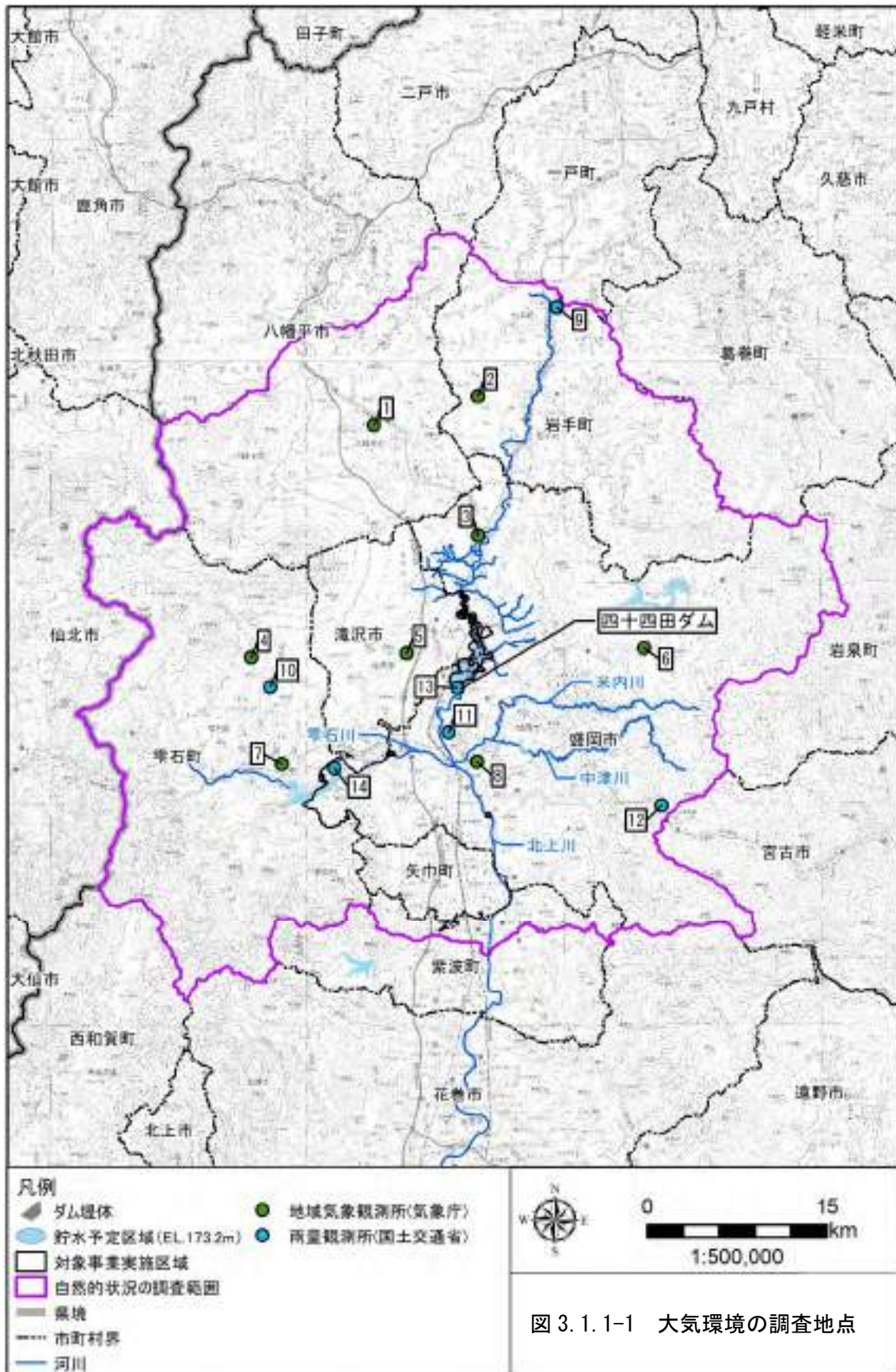


表 3.1.1-1 気象の状況

| No. | 地点名 | 観測項目 ^{注1)} | 単位 | 年の平均 | 対象期間 | 観測機関 | 資料 | | | |
|-----|-------------|---------------------|-----|-------|------------|------|-----|--------------------------------------|-------------------------------|---|
| 1 | 岩手松尾地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,087 | 平成元年～令和3年 | 気象庁 | 1 | | | |
| | | 気温 | ℃ | 9.5 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 1.9 | | | | | | |
| | | 最多風向 | 方位 | 西北 | | | | | | |
| 2 | 一方井地域気象観測所 | 降水量 | mm | 972 | 平成26年～令和3年 | | | 1 | | |
| 3 | 好摩地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,183 | 平成元年～令和3年 | | 気象庁 | 1 | | |
| | | 気温 | ℃ | 9.9 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 2.3 | | | | | | |
| | | 最多風向 | 方位 | 南南西 | | | | | | |
| 4 | 葛根田地域気象観測所 | 降水量 | mm | 2,062 | 平成元年～令和3年 | | | | 1 | |
| 5 | 滝沢地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,454 | 平成17年～令和3年 | | | | 1 | |
| 6 | 藪川地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,424 | 平成元年～令和3年 | | | 気象庁 | 1 | |
| | | 気温 | ℃ | 6.4 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 1.3 | | | | | | |
| | | 最多風向 | 方位 | 西南西 | | | | | | |
| 7 | 雫石地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,558 | 平成元年～令和3年 | 気象庁 | | | 1 | |
| | | 気温 | ℃ | 9.7 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 1.8 | | | | | | |
| | | 最多風向 | 方位 | 西南西 | | | | | | |
| 8 | 盛岡地域気象観測所 | 降水量 | mm | 1,290 | 平成元年～令和3年 | | 気象庁 | | 1 | |
| | | 気温 | ℃ | 10.6 | | | | | | |
| | | 湿度 | % | 74.1 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 2.9 | | | | | | |
| 9 | 御堂雨量観測所 | 降水量 | mm | 1,043 | 平成元年～令和3年 | | | | 国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 | 2 |
| 10 | 葛根田雨量観測所 | 降水量 | mm | 1,697 | 平成元年～令和3年 | | | | | 2 |
| 11 | 盛岡雨量観測所 | 降水量 | mm | 1,195 | 平成元年～令和3年 | | | 2 | | |
| 12 | 区界雨量観測所 | 降水量 | mm | 873 | 平成元年～令和3年 | | | 2 | | |
| 13 | 四十四田ダム気象観測所 | 降水量 | mm | 1,298 | 平成元年～令和3年 | | | 国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合 管理事務所 | 2 | |
| | | 気温 | ℃ | 10.4 | | | | | | |
| | | 湿度 | % | 78.5 | | | | | | |
| | | 風速 | m/秒 | 2.6 | | | | | | |
| 14 | 御所雨量観測所 | 降水量 | mm | 1,295 | 平成元年～令和3年 | | | 3 | | |

注)1. 降水量は、対象期間における各年の年間降水量の平均値である。

その他の項目は、対象期間における年平均の平均値である。

2. 年間の値は、対象期間のうち統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値を除いた統計値である。

資料)1. 過去の気象データ検索(気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

2. 気象データ(国土交通省資料 平成元年～令和3年)

3. 水文水質データベース(国土交通省 <http://www1.river.go.jp/>)

をもとに作成

表 3.1.1-2 四十四田ダム気象観測所の気象の経年変化

| 年 観測項目 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 令和 元年 | 令和 2年 | 令和 3年 | 平均 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-------|
| 降水量(mm) | 931 | 1,501 | 1,251 | 1,150 | 1,325 | 1,555 | 1,352 | 985 | 1,425 | 1,269 | 1,274 |
| 気温(°C) | 10.3 | 10.1 | 10.2 | 11.1 | 10.7 | 10.1 | 10.5 | 10.8 | 11.0 | 11.0 | 10.6 |
| 湿度(%) | 80 | 81 | 78 | 77 | 76 | 79 | 78 | 75 | 78 | 77 | 78 |
| 風速(m/秒) | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.4 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.3 |
| 最多風向 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 | 南南東 |

注)1. 降水量は、各年の年間降水量である。

2. 気温、湿度及び風速は年平均値である。

資料)1. 四十四田ダム気象観測所データ(国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所)をもとに作成

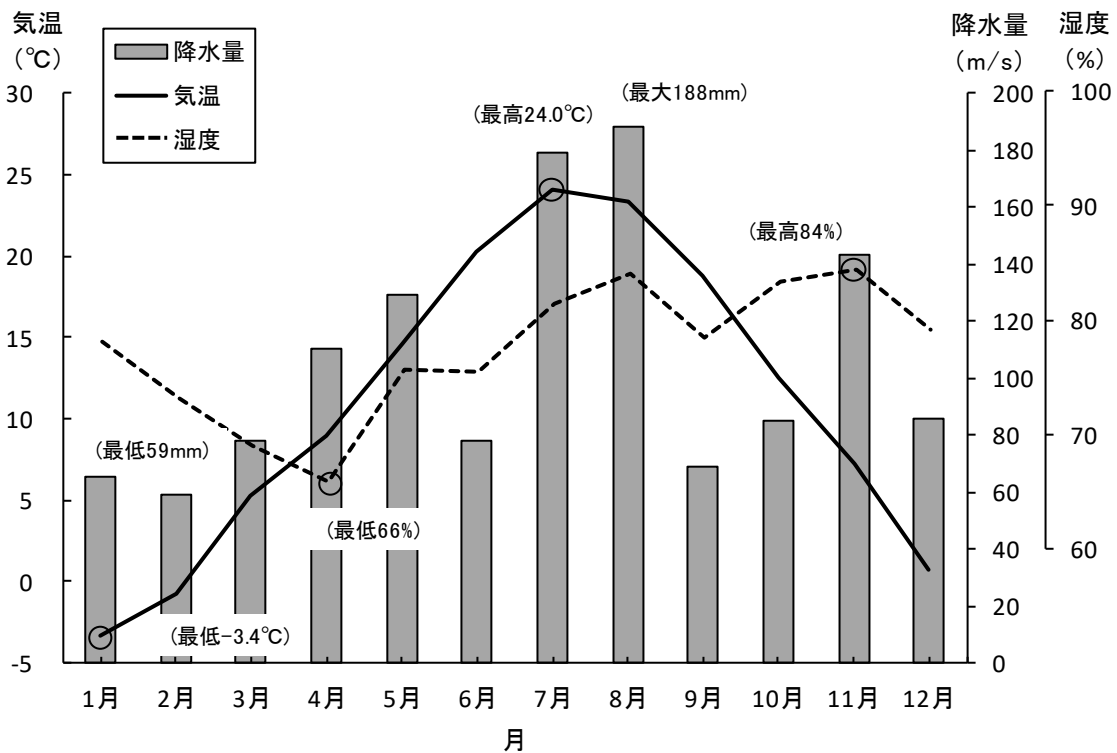


図 3.1.1-2 月別降水量、月別平均気温及び月別湿度 (四十四田ダム気象観測所[令和3年])

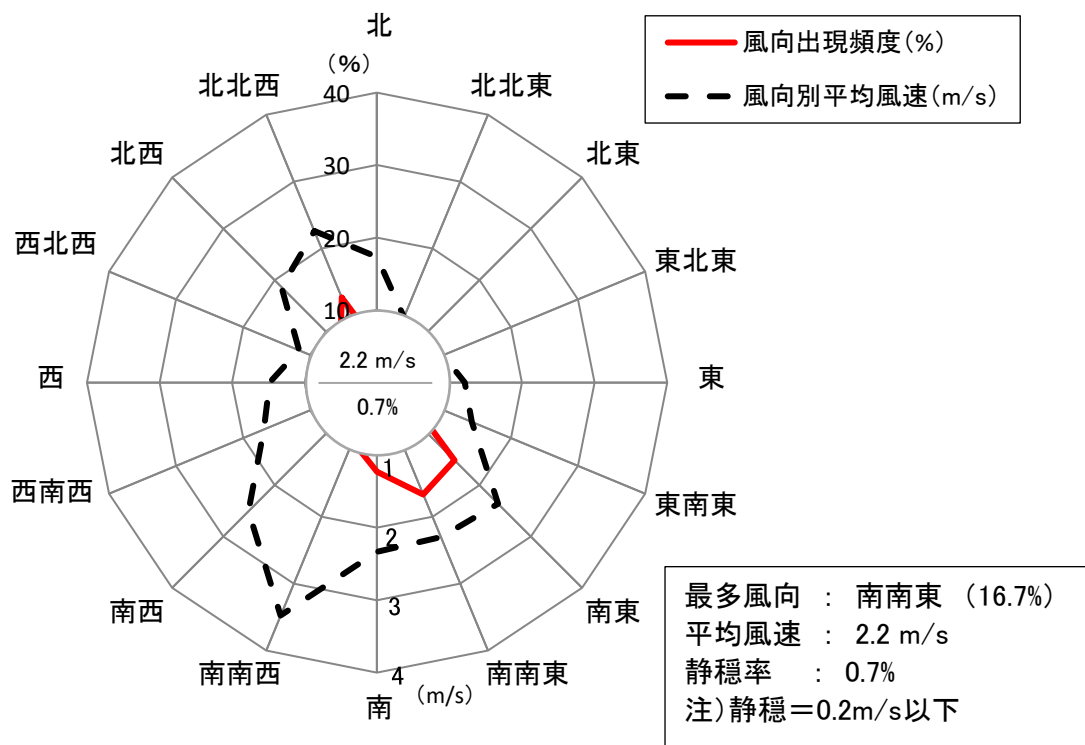


図 3. 1. 1-3 風配図 (四十四田ダム気象観測所[令和 3 年])

3.1.1.2 大気質

自然的状況の調査範囲における大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局の津志田、巣子及び日詰測定局、自動車排出ガス測定局の上田測定局がある。これら測定局の測定状況を表3.1.1-3に、位置を図3.1.1-4に示す。

測定結果は表3.1.1-4に示すとおりであり、全項目で環境基準を満たしている。

表3.1.1-3 大気汚染常時監視測定局の測定状況

| No. | 種別 | 局名 | 所在地 | 設置主体 | 測定項目 | | | | |
|-----|-----|-----|----------------|------|-----------------|-----|-----------------|----|-------|
| | | | | | NO ₂ | SPM | SO ₂ | CO | PM2.5 |
| 1 | 一般局 | 津志田 | 盛岡市津志田14地割37-2 | 盛岡市 | ○ | ○ | ○ | — | ○ |
| 2 | 自排局 | 上田 | 盛岡市上田4丁目1-1 | 盛岡市 | ○ | ○ | — | ○ | ○ |
| 3 | 一般局 | 巣子 | 滝沢市巣子730-15 | 岩手県 | ○ | ○ | ○ | — | ○ |
| 4 | 一般局 | 日詰 | 紫波町日詰字東裏85-6 | 岩手県 | ○ | — | — | — | — |

注)1. 「○」:測定している項目、「—」:測定していない項目を示す。

資料)1. 「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表3.1.1-4(1) 二酸化窒素(NO₂)の測定結果(令和2年度)

| No. | 種別 | 局名 | 年平均値 | 1時間値の最高値 | 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 | | 日平均値の年間98%値 | 環境基準の適否 |
|-----|-----|-----|-------|----------|-------------------------|-----|---------------------------------|-----|-------------|---------|
| | | | ppm | ppm | 日 | % | 日 | % | ppm | |
| 1 | 一般局 | 津志田 | 0.006 | 0.053 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.021 | ○ |
| 2 | 自排局 | 上田 | 0.007 | 0.051 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.020 | ○ |
| 3 | 一般局 | 巣子 | 0.004 | 0.045 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.015 | ○ |
| 4 | 一般局 | 日詰 | 0.005 | 0.040 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.015 | ○ |

注)1. 表中の「環境基準の適否」の欄で、○:適 ×:否を示す。

2. 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料)1. 「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表 3.1.1-4(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果(令和 2 年度)

| No. | 種別 | 局名 | 年平均値 | | | 1 時間値が 0.2 mg/m ³ を超えた 時間数と その割合 | | 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 | | 1 時間値 の 最高値 | 日平均 値の 2% 除外値 | 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数が 2 日以 上連続した ことの有無 | 環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 | | 環境基準 の適否 | |
|-----|-----|-----|-------------------|----|-----|---|-----|--|-------------------|-------------------|---------------------|--|---|---|-------------|----|
| | | | mg/m ³ | 時間 | % | 日 | % | mg/m ³ | mg/m ³ | | | | 有×・無○ | 日 | 短期 | 長期 |
| 1 | 一般局 | 津志田 | 0.014 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.149 | 0.040 | ○ | 0 | ○ | ○ | | | |
| 2 | 自排局 | 上田 | 0.011 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.081 | 0.034 | ○ | 0 | ○ | ○ | | | |
| 3 | 一般局 | 巣子 | 0.011 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.107 | 0.028 | ○ | 0 | ○ | ○ | | | |

注)1. 表中の「環境基準の適否」の欄で、○：適 ×：否 を示す。

2. 環境基準：

- ・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。
- ・長期的評価：年間の日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下であること。ただし、日平均値が 0.10 mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

資料)1. 「令和 2 年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表 3.1.1-4(3) 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果(令和 2 年度)

| No. | 種別 | 局名 | 年平均値 | | | 1 時間値が 0.1ppm を 超えた時 間数とそ の割合 | | 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 とその割 合 | | 1 時間値 の 最高値 | 日平均 値の 2% 除外値 | 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 が 2 日以 上連続した ことの有無 | 環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が 0.04ppm を 超えた日数 | | 環境基準 の適否 | |
|-----|-----|-----|-------|----|-----|---|-----|--|-------|-------------------|---------------------|---|--|---|-------------|----|
| | | | ppm | 時間 | % | 日 | % | ppm | ppm | | | | 有×・無○ | 日 | 短期 | 長期 |
| 1 | 一般局 | 津志田 | 0.000 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.004 | 0.001 | ○ | 0 | ○ | ○ | | | |
| 3 | 一般局 | 巣子 | 0.000 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.005 | 0.001 | ○ | 0 | ○ | ○ | | | |

注)1. 表中の「環境基準の適否」の欄で、○：適 ×：否 を示す。

2. 環境基準：

- ・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
- ・長期的評価：年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

資料)1. 「令和 2 年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表 3.1.1-4(4) 一酸化炭素(CO)の測定結果(令和2年度)

| No. | 種別 | 局名 | 年平均値 | 8時間値が20ppmを超えた回数とその割合 | | 日平均値が10ppmを超えた日数とその割合 | | 1時間値の最高値 | 日平均値の2%除外値 | 日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数 | | 環境基準の適否 | |
|-----|-----|----|------|-----------------------|-----|-----------------------|-----|----------|------------|--------------------------------|------------------------------|-----|---------|-------|
| | | | | ppm | 回 | % | 日 | | | | % | ppm | ppm | 有×・無○ |
| 2 | 自排局 | 上田 | 0.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1.1 | 0.4 | ○ | 0 | ○ | ○ | |

注)1. 表中の「環境基準の適否」の欄で、○：適 ×：否 を示す。

2. 環境基準：

- ・短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
- ・長期的評価：年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料)1. 「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表 3.1.1-4(5) 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果(令和2年度)

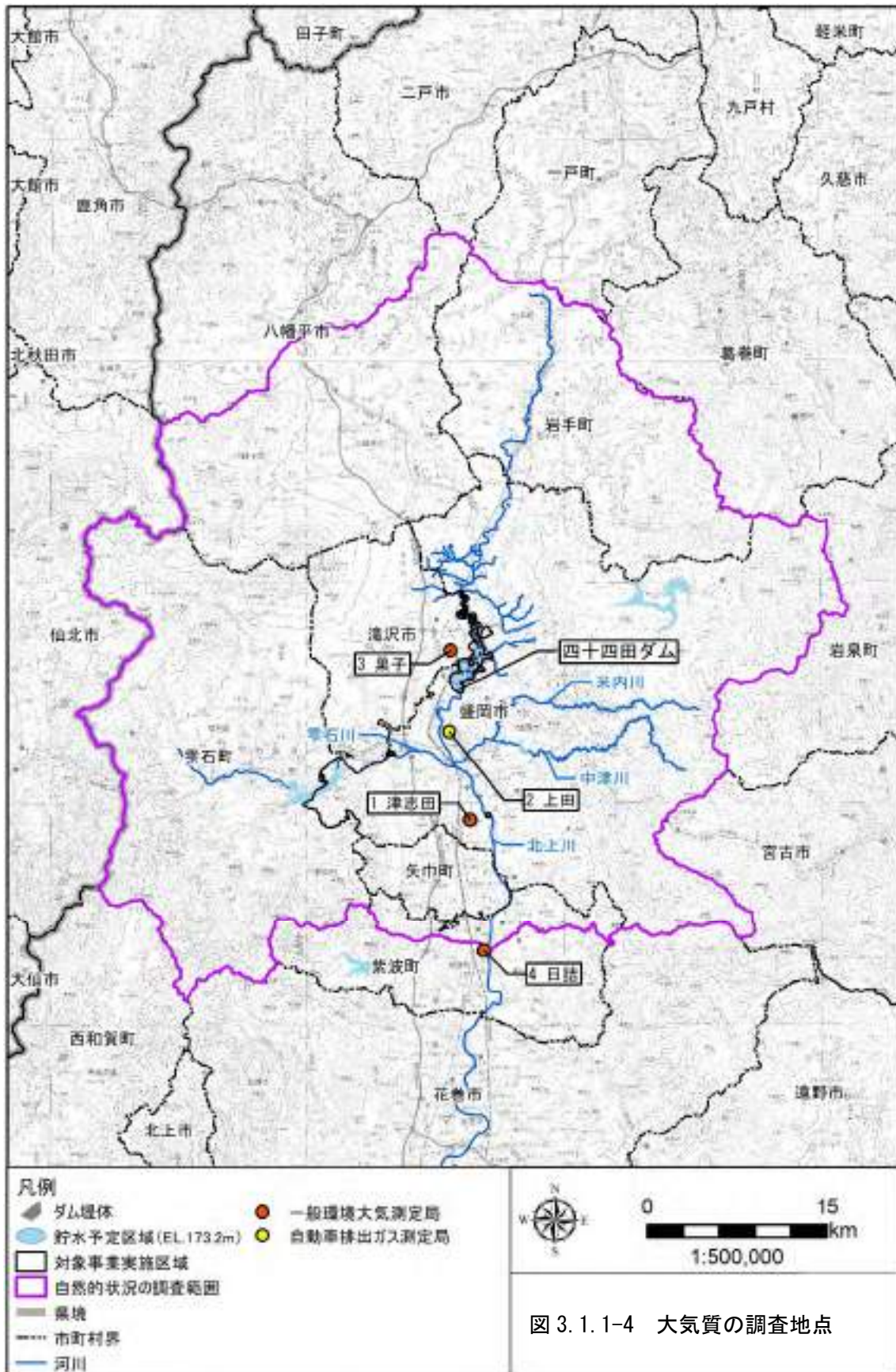
| No. | 種別 | 局名 | 年平均値 | 日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合 | | 日平均値の最高値 | 日平均値の年間98%値 | 環境基準の適否 | |
|-----|-----|-----|------|--|-----|----------|-------------|---------|------------------------|
| | | | | μ g/m ³ | 日 | | | % | μ g/m ³ |
| 1 | 一般局 | 津志田 | 7.9 | 2 | 0.6 | 37.3 | 23.0 | ○ | ○ |
| 2 | 自排局 | 上田 | 8.7 | 2 | 0.6 | 39.6 | 24.9 | ○ | ○ |
| 3 | 一般局 | 巣子 | 7.8 | 2 | 0.6 | 44.4 | 22.6 | ○ | ○ |

注)1. 表中の「環境基準の適否」の欄で、○：適 ×：否 を示す。

2. 環境基準：

- ・短期的評価：年平均値が15 μ g/m³以下であること。
- ・長期的評価：日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であること。

資料)1. 「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成



3.1.1.3 騒音

自然的状況の調査範囲における騒音については、「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)によると、各市町において自動車騒音の常時監視が行われている。

関係市町における自動車騒音常時監視結果は、表3.1.1-5に示すとおりである。

令和2年度の環境基準達成状況の評価結果について、昼間・夜間ともに環境基準を満たしている割合は、盛岡市が87.7%、八幡平市が99.3%、滝沢市が98.0%、雫石町が100.0%、岩手町が94.1%、紫波町が92.1%、矢巾町が92.9%となっている。

また、「令和2年度一般環境騒音測定結果」(盛岡市)によると、自然的状況の調査範囲における一般環境騒音については、盛岡市内における一般地域15地点で測定が行われている。一般環境騒音の測定結果は、表3.1.1-6に示すとおりである。令和2年度の環境基準達成状況の評価結果について、昼間の全体の達成率は93.3%、夜間の全体の達成率は100.0%となっている。

表3.1.1-5 自動車騒音 環境基準達成状況の評価結果(令和2年度)

| 市町名 | 評価区間 延長 (km) | 評価区間 の数 (区間) | 評価結果 | | | | | | | | |
|------|--------------------|--------------------|----------------|------------------|-------|---------------|-----|---------------|-----|------------------|-----|
| | | | 住居等 戸数 戸 | 昼間・夜間とも 基準値以下 | | 昼間のみ 基準値以下 | | 夜間のみ 基準値以下 | | 昼間・夜間とも 基準値超過 | |
| | | | | 戸 | 戸 | % | 戸 | % | 戸 | % | 戸 |
| 盛岡市 | 330.7 | 181 | 30,050 | 26,341 | 87.7 | 392 | 1.3 | 798 | 2.7 | 2,519 | 8.4 |
| 八幡平市 | 9.8 | 12 | 898 | 892 | 99.3 | 0 | 0.0 | 6 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 滝沢市 | 7.7 | 15 | 1,196 | 1,172 | 98.0 | 0 | 0.0 | 7 | 0.6 | 17 | 1.4 |
| 雫石町 | 2.9 | 6 | 315 | 315 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 岩手町 | 7.6 | 13 | 574 | 540 | 94.1 | 14 | 2.4 | 0 | 0.0 | 20 | 3.5 |
| 紫波町 | 8.7 | 10 | 1,039 | 957 | 92.1 | 0 | 0.0 | 27 | 2.6 | 55 | 5.3 |
| 矢巾町 | 9.2 | 11 | 945 | 878 | 92.9 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 67 | 7.1 |

注) 1. 市の区間は当該市、町の区間は県が常時監視を実施している。

資料) 1. 「令和2年度環境調査 測定結果」(岩手県)をもとに作成

表3.1.1-6 一般環境騒音 環境基準達成状況の評価結果(令和2年度)

| 市名 | 地域類型 | 評価結果 | | | | |
|-----|------|-------|---------------|------------|------------|----------------|
| | | 測定地点数 | 昼間・夜間 とも達成 | 昼間のみ 達成 | 夜間のみ 達成 | 昼間・夜間 とも未達成 |
| | | 地点 | 地点 | 地点 | 地点 | 地点 |
| 盛岡市 | A 類型 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | B 類型 | 5 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| | C 類型 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |

注) 1. 盛岡市以外の市町は一般環境騒音の測定を実施していない。

資料) 1. 「令和2年度一般環境騒音測定結果」(盛岡市)

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/sokuteikekka/1010378/1039037/1039038.html>
をもとに作成

3.1.1.4 振動

自然的状況の調査範囲における振動については、「令和2年度道路交通振動測定結果」(盛岡市)によると、盛岡市内における一般地域19地点で道路交通振動の測定が行われている。道路交通振動の測定結果は、表3.1.1-7に示すとおりである。令和2年度の要請限度達成状況の評価結果について、昼間・夜間ともに要請限度を満たしている。

表 3.1.1-7 道路交通振動 要請限度達成状況の評価結果(令和2年度)

| 測定地点 | 用途地域 | 路線名 | 車線数 | 測定日 | 昼間 | 適否 | 夜間 | 適否 |
|---------|----------------|------------------------|-----|------------|----|----|----|----|
| 津志田町二丁目 | 近隣商業 | 国道4号 | 4 | 令和3年1月14日 | 46 | 適 | 38 | 適 |
| 南仙北二丁目 | 準工業 | 国道4号 | 4 | 令和3年1月5日 | 37 | 適 | 29 | 適 |
| 高松一丁目 | 近隣商業 | 国道4号 | 4 | 令和2年12月8日 | 51 | 適 | 39 | 適 |
| 上堂四丁目 | 準工業 | 国道4号 | 4 | 令和2年11月26日 | 46 | 適 | 38 | 適 |
| 前九年一丁目 | 第1種住居 | 国道46号 | 2 | 令和2年12月22日 | 47 | 適 | 38 | 適 |
| 中野一丁目 | 近隣商業 | 国道106号 | 3 | 令和2年12月15日 | 37 | 適 | 27 | 適 |
| 門一丁目 | 第1種住居 | 国道396号 | 4 | 令和3年1月5日 | 38 | 適 | 28 | 適 |
| 三ツ割五丁目 | 第1種住居 | 国道455号 | 4 | 令和2年12月8日 | 44 | 適 | 28 | 適 |
| 中央通二丁目 | 商業 | 主要地方道 盛岡横手線 | 4 | 令和2年12月15日 | 42 | 適 | 32 | 適 |
| 下太田下川原 | 第1種住居 | 主要地方道 盛岡和賀線 | 4 | 令和3年1月22日 | 33 | 適 | 24 | 適 |
| 津志田南三丁目 | 商業 | 主要地方道 上米内湯沢線 | 4 | 令和3年1月14日 | 41 | 適 | 32 | 適 |
| 安倍館町 | 第1種住居 | 県道氏子橋 夕顔瀬線 | 2 | 令和2年12月24日 | 46 | 適 | 40 | 適 |
| 月が丘一丁目 | 近隣商業 | 県道盛岡滝 沢線 | 4 | 令和2年11月26日 | 39 | 適 | 33 | 適 |
| 洪民字駅 | 近隣商業 | 県道洪民田 頭線 | 2 | 令和2年11月17日 | 40 | 適 | 24 | 適 |
| 松園一丁目 | 第2種中高 層住居専用 | 市道清水頭 西松園二丁 目1号線 | 4 | 令和2年12月1日 | 53 | 適 | 42 | 適 |
| 黒石野一丁目 | 第1種住居 | 市道本町通 二丁目小鳥 沢2号線 | 4 | 令和2年12月1日 | 36 | 適 | 27 | 適 |
| 盛岡駅前北通 | 近隣商業 | 市道開運橋 夕顔瀬線 | 4 | 令和2年12月22日 | 36 | 適 | 32 | 適 |
| 向中野二丁目 | 近隣商業 | 市道向中野 線 | 4 | 令和3年1月21日 | 43 | 適 | 27 | 適 |
| 本宮四丁目 | 第1種住居 | 市道本宮線 | 4 | 令和3年1月21日 | 33 | 適 | 34 | 適 |

資料)1. 「令和2年度道路交通振動測定結果」(盛岡市
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/sokuteikekka/1010378/1039037/1039041.html>)
 をもとに作成

3.1.2 水環境の状況

3.1.2.1 水象

(1) 河川

北上川は、その源を岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、岩手県のほぼ中央部を北から南に縦貫し、一関市下流の狭窄部を経て宮城県に入り、太平洋に注ぐ。その流域は岩手、宮城両県にまたがり、流域面積は 10,150km²、幹川流路延長は 249km におよぶ東北地方最大の河川である。

表 3.1.2-1 北上川の概要

| 河川名 | 流域面積(km ²) | 幹川流路延長(km) |
|-----|------------------------|------------|
| 北上川 | 10,150 | 249 |

資料)1. 北上川水系河川整備基本方針（国土交通省 平成 24 年 11 月）をもとに作成

(2) 流況

自然的状況の調査範囲にある流量観測地点のうち、7カ所の流量観測地点を図 3.1.2-1 に示す。これらの流量観測地点における流量の把握状況を表 3.1.2-2 に示し、その対象期間の流況について、日流量の最大、最小及び各年値の平均値を表 3.1.2-3 に、月平均流量を表 3.1.2-4 にそれぞれ示す。

北上川の月平均流量は、融雪期の 4 月が多くなっている。

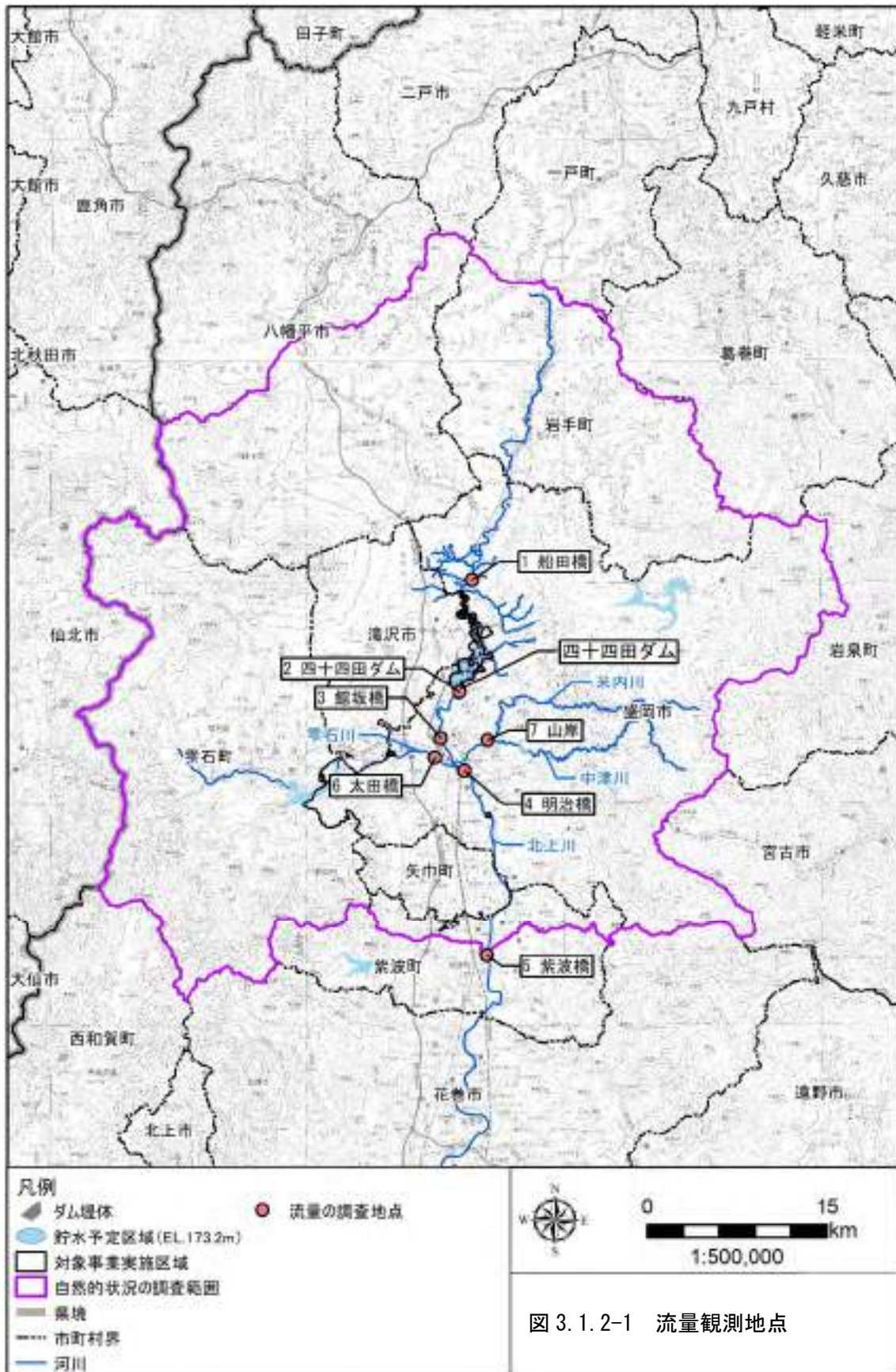


図 3.1.2-1 流量観測地点

表 3.1.2-2 現地調査による流量の把握状況

| No. | 河川名 | 観測地点 | 対象期間 | 観測機関 |
|-----|-----|--------|-----------|-----------------------------|
| 1 | 北上川 | 船田橋 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統管理事務所 |
| 2 | | 四十四田ダム | 平成元年～令和3年 | 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統管理事務所 |
| 3 | | 館坂橋 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 4 | | 明治橋 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 5 | | 紫波橋 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 6 | 雫石川 | 太田橋 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 7 | 中津川 | 山岸 | 平成元年～令和2年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |

注)1. 四十四田ダム以外の観測地点の対象期間は確定値が公表されている令和2年までとした。

表 3.1.2-3 北上川の流況

単位：m³/秒

| No. | 観測地点 | | 流況 | | | | | | 年平均 |
|-----|------------|-----|---------|-------|------|------|------|------|-------|
| | | | 最大 | 豊水 | 平水 | 低水 | 渇水 | 最小 | |
| 1 | 船田橋 | | 603.5 | 45.9 | 32.7 | 25.6 | 20.0 | 11.9 | 41.5 |
| 2 | 四十四田 ダム | 流入量 | 587.7 | 45.0 | 32.9 | 25.8 | 19.3 | 0.0 | 40.5 |
| | | 放流量 | 479.5 | 47.7 | 34.3 | 25.0 | 16.4 | 5.1 | 40.1 |
| 3 | 館坂橋 | | 576.4 | 56.8 | 40.0 | 28.8 | 17.9 | 6.4 | 47.8 |
| 4 | 明治橋 | | 1,386.7 | 114.3 | 75.2 | 52.6 | 33.9 | 11.2 | 95.3 |
| 5 | 紫波橋 | | 1,789.6 | 130.4 | 86.5 | 60.8 | 40.7 | 17.5 | 113.1 |
| 6 | 太田橋 | | 952.3 | 55.5 | 30.8 | 17.6 | 9.3 | 2.9 | 43.4 |
| 7 | 山岸 | | 145.0 | 6.9 | 4.0 | 2.6 | 1.5 | 0.0 | 6.7 |

注)1. 最大及び最小は表 3.1.2-2 に示す対象期間における日流量の最大流量及び最小流量である。その他の数値は各年値の平均値を示す。

2. 豊水：1年を通じて、95日はこれを下回らない流量
- 平水：1年を通じて、185日はこれを下回らない流量
- 低水：1年を通じて、275日はこれを下回らない流量
- 渇水：1年を通じて、355日はこれを下回らない流量
- 年平均：日平均流量の総計を当該累加日数で除した流量

表 3.1.2-4 北上川の月平均流量

単位：m³/秒

| No. | 観測地点 | 月 | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
| 1 | 船田橋 | 24.6 | 24.7 | 40.6 | 64.9 | 52.7 | 38.0 | 46.6 | 46.7 | 49.8 | 39.4 | 36.4 | 32.9 | |
| 2 | 四十四田ダム | 流入量 | 26.4 | 26.5 | 41.1 | 60.7 | 47.4 | 33.3 | 43.9 | 44.3 | 48.6 | 39.2 | 34.7 | 32.9 |
| | | 放流量 | 25.7 | 26.1 | 42.4 | 59.2 | 48.1 | 41.8 | 44.0 | 44.3 | 48.5 | 33.6 | 32.1 | 32.9 |
| 3 | 館坂橋 | 28.9 | 29.9 | 50.5 | 69.2 | 56.1 | 49.3 | 53.5 | 53.1 | 57.5 | 38.6 | 36.1 | 37.5 | |
| 4 | 明治橋 | 52.6 | 56.1 | 103.5 | 148.8 | 122.2 | 93.2 | 124.3 | 109.9 | 113.7 | 73.2 | 73.8 | 72.4 | |
| 5 | 紫波橋 | 60.3 | 66.2 | 114.8 | 168.5 | 139.4 | 110.8 | 160.0 | 142.0 | 136.2 | 80.0 | 86.9 | 84.5 | |
| 6 | 太田橋 | 18.7 | 22.0 | 49.1 | 72.8 | 58.6 | 38.9 | 55.3 | 48.3 | 50.7 | 34.3 | 35.0 | 32.7 | |
| 7 | 山岸 | 2.7 | 2.8 | 6.1 | 13.7 | 6.9 | 4.2 | 10.2 | 9.1 | 7.9 | 5.3 | 5.0 | 4.5 | |

注)1. 数値は、表 3.1.2-2 に示す対象期間における月毎の各年値の平均値を示す。

3.1.2.2 水質

自然的状況の調査範囲における水質については、事業者により調査が実施されている。水質調査地点を図 3.1.2-2 に、これらの水質調査地点における水質の把握状況を表 3.1.2-5 に示す。当該地域における環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況については、対象地域の最上流である松川合流点より上流の北上川は河川 AA 類型、松川合流点より下流の北上川、雫石川及び中津川は河川 A 類型に指定されている。なお、松川合流点より下流では水素イオン濃度（pH）の環境基準が適用されていない。また、四十四田ダム貯水池は、平成 15 年 3 月岩手県告示により、湖沼 A 類型、湖沼Ⅲ類型（T-P のみ適用）に指定されている。

対象期間の水質調査結果を表 3.1.2-6～表 3.1.2-8 に、水質経年変化を図 3.1.2-3～図 3.1.2-4 に示す。健康項目については、紫波橋の鉛が環境基準を 1 検体で超過したものの、その他の全ての検体は環境基準値以下となっている。生活環境項目については、環境基準を満たさない項目がある。大腸菌群数については、継続的に高い値となっており、環境基準を満たしていない。平成 14 年～令和 3 年に発生した出水では船田橋及び四十四田ダム下流において砒素及び浮遊物質量が環境基準値を超過した。

表 3.1.2-5 現地調査による水質の把握状況

| No. | 地点名 | | 調査内容 | | | | 対象期間 | 調査機関 |
|-----|-----|---------------------|------|--------|--------|-------|-------------|------------------------------|
| | | | 健康項目 | 生活環境項目 | その他の項目 | 出水時調査 | | |
| 1 | 北上川 | 船田橋 | ○ | ○ | ○ | ○ | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 |
| 2 | | 四十四田ダム貯水池 | ○ | ○ | ○ | | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 |
| 3 | | 四十四田ダム下流 (四十四田橋) | ○ | ○ | ○ | ○ | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 |
| 4 | | 南大橋 | ○ | ○ | ○ | | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 5 | | 紫波橋 | ○ | ○ | ○ | | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 6 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | ○ | ○ | ○ | | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |
| 7 | 中津川 | 御厩橋 | ○ | ○ | ○ | | 平成元年～令和 3 年 | 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 |

注) 1. 出水時調査は平成 14 年から令和 3 年にかけて発生した計 11 回の出水を対象に調査が実施されている。

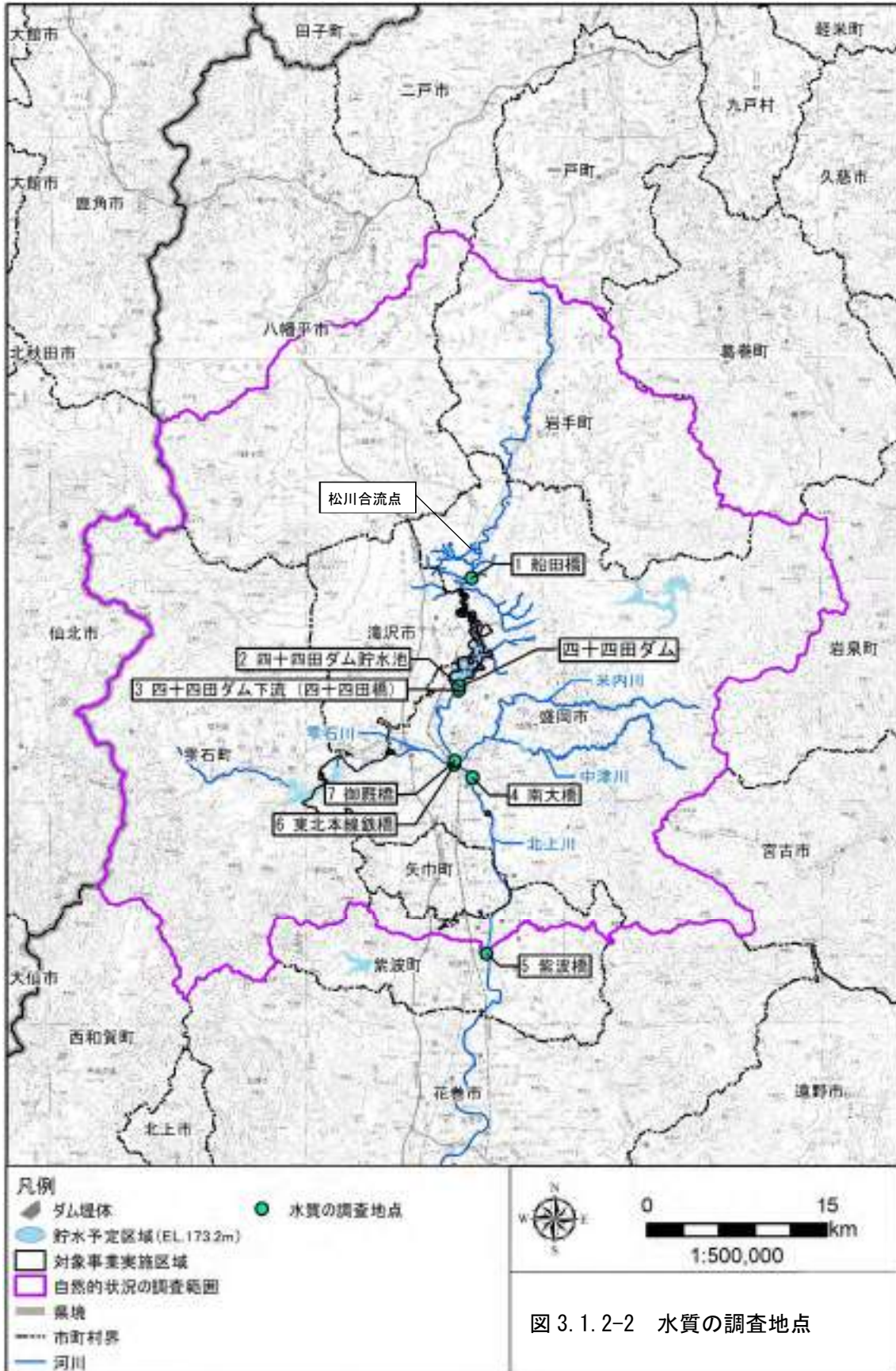


表 3. 1. 2-6 水質調査結果(健康項目)

| No. | 地点名 | | 項目 | カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン |
|-------|-----|--------|----------|-----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|------------------|--------------|--------------|----------------|
| | | | | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n |
| 1 | 北上川 | 船田橋 | | 0 / 192 | 0 / 192 | 0 / 192 | 0 / 192 | 0 / 192 | 0 / 192 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| 2 | | 四十四田ダム | 上層 | 0 / 198 | 0 / 198 | 0 / 198 | 0 / 198 | 0 / 198 | 0 / 198 | 0 / 0 | 0 / 22 | 0 / 58 |
| | | | 中層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| | | | 底層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| 3 | | | 四十四田ダム下流 | 0 / 70 | 0 / 70 | 0 / 70 | 0 / 70 | 0 / 72 | 0 / 70 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| 4 | | | 南大橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 225 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| 5 | | 紫波橋 | 0 / 279 | 0 / 279 | 1 / 279 | 0 / 279 | 0 / 279 | 0 / 279 | 0 / 0 | 0 / 59 | 0 / 58 | |
| 6 | 中津川 | 御厩橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | |
| 7 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | |
| 環境基準値 | | | | 0.003mg/L 以下 | 検出され ないこと | 0.01mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 0.0005mg/L 以下 | 検出され ないこと | 検出され ないこと | 0.02mg/L 以下 |

| No. | 地点名 | | 項目 | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | |
|-------|-----|--------|----------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|--------|
| | | | | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n |
| 1 | 北上川 | 船田橋 | | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | |
| 2 | | 四十四田ダム | 上層 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 64 | 0 / 64 | 0 / 58 |
| | | | 中層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 6 | 0 / 6 | 0 / 0 |
| | | | 底層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 6 | 0 / 6 | 0 / 0 |
| 3 | | | 四十四田ダム下流 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | |
| 4 | | | 南大橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 60 | 0 / 60 | 0 / 0 | |
| 5 | | 紫波橋 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 94 | 0 / 94 | 0 / 57 | | |
| 6 | 中津川 | 御厩橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 60 | 0 / 60 | 0 / 0 | | |
| 7 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 10 | 0 / 10 | 0 / 10 | | |
| 環境基準値 | | | | 0.002mg/L 以下 | 0.004mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | |

| No. | 地点名 | | 項目 | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1,4-ジオキサン |
|-------|-----|--------|----------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|-------------|----------------|
| | | | | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n | m/n |
| 1 | 北上川 | 船田橋 | | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 134 | 0 / 22 | 0 / 22 | 0 / 0 |
| 2 | | 四十四田ダム | 上層 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 58 | 0 / 186 | 0 / 50 | 0 / 50 | 0 / 16 |
| | | | 中層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 6 | 0 / 6 | 0 / 0 |
| | | | 底層 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 6 | 0 / 6 | 0 / 0 |
| 3 | | | 四十四田ダム下流 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 18 | 0 / 28 | 0 / 28 | 0 / 0 |
| 4 | | | 南大橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 |
| 5 | | 紫波橋 | 0 / 57 | 0 / 57 | 0 / 57 | 0 / 57 | 0 / 57 | 0 / 45 | 0 / 49 | 0 / 49 | 0 / 0 | |
| 6 | 中津川 | 御厩橋 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 0 | |
| 7 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | 0 / 16 | 0 / 10 | 0 / 10 | 0 / 0 | 0 / 0 | 0 / 10 | 0 / 10 | 0 / 10 | 0 / 0 | |
| 環境基準値 | | | | 0.006mg/L 以下 | 0.003mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 10mg/L 以下 | 0.8mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |

注) 1. m/n : 表 3. 1. 2-5 に示す対象期間における環境基準値を満たしていない検体数/総検体数を示す。

表 3.1.2-7 水質調査結果(生活環境項目)

| No. | 項目 地点名 | | 水素イオン濃度 (pH) | | BOD (mg/L) | | COD (mg/L) | | 浮遊物質 (mg/L) | | 溶存酸素量 (mg/L) | | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | | |
|-----------|-----------|-----------------|-----------------|---------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|-------------------|-----------|
| | | | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | |
| | | | 1 | 北上川 | 船田橋 | 6.9 ～ 8.4 | 0 / 396 | 0.2 ～ 8.2 | 10 / 396 | 0.8 ～ 11.5 | - | 3 ～ 211 | 26 / 396 | 49 ～ 15.7 | 0 / 396 |
| 2 | 四十四田ダム | 上層 | 6.8 ～ 8.7 | | 1 / 396 | 0.2 ～ 33.7 | - | 0.7 ～ 5.7 | 26 / 396 | 1 ～ 19 | 29 / 396 | 7.2 ～ 15.6 | 2 / 396 | 2 ～ 130,000 | 125 / 396 |
| | | 中層 | 6.9 ～ 7.9 | | 0 / 396 | 0.2 ～ 2.6 | - | 0.6 ～ 6.2 | 9 / 396 | 1 ～ 53 | 76 / 396 | 4.6 ～ 14.2 | 23 / 396 | 5 ～ 92,000 | 172 / 396 |
| | | 底層 | 6.8 ～ 7.8 | | 0 / 396 | 0.3 ～ 2.7 | - | 0.5 ～ 4.9 | 18 / 396 | 1 ～ 28 | 85 / 396 | 0.5 ～ 13.6 | 65 / 396 | 2 ～ 92,000 | 159 / 396 |
| 3 | 四十四田ダム下流 | 6.8 ～ 7.9 | 0 / 396 | | 0.2 ～ 2.3 | 3 / 396 | 0.6 ～ 4.6 | - | 1 ～ 30 | 1 / 396 | 6.6 ～ 15 | 9 / 396 | 2 ～ 92,000 | 171 / 396 | |
| 4 | 南大橋 | 6.9 ～ 8.4 | 0 / 393 | | 0.2 ～ 3.4 | 1 / 393 | 0.6 ～ 3.8 | - | 1 ～ 28 | 3 / 390 | 7.5 ～ 15.2 | 1 / 393 | 49 ～ 240,000 | 253 / 393 | |
| 5 | 紫波橋 | 7.0 ～ 7.9 | 0 / 640 | | 0.3 ～ 4.1 | 15 / 640 | 0 ～ 15.6 | - | 1 ～ 306 | 4 / 640 | 7.0 ～ 15.1 | 2 / 640 | 45 ～ 920,000 | 410 / 640 | |
| 6 | 中津川 | 御厩橋 | 6.8 ～ 8.2 | 0 / 393 | 0.3 ～ 3.8 | 6 / 383 | 0.6 ～ 19.3 | - | 1 ～ 624 | 2 / 388 | 8.2 ～ 15.1 | 0 / 393 | 23 ～ 643,500 | 166 / 393 | |
| 7 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | 6.8 ～ 8.4 | 0 / 393 | 0.3 ～ 3.6 | 6 / 393 | 0.8 ～ 6.3 | - | 1 ～ 88 | 8 / 393 | 6.8 ～ 16 | 4 / 393 | 49 ～ 370,000 | 262 / 393 | |
| 環境 基準値 | 河川A類型 | 6.5以上8.5以下 | | 2mg/L以下 | | | | 25mg/L以下 | | 7.5mg/L以上 | | 1,000MPN/100mL以下 | | | |
| | 湖沼A類型 | 6.5以上8.5以下 | | | | 3mg/L以下 | | 5mg/L以下 | | 7.5mg/L以上 | | 1,000MPN/100mL以下 | | | |

注) 1. m/n : 表 3.1.2-5 に示す対象期間における環境基準値を満たしていない検体数/総検体数を示す。
 2. - : 環境基準値が設定されていない。

表 3.1.2-8 水質調査結果(全窒素及び全リン)

| No. | 項目 地点名 | | 全窒素 (mg/L) | | 全リン (mg/L) | | |
|-----------|-----------|-------------------|-------------------|------------|---------------------|---------------------|----------|
| | | | 最小 ～ 最大 | m/n | 最小 ～ 最大 | m/n | |
| | | | 1 | 北上川 | 船田橋 | 0.81 ～ 2.22 | - |
| 2 | 四十四田ダム | 上層 | 0.62 ～ 1.71 | | - | 0.003 ～ 0.088 | 45 / 263 |
| | | 中層 | 0.68 ～ 1.8 | | - | 0.003 ～ 0.072 | 51 / 263 |
| | | 底層 | 0.7 ～ 1.61 | | - | 0.003 ～ 0.08 | 65 / 263 |
| 3 | 四十四田ダム下流 | 0.68 ～ 1.76 | - | | 0.003 ～ 0.071 | - | |
| 4 | 南大橋 | 0.43 ～ 1.97 | - | | 0.004 ～ 0.089 | - | |
| 5 | 紫波橋 | 0.76 ～ 3.15 | - | | 0.016 ～ 0.119 | - | |
| 6 | 中津川 | 御厩橋 | 0.31 ～ 1.62 | - | 0.003 ～ 0.052 | - | |
| 7 | 雫石川 | 東北本線鉄橋 | 0.39 ～ 1.63 | - | 0.005 ～ 0.125 | - | |
| 環境 基準値 | 湖沼A類型 | | | 0.03mg/L以下 | | | |

注) 1. m/n : 表 3.1.2-5 に示す対象期間における環境基準値を満たしていない検体数/総検体数を示す。
 2. - : 環境基準値が設定されていない。

表 3.1.2-9 出水時調査結果

| No. | 河川名 | 項目 地点名 | 砒素 (mg/L) | | 浮遊物質 (mg/L) | |
|-----|-----|---------------------|--------------|-------|----------------|-------|
| | | | 最小～最大 | m/n | 最小～最大 | m/n |
| 1 | 北上川 | 船田橋 | 0.002～0.093 | 24/41 | 65～2,350 | 41/41 |
| 3 | | 四十四田ダム下流 (四十四田橋) | 0.001～0.126 | 5/20 | 3～2,490 | 8/20 |

注) 1. m/n : 表 3.1.2-5 に示す対象期間における環境基準値を満たしていない検体数/総検体数を示す。

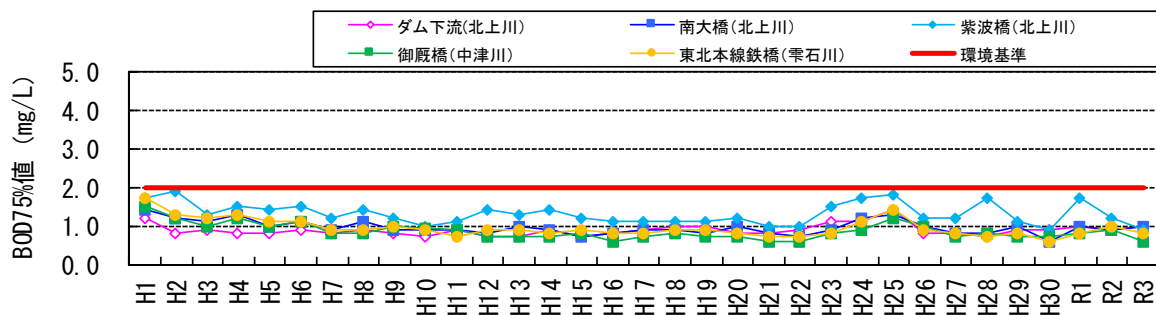
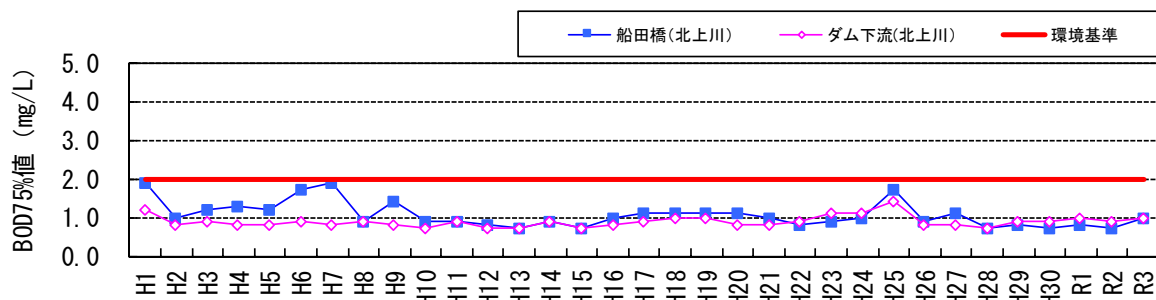


図 3.1.2-3 水質経年変化 (BOD75%値)

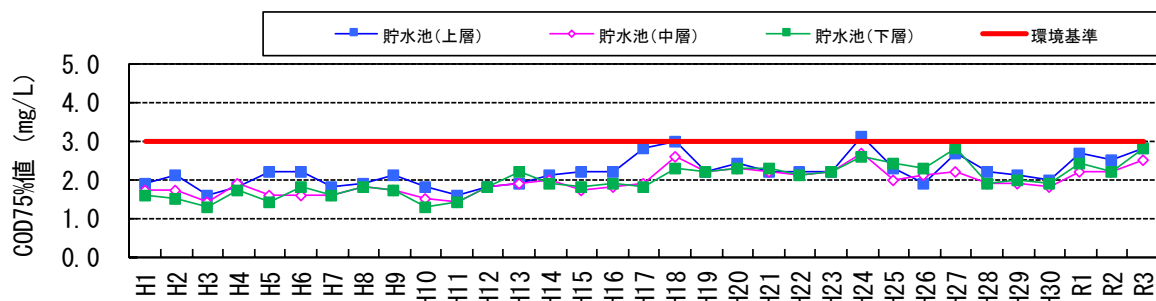
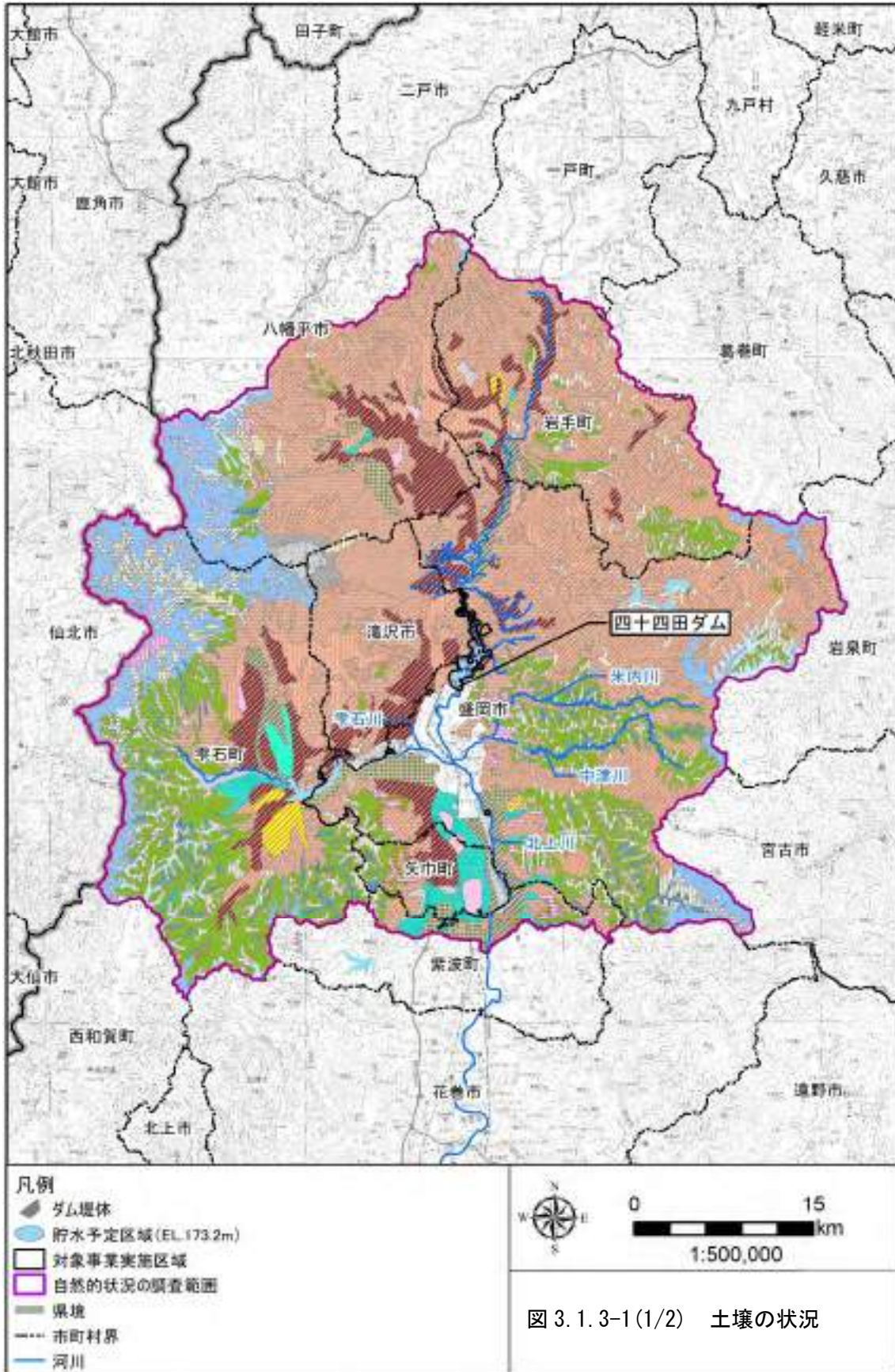


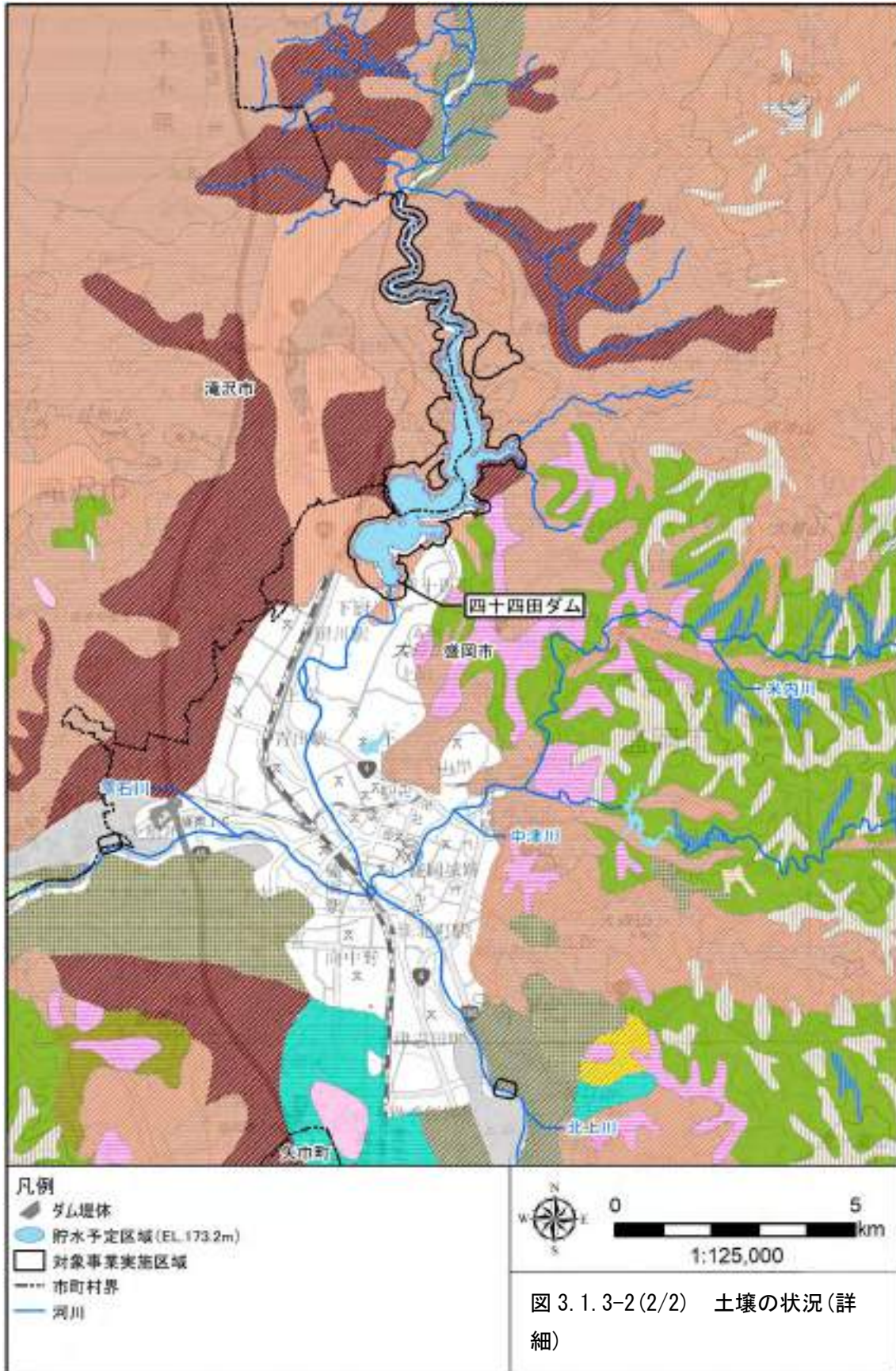
図 3.1.2-4 水質経年変化 (COD75%値)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

自然的状況の調査範囲における土壌及び地盤の状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域（対象事業実施区域から約 500m の範囲をいう。）には、黒ボク土（厚層黒ボク土壌、黒ボク土壌、粗粒黒ボク土壌等）、褐色森林土（乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、褐色森林土壌等）が分布している。



資料)1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)をもとに作成



資料)1. 「20 万分の 1 土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局) をもとに作成

凡例

| | |
|---|---|
| 岩石地 | ポドソル |
|  岩石地 |  乾性ポドソル化土壤 |
| 岩屑土 |  湿性ポドソル化土壤 |
|  高山岩屑性土壤 | 赤黄色土 |
|  岩屑性土壤 |  黄色土壤 |
| 未熟土 | 褐色低地土 |
|  残積性未熟土壤 |  褐色低地土壤 |
|  火山噴出物未熟土壤 | 灰色低地土 |
| 黒ボク土 |  細粒灰色低地土壤 |
|  厚層黒ボク土壤 |  灰色低地土壤 |
|  黒ボク土壤 |  粗粒灰色低地土壤 |
|  粗粒黒ボク土壤 | グライ土 |
|  多湿黒ボク土壤 |  細粒グライ土壤 |
|  淡色黒ボク土壤 |  グライ土壤 |
| 褐色森林土 | 泥炭土 |
|  乾性褐色森林土壤 |  高位泥炭土壤 |
|  乾性褐色森林土壤(黄褐色系) |  低位泥炭土壤 |
|  乾性褐色森林土壤(赤褐色系) | |
|  褐色森林土壤 | |
|  褐色森林土壤(黄褐色系) | |
|  褐色森林土壤(赤褐色系) | |
|  湿性褐色森林土壤 | |
|  乾性褐色森林土壤(暗色系) | |

資料)1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)をもとに作成

3.1.4 地形及び地質の状況

3.1.4.1 地形

自然的状況の調査範囲における地形の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりであり、自然的状況の調査範囲は東側が北上山地に属し、西側は奥羽山脈に属している。東側の北上山地はなだらかな勾配を示し、西側の奥羽山脈は岩手山及び八幡平等の急峻な火山により構成されている。北上川は、北上山地と奥羽山脈に挟まれた低平な北上盆地を南北に流れている。

対象事業実施区域及びその周辺の区域には、小起伏山地、大起伏火山性丘陵地及び砂礫台地（中位）等が分布している。

なお、次のⅠ～Ⅵによって選定される重要な地形が 15 ヶ所確認され、岩手山周辺に「熔岩流」、「コニーデ型成層火山（岩手山）」及び「岩手山北東麗の流れ山群」が、八幡平市には「温泉」等が、雫石町には「湿原」等が存在する。重要な地形を表 3.1.4-1、表 3.1.4-2 及び図 3.1.4-1 に示す。

- Ⅰ 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」（昭和 51 年岩手県条例第 44 号）、「盛岡市文化財保護条例」（昭和 53 年条例第 21 号）、「八幡平市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 183 号）、「滝沢市文化財保護条例」（昭和 62 年条例第 2 号）、「雫石町文化財保護条例」（昭和 63 年条例第 25 号）、「岩手町文化財保護条例」（昭和 54 年条例第 2 号）、「紫波町文化財保護条例」（昭和 52 年条例第 25 号）及び「矢巾町文化財保護条例」（昭和 52 年条例第 24 号）に基づき指定された天然記念物
- Ⅱ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）に基づき指定された世界遺産
- Ⅲ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき指定された特異な地形
- Ⅳ 岩手自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）に基づき指定された特異な地形
- Ⅴ 「自然環境基礎保全調査報告書（環境庁 昭和 51 年）」に掲載されているすぐれた又は特異な地形
- Ⅵ 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－（小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月）」又は「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－（小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月）」に掲載されている地形

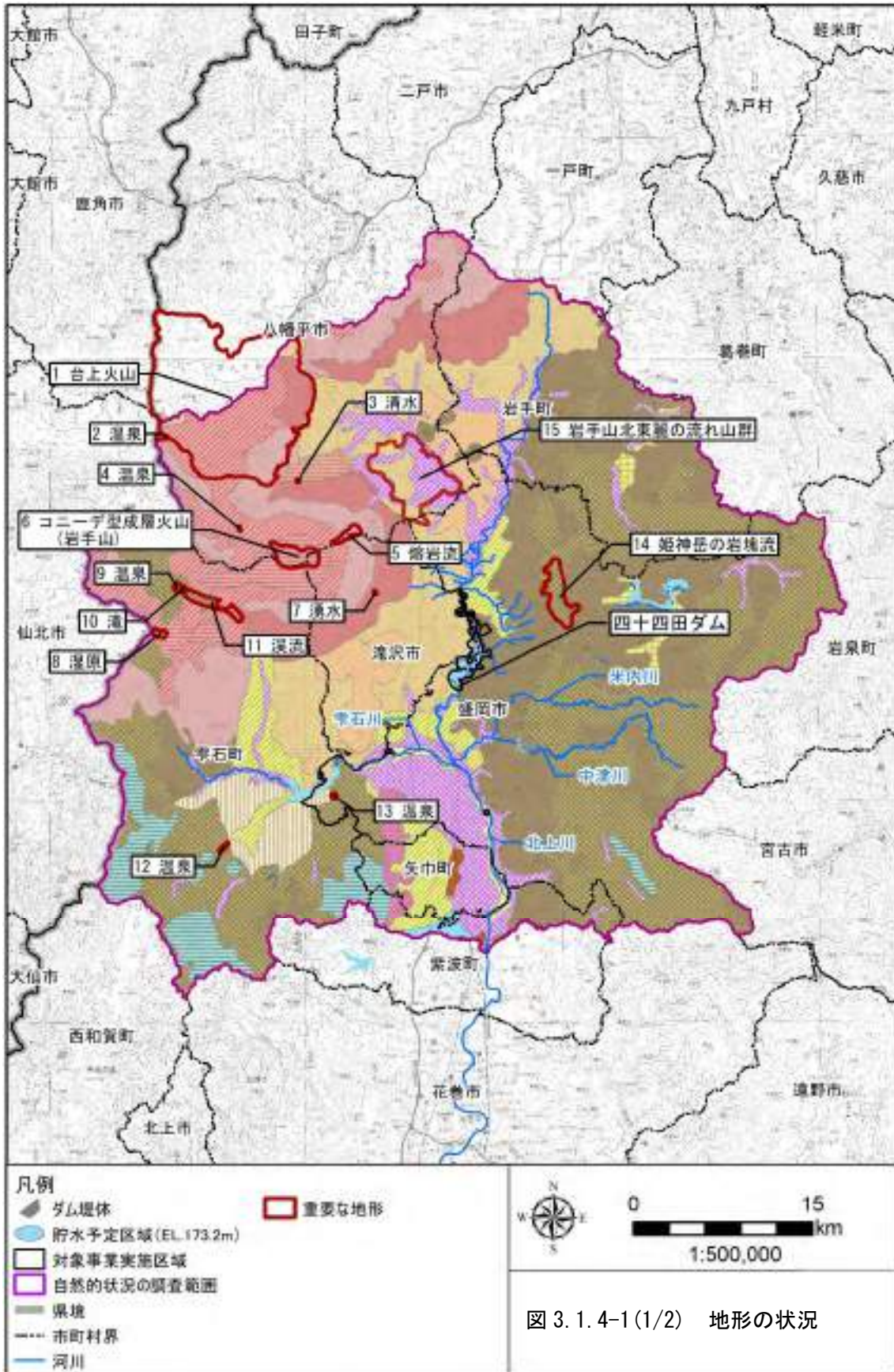
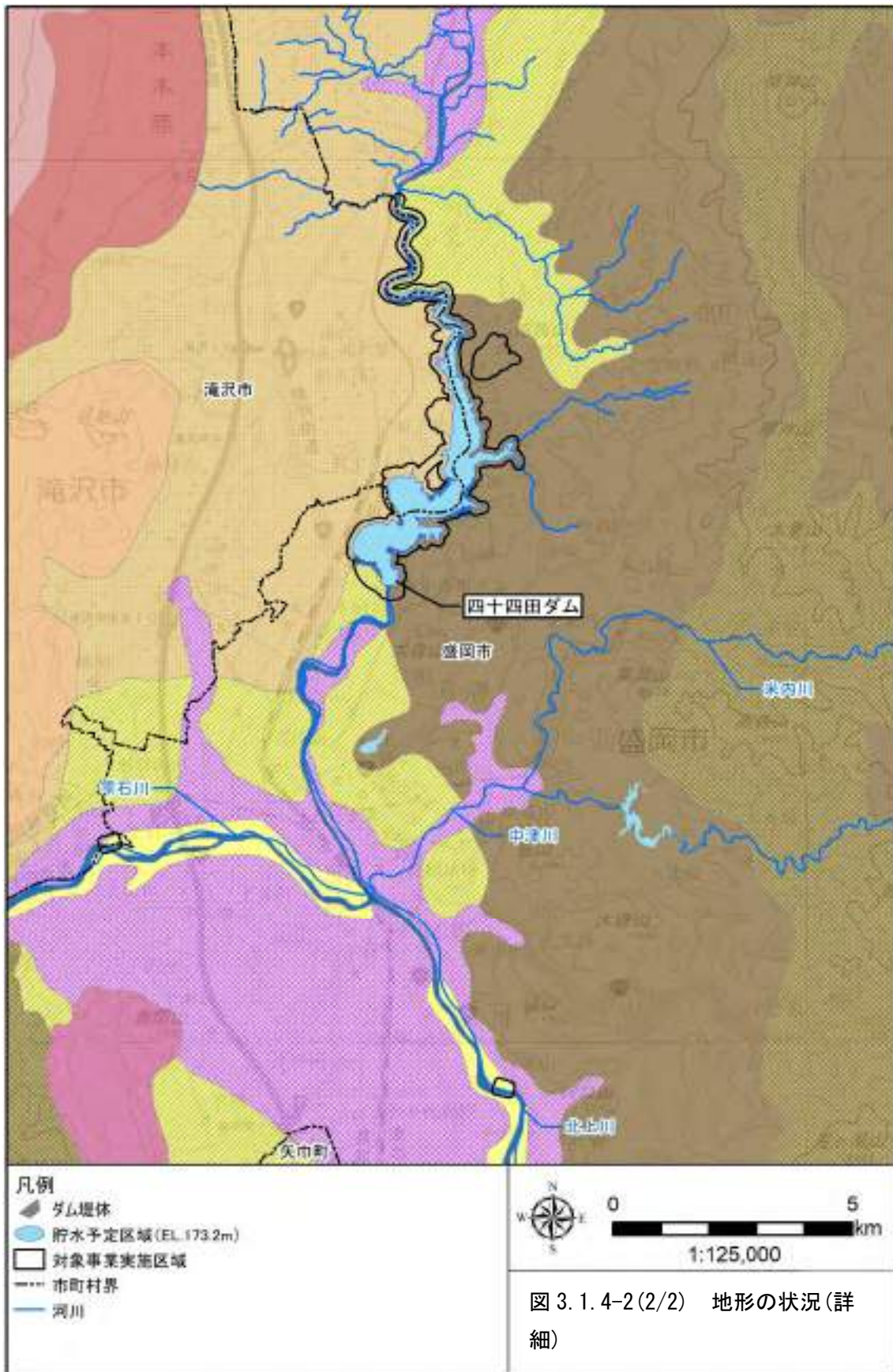


図 3.1.4-1(1/2) 地形の状況

資料) 1. 「20 万分の 1 土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和 50 年・51 年)
 3. 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集-危機にある地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月)」
 「日本の地形レッドデータブック 第 2 集-保存すべき地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月)」
 4. 「国土数値情報 自然環境保全地域(平成 27 年)」(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 をもとに作成



- 資料) 1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和50年・51年)
 3. 「日本の地形レッドデータブック 第1集-危機にある地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成12年12月)」
 「日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成14年3月)」
 4. 「国土数値情報 自然環境保全地域(平成27年)」(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 をもとに作成

凡例

| | | | |
|---|-----------|---|----------|
| 山地 | | 台地段丘 | |
|  | 大起伏山地 |  | 砂礫台地(上位) |
|  | 中起伏山地 |  | 砂礫台地(中位) |
|  | 小起伏山地 |  | 砂礫台地(下位) |
|  | 山麓地 | 低地 | |
| 火山地 | |  | 扇状地性低地Ⅰ |
|  | 大起伏火山地 |  | 扇状地性低地Ⅱ |
|  | 中起伏火山地 |  | 火山性扇状地 |
|  | 小起伏火山地 |  | 砂州・砂礫州 |
|  | 火山麓地 | 湖沼 | |
| 丘陵地 | |  | 河川・湖沼 |
|  | 小起伏丘陵地 | | |
|  | 大起伏火山性丘陵地 | | |
|  | 火山性丘陵地 | | |

- 資料) 1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和50年・51年)
 3. 「日本の地形レッドデータブック 第1集-危機にある地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成12年12月)」
 「日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成14年3月)」
 4. 「国土数値情報 自然環境保全地域(平成27年)」(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 をもとに作成

表 3.1.4-1 文献で確認された重要な地形

| No. | 地形名 | 確認状況 | 選定理由 | | | | | |
|-----|----------------|------|------|----|-----|----|---|----|
| | | 文献 | I | II | III | IV | V | VI |
| 1 | 台上火山 | ● | | | | | ● | |
| 2 | 温泉 | ● | | | | | ● | |
| 3 | 清水 | ● | | | | | ● | |
| 4 | 温泉 | ● | | | | | ● | |
| 5 | 熔岩流 | ● | | | | | ● | |
| 6 | コニーデ型成層火山(岩手山) | ● | | | | | ● | |
| 7 | 湧水 | ● | | | | | ● | |
| 8 | 湿原 | ● | | | | | ● | |
| 9 | 温泉 | ● | | | | | ● | |
| 10 | 滝 | ● | | | | | ● | |
| 11 | 溪流 | ● | | | | | ● | |
| 12 | 温泉 | ● | | | | | ● | |
| 13 | 温泉 | ● | | | | | ● | |
| 14 | 姫神岳の岩塊流 | ● | | | | | | ● |
| 15 | 岩手山北東麓の流れ山群 | ● | | | | | | ● |

注) 1. 文献の調査は、重要な地形の選定理由の I～VI の資料を対象とする。

2. 調査地域：自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)

3. 重要な地形の選定理由

I 文化財保護法、岩手県文化財保護条例、盛岡市文化財保護条例、八幡平市文化財保護条例、滝沢市文化財保護条例、雫石町文化財保護条例、岩手町文化財保護条例、紫波町文化財保護条例及び矢巾町文化財保護条例に基づき指定された天然記念物

II 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき指定された世界遺産

III 自然環境保全法に基づき指定された特異な地形

IV 岩手県自然環境保全条例に基づき指定された特異な地形

V 「自然環境基礎保全調査報告書(環境庁 昭和 51 年)」に掲載されている、すぐれた又は特異な地形

VI 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集—危機にある地形—(小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月)」又は「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保存すべき地形—(小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月)」に掲載されている地形

表 3.1.4-2 重要な地形の概要

| No. | 地形名 | 場所 | 概要 |
|-----|----------------|------------------|---|
| 1 | 台上火山 | 八幡平市 | 第 1 回自然環境保全基礎調査において、すぐれた又は特異な地形として選定されたものである。 |
| 2 | 温泉 | 八幡平市 | |
| 3 | 清水 | 八幡平市 | |
| 4 | 温泉 | 八幡平市 | |
| 5 | 熔岩流 | 八幡平市 | |
| 6 | コニーデ型成層火山(岩手山) | 八幡平市、滝沢市、雫石町 | |
| 7 | 湧水 | 滝沢市 | |
| 8 | 湿原 | 雫石町 | |
| 9 | 温泉 | 雫石町 | |
| 10 | 滝 | 雫石町 | |
| 11 | 溪流 | 雫石町 | |
| 12 | 温泉 | 雫石町 | |
| 13 | 温泉 | 盛岡市 | |
| 14 | 姫神岳の岩塊流 | 盛岡市 | 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」において、危機にある地形として選定されたものである。 |
| 15 | 岩手山北東麓の流れ山群 | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町 | |

資料) 1. 「自然環境保全調査報告書(環境庁 昭和 51 年)」

2. 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－(小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月)」
をもとに作成

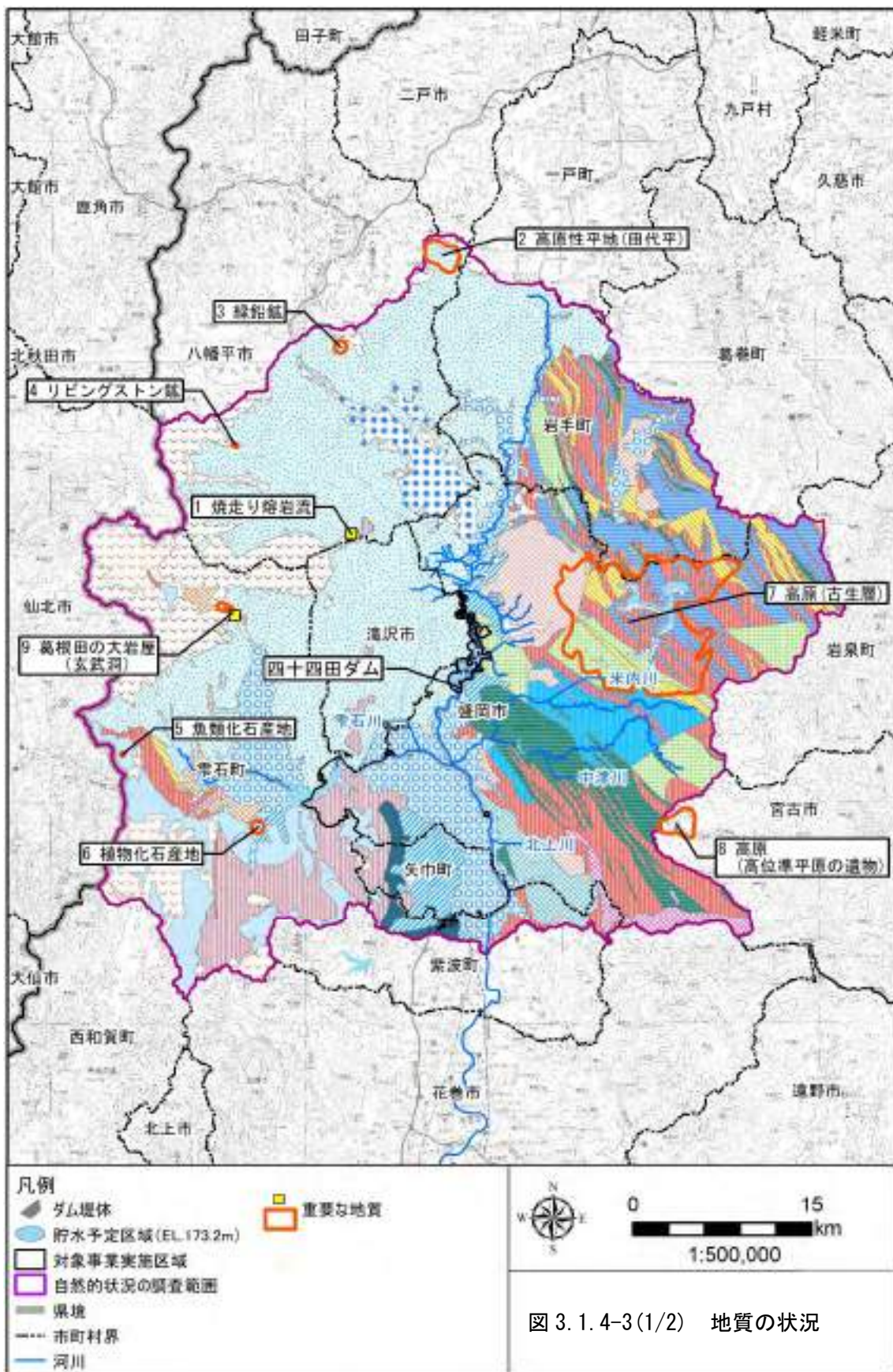
3.1.4.2 地質

自然的状況の調査範囲における地質の状況は、図 3.1.4-3 に示すとおりであり、東側には礫岩や泥岩等の固結堆積物が広く分布し、一部に花崗岩質岩石や輝緑岩等の火山性岩石が分布している。西側には火山砕屑物や安山岩質岩石等の火山性岩石が広く分布している。

対象事業実施区域及びその周辺には、砂・礫・泥またはローム、砂・礫・泥またはローム（段丘堆積物）、火山砕屑物等が分布している。

なお、次に示す I～VI によって選定される重要な地質が 9 ヶ所確認され、特別天然記念物が 1 ヶ所、天然記念物が 1 ヶ所、自然環境基礎保全調査報告書に記載された地質が 7 ヶ所存在する。重要な地質を表 3.1.4-3、表 3.1.4-4 及び図 3.1.4-3 に示す。

- I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)及び「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)に基づき指定された天然記念物
- II 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年条約第 7 号)に基づき指定された世界遺産
- III 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づき指定された特異な地質
- IV 岩手自然環境保全条例(昭和 48 年条例第 62 号)に基づき指定された特異な地質
- V 「自然環境基礎保全調査報告書(環境庁 昭和 51 年)」に掲載されているすぐれた又は特異な地質
- VI 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－(小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月)」又は「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－(小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月)」に掲載されている地質



資料)1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和50年・51年)
 をもとに作成

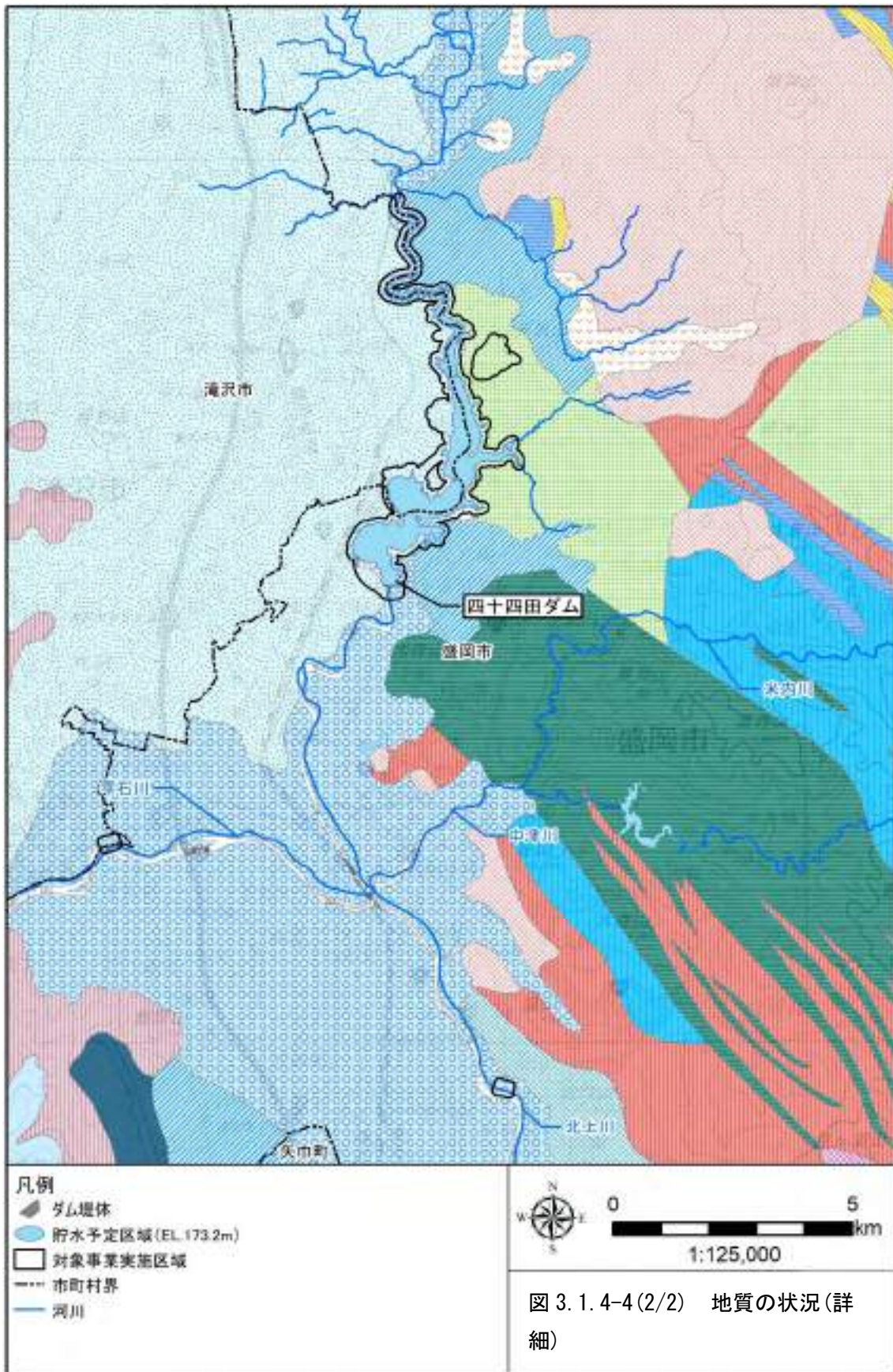






図 3. 1. 4-4 (2/2) 地質の状況 (詳細)









資料) 1. 「20 万分の 1 土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和 50 年・51 年)
 をもとに作成

凡例






未固結堆積物

-  泥・シルト・砂
-  砂・礫・泥またはローム
-  砂・礫・泥またはローム(段丘堆積物)
-  砂・礫・泥(扇状地堆積物)




固結堆積物

-  礫岩(角礫岩を含む)
-  砂岩
-  泥岩(頁岩・粘板岩を含む)
-  珪岩質岩石
-  上記各岩石の互層
-  輝綠凝灰岩
-  粘板岩・チャート・砂岩・輝綠凝灰岩の互層
-  凝灰岩・凝灰角礫岩・シルト岩・泥岩・礫岩の互層

火山性

-  火山砂屑物
-  集塊岩および凝灰角礫岩
-  凝灰岩質岩石
-  流紋岩質岩石(石英安山岩質岩石を含む)
-  安山岩質岩石(ヒン岩および玄武岩を含む)

深成岩

-  花崗岩質岩石
-  輝綠岩
-  蛇紋岩質岩石

- 資料) 1. 「20万分の1土地分類基本調査(岩手県)」(国土交通省国土政策局)
 2. 「自然環境保全調査報告書(基礎調査)岩手県」(環境庁 昭和50年・51年)
 をもとに作成

表 3.1.4-3 文献で確認された重要な地質

| No. | 地質名 | 確認状況 | 選定理由 | | | | | |
|-----|--------------|------|------|----|-----|----|---|----|
| | | 文献 | I | II | III | IV | V | VI |
| 1 | 焼走り熔岩流 | ● | 特天 | | | | | |
| 2 | 高原性平地(田代平) | ● | | | | | ● | |
| 3 | 緑鉛鉱 | ● | | | | | ● | |
| 4 | リビングストーン鉱 | ● | | | | | ● | |
| 5 | 魚類化石産地 | ● | | | | | ● | |
| 6 | 植物化石産地 | ● | | | | | ● | |
| 7 | 高原(古生層) | ● | | | | | ● | |
| 8 | 高原(高位準平原の遺物) | ● | | | | | ● | |
| 9 | 葛根田の大岩屋(玄武洞) | ● | 天然 | | | | ● | |

注) 1. 文献の調査は、重要な地質の選定理由の I～VI の資料を対象とした。

2. 調査地域：自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)

3. 重要な地質の選定理由

I 文化財保護法、岩手県文化財保護条例、盛岡市文化財保護条例、八幡平市文化財保護条例、滝沢市文化財保護条例、雫石町文化財保護条例、岩手町文化財保護条例、紫波町文化財保護条例及び矢巾町文化財保護条例に基づき指定された天然記念物

特天：国指定特別天然記念物

天然：県指定天然記念物

II 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき指定された世界遺産

III 自然環境保全法に基づき指定された特異な地質

IV 岩手県自然環境保全条例に基づき指定された特異な地質

V 「自然環境基礎保全調査報告書(環境庁 昭和 51 年)」に掲載されている、すぐれた又は特異な地質

VI 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集-危機にある地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月)」又は「日本の地形レッドデータブック 第 2 集-保存すべき地形-(小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月)」に掲載されている地質

表 3.1.4-4 重要な地質の概要

| No. | 地質名 | 場所 | 概要 |
|-----|--------------|---------|--|
| 1 | 焼走り熔岩流 | 八幡平市 | 文化財保護法に基づき指定された国指定特別天然記念物である。 |
| 2 | 高原性平地(田代平) | 八幡平市 | 第 1 回自然環境保全基礎調査において、すぐれた又は特異な地質として選定されたものである。 |
| 3 | 緑鉛鉱 | 八幡平市 | |
| 4 | リビングストーン鉱 | 八幡平市 | |
| 5 | 魚類化石産地 | 雫石町 | |
| 6 | 植物化石産地 | 雫石町 | |
| 7 | 高原(古生層) | 盛岡市 | |
| 8 | 高原(高位準平原の遺物) | 盛岡市、宮古市 | |
| 9 | 葛根田の大岩屋(玄武洞) | 雫石町 | 文化財保護法に基づき指定された国指定天然記念物である。 第 1 回自然環境保全基礎調査において、すぐれた又は特異な地質として選定されたものである。 |

資料) 1. 国指定文化財等データベース(文化庁 <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)

2. 岩手県文化財保存活用大綱(令和 3 年 3 月)(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/bunka/bunkazai/1038245.html>)

3. 八幡平市の文化財(八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/bunkazai/index.html>)

4. 文化財とは～雫石の指定文化財紹介～(雫石町

<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2016011300013/>)

5. 自然環境基礎保全調査報告書(環境庁 昭和 51 年)

をもとに作成

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.5.1 動物

(1) 哺乳類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集(哺乳類)」(環境省 平成22年)によると、アズマモグラ、キクガシラコウモリ、ツキノワグマ、ホンドタヌキ、カモシカ等が分布している。また、「西根町史」(西根町(現八幡平市)平成元年)によると、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンドテン等が分布している。

平成18年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲ではホンシユウヒミズ、モモジロコウモリ、ニッコウムササビ、ニホンアナグマ等が確認されている。

事業者の調査(表3.1.5-16、図3.1.5-7参照)によると、自然的状況の調査範囲では、カワネズミ、ユビナガコウモリ、カモシカ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集(哺乳類)」(環境省 平成22年)

「生物多様性センター 生物情報収集・提供システム いきものログ」

(環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/>)

「モニタリングサイト1000 いきものみつけ」

(環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>)

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館脊椎動物コレクション」

(サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>)

「雫石町史 第二巻」(雫石町 昭和54年)

「西根町史」(西根町(現八幡平市) 平成元年)

「矢巾町史」(矢巾町 昭和60年)

「農民生活変遷中心の滝沢村誌」(滝沢村(現滝沢市) 昭和49年)

「平成4年度北上川ダム自然環境調査報告書」(国土交通省 平成5年)

「平成7年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」(国土交通省 平成8年)

「平成12年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成13年)

「平成17年度河川水辺の国勢調査(四十四田ダム・御所ダム)報告書」

(国土交通省 平成18年)

「平成17年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成18年)

「平成27年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査(両生類他)業務報告書」

(国土交通省 平成28年)

「平成27年度北上川上流水辺現地調査(両生類・爬虫類・哺乳類)業務報告書」

(国土交通省 平成28年)

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、16科53種が分布している。

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成18年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

また、調査結果から、次に示すⅠ～Ⅴにより重要な種を選定したところ、表 3.1.5-1 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 23 種、河川水辺の国勢調査では 3 種、事業者の実施した調査では 6 種が確認されている。

< 「重要な種」の選定根拠 >

[法令等]

- Ⅰ 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- Ⅱ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- Ⅲ 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例第 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- Ⅳ 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- Ⅴ 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述のⅠ及び次に示すⅥ、Ⅶに該当する注目すべき生息地はない。

- Ⅵ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区
- Ⅶ 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-1 確認された哺乳類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 選定理由 | | | | | | |
|-----|----------------|---------|------------------|------|------|--------|------|-----|-----|------|------|----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | |
| 1 | モグラ目 (食虫目) | トガリネズミ科 | カワネズミ | ● | | ● | | | | | | D | |
| 2 | | モグラ科 | シナノミズラモグラ | ● | | | | | | | NT | | |
| 3 | コウモリ目 (翼手目) | ヒナコウモリ科 | ヒメホオヒゲコウモリ *1 | ● | | ● | | | | | | C | |
| 4 | | | カグヤコウモリ | ● | | | | | | | | | B |
| 5 | | | クロホオヒゲコウモリ | ● | | | | | | | | VU | A |
| 6 | | | ノレンコウモリ | ● | | | | | | | | VU | B |
| 7 | | | モリアブラコウモリ | ● | | | | | | | | VU | A |
| 8 | | | コヤマコウモリ | ● | | | | | | | | EN | A |
| 9 | | | ヤマコウモリ | ● | | | | | | | | VU | B |
| 10 | | | ヒナコウモリ | ● | | | | | | | | | B |
| 11 | | | チチブコウモリ | ● | | | | | | | | LP | A |
| 12 | | | ウサギコウモリ | ● | | | | | | | | | B |
| 13 | | | ユビナガコウモリ | ● | ● | ● | | | | | | | B |
| 14 | | | コテングコウモリ | ● | | ● | | | | | | | D |
| 15 | | | テングコウモリ | ● | | | | | | | | | B |
| 16 | サル目 (霊長目) | オナガザル科 | ホンドザル | ● | | | | | | | LP | A | |
| 17 | ネズミ目 (齧歯目) | リス科 | ホンドモモンガ | ● | | | | | | | | C | |
| 18 | | ヤマネ科 | ヤマネ | ● | | | 天然 | | | | | C | |
| 19 | ネコ目 (食肉目) | クマ科 | ツキノワグマ | ● | ● | ● | | | | | | D | |
| 20 | | イヌ科 | ニホンオオカミ*2 | ● | | | | | | | EX | 絶滅 | |
| 21 | | イタチ科 | ニホンイイズナ | ● | | | | | | | | NT | B |
| 22 | | | ホンドオコジョ | ● | | | | | | | | NT | B |
| 23 | ウシ目 (偶蹄目) | ウシ科 | カモシカ | ● | ● | ● | 特天 | | | | | D | |
| 計 | 6 目 | 10 科 | 23 種 | 23 種 | 3 種 | 6 種 | 2 種 | 0 種 | 0 種 | 11 種 | 22 種 | | |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和3年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外が生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲における平成18年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和3年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等

特天：文化財保護法により指定された特別天然記念物

天然：文化財保護法により指定された天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)掲載種

EX：絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種)

EN：絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)

VU：絶滅危惧II類(絶滅の危機が増大している種)

NT：準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行

する可能性のある種)

LP：絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの)

V：「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂 (植物)) における掲載種

絶滅：既に絶滅したと考えられる種

A：A ランク…絶滅の危機に瀕している種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種
岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて、脆弱な種)

B：B ランク…絶滅の危機が増大している種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種

C：C ランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

D：D ランク…C ランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種

6. その他

*1: ヒメホオヒゲコウモリは、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」ではフジホオヒゲコウモリ *Myotis fujiensis* が該当する。

*2: ニホンオオカミは「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月) で絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種)として扱われている。

(2) 鳥類

自然的状況の調査範囲には、「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第6回 陸生鳥類の分布調査）」によると、ヤマドリ、オナガガモ、クマタカ、カワガラス、イスカ等が分布している。また、「ガンカモ類の生息調査」（環境省）によると、ヒシクイ、マガン、オシドリ、オナガガモ等が分布している。

平成18年度以降の河川水辺の国勢調査^{注1}によると、自然的状況の調査範囲では、オオハクチョウ、ホシハジロ、ホトトギス、イソシギ、ミサゴ、サンコウチョウ等が確認されている。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-8 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、ヒシクイ、マガン、オジロワシ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

- 「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第3回 陸生鳥類の分布調査）」
（環境省生物多様性センターhttps://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_bird_f.html）
- 「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第6回 陸生鳥類の分布調査）」
（環境省生物多様性センターhttps://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_bird_f.html）
- 「モニタリングサイト1000 陸生鳥類調査」（環境省）
（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 「モニタリングサイト1000 定点調査（シギ・チドリ類）」
（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 「モニタリングサイト1000 里地調査」
（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 「モニタリングサイト1000 いきものみつけ」
（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 「ガンカモ類の生息調査」
（環境省 https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html）
- 「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館脊椎動物コレクション」
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）
- 「西根町史」（西根町（現八幡平市） 平成元年）
- 「雫石町史 第二巻」（雫石町 昭和54年）
- 「農民生活変遷中心の滝沢村誌」（滝沢村（現滝沢市） 昭和49年）
- 「矢巾町史」（矢巾町 昭和60年）
- 「平成4年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成5年）
- 「平成9年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成10年）
- 「平成9年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成10年）
- 「平成10年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成10年）
- 「平成13年度ダム湖周辺自然環境調査（その1）報告書」（国土交通省 平成15年）
- 「平成14年度河川水辺の国勢調査（その2）報告書」（国土交通省 平成18年）

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成18年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

「平成 26 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査(鳥類他)業務報告書」

(国土交通省 平成 27 年)

「平成 26 年度北上川上流水辺現地調査(鳥類等)業務報告書」(国土交通省 平成 27 年)

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、52 科 215 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-2 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 75 種、河川水辺の国勢調査では 23 種、事業者の実施した調査では 36 種が確認されている。

< 「重要な種」 の選定根拠 >

[法令等]

I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種

III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例第 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種

V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述の I 及び次に示す VI～VIII に該当する注目すべき生息地はない。

VI 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区

VII 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号)に該当する湿地

VIII 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-2 確認された鳥類の重要な種(1/2)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | |
|-----|---------|---------|----------|---------|-----------|--------|----------|----|-----|---------|----|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | |
| 1 | キジ目 | キジ科 | ウズラ | ● | | | | | | VU | B | |
| 2 | | | ヤマドリ | ● | ● | ● | | | | | D | |
| 3 | カモ目 | カモ科 | ヒシクイ | ● | | ● | 天然 | | | VU、NT*1 | B | |
| 4 | | | マガン | ● | | ● | 天然 | | | NT | C | |
| 5 | | | シジュウカラガン | ● | | ● | | 国内 | | CR | | |
| 6 | | | オシドリ | ● | ● | ● | | | | DD | D | |
| 7 | | | ヨシガモ | ● | | ● | | | | | D | |
| 8 | | | シマアジ | ● | | | | | | | D | |
| 9 | | | トモエガモ | ● | | ● | | | | VU | B | |
| 10 | | | シノリガモ | ● | | | | | | LP | C | |
| 11 | | | カワアイサ | ● | ● | ● | | | | | D | |
| 12 | | | カイツブリ目 | カイツブリ科 | カンムリカイツブリ | ● | ● | ● | | | | D |
| 13 | | | ペリカン目 | サギ科 | ヨシゴイ | ● | | | | | | NT |
| 14 | オオヨシゴイ | ● | | | | | | 国内 | | CR | A | |
| 15 | ミゾゴイ | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 16 | チュウサギ | ● | | | | | | | | NT | C | |
| 17 | ツル目 | クイナ科 | クイナ | ● | | | | | | | C | |
| 18 | | | ヒメクイナ | ● | | | | | | | 不足 | |
| 19 | | | ヒクイナ | ● | | | | | | | NT | B |
| 20 | | | バン | ● | | ● | | | | | | D |
| 21 | | | オオバン | ● | ● | ● | | | | | | C |
| 22 | カッコウ目 | カッコウ科 | ジュウイチ | ● | | | | | | | D | |
| 23 | ヨタカ目 | ヨタカ科 | ヨタカ | ● | | ● | | | | NT | C | |
| 24 | アマツバメ目 | アマツバメ科 | ハリオアマツバメ | ● | | | | | | | D | |
| 25 | チドリ目 | チドリ科 | ケリ | ● | | | | | | DD | C | |
| 26 | | | コチドリ | ● | ● | | | | | | | C |
| 27 | | | シロチドリ | ● | | | | | | | VU | B |
| 28 | | シギ科 | ヤマシギ | ● | | | | | | | | C |
| 29 | | | オオジシギ | ● | | | | | | | NT | B |
| 30 | | | ハマシギ | ● | | | | | | | NT | |
| 31 | | カモメ科 | コアジサシ | | | ● | | | | | VU | B |
| 32 | | タカ目 | ミサゴ科 | ミサゴ | ● | ● | ● | | | | | NT |
| 33 | タカ科 | | ハチクマ | ● | | | | | | | NT | C |
| 34 | | | オジロワシ | ● | ● | ● | 天然 | 国内 | | VU | A | |
| 35 | | | チュウヒ | ● | | | | 国内 | | EN | B | |
| 36 | | | ツミ | ● | | ● | | | | | | C |
| 37 | | | ハイタカ | ● | ● | ● | | | | | NT | C |
| 38 | | | オオタカ | ● | ● | ● | | | | | NT | B |
| 39 | | | サシバ | ● | | | | | | | VU | B |
| 40 | | | ノスリ | ● | ● | ● | | | | | | D |
| 41 | | | イヌワシ | ● | | | 天然 | 国内 | | EN | A | |
| 42 | | | クマタカ | ● | | ● | | 国内 | | EN | A | |
| 43 | フクロウ目 | | フクロウ科 | オオコノハズク | ● | | | | | | | D |
| 44 | | コノハズク | | ● | | | | | | | | C |
| 45 | | フクロウ | | ● | ● | ● | | | | | | D |
| 46 | | アオバズク | | ● | ● | | | | | | | B |
| 47 | | トラフズク | | ● | | | | | | | | B |
| 48 | ブッポウソウ目 | カワセミ科 | アカショウビン | ● | | | | | | | C | |
| 49 | | | カワセミ | ● | ● | ● | | | | | | D |
| 50 | | | ヤマセミ | ● | ● | ● | | | | | | D |
| 51 | | ブッポウソウ科 | ブッポウソウ | ● | | | | | | EN | B | |

表 3.1.5-2 確認された鳥類の重要な種(2/2)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|-------|----------|-------------|------|------|--------|----------|-----|-----|------|------|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V |
| 52 | キツツキ目 | キツツキ科 | アリスイ | ● | | | | | | | B |
| 53 | | | オオアカゲラ | ● | | ● | | | | | D |
| 54 | | | クマガラ | ● | | | 天然 | | | VU | A |
| 55 | ハヤブサ目 | ハヤブサ科 | チョウゲンボウ | ● | | | | | | | D |
| 56 | | | チゴハヤブサ | ● | ● | ● | | | | | D |
| 57 | | | ハヤブサ | ● | ● | | | 国内 | | VU | A |
| 58 | スズメ目 | サンショウクイ科 | サンショウクイ(亜種) | ● | ● | ● | | | | VU | C |
| 59 | | カササギヒタキ科 | サンコウチョウ | ● | ● | ● | | | | | D |
| 60 | | モズ科 | チゴモズ | ● | | | | | | CR | A |
| 61 | | | アカモズ | ● | | | | 国内 | | EN | A |
| 62 | | ツバメ科 | コシアカツバメ | | | ● | | | | | B |
| 63 | | ムシクイ科 | オオムシクイ | | | ● | | | | DD | |
| 64 | | センニュウ科 | オオセッカ | ● | | | | 国内 | | EN | A |
| 65 | | ヨシキリ科 | コヨシキリ | ● | | | | | | | D |
| 66 | | セッカ科 | セッカ | ● | | | | | | | C |
| 67 | | キバシリ科 | キバシリ | ● | | | | | | | D |
| 68 | | ヒタキ科 | コマドリ | ● | | | | | | | C |
| 69 | | | ノゴマ | ● | ● | ● | | | | | B |
| 70 | | | ノビタキ | ● | ● | ● | | | | | C |
| 71 | | | サメビタキ | ● | | ● | | | | | D |
| 72 | | | コサメビタキ | ● | | ● | | | | | D |
| 73 | | イワヒバリ科 | イワヒバリ | ● | | | | | | | C |
| 74 | | | カヤクグリ | ● | | | | | | | D |
| 75 | | アトリ科 | イスカ | ● | ● | ● | | | | | D |
| 76 | ホオジロ科 | ホオアカ | ● | | ● | | | | | D | |
| 77 | | ノジロ | ● | ● | ● | | | | NT | D | |
| 78 | | クロジ | ● | | | | | | | D | |
| 計 | 15 目 | 31 科 | 78 種 | 75 種 | 23 種 | 36 種 | 5 種 | 9 種 | 0 種 | 36 種 | 75 種 |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和3年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成18年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和3年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等

天然：文化財保護法により指定された天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

国内：国内希少野生動植物種

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)掲載種

CR：絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の可能性が極めて高いもの)

EN：絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)

VU：絶滅危惧II類(絶滅の危機が増大している種)

NT：準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行

する可能性のある種)

DD：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

LP：絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの)

V：「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

A：A ランク…絶滅の危機に瀕している種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種
岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて、脆弱な種)

B：B ランク…絶滅の危機が増大している種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種

C：C ランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

D：D ランク…C ランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種

不足：環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

6. その他

*1：ヒシクイは、亜種ヒシクイ、亜種オオヒシクイのいずれか(または両種)の可能性はある。亜種ヒシクイは天然記念物、「環境省レッドリスト 2020」の「VU」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「B ランク」に選定されており、亜種オオヒシクイは「環境省レッドリスト 2020」の「NT」に選定されている。

(3) 爬虫類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（陸生爬虫類）」（環境省 平成 22 年）によると、ニホンスッポン、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ等が分布している。また、「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）によると、ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、ジムグリ、ニホンマムシ等が分布している。

平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ等が確認されている。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-9 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、シマヘビ、アオダイショウ、シロマダラ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（陸生爬虫類）」（環境省 平成 22 年）

「モニタリングサイト 1000 いきものみつけ」

（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）

「西根町史」（西根町（現八幡平市） 平成元年）

「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）

「平成 4 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 5 年）

「平成 5 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 6 年）

「平成 7 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成 8 年）

「平成 12 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 13 年）

「平成 17 年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書」

（国土交通省 平成 18 年）

「平成 17 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 18 年）

「平成 27 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（両生類他）業務報告書」

（国土交通省 平成 28 年）

「平成 27 年度北上川上流水辺現地調査（両生類・爬虫類・哺乳類）業務報告書」

（国土交通省 平成 28 年）

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、8 科 14 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-3 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 5 種、事業者の実施した調査では 1 種が確認されている。

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成 18 年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

< 「重要な種」の選定根拠 >

[法令等]

- I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述の I 及び次に示す VI、VII に該当する注目すべき生息地はない。

- VI 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区
- VII 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-3 確認された爬虫類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | |
|-----|-----|---------|-----------|------|------|--------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | |
| 1 | カメ目 | イシガメ科 | ニホンイシガメ | ● | | | | | | | NT | | |
| 2 | | スッポン科 | ニホンスッポン | ● | | | | | | | DD | | |
| 3 | 有鱗目 | トカゲ科 | ヒガシニホントカゲ | ● | | | | | | | | D | |
| 4 | | タカチホヘビ科 | タカチホヘビ | ● | | | | | | | | C | |
| 5 | | ナミヘビ科 | シロマダラ | | | ● | | | | | | | C |
| 6 | | | ヒバカリ | ● | | | | | | | | | C |
| 計 | 2 目 | 5 科 | 6 種 | 5 種 | 0 種 | 1 種 | 0 種 | 0 種 | 0 種 | 0 種 | 2 種 | 4 種 | |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト』（河川環境データベース 国土交通省 令和 3 年）に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成 17 年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和 3 年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)掲載種

NT : 準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

DD : 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

V : 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

C : C ランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

D : D ランク…C ランク(存続基盤が脆弱な種)に準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種

(4) 両生類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（両生類）」（環境省 平成 22 年）によると、トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、タゴガエル、カジカガエル等が分布している。また、「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）によると、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル等が分布している。

平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認されている。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-9 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、トウホクサンショウウオ、アズマヒキガエル、タゴガエル等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（両生類）」（環境省 平成 22 年）

「モニタリングサイト 1000 いきものみつけ」

（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）

「西根町史」（西根町（現八幡平市） 平成元年）

「雫石町史 第二巻」（雫石町 昭和 54 年）

「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）

「平成 4 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 5 年）

「平成 5 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 6 年）

「平成 7 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成 8 年）

「平成 12 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 13 年）

「平成 17 年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書」

（国土交通省 平成 18 年）

「平成 17 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 18 年）

「平成 27 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（両生類他）業務報告書」

（国土交通省 平成 28 年）

「平成 27 年度北上川上流水辺現地調査（両生類・爬虫類・哺乳類）業務報告書」

（国土交通省 平成 28 年）

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、6 科 16 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-4 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 9 種、河川水辺の国勢調査では 4 種、事業者の実施した調査では 3 種が確認されている。

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成 18 年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

< 「重要な種」の選定根拠 >

[法令等]

- I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、前述の I 及び次に示す VI、VII により、注目すべき生息地を選定したところ、表 3.1.5-5 及び図 3.1.5-1 に示すとおり、自然的状況の調査範囲には 2 地点の注目すべき生息地が確認されている。注目すべき生息地の概要を表 3.1.5-6 に示す。

- VI 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区
- VII 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-4 確認された両生類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|-----|----------|----------------|------|------|--------|----------|----|-----|----|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V |
| 1 | 有尾目 | サンショウウオ科 | トウホクサンショウウオ | ● | ● | ● | | | | NT | C |
| 2 | | | クロサンショウウオ | ● | | | | | | NT | C |
| 3 | | | キタオウシュウサンショウウオ | ● | | | | | | | D |
| 4 | | イモリ科 | アカハライモリ | ● | ● | ● | | | | NT | |
| 5 | 無尾目 | アカガエル科 | ニホンアカガエル | ● | | | | | | | C |
| 6 | | | トノサマガエル | ● | | | | | | NT | C |
| 7 | | | トウキョウダルマガエル | ● | ● | ● | | | | NT | D |
| 8 | | アオガエル科 | モリアオガエル | ● | | | 天然*1 | | | | D |
| 9 | | | カジカガエル | ● | ● | | | | | | D |
| 計 | 2目 | 4科 | 9種 | 9種 | 4種 | 3種 | 1種 | 0種 | 0種 | 5種 | 8種 |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』（河川環境データベース 国土交通省 令和3年）に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成18年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和3年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)掲載種

NT : 準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

V : 「いわてレッドデータブック2014(岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成26年3月、令和2年3月改訂(植物))における掲載種

C : Cランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

D : Dランク…Cランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種

6. その他

*1 : 国指定天然記念物として「大揚沼モリアオガエル及びその繁殖地(八幡平市)」が指定されている。

表 3.1.5-5 文献で確認されている両生類の注目すべき生息地

| No. | 生息地名 | 文献 | 重要種の選定基準 | | |
|-----|---------------------|----|----------|----|-----|
| | | | I | II | III |
| 1 | 大揚沼のモリアオガエルおよびその繁殖地 | ● | 国天 | | |
| 2 | 白沼のモリアオガエル繁殖地 | ● | 県天 | | |

注)1. 調査範囲

文献調査：自然的状況の調査範囲 (図 3.1-1)

2. 注目すべき生息地の選定理由

I：「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等

国天：国指定天然記念物

県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III：専門家により指摘された注目すべき生息地

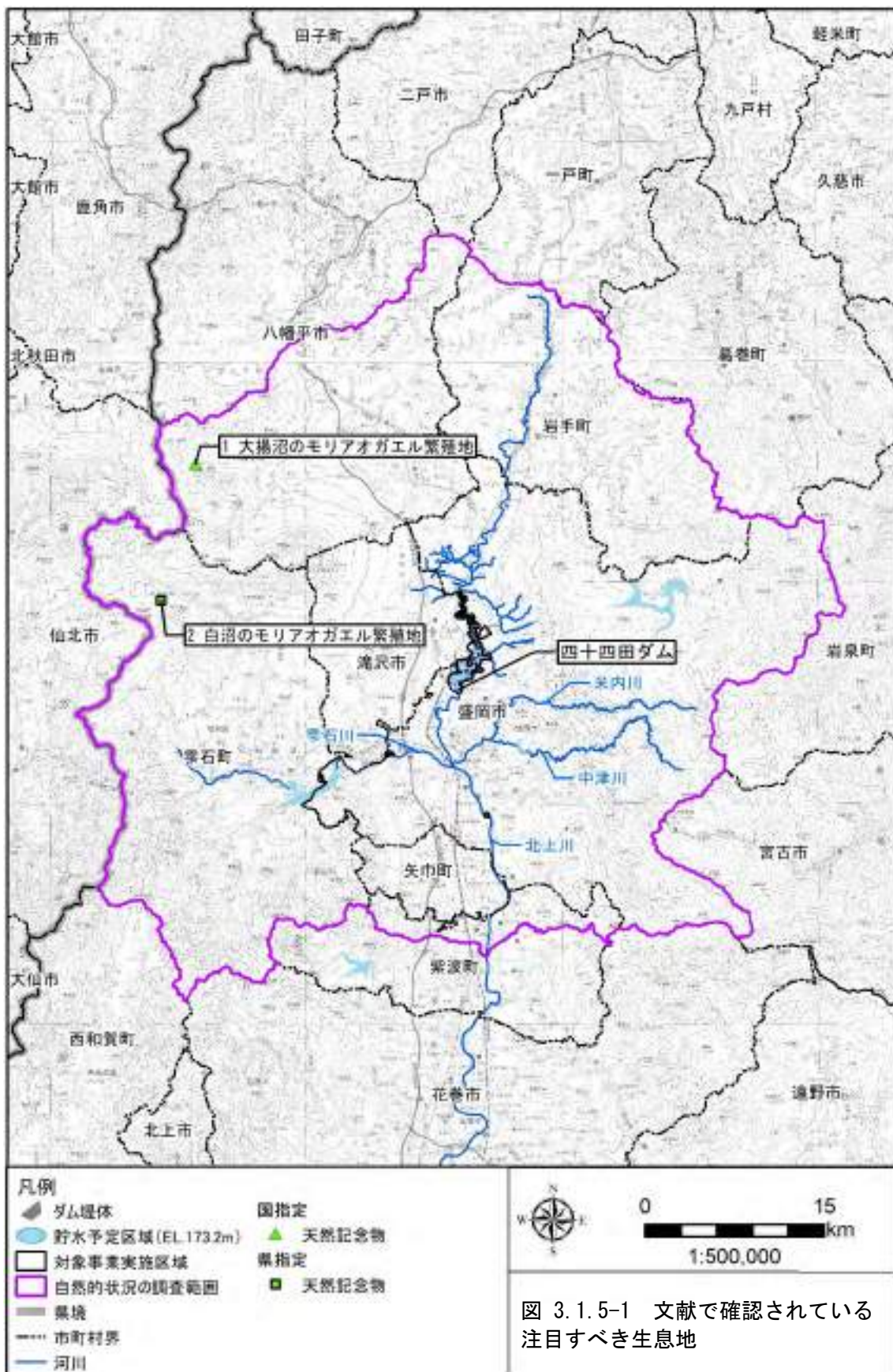
表 3.1.5-6 両生類の注目すべき生息地の概要

| No. | 生息地名 | 場所 | 概要 |
|-----|---------------------|---------|---|
| 1 | 大揚沼のモリアオガエルおよびその繁殖地 | 八幡平市宇寄木 | 八幡平の南部に源を発する北又川の谷の北側、標高 1,100m の山腹にある約 1.7ha の沼である。自然林と湿原に囲まれた約 600 メートルにわたる沼岸のほとんど全域にモリアオガエルの繁殖がみられ、岩手県下における最大の本種の繁殖地として貴重である。 |
| 2 | 白沼のモリアオガエル繁殖地 | 雫石町大字西根 | 滝ノ上温泉から烏帽子岳に向かう登山道の中頃にある沼である。ブナ・チシマザサ・ヤナギなどに囲まれた沼では、6 月中旬～7 月上旬頃、水面上に突き出た枝にモリアオガエルの産卵がみられ、岩手県内の数少ない繁殖地として貴重である。 |

資料)1. 国指定文化財等データベース (文化庁 <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)

2. いわたの文化情報大辞典 (岩手県 <http://www.bunka.pref.iwate.jp/>)

をもとに作成



(5) 魚類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（淡水魚類）」（環境省 平成 22 年）によると、キンブナ、エゾウグイ、ギバチ、サクラマス（ヤマメ）等が分布している。また、「盛岡市史」（盛岡市 昭和 55 年）によると、ニホンウナギ、コイ（型不明）、アユ、カジカ等が分布している。

平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、タナゴ、オイカワ、アブラハヤ、ナマズ、ミナミメダカ、ハナカジカ等が確認されている。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-10 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、ギンブナ、ヒガシシマドジョウ、カジカ、ウキゴリ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

- 「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（淡水魚類）」（環境省 平成 22 年）
- 「盛岡市史」（盛岡市 昭和 55 年）
- 「西根町史」（西根町（現八幡平市） 平成元年）
- 「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）
- 「平成 4 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 5 年）
- 「平成 5 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 6 年）
- 「平成 7 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成 8 年）
- 「平成 8 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 9 年）
- 「平成 12 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 13 年）
- 「平成 13 年度河川水辺の国勢調査（その 1）報告書」（国土交通省 平成 14 年）
- 「平成 18 年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書」（国土交通省 平成 19 年）
- 「平成 18 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 19 年）
- 「平成 23 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書」（国土交通省 平成 24 年）
- 「平成 24 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（底生動物他）業務報告書」（国土交通省 平成 25 年）
- 「平成 24 年度北上川上流水辺現地調査（底生動物・魚類）業務報告書」（国土交通省 平成 25 年）
- 「平成 28 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書」（国土交通省 平成 29 年）
- 「平成 28 年度北上川上流水辺現地調査（魚類）業務報告書」（国土交通省 平成 29 年）
- 「令和 3 年度御所ダム・四十四田ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書」（国土交通省 令和 4 年）
- 「令和 3 年度北上川上流水辺現地調査（魚類）業務報告書」（国土交通省 令和 4 年）

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成 18 年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、15科50種が分布している。

また、調査結果から、次に示すⅠ～Ⅴにより重要な種を選定したところ、表 3.1.5-7 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると14種、河川水辺の国勢調査では12種、事業者の実施した調査では7種が確認されている。

<「重要な種」の選定根拠>

[法令等]

- Ⅰ 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物
- Ⅱ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- Ⅲ 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年条例第26号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- Ⅳ 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)の掲載種
- Ⅴ 「いわてレッドデータブック2014(岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成26年3月、令和2年3月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述のⅠ及び次に示すⅥ、Ⅶに該当する注目すべき生息地はない。

- Ⅵ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき定められた生息地等保護地区
- Ⅶ 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-7 確認された魚類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | |
|-----|---------|---------|--------------|-----------|------|--------|----------|----|-----|-----|-----|--------------|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | |
| 1 | ヤツメウナギ目 | ヤツメウナギ科 | スナヤツメ北方種 | | ● | ● | | | | | VU | C | |
| 2 | | | スナヤツメ南方種 | ● | ● | | | | | | VU | C | |
| - | | | スナヤツメ類*1 | ○ | ○ | ○ | | | | | *1 | *1 | |
| 3 | ウナギ目 | ウナギ科 | ニホンウナギ | ● | ● | | | | | | EN | | |
| 4 | コイ目 | コイ科 | キンブナ | ● | ● | | | | | | VU | C | |
| 5 | | | ヤリタナゴ | ● | | | | | | | NT | 不足 | |
| 6 | | | タナゴ | ● | ● | ● | | | | | EN | D | |
| 7 | | | アカヒレタビラ | ● | | | | | | | EN | | |
| 8 | | | エゾウグイ | ● | | | | | | | LP | C | |
| 9 | | | スナゴカマツカ | ● | ● | ● | | | | | | | 不足 |
| 10 | | | ドジョウ科 | ドジョウ属*2 | ● | ● | ● | | | | | NTorDD *2 | |
| 11 | | | フクドジョウ科 | ホトケドジョウ*3 | ● | | | | | | | EN | |
| 12 | ナマズ目 | ギギ科 | ギバチ | ● | ● | ● | | | | | VU | | |
| 13 | サケ目 | サケ科 | サクラマス | ● | ● | | | | | | NT | | |
| - | | | サクラマス(ヤマメ)*4 | ○ | ○ | ● | | | | | *3 | | |
| 14 | ダツ目 | メダカ科 | ミナミメダカ*5 | | ● | | | | | | VU | B | |
| 15 | スズキ目 | カジカ科 | カジカ | ● | ● | ● | | | | | NT | C | |
| 16 | | | ハナカジカ | ● | ● | | | | | | LP | B | |
| 計 | 7目 | 9科 | 16種 | 14種 | 12種 | 7種 | 0種 | 0種 | 0種 | 15種 | 10種 | | |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和3年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成18年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和3年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)掲載種

EN : 絶滅危惧IB類 (IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)

VU : 絶滅危惧II類 (絶滅の危機が増大している種)

NT : 準絶滅危惧種 (現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

LP : 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの)

DD : 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

V : 「いわてレッドデータブック2014(岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成26年3月、令和2年3月改訂(植物))における掲載種

B : Bランク…絶滅の危機が増大している種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧II類」の基準に相当する種

C : Cランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

D：Dランク…Cランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種
不足：環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

6. 確認された種のうち、他の種と重複する可能性がある種は○として種数の合計から除き、種数を合計する種は●として示した。

7. その他

*1：スナヤツメ類は、スナヤツメ北方種またはスナヤツメ南方種の可能性がある。

*2：ドジョウは、近年ドジョウ、キタドジョウ、シノビドジョウ、ヒョウモンドジョウに分離された。岩手県北部にはドジョウ（「環境省レッドリスト2020」でNTに指定）とキタドジョウ（「環境省レッドリスト2020」でDDに指定）が分布すると考えられることから、ドジョウ属とした。

*3：ホトケドジョウは、専門家より「北上川では盛岡以南での生息可能性が極めて低い。」との指摘をいただいている。

*4：サクラマスとヤマメは同種とした。

*5：ミナミメダカは、専門家より「人為的に移入された個体の可能性がある。」との指摘をいただいている。

(6) 昆虫類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（昆虫類）」（環境省 平成 22 年）によると、ホソミオツネトンボ、マツモムシ、イチモンジセセリ、ゲンゴロウ、モモグロハナカミキリ等が分布している。また、「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）によると、ジグモ、アオイトトンボ、オオカマキリ、カミムラカワゲラ、クロコウスバカゲロウ、クロオオアリ等が分布している。

平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、トリノフンダマシ、ギンヤンマ、トノサマバッタ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、オオスズメバチ等が確認されている。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-11 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、アオハダトンボ、エゾゼミ、ミヤマチャバネセセリ、キンバエ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（昆虫類）」（環境省 平成 22 年）

「モニタリングサイト 1000 いきものみつけ」

（環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館クモ類コレクション」

（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館昆虫類コレクション」

（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）

「西根町史」（西根町（現八幡平市） 平成元年）

「農民生活変遷中心の滝沢村誌」（滝沢村（現滝沢市） 昭和 49 年）

「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）

「平成 4 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 5 年）

「平成 5 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 6 年）

「平成 6 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 7 年）

「平成 11 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 12 年）

「平成 15 年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書」

（国土交通省 平成 16 年）

「平成 16 年度河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 17 年）

「平成 22 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書」

（国土交通省 平成 23 年）

「平成 22 年度北上川上流河川水辺の国勢調査報告書」（国土交通省 平成 23 年）

「令和 2 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（陸上昆虫類等）業務報告書」

（国土交通省 令和 3 年）

「令和 2 年度北上川上流水辺現地調査（陸上昆虫類等）業務報告書」

（国土交通省 令和 3 年）

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成 18 年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、421科5,442種が分布している。

また、調査結果から、次に示すⅠ～Ⅳにより重要な種を選定したところ、表 3.1.5-8 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 135 種、河川水辺の国勢調査では 37 種、事業者の実施した調査では 29 種が確認されている。

< 「重要な種」 の選定根拠 >

[法令等]

- Ⅰ 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- Ⅱ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- Ⅲ 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- Ⅳ 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- Ⅴ 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述のⅠ及び次に示すⅥ、Ⅶに該当する注目すべき生息地はない。

- Ⅵ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区
- Ⅶ 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-8 確認された昆虫類の重要な種(1/4)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | |
|-----|------------------------|-----------|-------------|------|------|--------|----------|----|-----|----|----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | |
| 1 | トンボ目 (蜻蛉目) | アオイトトンボ科 | コバネアオイトトンボ | ● | | | | | | EN | A | |
| 2 | | イトトンボ科 | ルリイトトンボ | ● | | | | | | | D | |
| 3 | | | モートンイトトンボ | ● | ● | | | | | NT | D | |
| 4 | | | カラカネイトトンボ | ● | | | | | | | D | |
| 5 | | カワトンボ科 | アオハダトンボ | ● | ● | ● | | | | NT | | |
| 6 | | ヤンマ科 | マダラヤンマ | ● | | | | | | NT | B | |
| 7 | | | カトリヤンマ | ● | | | | | | | A | |
| 8 | | | サラサヤンマ | ● | | | | | | | D | |
| 9 | | サナエトンボ科 | ヤマサナエ | ● | | | | | | | D | |
| 10 | | | ホンサナエ | ● | | | | | | | C | |
| 11 | | ムカシヤンマ科 | ムカシヤンマ | ● | | | | | | | C | |
| 12 | | トンボ科 | ハッチョウトンボ | ● | | | | | | | D | |
| 13 | | | キトンボ | ● | | | | | | | C | |
| 14 | | | オオキトンボ | ● | | | | | | EN | A | |
| 15 | カマキリ目 (螳螂目) | カマキリ科 | ウスバカマキリ | ● | | | | | | DD | | |
| 16 | バッタ目 (直翅目) | キリギリス科 | ヒガシキリギリス | ● | | | | | | | C | |
| 17 | | バッタ科 | カワラバッタ | ● | | | | | | | D | |
| 18 | カメムシ目 (半翅目) | ハナカメムシ科 | ヒラタハナカメムシ | | | ● | | | | NT | | |
| 19 | | | ズイムシハナカメムシ | ● | | | | | | | NT | |
| 20 | | アメンボ科 | ババアメンボ | ● | | | | | | NT | D | |
| 21 | | イトアメンボ科 | イトアメンボ | ● | | | | | | VU | 不足 | |
| 22 | | ミズムシ科 (昆) | ミズナシミズムシ | ● | | | | | | | NT | |
| 23 | | | ミズムシ (昆) | ● | | | | | | | | C |
| 24 | ナガミズムシ | | ● | | | | | | | NT | | |
| 25 | コオイムシ科 | コオイムシ | ● | ● | ● | | | | | NT | | |
| 26 | | タガメ | ● | | | | | 第二 | | VU | B | |
| 27 | マツモムシ科 | キイロマツモムシ | ● | | | | | | | | C | |
| 28 | ヘビトンボ目 | センブリ科 | ヤマトセンブリ | ● | | | | | | DD | | |
| 29 | アミメカゲロウ目 (脈翅目) | ツノトンボ科 | キバネツノトンボ | ● | ● | ● | | | | | A | |
| 30 | チョウ目 (鱗翅目) | ボクトウガ科 | ハイイロボクトウ | ● | | | | | | NT | | |
| 31 | | マダラガ科 | ヤホシホソマダラ | ● | | | | | | | NT | |
| 32 | | | ホタルガ | ● | | | | | | | | D |
| 33 | | | ベニモンマダラ本土亜種 | ● | | | | | | | NT | B |
| 34 | | セセリチョウ科 | ホシチャバネセセリ | ● | | | | | | | EN | B |
| 35 | | | ギンイチモンジセセリ | ● | | | | | | | NT | D |
| 36 | | | ミヤマチャバネセセリ | ● | ● | ● | | | | | | C |
| 37 | | | チャマダラセセリ | ● | | | | | | | EN | A |
| 38 | スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種 | | ● | ● | ● | | | | | | NT | |

表 3.1.5-8 確認された昆虫類の重要な種(2/4)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|---------------|-----------------|---------------|----------------|------|--------|----------|----|-----|----|----|----|----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 39 | チョウ目 (鱗翅目) | シジミチョウ科 | チョウセンアカシジミ | ● | | | 天然 | | | | VU | B | | |
| 40 | | | ウラジロミドリシジミ | ● | | | | | | | | | C | |
| 41 | | | ハヤシミドリシジミ | ● | | | | | | | | | C | |
| 42 | | | クロミドリシジミ | ● | | | | | | | | | C | |
| 43 | | | キタアカシジミ北日本亜種 | ● | | | | | | | | VU | C | |
| 44 | | | クロシジミ | ● | | | | | | | | EN | A | |
| 45 | | | オオゴマシジミ | ● | | | | | | | | NT | C | |
| 46 | | | ゴマシジミ北海道・東北亜種 | ● | | | | | | | 指定 | NT | A | |
| 47 | | | ヒメシジミ本州・九州亜種 | ● | | | | | | | | NT | C | |
| 48 | | | オオルシジミ本州亜種*1 | ● | | | | | | | | CR | 絶滅 | |
| 49 | | | フジミドリシジミ | ● | | | | | | | | | D | |
| 50 | | | タテハチョウ科 | ウラギンスジヒョウモン | ● | ● | ● | | | | | | VU | |
| 51 | | | | ヒョウモンチョウ東北以北亜種 | ● | | | | | | | | NT | C |
| 52 | | | | ベニヒカゲ本州亜種 | ● | | | | | | | | NT | C |
| 53 | オオウラギンヒョウモン | ● | | | | | | | | | CR | A | | |
| 54 | ゴマダラチョウ本土亜種 | ● | | ● | ● | | | | | | | D | | |
| 55 | キマダラモドキ | ● | | | | | | | | | NT | | | |
| 56 | コジャノメ | ● | | ● | ● | | | | | | | D | | |
| 57 | オオムラサキ | ● | | ● | ● | | | | | | NT | C | | |
| 58 | アゲハチョウ科 | ヒメギフチョウ本州亜種 | ● | ● | ● | | | | | NT | C | | | |
| 59 | シロチョウ科 | ヤマキチョウ | ● | | | | | | | EN | A | | | |
| 60 | | ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 | ● | ● | | | | | | EN | C | | | |
| 61 | ツトガ科 | モリオカツトガ | ● | | | | | | | NT | D | | | |
| 62 | シャクガ科 | クロフカバシャク | ● | | | | | | | VU | C | | | |
| 63 | ヤママユガ科 | オナガミズアオ本土亜種 | ● | | | | | | | NT | | | | |
| 64 | スズメガ科 | ヒメスズメ | ● | | | | | | | NT | | | | |
| 65 | | スキバホウジャク | ● | | | | | | | VU | | | | |
| 66 | シャチホコガ科 | タカオシャチホコ | ● | | | | | | | | D | | | |
| 67 | ドクガ科 | スゲドクガ | ● | | | | | | | NT | | | | |
| 68 | ヤガ科 | ツチイロキリガ | ● | | | | | | | | | C | | |
| 69 | | ガマヨトウ | ● | ● | | | | | | | VU | D | | |
| 70 | | キスジウスキヨトウ | ● | | | | | | | | VU | | | |
| 71 | | コシロシタバ | ● | | | | | | | | NT | D | | |
| 72 | | ミヤマキシタバ | ● | ● | ● | | | | | | NT | D | | |
| 73 | | ヌマベウスキヨトウ | | | ● | | | | | | VU | | | |
| 74 | | オガサワラヒゲヨトウ | ● | | | | | | | | EN | A | | |
| 75 | | ミスジキリガ | ● | | | | | | | | NT | | | |
| 76 | | ノシメコヤガ | ● | | | | | | | | CR | A | | |
| 77 | | ハエ目 (双翅目) | ハルカ科 | ハマダラハルカ | ● | | | | | | | DD | | |

表 3.1.5-8 確認された昆虫類の重要な種(3/4)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | |
|-----|-----------------|--------------|---------------|-----------|------|--------|----------|----|-----|----|----|---|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | |
| 78 | ハエ目 (双翅目) | クサアブ科 | ネグロクサアブ | ● | | | | | | DD | D | | |
| 79 | コウチュウ目 (鞘翅目) | オサムシ科 | ハヤチネヌレチゴミムシ | ● | | | | | | | D | | |
| 80 | | | ウメヤルリミズギワゴミムシ | ● | ● | | | | | | | B | |
| 81 | | | エゾカタビロオサムシ | ● | ● | ● | | | | | | C | |
| 82 | | | アカガネオサムシ本州亜種 | ● | | ● | | | | | VU | C | |
| 83 | | | セアカオサムシ | ● | | ● | | | | | NT | | |
| 84 | | | アオホソゴミムシ | | ● | | | | | | | D | |
| 85 | | | チビマルクビゴミムシ | ● | | | | | | | | D | |
| 86 | | | シラハタキバナガゴミムシ | ● | | | | | | | | D | |
| 87 | | | ゲンゴロウ科 | メススジゲンゴロウ | ● | | | | | | | | D |
| 88 | | | | シマケシゲンゴロウ | ● | ● | ● | | | | | | C |
| 89 | | クロゲンゴロウ | | ● | ● | ● | | | | | NT | | |
| 90 | | ゲンゴロウ | | ● | ● | ● | | | | | VU | C | |
| 91 | | エゾゲンゴロウモドキ | | ● | | | | | | | VU | C | |
| 92 | | マルガタゲンゴロウ | | ● | ● | ● | | | | | VU | | |
| 93 | | シマゲンゴロウ | | ● | ● | ● | | | | | NT | | |
| 94 | | スジゲンゴロウ*2 | | ● | | | | | | | EX | | |
| 95 | | ケシゲンゴロウ | | ● | ● | ● | | | | | NT | | |
| 96 | | ヒメケシゲンゴロウ | | ● | | | | | | | VU | | |
| 97 | ルイスツブゲンゴロウ | ● | | | | | | | VU | | | | |
| 98 | シャープツブゲンゴロウ | ● | | | | | | | NT | | | | |
| 99 | キベリマメゲンゴロウ | ● | ● | | | | | | NT | | | | |
| 100 | ミズスマシ科 | オオミズスマシ | ● | | | | | | | NT | | | |
| 101 | | コミズスマシ | ● | | | | | | | EN | | | |
| 102 | | ヒメミズスマシ | ● | | | | | | | EN | | | |
| 103 | | ミズスマシ | ● | ● | | | | | | VU | | | |
| 104 | | コオナガミズスマシ | ● | ● | | | | | | VU | | | |
| 105 | コガシラミズムシ科 | クビボソコガシラミズムシ | ● | ● | | | | | | DD | | | |
| 106 | | マダラコガシラミズムシ | | ● | | | | | | VU | | | |
| 107 | ガムシ科 | コガムシ | ● | ● | ● | | | | | DD | | | |
| 108 | | ガムシ | ● | ● | ● | | | | | NT | | | |
| 109 | | シジミガムシ | ● | | | | | | | EN | | | |
| 110 | シデムシ科 | ヤマトモンシデムシ | | | ● | | | | | NT | | | |
| 111 | クワガタムシ科 | オオクワガタ | ● | | | | | | | VU | C | | |
| 112 | コガネムシ科 | セマルオオマゴソコガネ | ● | | | | | | | DD | | | |
| 113 | | ダイコクコガネ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 114 | | シナノエンマコガネ | ● | | | | | | | | C | | |
| 115 | | ヤマトエンマコガネ | ● | | | | | | | NT | C | | |
| 116 | | オオチャイロハナムグリ | ● | | | | | | | NT | D | | |

表 3.1.5-8 確認された昆虫類の重要な種(4/4)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | |
|-----|-----------------|------------|----------------|-----------|------|--------|----------|-----|-----|------|------|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | |
| 117 | コウチュウ目 (鞘翅目) | コガネムシ科 | オオトラフハナムグリ | ● | | | | | | | C | |
| 118 | | コメツキムシ科 | クロツヤシモフリコメツキ | ● | | | | | | | D | |
| 119 | | | ツマグロコメツキ | ● | | | | | | | D | |
| 120 | | | ツマグロヒラタコメツキ | ● | | | | | | | D | |
| 121 | | | チビヒサゴコメツキ | ● | | | | | | | D | |
| 122 | | | ホテル科 | ゲンジボタル | ● | ● | | | | | | D |
| 123 | | ヒメボタル | | ● | | | | | | | D | |
| 124 | | カミキリムシ科 | ミチノクケマダラカミキリ | ● | | ● | | | | VU | C | |
| 125 | | | ヒラヤマコブハナカミキリ | ● | | | | | | | 不足 | |
| 126 | | | クロサワヘリグロハナカミキリ | ● | | | | | | | C | |
| 127 | | | シララカハナカミキリ | ● | | | | | | | D | |
| 128 | | | アカムネハナカミキリ | ● | | | | | | VU | | |
| 129 | | | モモブトハナカミキリ | ● | | | | | | | D | |
| 130 | | | ホンドアカガネカミキリ | ● | | | | | | | D | |
| 131 | | | ヨツボシカミキリ | ● | | | | | | | EN | C |
| 132 | | | イガブチヒゲハナカミキリ | ● | | | | | | | | D |
| 133 | | | ブチヒゲハナカミキリ | ● | | | | | | | | D |
| 134 | | | ハムシ科 | オオルリハムシ | ● | ● | | | | | NT | D |
| 135 | | | ハバチ科 | ルリコシアカハバチ | ● | | | | | | | DD |
| 136 | | | アリ科 | ケブカツヤオオアリ | ● | ● | ● | | | | | DD |
| 137 | | エゾアカヤマアリ | | ● | | ● | | | | | VU | |
| 138 | スズメバチ科 | モンズズメバチ | ● | ● | | | | | | DD | | |
| 139 | ギングチバチ科 | タイセツギングチ | ● | ● | | | | | | DD | | |
| 140 | ミツバチ科 | クロマルハナバチ | ● | ● | ● | | | | | NT | | |
| 141 | ハキリバチ科 | マイマイツツハナバチ | | ● | | | | | | DD | | |
| 計 | 10 目 | 52 科 | 141 種 | 135 種 | 37 種 | 29 種 | 1 種 | 1 種 | 1 種 | 94 種 | 90 種 | |

注) 1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和 3 年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成 17 年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和 3 年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等

天然：文化財保護法により指定された天然記念物

- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）、に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等
 - 第二：国内希少野生動植物種で特定第二種国内希少野生動植物種に指定されたもの
- III：「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成14年岩手県条例第26号）に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物
 - 指定：指定希少野生動植物
- IV：「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）掲載種
 - EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）
 - CR：絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の可能性が極めて高いもの）
 - EN：絶滅危惧ⅠB類（ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種）
 - VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危機が増大している種）
 - NT：準絶滅危惧種（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）
 - DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）
- V：「いわてレッドデータブック2014（岩手の希少な野生生物）」（岩手県 平成26年3月、令和2年3月改訂（植物））における掲載種
 - 絶滅：既に絶滅したと考えられる種。
 - 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に該当する種
 - A：Aランク…絶滅の危機に瀕している種
 - 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種
 - 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて、脆弱な種
 - B：Bランク…絶滅の危機が増大している種
 - 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
 - C：Cランク…存続基盤が脆弱な種
 - 環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
 - D：Dランク…Cランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種
 - 不足：環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

6. その他

- *1: オオルリシジミ本州亜種は「いわてレッドデータブック2014（岩手の希少な野生生物）」（岩手県 平成26年3月、平成29年10月改訂（植物））で既に絶滅したと考えられる種として扱われている。
- *2: スジゲンゴロウは「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）で絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）として扱われている。

(7) 底生動物

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（陸産及び淡水産貝類）」（環境省 平成 22 年）によると、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、カワシンジユガイ等が分布している。また、「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）によると、マルタニシ、ヌマエビ、テナガエビ、アメリカザリガニ、サワガニ等が分布している。

平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、ナミウズムシ、ヒラマキミズマイマイ、シマイシビル、ヒメトビイロカゲロウ、ダビドサナエ、アメンボ、ウルマーシマトビケラ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（陸産及び淡水産貝類）」（環境省 平成 22 年）

「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）

「平成 5 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 6 年）

「平成 8 年度北上川ダム自然環境調査報告書」（国土交通省 平成 9 年）

「平成 8 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成 9 年）

「平成 9 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」（国土交通省 平成 10 年）

「平成 9 年度北上川上流底生動物調査報告書」（国土交通省 平成 10 年）

「平成 12 年度河川水辺の国勢調査（その 2）報告書」（国土交通省 平成 13 年）

「平成 13 年度河川水辺の国勢調査（その 1）報告書」（国土交通省 平成 14 年）

「平成 19 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査報告書」

（国土交通省 平成 20 年）

「平成 19 年度河川水辺の国勢調査（底生動物調査）報告書」（国土交通省 平成 20 年）

「平成 24 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（底生動物他）業務報告書」

（国土交通省 平成 25 年）

「平成 24 年度北上川上流水辺現地調査（底生動物・魚類）業務報告書」

（国土交通省 平成 25 年）

「平成 29 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（底生動物外）業務報告書」

（国土交通省 平成 30 年）

「平成 29 年度北上川上流水辺現地調査（底生動物・河川環境基図（水域））業務報告書」

（国土交通省 平成 30 年）

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、139 科 454 種が分布している。

また、調査結果から、次に示すⅠ～Ⅴにより重要な種を選定したところ、表 3.1.5-9 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 23 種、河川水辺の国勢調査では 18 種が確認されている。

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成 18 年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

< 「重要な種」の選定根拠 >

[法令等]

- I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂(植物))における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述の I 及び次に示す VI、VII に該当する注目すべき生息地はない。

- VI 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた生息地等保護地区
- VII 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-9 確認された底生動物の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|-----------------|-----------|--------------|------------|------|----------|----|-----|-----|-----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | I | II | III | IV | V |
| 1 | 新生腹足目 | タニシ科 | マルタニシ | ● | ● | | | | VU | |
| 2 | | | オオタニシ | ● | | | | | NT | |
| 3 | 汎有肺目 | モノアラガイ科 | モノアラガイ | ● | ● | | | | NT | |
| 4 | | | ヒラマキガイ科 | ヒラマキミズマイマイ | ● | ● | | | | DD |
| 5 | | | ヒラマキガイモドキ | ● | ● | | | | NT | |
| 6 | イシガイ目 | カワシンジュガイ科 | カワシンジュガイ | ● | ● | | 第二 | | EN | B |
| 7 | | イシガイ科 | イシガイ | ● | | | | | | A |
| 8 | | | ヌマガイ | ● | | | | | | B |
| - | | | ドブガイ属*1 | ○ | | | | | | |
| 9 | マルスダレガイ目 | シジミ科 | ヤマトシジミ | ● | | | | | NT | |
| 10 | | | マシジミ | ● | | | | | VU | B |
| 11 | | マメシジミ科 | マメシジミ | ● | | | | | | C |
| - | | | マメシジミ属*2 | ○ | ● | | | | | |
| 12 | トンボ目 (蜻蛉目) | サナエトンボ科 | ホンサナエ | ● | | | | | | C |
| 13 | カワゲラ目 (セキ翅目) | アミメカワゲラ科 | フライソニアミメカワゲラ | ● | ● | | | | NT | |
| 14 | カメムシ目 (半翅目) | コオイムシ科 | コオイムシ | ● | ● | | | | NT | |
| 15 | コウチュウ目 (鞘翅目) | ゲンゴロウ科 | シマケシゲンゴロウ | | ● | | | | | C |
| 16 | | | ゲンゴロウ | ● | ● | | | | VU | C |
| 17 | | | マルガタゲンゴロウ | ● | | | | | VU | |
| 18 | | | キベリマメゲンゴロウ | ● | ● | | | | NT | |
| 19 | | | ミズスマシ科 | コミズスマシ | ● | | | | | EN |
| 20 | | コオナガミズスマシ | | ● | ● | | | | VU | |
| 21 | | ガムシ科 | コガムシ | | ● | | | | DD | |
| 22 | | | ガムシ | ● | ● | | | | NT | |
| 23 | | | シジミガムシ | ● | | | | | EN | |
| 24 | | ヒメドロムシ科 | ヨコミゾドロムシ | | ● | | | | VU | |
| 25 | ケスジドロムシ | | ● | ● | | | | VU | D | |
| 26 | ホタル科 | ゲンジボタル | ● | ● | | | | | D | |
| 27 | ハチ目 (膜翅目) | ヒメバチ科 | ミズバチ | | ● | | | | DD | |
| 計 | 9目 | 16科 | 27種 | 23種 | 18種 | 0種 | 1種 | 0種 | 21種 | 10種 |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和3年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成18年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。

4. 事業者の調査は、令和2~3年度の現地調査の結果である。

5. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第

- 24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等
- II: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)、に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等
- 第二: 国内希少野生動植物種で特定第二種国内希少野生動植物種に指定されたもの
- III: 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物
- IV: 「環境省レッドリスト2019」(環境省 平成31年1月)掲載種
- EN: 絶滅危惧IB類 (IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)
- VU: 絶滅危惧II類 (絶滅の危機が増大している種)
- NT: 準絶滅危惧種 (現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)
- DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)
- V: 「いわてレッドデータブック2014(岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成26年3月、令和2年3月改訂(植物))における掲載種
- A: Aランク…絶滅の危機に瀕している種
環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧I類」の基準に相当する種
- B: Bランク…絶滅の危機が増大している種
環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧II類」の基準に相当する種
- C: Cランク…存続基盤が脆弱な種
環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
- D: Dランク…1. Cランクに準ずる種
2. 優れた自然環境の指標となる種
3. 岩手県を南限または北限とする種
6. 確認された種のうち、他の種と重複する可能性がある種は○として種数の合計から除き、種数を合計する種は●として示した。
7. その他
- *1: 文献ではドブガイとして掲載されているが、近年ヌマガイ(旧ドブガイA型)とタガイ(旧ドブガイB型)に分類されたためドブガイ属とした。
- *2: マメシジミ属は、マメシジミの可能性はあるが、種の同定には至っていない。マメシジミは「いわてレッドデータブック2014(岩手の希少な野生生物)」の「Cランク」に選定されている。

(8) その他の動物

その他の動物としては、陸産貝類を対象とした。それ以外の動物については、重要な種の生息に関する情報が得られなかったため対象としなかった。

1) 陸産貝類

自然的状況の調査範囲には、「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（陸産及び淡水産貝類）」（環境省 平成 22 年）によると、ハコダテヤマキサゴ、クリイロキセルガイモドキ、ナミギセル、パツラマイマイ、ニッポンマイマイ等が分布している。また、「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）によると、ヤマキサゴ、オナジマイマイ及びウスカワマイマイが分布している。

事業者の調査（表 3.1.5-16、図 3.1.5-12 参照）によると、自然的状況の調査範囲では、ナガナタネガイ、ウラジロベッコウ、トバマイマイ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 動物分布図集（陸産及び淡水産貝類）」（環境省 平成 22 年）
「矢巾町史」（矢巾町 昭和 60 年）

上記の文献及び事業者の調査結果によると、19 科 57 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-10 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 10 種、事業者の実施した調査では 13 種が確認されている。

<「重要な種」の選定根拠>

[法令等]

- I 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」（昭和 51 年岩手県条例第 44 号）、「盛岡市文化財保護条例」（昭和 53 年条例第 21 号）、「滝沢市文化財保護条例」（昭和 62 年条例第 2 号）、「岩手町文化財保護条例」（昭和 54 年条例第 2 号）、「八幡平市文化財保護条例」（平成 17 年条例第 183 号）、「雫石町文化財保護条例」（昭和 63 年条例第 25 号）、「矢巾町文化財保護条例」（昭和 52 年条例第 24 号）、「紫波町文化財保護条例」（昭和 52 年条例第 25 号）に基づき指定された天然記念物
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 14 年条例 26 号）に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- IV 「環境省レッドリスト 2020」（環境省 令和 2 年 3 月）の掲載種
- V 「いわてレッドデータブック 2014（岩手の希少な野生生物）」（岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂（植物））における掲載種

また、自然的状況の調査範囲には前述の I 及び次に示すVI、VIIに該当する注目すべき生息地はない。

VI 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) に基づき定められた生息地等保護地区

VII 専門家により指摘された注目すべき生息地

表 3.1.5-10 確認された陸産貝類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|-----------|---------------|--------------|------|--------|----------|-----|------|------|------|
| | | | | 文献調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V |
| 1 | オキナエビス目 | ヤマキサゴ科 | ハコダテヤマキサゴ | ● | | | | | LP | |
| 2 | モノアラガイ目 | ケンガイ科 | ケンガイ | | ● | | | | NT | |
| 3 | マイマイ目 | キバサナギガイ科 | ナガナタネガイ | | ● | | | | LP | |
| 4 | | キセルガイモドキ科 | キセルガイモドキ | ● | ● | | | | | C |
| 5 | | | クリイロキセルガイモドキ | ● | | | | NT | C | |
| 6 | | キセルガイ科 | ヒカリギセル | | ● | | | | | C |
| 7 | | | ミヨシギセル | ● | | | | VU | C | |
| 8 | | | ナミギセル | ● | | | | | C | |
| 9 | | | オオタキコギセル | ● | | | | | C | |
| 10 | | ベッコウマイマイ科 | タカキビ | | ● | | | | NT | |
| 11 | | | オオタキキビ | | ● | | | | NT | |
| 12 | | | スカシベッコウ | | ● | | | | NT | |
| 13 | | | ウラジロベッコウ | | ● | | | | | C |
| 14 | | | ハクサンベッコウ属*1 | | ● | | | | DD*1 | |
| 15 | | | カワグチレンズガイ | ● | | | | | NT | C |
| 16 | | | クリイロベッコウ | ● | ● | | | | DD | C |
| 17 | | | コハクモドキ | | ● | | | | LP | |
| 18 | ナンバンマイマイ科 | イワテビロウドマイマイ*2 | | ● | | | | DD*2 | C | |
| 19 | | ウロコビロウドマイマイ | ● | | | | | NT | | |
| 20 | オナジマイマイ科 | ササミケマイマイ | ● | | | | | DD | C | |
| 21 | | トバマイマイ | | ● | | | | | C | |
| 計 | 3 目 | 8 科 | 21 種 | 10 種 | 13 種 | 0 種 | 0 種 | 0 種 | 15 種 | 12 種 |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』（河川環境データベース 国土交通省 令和3年）に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成17年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 事業者の調査は、令和2年度の現地調査の結果である。

4. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和51年岩手県条例第44号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和53年条例第21号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和62年条例第2号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和54年条例第2号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成17年条例第183号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和63年条例第25号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和52年条例第24号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和52年条例第25号)に基づき指定された天然記念物等

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成14年岩手県条例第26号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)掲載種

VU : 絶滅危惧II類(絶滅の危機が増大している種)

NT : 準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

DD : 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

LP : 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの)

V : 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物) 」 (岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月
改訂 (植物)) における掲載種

C : C ランク…存続基盤が脆弱な種

環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

5. その他

*1 ハクサンベッコウ属はエゾヒメベッコウ (選定基準IV : DD) の可能性がある。

*2 イワテビロウドマイマイはビロウドマイマイ (選定基準IV : DD) の亜種である。

3.1.5.2 植物

(1) 種子植物・シダ植物

1) 植物相

自然的状況の調査範囲には、「岩手県植物誌(チェックリスト2018web版)」(岩手県植物誌調査会 平成30年)によると、トウゴクサイシン、ネズミガヤ、タカトウダイ、イノコズチ、レンゲツツジ等が分布している。また、「矢巾町史」(矢巾町 昭和60年)によると、ヤマソテツ、イヌガンソク、タガネソウ、フジ、サワオトギリ、オカトラノオ、タニウツギ等が分布している。

平成18年度以降の河川水辺の国勢調査^{注)1}によると、自然的状況の調査範囲では、クマゴケ、ヤマシャクヤク、ワレモコウ、ツボスミレ、チョウジタデ等が確認されている。

事業者の調査(表3.1.5-17、図3.1.5-13参照)によると、自然的状況の調査範囲では、ギンラン、クマガイソウ、シラネアオイ、カラヨモギ等が確認されている。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 植生調査(第2回～第5回)」

(環境省 昭和54～平成10年)

「モニタリングサイト1000 いきものみつけ」

(環境省生物多様性センター<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>)

「生物多様性センター 生物情報収集・提供システム いきものログ」

(環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/>)

「岩手県植物誌(チェックリスト2018web版)」(岩手県植物誌調査会 平成30年)

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館シダ植物コレクション」

(サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>)

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館種子植物コレクション」

(サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>)

「盛岡市史」(盛岡市 昭和55年)

「西根町史」(西根町(現八幡平市) 平成元年)

「農民生活変遷中心の滝沢村誌」(滝沢村 昭和49年)

「雫石町史 第二巻」(雫石町 昭和54年)

「矢巾町史」(矢巾町 昭和60年)

「平成4年度北上川ダム自然環境調査報告書」(国土交通省 平成5年)

「平成5年度北上川ダム自然環境調査報告書」(国土交通省 平成6年)

「平成6年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成7年)

「平成7年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書」(国土交通省 平成8年)

「平成10年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成10年)

「平成14年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成15年)

「平成14年度河川水辺の国勢調査(その1)報告書」(国土交通省 平成15年)

「平成20年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書」

注)1. 河川水辺の国勢調査は、マニュアル改訂が実施された平成18年度以降の四十四田ダム、北上川及び雫石川における調査結果を対象とした。その他の河川水辺の国勢調査の結果は文献調査として整理した。

- (国土交通省 平成 21 年)
- 「平成 20 年度河川水辺の国勢調査報告書」(国土交通省 平成 21 年)
- 「平成 21 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書」
(国土交通省 平成 22 年)
- 「平成 21 年度北上川上流動植物等調査報告書」(国土交通省 平成 22 年)
- 「平成 25 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査業務報告書」
(国土交通省 平成 26 年)
- 「平成 25 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書」(国土交通省 平成 26 年)
- 「平成 30 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書」(国土交通省 平成 31 年)
- 「平成 31 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査業務報告書」
(国土交通省 令和 2 年)
- 「平成 31 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書」(国土交通省 令和 2 年)

上記の文献、河川水辺の国勢調査及び事業者の調査結果によると、172 科 2,306 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-11 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 319 種、河川水辺の国勢調査では 35 種、事業者の実施した調査では 23 種が確認されている。

< 「重要な種」 の選定根拠 >

[法令等]

- I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種
- III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

- IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種
- V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂 (植物))における掲載種

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(1/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|----------|-----------|---------------|--------|-------|--------|----------|----|-----|-------|----|----|----|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 1 | ヒカゲノカズラ目 | ヒカゲノカズラ科 | ヤチスギラン | ● | | | | | | | | C | | |
| 2 | イワヒバ目 | イワヒバ科 | コケスギラン | ● | | | | | | | | A | | |
| 3 | ミズニラ目 | ミズニラ科 | ヒメミズニラ | ● | | | | | | | NT | B | | |
| 4 | | | ミズニラ | ● | | | | | | | NT | B | | |
| 5 | ハナヤスリ目 | ハナヤスリ科 | ヒメハナワラビ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 6 | サンショウモ目 | サンショウモ科 | サンショウモ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 7 | ウラボシ目 | イノモトソウ科 | リシリシノブ | ● | | | | | | 指定、特定 | NT | A | | |
| 8 | | | オオバノイノモトソウ | ● | | | | | | | | | D | |
| 9 | | | イノモトソウ | ● | | | | | | | | | D | |
| 10 | | ヒメシダ科 | タチヒメワラビ | ● | | | | | | | | | A | |
| 11 | | | ヤワラシダ | ● | ● | | | | | | | | C | |
| 12 | | メシダ科 | コウライイヌワラビ*1 | ● | | | | | | | | VU | 絶滅 | |
| 13 | | オンダ科 | イワカゲワラビ | ● | | | | | | | | VU | A | |
| 14 | | | アイアスカイノデ | ● | | | | | | | | | C | |
| 15 | | | ウラボシ科 | イワオモダカ | ● | | | | | | | | B | |
| 16 | | マツ目 | マツ科 | モミ | ● | | | | | | | | D | |
| 17 | | | | アカエゾマツ | ● | | | | | | | | | A |
| 18 | | ヒノキ目 | ヒノキ科 | イブキ | ● | | | | | | | | D | |
| 19 | ハイビヤクシン | | | ● | | | | | | | | | C | |
| 20 | ミヤマネズ | | | ● | | | | | | | | | B | |
| 21 | イチイ科 | | イヌガヤ | ● | | | | | | | | | D | |
| 22 | | | カヤ | ● | | | | | | | | | D | |
| 23 | | | スイレン目 | ジュンサイ科 | ジュンサイ | ● | | | | | | | | C |
| 24 | スイレン科 | コウホネ | ● | ● | | | | | | | | C | | |
| 25 | コショウ目 | ウマノスズクサ科 | ウマノスズクサ | ● | ● | | | | | | | D | | |
| 26 | オモダカ目 | サトイモ科 | マイヅルテンナンショウ*1 | ● | | | | | | | | VU | 絶滅 | |
| 27 | | | ヒンジモ | ● | | | | | | | | | VU | A |
| 28 | | | ナベクラザゼンソウ | ● | | | | | | | | | VU | C |
| 29 | | | ザゼンソウ | ● | | | | | | | | | | D |
| 30 | | チシマゼキショウ科 | チシマゼキショウ | ● | | | | | | | | | A | |
| 31 | | オモダカ科 | アギナシ | ● | ● | | | | | | | NT | C | |
| 32 | | トチカガミ科 | スブタ | ● | | | | | | | | | VU | A |
| 33 | | | ヤナギスブタ | ● | | | | | | | | | | B |
| 34 | | | トチカガミ*1 | ● | | | | | | | | | NT | 絶滅 |
| 35 | | | ミズオオバコ | ● | | | | | | | | | | VU |
| 36 | ホロムイソウ科 | | ホロムイソウ | ● | | | | | | | | | | B |
| 37 | シバナ科 | ホソバナシバナ | ● | | | | | | | 指定 | VU | A | | |
| 38 | ヒルムシロ科 | ホソバヒルムシロ | ● | | | | | | | | | VU | B | |
| 39 | | イトモ | ● | | | | | | | | | NT | B | |
| 40 | | イトクズモ | ● | | | | | | | | | | VU | |
| 41 | | ヤマノイモ目 | キンコウカ科 | キンコウカ | ● | | | | | | | | | C |
| 42 | ユリ目 | シュロソウ科 | キヌガサソウ | ● | | | | | | | | | B | |
| 43 | | | ウラゲキヌガサソウ*2 | ● | | | | | | | | | | B |
| 44 | | | オオバナノエンレイソウ | ● | | | | | | | | | | B |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(2/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|----------|-------|------------|------|------|--------|----------|----|-----|----|----|---------|-------|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 45 | ユリ目 | ユリ科 | チシマアマナ | ● | | | | | | | B | | | |
| 46 | | | ホソバナアマナ | ● | | | | | | | B | | | |
| 47 | クサスギカズラ目 | ラン科 | エビネ | ● | ● | ● | | | | | NT | B | | |
| 48 | | | キンセイラン | ● | ● | ● | | | | | | VU | A | |
| 49 | | | サルメンエビネ | ● | ● | ● | | | | | | VU | A | |
| - | | | エビネ属*3 | | ○ | ○ | | | | | | VU、NT*3 | A、B*3 | |
| 50 | | | ギンラン | ● | | ● | | | | | | | C | |
| 51 | | | キンラン | ● | | | | | | | | | VU | A |
| 52 | | | コアツモリソウ | ● | | | | | | | | | NT | A |
| 53 | | | クマガイソウ | ● | | ● | | | | | | | VU | A |
| 54 | | | アツモリソウ | ● | | | | | 第一 | | | | VU | A |
| 55 | | | ツチアケビ | ● | | ● | | | | | | | | B |
| 56 | | | アオチドリ | ● | | | | | | | | | | B |
| 57 | | | サワラン | ● | | | | | | | | | | B |
| 58 | | | コイチヨウラン | ● | | | | | | | | | | B |
| 59 | | | カキラン | ● | | | | | | | | | | C |
| 60 | | | オノエラン | ● | | | | | | | | | | C |
| 61 | | | ミズトンボ | ● | | | | | | | | | VU | B |
| 62 | | | ハクウンラン | ● | | ● | | | | | | | | A |
| 63 | | | ギボウシラン | ● | | | | | | | | | EN | A |
| 64 | | | セイタカスズムシソウ | ● | ● | | | | | | | | | A |
| 65 | | | スズムシソウ | ● | | | | | | | | | | A |
| 66 | | | ホザキイチヨウラン | ● | | | | | | | | | | A |
| 67 | | | アリドオシラン | ● | | | | | | | | | | B |
| 68 | | | コフタバラン | ● | | | | | | | | | | C |
| 69 | | | アオフタバラン | ● | | | | | | | | | | B |
| 70 | | | ミヤマフタバラン | ● | | | | | | | | | | B |
| 71 | | | サカネラン | ● | | | | | | | | | VU | A |
| 72 | | | サギソウ | ● | | | | | | | | | NT | A |
| 73 | | | タカネトンボ | ● | | | | | | | | | VU | B |
| 74 | | | ジンバイソウ | ● | | | | | | | | | | C |
| 75 | | | ミズチドリ | ● | | | | | | | | | | B |
| 76 | | | イイヌマムカゴ | ● | | | | | | | | | EN | A |
| 77 | | | ツレサギソウ | ● | | | | | | | | | | A |
| 78 | | | ヤマサギソウ | ● | | | | | | | | | | B |
| 79 | | | タカネサギソウ | ● | | | | | | | | | | C |
| 80 | | | オオヤマサギソウ | ● | | | | | | | | | | C |
| 81 | | | ホソバノキソチドリ | ● | | | | | | | | | | C |
| 82 | トンボソウ | ● | ● | ● | | | | | | | | C | | |
| 83 | トキソウ | ● | | | | | | | | | NT | B | | |
| 84 | ヤマトキソウ | ● | | | | | | | | | | B | | |
| 85 | ヒトツボクロ | ● | ● | | | | | | | | | A | | |
| 86 | ショウキラン | ● | | | | | | | | | | B | | |
| 87 | アヤメ科 | ヒメシャガ | ● | | | | | | | | NT | C | | |
| 88 | | カキツバタ | ● | ● | | | | | | | NT | B | | |
| 89 | | アヤメ | ● | | | | | | | | | | B | |
| 90 | イネ目 | ガマ科 | ホソバウキミクリ | ● | | | | | | | VU | A | | |
| 91 | | | ミクリ | ● | ● | | | | | | | NT | D | |
| 92 | | | タマミクリ | ● | | | | | | | | NT | B | |
| 93 | | | ナガエミクリ | ● | | | | | | | | NT | D | |
| 94 | | | ヒメミクリ | ● | | | | | | | | VU | B | |
| - | | | ミクリ属*4 | | | ● | | | | | | NT*4 | D*4 | |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(3/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|-----------|------------|-----------------|---------|------|--------|----------|----|-----|----|----|----|----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 95 | イネ目 | ホシクサ科 | イヌノヒゲ | ● | | | | | | | | 不足 | | |
| 96 | | | アズマホシクサ*5 | ● | | | | | | | VU | C | | |
| 97 | | イグサ科 | ミヤマイ | ● | | | | | | | | NT | 不足 | |
| 98 | | | ヒロハノコウガイゼキショウ*6 | ● | | | | | | | | CR | A | |
| 99 | | | ホソコウガイゼキショウ | ● | | | | | | | | | C | |
| 100 | | | ドロイ | ● | | | | | | | | | C | |
| 101 | | | ニッコウコウガイゼキショウ | ● | | | | | | | | | 不足 | |
| 102 | | | タカネズメノヒエ | ● | | | | | | | | | B | |
| 103 | | | カヤツリグサ科 | ヒラギシスゲ | ● | | | | | | | | | C |
| 104 | | | | タカネシバスゲ | ● | | | | | | | | EN | A |
| 105 | | ミヤマクロスゲ | | ● | | | | | | | | | C | |
| 106 | | イトナルコスゲ | | ● | | | | | | | | VU | A | |
| 107 | | チュウゼンジスゲ | | ● | | | | | | | | | C | |
| 108 | | ヤラメスゲ | | ● | | | | | | | | | A | |
| 109 | | ダケスゲ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 110 | | スマクロボスゲ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 111 | | ホロムイクグ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 112 | | ウスイロスゲ | | ● | | | | | | | | | B | |
| 113 | | カミカワスゲ | | ● | | | | | | | | | B | |
| 114 | | オノエスゲ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 115 | | ヌイオスゲ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 116 | | エゾサワスゲ | | ● | | | | | | | | NT | B | |
| 117 | | コアゼガヤツリ | | ● | | | | | | | | | C | |
| 118 | | アオガヤツリ | | ● | | | ● | | | | | | C | |
| 119 | | セイタカハリイ | | ● | | | | | | | | | C | |
| 120 | | シロミノハリイ | | ● | | | | | | | | VU | A | |
| 121 | | コアゼテンツキ | | ● | ● | | | | | | | | C | |
| 122 | | タカネクロスゲ | | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 123 | | マツカサスキ | ● | | | | | | | | | C | | |
| 124 | イネ科 | ヒメコヌカグサ | ● | | | | | | | | NT | C | | |
| 125 | | ザラツキヒナガリヤス | ● | | | | | | | | EN | A | | |
| 126 | | イワノガリヤス*7 | ● | | | | | | | | | B | | |
| 127 | | ヒナザサ | ● | | | | | | | | NT | C | | |
| 128 | | キダチノネズミガヤ | ● | | | | | | | | | C | | |
| 129 | | ナンブソモソモ | ● | | | | | | | | EN | A | | |
| 130 | | キンポウゲ目 | ケシ科 | ツルケマン | ● | | | | | | | EN | A | |
| 131 | ナガミノツルケマン | | | ● | ● | ● | | | | | | NT | | |
| 132 | コマクサ | | | ● | | | | | | | | | B | |
| 133 | オサバグサ | | | ● | | | | | | | | | C | |
| 134 | メギ科 | | | ナンブソウ | ● | | | | | | | | | B |
| 135 | | | トガクシソウ | ● | | | | | | | | NT | A | |
| 136 | キンポウゲ科 | | センウズモドキ | ● | | | | | | | | VU | C | |
| 137 | | | ミチノクフクジュソウ | ● | ● | | | | | | | NT | B | |
| 138 | | | フクジュソウ | ● | | | | | | | | | B | |
| 139 | | | ヒメイチゲ | ● | | | | | | | | | C | |
| 140 | | | フタマタイチゲ | ● | | | | | | | | VU | | |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(4/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|-------------|----------|-------------|------|---------|--------|----------|----|-----|-------|-----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V |
| 141 | キンボウゲ目 | キンボウゲ科 | ハクサンイチゲ | ● | | | | | | | B |
| 142 | | | サンリンソウ | ● | ● | | | | | | C |
| 143 | | | ミヤマオダマキ | ● | | | | | | | B |
| 144 | | | エンコウソウ | ● | | | | | | | C |
| 145 | | | オキナグサ | ● | | | | | | VU | A |
| 146 | | | コキツネノボタン | ● | | | | | | VU | B |
| 147 | | | バイカモ | ● | ● | | | | | | C |
| 148 | | | ユキノシタ目 | ボタン科 | ヤマシャクヤク | ● | ● | | | | |
| 149 | ベニバナヤマシャクヤク | ● | | | | | | | | VU | A |
| - | ボタン属*8 | | | | | ● | | | | VU、NT | A、B |
| 150 | マンサク科 | トサミズキ | | ● | | | | | | NT | |
| 151 | スグリ科 | ヤシャビシャク | | ● | | | | | | NT | A |
| 152 | | ヤブサンザシ | | ● | | | | | | | B |
| 153 | | ザリコミ | | ● | | | | | | | B |
| 154 | | トガスグリ | | ● | | | | | | | B |
| 155 | タコノアシ科 | タコノアシ | | ● | ● | | | | | NT | B |
| 156 | アリノトウグサ科 | タチモ | | ● | | | | | | NT | B |
| 157 | マメ目 | マメ科 | ノササゲ | ● | | | | | | | C |
| 158 | | | イワオウギ | ● | | | | | | | B |
| 159 | | | イヌハギ | ● | ● | | | | | VU | B |
| 160 | | | マキエハギ | ● | | | | | | | C |
| 161 | バラ目 | クロウメモドキ科 | ホナガクマヤナギ | ● | | | | | | | C |
| 162 | | バラ科 | チョウセンキンミズヒキ | ● | | ● | | | | VU | C |
| 163 | | | ミヤマヤマブキショウマ | ● | | | | | | | A |
| 164 | | | クロミサンザシ | ● | | | | | | EN | |
| 165 | | | キンロバイ | ● | | | | | | VU | B |
| 166 | | | カワラサイコ | ● | | | | | | | B |
| 167 | | | ミヤマキンバイ | ● | | | | | | | B |
| 168 | | | ヒロハノカワラサイコ | ● | | ● | | | | VU | C |
| 169 | | | ミチノクナシ | ● | ● | | | | | EN | C |
| 170 | | | シロヤマブキ | ● | | | | | | EN | |
| 171 | | | オオタカネバラ | ● | | | | | | | B |
| 172 | | | サナギイチゴ | ● | ● | ● | | | | VU | C |
| 173 | | | ナガボノワレモコウ | ● | | | | | | | B |
| 174 | | | ホザキシモツケ | ● | | | | | | | A |
| 175 | ブナ目 | ブナ科 | ナラガシワ | | ● | | | | | | C |
| 176 | | カバノキ科 | ネコシデ | ● | | | | | | | C |
| 177 | | | クマシデ | ● | | | | | | | C |
| 178 | ニシキギ目 | ニシキギ科 | ヒメウメバチソウ | ● | | | | | | A | |
| 179 | カタバミ目 | カタバミ科 | オオヤマカタバミ | ● | | | | | VU | | |
| 180 | キントラノオ目 | トウダイグサ科 | ノウルシ | ● | | | | | | NT | B |
| 181 | | スマレ科 | キバナノコマノツメ | ● | | | | | | | C |
| 182 | | | タカネスミレ | ● | | | | | | NT | B |
| 183 | | | オオバタチツボスミレ | ● | | | | | | NT | A |
| 184 | | | シロコスミレ | ● | | | | | | | CR |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(5/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|---------|----------|------------|---------|---------|--------|----------|----|-----|-------|----|-------|----|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 185 | キントラノオ目 | スマレ科 | ゲンジスマレ | ● | | | | | | | B | | | |
| 186 | | | シハイスミレ | ● | | | | | | | D | | | |
| 187 | | オトギリソウ科 | エゾオトギリ | ● | | | | | | VU | B | | | |
| 188 | フウロソウ目 | フウロソウ科 | チシマフウロ | ● | | | | | | | B | | | |
| 189 | | | ハクサンフウロ | ● | | | | | | | C | | | |
| 190 | フトモモ目 | ミソハギ科 | ミズマツバ | ● | | | | | | VU | B | | | |
| 191 | | | ヒメビシ | ● | | | | | | | VU | A | | |
| 192 | ムクロジ目 | ムクロジ科 | クロビイタヤ | ● | | | | | | | VU | A | | |
| 193 | | | シバタカエデ | ● | | | | | | | EN | A | | |
| 194 | アブラナ目 | アブラナ科 | アイヌワサビ | ● | | | | | | | | B | | |
| 195 | | | キバナハタザオ | ● | | | | | | | | B | | |
| 196 | | | ハリナズナ | ● | | | | | | | EN | A | | |
| 197 | ビャクダン目 | ツチトリモチ科 | ミヤマツチトリモチ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 198 | ナデシコ目 | タデ科 | ナンブトラノオ | ● | | | | | | 指定、特定 | CR | A | | |
| 199 | | | ムカゴトラノオ | ● | | | | | | | | | C | |
| 200 | | | ナガバノウナギツカミ | ● | | | | | | | | NT | | |
| 201 | | | シロバナサクラタデ | ● | | | | | | | | | C | |
| 202 | | | サクラタデ | ● | ● | ● | | | | | | | C | |
| 203 | | | ホソバイヌタデ | ● | | | | | | | | NT | | |
| 204 | | | ノダイオウ | ● | ● | ● | | | | | | VU | C | |
| 205 | | | ナデシコ科 | タチハコベ | ● | | | | | | | | VU | C |
| 206 | | | | カワラナデシコ | ● | | | | | | | | | C |
| 207 | | | | シラオイハコベ | ● | | | | | | | | | B |
| 208 | | ヌマハコベ科 | | ヌマハコベ*1 | ● | | | | | | | VU | 絶滅 | |
| 209 | | ツツジ目 | | サクラソウ科 | ヤナギトラノオ | ● | | | | | | | | B |
| 210 | | | ユキワリコザクラ | | ● | | | | | | | | | A |
| 211 | | | ヒメコザクラ | | ● | | | | | | | 指定、特定 | CR | A |
| 212 | | | サクラソウ | | ● | ● | ● | | | | | | NT | B |
| 213 | ツツジ科 | | コメバツガザクラ | ● | | | | | | | | | C | |
| 214 | | | ウラシマトツジ | ● | | | | | | | | | B | |
| 215 | | | イワヒゲ | ● | | | | | | | | | C | |
| 216 | | | シヤクジョウソウ | ● | | ● | | | | | | | C | |
| 217 | | | アズマシヤクナゲ | ● | | | | | | | | | B | |
| 218 | | | オオバツツジ | ● | | | | | | | | | C | |
| 219 | | | エゾツツジ | ● | | | | | | | | | B | |
| 220 | | | マルバウスゴ | ● | | | | | | | | | B | |
| 221 | リンドウ目 | アカネ科 | キクムグラ | ● | | ● | | | | | | 不足 | | |
| 222 | | リンドウ科 | ミヤマリンドウ | ● | | | | | | | | | B | |
| 223 | | | ハルリンドウ | ● | | | | | | | | | B | |
| 224 | | | タテヤマリンドウ | ● | | | | | | | | | C | |
| 225 | | | ホソバノツルリンドウ | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 226 | | | センブリ | ● | | ● | | | | | | | C | |
| 227 | | | イヌセンブリ | ● | | | | | | | | VU | B | |
| 228 | | | テングノコヅチ | ● | | | | | | | | NT | C | |
| 229 | | キョウチクトウ科 | コカモメヅル | ● | | | | | | | | | B | |
| 230 | | | タチガシワ | ● | ● | ● | | | | | | | C | |
| 231 | | | スズサイコ | ● | | | | | | | | NT | B | |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(6/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|-------------|----------|-----------------|-----------|----------|----|-----|-------|----|----|----|----|----|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | | |
| 232 | ナス目 | ヒルガオ科 | マメダオシ*1 | ● | | | | | | CR | 絶滅 | | | | |
| 233 | | ナス科 | ハシリドコロ | ● | ● | | | | | | C | | | | |
| 234 | ムラサキ目 | ムラサキ科 | オニルリソウ | ● | ● | | | | | | C | | | | |
| 235 | | | オオルリソウ | ● | | | | | | | 不足 | | | | |
| 236 | | | ムラサキ | ● | | | | | | EN | A | | | | |
| 237 | | | ルリソウ | ● | | ● | | | | | | B | | | |
| 238 | シソ目 | モクセイ科 | ヒトツバタゴ | ● | | | | | | VU | | | | | |
| 239 | | イワタバコ科 | イワタバコ | ● | | | | | | | B | | | | |
| 240 | | オオバコ科 | マルバノサワトウガラシ | アブノメ | ● | ● | | | | | VU | C | | | |
| 241 | | | | スギナモ | ● | | | | | | | | C | | |
| 242 | | | | イワブクロ | ● | | | | | | | | B | | |
| 243 | | | | エゾオオバコ | ● | | | | | | | | B | | |
| 244 | | | | ヒヨクソウ | ● | | | | | | | | C | | |
| 245 | | | | イヌノフグリ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 246 | | | | ミヤマクワガタ | ● | | | | | | | | B | | |
| 247 | | | | ゴマノハグサ科 | ゴマノハグサ | | ● | | | | | | VU | | |
| 248 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 249 | | | | アゼナ科 | スズメノトウガラシ(広義)*9 | ● | | | | | | | | 不足 | |
| 250 | | シソ科 | カイジンドウ | コムラサキ | ● | ● | | | | | VU | B | | | |
| 251 | | | | ムシャリンドウ | ● | | | | | | | VU | A | | |
| 252 | | | | キセワタ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 253 | | | | ヒメハッカ | ● | | | | | | | NT | B | | |
| 254 | | | | ミヤマタムラソウ | ● | | | | | | | | C | | |
| 255 | | | | ハマウツボ科 | ホソバコゴメグサ | ミチノクコゴメグサ | ● | | | | | | | B | |
| 256 | | | | | | タチコゴメグサ | ● | | | | | | | | 不足 |
| 257 | | | | | | ミヤマママコナ | ● | | | | | | | | 不足 |
| 258 | ミヤマシオガマ | | | | | ● | | | | | | | | C | |
| 259 | イワテシオガマ | | | | | ● | | | | | | | | C | |
| 260 | エゾシオガマ | ● | | | | | | | | | | C | | | |
| 261 | タヌキモ科 | ムシトリスミレ | イヌタヌキモ | ● | | | | | | | B | | | | |
| 262 | | | ミミカキグサ | ● | | | | | | | | NT | | | |
| 263 | | | タヌキモ | ● | | | | | | | | NT | | | |
| 264 | | | ヒメタヌキモ | ● | | | | | | | | NT | | | |
| 265 | | | ムラサキミミカキグサ | ● | | | | | | | | NT | | | |
| 266 | | | | | | | | | | | | | A | | |
| 267 | | | | | | | | | | | | | B | | |
| 268 | キク目 | キキョウ科 | ミヤマシャジン | ● | | | | | | | A | | | | |
| 269 | | | シデシャジン | ● | ● | | | | | | | C | | | |
| 270 | | | チシマギキョウ | ● | | | | | | 指定、特定 | | A | | | |
| 271 | | | イワギキョウ | ● | | | | | | | | B | | | |
| 272 | | | バアソブ | ● | | | | | | | VU | 不足 | | | |
| 273 | | | キキョウ | ● | | | | | | | VU | B | | | |
| 274 | | | ミツガシワ科 | ミツガシワ | ● | | | | | | | | D | | |

表 3.1.5-11 確認された植物の重要な種(7/7)

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | | 重要種の選定基準 | | | | | | | |
|-----|---------|--------|-------------|------|------------|--------|----------|------|-----|-----|-----|-------|-------|---|
| | | | | 文献調査 | 水国調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V | | | |
| 276 | キク目 | キク科 | タカネヤハズハハコ | ● | | | | | | | | B | | |
| 277 | | | カワラハハコ | ● | | | | | | | | C | | |
| 278 | | | サマニヨモギ | ● | | | | | | | | B | | |
| 279 | | | エゾノタウコギ | ● | ● | | | | | | | C | | |
| 280 | | | オオガンクビソウ | ● | | | | | | | | C | | |
| 281 | | | イワギク | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 282 | | | ミネアザミ | ● | | | | | | | | 不足 | | |
| 283 | | | オニアザミ | ● | | | | | | | | C | | |
| 284 | | | モリアザミ | ● | | | | | | | | C | | |
| 285 | | | ガンジュアザミ | ● | | | | | | | EN | B | | |
| 286 | | | ハチマンタイアザミ | ● | | | | | | | | C | | |
| 287 | | | キセルアザミ | ● | | | | | | | | B | | |
| 288 | | | ミヤマコウゾリナ | ● | | | | | | | | C | | |
| 289 | | | クモマニガナ | ● | | | | | | | | B | | |
| 290 | | | タカサゴソウ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 291 | | | ノニガナ | ● | | | | | | | | C | | |
| 292 | | | カワラニガナ | ● | ● | | | | | | NT | B | | |
| 293 | | | ミヤマウスユキソウ | ● | | | | | | | | B | | |
| 294 | | | オタカラコウ | ● | | | | | | | | 不足 | | |
| 295 | | | メタカラコウ | ● | | | | | | | | C | | |
| 296 | | | オオニガナ | ● | ● | | | | | | | C | | |
| 297 | | | クルマバハグマ | ● | | | | | | | | B | | |
| 298 | | | カンチコウゾリナ | ● | | | | | | | | B | | |
| 299 | | | ミヤマキタアザミ | ● | | | | | | | VU | B | | |
| 300 | | | ナガバキタアザミ | ● | | | | | | | | A | | |
| 301 | | | ヤハズトウヒレン | ● | | | | | | | | B | | |
| 302 | | | クザカイトンボボ | ● | | | | | | | EN | A | | |
| 303 | | | オナモミ | ● | | | | | | | VU | C | | |
| 304 | | | セリ目 | セリ科 | ハナビゼリ | ● | | | | | | | C | |
| 305 | | | | | ハクサンサイコ | ● | | | | | | | | B |
| 306 | | | | | イワセントウソウ | ● | | | | | | | | B |
| 307 | | | | | クロバナウマノミツバ | ● | | | | | | | | B |
| 308 | | | | | フキヤミツバ | ● | | | | | | | VU | |
| 309 | ヌマゼリ | ● | | | | | | | | | VU | A | | |
| 310 | トウヌマゼリ | ● | | | | | | | | | | 不足 | | |
| 311 | マツムシソウ目 | ガマズミ科 | レンブクソウ | ● | | | | | | | C | | | |
| 312 | | | ソクズ | ● | | | | | | | | C | | |
| 313 | | スイカズラ科 | エゾヒョウタンボク | ● | | | | | | VU | A | | | |
| 314 | | | クロミノウグイスカグラ | ● | | | | | | | | B | | |
| 315 | | | キタカミヒョウタンボク | ● | | | | | 国内 | | EN | A | | |
| 316 | | | ヤブヒョウタンボク | ● | | | | | 国内 | | EN | A | | |
| 317 | | | ハナヒョウタンボク | ● | | | | | | | VU | A | | |
| 318 | | | オミナエシ | ● | | | | | | | | C | | |
| 319 | | | マツムシソウ | ● | | | | | | | | A | | |
| 320 | | | ウコンウツギ | ● | | | | | | | | C | | |
| 計 | | | 37 目 | 81 科 | 320 種 | 319 種 | 35 種 | 23 種 | 0 種 | 3 種 | 2 種 | 134 種 | 309 種 | |

注)1. 目名、科名、種名及び配列

『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト』(河川環境データベース 国土交通省 令和3年)に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺

- の国勢調査のマニュアル改訂前である平成 17 年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。
3. 水国調査は、自然的状況の調査範囲内における平成 18 年度以降の河川水辺の国勢調査の結果であり、御所湖の調査結果は含まない。
 4. 事業者の調査は、令和 2～3 年度の現地調査の結果である。
 5. 重要な種の選定理由
 - I : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等
 天然：文化財保護法により指定された特別天然記念物
 天然：文化財保護法により指定された天然記念物
 - II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等
 国内：国内希少野生動植物種
 第一：国内希少野生動植物種で特定第一種国内希少野生動植物種に指定されたもの
 - III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物
 指定：指定希少野生動植物
 特定：特定希少野生動植物
 - IV : 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 3 年 3 月)掲載種
 CR：絶滅危惧 I A 類 (ごく近い将来における野生での絶滅の可能性が極めて高いもの)
 EN：絶滅危惧 I B 類 (I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)
 VU：絶滅危惧 II 類 (絶滅の危機が増大している種)
 NT：準絶滅危惧種 (現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)
 DD：情報不足 (評価するだけの情報が不足している種)
 LP：絶滅のおそれのある 地域個体群 (地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)
 - V : 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂 (植物))における掲載種
 絶滅：絶滅…既に絶滅したと考えられる種
 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に該当する種
 A：A ランク…絶滅の危機に瀕している種
 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧 I 類」の基準に相当する種
 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて、脆弱な種)
 B：B ランク…絶滅の危機が増大している種
 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧 II 類」の基準に相当する種
 C：C ランク…存続基盤が脆弱な種
 環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
 D：D ランク…C ランクに準ずる種、優れた自然環境の指標となる種、岩手県を南限または北限とする種
 不足：情報不足…環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種。
 6. 確認された種のうち、他の種と重複する可能性がある種は○として種数の合計から除き、種数を合計する種は●として示した。
 7. その他
 - *1: コウライイヌワラビ、マイヅルテンナンショウ、トチカガミ、ヌマハコベ、マメダオシ
 : 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月改訂 (植物))で既に絶滅したと考えられる種として扱われている。
 - *2: ウラゲキヌガサソウ：表記はキヌガサソウ *Kinugasa japonica*。葉の裏に毛があるものをウラゲキヌガサソウとして区別することがあり、これも本種に含めると記載がある。
 - *3: エビネ属：エビネまたはサルメンエビネの可能性ある。エビネは「環境省レッドリスト 2020」の「NT」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「B ランク」に選定されており、サルメンエビネは「環境省レッドリスト 2020」の「VU」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「A ランク」に選定されている。
 - *4: ミクリ属：ミクリまたはナガエミクリの可能性ある。いずれも「環境省レッドリスト 2020」の「NT」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「D ランク」に選定されている。
 - *5: アズマホシクサ：表記はミヤマヒナホシクサ *Eriocaulon nanellum* である。形態からは区別できないことから本リストではアズマホシクサ *Eriocaulon takae* に含めた。
 - *6: ヒロハノコウガイゼキショウ：「環境省レッドリスト 2020」及び「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」には同物異名であるミヤマゼキショウ *Juncus yakeisidakensis* として表記されている。

- *7: イワノガリヤス: 表記はアオイワノガリヤス *Calamagrostis langsdorfii* var. *punctulata* だが、イワノガリヤスの一型とする説もある。本リストではアオイワノガリヤスはイワノガリヤスに含めた。
- *8: ボタン属: ヤマシャクヤクまたはベニバナヤマシャクヤクの可能性がある。ヤマシャクヤクは「環境省レッドリスト 2020」の「NT」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「B ランク」に選定されており、ベニバナヤマシャクヤクは「環境省レッドリスト 2020」の「VU」、「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」の「A ランク」に選定されている。
- *9: スズメノトウガラシ (広義): スズメノトウガラシは、近年、2 変種に分割されたが、ここでは重要種に該当するヒロハスズメノトウガラシ *Lindernia antipoda* var. *verbenifolia* を挙げた。

2) 植生

自然的状況の調査範囲における植生としては、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」（環境省 平成11～27年）によると（図 3.1.5-2 参照）、四十四田ダム上流の北上川周辺にはカラマツ植林が分布しており、四十四田ダム周辺にはコナラ群落は分布している。

上記の文献から、次に示すⅠ～Ⅱにより重要な群落を選定したところ、表 3.1.5-12 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、19 群落が確認された。

< 「重要な群落」 の選定根拠 >

[法令等]

- I 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」（昭和51年岩手県条例第44号）、「盛岡市文化財保護条例」（昭和53年条例第21号）、「滝沢市文化財保護条例」（昭和62年条例第2号）、「岩手町文化財保護条例」（昭和54年条例第2号）、「八幡平市文化財保護条例」（平成17年条例第183号）、「雫石町文化財保護条例」（昭和63年条例第25号）、「矢巾町文化財保護条例」（昭和52年条例第24号）、「紫波町文化財保護条例」（昭和52年条例第25号）に基づき指定された天然記念物

[レッドデータブック等]

- II 「植物群落レッドデータブック（我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会 平成8年）」に掲載されている植物群落

表 3.1.5-12 確認された重要な群落

| No. | 群落名 | 文献 | 選定理由 | |
|-----|-----------------------------|-------|------|-------|
| | | | I | II |
| 1 | ブナ群落 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 2 | アオモリトドマツ群落 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 3 | 姫神山のダケカンバ低木林 (盛岡市) | ● | | 2 |
| 4 | ダケカンバ群落 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 5 | ハイマツ群落 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 6 | ヨシ・ショウジョウスゲ・イヌノハナヒゲ群落 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 7 | ヨシ・ヌマガヤ・シラカウスゲ群落 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 8 | ヨシ・オオイヌノハナヒゲ・ホタルイ群落 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 9 | ヨシ・ショウジョウスゲ・アゼスゲ群落 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 10 | カキツバタ群落 (盛岡市) | ● | | 3 |
| 11 | ヨシ・エゾノヒツジグサ・ミツガシワ群落 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 12 | 根田茂川源流地帯の植物群落 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 13 | 岩手山の高山植生 (雫石町・八幡平市・滝沢市) | ● | | 3 |
| 14 | 岩手山高山植物帯 | ● | 国天 | |
| 15 | 春子谷地湿原植物群落 (滝沢市) | ● | 滝天 | 3 |
| 16 | 雫石川の沼沢地植生 (盛岡市) | ● | | 4 |
| 17 | 岩手山火口荒原植生 (滝沢市) | ● | | 3 |
| 18 | 山岸のカキツバタ群落 | ● | 岩天 | |
| 19 | スギ群 (紫波町) | ● | 紫天 | |
| 計 | 19 群落 | 19 群落 | 4 群落 | 16 群落 |

注) 1. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成 17 年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

2. 重要な群落の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等

国天：文化財保護法により指定された天然記念物

岩天：岩手県文化財保護条例により指定された天然記念物

滝天：滝沢市文化財保護条例により指定された天然記念物

紫天：紫波町文化財保護条例により指定された天然記念物

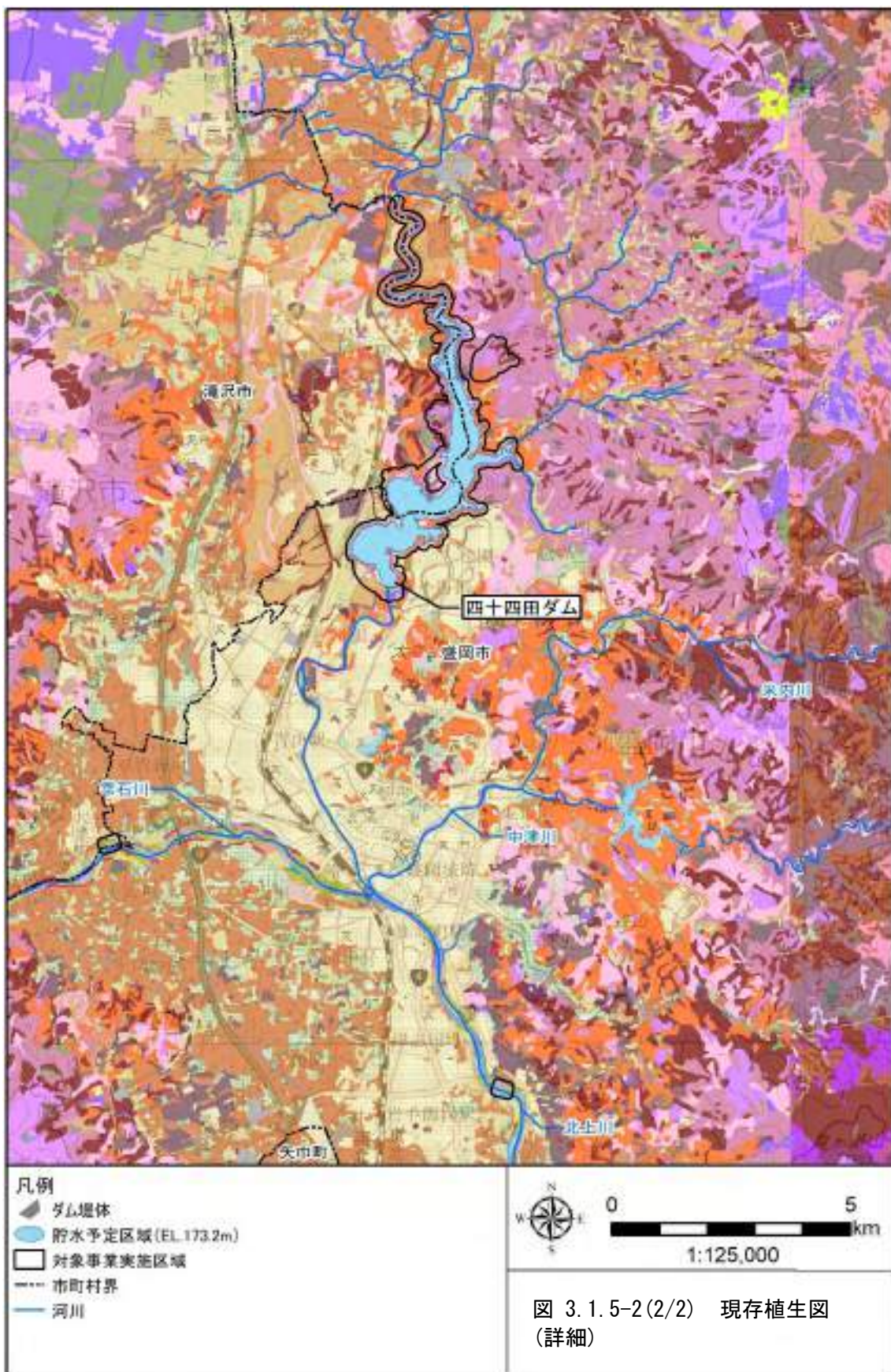
II : 「植物群落レッドデータブック(我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会 平成 8 年)」に掲載されている植物群落

4：緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する

3：対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する

2：現在の保護対策は良いが、対策を講じなければ、将来破壊されるおそれ大きい

1：当面、新たな保護対策は必要ない(監視必要)



資料：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省 平成11～27年）をもとに作成

凡例

高山帯自然植生域

- コケモモ-ハイマツ群集
- 高山ハイデ及び風衝草原
- コマクサ-イワツメクサクラス
- 高山ハイデ及び風衝草原(蛇紋岩地植生を含む)
- 雪田草原

コケモモ-トウヒクラス域代償植生

- ダケカンバ群落(Ⅲ)
- ササ群落(Ⅲ)

コケモモ-トウヒクラス域自然植生

- オオシブシブ群集
- オオシブシブ群集
- コメツグ群落
- ミヤマハンノキ群集
- ダケカンバ群集
- ササ-ダケカンバ群落
- シナノキンバイ-ミヤマキンボウゲ群集
- ササ群落(Ⅱ)

ブナクラス域代償植生

- ブナ-ミズナラ群落
- スギ-ミズナラ群落
- オオバクロモジ-ミズナラ群落
- キタコブシ-ミズナラ群落
- カシ群落(V)
- ウダイカンバ群落
- コナラ群落(V)
- カスミヅタ-コナラ群落
- ホノハカゲスゲ-コナラ群落
- シラカンバ群落
- ミズナラ群落(V)
- オニグルミ群落(V)
- ケヤキ二次林
- ダケカンバ群落(V)
- アカマツ群落(V)
- ヒノキアスナロ群落(V)
- タニウツギ-ノリウツギ群落
- ササ群落(V)
- チシマザサ-クマイザサ群落
- ススキ群落(V)
- シバ群落(V)
- 伐採跡地群落(V)

ブナクラス域自然植生

- チシマザサ-ブナ群落
- スギ-ブナ群落
- ヒノキアスナロ群落(Ⅳ)
- クロバ-キタゴヨウ群落
- アカマツ群落(Ⅳ)
- ジュウモンジシダ-サワグルミ群集
- ハルニレ群落
- ケヤキ群落(Ⅳ)
- タマブキ-ケヤキ群集
- ヤチダモ群落
- ハンノキ群落(Ⅳ)
- ヤナギ高木群落(Ⅳ)
- ヤナギ低木群落(Ⅳ)
- ヤマハンノキ群落
- ウラシロヨウラク-ミヤマナラ群落
- ミネヤナギ群落
- ヒメヤシバシ-タニウツギ群落
- ササ群落(Ⅳ)
- オオヨモギ-オオイタドリ群落

ヤブツバキクラス域代償植生

- ウリ-コナラ群落
- ワズ群落
- 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等

- ツルコケモモ-ミズゴケクラス
- ヌマガヤオーダー
- ヨシクラス
- ツルヨシ群落
- オギ群落
- ヒルムシロクラス
- 河辺一年生草本群落(ワウコギクラス等)
- 岩角地植生
- 火山麓原植生
- 硫黄孔原植生

植林地、耕作地植生

- スギ-ヒノキ-サワフサ植林
- アカマツ植林
- カラマツ植林
- 外国産樹種植林
- ニセアカシア群落
- その他植林(常緑針葉樹)
- その他植林(落葉広葉樹)
- イタチハギ吹付地
- イタチハギ群落
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 受樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落

その他

- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもつ公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- 自然裸地

資料：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省 平成11～27年)をもとに作成

(2) 付着藻類

自然的状況の調査範囲では、付着藻類の情報が記載された文献は確認されなかった。また、事業者による調査は実施されていない。

(3) 蘚苔類

自然的状況の調査範囲には、「岩手県産タイ類とツノゴケ類チェックリスト」(山田耕作・湯澤陽一 平成 13 年)によると、タカネアミバゴケ、ハイハネゴケ、タカネミゾゴケ等が分布している。

<調査に使用した文献>

「自然環境保全基礎調査 植生調査 (第 2 回～第 5 回) (環境省)

「サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館蘚苔類コレクション」

(サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>)

「農民生活変遷中心の滝沢村誌」(滝沢村(現滝沢市) 昭和 49 年)

「矢巾町史」(矢巾町 昭和 60 年)

「岩手県産タイ類とツノゴケ類チェックリスト」(山田耕作、湯澤陽一 平成 13 年)

上記の文献によると、自然的状況の調査範囲では、58 科 283 種が分布している。

また、調査結果から、次に示す I～V により重要な種を選定したところ、表 3.1.5-13 に示すとおり、自然的状況の調査範囲では、文献によると 6 種、事業者の実施した調査では 3 種が確認されている。

<「重要な種」の選定根拠>

[法令等]

I 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、に基づき指定された天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種

III 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年条例 26 号)に基づき定められた希少野生動植物種

[レッドデータブック等]

IV 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)の掲載種

V 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、平成 29 年 10 月改訂(植物))における掲載種

表 3.1.5-13 確認された蘚苔類の重要な種

| No. | 目名 | 科名 | 種名 | 確認状況 | | 重要種の選定基準 | | | | |
|-----|--------|---------|----------|------|--------|----------|----|-----|----|----|
| | | | | 文献調査 | 事業者の調査 | I | II | III | IV | V |
| 1 | ミズゴケ目 | ミズゴケ科 | スギバミズゴケ | ● | | 滝天 | | | | |
| 2 | | | キダチミズゴケ | ● | | 滝天 | | | | |
| 3 | | | ハリミズゴケ | ● | | 滝天 | | | | |
| 4 | | | アオモリミズゴケ | ● | | 滝天 | | | | |
| 5 | | | ワタミズゴケ | ● | | 滝天 | | | | |
| - | | | ミズゴケ属*1 | ○ | | 滝天 | | | | |
| 6 | キセルゴケ目 | キセルゴケ科 | クマノゴケ | | ● | | | | NT | |
| 7 | ホンマゴケ目 | ハリガネゴケ科 | カサゴケモドキ | | ● | | | | VU | |
| 8 | イヌマゴケ目 | カワゴケ科 | カワゴケ | ● | | | | | VU | |
| 9 | ゼニゴケ目 | ウキゴケ科 | イチョウウキゴケ | | ● | | | | NT | |
| 計 | 5目 | 5科 | 9種 | 6種 | 3種 | 6種 | 0種 | 0種 | 4種 | 0種 |

注) 1. 目名、科名、種名及び配列

『新しい分類学Ⅱ』（戸部博・田村実編 講談社 平成 24 年）に準拠した。

2. 文献調査は、自然的状況の調査範囲(図 3.1-1)の結果を示す(文献によっては市町村単位等で生息種が示されているものがあるため、自然的状況の調査範囲外の生息種が含まれる可能性がある。)。また、河川水辺の国勢調査のマニュアル改訂前である平成 17 年度以前の調査結果並びに御所湖の調査結果を含む。

3. 事業者の調査は、令和 2~3 年度の現地調査の結果である。

4. 重要な種の選定理由

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年条例第 21 号)、「滝沢市文化財保護条例」(昭和 62 年条例第 2 号)、「岩手町文化財保護条例」(昭和 54 年条例第 2 号)、「八幡平市文化財保護条例」(平成 17 年条例第 183 号)、「雫石町文化財保護条例」(昭和 63 年条例第 25 号)、「矢巾町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 24 号)、「紫波町文化財保護条例」(昭和 52 年条例第 25 号)に基づき指定された天然記念物等

滝天：滝沢市文化財保護条例により指定された天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づき指定された国内希少野生動植物種及び緊急指定種等

III : 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号)に基づき指定された指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物

IV : 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)掲載種

NT : 準絶滅危惧種(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

VU : 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種)

V : 「いわてレッドデータブック 2014 (岩手の希少な野生生物)」(岩手県 平成 26 年 3 月、平成 29 年 10 月改訂(植物))における掲載種

5. 確認された種のうち、他の種と重複する可能性がある種は○として種数の合計から除き、種数を合計する種は●として示した。

6. その他

*1 : 滝沢市指定天然記念物として、春子谷地湿原植物群落のミズゴケが指定されている。

3.1.5.3 生態系

自然的状況の調査範囲の生態系の概要について、陸域と河川域に分けて以下に記載する。

(1) 陸域

四十四田ダム及びその周辺の区域（対象事業実施区域から約4.0kmの範囲をいう。）の植生は、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省 平成11～27年）によると、四十四田ダム上流側の北上川及び濁川付近で水田雑草群落、左岸側でコナラ群落、右岸側でアカマツ、カラマツ等の針葉樹林が分布し、ダム下流側の低地では市街地及び牧草地等の人工的な土地が分布している。

地形的な特徴としては、対象事業実施区域の東側は標高が比較的高いところで砂礫台地及び小起伏山地が分布し、西側は火山灰砂台地が広範囲に広がっている。

このような地形や植生の特徴のもとに分布する陸域に典型的に見られる動植物の生息・生育環境は、表3.1.5-14及び図3.1.5-3に示すとおりであり、「落葉広葉樹林」、「湿性草地（水田含む）」、「草地（畑含む）」、「スギ植林」、「カラマツ植林」、「アカマツ群落」に分類される。

コナラ群落、ミズキ群落等が含まれる「落葉広葉樹林」は、四十四田ダム北東側の山林に広く分布しており、調査範囲を代表する環境である。

「湿性草地（水田含む）」は四十四田ダム上流の水田地帯やダム湖岸、北上川並びにその支川により長期的に維持されてきた環境である。

「草地（畑含む）」は四十四田ダム西部の畑地に広く分布しており、自然及び人為により長時間維持されてきた環境である。

「アカマツ群落」は四十四田ダム右岸側に位置する岩手大学演習林及び四十四田ダム南東側の山林に、「スギ植林」は岩手大学演習林及び四十四田ダム北東側の里山に、それぞれ点在している。これらの高木群落は、自然又は人為により長時間維持されてきた環境である。

それ以外の植生区分は、分布面積が小さいか、長時間維持されていない環境であり、地域の典型的な構成要素になっていないと考えられる。

生態系（陸域）の範囲における典型的に見られる動植物の生息・生育環境は「落葉広葉樹林」であり、植物ではコナラ、ミズナラ等が生育している。動物ではノウサギ、ホンドリテン等の哺乳類、ヤマドリ、キジバト等の鳥類、ジムグリ、ヤマカガシ等の爬虫類、トウホクサンショウウオ、タゴガエル等の両生類、アオカナブン、シロスジカミキリ等の昆虫類が生息している。

生態系（陸域）の範囲で「落葉広葉樹林」に次いで分布面積の大きい環境は「湿性草地（水田含む）」が挙げられる。植物では、ミゾソバ、スゲ属等が生育し、動物では、アズマモグラ、ホンドリタヌキ等の哺乳類、ホオジロ、ヒバリ等の鳥類、ニホンカナヘビ、シマヘビ等の爬虫類、アカハライモリ、シュレーゲルアオガエル等の両生類、アメンボ、ツマグロヨコバイ等の昆虫類が生息している。

「草地（畑含む）」は、植物ではメヒシバ、エノコログサ等が生育し、動物ではアズマモグラ、ハタネズミ等の哺乳類、キジ、ムクドリ等の鳥類、アオダイショウ、ヒガシニホントカゲ等の爬虫類、ニホンアマガエル等の両生類、オオカマキリ、エンマコオロギ等の昆虫類が生息している。

「スギ植林」は、スギ等の植物が生育し、動物では、ニホンリス、ニッコウムササビ等の哺乳類、サンコウチョウ、カラ類等の鳥類、ニホンマムシ等の爬虫類、トウホクサンショウウオ、ヤマアカガエル等の両生類、ヒグラシ、ヒメスギカミキリ等の昆虫類が生息している。

「カラマツ植林」はカラマツを中心とした植物が生育しており、動物ではトウホクノウサギ等の哺乳類、ウグイス、カケス等の鳥類、ニホンカナヘビ等の爬虫類、ヤマアカガエル等の両生類、アカハナカミキリ、マツオオエダシヤク等の昆虫類が生息している。

「アカマツ群落」は、植物ではアカマツ等が生育し、動物では、トウホクノウサギやニホンリス等の哺乳類、ヒヨドリ、コゲラ等の鳥類、アオダイショウやニホンカナヘビ等の爬虫類、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル等の両生類、ハルゼミ、ノコギリカミキリ等の昆虫類が生息している。

食物連鎖の観点から見ると、高等植物や蘚苔類、藻類、落葉、落枝等の植物及びそれらを餌とする昆虫類等の無脊椎動物が食物連鎖の底辺を支えている。その上位に、哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類等が位置し、クマタカ等の猛禽類が最上位に位置していると考えられる。

表 3.1.5-14 陸域の典型的な生息・生育環境

| 類型区分 | 特徴 | 生息・生育生物 |
|------------|--|---|
| 落葉広葉樹林 | <p>対象事業実施区域及びその周辺の広い範囲に分布する植生である。ダム北東側の里山に広く分布する他、ダム湖岸にもみられる。最も広くみられるのは、コナラ群落であるが、この他、場所によりカスミザクラ、ケヤキ等が優占する群落も分布している。</p> <p>林内は比較的明るく林床植生は発達している。</p> | <p>植 物：コナラ、ミズナラ、ケヤキ等 哺乳類：ニホンリス、トウホクノウサギ、ホンドテン等 鳥 類：ヤマドリ、キジバト、カラ類等 爬虫類：ジムグリ、ヤマカガシ等 両生類：トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、タゴガエル等 昆虫類：クスサン本土亜種、アオカナブン、シロスジカミキリ等</p> |
| 湿性草地（水田含む） | <p>下流域の丘陵地や段丘に広く見られる。耕作が実施されている水田はイネが見られるが、一部の耕作放棄された水田では、アカバナ、スゲ属の一種が優占し、その他ヒメシダ、ヨシ等が生育する草本群落が成立している。</p> <p>湿潤で開放的な日当たりのよい環境である。</p> | <p>植 物：ミゾソバ、スゲ属等 哺乳類：アズマモグラ、ホンダタヌキ等 鳥 類：ホオジロ、ヒバリ、ツバメ等 爬虫類：ニホンカナヘビ、シマヘビ等 両生類：アカハライモリ、シュレーゲルアオガエル等 昆虫類：アメンボ、ツマグロヨコバイ、モンキチョウ等</p> |
| 草地（畑を含む） | <p>事業実施区域及びその周辺において広い範囲に分布する植生である。主に四十四田ダム南西側に牧草地として広く分布している。その他畑地、ヨモギ・メドハギ群落等が分布している。</p> <p>草本層のみで構成された開放的で、日当たりのよい環境である。</p> | <p>植 物：メヒシバ、エノコログサ等 哺乳類：アズマモグラ、ハタネズミ等 鳥 類：キジ、オオタカ、ムクドリ等 爬虫類：アオダイショウ、ヒガシニホントカゲ等 両生類：ニホンアマガエル等 昆虫類：オオカマキリ、エンマコオロギ、イチモンジセセリ等</p> |
| スギ植林 | <p>植栽されたスギが優占する植生で、集水域全体の斜面下部～中部、谷底部の比較的湿った環境に分布していた。また、山地部の比較的傾斜の緩い箇所にパッチ状に点在している。</p> <p>密生して植栽されており林内は比較的暗く、林床植生は貧弱である。</p> | <p>植 物：スギ等 哺乳類：ニホンリス、ニッコウムササビ等 鳥 類：サンコウチョウ、カラ類、ウグイス等 爬虫類：ニホンマムシ等 両生類：トウホクサンショウウオ、ヤマアカガエル等 昆虫類：ヒグラシ、ヒメスギカミキリ等</p> |
| カラマツ植林 | <p>主に植栽されたカラマツが優占する高木群落で、小面積であるが事業実施区域及びその周辺に点在している。</p> <p>密生しており林内は比較的暗く、林床の植生は貧弱である。</p> | <p>植 物：カラマツ等 哺乳類：トウホクノウサギ等 鳥 類：ウグイス、カケス等 爬虫類：ニホンカナヘビ等 両生類：ヤマアカガエル等 昆虫類：アカハナカミキリ、マツオオエダシヤク等</p> |
| アカマツ群落 | <p>アカマツが優占する高木群落で、主に岩手大学演習林、四十四田ダム南東に分布している。</p> <p>林内は比較的明るく林床植生は発達している。</p> | <p>植 物：アカマツ等 哺乳類：トウホクノウサギ、ニホンリス等 鳥 類：ヒヨドリ、コゲラ、カラ類等 爬虫類：アオダイショウ、ニホンカナヘビ等 両生類：アズマヒキガエル、ヤマアカガエル等 昆虫類：ハルゼミ、ノコギリカミキリ等</p> |

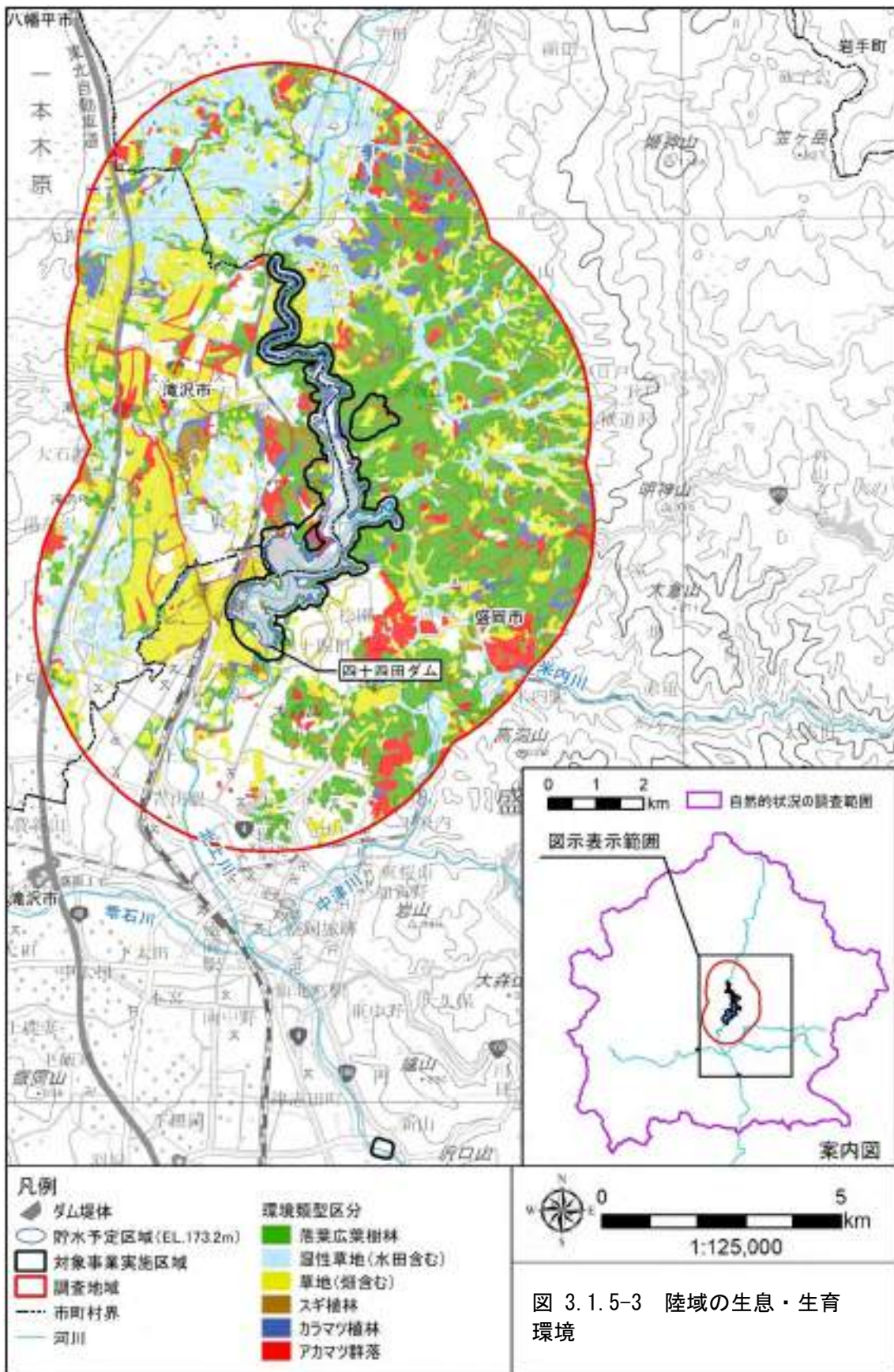


図 3.1.5-3 陸域の生息・生育環境

資料：「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省 平成 11～27 年）をもとに作成

(2) 河川域

四十四田ダム上流の北上川及びその周辺の区域内の河川並びに四十四田ダム下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地下流の雫石川における河川域の生息・生育環境として、河川縦断図を図 3.1.5-4 に、主要な横断工作物の設置状況を図 3.1.5-5 に示す。

北上川の紫波橋から都南大橋までは平地部を流れる区間であり、河床勾配は 1/688 となっている。河川の周辺は耕作地や住宅地が広がり、河岸にはツルヨシ群落が発達している。また河床材料は主に礫分・石分で構成されている。横断工作物は見られない。

雫石川の北上川合流点から舟場橋までは、平地部を流れる区間であり、河床勾配は 1/622 となっている。川幅の広い高水敷にはよく発達したオニグルミ群落やシロヤナギ群落が見られ、沼沢地や植林地、耕作地など、環境が多様である。

北上川の都南大橋から北大橋までの区間は河川が直線的であり、河床勾配は 1/600 となっている。河川の周辺は市街地で、河岸の大部分は公園・グラウンド等の整備が行われている。また河床材料は主に石分で構成されている。横断工作物は床止があるものの高低差はない。

北大橋から四十四田ダム直下までの区間は河川が蛇行しており、河床勾配は 1/360 となっている。河岸は崖地形となっている箇所が多く、山地的環境が残った環境となっている。河床材料は主に石分で構成されている。流入支川として、北大橋上流右岸側から木賊川が流入する。堰堤や頭首工等の横断工作物は見られない。

四十四田ダム貯水池は、ダム堤体に近い下流側の湖岸でコナラ群落やスギ植林等の樹林が見られ、これより上流側ではオオイヌタデ・オオクサキビ群落等の一年生草本群落やタチヤナギ群落（低木林）等の河畔林が分布する。横断工作物として、貯水池流入部に貯砂床止が設置されている。

四十四田ダム貯砂床止より上流の北上川の区間は、河床勾配が 1/436 であり、コナラ、ケヤキ等の樹林が迫り、河岸にはツルヨシ等の湿性草地がみられる。横断工作物は見られない。

ダム湖又はダム上流の北上川に流入する飛田川、中沢、濁川、砂込川、生出川、松川等は比較的規模の小さい河川であり、河岸にはツルヨシ等が生育するほか、サワグルミ、コナラ、スギ植林が分布する。農耕地を流れる三面張りの区間も多数存在する。

四十四田ダム上流の北上川及びその周辺の区域内の河川並びに四十四田ダム下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地下流の雫石川に典型的に見られる動植物の生息・生育環境は、表 3.1.5-15 及び図 3.1.5-6 に示すとおりであり、「平野を流れる区間」、「市街地を流れる区間」、「丘陵地を流れる区間」、「ダム湖内区間」及び「里地・里山を流れる区間」が挙げられる。

食物連鎖の観点から見ると、源流域の溪畔植生から供給される落葉、落枝等の有機物及び河床等に生育する付着藻類等の植物と、それらを餌とする底生動物等が食物連鎖の底辺を支えている。その上位に魚類等が位置し、ミサゴ等の猛禽類が最上位に位置していると考えられる。

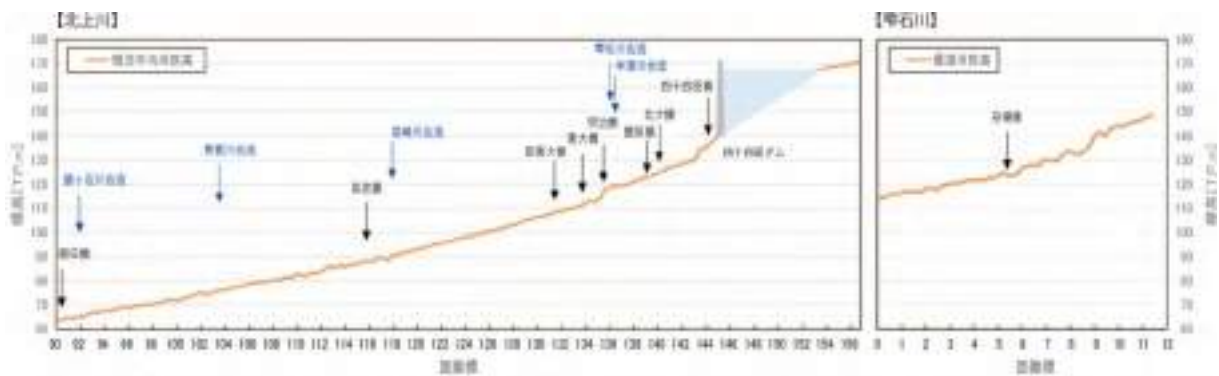


図 3.1.5-4 河川縦断面図

表 3.1.5-15 河川域の典型的な生息・生育環境

| 類型区分 | 特徴 | 生息・生育生物 |
|-----------------|--|---|
| 平地を流れる区間（北上川） | 平地部を流れる区間であり、河床材料には礫や石が混じる。河川周辺は耕作地や市街地となっている。 | 植物：ヤナギ高木林、ツルヨシ群落等 魚類：ゼゼラ、カジカ、オオクチバス等 底生動物：ヒゲナガカワトビケラ、エルモンヒラタカゲロウ等 |
| 平地を流れる区間（碓氷川） | 瀬・淵が連続して形成され、ワンドも分布する。交互砂州も形成されており、湧水や沼沢地環境もある。 | 植物：ヤナギ高木林、ツルヨシ群落等 魚類：タナゴ、ドジョウ等 底生動物：アカマダラカゲロウ、マメシジミ等 |
| 市街地を流れる区間 | 市街地を直線的に流下する。比較的流程が速く、平瀬が連続する。周辺は、市街地が広がる。 | 植物：ヨシ群落、ツルヨシ群落、オギ群落等 魚類：コイ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、アユ、ウキゴリ等 底生動物：コカゲロウ類、ユスリカ科等 |
| 丘陵地を流れる区間（ダム下流） | 台地の谷底を蛇行しながら流下する。比較的勾配がきつく、一部では岩盤が露出する。河川周辺には自然植生が広がり、台地上では市街地、草草が広がる。 | 植物：ヤナギ高木林、ツルヨシ群落等 魚類：アブラハヤ、ウグイ、タナゴ、カジカ等 底生動物：アカマダラカゲロウ、マメシジミ等 |
| 丘陵地を流れる区間（ダム上流） | 山付きの谷底を蛇行しながら流下する。水量が多く、瀬や砂州は見られない。周辺には樹林地、草地等が広がる。 | 植物：コナラ群落、カラマツ植林、ツルヨシ群落等 魚類：アメマス（エゾイワナ）、サクラマス（ヤマメ）、カジカ等 底生動物：フタバコカゲロウ、コオナガミズスマシ等 |
| ダム湖区間 | 人為的に造られたダム貯水池で、広い開放水面が形成されている。周辺は、樹林地、草地、住宅地等が広がる。 | 植物：ヤナギ低木群落、サワグルミ等 魚類：コイ、ギンブナ等 底生動物：ミズミズ科、ユスリカ属等 |
| 里地・里山を流れる区間 | 低山地の二次林や集落、それらと混在する草地、水田等を蛇行しながら流下する。農耕地を流れる三面張りの区間も多数存在する。 | 植物：サワグルミ群落、コナラ群落、スギ植林 魚類：ウグイ、アブラハヤ、ウキゴリ等 底生動物：シロハラコカゲロウ、マルタニシ、アシマダラブユ等 |

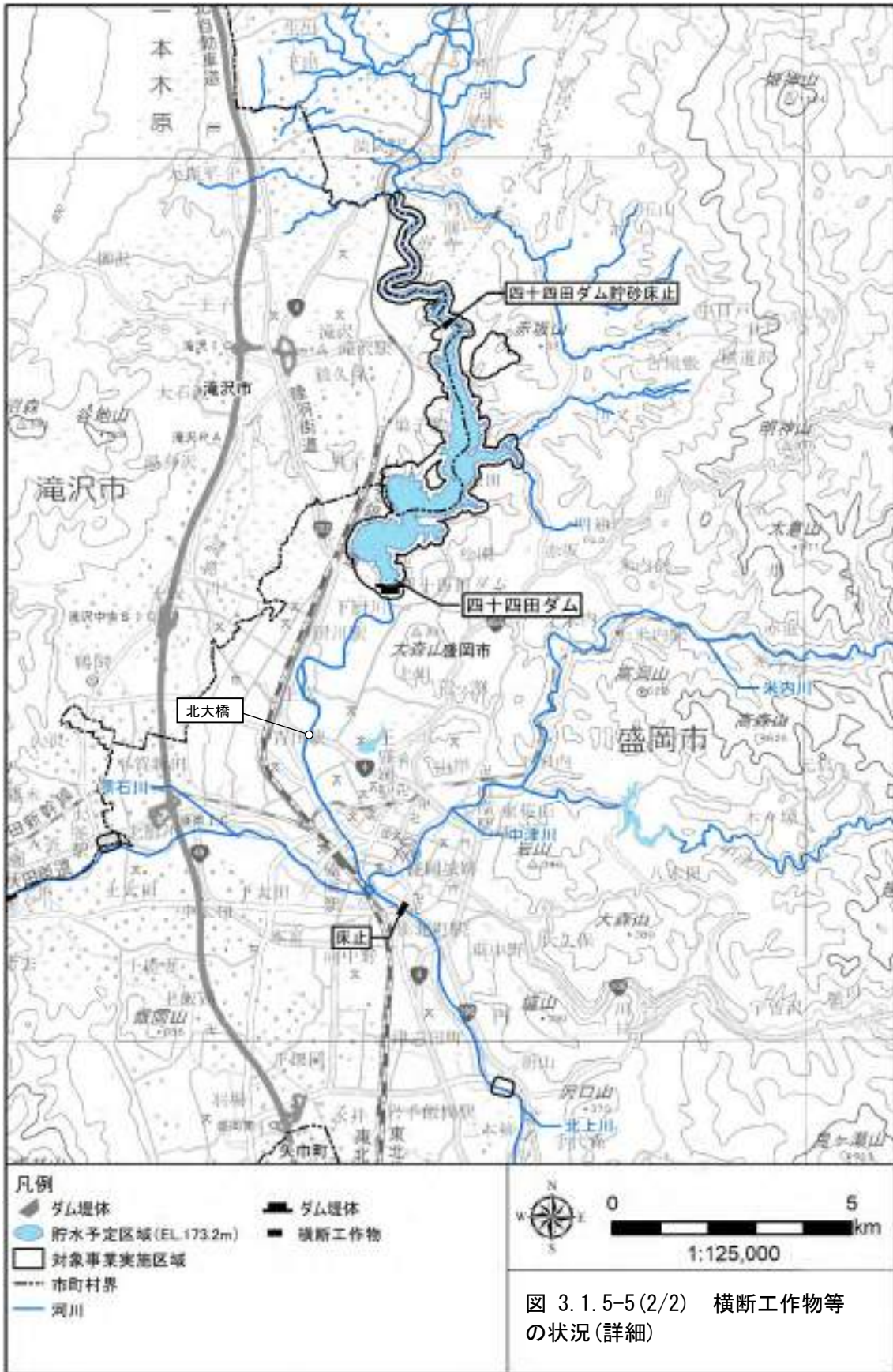
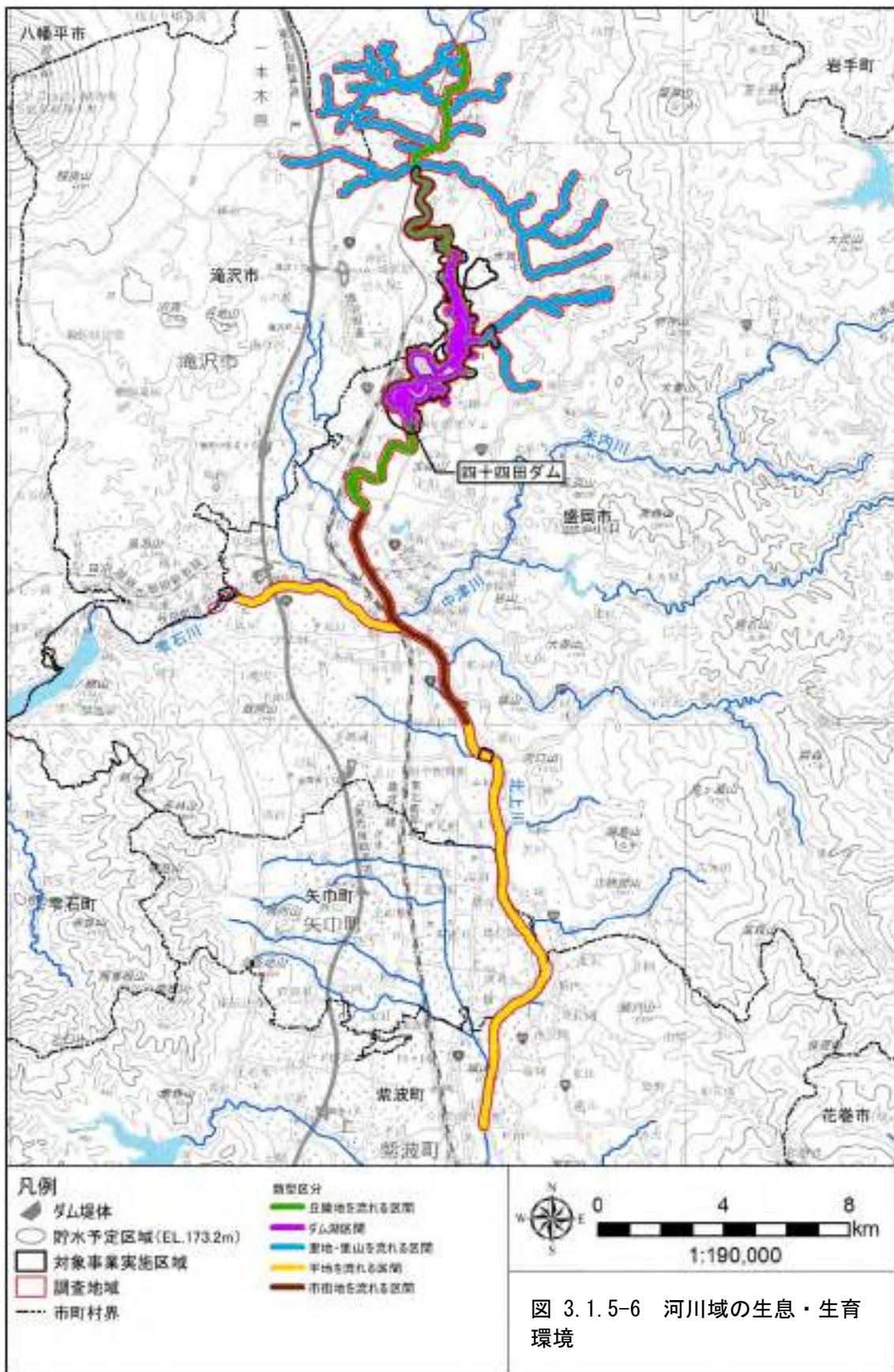


図 3.1.5-5(2/2) 横断工作物等の状況(詳細)



資料：「令和2年度北上川上流ダム再生環境影響調査業務報告書（令和3年9月）」の情報をもとに作成

表 3.1.5-16 既往調査の実施状況（動物）

| 項目 | 季節 | 調査年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 哺乳類 | 春季 | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| | 夏季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 秋季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 冬季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 鳥類 | 春季 | | | | | | | | | ● | | | | | | ● | |
| | 夏季 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | 秋季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 冬季 | | | | | | | | | | ● | ● | | | | ● | |
| 爬虫類 | 春季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 夏季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 秋季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 両生類 | 春季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 初夏 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 夏季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | 秋季 | | | | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| 魚類 | 春季 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | 夏季 | ● | | | | | | ● | | | | ● | | | | ● | |
| | 秋季 | ● | | | | ● | | | | | | ● | | | | ● | |
| 昆虫類 | 春季 | | | | | ● | | | | | | | | | ● | ● | |
| | 初夏 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | 夏季 | | | | | ● | | | | | | | | | ● | ● | |
| | 秋季 | | | | | ● | | | | | | | | | ● | ● | |
| 底生動物 | 夏季 | | ● | | | | | ● | | | | | ● | | | | |
| | 冬季 | | ● | | | | | ● | | | | | ● | | | | |
| 陸産貝類 | 夏季 | | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| | 秋季 | | | | | | | | | | | | | | ● | | |

注) 1. 表中の●は調査実施を示す。

表 3.1.5-17 既往調査の実施状況（植物）

| 項目 | 季節 | 調査年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 種子植物・シダ植物 (植物相) | 早春季 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | 春季 | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | ● |
| | 夏季 | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | ● |
| | 秋季 | | | | ● | | | | | | | | | | | ● | ● |
| 種子植物・シダ植物 (植生) | 夏季 | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| | 秋季 | | | ● | | | | | | ● | | | | ● | | ● | |
| 蘚苔類 | 春季 | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| | 秋季 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |

注) 1. 表中の●は調査実施を示す。

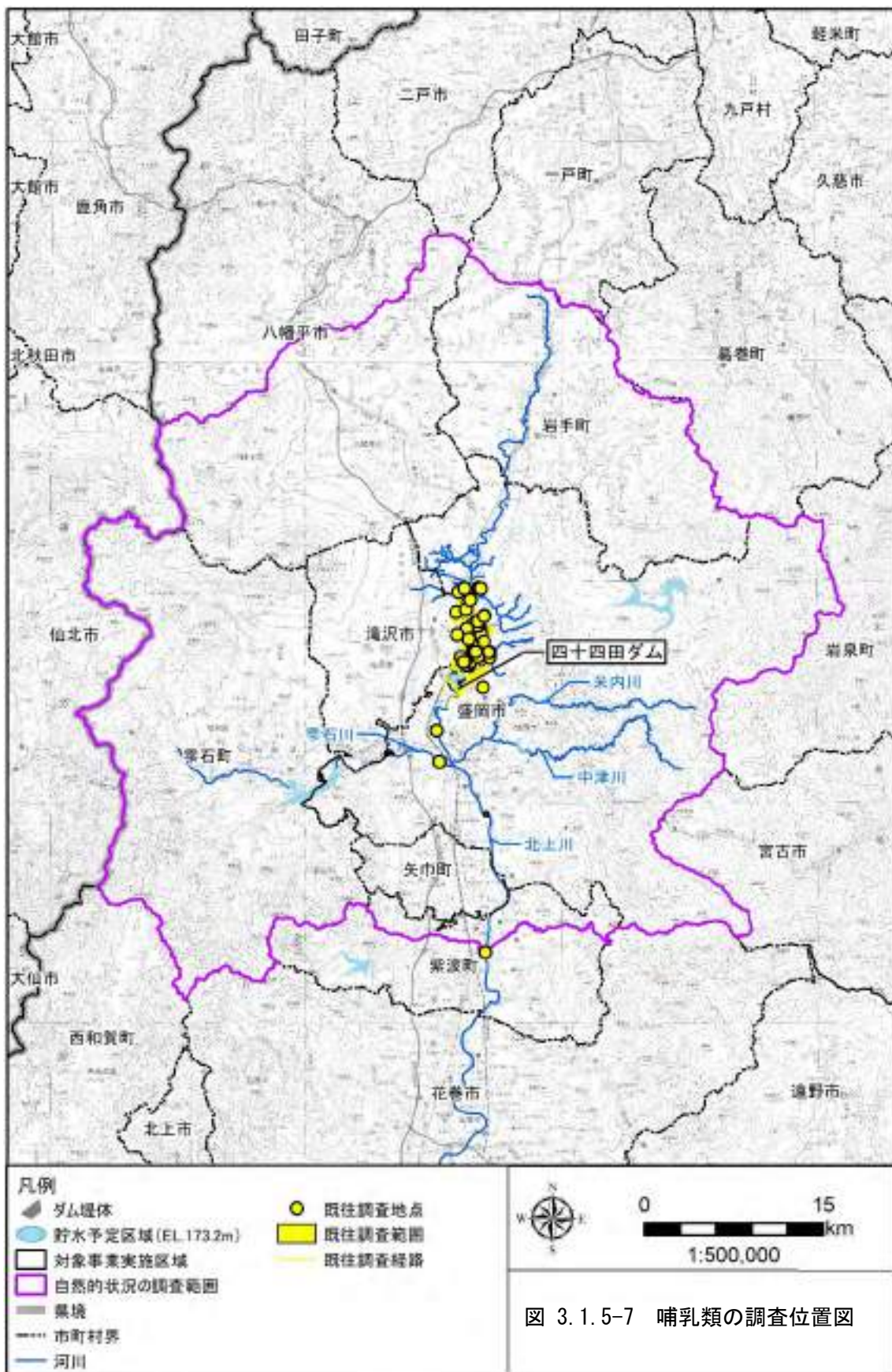
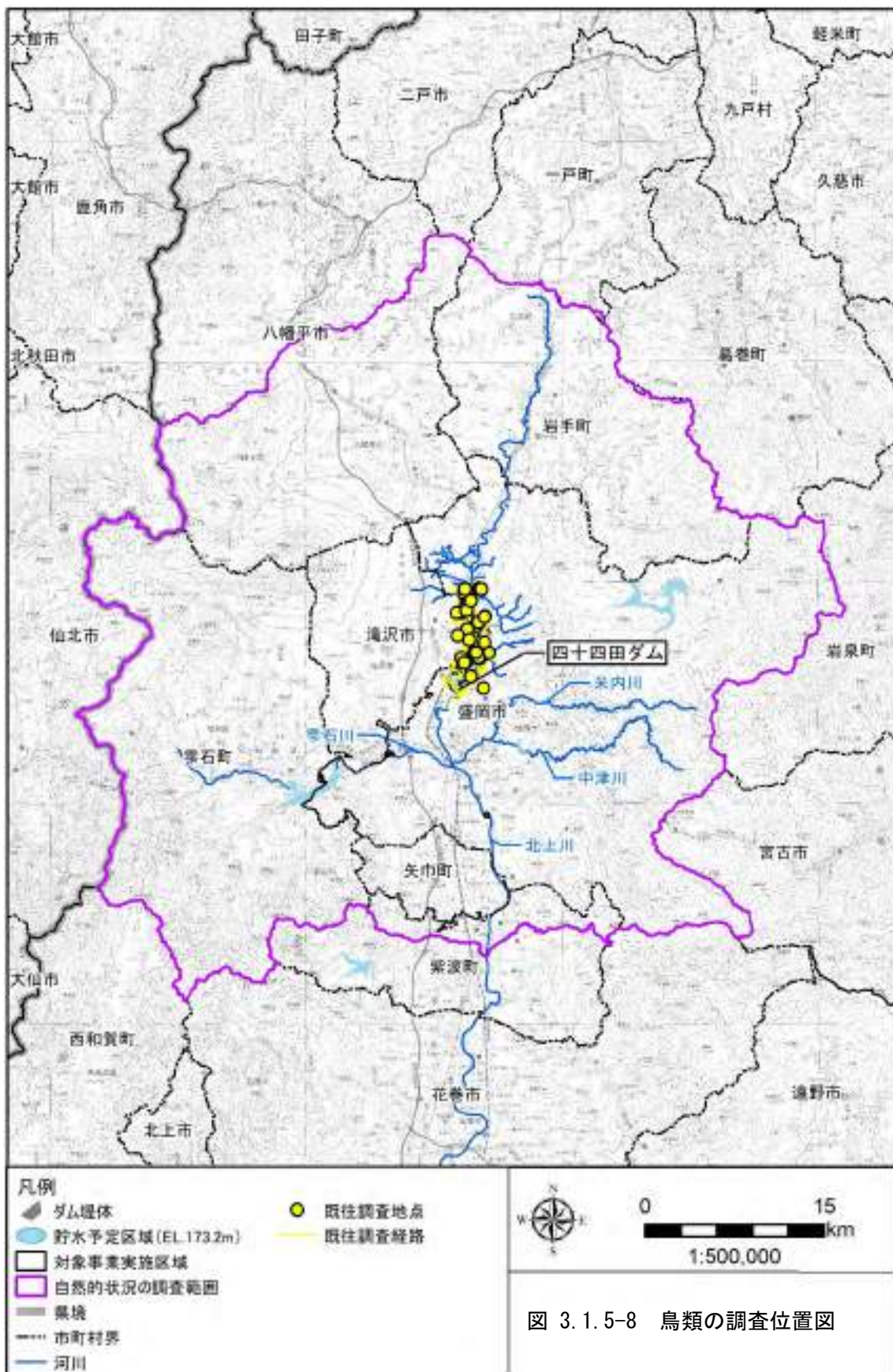
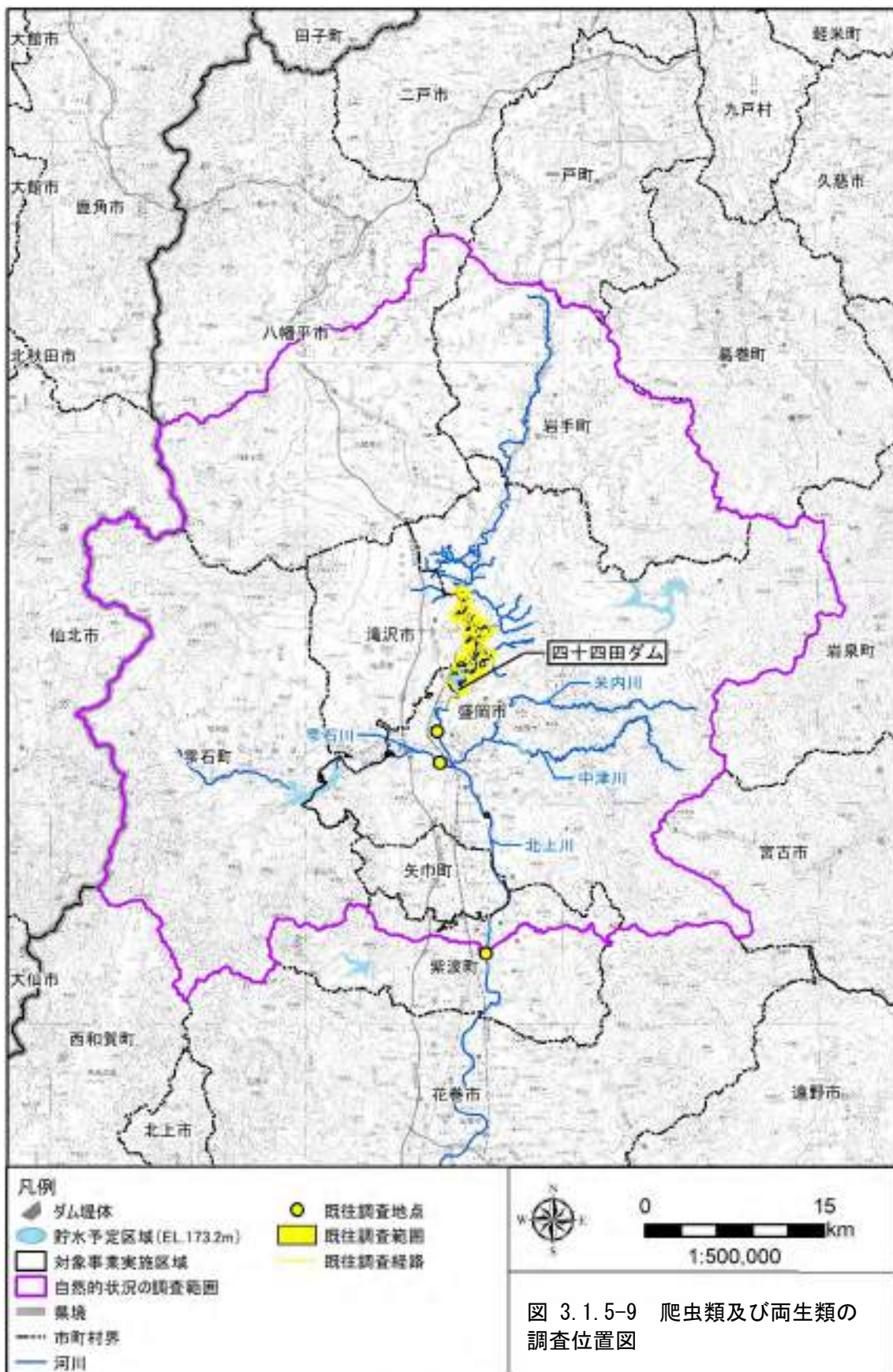
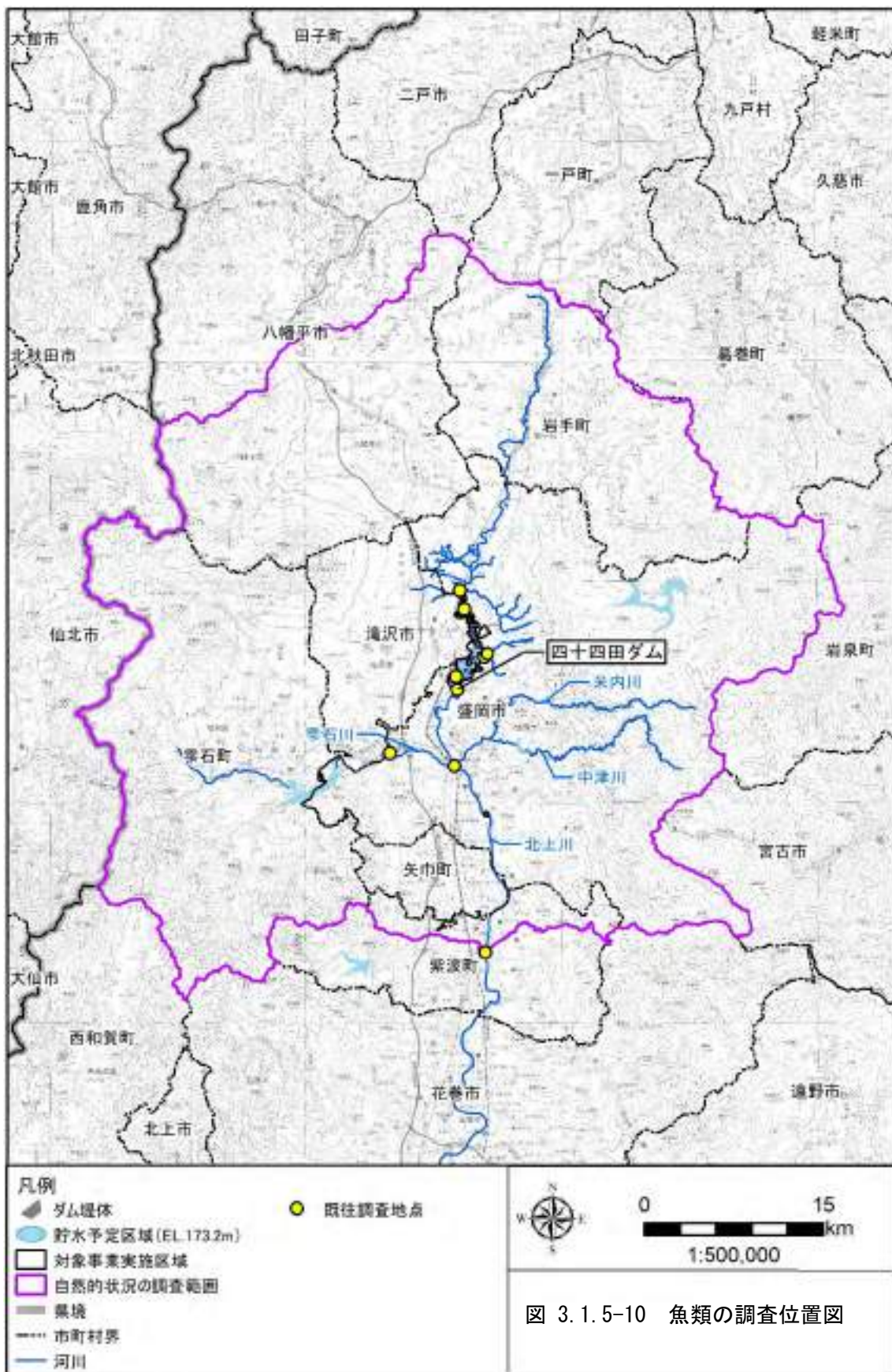


図 3.1.5-7 哺乳類の調査位置図







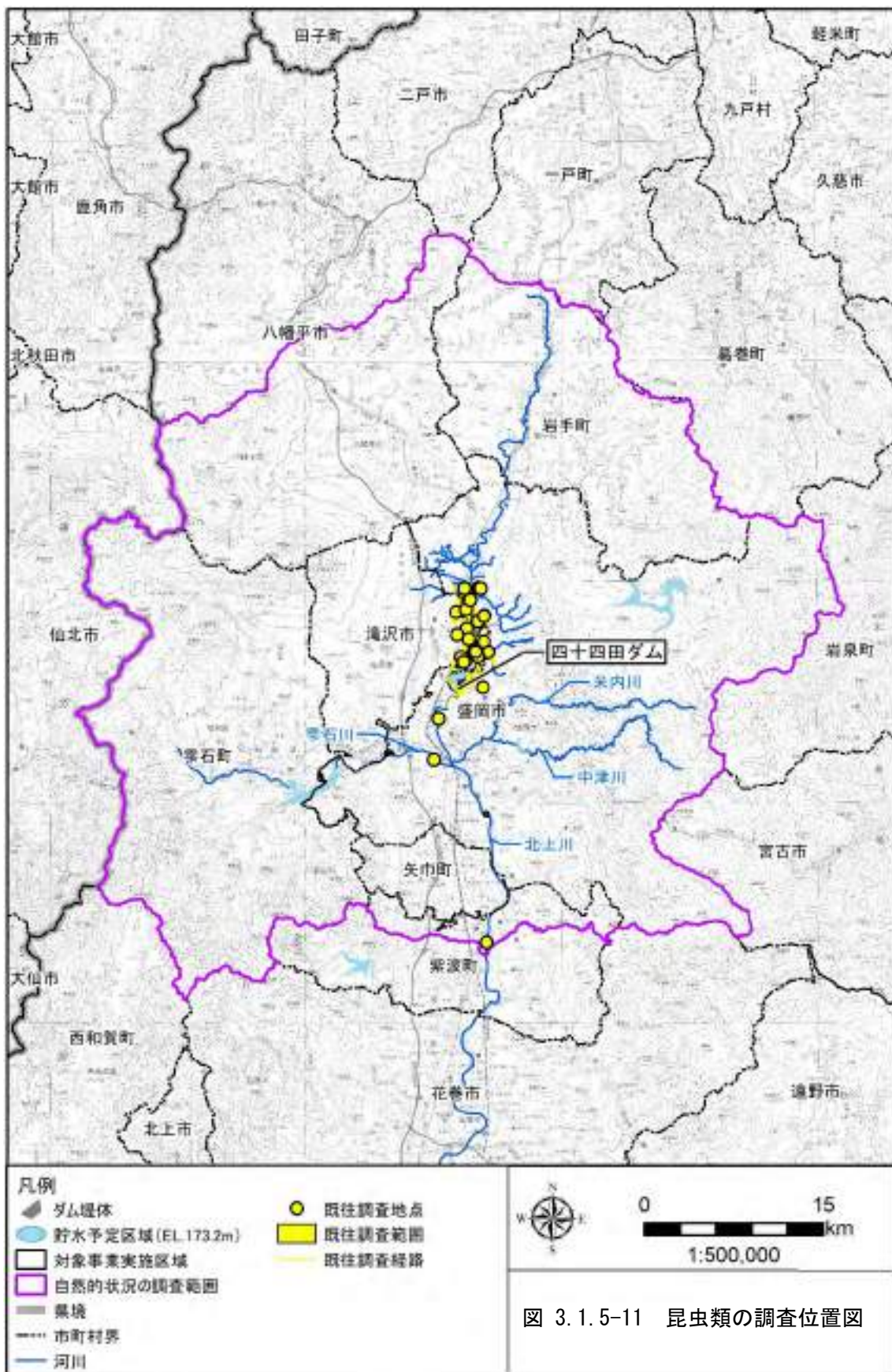
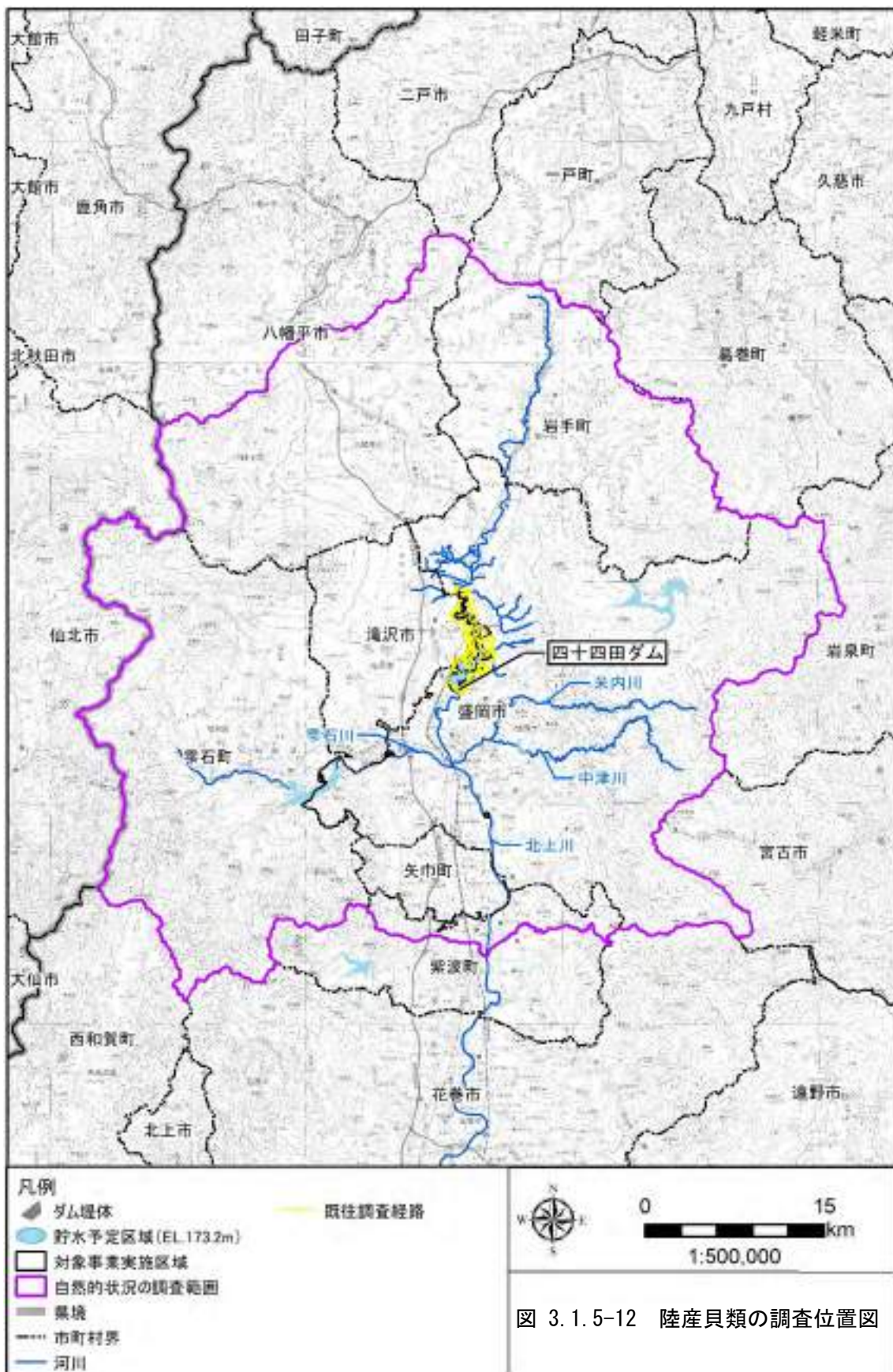
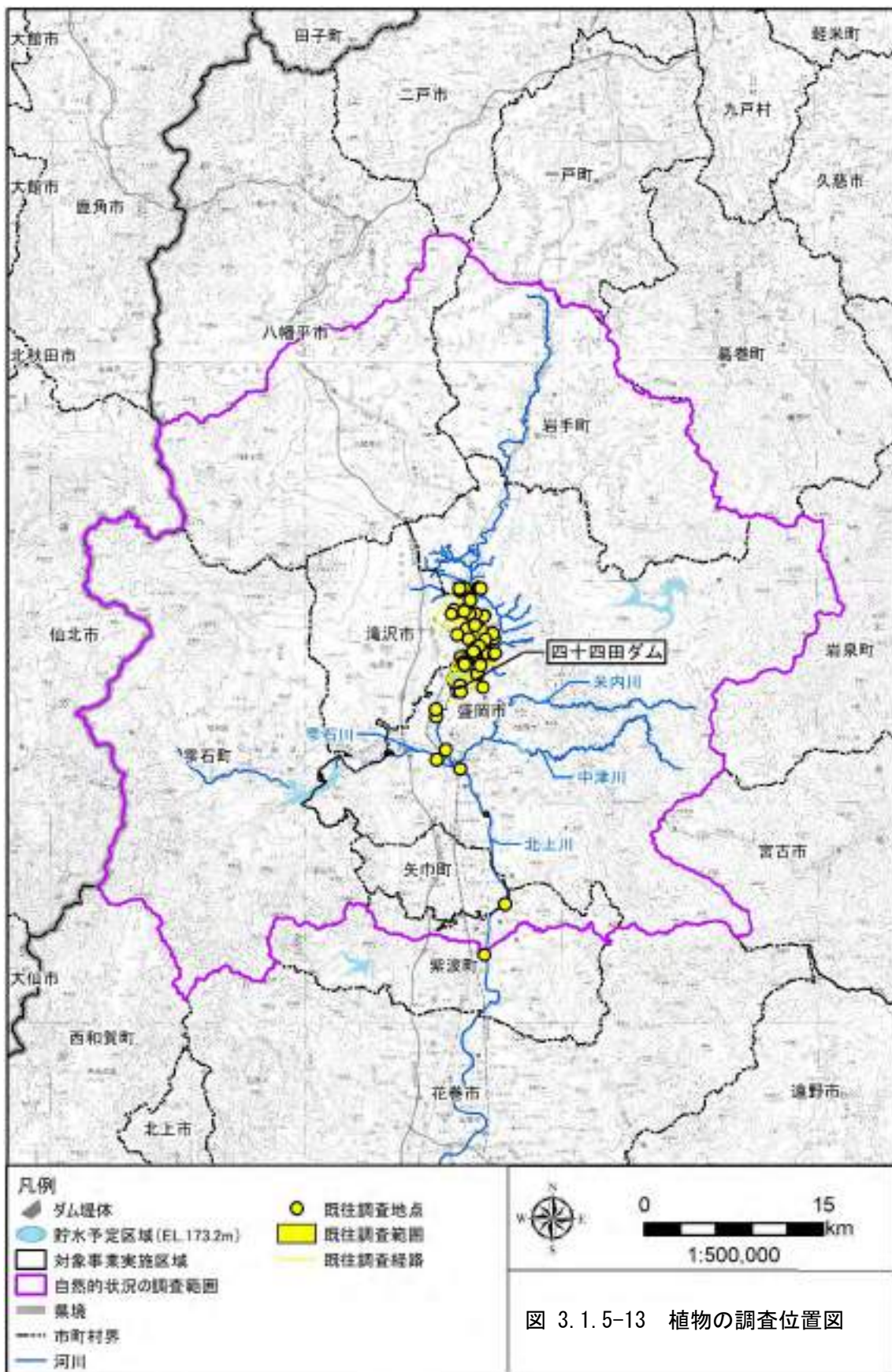
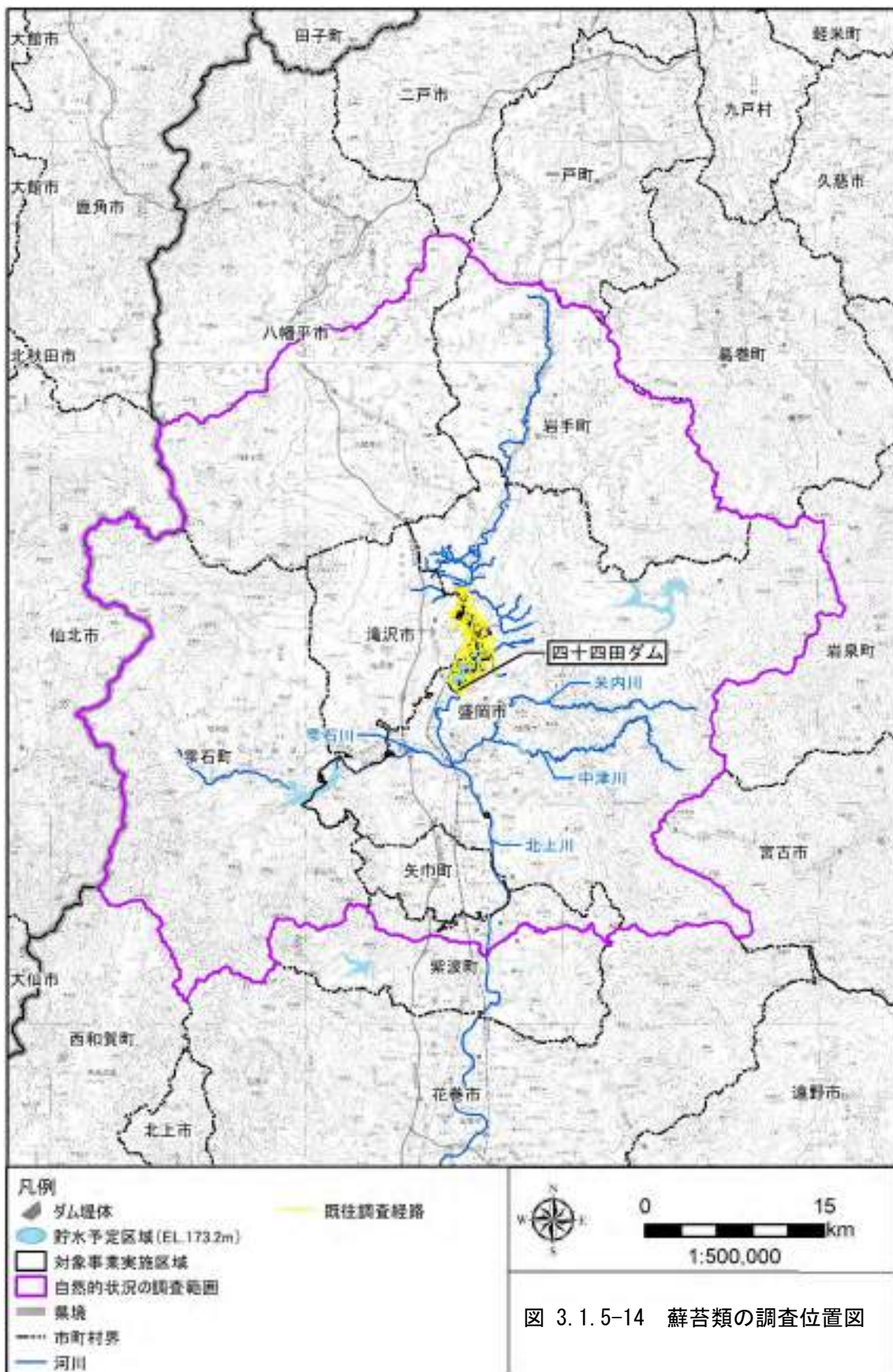


図 3.1.5-11 昆虫類の調査位置図







3.1.6 景観、人と自然との触れ合い活動の場の状況

3.1.6.1 景観

景観の調査範囲には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 岩手県(環境庁平成元年)」、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 秋田県(環境庁平成元年)」、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 青森県(環境庁平成元年)」によると、表3.1.6-1及び図3.1.6-1(1/2)に示すとおり、火山群、峡谷・溪谷、火山、滝、鍾乳洞及び湖沼等の自然景観資源が分布している。

対象事業実施区域周辺においては、図3.1.6-1(2/2)に示すとおり、火山群、火山、火口・カルデラ、カルデラ壁、非火山性弧峰、流れ山群、滝、湖沼及び湿原等が分布している。

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周辺における主要な自然景観資源の状況(1/5)

| No. | 自然景観資源分類名 | 自然景観資源の名称 | 所在 |
|-----|-----------|-------------|-----|
| 1 | 火山群 | 白森火山群 | 岩手県 |
| 2 | | 駒ヶ岳 | 岩手県 |
| 3 | | 丸森 | 岩手県 |
| 4 | | 高倉山 | 岩手県 |
| 5 | | 三角山 | 岩手県 |
| 6 | | 烏帽子岳(乳頭山)火山 | 岩手県 |
| 7 | | 岩手山 | 岩手県 |
| 8 | | 大深岳 | 岩手県 |
| 9 | | 八幡平 | 岩手県 |
| 10 | | 七時雨山 | 岩手県 |
| 11 | | 秋田駒ヶ岳火山群 | 秋田県 |
| 12 | | 烏帽子岳火山 | 秋田県 |
| 13 | | 荷葉岳火山群 | 秋田県 |
| 14 | | 大仏岳火山 | 秋田県 |
| 15 | | 白森火山 | 秋田県 |
| 16 | | 八幡平火山群 | 秋田県 |
| 17 | | 焼山火山群 | 秋田県 |
| 18 | | 大深火 | 秋田県 |
| 19 | | 森吉山 | 秋田県 |
| 20 | 火山 | 小白森 | 岩手県 |
| 21 | | 横岳 | 岩手県 |
| 22 | | 湯森山 | 岩手県 |
| 23 | | 丸森 | 岩手県 |
| 24 | | 高倉山 | 岩手県 |
| 25 | | 三角山 | 岩手県 |
| 26 | | 笹森山 | 岩手県 |
| 27 | | 小高倉山 | 岩手県 |
| 28 | | 烏帽子岳 | 岩手県 |
| 29 | | 鞍掛山 | 岩手県 |
| 30 | | 小松倉森 | 岩手県 |
| 31 | | 鎌倉森 | 岩手県 |
| 32 | | 犬倉山 | 岩手県 |
| 33 | | 大松倉山 | 岩手県 |
| 34 | | 姥倉山 | 岩手県 |
| 35 | | 三ッ石山 | 岩手県 |
| 36 | | 黒倉山 | 岩手県 |
| 37 | | 岩手山 | 岩手県 |
| 38 | | 赤倉山 | 岩手県 |
| 39 | | 大白森 | 岩手県 |
| 40 | | 大深岳 | 岩手県 |
| 41 | | 曲崎山 | 岩手県 |
| 42 | | 源太ヶ岳 | 岩手県 |
| 43 | | 丸森 | 岩手県 |
| 44 | | 上倉山 | 岩手県 |
| 45 | | 八瀬森 | 岩手県 |
| 46 | | 中倉山 | 岩手県 |
| 47 | | 下倉山 | 岩手県 |
| 48 | | 二ッ森 | 岩手県 |
| 49 | | 嶮岨森 | 岩手県 |
| 50 | | 落峯 | 岩手県 |
| 51 | | 諸桧岳 | 岩手県 |
| 52 | | 鴨田山 | 岩手県 |
| 53 | | 茶臼岳 | 岩手県 |
| 54 | | 大黒森 | 岩手県 |
| 55 | | 恵比寿森 | 岩手県 |
| 56 | | 屋棟岳 | 岩手県 |
| 57 | | 安比岳 | 岩手県 |
| 58 | | 杣角山 | 岩手県 |
| 59 | | 西森山 | 岩手県 |
| 60 | | 前森山 | 岩手県 |
| 61 | | 七時雨山 | 岩手県 |
| 62 | | 西岳 | 岩手県 |

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周辺における主要な自然景観資源の状況(2/5)

| No. | 自然景観資源分類名 | 自然景観資源の名称 | 所在 | |
|-----|-----------|-------------|------|-----|
| 63 | 火山 | 田代山 | 岩手県 | |
| 64 | | 毛無山 | 岩手県 | |
| 65 | | 湯森岳 | 秋田県 | |
| 66 | | 笹森山 | 秋田県 | |
| 67 | | 笹森岳 | 秋田県 | |
| 68 | | 烏帽子岳 | 秋田県 | |
| 69 | | 大仏岳 | 秋田県 | |
| 70 | | 小白森山 | 秋田県 | |
| 71 | | 大白森山 | 秋田県 | |
| 72 | | 大深岳火山 | 秋田県 | |
| 73 | | 曲崎山 | 秋田県 | |
| 74 | | 八瀬森 | 秋田県 | |
| 75 | | 嶮岨森 | 秋田県 | |
| 76 | | 諸桧岳 | 秋田県 | |
| 77 | | 焼山 | 秋田県 | |
| 78 | | 榊森 | 秋田県 | |
| 79 | | 小池ヶ原 | 秋田県 | |
| 80 | | 立ヶ森 | 秋田県 | |
| 81 | | 紫倉岳 | 秋田県 | |
| 82 | | 火山性高原 | 安比高原 | 岩手県 |
| 83 | | | 榊森高原 | 秋田県 |
| 84 | 安比高原 | | 秋田県 | |
| 85 | 火口・カルデラ | 駒ヶ岳 | 岩手県 | |
| 86 | | 犬倉山 | 岩手県 | |
| 87 | | 大松倉山 | 岩手県 | |
| 88 | | 岩手山火口 | 岩手県 | |
| 89 | | 屏風屋根 | 岩手県 | |
| 90 | | 丸森 | 岩手県 | |
| 91 | | 田代平高原 | 岩手県 | |
| 92 | | 駒ヶ岳 | 秋田県 | |
| 93 | | 玉川温泉カルデラ | 秋田県 | |
| 94 | カルデラ壁 | 鬼ヶ城 | 岩手県 | |
| 95 | | 上倉山 | 岩手県 | |
| 96 | | 田代山カルデラ壁 | 岩手県 | |
| 97 | 流れ山群 | 五百森泥流 | 岩手県 | |
| 98 | 地獄、泥火山 | 泥火山 | 秋田県 | |
| 99 | 噴泉 | 藤七温泉 | 岩手県 | |
| 100 | 噴気孔 | 藤七温泉 | 岩手県 | |
| 101 | | 玉川温泉 | 秋田県 | |
| 102 | 火山 構造土 | 秋田駒ヶ岳火山群女目岳 | 秋田県 | |
| 103 | 非火山性高原 | 高清水高原 | 岩手県 | |
| 104 | | 荒川高原 | 岩手県 | |
| 105 | | 早坂高原 | 岩手県 | |
| 106 | | 白樺野 | 岩手県 | |
| 107 | | 高曲原 | 岩手県 | |
| 108 | | 大党野高原 | 秋田県 | |
| 109 | | 非火山性弧峰 | 送仙山 | 岩手県 |
| 110 | 長者山 | | 岩手県 | |
| 111 | 白屋山 | | 岩手県 | |
| 112 | 高山 | | 岩手県 | |
| 113 | 院内岳 | | 秋田県 | |
| 114 | 八森山 | | 秋田県 | |
| 115 | 大森山 | | 秋田県 | |
| 116 | 高鉢山 | | 秋田県 | |
| 117 | 二神山 | | 秋田県 | |
| 118 | 後森 | | 秋田県 | |
| 119 | 前森 | | 秋田県 | |
| 120 | 高手戸 | | 秋田県 | |
| 121 | 五の宮獄 | | 秋田県 | |
| 122 | 三ノ岳 | | 秋田県 | |
| 123 | 岩塊斜面、岩海 | 鶏頭山山頂 | 岩手県 | |
| 124 | | 早池峰山山頂 | 岩手県 | |

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周辺における主要な自然景観資源の状況(3/5)

| No. | 自然景観資源分類名 | 自然景観資源の名称 | 所在 |
|-----|-------------------|----------------|-----|
| 125 | ポリエ | 安念-白木沢 | 岩手県 |
| 126 | | 西江川面 | 岩手県 |
| 127 | | 高内沢面 | 岩手県 |
| 128 | カッレンフェルト・ドリーネ群 | 大洞カルスト | 岩手県 |
| 129 | | 西江川面 | 岩手県 |
| 130 | | 南安家面 | 岩手県 |
| 131 | | 高須賀面 | 岩手県 |
| 132 | 鍾乳洞 | 稲荷穴 | 岩手県 |
| 133 | | 船久保洞窟 | 岩手県 |
| 134 | | 内間木洞 | 岩手県 |
| 135 | 陸景 節理 | 一方高 | 秋田県 |
| 136 | 陸景で顕著な自然現象を記録する地形 | 焼走り溶岩流 | 岩手県 |
| 137 | 峡谷・溪谷 | 寒沢川溪谷 | 岩手県 |
| 138 | | 葛丸川溪流 | 岩手県 |
| 139 | | 滝名川溪流 | 岩手県 |
| 140 | | 閉伊川(2) | 岩手県 |
| 141 | | 閉伊川(1) | 岩手県 |
| 142 | | 閉伊川(3) | 岩手県 |
| 143 | | 真木溪谷 | 秋田県 |
| 144 | | 抱返溪谷 | 秋田県 |
| 145 | | 小波内沢 | 秋田県 |
| 146 | | 浦小内沢 | 秋田県 |
| 147 | | 様ノ沢 | 秋田県 |
| 148 | | 立又溪谷 | 秋田県 |
| 149 | | 小又溪 | 秋田県 |
| 150 | | 夜明島溪谷 | 秋田県 |
| 151 | | 湯瀬溪谷 | 秋田県 |
| 152 | 河成段丘 | 北上川中流域河岸段丘群(2) | 岩手県 |
| 153 | | 猿ヶ石川段丘(3) | 岩手県 |
| 154 | | 猿ヶ石川段丘(1) | 岩手県 |
| 155 | | 沢内河岸段丘群 | 岩手県 |
| 156 | | 滝川段丘 | 岩手県 |
| 157 | | 北上川中流域河岸段丘群(1) | 岩手県 |
| 158 | | 北上川中流域河岸段丘群(3) | 岩手県 |
| 159 | | 瀬月内川段丘(2) | 岩手県 |
| 160 | | 馬淵川段丘(11) | 岩手県 |
| 161 | | 馬淵川段丘(12) | 岩手県 |
| 162 | | 馬淵川段丘(10) | 岩手県 |
| 163 | | 馬淵川段丘(9) | 岩手県 |
| 164 | | 馬淵川段丘(8) | 岩手県 |
| 165 | | 谷内段丘 | 秋田県 |
| 166 | 自由蛇行河川 | 松川 | 岩手県 |
| 167 | 穿入蛇行河川 | 小国川 | 岩手県 |
| 168 | | 閉伊川(2) | 岩手県 |
| 169 | | 安比川 | 岩手県 |
| 170 | 河川 断崖・岩壁 | 安比川 | 岩手県 |
| 171 | | 袖川立岩 | 秋田県 |
| 172 | 滝 | 薄衣の滝 | 岩手県 |
| 173 | | 男滝 | 岩手県 |
| 174 | | 女滝 | 岩手県 |
| 175 | | 荒川不動ノ滝 | 岩手県 |
| 176 | | 長瀬滝 | 岩手県 |
| 177 | | 緒ヶ瀬滝 | 岩手県 |
| 178 | | 釜淵ノ滝 | 岩手県 |
| 179 | | 大ヘンジョウの滝 | 岩手県 |
| 180 | | 大空の滝 | 岩手県 |
| 181 | | 奥久名滝 | 岩手県 |
| 182 | | 又一滝 | 岩手県 |
| 183 | | 魚止滝 | 岩手県 |
| 184 | | 笛貫滝 | 岩手県 |

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周辺における主要な自然景観資源の状況(4/5)

| No. | 自然景観資源分類名 | 自然景観資源の名称 | 所在 |
|-----|-----------|-----------|-----|
| 185 | 滝 | 七折滝 | 岩手県 |
| 186 | | レン滝 | 岩手県 |
| 187 | | 座頭滝 | 岩手県 |
| 188 | | 幣懸の滝 | 岩手県 |
| 189 | | 権現滝 | 岩手県 |
| 190 | | 逢滝 | 岩手県 |
| 191 | | 七滝 | 岩手県 |
| 192 | | 鳥越の滝 | 岩手県 |
| 193 | | 七滝 | 岩手県 |
| 194 | | 緒瀬滝 | 岩手県 |
| 195 | | 岩旗滝 | 岩手県 |
| 196 | | 知恵ノ滝 | 岩手県 |
| 197 | | 大滝 | 岩手県 |
| 198 | | 御堂新田滝 | 岩手県 |
| 199 | | 不動の滝 | 岩手県 |
| 200 | | 七滝 | 岩手県 |
| 201 | | 七瀬大滝 | 秋田県 |
| 202 | | 四十八滝 | 秋田県 |
| 203 | | 夏しらずの滝 | 秋田県 |
| 204 | | ヒネリ滝 | 秋田県 |
| 205 | | 回顧ノ滝 | 秋田県 |
| 206 | | 百尋の滝 | 秋田県 |
| 207 | | 十丈の滝 | 秋田県 |
| 208 | | 三階滝 | 秋田県 |
| 209 | | 一ノ滝 | 秋田県 |
| 210 | | 幸兵衛滝 | 秋田県 |
| 211 | | 二ノ滝 | 秋田県 |
| 212 | | 中滝 | 秋田県 |
| 213 | 水尻滝 | 秋田県 | |
| 214 | 安の滝 | 秋田県 | |
| 215 | 桃洞ノ滝 | 秋田県 | |
| 216 | 三階の滝 | 秋田県 | |
| 217 | 泊滝 | 秋田県 | |
| 218 | 浦志内滝 | 秋田県 | |
| 219 | 湖沼 | 平ヶ倉沼 | 岩手県 |
| 220 | | 白沼 | 岩手県 |
| 221 | | 御釜湖 | 岩手県 |
| 222 | | 御苗代湖 | 岩手県 |
| 223 | | 姫潟 | 岩手県 |
| 224 | | 御護沼 | 岩手県 |
| 225 | | 石沼 | 岩手県 |
| 226 | | 五葉沼 | 岩手県 |
| 227 | | 青沼 | 岩手県 |
| 228 | | 上倉沼 | 岩手県 |
| 229 | | 影沼 | 岩手県 |
| 230 | | 湯坂沼 | 岩手県 |
| 231 | | 芭蕉沼 | 岩手県 |
| 232 | | 大揚沼 | 岩手県 |
| 233 | | 大沼 | 岩手県 |
| 234 | | 畠堤 | 岩手県 |
| 235 | | 夜沼 | 岩手県 |
| 236 | | 麩沼 | 岩手県 |
| 237 | | 蓬らい沼 | 岩手県 |
| 238 | | 石ダカ沼 | 岩手県 |
| 239 | | 島沼 | 岩手県 |
| 240 | | 鴨田沼 | 岩手県 |
| 241 | | 熊沼 | 岩手県 |
| 242 | | 五色沼 | 岩手県 |
| 243 | | 御在所沼 | 岩手県 |
| 244 | | ガマ沼 | 岩手県 |
| 245 | | 八幡沼 | 岩手県 |
| 246 | 田沢湖 | 秋田県 | |

表 3.1.6-1 対象事業実施区域及びその周辺における主要な自然景観資源の状況 (5/5)

| No. | 自然景観資源分類名 | 自然景観資源の名称 | 所在 |
|-----|-----------|------------|---------|
| 247 | 湖沼 | 垂天池沼 | 秋田県 |
| 248 | | 作沢沼 | 秋田県 |
| 249 | 湿原 | 千沼ヶ原 | 岩手県 |
| 250 | | 春子谷地 | 岩手県 |
| 251 | | 田代平 | 岩手県 |
| 252 | | 三ッ石湿原 | 岩手県 |
| 253 | | 御苗代湿原 | 岩手県 |
| 254 | | 八幡沼湿原 | 岩手県 |
| 255 | | 黒谷地湿原 | 岩手県 |
| 256 | | 田代平 | 秋田県 |
| 257 | | 深岱 | 秋田県 |
| 258 | | 大覚野峠湿原 | 秋田県 |
| 259 | | 早口 | 秋田県 |
| 260 | | 鷹巣 | 秋田県 |
| 261 | | 今泉 | 秋田県 |
| 262 | | 佐渡湿原 | 秋田県 |
| 263 | | 前谷地湿原 | 秋田県 |
| 264 | | 上谷地湿原 | 秋田県 |
| 265 | | 大谷地 | 秋田県 |
| 266 | | 大沼 | 秋田県 |
| 267 | | 熊谷地湿原 | 秋田県 |
| 268 | | 下谷地湿原 | 秋田県 |
| 269 | 大場谷地 | 秋田県 | |
| 270 | 水景 節理 | 玄武洞 | 岩手県 |
| 271 | 自然公園等 | 十和田八幡平国立公園 | 岩手県、秋田県 |
| 272 | | 早池峰国定公園 | 岩手県 |

資料)1. 第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図(環境庁 平成元年)をもとに作成

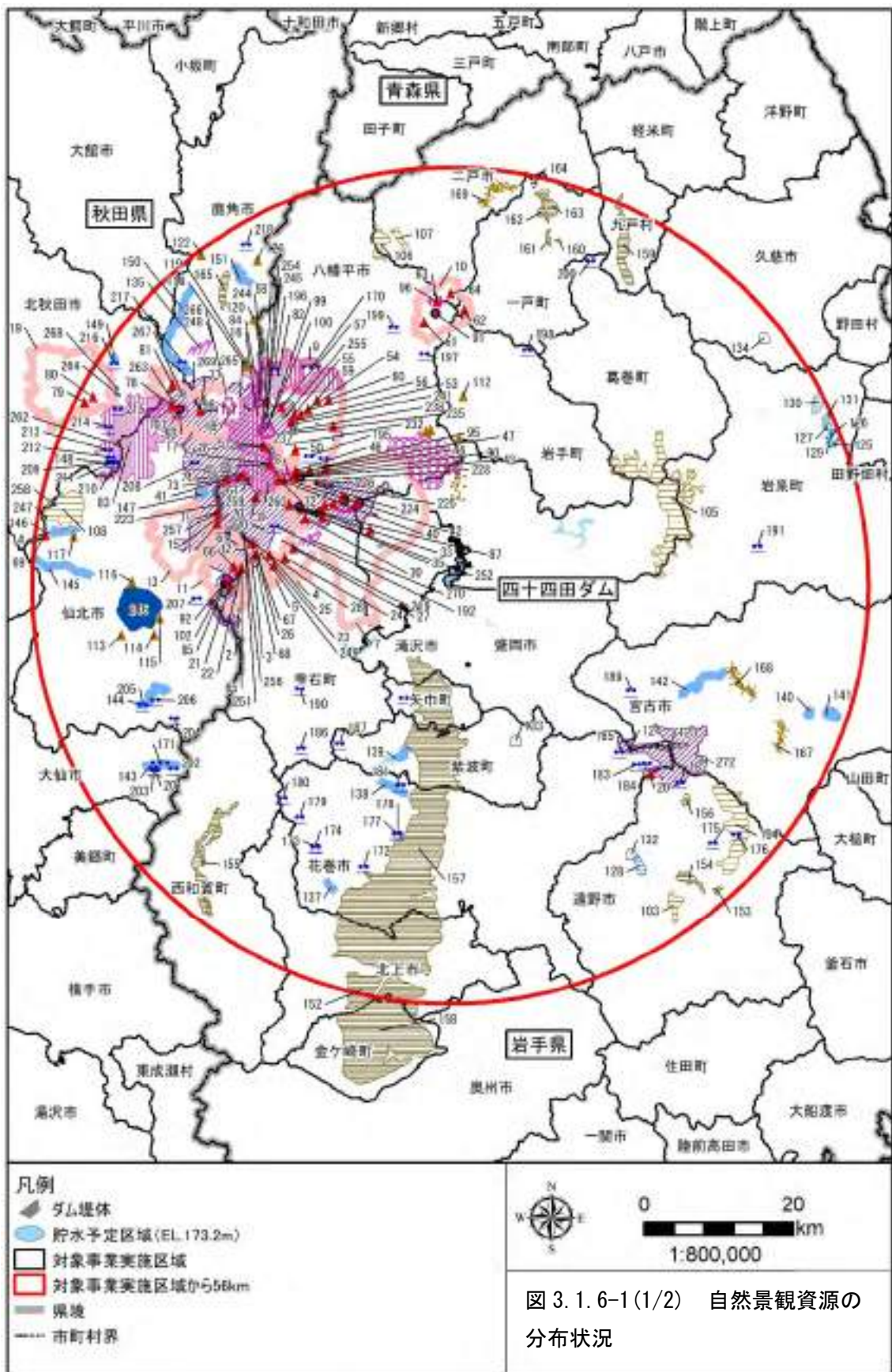
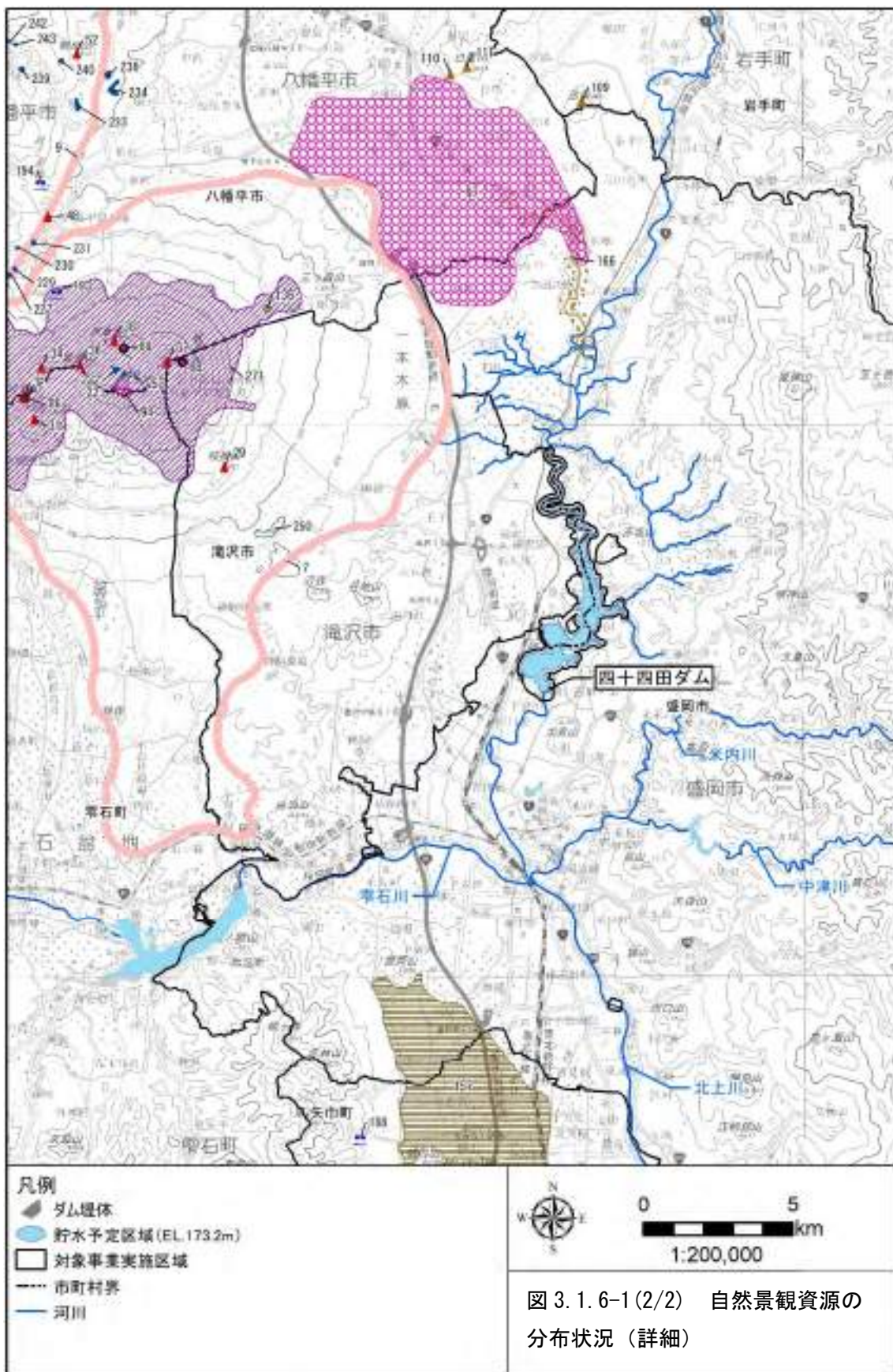


図 3.1.6-1(1/2) 自然景観資源の分布状況

注)1. 図中の番号は、表 3.1.6-1 内のNo.と一致する。

資料)1. 第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 (環境庁 平成元年) をもとに作成



注)1. 図中の番号は、表 3.1.6-1 内のNo.と一致する。

資料)1. 第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 (環境庁 平成元年) をもとに作成

凡例

| | | | |
|---|-------------------|---|---------------|
|  | 火山 |  | 火山群 |
|  | 火口・カルデラ |  | 峡谷・溪谷 |
|  | 地獄、泥火山 |  | 自由蛇行河川 |
|  | 噴泉 |  | 穿入蛇行河川 |
|  | 噴気孔 |  | 火山性高原 |
|  | カルデラ壁 |  | 流れ山群 |
|  | 間歇泉 |  | 非火山性高原 |
|  | 火山 構造土 |  | 岩塊斜面、岩海 |
|  | 非火山性孤峰 |  | ポリゴ |
|  | 二重山稜 |  | カッレンフェルト・ドリーネ |
|  | 構造土 |  | 河成段丘 |
|  | 岩峰・岩柱 |  | 湖沼 |
|  | 天然橋・岩門・石門 |  | 溼原 |
|  | 節理 |  | 自然公園 |
|  | 澗 | | |
|  | 甌穴群 | | |
|  | 滝 | | |
|  | 湿原 | | |
|  | 湧泉群 | | |
|  | 鍾乳洞 | | |
|  | 河川 断崖・岩壁 | | |
|  | 陸景で顕著な自然現象を記録する地形 | | |

資料) 1. 第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 (環境庁 平成元年) をもとに作成

3.1.6.2 人と自然との触れ合いの活動の場

自然的状況の調査範囲には、「全国観光情報サイト全国観るなび」、「盛岡観光情報」及び「滝沢市観光協会公式観光ポータルサイト滝沢わくわく Navi」等によると、表 3.1.6-2 及び図 3.1.6-2(1/2)に示すとおり、人と自然との触れ合いの活動の場として、キャンプ場や公園等が分布している。

対象事業実施区域周辺においては、図 3.1.6-2(2/2)に示すとおり、キャンプ場、高原・湿原、山岳、公園、水辺プラザ及び自然歩道・自然研究路等が分布している。

表 3.1.6-2 自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場(1/4)

| No. | 名称 | 所在地 | 備考 |
|-----|-------------------|-------------------------------|--------|
| 1 | 北上川源泉・弓弭の泉 | 岩手県岩手郡岩手町御堂第3地割地内 | 河川・湖沼 |
| 2 | 丹藤川溪流 | 岩手県岩手郡岩手町川口地内 | 河川・湖沼 |
| 3 | 岩洞湖 | 岩手県盛岡市藪川字亀橋 | 河川・湖沼 |
| 4 | 御所湖 | 岩手県盛岡市繫 | 河川・湖沼 |
| 5 | 南部片富士湖 | 岩手県盛岡市上田松屋敷 | 河川・湖沼 |
| 6 | 木賊川遊水地 | 岩手県滝沢市樋の木沢 80 | 河川・湖沼 |
| 7 | 新鬼越池 | 岩手県滝沢市鶴飼字鬼越 | 河川・湖沼 |
| 8 | 水辺の里 | 岩手県紫波郡矢巾町 | 河川・湖沼 |
| 9 | 中津川周辺 | 水道橋下流端から北上川合流点まで | 環境保護地区 |
| 10 | 北山寺院群地区 | 岩手県盛岡市北山一丁目、北山二丁目、名須川町及び愛宕町地内 | 環境保護地区 |
| 11 | 下米内地区 | 岩手県盛岡市下米内字寺並地内 | 環境保護地区 |
| 12 | 二ッ森地区 | 岩手県盛岡市浅岸字二ッ森地内 | 環境保護地区 |
| 13 | 外山岸地区 | 岩手県盛岡市三ッ割字洞清水及び山岸字庚申下地内 | 環境保護地区 |
| 14 | 紫波城山公園キャンプ場 | 岩手県紫波郡紫波町二日町古館 | キャンプ場 |
| 15 | 小柳沢砂防公園キャンプ場 | 岩手県岩手郡雫石町橋場坂本 118 番地 10 | キャンプ場 |
| 16 | 網張温泉キャンプ場 | 岩手県岩手郡雫石町長山小松倉 14-3 | キャンプ場 |
| 17 | 国見キャンプ場 | 岩手県岩手郡雫石町橋場竜川山国有林地内 | キャンプ場 |
| 18 | 岩洞湖家族旅行村 | 岩手県盛岡市藪川字亀橋 33-4 | キャンプ場 |
| 19 | 岩洞湖家族旅行村キャンプ場 | 岩手県盛岡市藪川字亀橋 | キャンプ場 |
| 20 | 都南つどいの森キャンプ場 | 岩手県盛岡市湯沢 1 地割 88 番地 | キャンプ場 |
| 21 | 外山森林公園キャンプ場 | 岩手県盛岡市藪川大の平 31-1 | キャンプ場 |
| 22 | 姫神山一本杉園地キャンプ場 | 岩手県盛岡市玉山馬場赤坂 33-162 | キャンプ場 |
| 23 | ユートランド姫神 | 岩手県盛岡市下田字生出 893-11 | キャンプ場 |
| 24 | 馬返しキャンプ場 | 岩手県滝沢市上岩手山 | キャンプ場 |
| 25 | 相の沢キャンプ場 | 岩手県滝沢市鶴飼安達 114-7 | キャンプ場 |
| 26 | ペットの里キャンプ場 | 岩手県滝沢市鶴飼姥屋敷 100-25 | キャンプ場 |
| 27 | 国立岩手山青少年交流の家 | 岩手県滝沢市後 292 | キャンプ場 |
| 28 | 岩手山焼走り国際交流村 | 岩手県八幡平市平笠第 24 地割 | キャンプ場 |
| 29 | 妻の神広場キャンプ場 | 岩手県八幡平市松尾寄木第 13 地割 | キャンプ場 |
| 30 | 松川キャンプ場 | 岩手県八幡平市松尾寄木松川温泉 | キャンプ場 |
| 31 | 県民の森キャンプ場 | 岩手県八幡平市松尾寄木第 1 地割 515-5 | キャンプ場 |
| 32 | 矢巾町営キャンプ場 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山第 4 地割 36-2 | キャンプ場 |
| 33 | 葛根田溪谷 | 岩手県岩手郡雫石町西根高倉山国有林 | 溪谷 |
| 34 | 松川溪谷 | 岩手県八幡平市松尾寄木 | 溪谷 |
| 35 | 森の大橋 | 岩手県八幡平市松尾寄木 | 溪谷 |
| 36 | 山屋の水芭蕉 | 岩手県紫波郡紫波町山屋字峠 | 自然観察 |
| 37 | 小岩井農場の一本桜 | 岩手県岩手郡雫石町丸谷地 | 自然観察 |
| 38 | 雫石町の菜の花畑 | 岩手県岩手郡雫石町内 | 自然観察 |
| 39 | 七ツ田の弘法桜 | 岩手県岩手郡雫石町長七ツ田 | 自然観察 |
| 40 | 横欠ミズバショウ群生地 | 岩手県岩手郡雫石町上野 | 自然観察 |
| 41 | フラワー&ガーデン森の風 | 岩手県岩手郡雫石町鶯宿 10-64-1 | 自然観察 |
| 42 | 石割桜 | 岩手県盛岡市内丸 9-1(盛岡地方裁判所) | 自然観察 |
| 43 | 米内浄水場 | 岩手県盛岡市上米内字中居 49 | 自然観察 |
| 44 | 東北農業研究センター菜の花公開 | 岩手県盛岡市下厨川字赤平 4 | 自然観察 |
| 45 | 山岸のカキツバタ群落 | 岩手県盛岡市山岸太平 12 | 自然観察 |
| 46 | 大ヶ生のシダレカツラ | 岩手県盛岡市大ヶ生 22-99 | 自然観察 |
| 47 | 盛岡シダレザクラ(国の天然記念物) | 岩手県盛岡市名須川町 7-2 | 自然観察 |
| 48 | 穴口の桜並木 | 岩手県盛岡市上太田穴口 | 自然観察 |
| 49 | 開運橋から旭橋に至る緑道・花の回廊 | 岩手県盛岡市大通 | 自然観察 |
| 50 | 米内浄水場とヤエベニシダレヒガン群 | 岩手県盛岡市上米内中居 49 | 自然観察 |

表 3.1.6-2 自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場(2/4)

| No. | 名称 | 所在地 | 備考 |
|-----|------------------------|--------------------------|--------|
| 51 | 五竜のフジ | 岩手県滝沢市湯舟沢 34 | 自然観察 |
| 52 | 岩手大学滝沢演習林 | 岩手県滝沢市櫛の木沢 80 | 自然観察 |
| 53 | 上坊の一本桜 | 岩手県八幡平市松尾寄木 | 自然観察 |
| 54 | 為内の一本桜 | 岩手県八幡平市野駄 9 地割為内山 | 自然観察 |
| 55 | 旧煙山苗畑の桜並木 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山内 | 自然観察 |
| 56 | 清水野の桜並木 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山 | 自然観察 |
| 57 | 和味フラワーパーク | 岩手県紫波郡矢巾町和味第 14 地割 | 自然観察 |
| 58 | たきざわ自然情報センター | 岩手県滝沢市鶴飼安達 114-7 | 自然観察施設 |
| 59 | 岩手山焼走り国際交流村銀河ステーション天文台 | 岩手県八幡平市平笠 24-728 | 自然観察施設 |
| 60 | 松川自然休養林周辺 | 岩手県八幡平市 | 自然休養林 |
| 61 | 奥の嵐山のみち | 岩手県岩手郡岩手町 | 新奥の細道 |
| 62 | 旧奥州街道のみち | 岩手県岩手郡岩手町～岩手県二戸郡一戸町 | 新奥の細道 |
| 63 | 御所湖畔のみち | 岩手県岩手郡雫石町 | 新奥の細道 |
| 64 | りんごと山桜のみち | 岩手県盛岡市 | 新奥の細道 |
| 65 | 岩手山眺望のみち | 岩手県盛岡市 | 新奥の細道 |
| 66 | 啄木を訪ねるのみち | 岩手県盛岡市 | 新奥の細道 |
| 67 | 野鳥観察のみち | 岩手県滝沢市 | 新奥の細道 |
| 68 | 溶岩流へのみち | 岩手県八幡平市 | 新奥の細道 |
| 69 | 県民の森を訪ねるのみち | 岩手県八幡平市 | 新奥の細道 |
| 70 | 南昌山ふもとめぐりのみち | 岩手県紫波郡矢巾町 | 新奥の細道 |
| 71 | 岩山展望台 | 岩手県盛岡市新庄字岩山 52 | 眺望地点 |
| 72 | 川崎展望地 | 岩手県盛岡市下田滝の下 | 眺望地点 |
| 73 | 城内山展望台 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山第 6 地割 | 眺望地点 |
| 74 | 山王地区 | 岩手県盛岡市 | 風致地区 |
| 75 | 大ヶ生妻ノ神のスギ | 岩手県盛岡市大ヶ生 3 地割 | 保存樹木 |
| 76 | 奥の嵐山 | 岩手県岩手郡岩手町川口内 | 遊歩道 |
| 77 | 大慈清水 | 岩手県盛岡市鉦屋町 | 湧水 |
| 78 | 金沢清水 | 岩手県八幡平市松尾寄木内 | 湧水 |
| 79 | 北上川源泉・いわてまち川の駅 | 岩手県岩手郡岩手町御堂第 2 地割 14-4 | 公園 |
| 80 | 岩手町彫刻公園 | 岩手県岩手郡岩手町五日市第 10 地割 51-8 | 公園 |
| 81 | 温泉保養公園 (クアパークラ・フランス) | 岩手県紫波郡紫波町小屋敷新在家ほか | 公園 |
| 82 | 紫波城山公園 | 岩手県紫波郡紫波町二日町 21-2 | 公園 |
| 83 | 岩手県立御所湖広域公園 | 岩手県岩手郡雫石町/盛岡市 | 公園 |
| 84 | 世界アルペン記念公園 | 岩手県岩手郡雫石町千刈田 | 公園 |
| 85 | 水辺公園うぐいす湯の里公園 | 岩手県岩手郡雫石町鶯宿 | 公園 |
| 86 | 竜川河川公園 | 岩手県岩手郡雫石町上野片子 | 公園 |
| 87 | 雫石川園地 | 岩手県岩手郡雫石町根堀 49-4 | 公園 |
| 88 | 塩ヶ森水辺園地 | 岩手県岩手郡雫石町繫第 5 地割 | 公園 |
| 89 | 御所湖野菊公園 | 岩手県岩手郡雫石町野中 | 公園 |
| 90 | 御所大橋北園地 | 岩手県岩手郡雫石町西安庭 | 公園 |
| 91 | 町場地区園地 | 岩手県岩手郡雫石町西安庭 | 公園 |
| 92 | サクラパーク姫神 | 岩手県盛岡市日戸 | 公園 |
| 93 | 河川公園 | 岩手県盛岡市 | 公園 |
| 94 | 岩手大学農学部附属植物園 | 岩手県盛岡市上田三丁目 18-8 | 公園 |
| 95 | 都南中央公園 | 岩手県盛岡市永井 24 地割 3-2 | 公園 |
| 96 | 夜更森緑地 | 岩手県盛岡市玉山区好摩字野中 71-39 | 公園 |
| 97 | 寺堤公園 | 岩手県盛岡市 | 公園 |
| 98 | 湯沢中央公園 | 岩手県盛岡市湯沢東 1-1 | 公園 |
| 99 | 津志田近隣公園 | 岩手県盛岡市津志田中央 1 丁目 11 | 公園 |
| 100 | 四十四田公園 | 岩手県盛岡市上田松屋敷 | 公園 |
| 101 | 盛岡城跡公園 | 岩手県盛岡市内丸 1-1-37 | 公園 |
| 102 | 愛宕山記念公園 | 岩手県盛岡市愛宕下 1-51 | 公園 |
| 103 | 渋民緑地公園 | 岩手県盛岡市渋民愛宕 67-3 | 公園 |

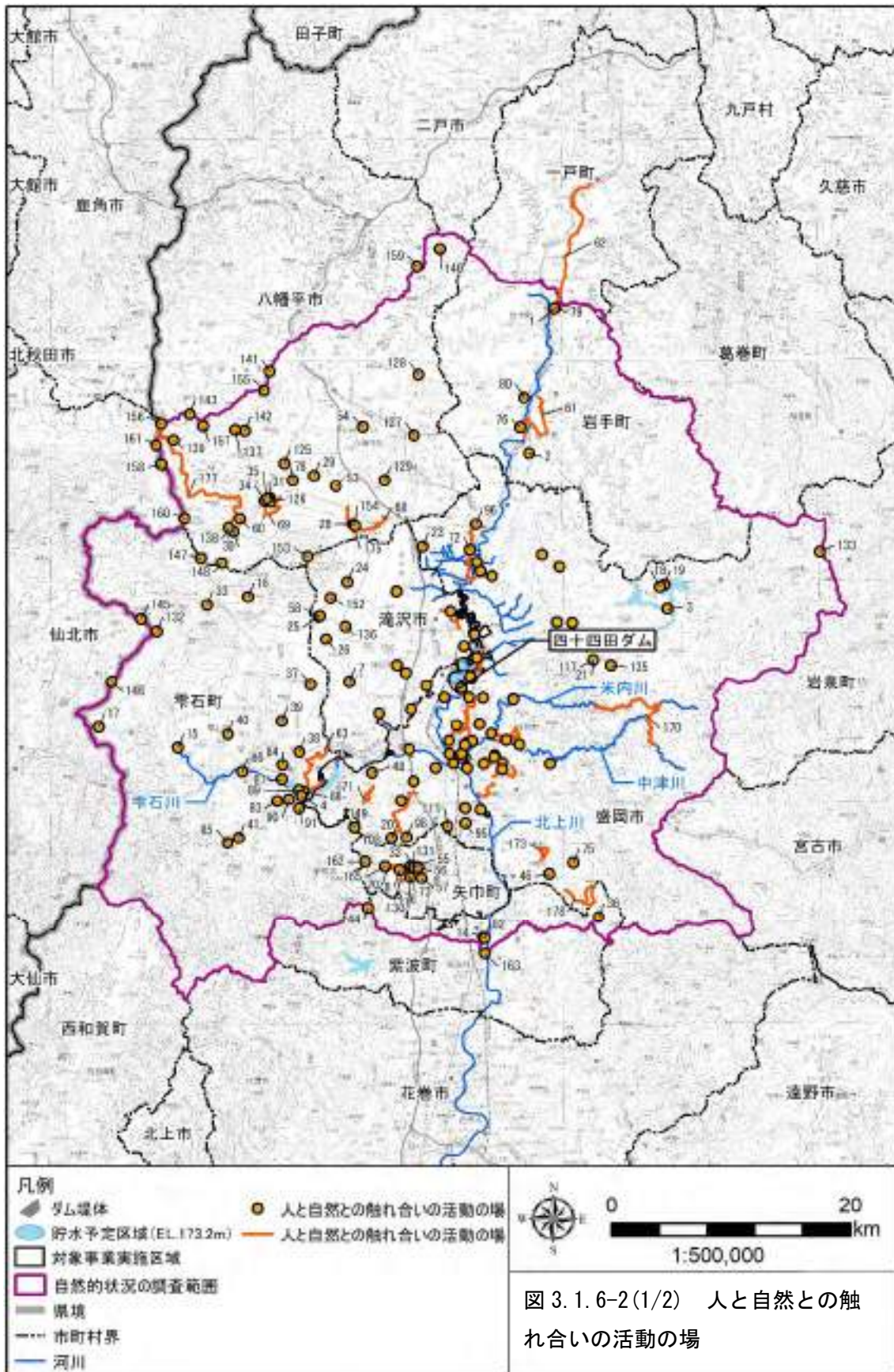
表 3.1.6-2 自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場(3/4)

| No. | 名称 | 所在地 | 備考 |
|-----|--------------------|--------------------------|-------|
| 104 | 岩山公園 | 岩手県盛岡市新庄岩山 50-6 | 公園 |
| 105 | 渋民公園 | 岩手県盛岡市渋民字鶴塚 5 番地 5 | 公園 |
| 106 | 志波城古代公園 | 岩手県盛岡市上鹿妻五兵衛新田 47-11 | 公園 |
| 107 | 高松公園 | 岩手県盛岡市高松 1 丁目 26 | 公園 |
| 108 | 都南つどいの森 | 岩手県盛岡市湯沢第 1 地割 1 番 13 ほか | 公園 |
| 109 | 中央公園 | 岩手県盛岡市本宮字蛇屋敷 | 公園 |
| 110 | 盛岡市動物公園 ZOOMO | 岩手県盛岡市新庄字下八木田 60-18 | 公園 |
| 111 | 盛岡南公園 | 岩手県盛岡市永井 7 地割 16 番地 2 | 公園 |
| 112 | 小鹿公園 | 岩手県盛岡市三ツ割字深沢 | 公園 |
| 113 | 綱取公園 | 岩手県盛岡市浅岸字綱取 | 公園 |
| 114 | 北上川河川緑地 | 岩手県盛岡市向中野字新田 | 公園 |
| 115 | 白滝親水公園 | 岩手県盛岡市川目第 15 地割 36-2 | 公園 |
| 116 | 柳平水辺公園 | 岩手県盛岡市川又字柳平 | 公園 |
| 117 | 外山森林公園 | 岩手県盛岡市藪川字大の平 31 番地 1 | 公園 |
| 118 | 平成市民の森 | 岩手県盛岡市川目第 3 地割 96-14 | 公園 |
| 119 | 松園子ども自然観察園 | 岩手県盛岡市東松園 4 丁目 4-7 | 公園 |
| 120 | 松園水辺公園 | 岩手県盛岡市上田小鳥沢 11 | 公園 |
| 121 | 滝沢森林公園 | 岩手県滝沢市砂込 1533-1 | 公園 |
| 122 | 滝沢総合公園 | 岩手県滝沢市鶴飼御庭田 | 公園 |
| 123 | 諸葛川河川公園 | 岩手県滝沢市穴口 | 公園 |
| 124 | 滝の沢砂防公園 | 岩手県滝沢市湯舟沢 333-192 | 公園 |
| 125 | 桜公園 | 岩手県八幡平市柏台 1 丁目 7-22 | 公園 |
| 126 | 岩手県民の森 | 岩手県八幡平市松尾寄木 1-515-5 | 公園 |
| 127 | 山崎堀切地区河川公園 | 岩手県八幡平市堀切第 7 地割 | 公園 |
| 128 | 涼川河川公園 | 岩手県八幡平市西根寺田第 20 地割 102 | 公園 |
| 129 | 松川河川敷公園 | 岩手県八幡平市平笠第 13 地割 | 公園 |
| 130 | 煙山ひまわりパーク | 岩手県紫波郡矢巾町煙山第 3 地割 | 公園 |
| 131 | 矢巾町立自然公園 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山第 4 地割 36-2 | 公園 |
| 132 | 千沼ヶ原 | 岩手県岩手郡雫石町西根 | 高原・湿原 |
| 133 | 早坂高原 | 岩手県盛岡市藪川 | 高原・湿原 |
| 134 | 天峰山高原 | 岩手県盛岡市日戸字姥懐 | 高原・湿原 |
| 135 | 外山高原 | 岩手県盛岡市藪川字外山 | 高原・湿原 |
| 136 | 春子谷地湿原 | 岩手県滝沢市鶴飼臨安 | 高原・湿原 |
| 137 | 八幡平アスピーテライン | 岩手県八幡平市 | 高原・湿原 |
| 138 | 八幡平樹海ライン | 岩手県八幡平市 | 高原・湿原 |
| 139 | 蓬莱境 | 岩手県八幡平市 | 高原・湿原 |
| 140 | 田代平高原 | 岩手県八幡平市古屋敷 | 高原・湿原 |
| 141 | 安比高原 | 岩手県八幡平市細野 | 高原・湿原 |
| 142 | 御在所園地・湿原 | 岩手県八幡平市松尾寄木 | 高原・湿原 |
| 143 | 黒谷地湿原 | 岩手県八幡平市細野 | 高原・湿原 |
| 144 | 東根山 | 岩手県紫波郡紫波町土館 | 山岳 |
| 145 | 烏帽子岳 | 岩手県岩手郡雫石町西根 | 山岳 |
| 146 | 駒ヶ岳 | 秋田県仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳 | 山岳 |
| 147 | 三ツ石山 | 岩手県岩手郡雫石町長山 | 山岳 |
| 148 | 大松倉山 | 岩手県岩手郡雫石町長山 | 山岳 |
| 149 | 箱ヶ森 | 岩手県盛岡市 | 山岳 |
| 150 | 飯岡山一帯 | 岩手県盛岡市上飯岡 | 山岳 |
| 151 | 姫神山 | 岩手県盛岡市玉山大平姫神山 | 山岳 |
| 152 | 鞍掛山 | 岩手県滝沢市岩手山 | 山岳 |
| 153 | 岩手山 | 岩手県八幡平市松尾寄木岩手山 | 山岳 |
| 154 | 焼走り熔岩流(国指定特別天然記念物) | 岩手県八幡平市平笠地内(国有林内) | 山岳 |
| 155 | 前森山 | 岩手県八幡平市松尾 | 山岳 |
| 156 | 八幡平 | 岩手県八幡平市細野八幡平 | 山岳 |

表 3.1.6-2 自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場(4/4)

| No. | 名称 | 所在地 | 備考 |
|-----|--------------|-----------------------------------|------------|
| 157 | 茶臼岳 | 岩手県八幡平市松尾寄木茶臼岳 | 山岳 |
| 158 | 諸椈岳 | 岩手県八幡平市松尾寄木諸椈岳 | 山岳 |
| 159 | 七時雨山 | 岩手県八幡平市西根寺田七時雨山 | 山岳 |
| 160 | 大深岳 | 岩手県八幡平市松尾寄木大深岳 | 山岳 |
| 161 | 畚岳 | 秋田県仙北市田沢湖玉川畚岳 | 山岳 |
| 162 | 南昌山 | 岩手県紫波郡矢巾町煙山第1地割 | 山岳 |
| 163 | 紫波水辺プラザ | 岩手県紫波郡紫波町桜町下川原100 | 水辺プラザ |
| 164 | 盛岡水辺プラザ | 岩手県盛岡市大沢川原3丁目 | 水辺プラザ |
| 165 | 幣懸の滝 | 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第1地割 | 瀑布 |
| 166 | 白滝コース | 川目「仁反田」～白滝親水公園～しらたき工房～新庄墓園～八木田一里塚 | 自然歩道・自然研究路 |
| 167 | 蝶ヶ森たたら山コース | 門のシガレツツの大木～蝶ヶ森・たたら山 | 自然歩道・自然研究路 |
| 168 | 北山散策路 | 愛宕山～北山～高松の池 | 自然歩道・自然研究路 |
| 169 | 高松・四十四田コース | 高松の池～高松小学校～鉢の皮団地～小鹿公園～四十四田公園 | 自然歩道・自然研究路 |
| 170 | 大志田・中津川コース | JR山田線旧大志田駅～上大志田橋～旧浅岸駅 | 自然歩道・自然研究路 |
| 171 | 太田薬師コース | 起点～太田薬師山頂～終点 | 自然歩道・自然研究路 |
| 172 | 岩山散策路 | 岩山登山路、岩山愛鳥の森探鳥路 | 自然歩道・自然研究路 |
| 173 | 大ヶ生・朝島山コース | 朝島観光りんご園～朝島山山頂～立岩神社～朝島観光りんご園 | 自然歩道・自然研究路 |
| 174 | 二ツ森コース | 薬師神社～二ツ森山～綱取スポーツセンター～下米内一本松 | 自然歩道・自然研究路 |
| 175 | 焼走り熔岩流観察路 | 散策路入口(熔岩流散策路)～展望台～散策路入り口(県道233号) | 自然歩道・自然研究路 |
| 176 | 矢巾町サイクリングロード | 岩手県紫波郡矢巾町煙山 | 自然歩道・自然研究路 |
| 177 | 八幡平樹海ライン | 岩手県八幡平市 | 自然歩道・自然研究路 |
| 178 | 黒森山登山道 | 岩手県盛岡市 | 自然歩道・自然研究路 |

- 資料)1. 全国観るなび(公益社団法人日本観光振興協会 <http://www.nihon-kankou.or.jp/>)
 2. いわたの旅(公益財団法人岩手県観光協会 <https://iwatetabi.jp/>)
 3. 盛岡観光情報(公益財団法人盛岡観光コンベンション協会 <https://www.odette.or.jp/>)
 4. 盛岡市もりおかの緑(盛岡市 <https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/midori/index.html>)
 5. 八幡平市観光協会(一般社団法人八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/>)
 6. 滝沢わくわくNavi(滝沢市観光協会 <https://takizawa-kankou.jp/>)
 7. しずくいろ(一般社団法人しずくいし観光協会 <http://shizukuishi-kanko.gr.jp/>)
 8. 観光・イベント(岩手町 <http://town.iwate.iwate.jp/town/kanko/>)
 9. 紫波町観光交流協会(一般社団法人紫波町観光交流協会 <https://www.shiwa-kanko.jp/>)
 10. 観光・産業(矢巾町 <https://www.town.yahaba.iwate.jp/bunya/kankou/>)
 11. 水辺のプラザマップ(国土交通省
<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/plaza/kasenkanyouseibi/sub-win/etc/plaza/plaza.htm>)
 12. 東北自然歩道 新・奥の細道(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/shizen/shizen/1005443.html>)
 13. 国土交通省東北地方整備局 北上川ダム総合管理事務所(国土交通省東北整備局
<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>)
 14. 岩手県自然環境保全指針(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikanyou/shizen/shizen/shishin/1040877.html>)
 をもとに作成



注)1. 図中の番号は、表 3.1.6-2 内のNo.と一致する。
資料)表 3.1.6-2 に示す。

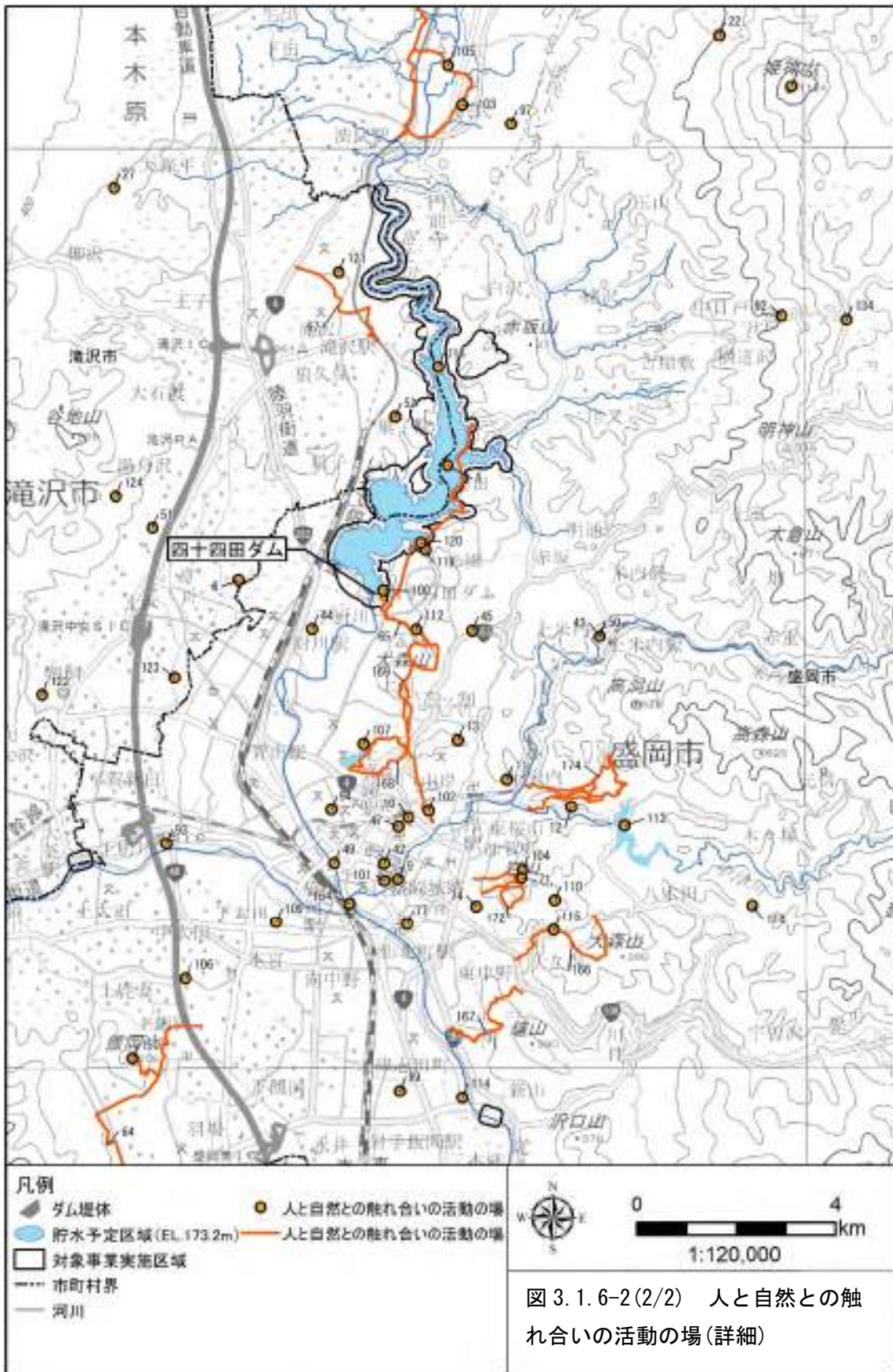


図 3.1.6-2(2/2) 人と自然との触れ合いの活動の場(詳細)

注)1. 図中の番号は、表 3.1.6-2 内のNo.と一致する。
資料)表 3.1.6-2 に示す。

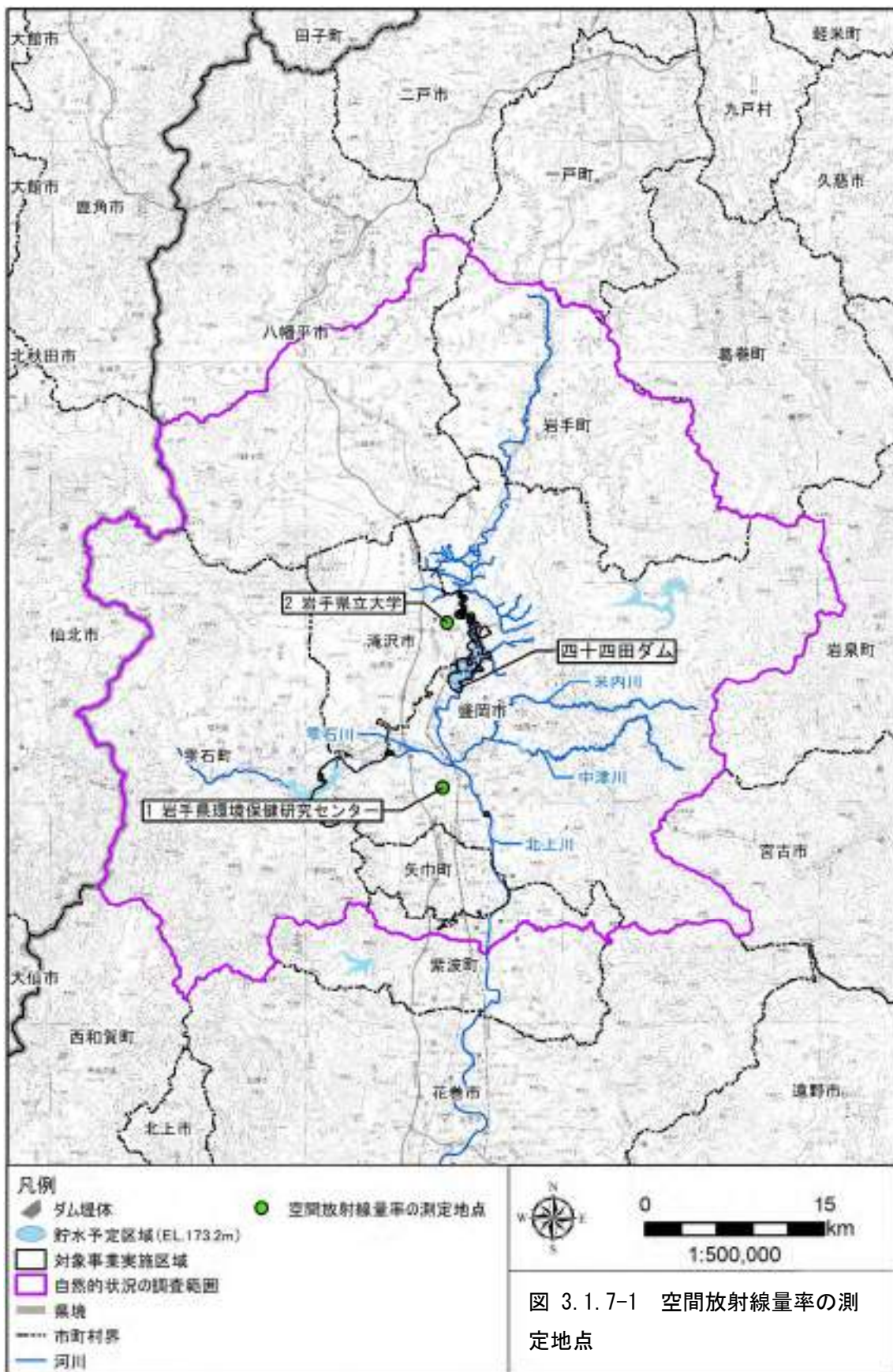
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

空間放射線量率の状況は、対象事業実施区域から南方向約 6km に位置する岩手県環境保健研究センター及び西方向約 1km に位置する岩手県立大学（図 3.1.7-1 参照）において、平成 24 年 3 月より大気中の放射線量-空間放射線量率（マイクロシーベルト/時）が常時測定されており、令和 3 年における年平均の空間放射線量率は、表 3.1.7-1 に示すとおり、岩手県環境保健研究センターでは 0.022（マイクロシーベルト/時）、岩手県立大学では 0.036（マイクロシーベルト/時）である。

表 3.1.7-1 自然的状況の調査範囲における空間放射線量率

| No. | 局名 | 所在地 | 空間放射線量率（マイクロシーベルト/時） （令和 3 年の平均値） |
|-----|---------------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 | 岩手県環境保健研究センター | 盛岡市北飯岡一丁目 11-16 | 0.022 |
| 2 | 岩手県立大学 | 滝沢市菓子 152-52 | 0.036 |

- 資料) 1. 放射線モニタリング情報共有・公表システム(原子力規制委員会 <https://www.irms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>)
2. 環境放射能水準調査(岩手県 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/kankyoku/hozen/houshanou/1005944.html>)
をもとに作成



資料)1. 放射線モニタリング情報共有・公表システム(原子力規制委員会 <https://www.irms.nsr.go.jp/nra-ramis-web/>)をもとに作成

3.2 地域の社会的状況

地域の社会的状況について以下の項目を整理した。

- ・人口及び産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- ・その他の事項

調査の対象とした範囲(以下「社会的状況の調査範囲」という。)は、図 3.2-1 に示す、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町及び矢巾町とした。また、その他の事項のうち、産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布状況については、図 3.2-1 とは異なる範囲とし、図 3.2.8-1 に示す範囲を設定した。

本節における資料の出典は、令和 4 年 7 月までに入手可能な文献その他の資料とした。

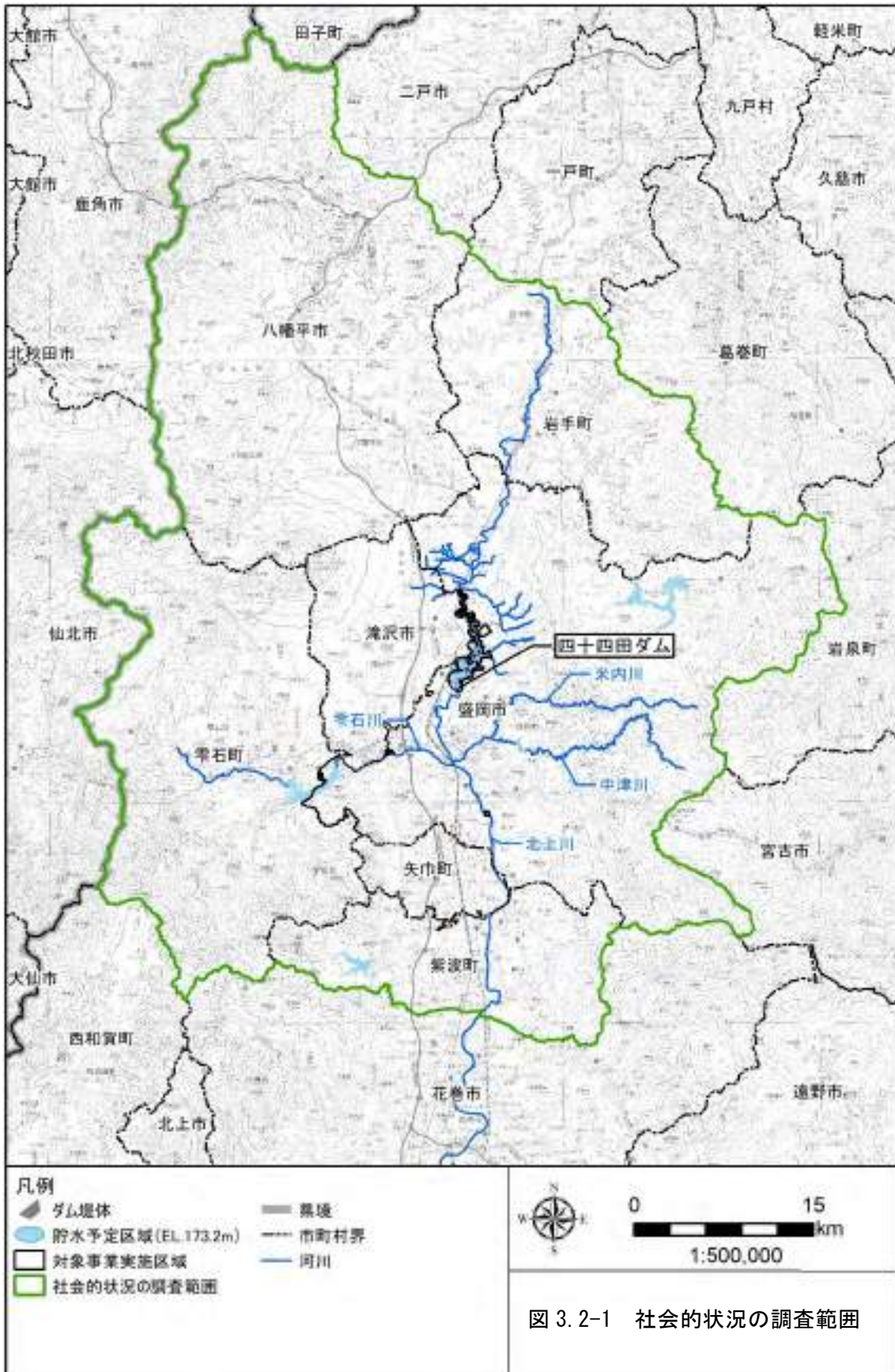


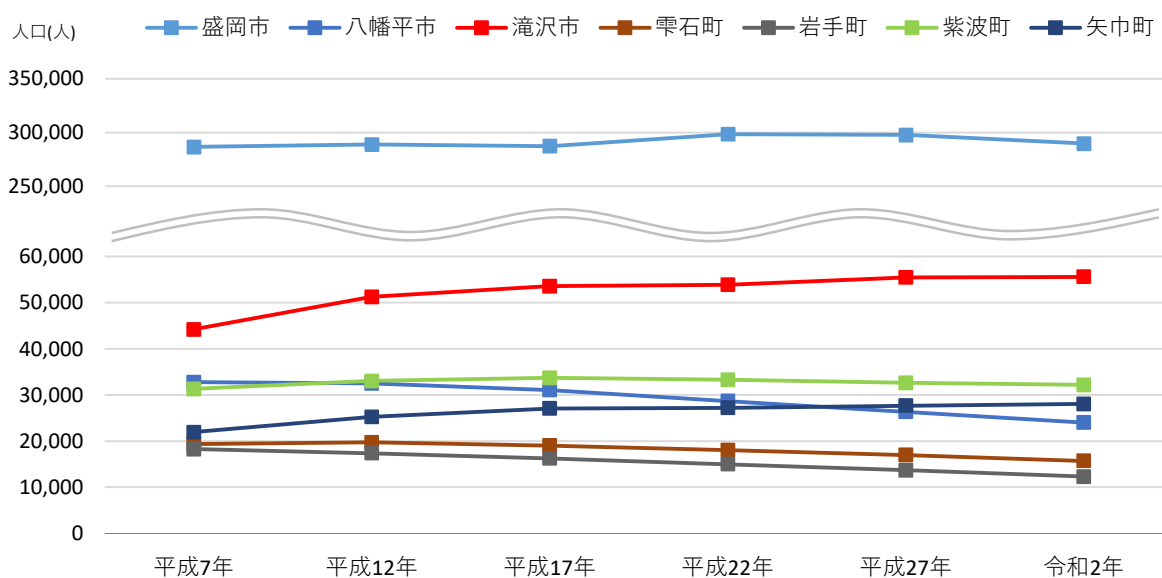
図 3.2-1 社会的状況の調査範囲

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口

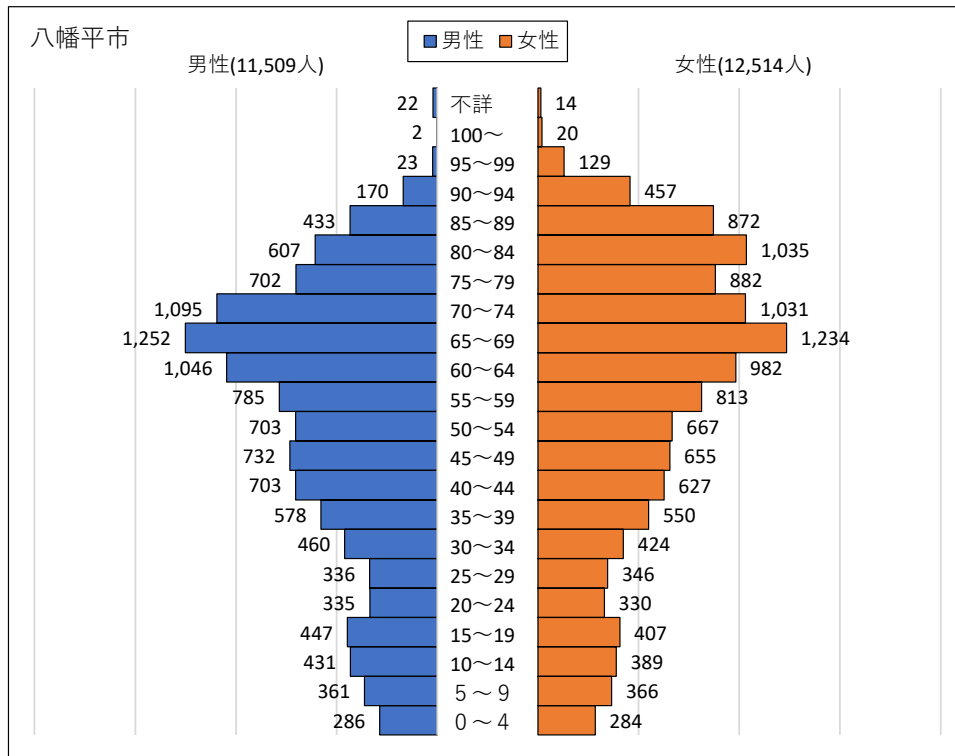
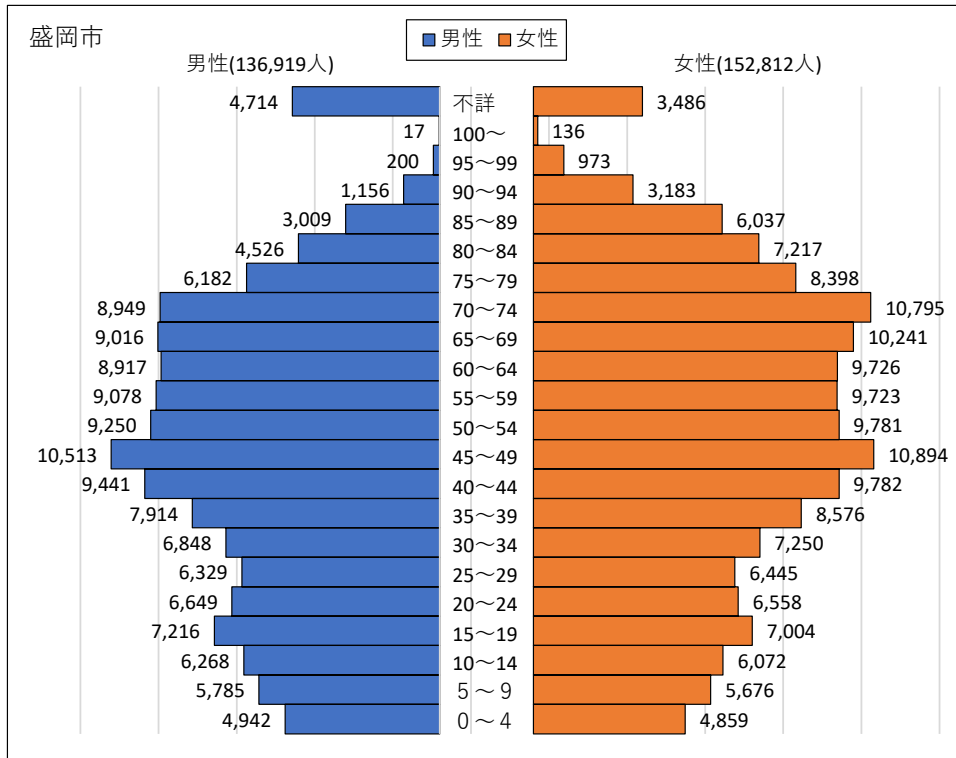
社会的状況の調査範囲における平成7年～令和2年の人口の推移は、図3.2.1-1に示すとおりであり、概ね横ばいまたは減少傾向にある。

年齢階層別の人口は、図3.2.1-2に示すとおりであり、盛岡市では男性女性ともに45～49歳、八幡平市では男性女性ともに65～69歳、滝沢市では男性が45～49歳、女性が70～74歳、雫石町では男性女性ともに65～69歳、岩手町では男性女性ともに65～69歳、紫波町では男性女性ともに70～74歳、矢巾町では男性女性ともに45～49歳が最も多くなっている。



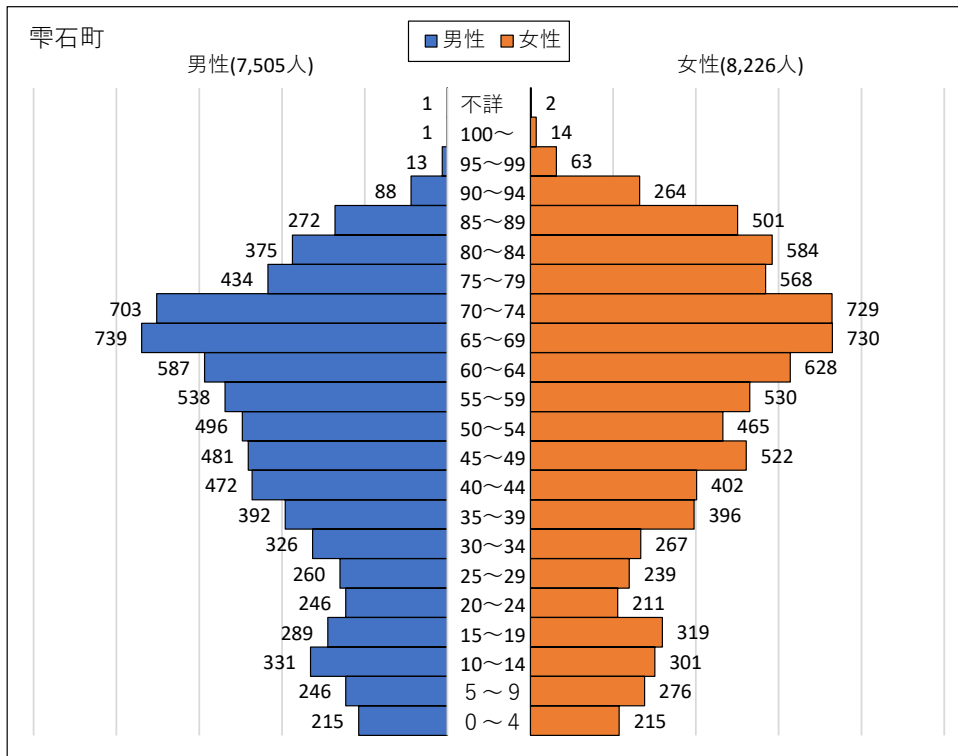
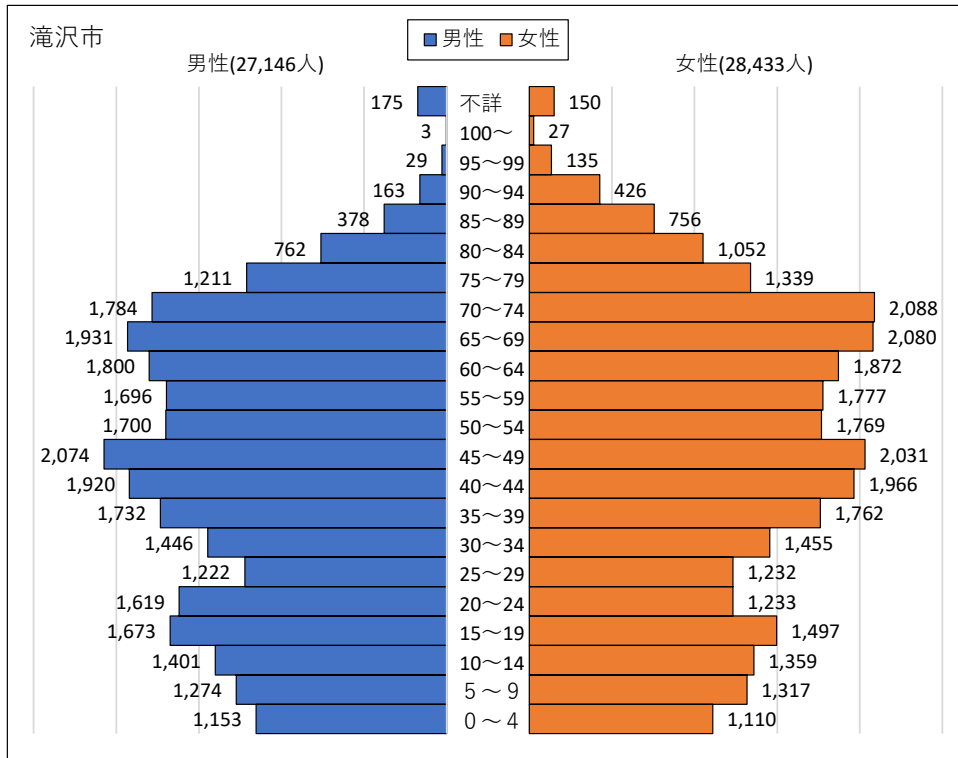
資料)1. いわたの統計情報 国勢調査(岩手県 <http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3.2.1-1 人口の推移



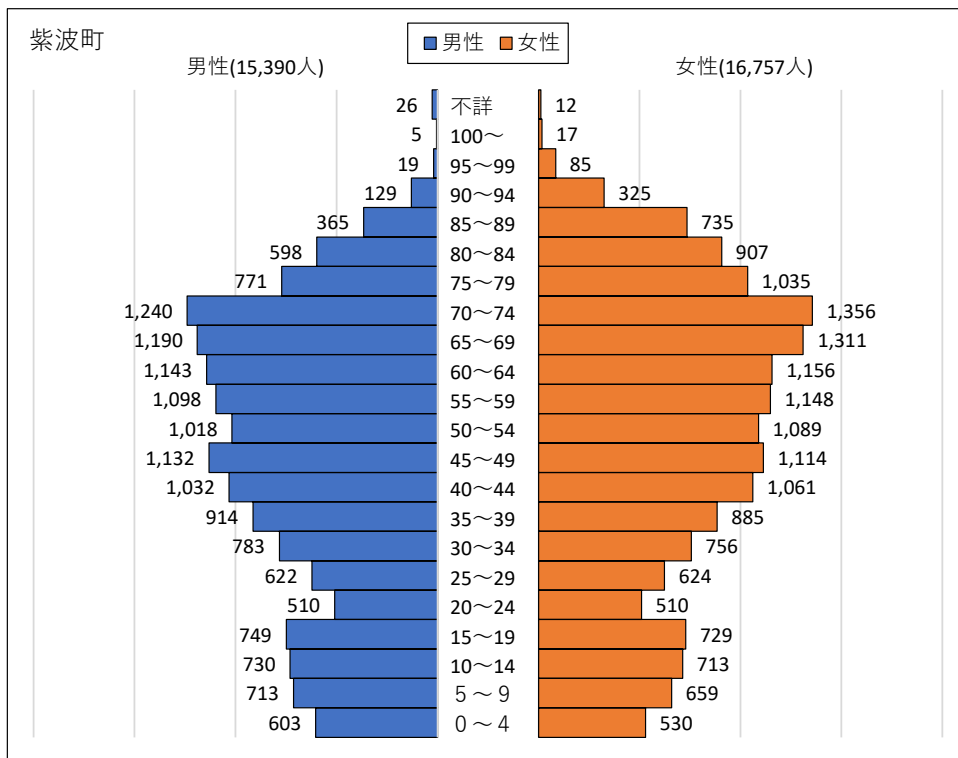
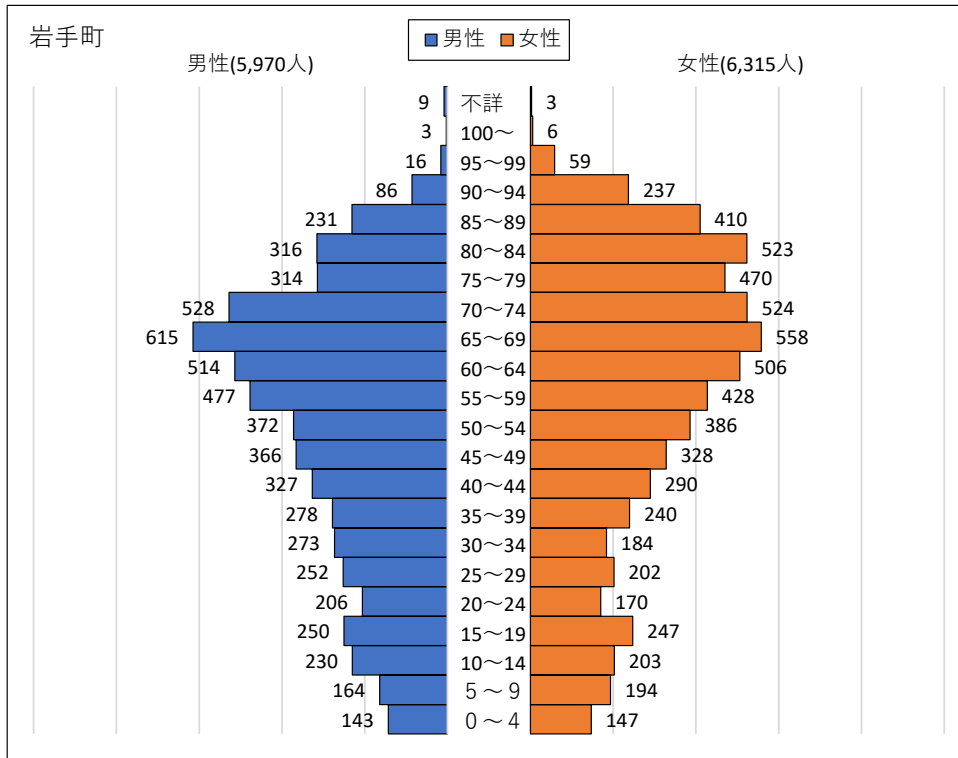
資料)1. いわたの統計情報 国勢調査(岩手県 <http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 1-2 年齢階層別人口(令和2年)(1/4)



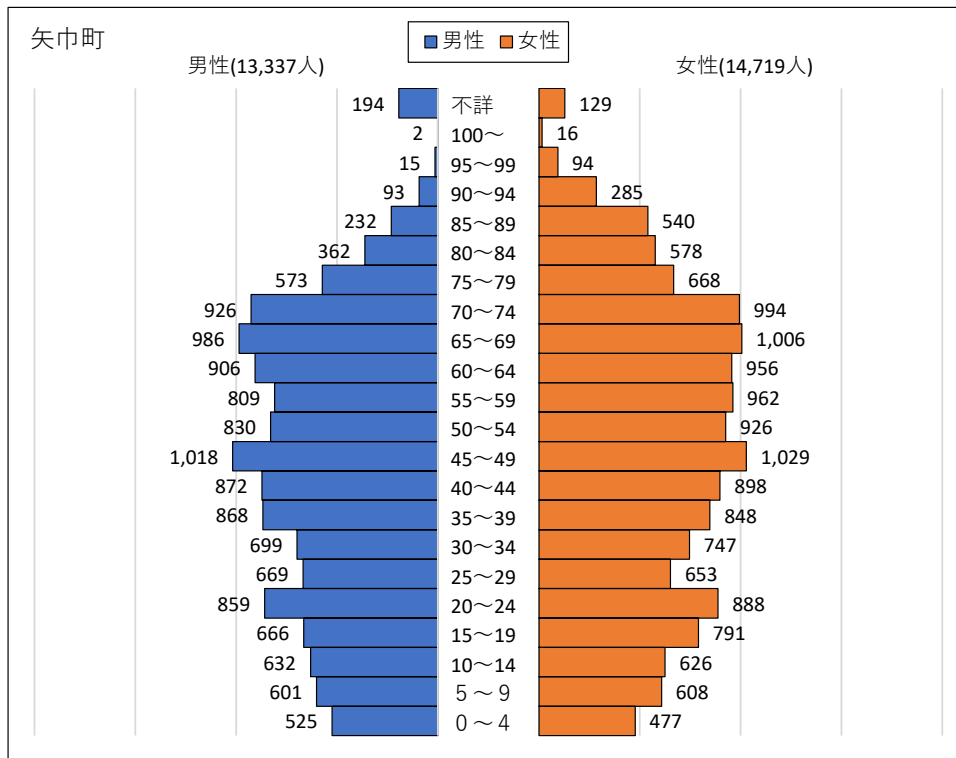
資料)1. いわたの統計情報 国勢調査(岩手県
<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 1-2 年齢階層別人口(令和2年)(2/4)



資料)1. いわたの統計情報 国勢調査(岩手県 <http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 1-2 年齢階層別人口(令和2年)(3/4)



資料)1. いわたの統計情報 国勢調査(岩手県
<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 1-2 年齢階層別人口(令和2年)(4/4)

3.2.1.2 産業

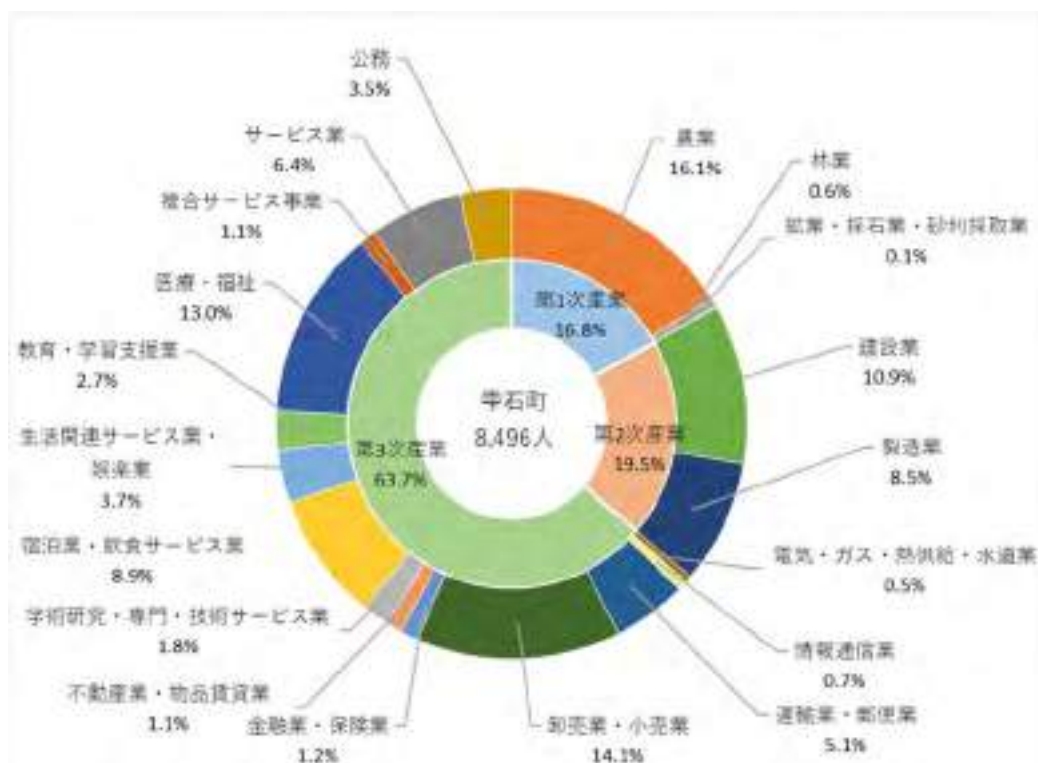
社会的状況の調査範囲における令和2年の就業者数(15歳以上)の割合を図3.2.1-3に示す。内訳として全市町ともに第3次産業の割合が最も高く、全体の約半数からそれ以上を占めている。分類別にみると、盛岡市、滝沢市、紫波町及び矢巾町では卸売・小売業の割合が最も高く、八幡平市、雫石町及び岩手町では農業の割合が最も高くなっている。

また、産業別就業者数の割合の推移を図3.2.1-4に示す。盛岡市の各産業の従事者数は横ばいで推移、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町及び矢巾町は、第3次産業の割合が増加する一方、第1次及び第2次産業の割合は減少傾向にある。



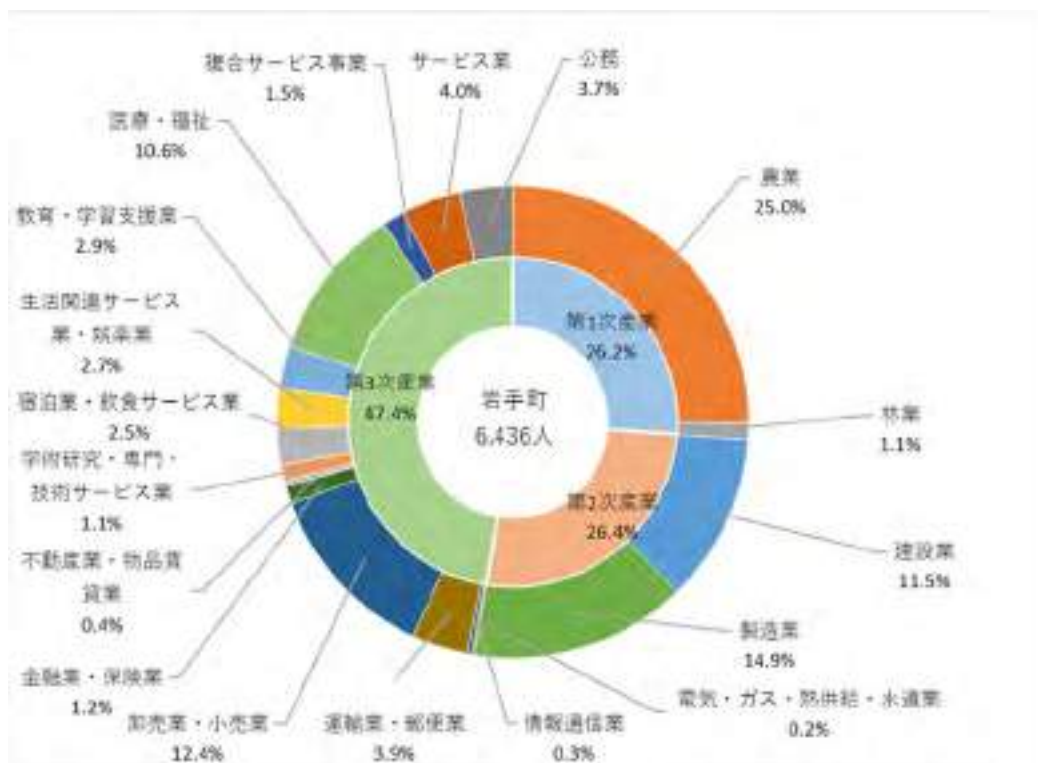
資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3.2.1-3 産業別就業者の割合(令和2年)(1/4)



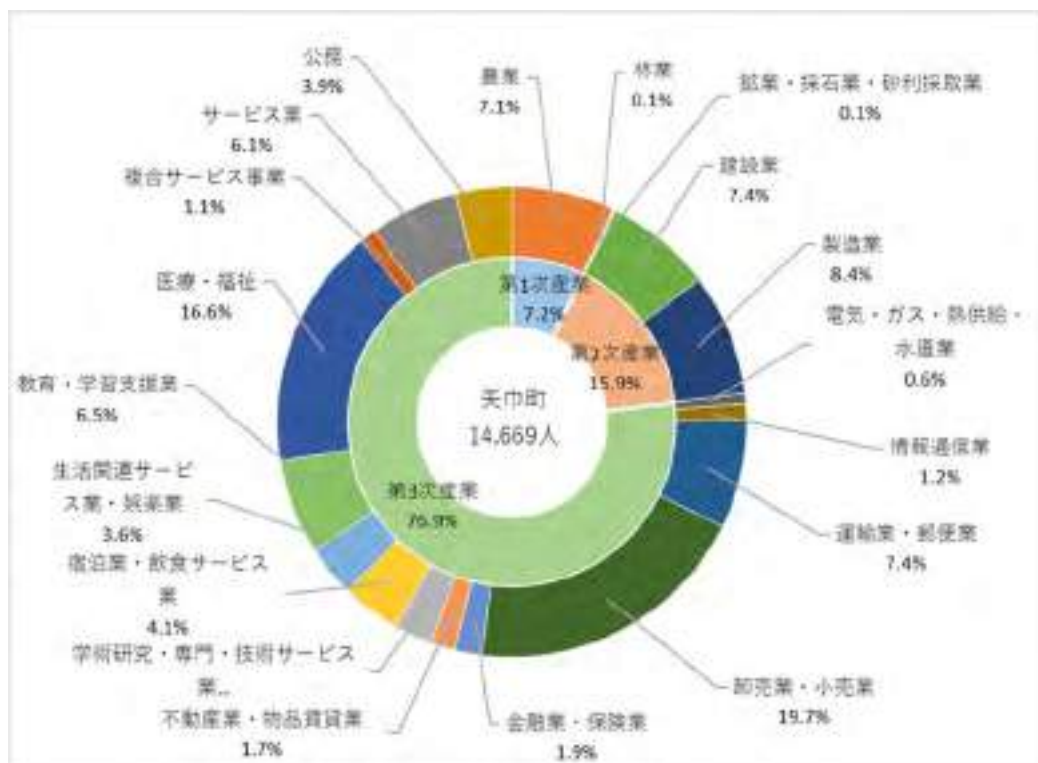
資料)1. 令和2年調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3.2.1-3 産業別就業者の割合(令和2年)(2/4)



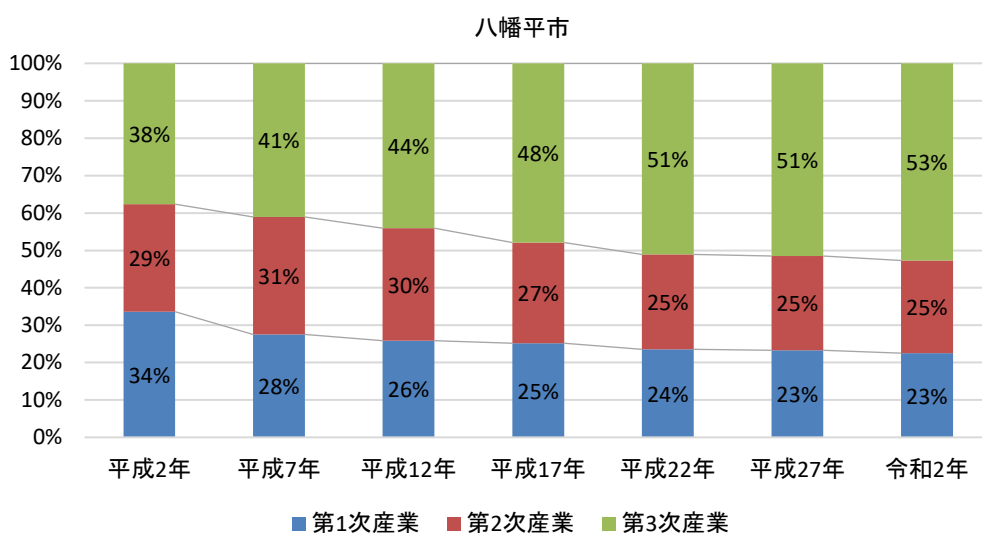
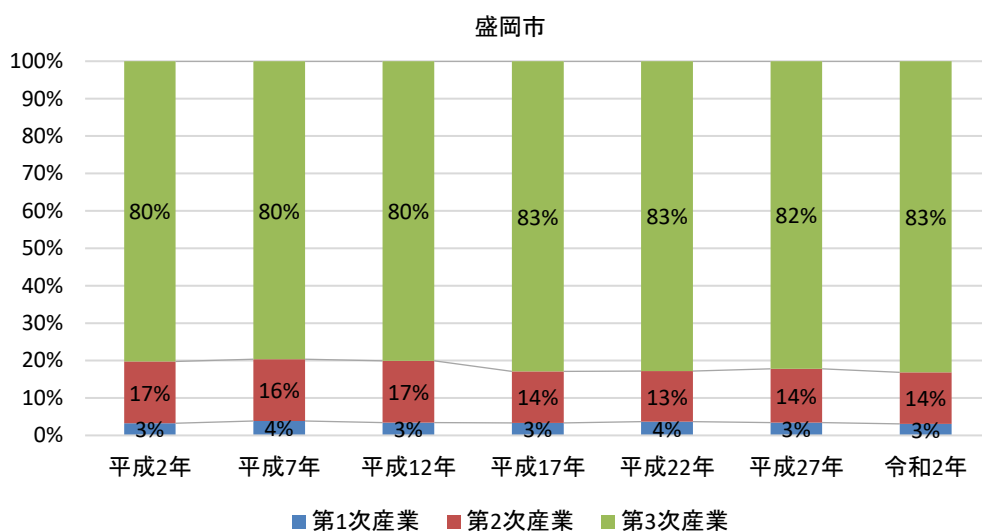
資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3.2.1-3 産業別就業者の割合(令和2年)(3/4)



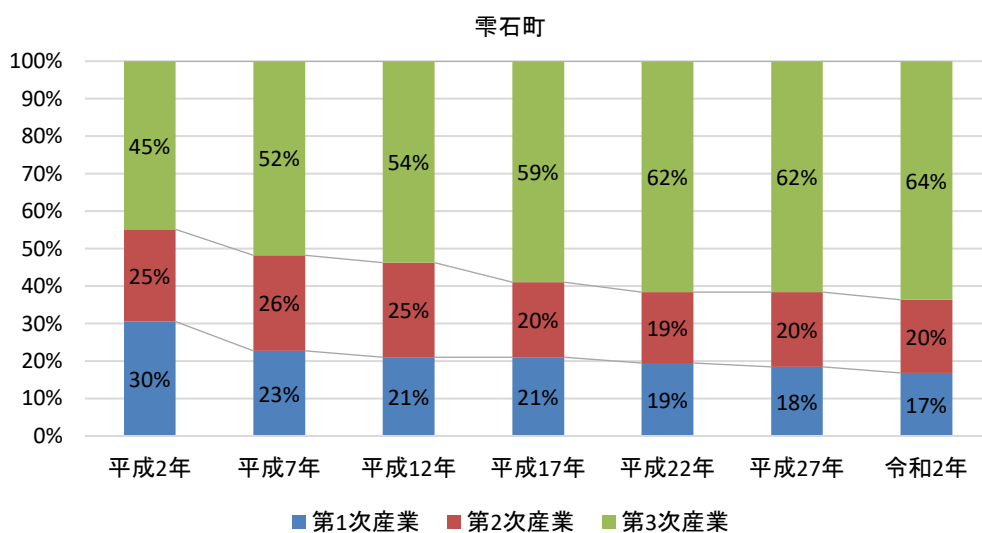
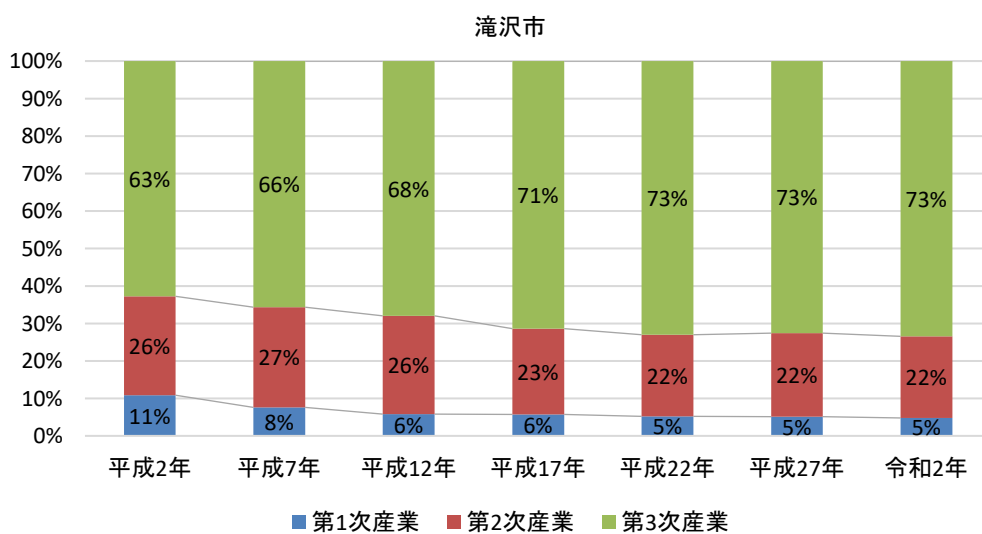
資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3.2.1-3 産業別就業者の割合(令和2年)(4/4)



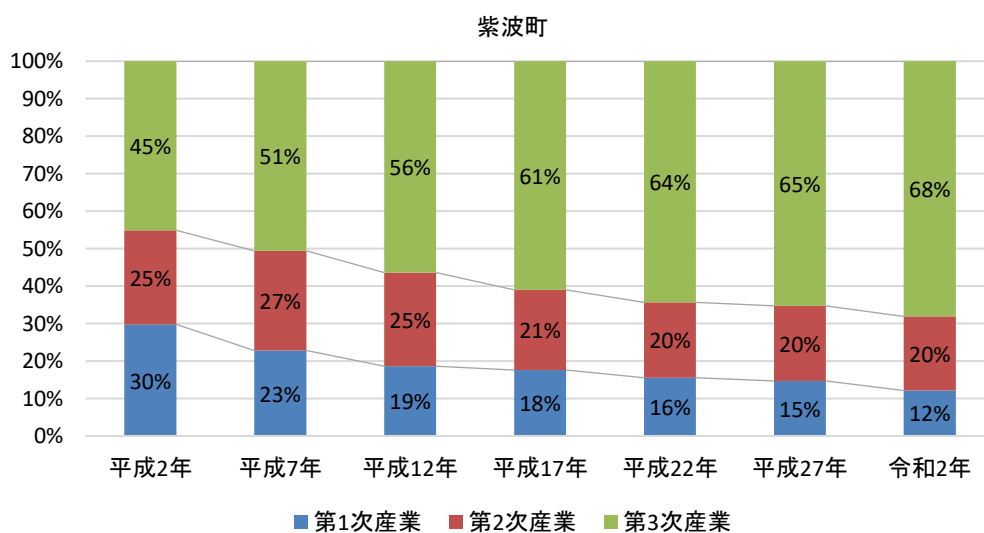
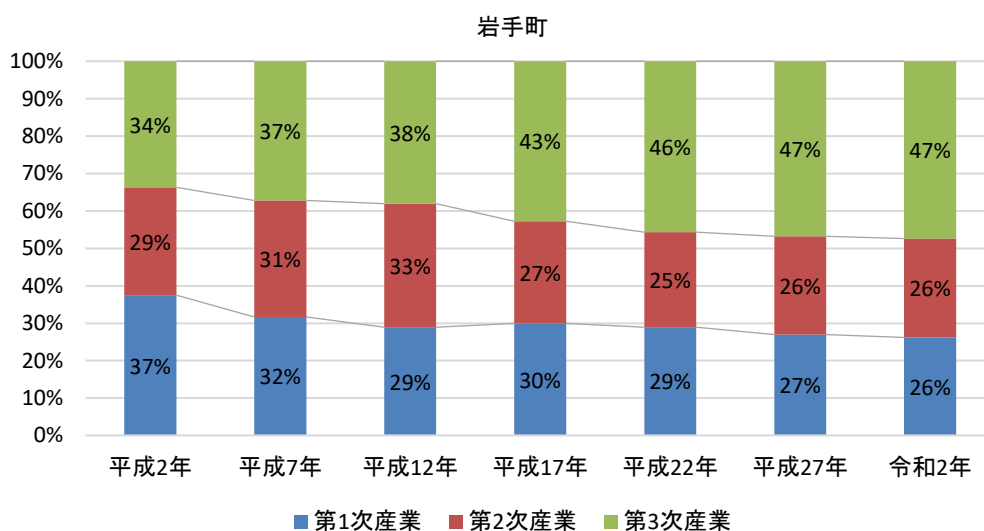
資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>)をもとに作成

図 3.2.1-4 産業別就業者数の割合の推移(1/4)



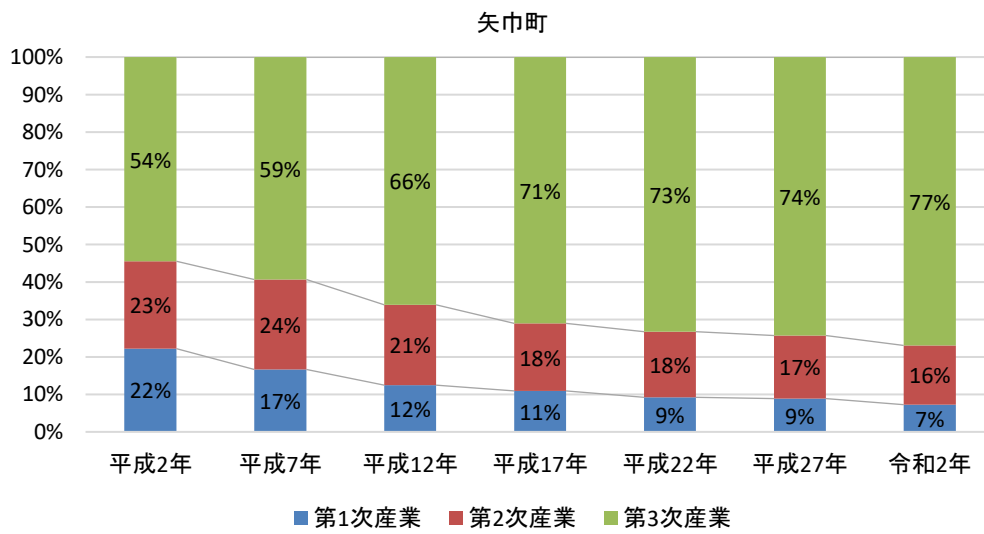
資料) 1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3. 2. 1-4 産業別就業者数の割合の推移 (2/4)



資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>) をもとに作成

図 3.2.1-4 産業別就業者数の割合の推移 (3/4)



資料)1. 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 (総務省統計局
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>)をもとに作成

図 3.2.1-4 産業別就業者数の割合の推移(4/4)

3.2.2 土地利用の状況

3.2.2.1 土地利用状況

社会的状況の調査範囲における地目別土地面積を表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示す。

平成 31 年における盛岡市の総面積は 88,647ha、八幡平市の総面積は 86,230ha、滝沢市の総面積は 18,246ha、雫石町の総面積は 60,882ha、岩手町の総面積は 36,046ha、紫波町の総面積は 23,898ha、矢巾町の総面積は 6,732ha となっている。地目別にみると、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町及び紫波町は山林の占める割合が高く、矢巾町は田の占める割合が高くなっている。

また、社会的状況の調査範囲における土地利用の面的分布は図 3.2.2-2 に示すとおりであり、山間部では広葉樹林や針葉樹林、対象事業実施区域及びその周辺では市街地や耕作地等の占める割合が多くなっている。

表 3. 2. 2-1 地目別土地面積(令和元年)(1/2)

| 利用区分 | | 盛岡市 | 八幡平市 | 滝沢市 | 雫石町 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 田 | 面積(ha) | 4,556 | 5,058 | 1,400 | 4,148 |
| | 割合 | 5.1% | 5.9% | 7.7% | 6.8% |
| 畑 | 面積(ha) | 4,261 | 3,968 | 2,338 | 1,880 |
| | 割合 | 4.8% | 4.6% | 12.8% | 3.1% |
| 宅地 | 面積(ha) | 4,313 | 1,254 | 1,026 | 638 |
| | 割合 | 4.9% | 1.5% | 5.6% | 1.0% |
| 鉱泉地 | 面積(ha) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 池・沼 | 面積(ha) | 54 | 31 | 5 | 1 |
| | 割合 | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 山林 | 面積(ha) | 52,440 | 59,873 | 5,702 | 43,300 |
| | 割合 | 59.2% | 69.4% | 31.2% | 71.1% |
| 牧場 | 面積(ha) | 2,359 | 941 | 774 | 536 |
| | 割合 | 2.7% | 1.1% | 4.2% | 0.9% |
| 原野 | 面積(ha) | 2,592 | 2,653 | 928 | 828 |
| | 割合 | 2.9% | 3.1% | 5.1% | 1.4% |
| 雑種地 | 面積(ha) | 1,634 | 1,153 | 477 | 871 |
| | 割合 | 1.8% | 1.3% | 2.6% | 1.4% |
| その他 | 面積(ha) | 16,438 | 11,298 | 5,597 | 8,681 |
| | 割合 | 18.5% | 13.1% | 30.7% | 14.3% |
| 合計 | 面積(ha) | 88,647 | 86,230 | 18,246 | 60,882 |
| | 割合 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

表 3. 2. 2-1 地目別土地面積(令和元年)(2/2)

| 利用区分 | | 岩手町 | 紫波町 | 矢巾町 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 田 | 面積(ha) | 1,433 | 4,512 | 2,433 |
| | 割合 | 4.0% | 18.9% | 36.1% |
| 畑 | 面積(ha) | 3,900 | 1,437 | 446 |
| | 割合 | 10.8% | 6.0% | 6.6% |
| 宅地 | 面積(ha) | 499 | 962 | 853 |
| | 割合 | 1.4% | 4.0% | 12.7% |
| 鉱泉地 | 面積(ha) | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 池・沼 | 面積(ha) | 0 | 1 | 0 |
| | 割合 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 山林 | 面積(ha) | 13,692 | 8,230 | 555 |
| | 割合 | 38.0% | 34.4% | 8.2% |
| 牧場 | 面積(ha) | 60 | 9 | 0 |
| | 割合 | 0.2% | 0.0% | 0.0% |
| 原野 | 面積(ha) | 3,554 | 524 | 126 |
| | 割合 | 9.9% | 2.2% | 1.9% |
| 雑種地 | 面積(ha) | 1,415 | 289 | 132 |
| | 割合 | 3.9% | 1.2% | 2.0% |
| その他 | 面積(ha) | 11,492 | 7,934 | 2,187 |
| | 割合 | 31.9% | 33.2% | 32.5% |
| 合計 | 面積(ha) | 36,046 | 23,898 | 6,732 |
| | 割合 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

注) 1. 値は小数点第2位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも100.0%とはならない。

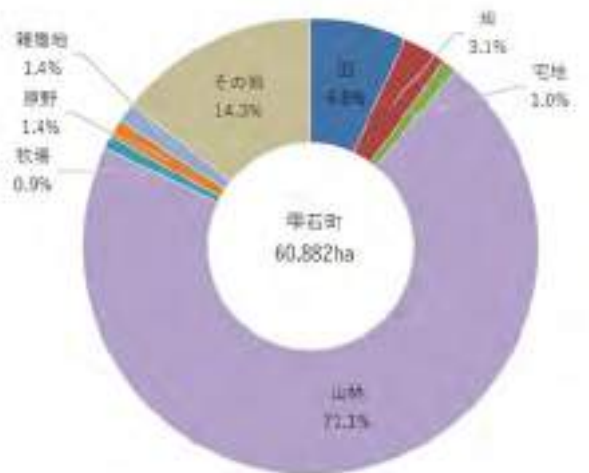
資料) 1. いわたの統計情報 地目別地積(市町村別) (岩手県

<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>) をもとに作成



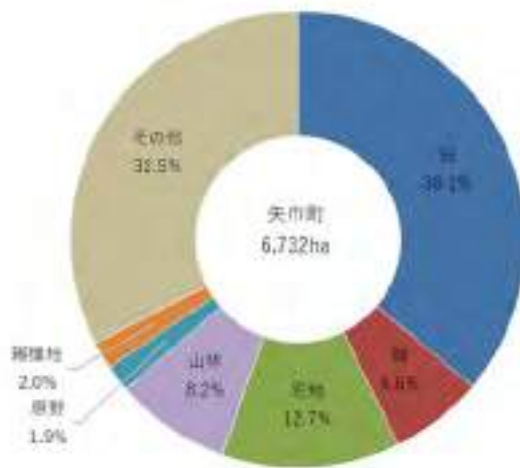
資料)1. いわたの統計情報 地目別地積(市町村別) (岩手県 <http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 2-1 地目別土地面積(令和元年)(1/3)



資料)1. いわたの統計情報 地目別地積(市町村別) (岩手県 <http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3.2.2-1 地目別土地面積(令和元年)(2/3)



資料)1. いわたの統計情報 地目別地積(市町村別) (岩手県
<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>)をもとに作成

図 3. 2. 2-1 地目別土地面積(令和元年)(3/3)

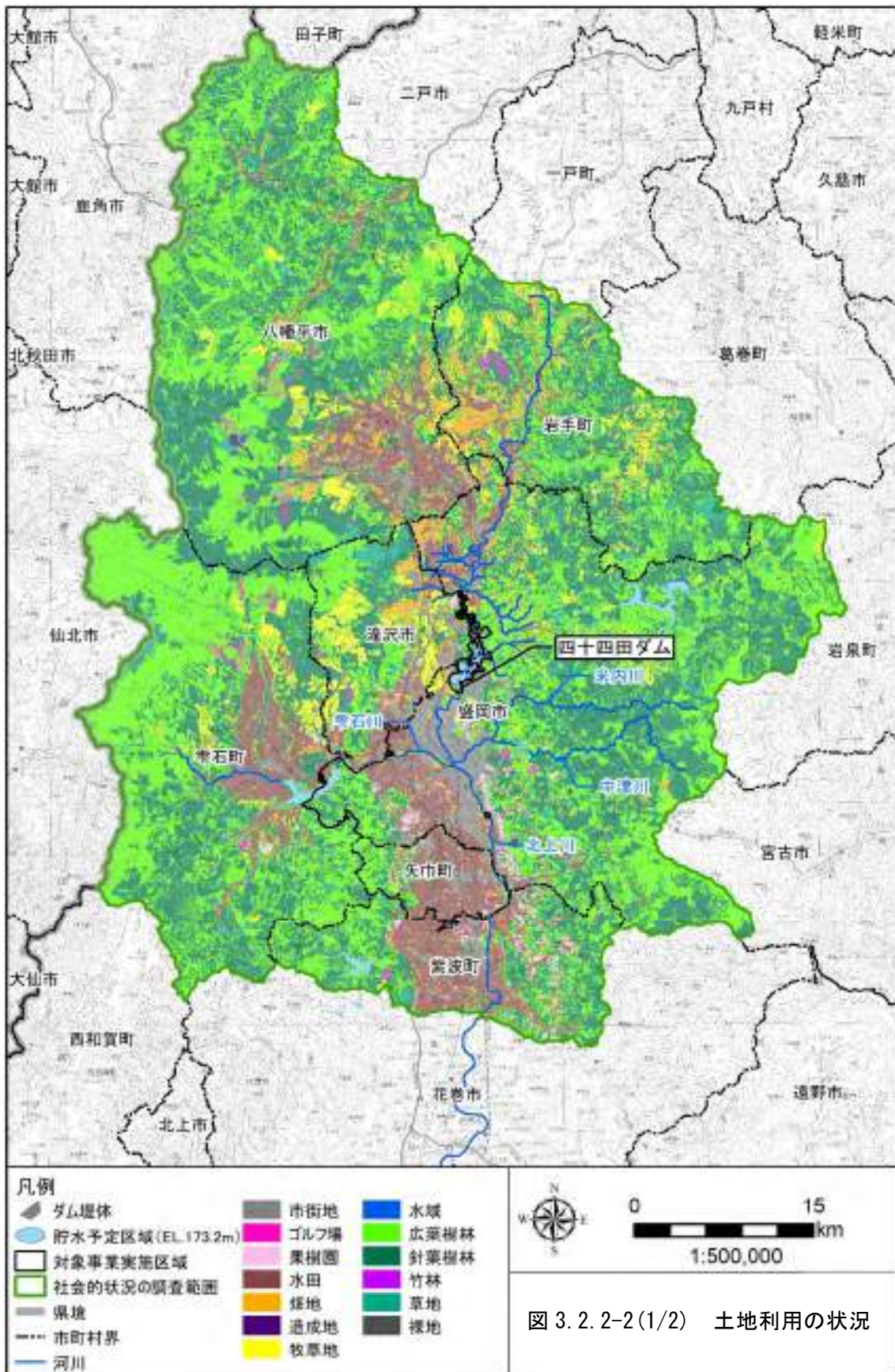


図 3. 2. 2-2 (1/2) 土地利用の状況

資料)1. 「自然環境調査 Web-GIS shape データダウンロード 植生調査(1/25,000 縮尺)」
 (環境省 <http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)
 ※植生図の調査時期は、第6回…平成11~16年度、第7回…平成17年度~をもとに作成

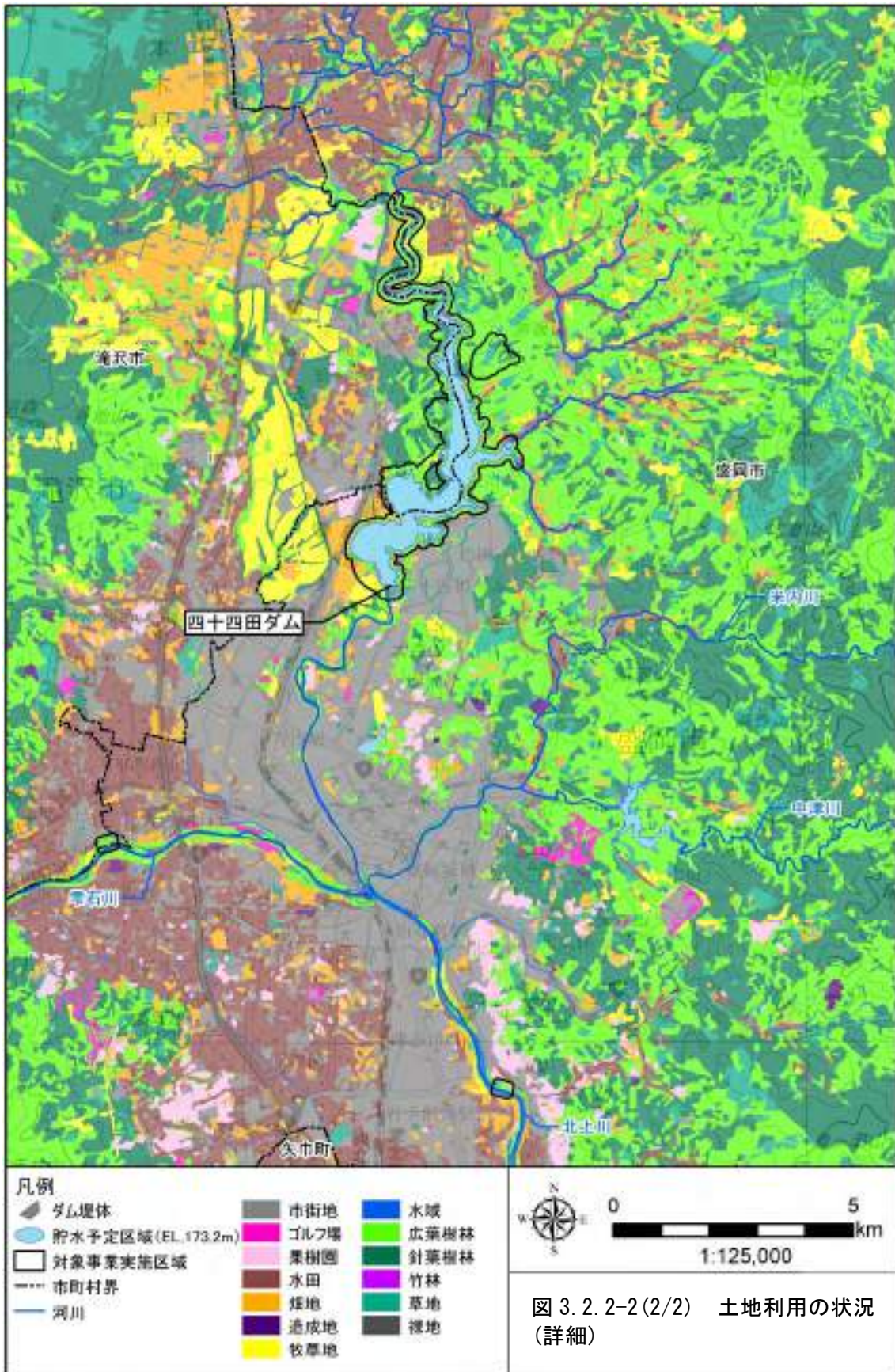


図 3. 2. 2-2 (2/2) 土地利用の状況 (詳細)

資料)1. 「自然環境調査 Web-GIS shape データダウンロード 植生調査(1/25,000 縮尺)」

(環境省 <http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>) をもとに作成

※植生図の調査時期は、第 6 回…平成 11～16 年度、第 7 回…平成 17 年度～

3.2.2.2 土地利用計画

(1) 都市計画法

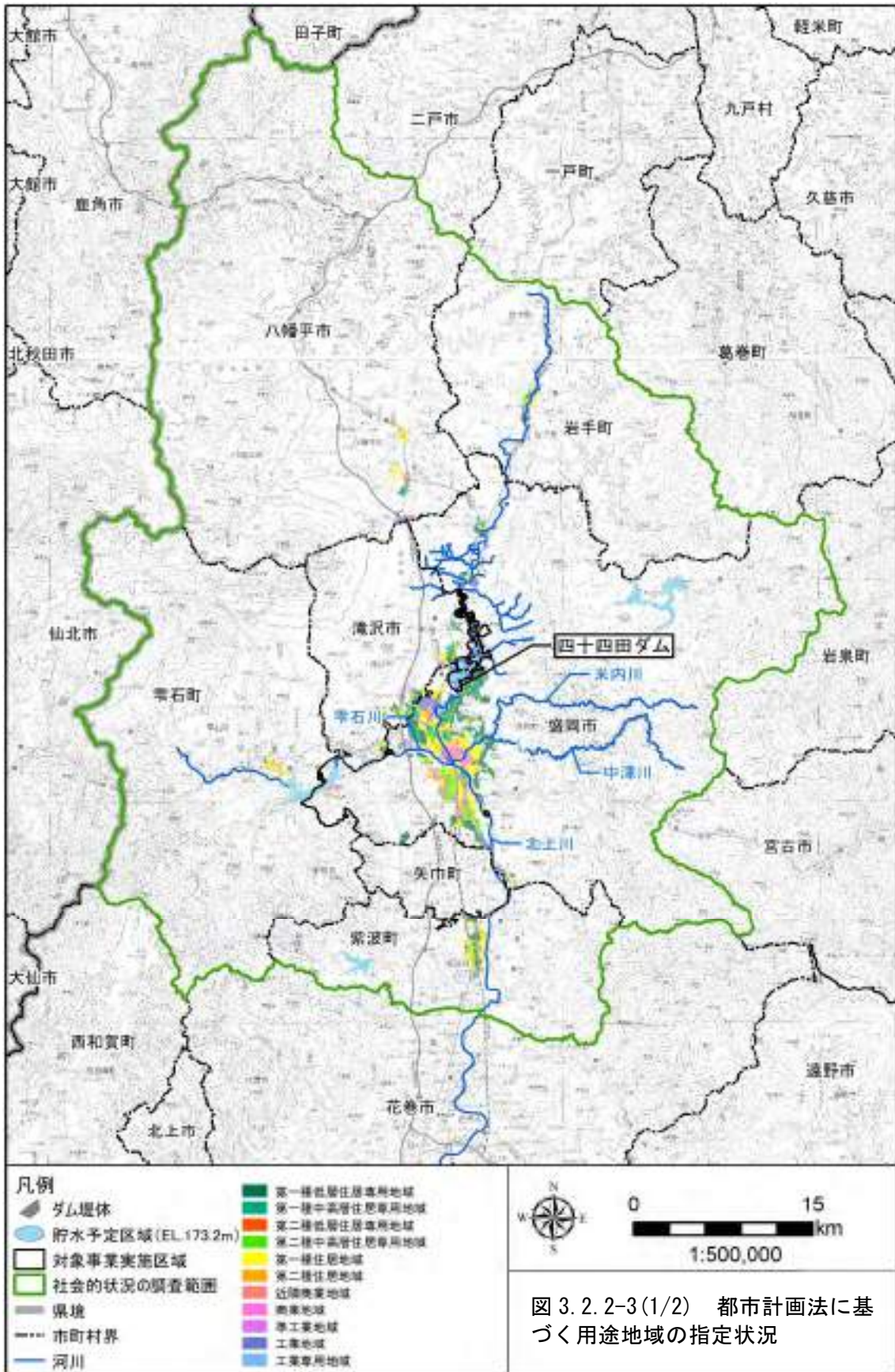
社会的状況の調査範囲においては、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定区域を図 3.2.2-3 に示す。対象事業実施区域及びその周辺は、盛岡市、滝沢市の市街地の一部が用途地域に指定されている。

(2) 国土利用計画法

社会的状況の調査範囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく、土地利用基本計画の指定状況を図 3.2.2-4～図 3.2.2-8 に示す。

社会的状況の調査範囲は、一部が都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域に指定されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、一部が都市地域、農業地域及び農用地区域、森林地域に指定されている。



資料)1. 国土数値情報 用途地域(令和元年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成

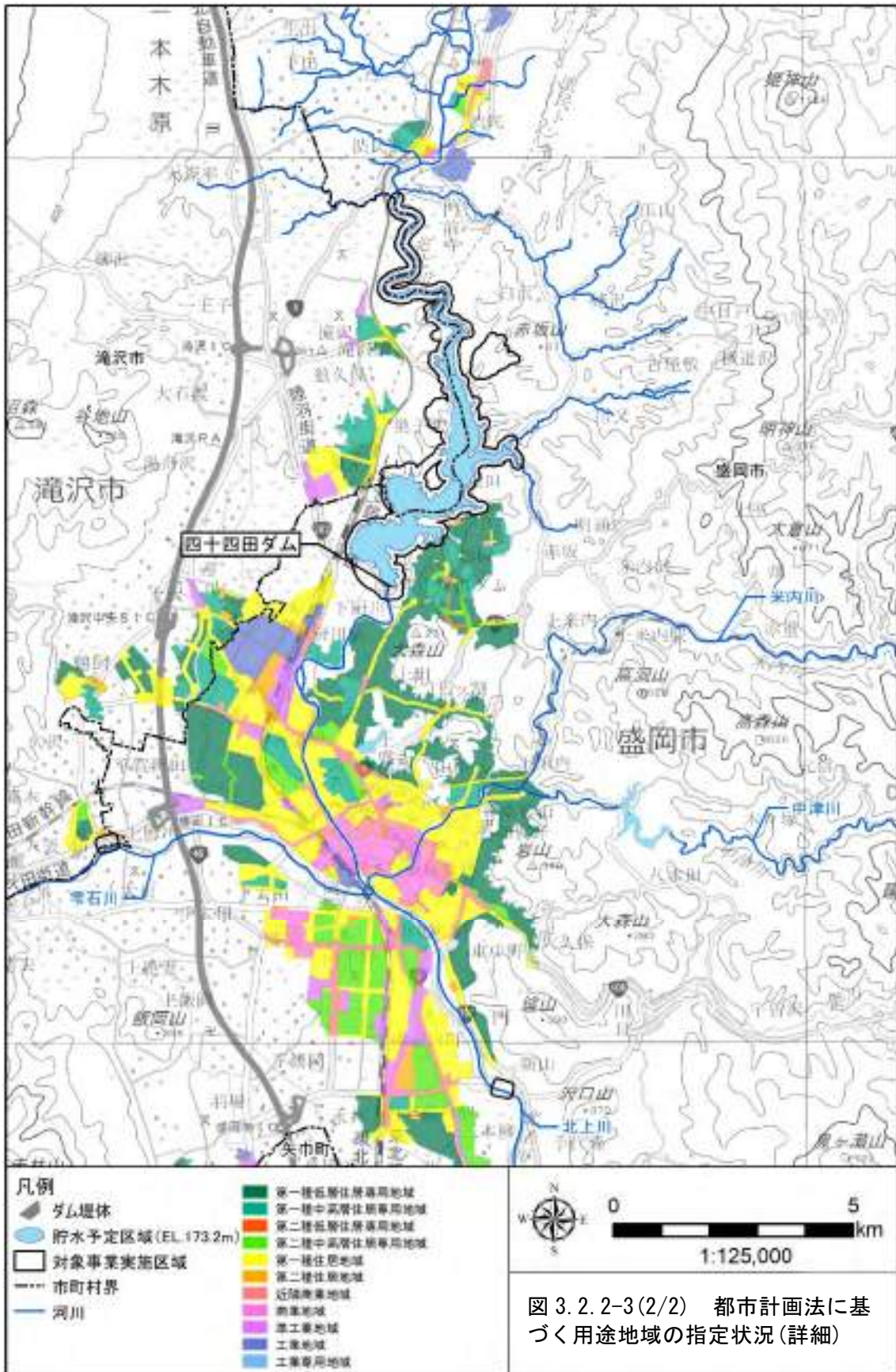
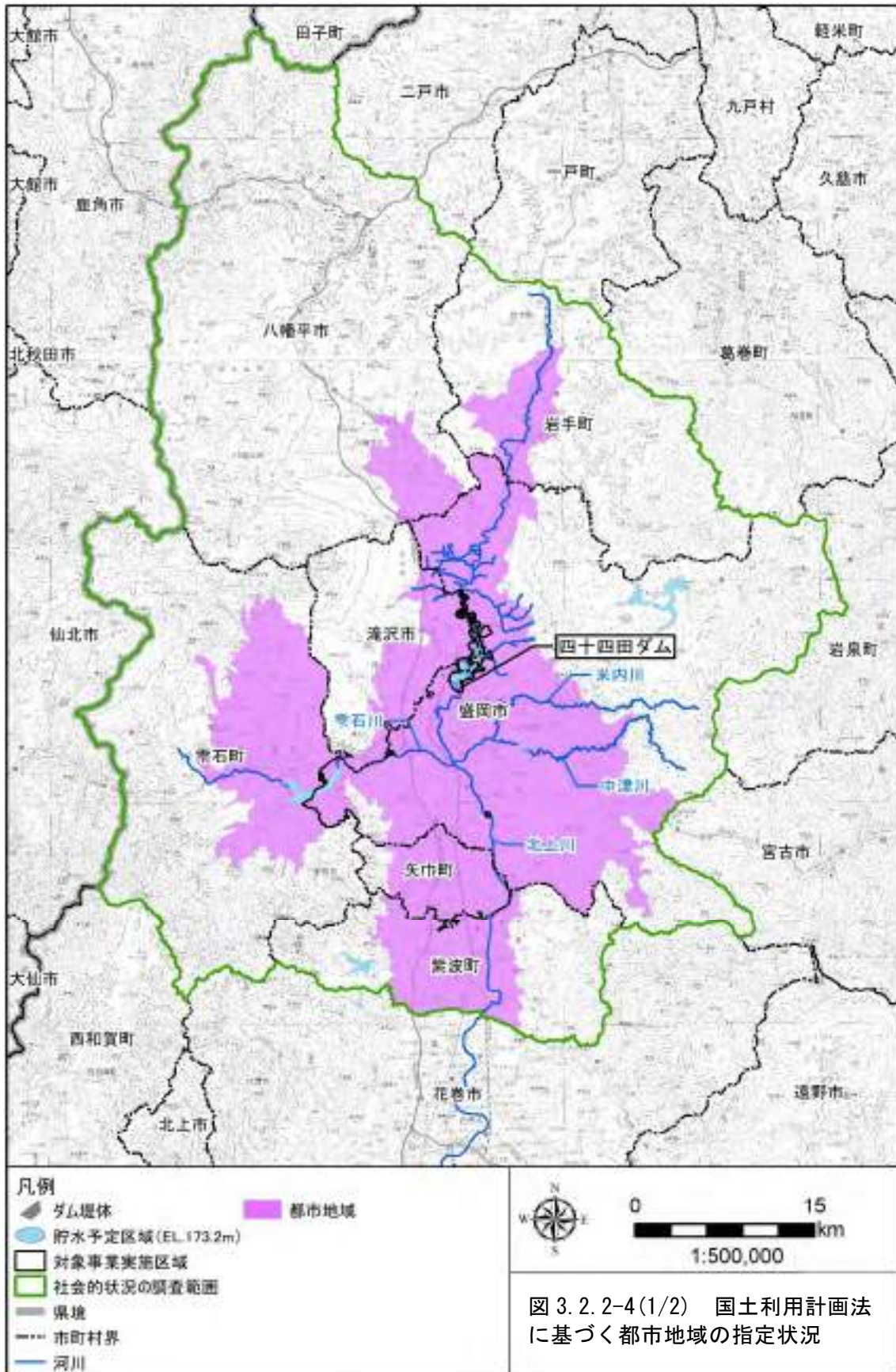
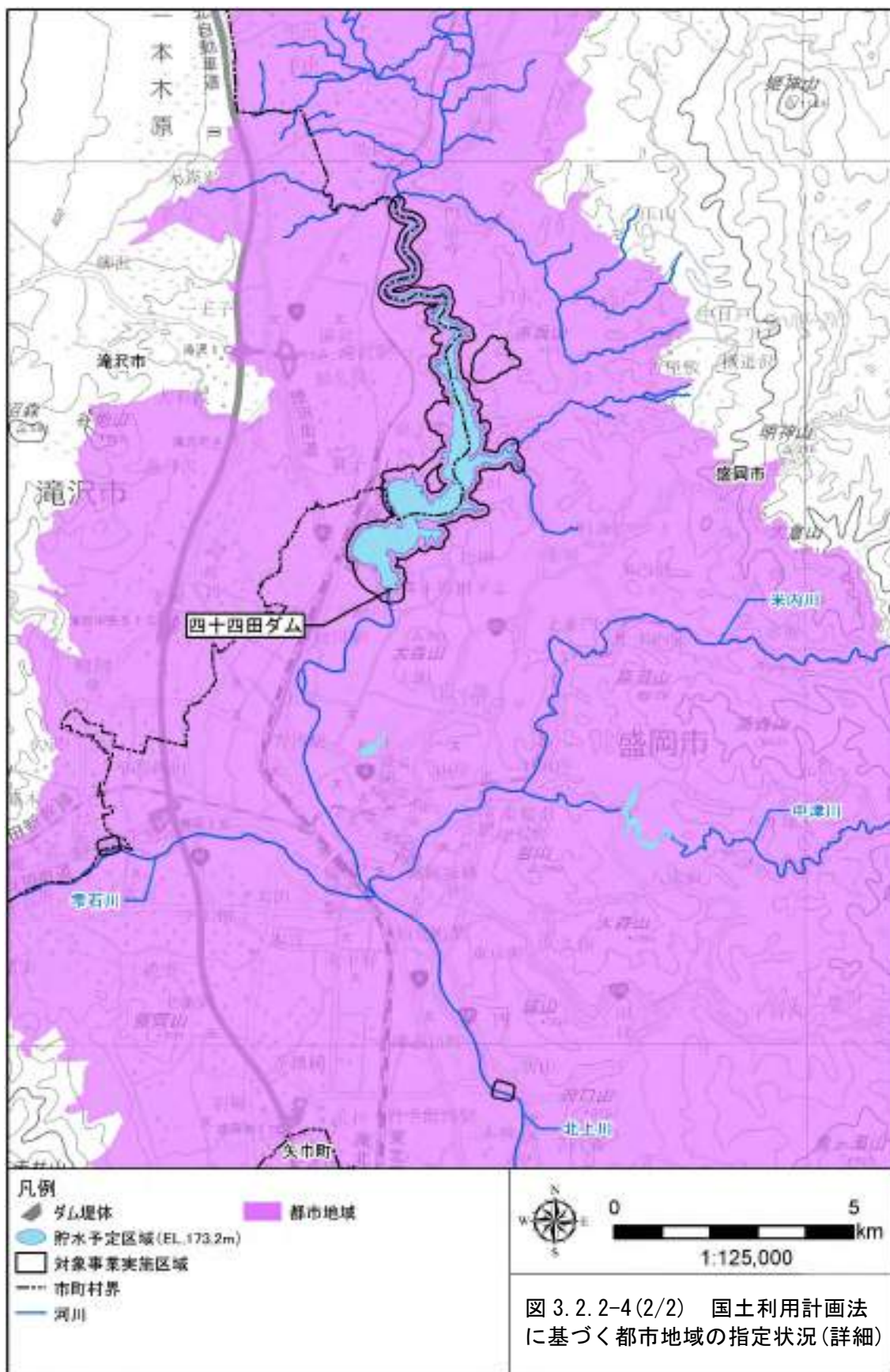


図 3.2.2-3 (2/2) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況(詳細)

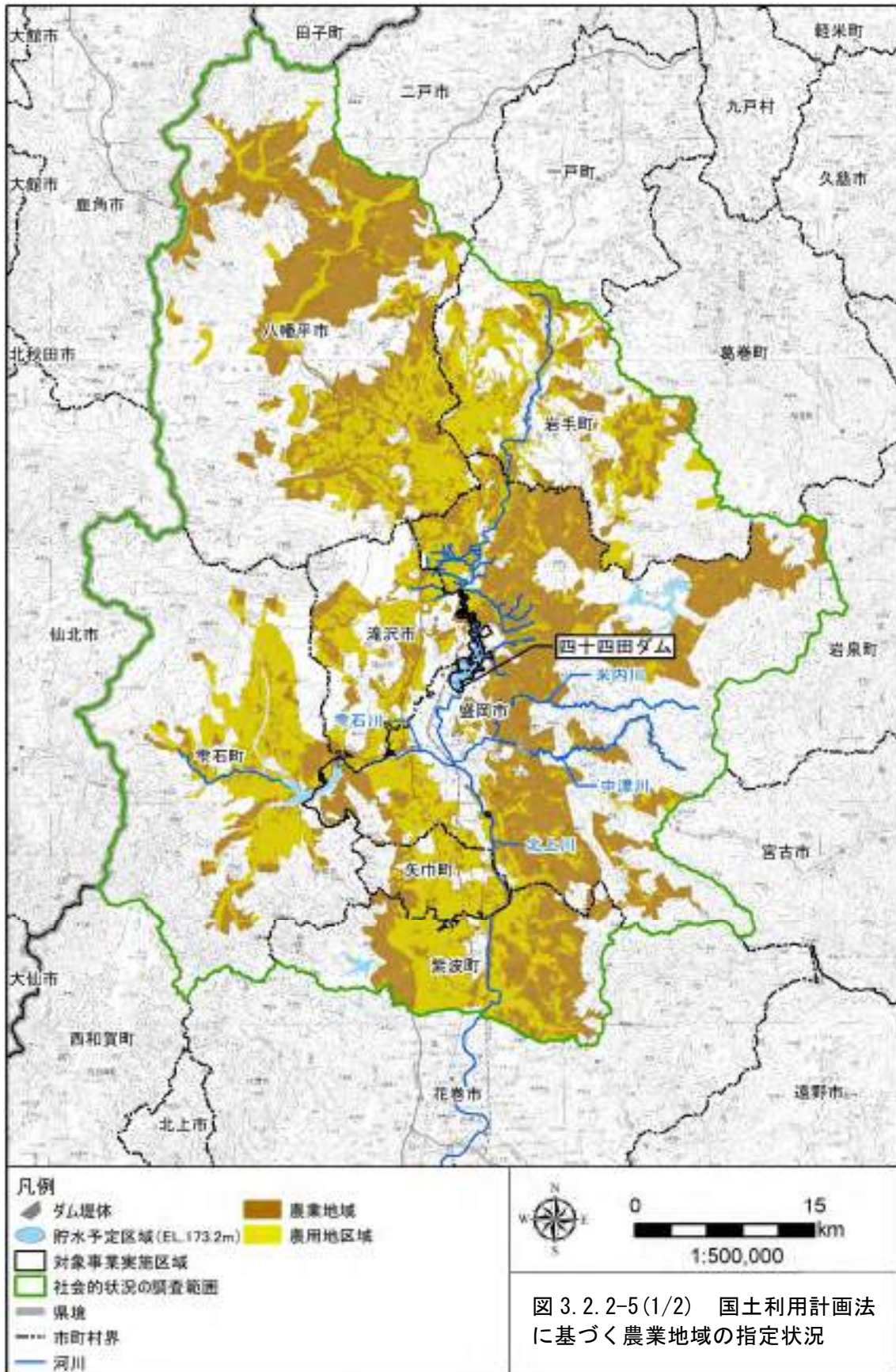
資料)1. 国土数値情報 用途地域(令和元年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



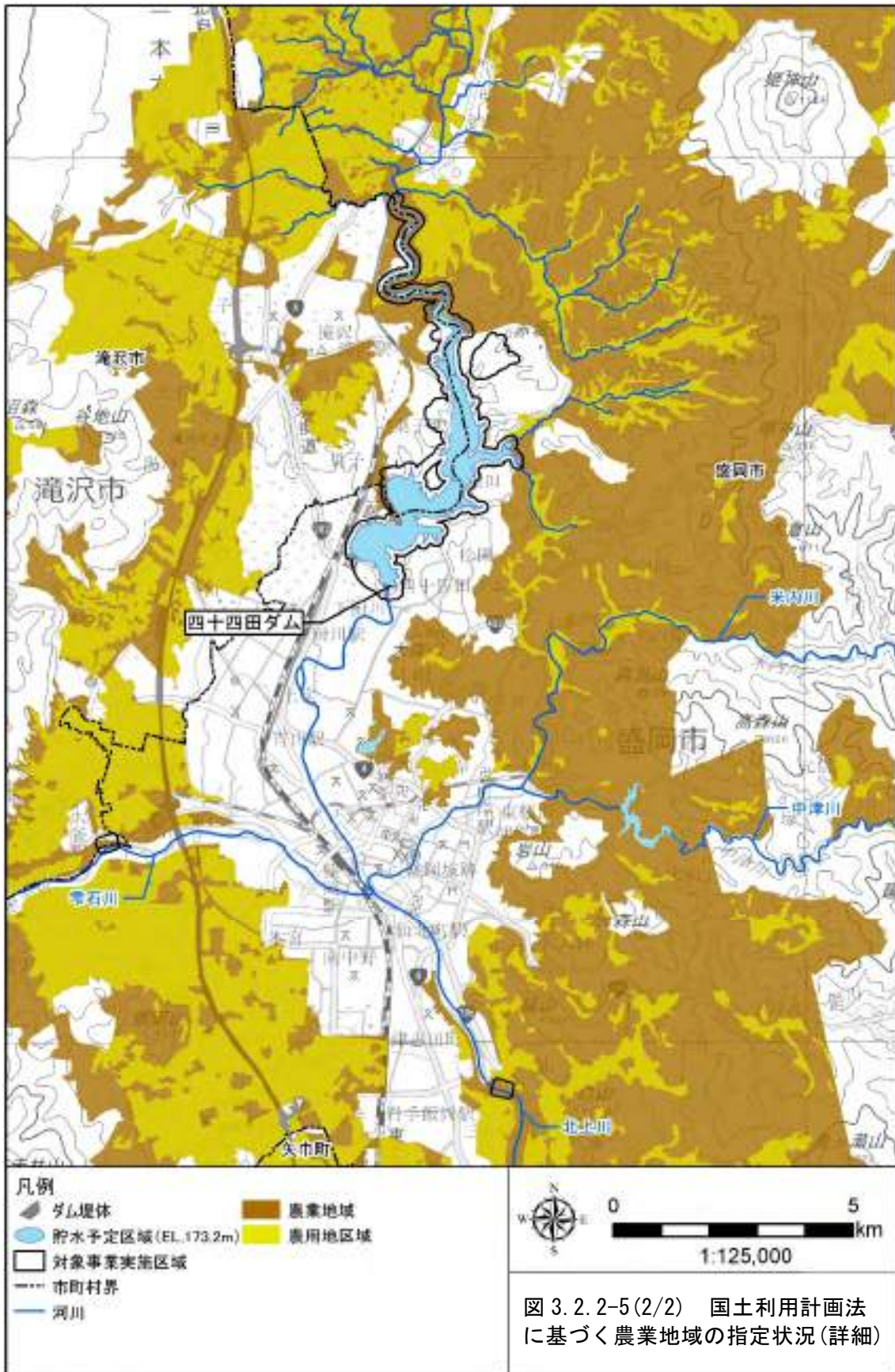
資料)1. 国土数値情報 都市地域(平成 30 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



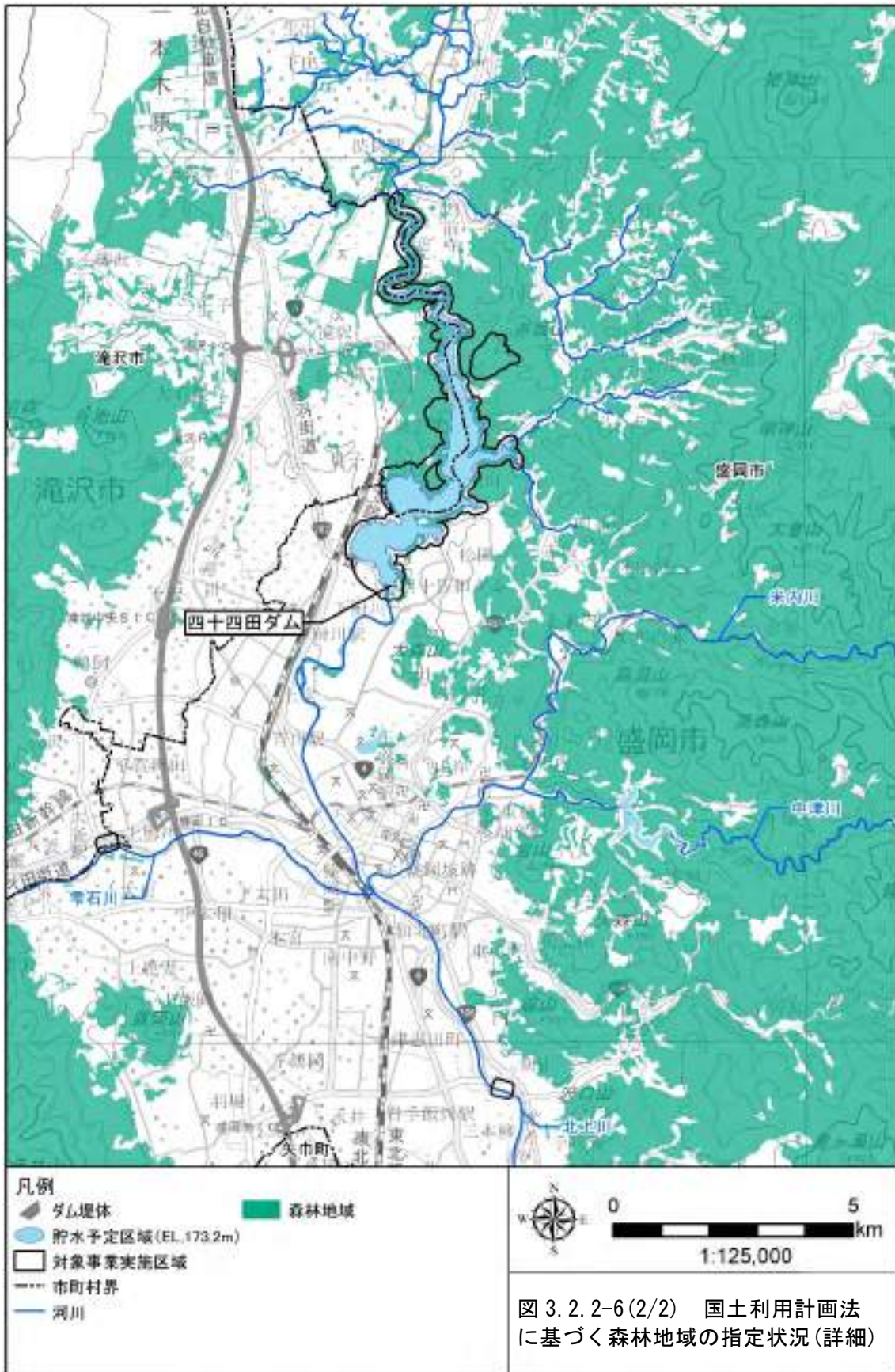
資料) 1. 国土数値情報 都市地域(平成 30 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



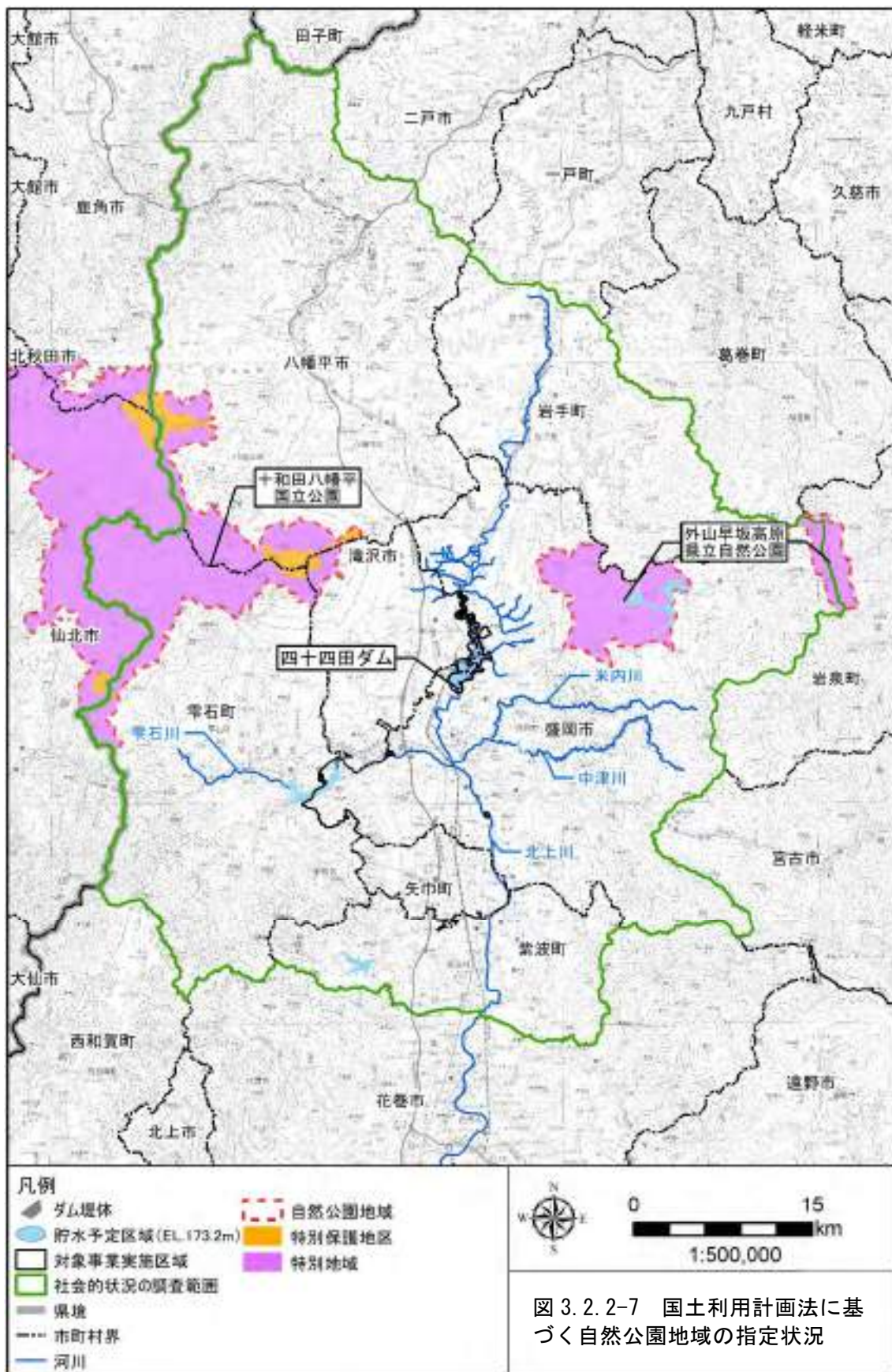
資料)1. 国土数値情報 農業地域(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



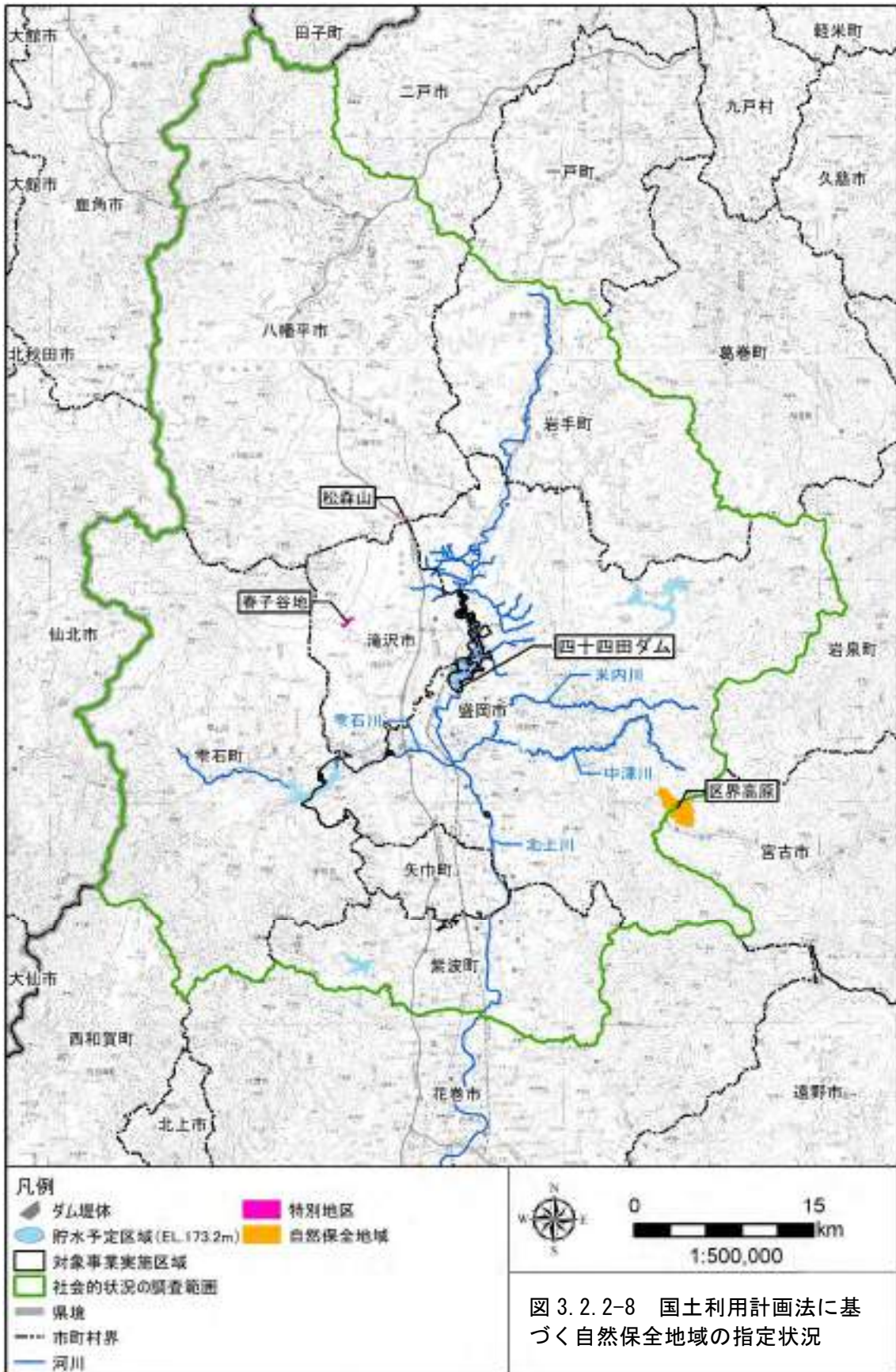
資料)1. 国土数値情報 農業地域(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料)1. 国土数値情報 森林地域(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料)1. 国土数値情報 自然公園地域(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料)1. 国土数値情報 自然保全地域(平成 27 年)
 (国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.3.1 河川及び湖沼の利用の状況

社会的状況の調査範囲における北上川水系の利水状況を表 3.2.3-1 に示す。取水された河川水はかんがい等の農業用水のほか、発電、水道等に利用されている。

表 3.2.3-1 北上川における利水の状況

| 河川名 | 項目 | 上水道 用水 | 工業用水 | かんがい 用水 | 発電用水 | その他 |
|----------------|-------------------------|-----------|-------|------------|--------|-------|
| 北上川本川 (岩手県) | 件数 | 10 | 4 | 105 | 1 | 2 |
| | 総取水量(m ³ /秒) | 0.706 | 1.428 | 22.654 | 55.000 | 0.046 |
| 雫石川流域 | 件数 | 4 | 1 | 28 | 3 | - |
| | 総取水量(m ³ /秒) | 0.413 | 0.139 | 23.932 | 75.500 | - |
| 中津川流域 | 件数 | 2 | - | 4 | 2 | 2 |
| | 総取水量(m ³ /秒) | 0.787 | - | 0.294 | 4.500 | 0.039 |

資料) 1. 北上川水系流域及び河川の概要(平成 24 年 11 月 24 日変更)(国土交通省

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/kitakami_index.html)

をもとに作成

3.2.3.2 漁業権

社会的状況の調査範囲では、第五種共同漁業権の遊漁規則の認可(岩手県告示第696号)により、第5種共同漁業権の内共第17号～23号が表3.2.3-2及び図3.2.3-1に示すとおり設定されている。

表 3.2.3-2 内水面共同漁業権の内容(1/3)

| 免許番号 | 免許漁協名 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 遊漁の方法 | 区域 | 期間 | 漁場の位置 |
|--------|--------|---------------------------------|--------------|-------------|---|---|--|
| 内共第17号 | 南部馬淵川 | 第5種共同漁業 | あゆ | 友釣り | 馬淵川と安比川との合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川本支流の免許区域 | 7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間 | 岩手県と青森県との境界から上流の馬淵川本流及びその支流の区域(八幡平市西根寺田及び荒木田の区域を除く。) |
| | | | やまめ | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | さくらます | | | 4月1日から6月30日まで | |
| | | | いわな | | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うなぎ | 置釣り筒 | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | うぐい | 餌釣り、擬餌釣り | | | |
| | | | こい | 餌釣り | | | |
| | | | かじか | 餌釣り、擬餌釣り | | 6月1日から9月30日まで | |
| | 上馬淵川 | | あゆ | 友釣り、がら掛け | 馬淵川と安比川との合流点から上流の馬淵川本支流の免許区域 | 7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間 | |
| | | | やまめ | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | さくらます | | | 4月1日から6月30日まで | |
| | | | いわな | | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うなぎ | 置釣り筒 | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | うぐい | 餌釣り、擬餌釣り | | | |
| こい | 餌釣り | | | | | | |
| わかさぎ | 餌釣り | 1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間 | | | | | |
| 内共第18号 | 岩手県米代川 | やまめ | 置釣り、餌釣り、擬餌釣り | 米代川本支流の免許区域 | 3月1日から9月30日まで | 岩手県と秋田県との境界から上流の米代川本流及びその支流の区域(瀬ノ沢川本流は秋田県境から下流の区域、瀬ノ沢川支流は大多利沢川、切通川、南又沢との合流点から下流の大平川、泥沢との合流点から下流の茂谷地川本流に限る。) | |
| | | いわな | | | 1月1日から12月31日まで | | |
| | | うぐい | | | | | |

表 3.2.3-2 内水面共同漁業権の内容(2/3)

| 免許番号 | 免許漁協名 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 遊漁の方法 | 区域 | 期間 | 漁場の位置 |
|--------|---------------------|--|------------|----------------|-------------------------|---------------------------------|--|
| 内共第19号 | 上北上川 | 第5種共同漁業 | あゆ | 竿釣り(友釣り) | 松川との合流点から上流の北上川本支流の免許区域 | 7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間 | 北上川と松川との合流点から上流の北上川本流及びその支流の区域(盛岡市藪川田屋えん堤下流端から100メートル下流のア点とイ点を結ぶ線から上流の丹藤川本流及びその支流を除く。)ア点 盛岡市藪川第3地割字川場9番地の12(企業局用地と民有地との境界)イ点 盛岡市藪川第3地割字日向6番地の1 |
| | | | やまめ いわな | 竿釣り(餌釣り又は疑餌釣り) | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うなぎ | 置釣り筒 | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | うぐい | 竿釣り(餌釣り又は疑餌釣り) | | | |
| | | | こい ふな | 竿釣り(餌釣り) | | 6月1日から9月30日まで | |
| | | | かじか | | | | |
| | | | 内共第20号 | 岩洞湖 | | 第5種共同漁業 | |
| さくらます | | 3月1日から6月30日まで | | | | | |
| ひめます | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| いわな | | 3月1日から9月30日まで | | | | | |
| うぐい | | 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| こい | | | | | | | |
| ふな | | | | | | | |
| わかさぎ | 竿釣り又は手釣り(餌釣り又は疑餌釣り) | 1月1日から12月31日まで(氷上釣りの場合は、1月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間) | | | | | |
| 内共第21号 | 松川淡水 | 第5種共同漁業 | あゆ | 友釣り | 松川本支流の免許区域 | 7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間 | 基点第26号と基点第26号の2を結ぶ線から上流の松川本流及びその支流の区域(赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。)基点第26号 盛岡市松内字館13番地5の標識 基点第26号の2 八幡平市大更第7地割199番地1の標識 |
| | | | やまめ いわな | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うぐい | | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | かじか | | | 6月1日から9月30日まで | |

表 3.2.3-2 内水面共同漁業権の内容(3/3)

| 免許番号 | 免許漁協名 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 遊漁の方法 | 区域 | 期間 | 漁場の位置 |
|--------|-------|---------------|----------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------|---|
| 内共第22号 | 雫石川 | 第5種共同漁業 | あゆ | 友釣り | 鹿妻穴堰頭首工水門から上流の雫石川本支流の免許区域 | 7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで | 盛岡市 JR 東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域(柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。) |
| | | | やまめ | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | さくらます | | | 3月1日から6月30日まで | |
| | | | いわな | | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うぐい | | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | こい | 餌釣り | | | |
| | | | ふな | 使用する釣竿は、3本以内 | | | |
| | | | わかさぎ | 餌釣り、擬餌釣り 使用する釣竿は、2本以内 | | 10月1日から翌年2月末日まで | |
| | かじか | | 餌釣り、擬餌釣り | 6月1日から9月30日まで | | | |
| | 雫石川東部 | | あゆ | 友釣り、どぶ釣り、がら掛け | 鹿妻穴堰頭首工水門から下流の雫石川本支流の免許区域 | 7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間 | |
| | | | やまめ | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | さくらます | | | 3月1日から6月30日まで | |
| | | | いわな | | | 3月1日から9月30日まで | |
| | | | うなぎ | 置釣り、筒 | | 1月1日から12月31日まで | |
| | | | うぐい | 餌釣り、擬餌釣り | | | |
| ふな | | | | | | | |
| かじか | 餌釣り | 6月1日から9月30日まで | | | | | |
| 内共第23号 | 盛岡河川 | あゆ | 友釣り、擬餌釣り | 築川本支流の免許区域築川本支流の免許区域 | 7月1日以降で組合が定めて公表する日から10月31日まで | 盛岡市神子田町築川橋下流端の線から上流の築川本流及びその支流の区域 | |
| | | やまめ | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から9月30日まで | | |
| | | さくらます | | | 3月1日から6月30日まで | | |
| | | いわな | | | 3月1日から9月30日まで | | |
| | | うなぎ | 置釣り | | 7月1日から9月30日まで | | |
| | | うぐい | 餌釣り、擬餌釣り | | 3月1日から11月30日まで | | |
| | | かじか | | | 7月1日から9月30日まで | | |

資料)1. 第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則一覧(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/naisuimen/1008532.html>)をもとに作成

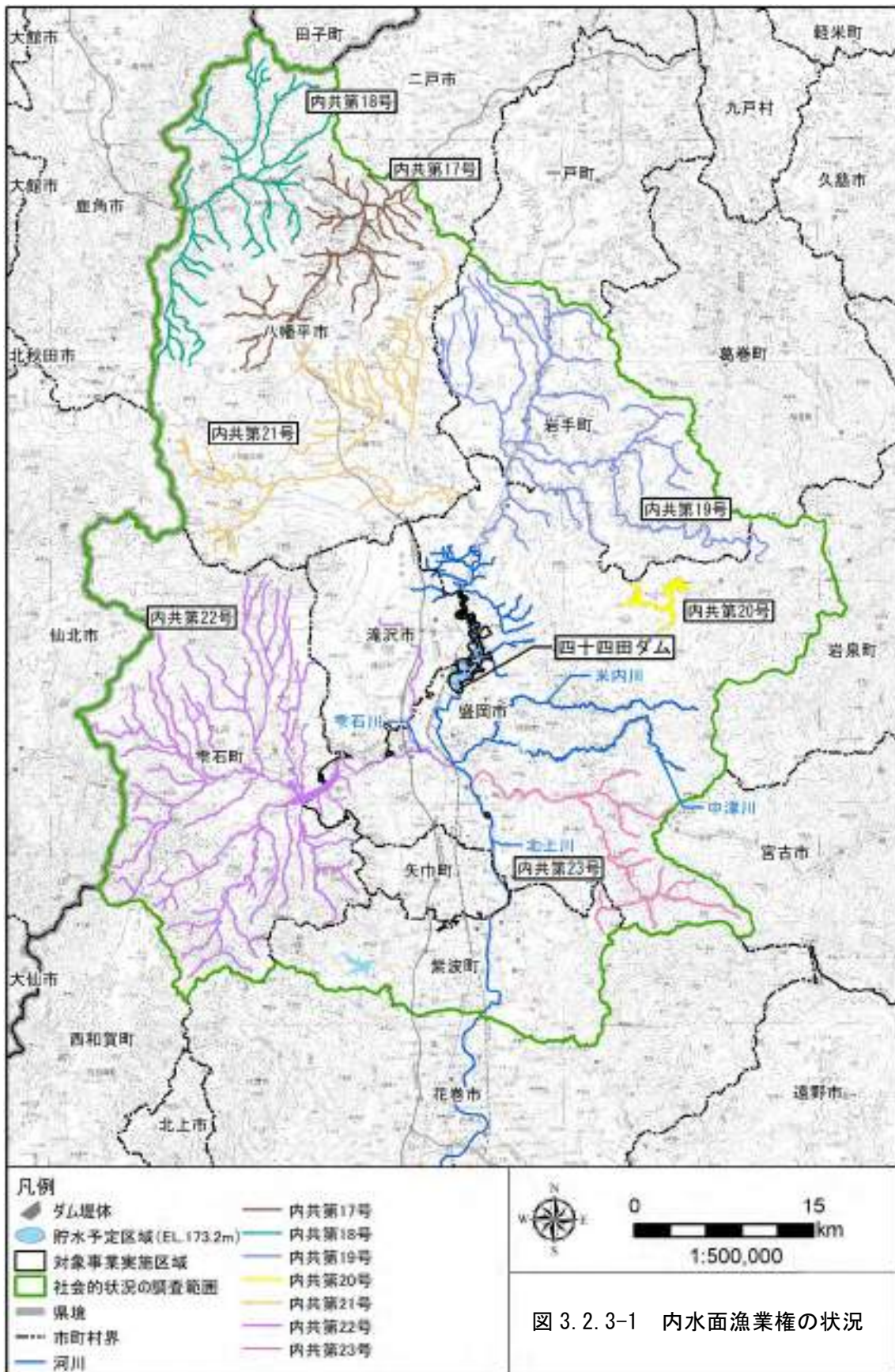


図 3. 2. 3-1 内水面漁業権の状況

資料) 1. 第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則一覧(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/naisuimen/1008532.html>) をもとに作成

3.2.3.3 地下水の利用の状況

社会的状況の調査範囲における地下水の利用の状況を表 3.2.3-3 に示す。

「国土調査(水調査 地下水)全国地下水資料台帳調査」(国土交通省)によると、社会的状況の調査範囲においては、生活用、工業用、農業用等の井戸が 209 地点で調査が行われている。なお、調査地点は、個人情報保護のため公開されていない。

表 3.2.3-3 地下水の状況(1/4)

| NO. | 市町名 | 所在地区 | 調査年度 | 地下水 使用目的 | 自然水位 | 揚水量水位 | 揚水量 | 自噴量 |
|-----|-----|---------|---------|-------------|-------|-------|---------|-----|
| 1 | 盛岡市 | みたけ | 平成 14 年 | 都市用 | 26.76 | 29.33 | 603.00 | - |
| 2 | | 稲荷町 | 平成 14 年 | その他 | 6.20 | 8.29 | 1728.00 | - |
| 3 | | 稲荷町 | 平成 14 年 | その他 | 4.53 | 7.09 | 1728.00 | - |
| 4 | | 駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 4.90 | 10.05 | 576.00 | - |
| 5 | | 沿区 | 平成 14 年 | その他 | 5.64 | 7.67 | 1728.00 | - |
| 6 | | 沿区 | 平成 14 年 | その他 | 4.10 | 6.78 | 2189.00 | - |
| 7 | | 沿区 | 平成 14 年 | その他 | 4.15 | 6.84 | 2189.00 | - |
| 8 | | 下厨川 | 昭和 53 年 | 生活用 | 7.85 | 34.68 | 168.50 | - |
| 9 | | 下厨川字観武 | 昭和 38 年 | 生活用 | - | - | 1450.00 | - |
| 10 | | 下厨川字観武 | 昭和 38 年 | 工業用 | 17.00 | 19.50 | 54.00 | - |
| 11 | | 下厨川字穴持 | 昭和 53 年 | 生活用 | 6.13 | 20.24 | 363.60 | - |
| 12 | | 下厨川字諸葛橋 | 昭和 38 年 | 生活用 | 12.00 | 13.10 | 1.17 | - |
| 13 | | 下厨川字上堂頭 | 昭和 38 年 | 工業用 | 20.20 | 21.50 | - | - |
| 14 | | 下厨川字赤平 | 昭和 38 年 | 生活用 | - | - | 270.00 | - |
| 15 | | 下厨川字谷地頭 | 昭和 33 年 | 生活用 | 17.00 | 26.00 | 1450.00 | - |
| 16 | | 下厨川字谷地頭 | 昭和 38 年 | 生活用 | 17.00 | 29.50 | 1000.00 | - |
| 17 | | 下厨川宿田後 | 昭和 38 年 | 生活用 | - | - | - | - |
| 18 | | 下厨川上米沢 | 昭和 38 年 | 生活用 | 7.00 | 19.80 | 720.00 | - |
| 19 | | 下厨川赤平 | 昭和 38 年 | 生活用 | 6.00 | 31.00 | 216.00 | - |
| 20 | | 下厨川柳原 | 昭和 53 年 | 生活用 | 6.80 | 12.50 | 205.90 | - |
| 21 | | 下厨川柳原 | 昭和 53 年 | - | 8.60 | 15.20 | 201.60 | - |
| 22 | | 下太田 | 平成 14 年 | その他 | 11.12 | 12.46 | 1728.00 | - |
| 23 | | 下太田下川原 | 平成 15 年 | その他 | 2.50 | 3.00 | 216.00 | - |
| 24 | | 開運橋 | 平成 14 年 | その他 | 4.70 | 18.50 | 533.00 | - |
| 25 | | 玉山区 | 平成 28 年 | その他 | 7.90 | 12.20 | 226.00 | - |
| 26 | | 玉山区武道 | 平成 21 年 | 生活用 | 22.80 | 52.92 | 36.00 | - |
| 27 | | 繫 | 平成 14 年 | 都市用 | 7.20 | 45.80 | 173.00 | - |
| 28 | | 繫 | 平成 14 年 | 都市用 | 5.80 | 48.60 | 58.00 | - |
| 29 | | 繫 | 平成 14 年 | 都市用 | 8.10 | 46.40 | 115.00 | - |
| 30 | | 月が丘 | 平成 17 年 | 都市用 | 17.86 | 23.00 | 863.00 | - |
| 31 | | 月ヶ丘町 | 昭和 53 年 | 生活用 | 19.00 | 23.00 | 383.00 | - |
| 32 | | 狐森 | 昭和 38 年 | 生活用 | 12.50 | 14.10 | 194.00 | - |
| 33 | | 高松 | 昭和 53 年 | 生活用 | 7.40 | 11.00 | 39.00 | - |
| 34 | | 黒石野 | 昭和 53 年 | 生活用 | 8.00 | 33.00 | 72.00 | - |
| 35 | | 山岸町 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.10 | 23.30 | 130.00 | - |
| 36 | | 松園 | 昭和 53 年 | 生活用 | 18.40 | 23.50 | 100.00 | - |
| 37 | | 松園 | 平成 14 年 | 生活用 | 7.45 | 26.60 | 218.00 | - |
| 38 | | 上厨川字杉原 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.50 | 4.50 | 1056.90 | - |
| 39 | | 上太田細工 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.87 | 4.84 | 656.60 | - |
| 40 | | 上田 | 昭和 53 年 | 工業用 | 1.50 | 27.50 | 92.88 | - |
| 41 | | 上田字西左京 | 昭和 38 年 | 生活用 | 18.60 | 51.70 | 1080.00 | - |
| 42 | | 上田字堤頭 | 昭和 53 年 | 生活用 | - | 23.00 | 2549.00 | - |
| 43 | | 上堂 | 平成 14 年 | 都市用 | 27.50 | 31.50 | 485.00 | - |
| 44 | | 上飯岡 | 昭和 53 年 | 生活用 | 26.70 | 39.95 | 102.00 | - |
| 45 | | 上米内道の下 | 昭和 53 年 | 生活用 | 19.70 | 29.50 | 360.00 | - |
| 46 | | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 4.20 | 13.30 | 1728.00 | - |

表 3. 2. 3-3 地下水の状況 (2/4)

| NO. | 市町名 | 所在地区 | 調査年度 | 地下水 使用目的 | 自然水位 | 揚水量水位 | 揚水量 | 自噴量 |
|-----|-----|-----------|---------|-------------|-------|-------|---------|--------|
| 47 | 盛岡市 | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 2.90 | 18.88 | 1440.00 | - |
| 48 | | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 25.00 | 40.37 | 1584.00 | - |
| 49 | | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 29.30 | 45.06 | 1037.00 | - |
| 50 | | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 31.40 | 44.48 | 1440.00 | - |
| 51 | | 厨川 | 平成 14 年 | その他 | 30.80 | 64.26 | 1440.00 | - |
| 52 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 5.13 | 14.13 | 1008.00 | - |
| 53 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 3.00 | 18.50 | 1152.00 | - |
| 54 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 3.00 | 11.06 | 576.00 | - |
| 55 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 6.04 | 17.05 | 1080.00 | - |
| 56 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 4.83 | 11.14 | 576.00 | - |
| 57 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 5.95 | 11.22 | 475.00 | - |
| 58 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 5.50 | 16.37 | 936.00 | - |
| 59 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 8.93 | 10.27 | 1728.00 | - |
| 60 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 8.93 | 10.27 | 1728.00 | - |
| 61 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 8.45 | 9.55 | 1785.00 | - |
| 62 | | 盛岡駅前通り | 平成 14 年 | その他 | 4.36 | 7.21 | 1728.00 | - |
| 63 | | 西通 | 平成 14 年 | その他 | 7.96 | 8.80 | 1728.00 | - |
| 64 | | 西通 | 平成 14 年 | その他 | 7.45 | 8.42 | 1728.00 | - |
| 65 | | 西通 | 平成 14 年 | その他 | 2.30 | 4.85 | 3024.00 | - |
| 66 | | 西通 | 平成 14 年 | その他 | 3.30 | 4.25 | 2405.00 | - |
| 67 | | 青山 | 昭和 38 年 | 工業用 | - | - | 54.00 | - |
| 68 | | 青山 | 昭和 38 年 | 工業用 | - | - | 2160.00 | - |
| 69 | | 青山 | 昭和 38 年 | 工業用 | 20.20 | 28.20 | 2880.00 | - |
| 70 | | 青山 | 昭和 53 年 | - | 21.41 | 30.54 | 2928.00 | - |
| 71 | | 青山 | 平成 14 年 | 都市用 | 19.86 | 21.79 | 432.00 | - |
| 72 | | 青山水源地 | 昭和 38 年 | 生活用 | - | - | 1075.00 | - |
| 73 | | 青山町 | 昭和 33 年 | - | - | - | - | - |
| 74 | | 仙北西 | 平成 14 年 | その他 | 3.32 | 8.94 | 1728.00 | - |
| 75 | | 仙北町 | 昭和 38 年 | 生活用 | 0.20 | 3.70 | 1300.00 | 131.00 |
| 76 | | 仙北町字佐兵衛新田 | 平成 14 年 | その他 | 6.04 | 7.49 | 864.00 | - |
| 77 | | 仙北町台太郎 | 昭和 33 年 | - | - | - | - | - |
| 78 | | 仙北町本宮 | 平成 14 年 | その他 | 3.22 | 7.69 | 1296.00 | - |
| 79 | | 太田 | 昭和 53 年 | - | 6.40 | 10.00 | 482.40 | - |
| 80 | | 太田の | 平成 14 年 | その他 | 10.96 | 13.44 | 2160.00 | - |
| 81 | | 太田の | 平成 14 年 | その他 | 10.40 | 13.84 | 2304.00 | - |
| 82 | | 太田の | 平成 14 年 | その他 | 11.12 | 12.46 | 1728.00 | - |
| 83 | | 太田榑 | 平成 23 年 | 都市用 | 3.05 | 14.50 | 1080.00 | - |
| 84 | | 大通 | 平成 14 年 | その他 | 6.65 | 18.23 | 720.00 | - |
| 85 | | 大通 | 平成 14 年 | その他 | 6.50 | 10.88 | 1152.00 | - |
| 86 | | 大通 | 平成 14 年 | その他 | 5.90 | 8.73 | 1152.00 | - |
| 87 | | 大通 | 平成 14 年 | その他 | 4.09 | 13.78 | 864.00 | - |
| 88 | | 大通 | 平成 14 年 | その他 | 7.46 | 9.89 | 864.00 | - |
| 89 | | 大通り | 平成 14 年 | その他 | 5.20 | 6.62 | 576.00 | - |
| 90 | | 大通り | 平成 14 年 | その他 | 3.20 | 9.06 | 432.00 | - |
| 91 | | 大通り | 平成 14 年 | その他 | 5.16 | 12.39 | 1872.00 | - |
| 92 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 7.20 | 11.15 | 216.00 | - |
| 93 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 7.60 | 14.62 | 216.00 | - |
| 94 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 7.98 | 23.87 | 1728.00 | - |
| 95 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 7.86 | 23.52 | 1728.00 | - |
| 96 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 4.65 | 7.21 | 432.00 | - |
| 97 | | 中の橋 | 平成 14 年 | その他 | 7.32 | 38.50 | 806.00 | - |
| 98 | | 中の橋通り | 平成 14 年 | その他 | 6.10 | 18.81 | 720.00 | - |
| 99 | | 中央通 | 平成 14 年 | その他 | 5.32 | 12.90 | 1440.00 | - |
| 100 | | 中央通 | 平成 14 年 | その他 | 4.00 | 18.70 | 101.00 | - |
| 101 | | 中央通り | 平成 14 年 | その他 | 3.90 | 7.98 | 864.00 | - |

表 3.2.3-3 地下水の状況(3/4)

| NO. | 市町名 | 所在地区 | 調査年度 | 地下水 使用目的 | 自然水位 | 揚水量水位 | 揚水量 | 自噴量 |
|-----|----------|--------------|---------|-------------|-------|-------|---------|--------|
| 102 | 盛岡市 | 中央通り | 平成 14 年 | その他 | 4.10 | 10.43 | 1440.00 | - |
| 103 | | 中央通り | 平成 14 年 | その他 | 4.30 | 8.21 | 864.00 | - |
| 104 | | 中川町 | 平成 14 年 | その他 | 5.60 | 7.95 | 1900.00 | - |
| 105 | | 中川町 | 平成 14 年 | その他 | 3.60 | 6.31 | 1728.00 | - |
| 106 | | 中川町 | 平成 14 年 | その他 | 4.20 | 6.37 | 2304.00 | - |
| 107 | | 中川町 | 平成 14 年 | その他 | 6.78 | 8.03 | 1152.00 | - |
| 108 | | 中川町 | 平成 14 年 | その他 | 2.70 | 3.83 | 1152.00 | - |
| 109 | | 猪去田面野木 | 昭和 38 年 | 農業用 | - | - | 389.00 | - |
| 110 | | 長田町 | 平成 14 年 | その他 | 5.15 | 5.51 | 576.00 | - |
| 111 | | 津志田 | 昭和 53 年 | 生活用 | 4.20 | 6.00 | 215.00 | - |
| 112 | | 津志田 | 昭和 53 年 | 工業用 | 3.70 | 8.25 | 216.00 | - |
| 113 | | 津志田 | 昭和 53 年 | 生活用 | 2.00 | 6.80 | 540.00 | - |
| 114 | | 津志田 | 昭和 53 年 | 生活用 | 2.30 | 7.30 | 360.00 | - |
| 115 | | 津志田 | 平成 19 年 | 未利用 | 3.70 | 7.40 | 737.00 | - |
| 116 | | 東見前 | 昭和 53 年 | 生活用 | 1.90 | 5.50 | 251.00 | - |
| 117 | | 東見前六地割 | 昭和 53 年 | 生活用 | 2.00 | 8.66 | 803.50 | - |
| 118 | | 東仙北町 | 昭和 53 年 | 工業用 | 3.40 | 15.10 | 187.00 | - |
| 119 | | 東太田 | 昭和 53 年 | 生活用 | 2.00 | 2.80 | - | - |
| 120 | | 湯沢 | 昭和 53 年 | - | 24.52 | 53.85 | 100.00 | - |
| 121 | | 湯沢 1 地割字早稲屋敷 | 平成 14 年 | 都市用 | 67.83 | 84.76 | 1440.00 | - |
| 122 | | 洞清水 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.55 | 7.80 | 36.00 | - |
| 123 | | 南仙北町 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.98 | 6.14 | 150.00 | - |
| 124 | | 南仙北町 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.98 | 6.14 | 152.00 | - |
| 125 | | 平戸 | 昭和 38 年 | 工業用 | - | - | 600.00 | - |
| 126 | | 北飯岡 | 平成 28 年 | その他 | 4.60 | 7.30 | 173.00 | - |
| 127 | | 本宮 | 平成 14 年 | その他 | 2.46 | 2.60 | 115.00 | - |
| 128 | | 本宮 | 平成 15 年 | その他 | 2.20 | 6.46 | 1440.00 | - |
| 129 | | 本宮字小屋敷 | 平成 21 年 | 都市用 | 2.67 | 11.87 | 722.80 | - |
| 130 | | 本宮字大宮 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.00 | 5.10 | 543.00 | - |
| 131 | | 本町通り | 平成 14 年 | その他 | 5.60 | 11.83 | 144.00 | - |
| 132 | | 名乗沢 | 昭和 53 年 | 生活用 | 13.45 | 58.36 | 100.00 | - |
| 133 | | 明治橋 | 平成 14 年 | その他 | 6.58 | 26.00 | 1440.00 | - |
| 134 | | 明治橋 | 平成 14 年 | その他 | 6.48 | 16.65 | 1080.00 | - |
| 135 | | 明治橋 | 平成 14 年 | その他 | 6.24 | 25.14 | 1440.00 | - |
| 136 | | 明治橋 | 平成 14 年 | その他 | 6.50 | 16.70 | 893.00 | - |
| 137 | | 夕顔瀬橋 | 平成 14 年 | その他 | 4.80 | 14.90 | 864.00 | - |
| 138 | | 夕顔瀬橋 | 平成 14 年 | その他 | 5.20 | 6.60 | 720.00 | - |
| 139 | | 築川 | 平成 21 年 | その他 | 14.70 | 21.60 | 192.00 | - |
| 140 | | - | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.98 | 6.14 | 150.00 | - |
| 141 | | - | 昭和 53 年 | 生活用 | 2.90 | 6.00 | 157.92 | - |
| 142 | | 芋田 | 昭和 53 年 | - | 1.20 | 14.50 | 12.00 | 245.00 |
| 143 | | 下田字古河川原 | 平成 14 年 | 工業用 | 0.45 | 31.50 | 21.60 | 14.00 |
| 144 | | 下田字仲平 | 平成 14 年 | 工業用 | 0.76 | 4.52 | 1054.00 | - |
| 145 | | 外山藪川 | 昭和 53 年 | 生活用 | 5.50 | 17.50 | 374.40 | - |
| 146 | | 松島 | 昭和 53 年 | 生活用 | 12.82 | 31.84 | 354.20 | - |
| 147 | | 生出 | 昭和 53 年 | - | 5.67 | 25.68 | 639.00 | - |
| 148 | | 生出 | 昭和 53 年 | 生活用 | 12.20 | 26.90 | 180.00 | - |
| 149 | | - | 平成 14 年 | 生活用 | 10.20 | - | - | - |
| 150 | | 八幡平市 | 荒屋新町 | 平成 14 年 | その他 | 4.50 | 14.80 | 216.00 |
| 151 | 荒屋新町 | | 平成 14 年 | その他 | 2.50 | 10.26 | 29.00 | - |
| 152 | 大更第 | | 平成 14 年 | 工業用 | 3.73 | 4.79 | 1219.00 | - |
| 153 | 平笠 | | 昭和 53 年 | 生活用 | 5.94 | 29.32 | 77.00 | - |
| 154 | 平笠 | | 平成 14 年 | その他 | 0.09 | 7.18 | 1728.00 | 603.00 |
| 155 | 平笠 | | 平成 14 年 | 都市用 | 1.00 | 21.90 | 432.00 | 86.00 |
| 156 | 平笠町有林三ツ森 | | 昭和 53 年 | 生活用 | 18.25 | 18.72 | 708.50 | - |

表 3.2.3-3 地下水の状況(4/4)

| NO. | 市町名 | 所在地区 | 調査年度 | 地下水 使用目的 | 自然水位 | 揚水量水位 | 揚水量 | 自噴量 |
|-----|------|------------|---------|-------------|-------|--------|---------|--------|
| 157 | 八幡平市 | 平館 | 昭和 53 年 | 工業用 | - | 6.95 | 2005.00 | - |
| 158 | | 松尾字小松尾 | 平成 14 年 | 都市用 | 92.75 | 111.22 | 1008.00 | - |
| 159 | | 松尾第5地割字大花森 | 平成 14 年 | その他 | 35.00 | 35.59 | 440.00 | - |
| 160 | | - | 平成 14 年 | 都市用 | 26.90 | 55.80 | 144.00 | - |
| 161 | | - | 平成 14 年 | 都市用 | 13.37 | 73.92 | 2448.00 | - |
| 162 | | 細野 | 平成 14 年 | 都市用 | 28.65 | 37.92 | 864.00 | - |
| 163 | | 細野 | 平成 14 年 | 都市用 | 4.30 | 18.30 | 234.00 | - |
| 164 | 滝沢市 | 鶯飼字臨安 | 昭和 53 年 | - | 11.34 | 12.40 | 732.00 | - |
| 165 | | 砂込 | 昭和 38 年 | 農業用 | - | - | - | - |
| 166 | | 仁沢瀬 | 昭和 53 年 | 生活用 | 4.40 | 43.82 | 267.00 | - |
| 167 | | 巢子 | 昭和 53 年 | 生活用 | 4.92 | 25.20 | 311.10 | - |
| 168 | | 巢子 | 昭和 53 年 | 生活用 | 16.30 | 28.20 | 130.00 | - |
| 169 | | 巢子 | 昭和 53 年 | - | 16.20 | 48.50 | 94.00 | - |
| 170 | | 巢子 | 昭和 53 年 | 生活用 | 24.85 | 41.45 | 144.00 | - |
| 171 | | 巢子 | 昭和 53 年 | - | - | 26.00 | - | - |
| 172 | | 巢子 | 昭和 53 年 | 生活用 | 11.00 | 15.00 | 132.00 | - |
| 173 | | 大釜大畑 | 昭和 53 年 | 生活用 | 6.20 | 10.20 | 288.00 | - |
| 174 | | - | 昭和 38 年 | 生活用 | 9.70 | 19.60 | - | - |
| 175 | | - | 昭和 53 年 | 生活用 | 19.60 | 32.00 | 168.40 | - |
| 176 | | - | 昭和 53 年 | - | 6.70 | 45.50 | 86.40 | - |
| 177 | | - | 昭和 53 年 | 生活用 | 12.00 | - | 288.00 | - |
| 178 | | - | 平成 14 年 | 工業用 | 15.20 | 38.20 | 722.00 | - |
| 179 | 雫石町 | 極楽野 | 平成 17 年 | その他 | - | 7.48 | 1400.00 | 439.00 |
| 180 | | 上町 | 平成 15 年 | その他 | 13.14 | 36.23 | 695.00 | - |
| 181 | | 町裏 | 平成 14 年 | その他 | 2.74 | 47.49 | 255.00 | - |
| 182 | | 長山 | 平成 14 年 | 生活用 | 6.50 | 13.70 | 700.00 | - |
| 183 | | 鶯宿 | 昭和 53 年 | 工業用 | - | 47.55 | 260.00 | 6.00 |
| 184 | | - | 昭和 38 年 | 生活用 | - | - | 59.00 | - |
| 185 | 岩手町 | 一方井 | 昭和 53 年 | 生活用 | 24.00 | 43.30 | 67.00 | - |
| 186 | | - | 昭和 53 年 | - | - | 3.50 | 290.00 | 50.00 |
| 187 | 紫波町 | 稲藤字升形 | 昭和 53 年 | 生活用 | 3.20 | 16.20 | 295.20 | - |
| 188 | | 吉水字小深田 | 昭和 38 年 | 生活用 | 1.50 | 8.00 | 45.00 | - |
| 189 | | 古館 | 昭和 53 年 | 農業用 | 9.00 | 35.00 | 2880.00 | - |
| 190 | | 高水寺 | 昭和 38 年 | 工業用 | - | - | 810.00 | - |
| 191 | | 高水寺 | 昭和 38 年 | 工業用 | 6.50 | 9.50 | 810.00 | - |
| 192 | | 佐比内三子平 | 昭和 53 年 | 農業用 | 8.50 | 9.50 | 211.20 | - |
| 193 | | 桜町三本木 | 平成 14 年 | 都市用 | 4.62 | 12.95 | 496.00 | - |
| 194 | | 小屋敷字新在家 | 平成 14 年 | 都市用 | 1.90 | 25.66 | 50.00 | - |
| 195 | | 水分 | 昭和 53 年 | 生活用 | 10.30 | 45.00 | 106.56 | - |
| 196 | | 土館馬ノ子 | 平成 14 年 | 都市用 | 88.00 | 165.00 | 263.00 | - |
| 197 | | 東長岡 | 昭和 53 年 | 生活用 | 4.09 | 6.80 | 337.00 | - |
| 198 | | 南日詰字路口 | 平成 14 年 | 工業用 | 5.80 | 17.84 | 1002.00 | - |
| 199 | | 日詰町 | 昭和 53 年 | その他 | 9.10 | 20.00 | 3.00 | - |
| 200 | | 片寄野畑 | 昭和 53 年 | 生活用 | 13.50 | 20.40 | 1338.00 | - |
| 201 | 矢巾町 | 煙山 | 昭和 33 年 | - | - | - | - | - |
| 202 | | 煙山 | 平成 14 年 | その他 | 38.00 | 43.04 | 144.00 | - |
| 203 | | 広宮沢 | 平成 14 年 | 都市用 | 11.92 | 27.96 | 372.00 | - |
| 204 | | 高田 | 平成 14 年 | その他 | 8.00 | 59.00 | 70.00 | - |
| 205 | | 高田 | 平成 14 年 | 都市用 | 2.20 | 19.54 | 3068.00 | - |
| 206 | | 室岡 | 昭和 53 年 | 生活用 | 7.00 | 16.00 | 381.60 | - |
| 207 | | 藤沢 | 平成 14 年 | その他 | 2.00 | 6.20 | 1054.00 | - |
| 208 | | 北伝法寺 | 平成 14 年 | その他 | 39.00 | 45.00 | 542.00 | - |
| 209 | | - | 昭和 53 年 | 生活用 | 1.24 | 6.24 | 529.00 | - |

注) 1. 表中の「-」と示したものは、出典資料において記載がなかったものを指す。

資料) 1. 国土調査(水調査 地下水)全国地下水資料台帳調査(国土交通省

https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/f9_exp.html

をもとに作成

3.2.4 交通の状況

3.2.4.1 道路

社会的状況の調査範囲における主要な道路として、東北自動車道、一般国道4号、一般国道46号、一般国道106号、一般国道396号、一般国道455号等が走っている。

また、交通量の状況を表3.2.4-1及び交通量調査地点を図3.2.4-1に示す。

表3.2.4-1 交通量の状況(平成27年度)(1/4)

| No. | 路線名 | 交通量観測地点地名 | 平日昼間12時間 自動車類交通量(台) | | | 平日24時間 自動車類交通量(台) | | |
|-----|---------|---------------------------|------------------------|-------|--------|----------------------|-------|--------|
| | | | 小型車 | 大型車 | 合計 | 小型車 | 大型車 | 合計 |
| 1 | 東北自動車道 | 花巻平泉線花巻IC～紫波インター線紫波IC | 17,553 | 5,046 | 22,599 | 21,003 | 9,247 | 30,250 |
| 2 | 東北自動車道 | 紫波インター線紫波IC～上米内湯沢線盛岡南IC | 16,993 | 4,695 | 21,688 | 20,387 | 8,473 | 28,860 |
| 3 | 東北自動車道 | 上米内湯沢線盛岡南IC～一般国道46号盛岡IC | 11,494 | 4,486 | 15,980 | 13,934 | 7,978 | 21,912 |
| 4 | 東北自動車道 | 一般国道46号盛岡IC～一般国道4号滝沢IC | 10,788 | 4,412 | 15,200 | 12,981 | 7,799 | 20,780 |
| 5 | 東北自動車道 | 一般国道4号滝沢IC～一般国道282号西根IC | 9,547 | 3,658 | 13,205 | 11,506 | 6,802 | 18,308 |
| 6 | 東北自動車道 | 一般国道282号西根IC～柏台松尾線松尾八幡平IC | 8,176 | 3,585 | 11,761 | 9,902 | 6,653 | 16,555 |
| 7 | 東北自動車道 | 柏台松尾線松尾八幡平IC～八戸自動車道安代JCT | 7,709 | 3,592 | 11,301 | 9,368 | 6,619 | 15,987 |
| 8 | 東北自動車道 | 八戸自動車道安代JCT～一般国道282号安代IC | 4,333 | 2,099 | 6,432 | 5,285 | 4,027 | 9,312 |
| 9 | 東北自動車道 | 一般国道282号安代IC～ | 4,028 | 2,042 | 6,070 | 4,935 | 3,940 | 8,875 |
| 10 | 八戸自動車道 | 東北自動車道安代JCT～二戸五日市線浄法寺IC | 4,404 | 1,895 | 6,299 | 5,261 | 3,064 | 8,325 |
| 11 | 一般国道4号 | 花巻市石鳥谷町中寺林第7地割 | 10,005 | 1,935 | 11,940 | 12,980 | 2,901 | 15,881 |
| 12 | 一般国道4号 | 紫波郡紫波町犬瀨南谷地 | 11,515 | 1,615 | 13,130 | 14,786 | 2,677 | 17,463 |
| 13 | 一般国道4号 | 紫波郡紫波町日詰西裏 | 16,540 | 2,086 | 18,626 | 20,724 | 2,931 | 23,655 |
| 14 | 一般国道4号 | 盛岡市東見前1地割 | 16,938 | 810 | 17,748 | 21,825 | 1,172 | 22,997 |
| 15 | 一般国道4号 | 盛岡市三本柳5地割 | 25,026 | 2,000 | 27,026 | 33,124 | 2,820 | 35,944 |
| 16 | 一般国道4号 | 盛岡市津志田27地割 | 27,728 | 2,611 | 30,339 | 36,393 | 3,494 | 39,887 |
| 17 | 一般国道4号 | 盛岡市東仙北2丁目 | 26,473 | 2,146 | 28,619 | 34,529 | 2,962 | 37,491 |
| 18 | 一般国道4号 | 盛岡市中野2丁目 | 30,402 | 2,428 | 32,830 | 38,564 | 3,458 | 42,022 |
| 19 | 一般国道4号 | 盛岡市加賀野2丁目 | 24,691 | 2,756 | 27,447 | 31,503 | 3,611 | 35,114 |
| 20 | 一般国道4号 | 盛岡市高松2丁目 | 29,268 | 1,107 | 30,375 | 36,941 | 1,576 | 38,517 |
| 21 | 一般国道4号 | 盛岡市上堂3丁目 | 26,607 | 2,126 | 28,733 | 34,578 | 3,349 | 37,927 |
| 22 | 一般国道4号 | 盛岡市下厨川鍋屋敷 | 18,415 | 2,088 | 20,503 | 24,114 | 2,965 | 27,079 |
| 23 | 一般国道4号 | 盛岡市下田船綱 | 10,239 | 2,433 | 12,672 | 13,436 | 3,545 | 16,981 |
| 24 | 一般国道4号 | 盛岡市洪民大前田 | 5,358 | 689 | 6,047 | 6,630 | 1,050 | 7,680 |
| 25 | 一般国道4号 | 盛岡市芋田沢田 | 8,377 | 2,055 | 10,432 | 10,704 | 3,066 | 13,770 |
| 26 | 一般国道4号 | 岩手郡岩手町川口第50地割 | 9,381 | 2,646 | 12,027 | 11,377 | 3,757 | 15,134 |
| 27 | 一般国道4号 | 岩手郡岩手町五日市第12地割 | 6,609 | 2,144 | 8,753 | 8,000 | 3,029 | 11,029 |
| 28 | 一般国道4号 | 岩手郡岩手町沼宮内第33地割 | 4,016 | 1,724 | 5,740 | 5,085 | 2,588 | 7,673 |
| 29 | 一般国道4号 | 盛岡市洪民岩鼻 | 6,663 | 1,847 | 8,510 | 8,810 | 2,594 | 11,404 |
| 30 | 一般国道46号 | 盛岡市前九年1丁目 | 12,097 | 690 | 12,787 | 15,019 | 837 | 15,856 |
| 31 | 一般国道46号 | 盛岡市前湯1丁目 | 24,175 | 857 | 25,032 | 29,804 | 1,140 | 30,944 |
| 32 | 一般国道46号 | 盛岡市上厨川横長根 | 18,707 | 2,228 | 20,935 | 23,108 | 2,851 | 25,959 |
| 33 | 一般国道46号 | 滝沢市大釜中道 | 18,765 | 2,395 | 21,160 | 23,150 | 3,018 | 26,168 |
| 34 | 一般国道46号 | 岩手郡雫石町七ツ森 | 10,129 | 1,395 | 11,524 | 12,214 | 1,811 | 14,025 |
| 35 | 一般国道46号 | 岩手郡雫石町千刈田 | 6,479 | 1,252 | 7,731 | 7,814 | 1,695 | 9,509 |

表 3.2.4-1 交通量の状況（平成 27 年度）（2/4）

| No. | 路線名 | 交通量観測地点地名 | 平日昼間 12 時間 自動車類交通量(台) | | | 平日 24 時間 自動車類交通量(台) | | |
|-----|----------------------|------------------|--------------------------|-------|--------|------------------------|-------|--------|
| | | | 小型車 | 大型車 | 合計 | 小型車 | 大型車 | 合計 |
| 36 | 一般国道 46 号 | 岩手郡雫石町橋場明神下 | 3,951 | 993 | 4,944 | 4,535 | 1,374 | 5,909 |
| 37 | 一般国道 46 号 | 岩手郡雫石町橋場 | 2,821 | 868 | 3,689 | 3,286 | 1,232 | 4,518 |
| 38 | 一般国道 46 号 | 盛岡市上厨川前湯 | 15,632 | 1,508 | 17,140 | 19,450 | 2,661 | 22,111 |
| 39 | 一般国道 46 号 | 盛岡市向中野 3 丁目 | 20,633 | 950 | 21,583 | 25,434 | 2,408 | 27,842 |
| 40 | 一般国道 46 号 | 盛岡市北飯岡 1 丁目 | 24,945 | 1,039 | 25,984 | 30,763 | 2,757 | 33,520 |
| 41 | 一般国道 46 号 | 盛岡市北飯岡 2 丁目 | 24,295 | 1,225 | 25,520 | 30,379 | 3,052 | 33,431 |
| 42 | 一般国道 106 号 | 宮古市門馬(門馬バス停) | 3,571 | 846 | 4,417 | 4,079 | 1,179 | 5,258 |
| 43 | 一般国道 106 号 | 盛岡市梁川(梁川道路終点) | 3,459 | 851 | 4,310 | 4,237 | 1,064 | 5,301 |
| 44 | 一般国道 106 号 | 盛岡市川目 | 4,080 | 578 | 4,658 | 4,967 | 809 | 5,776 |
| 45 | 一般国道 106 号 | 盛岡市中野 1 丁目 | 9,202 | 736 | 9,938 | 11,295 | 1,326 | 12,621 |
| 46 | 一般国道 106 号 | 盛岡市八幡町 | 10,287 | 601 | 10,888 | 12,574 | 1,254 | 13,828 |
| 47 | 一般国道 106 号 | 盛岡市内丸 | 10,435 | 1,769 | 12,204 | 13,164 | 2,579 | 15,743 |
| 48 | 一般国道 281 号 | 岩手郡岩手町大坊 | 2,288 | 456 | 2,744 | 2,765 | 578 | 3,343 |
| 49 | 一般国道 282 号 | 滝沢市一本木 | 11,671 | 2,067 | 13,738 | 15,229 | 2,568 | 17,797 |
| 50 | 一般国道 282 号 (西根バス) | 八幡平市大更(西根バス) | 7,338 | 1,202 | 8,540 | 9,023 | 1,652 | 10,675 |
| 51 | 一般国道 282 号 (西根バス) | 八幡平市大更(西根バス) | 4,446 | 808 | 5,254 | 5,488 | 1,080 | 6,568 |
| 52 | 一般国道 282 号 | 八幡平市中松尾 | 4,564 | 794 | 5,358 | 5,581 | 1,063 | 6,644 |
| 53 | 一般国道 282 号 | 八幡平市赤坂田 | 2,749 | 741 | 3,490 | 3,411 | 917 | 4,328 |
| 54 | 一般国道 282 号 | 八幡平市五日市 | 2,897 | 744 | 3,641 | 3,587 | 928 | 4,515 |
| 55 | 一般国道 282 号 | 八幡平市田山 | 1,422 | 602 | 2,024 | 1,777 | 692 | 2,469 |
| 56 | 一般国道 282 号 | 八幡平市兄畑 | 1,025 | 527 | 1,552 | 1,294 | 599 | 1,893 |
| 57 | 一般国道 282 号 | - | 6,976 | 1,098 | 8,074 | 8,726 | 1,609 | 10,335 |
| 58 | 一般国道 282 号 | 八幡平市大更 | 5,782 | 398 | 6,180 | 7,004 | 721 | 7,725 |
| 59 | 一般国道 282 号 | 八幡平市平館第 25 地割 | 4,946 | 302 | 5,248 | 6,018 | 594 | 6,612 |
| 60 | 一般国道 396 号 | 紫波郡紫波町佐比内館前 | 4,186 | 751 | 4,937 | 5,163 | 1,008 | 6,171 |
| 61 | 一般国道 396 号 | 紫波郡紫波町東長岡柳田 | 4,082 | 441 | 4,523 | 4,915 | 578 | 5,493 |
| 62 | 一般国道 396 号 | 盛岡市手代森 | 13,058 | 1,562 | 14,620 | 16,223 | 2,491 | 18,714 |
| 63 | 一般国道 396 号 | 盛岡市東安庭 | 16,494 | 1,511 | 18,005 | 20,509 | 2,717 | 23,226 |
| 64 | 一般国道 455 号 | 盛岡市内丸 | 10,435 | 1,769 | 12,204 | 13,631 | 1,868 | 15,499 |
| 65 | 一般国道 455 号 | 盛岡市三ツ割(北山バス) | 11,559 | 551 | 12,110 | 14,106 | 1,274 | 15,380 |
| 66 | 一般国道 455 号 | 盛岡市山岸 | 5,920 | 643 | 6,563 | 7,341 | 1,060 | 8,401 |
| 67 | 一般国道 455 号 | 盛岡市外山 | 1,273 | 232 | 1,505 | 1,537 | 269 | 1,806 |
| 68 | 一般国道 455 号 | 盛岡市藪川 | 1,010 | 245 | 1,255 | 1,226 | 267 | 1,493 |
| 69 | 一般国道 456 号 | 紫波郡紫波町犬吠森 | 4,092 | 500 | 4,592 | 5,000 | 740 | 5,740 |
| 70 | 一般国道 456 号 | 紫波郡紫波町彦部定内 | 4,144 | 524 | 4,668 | 5,032 | 756 | 5,788 |
| 71 | 盛岡横手線 | 盛岡市内丸 | 14,658 | 2,028 | 16,686 | 18,374 | 3,151 | 21,525 |
| 72 | 盛岡横手線 | 盛岡市城西町 | 15,725 | 808 | 16,533 | 19,427 | 1,901 | 21,328 |
| 73 | 盛岡横手線 | 盛岡市中屋敷町 | 22,294 | 977 | 23,271 | 27,662 | 2,590 | 30,252 |
| 74 | 盛岡横手線 | 岩手郡雫石町天沼 | 4,048 | 333 | 4,381 | 4,876 | 556 | 5,432 |
| 75 | 盛岡横手線 | 和賀郡西和賀町沢内字丸志田 | 1,378 | 260 | 1,638 | 1,661 | 321 | 1,982 |
| 76 | 盛岡停車場線 | 盛岡市開運橋 | 9,863 | 1,867 | 11,730 | 12,330 | 2,567 | 14,897 |
| 77 | 二戸五日市線 | 八幡平市浅沢 | 1,012 | 208 | 1,220 | 1,216 | 260 | 1,476 |
| 78 | 盛岡和賀線 | 盛岡市下太田 | 13,667 | 1,055 | 14,722 | 16,857 | 1,987 | 18,844 |
| 79 | 盛岡和賀線 | 盛岡市本宮(飯岡・羽場工区) | 8,957 | 1,169 | 10,126 | 11,087 | 1,773 | 12,860 |
| 80 | 盛岡和賀線 | 盛岡市上飯岡 | 13,526 | 2,543 | 16,069 | 17,124 | 3,605 | 20,729 |
| 81 | 盛岡和賀線 | 紫波郡矢巾町流通ツケ南 3 丁目 | 17,894 | 4,474 | 22,368 | 22,598 | 5,809 | 28,407 |
| 82 | 盛岡和賀線 | 紫波郡紫波町南伝法寺 | 6,341 | 1,761 | 8,102 | 7,987 | 2,222 | 10,209 |
| 83 | 盛岡和賀線 | 紫波郡紫波町片寄沢崎 | 5,365 | 2,146 | 7,511 | 6,892 | 2,572 | 9,464 |
| 84 | 盛岡和賀線 | 花巻市湯本町北湯口 | 6,794 | 2,385 | 9,179 | 8,668 | 2,898 | 11,566 |
| 85 | 盛岡和賀線 | - | 5,593 | 440 | 6,033 | 6,900 | 822 | 7,722 |
| 86 | 盛岡和賀線 | 盛岡市中太田 | 3,576 | 486 | 4,062 | 4,429 | 730 | 5,159 |
| 87 | 盛岡環状線 | 盛岡市仙北町 2 丁目 | 12,931 | 405 | 13,336 | 15,817 | 1,253 | 17,070 |

表 3.2.4-1 交通量の状況（平成 27 年度）（3/4）

| No. | 路線名 | 交通量観測地点地名 | 平日昼間 12 時間 自動車類交通量(台) | | | 平日 24 時間 自動車類交通量(台) | | |
|-----|----------|-------------|--------------------------|-------|--------|------------------------|-------|--------|
| | | | 小型車 | 大型車 | 合計 | 小型車 | 大型車 | 合計 |
| 88 | 盛岡環状線 | 盛岡市本宮 | 10,586 | 414 | 11,000 | 12,909 | 1,061 | 13,970 |
| 89 | 盛岡環状線 | 盛岡市上鹿妻與市新田 | 3,227 | 1,015 | 4,242 | 4,034 | 1,226 | 5,260 |
| 90 | 盛岡環状線 | 滝沢市大沢谷地上 | 9,413 | 1,478 | 10,891 | 11,615 | 1,781 | 13,396 |
| 91 | 盛岡環状線 | 滝沢市鶴飼 | 11,529 | 2,646 | 14,175 | 14,601 | 3,543 | 18,144 |
| 92 | 盛岡環状線 | 滝沢市巢子 | 3,182 | 218 | 3,400 | 3,807 | 375 | 4,182 |
| 93 | 盛岡環状線 | 盛岡市川又柳平 | 4,701 | 426 | 5,127 | 5,715 | 694 | 6,409 |
| 94 | 岩手平館線 | 岩手郡岩手町沼宮内 | 6,327 | 431 | 6,758 | 7,662 | 786 | 8,448 |
| 95 | 岩手平館線 | 岩手郡岩手町一方井 | 1,757 | 203 | 1,960 | 2,095 | 296 | 2,391 |
| 96 | 大更八幡平線 | 八幡平市田頭 | 2,946 | 188 | 3,134 | 3,492 | 331 | 3,823 |
| 97 | 大更八幡平線 | 八幡平市松尾寄木 | 1,781 | 272 | 2,053 | 2,136 | 369 | 2,505 |
| 98 | 大更八幡平線 | 八幡平市八幡平 | 286 | 55 | 341 | 309 | 63 | 372 |
| 99 | 紫波江繋線 | 紫波郡紫波町赤沢 | 915 | 121 | 1,036 | 1,096 | 147 | 1,243 |
| 100 | 紫波江繋線 | 花巻市大迫町天王 | 239 | 42 | 281 | 257 | 46 | 303 |
| 101 | 紫波江繋線 | - | 1,308 | 323 | 1,631 | 1,590 | 384 | 1,974 |
| 102 | 葛巻日影線 | 二戸郡一戸町中山字大塚 | 389 | 41 | 430 | 498 | 57 | 555 |
| 103 | 葛巻日影線 | 八幡平市繫沢 | 170 | 30 | 200 | 176 | 30 | 206 |
| 104 | 上米内湯沢線 | 盛岡市上米内 | 1,746 | 368 | 2,114 | 2,110 | 469 | 2,579 |
| 105 | 上米内湯沢線 | 盛岡市浅岸 | 1,767 | 195 | 1,962 | 2,088 | 266 | 2,354 |
| 106 | 上米内湯沢線 | 盛岡市手代森 | 4,353 | 1,532 | 5,885 | 5,464 | 1,833 | 7,297 |
| 107 | 上米内湯沢線 | 盛岡市日赤前 | 13,102 | 1,998 | 15,100 | 16,383 | 2,945 | 19,328 |
| 108 | 上米内湯沢線 | 盛岡市津志田 | 19,641 | 2,414 | 22,055 | 24,553 | 3,898 | 28,451 |
| 109 | 上米内湯沢線 | 盛岡市永井 | 10,895 | 2,754 | 13,649 | 13,766 | 3,568 | 17,334 |
| 110 | 盛岡大迫東和線 | 盛岡市築場(築川工区) | 193 | 20 | 213 | 207 | 25 | 232 |
| 111 | 盛岡大迫東和線 | - | 70 | 4 | 74 | 86 | 8 | 94 |
| 112 | 柏台松尾線 | 八幡平市畑 | 778 | 103 | 881 | 990 | 129 | 1,119 |
| 113 | 紫波ツタ線 | 紫波郡紫波町境田 | 3,103 | 1,041 | 4,144 | 3,882 | 1,257 | 5,139 |
| 114 | 日詰停車場線 | 紫波郡紫波町北日詰 | 2,013 | 196 | 2,209 | 2,393 | 302 | 2,695 |
| 115 | 仙北町停車場線 | - | 2,283 | 148 | 2,431 | 2,710 | 256 | 2,966 |
| 116 | 不動盛岡線 | 紫波郡矢巾町煙山 | 9,139 | 826 | 9,965 | 11,165 | 1,391 | 12,556 |
| 117 | 不動盛岡線 | 盛岡市永井 31 地割 | 7,119 | 1,018 | 8,137 | 8,708 | 1,158 | 9,866 |
| 118 | 不動盛岡線 | 盛岡市南大通明治橋 | 21,808 | 831 | 22,639 | 27,212 | 2,445 | 29,657 |
| 119 | 田山停車場線 | - | 457 | 58 | 515 | 578 | 76 | 654 |
| 120 | 荒屋新町停車場線 | - | 457 | 58 | 515 | 578 | 76 | 654 |
| 121 | 厨川停車場線 | - | 2,283 | 148 | 2,431 | 2,710 | 256 | 2,966 |
| 122 | 好摩停車場線 | 盛岡市好摩 | 3,045 | 310 | 3,355 | 3,676 | 484 | 4,160 |
| 123 | 大釜停車場線 | - | 457 | 58 | 515 | 578 | 76 | 654 |
| 124 | 小岩井停車場線 | 岩手郡雫石町小岩井 | 2,591 | 359 | 2,950 | 3,110 | 489 | 3,599 |
| 125 | 上盛岡停車場線 | - | 1,617 | 237 | 1,854 | 1,927 | 316 | 2,243 |
| 126 | 古館停車場線 | 紫波郡紫波町古館 | 3,100 | 115 | 3,215 | 3,663 | 259 | 3,922 |
| 127 | 岩手川口停車場線 | - | 457 | 58 | 515 | 578 | 76 | 654 |
| 128 | 藪川川口線 | 岩手郡岩手町太布 | 196 | 50 | 246 | 212 | 54 | 266 |
| 129 | 藪川川口線 | 岩手郡岩手町川口 | 426 | 120 | 546 | 570 | 140 | 710 |
| 130 | 紫波雫石線 | 紫波郡紫波町上平沢 | 2,998 | 832 | 3,830 | 3,704 | 1,007 | 4,711 |
| 131 | 紫波雫石線 | 紫波郡紫波町志和 | 2,126 | 1,278 | 3,404 | 2,771 | 1,450 | 4,221 |
| 132 | 紫波雫石線 | 岩手郡雫石町林平 | 947 | 333 | 1,280 | 1,188 | 361 | 1,549 |
| 133 | 渋民川又線 | 盛岡市日戸 | 2,216 | 192 | 2,408 | 2,651 | 311 | 2,962 |
| 134 | 盛岡鶯宿温泉線 | 盛岡市上太田 | 7,190 | 339 | 7,529 | 8,660 | 751 | 9,411 |
| 135 | 盛岡鶯宿温泉線 | 岩手郡雫石町鶯宿 | 1,160 | 70 | 1,230 | 1,366 | 110 | 1,476 |
| 136 | 大更停車場線 | 八幡平市大更 | 1,341 | 122 | 1,463 | 1,595 | 190 | 1,785 |
| 137 | 西山生保内線 | 岩手郡雫石町玄武洞 | 225 | 7 | 232 | 241 | 12 | 253 |
| 138 | 田山花輪線 | 八幡平市折壁 | 320 | 38 | 358 | 399 | 66 | 465 |
| 139 | 志和石鳥谷線 | 花巻市石鳥谷町好地 | 1,723 | 346 | 2,069 | 2,079 | 445 | 2,524 |

表 3.2.4-1 交通量の状況（平成 27 年度）（4/4）

| No. | 路線名 | 交通量観測地点地名 | 平日昼間 12 時間 自動車類交通量(台) | | | 平日 24 時間 自動車類交通量(台) | | |
|-----|----------|------------------|--------------------------|-------|--------|------------------------|-------|--------|
| | | | 小型車 | 大型車 | 合計 | 小型車 | 大型車 | 合計 |
| 140 | 大更好摩線 | - | 1,877 | 183 | 2,060 | 2,231 | 282 | 2,513 |
| 141 | 大更好摩線 | 盛岡市葉/木谷地 | 2,297 | 171 | 2,468 | 2,728 | 283 | 3,011 |
| 142 | 大志田停車場線 | - | 426 | 54 | 480 | 528 | 77 | 605 |
| 143 | 不動矢巾停車場線 | 紫波郡矢巾町南矢幅 | 5,993 | 320 | 6,313 | 7,188 | 640 | 7,828 |
| 144 | 矢巾停車場線 | 紫波郡矢巾町西徳田 | 9,001 | 737 | 9,738 | 10,994 | 1,276 | 12,270 |
| 145 | 大ヶ生徳田線 | 盛岡市乙部 | 1,142 | 31 | 1,173 | 1,341 | 67 | 1,408 |
| 146 | 大ヶ生徳田線 | 紫波郡矢巾町徳田橋 | 6,754 | 1,525 | 8,279 | 8,444 | 1,988 | 10,432 |
| 147 | 雫石停車場線 | - | 2,251 | 146 | 2,397 | 2,667 | 257 | 2,924 |
| 148 | 雫石東八幡平線 | 岩手郡雫石町中町 | 3,906 | 183 | 4,089 | 4,683 | 387 | 5,070 |
| 149 | 雫石東八幡平線 | 岩手郡雫石町長山 | 2,151 | 128 | 2,279 | 2,544 | 236 | 2,780 |
| 150 | 雫石東八幡平線 | 岩手郡雫石町網張 | 423 | 33 | 456 | 544 | 49 | 593 |
| 151 | 雫石東八幡平線 | 八幡平市松川 | 234 | 11 | 245 | 250 | 15 | 265 |
| 152 | 網張温泉線 | 岩手郡雫石町丸谷地 | 2,671 | 255 | 2,926 | 3,174 | 396 | 3,570 |
| 153 | 氏子橋夕顔瀬線 | 盛岡市上堂 | 12,549 | 1,009 | 13,558 | 15,480 | 1,874 | 17,354 |
| 154 | 氏子橋夕顔瀬線 | 盛岡市夕顔瀬町夕顔瀬橋 | 17,542 | 1,373 | 18,915 | 24,634 | 1,720 | 26,354 |
| 155 | 盛岡滝沢線 | 盛岡市前九年 2 丁目 | 4,320 | 350 | 4,670 | 5,242 | 595 | 5,837 |
| 156 | 盛岡滝沢線 | 滝沢市鶴飼 | 10,308 | 746 | 11,054 | 12,636 | 1,403 | 14,039 |
| 157 | 田代平西根線 | 八幡平市野口 | 687 | 97 | 784 | 876 | 120 | 996 |
| 158 | 佐比内彦部線 | 紫波郡紫波町館前 | 1,680 | 124 | 1,804 | 1,982 | 201 | 2,183 |
| 159 | 焼走り線 | 八幡平市川の畑 | 2,112 | 148 | 2,260 | 2,503 | 254 | 2,757 |
| 160 | 花巻雫石線 | - | 73 | 1 | 74 | 89 | 5 | 94 |
| 161 | 元木江刈内線 | 岩手郡岩手町江刈内 | 1,361 | 104 | 1,465 | 1,616 | 157 | 1,773 |
| 162 | 岩手大更線 | 岩手郡岩手町新田 | 3,112 | 482 | 3,594 | 3,770 | 651 | 4,421 |
| 163 | 繋温泉線 | 盛岡市繋尾入野 | 3,984 | 390 | 4,374 | 4,726 | 435 | 5,161 |
| 164 | 中寺林犬淵線 | 花巻市石鳥谷町好地第 17 地割 | 5,534 | 484 | 6,018 | 6,696 | 526 | 7,222 |
| 165 | 国見温泉線 | - | 179 | 4 | 183 | 191 | 8 | 199 |
| 166 | 鶴飼滝沢線 | 滝沢市夜蚊平 | 1,870 | 356 | 2,226 | 2,245 | 448 | 2,693 |
| 167 | 鶴飼滝沢線 | 滝沢市分レ | 1,411 | 423 | 1,834 | 1,712 | 489 | 2,201 |
| 168 | 矢巾西安庭線 | 紫波郡矢巾町広宮沢第 11 地割 | 6,327 | 1,654 | 7,981 | 7,950 | 2,106 | 10,056 |
| 169 | 盛岡石鳥谷線 | 紫波郡紫波町片寄権現堂 | 3,743 | 759 | 4,502 | 4,601 | 981 | 5,582 |
| 170 | 本宮長田町線 | 盛岡市本宮(杜の大橋) | 11,846 | 339 | 12,185 | 14,406 | 1,069 | 15,475 |
| 171 | 八幡平公園線 | 八幡平市松尾寄木 | 65 | 6 | 71 | 81 | 8 | 89 |

注) 1. 観測地点が明らかになっていない場合は「-」とする。

2. 表中の斜体で記載した数値は推計値を示す

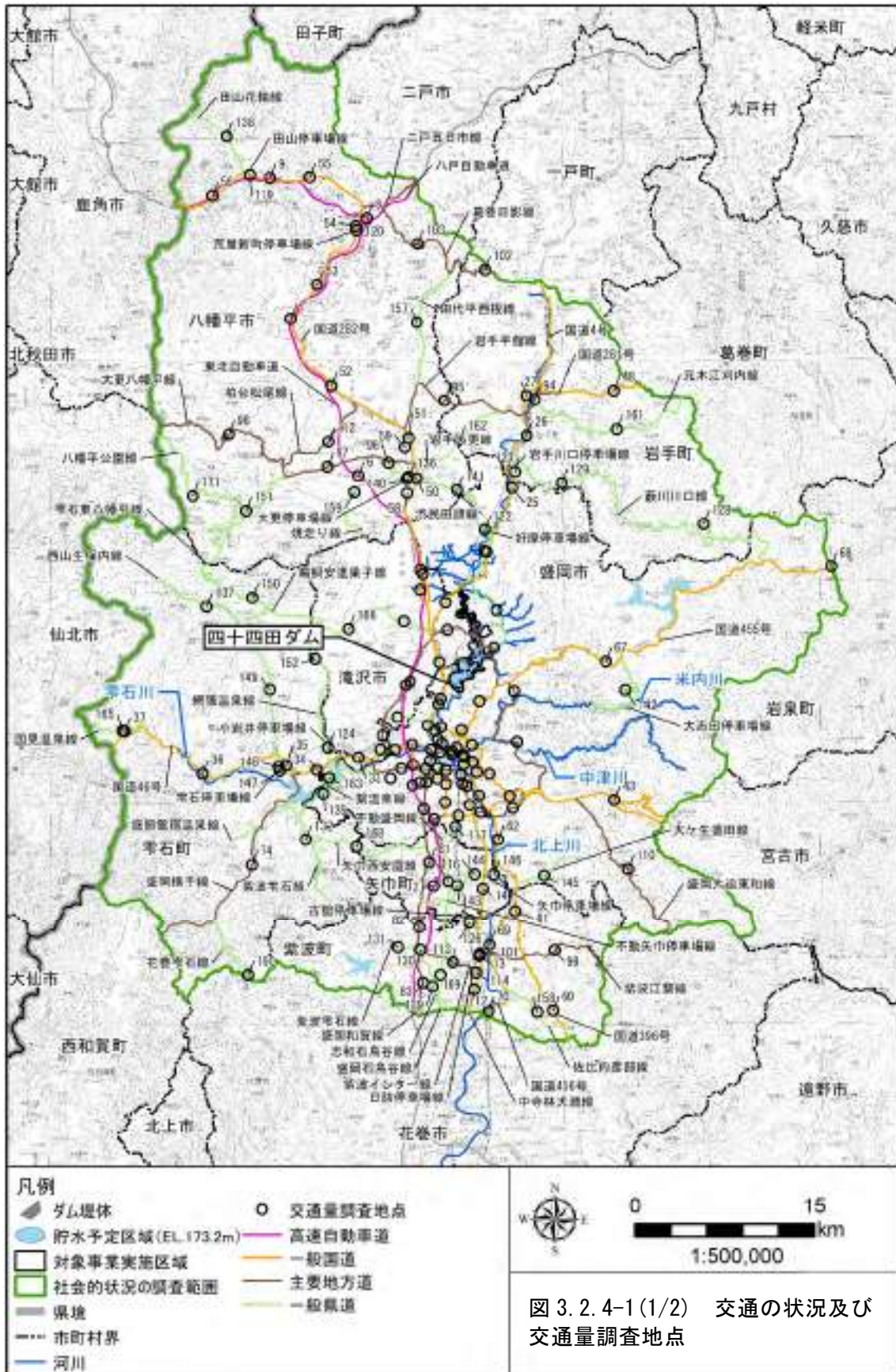
資料) 1. 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（国土交通省道路局）をもとに作成

3.2.4.2 鉄道

社会的状況の調査範囲における鉄道の状況を図 3.2.4-2 に示す。

社会的状況の調査範囲には、花輪線、東北新幹線及びいわて銀河鉄道線等が通過している。

対象事業実施区域の周辺には、南側に東北本線、南東部に山田線、南西部に田沢湖線(秋田新幹線)が通過している。



注)1. 図中の番号は表 3.2.4-1 のNo.と対応する。

資料)1. 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 (国土交通省道路局)

2. 岩手県管内道路網図 (岩手県)をもとに作成



図 3. 2. 4-1 (2/2) 交通の状況及び交通量調査地点 (詳細)

注) 1. 図中の番号は表 3. 2. 4-1 のNo.と対応する。

資料) 1. 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 (国土交通省道路局)

2. 岩手県管内道路網図 (岩手県)
をもとに作成

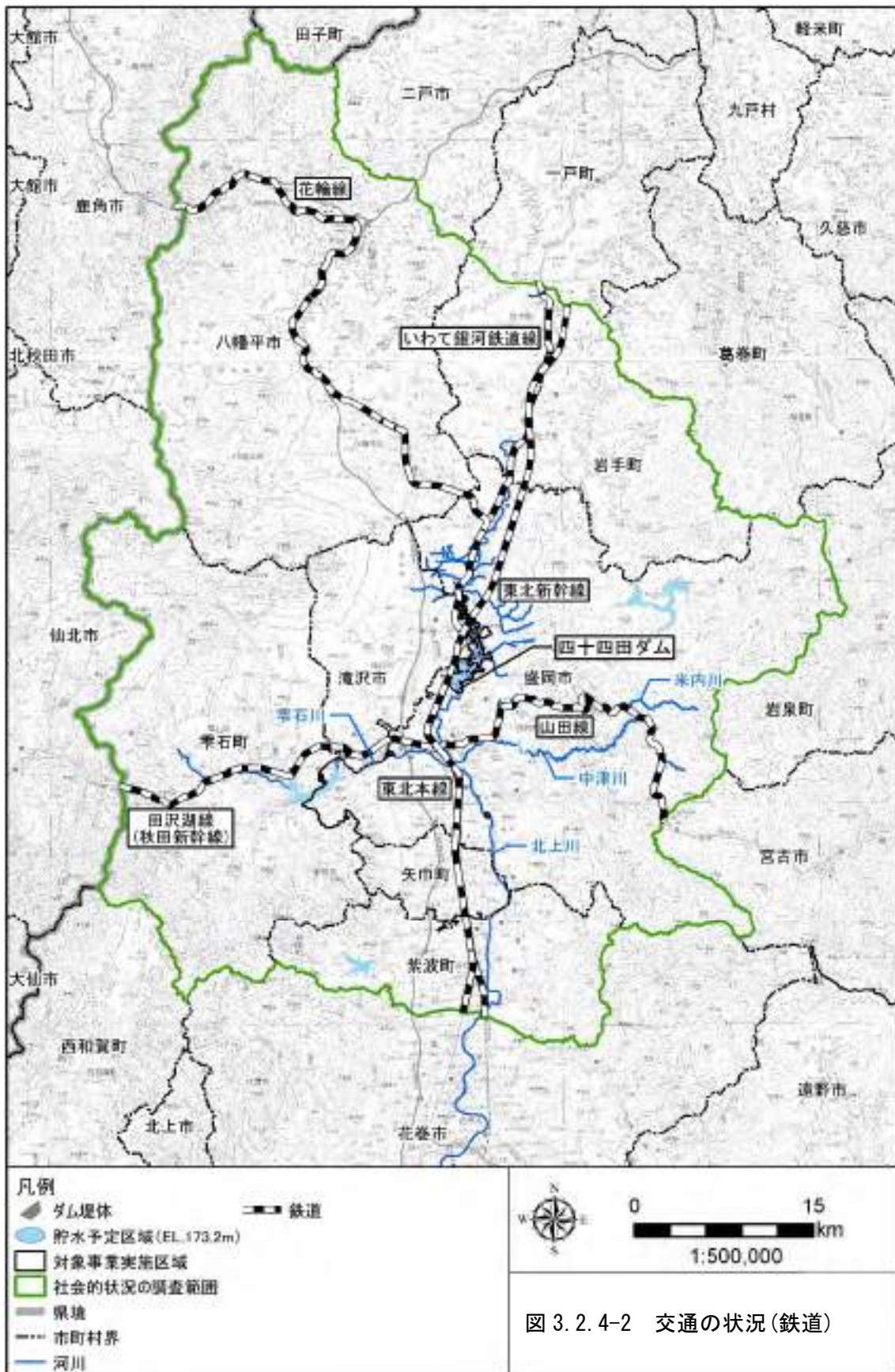


図 3.2.4-2 交通の状況(鉄道)

資料)1. 国土数値情報 鉄道(令和2年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

社会的状況の調査範囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況を表3.2.5-1～表3.2.5-3及び図3.2.5-1～図3.2.5-3に示す。

また、社会的状況の調査範囲における住宅の配置の状況を図3.2.5-4に示す。

表3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）(1/7)

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 |
|-----|-----|-------|--------------|-----------------|
| 1 | 盛岡市 | 公立保育園 | くりやがわ保育園 | 盛岡市新田町 9-33 |
| 2 | | | 太田保育園 | 盛岡市上太田松ノ木 84-3 |
| 3 | | | きたくり保育園 | 盛岡市厨川 1-7-1 |
| 4 | | | あべたて保育園 | 盛岡市安倍館町 14-40 |
| 5 | | | とりょう保育園 | 盛岡市肴町 2-8 |
| 6 | | | さくらがおか保育園 | 盛岡市山岸 3-20-1 |
| 7 | | | 手代森保育園 | 盛岡市手代森 22-49-1 |
| 8 | | | 見前保育園 | 盛岡市三本柳 10-4-2 |
| 9 | | | 乙部保育園 | 盛岡市乙部 29-67-2 |
| 10 | | | 青山保育園 | 盛岡市青山 2-6-18 |
| 11 | | 私立保育園 | 善友保育園 | 盛岡市北山 1-12-36 |
| 12 | | | アケボノ保育園 | 盛岡市愛宕町 18-36 |
| 13 | | | 仙北保育園 | 盛岡市仙北 2-11-26 |
| 14 | | | 聖光保育園 | 盛岡市長田町 17-8 |
| 15 | | | 山岸保育園 | 盛岡市山岸 2-5-44 |
| 16 | | | 山王保育園 | 盛岡市山王町 1-63 |
| 17 | | | 高松保育園 | 盛岡市高松 4-18-40 |
| 18 | | | キンダーホーム | 盛岡市清水町 7-51 |
| 19 | | | 天昌寺保育園 | 盛岡市天昌寺町 6-43 |
| 20 | | | 愛育ホーム | 盛岡市みたけ 4-6-10 |
| 21 | | | 愛育園 | 盛岡市西松園 2-8-1 |
| 22 | | | 大新保育園 | 盛岡市南青山町 13-3 |
| 23 | | | 川目保育園 | 盛岡市東山 1-15-1 |
| 24 | | | 第二山王保育園 | 盛岡市山王町 10-25 |
| 25 | | | わかば保育園 | 盛岡市西松園 3-19-6 |
| 26 | | | 北松園風の子保育園 | 盛岡市北松園 4-1-5 |
| 27 | | | アイリス保育園 | 盛岡市西見前 19-44-24 |
| 28 | | | 前湯保育園 | 盛岡市上厨川字杉原 55 |
| 29 | | | MHナーサリー | 盛岡市盛岡駅前通 8-12 |
| 30 | | | 都南保育園 | 盛岡市三本柳 22-39-3 |
| 31 | | | 津志田保育園 | 盛岡市三本柳 4-16-1 |
| 32 | | | ふじみ保育園 | 盛岡市本宮字大宮 117-2 |
| 33 | | | 好摩保育所 | 盛岡市好摩字野中 69-112 |
| 34 | | | 渋民保育園 | 盛岡市渋民字渋民 1-1 |
| 35 | | | 下田保育園 | 盛岡市下田字生出袋 80-1 |
| 36 | | | 玉山保育園 | 盛岡市日戸字市の坪 59 |
| 37 | | | 柳青保育園 | 盛岡市下田字陣場 42-63 |
| 38 | | | いちご保育園 | 盛岡市本宮 3-15-22 |
| 39 | | | 緑が丘ひまわり保育園 | 盛岡市緑が丘 2-7-20 |
| 40 | | | あさひ保育園 | 盛岡市月が丘 1-23-1 |
| 41 | | | 本宮保育園 | 盛岡市本宮 4-38-10 |
| 42 | | | 津志田つばさ園 | 盛岡市津志田西 2-19-58 |
| 43 | | | ニチキッズ仙北町駅保育園 | 盛岡市仙北 2-1-52 |
| 44 | | | くろいしの保育園 | 盛岡市黒石野 1-12-1 |
| 45 | | | C o c o a | 盛岡市北飯岡 4-8-45 |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）（2/7）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | |
|-----|-----|-------------------|--------------|----------------------|---------------------|
| 46 | 盛岡市 | 私立保育園 | ぎんがの里保育園 | 盛岡市本宮字林崎 1-2 | |
| 47 | | | ニチイキッズみたけ保育園 | 盛岡市厨川 1-17-55 | |
| 48 | | | 盛南ひまわり保育園 | 盛岡市向中野字道明 60 | |
| 49 | | | みたけ保育園 | 盛岡市青山 3-14-5 | |
| 50 | | | ながい保育園 | 盛岡市永井 10-172 | |
| 51 | | | エトワール保育園 | 盛岡市本宮一丁目 15-2 | |
| 52 | | | うえだ保育園 | 盛岡市高松 1-9-43 | |
| 53 | | | モリオカえほんの森保育園 | 盛岡市本宮字荒屋 101 | |
| 54 | | | 東見前保育園 | 盛岡市東見前 5-102 | |
| 55 | | | 私立認定こども園 | 盛岡幼稚園 | 盛岡市中央通 1-6-47 |
| 56 | | | | のぞみこども園 | 盛岡市館向町 21-7 |
| 57 | | | | なでしここども園 | 盛岡市上堂 1-10-23 |
| 58 | | | | やよい幼稚園・保育園 | 盛岡市西松園 4-8-1 |
| 59 | | | | 月が丘幼稚園・保育園(幼稚園) | 盛岡市月が丘 2-7-5 |
| 60 | | 月が丘幼稚園・保育園(保育園) | | 盛岡市月が丘 2-7-26 | |
| 61 | | つつみ幼稚園 | | 盛岡市高松 1-6-34 | |
| 62 | | 台太郎こども園 | | 盛岡市西仙北 1-36-10 | |
| 63 | | なかのこども園 | | 盛岡市東安庭 1-13-35 | |
| 64 | | 飯岡こども園 | | 盛岡市下飯岡 8-99 | |
| 65 | | かがの保育園 | | 盛岡市加賀野 4-18-60 | |
| 66 | | 久昌寺保育園 | | 盛岡市茶畑 2-2-1 | |
| 67 | | 青空こども園 | | 盛岡市平賀新田字高柳 2-4 | |
| 68 | | よつばこども園 | | 盛岡市本宮 1-17-18 | |
| 69 | | めぐみ幼稚園 | | 盛岡市西松園 1-12-1 | |
| 70 | | 南仙北保育園 | | 盛岡市南仙北 1 丁目 6-3 | |
| 71 | | 青葉幼稚園 | | 盛岡市永井 20-5-37 | |
| 72 | | もみじが丘幼稚園 | | 盛岡市紅葉が丘 19 番 13 号 | |
| 73 | | 認定こども園おぞら村一番地こども園 | | 盛岡市津志田西 1 丁目 17-60 | |
| 74 | | 認定こども園二葉幼稚園 | | 盛岡市下飯岡 12 地割 72 番地 1 | |
| 75 | | 認定こども園青山幼稚園 | | 盛岡市青山 3-6-27 | |
| 76 | | 認定こども園都南幼稚園 | | 盛岡市三本柳 20-109 | |
| 77 | | 水道橋くるみ幼稚園 | | 盛岡市浅岸字橋場 9-1 | |
| 78 | | 認定こども園 みどりこども園 | | 盛岡市飯岡 2 地割 319- 1 | |
| 79 | | 認定こども園 下太田保育園 | | 盛岡市下太田榊 14-21 | |
| 80 | | 認定こども園 盛岡大学附属幼稚園 | | 盛岡市厨川五丁目 4-1 | |
| 81 | | 公立幼稚園 | | 太田幼稚園 | 盛岡市上太田字吉本 9 |
| 82 | | | | 米内幼稚園 | 盛岡市上米内字米内沢 89 |
| 83 | | | | 好摩幼稚園 | 盛岡市好摩字上山 13-1 |
| 84 | | 国立幼稚園 | | 岩手大学教育学部附属幼稚園 | 盛岡市加賀野 3 丁目 9 番 1 号 |
| 85 | | 私立幼稚園 | | 仁王幼稚園 | 盛岡市中央通三丁目 14-14 |
| 86 | | | | 盛岡白百合学園幼稚園 | 盛岡市山岸四丁目 29-16 |
| 87 | | | | 聖パウロ幼稚園 | 盛岡市厨川一丁目 14-6 |
| 88 | | | | スコーレ幼稚園 | 盛岡市向中野五丁目 5-2 |
| 89 | | | | 仙北町幼稚園 | 盛岡市仙北三丁目 7-14 |
| 90 | | | | 盛岡大学附属厨川幼稚園 | 盛岡市厨川五丁目 4-1 |
| 91 | | | 盛岡大学附属松園幼稚園 | 盛岡市松園一丁目 19-1 | |
| 92 | | | 桜幼稚園 | 盛岡市若園町 5-1 | |
| 93 | | | みなみ幼稚園 | 盛岡市流通センター北一丁目 6-5 | |
| 94 | | | ふじみ幼稚園 | 盛岡市下太田林崎 24-4 | |
| 95 | | | 白梅幼稚園 | 盛岡市上ノ橋町 7-63 | |
| 96 | | 公立小学校 | 仁王小学校 | 盛岡市本町通二丁目 18-1 | |
| 97 | | | 城南小学校 | 盛岡市若園町 9-20 | |
| 98 | | | 桜城小学校 | 盛岡市大通三丁目 8-1 | |
| 99 | | | 厨川小学校 | 盛岡市前九年一丁目 2-1 | |
| 100 | | | 仙北小学校 | 盛岡市仙北二丁目 19-1 | |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）(3/7)

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 |
|-----|-------|---------------|---------------------|-----------------|
| 101 | 盛岡市 | 公立小学校 | 杜陵小学校 | 盛岡市肴町 1-6 |
| 102 | | | 山岸小学校 | 盛岡市山岸二丁目 13-1 |
| 103 | | | 大慈寺小学校 | 盛岡市大慈寺町 6-47 |
| 104 | | | 米内小学校 | 盛岡市上米内字米内沢 50-9 |
| 105 | | | 土淵小学校 | 盛岡市土淵字幅 2-3 |
| 106 | | | 中野小学校 | 盛岡市中野二丁目 12-1 |
| 107 | | | 本宮小学校 | 盛岡市本宮 2-25-1 |
| 108 | | | 青山小学校 | 盛岡市青山二丁目 7-2 |
| 109 | | | 北厨川小学校 | 盛岡市厨川三丁目 5-1 |
| 110 | | | 河北小学校 | 盛岡市長田町 16-1 |
| 111 | | | 上田小学校 | 盛岡市上田三丁目 16-45 |
| 112 | | | 山王小学校 | 盛岡市小杉山 3-1 |
| 113 | | | 緑が丘小学校 | 盛岡市黒石野一丁目 6-1 |
| 114 | | | 太田小学校 | 盛岡市上太田上吉本 1-1 |
| 115 | | | 太田東小学校 | 盛岡市上太田上野屋敷 8-1 |
| 116 | | | 繫小学校 | 盛岡市繫字館市 114-1 |
| 117 | | | 城北小学校 | 盛岡市みたけ三丁目 12-1 |
| 118 | | | 大新小学校 | 盛岡市南青山町 6-10 |
| 119 | | | 松園小学校 | 盛岡市松園三丁目 12-1 |
| 120 | | | 月が丘小学校 | 滝沢市穴口 328 |
| 121 | | | 高松小学校 | 盛岡市上田堤二丁目 31-12 |
| 122 | | | 東松園小学校 | 盛岡市東松園二丁目 5-1 |
| 123 | | | 見前小学校 | 盛岡市西見前 18-17-2 |
| 124 | | | 飯岡小学校 | 盛岡市下飯岡 8-48 |
| 125 | | | 羽場小学校 | 盛岡市羽場 17-55-2 |
| 126 | | | 永井小学校 | 盛岡市永井 10-16 |
| 127 | | | 手代森小学校 | 盛岡市手代森 22-47 |
| 128 | | | 津志田小学校 | 盛岡市津志田中央 1-8-40 |
| 129 | | | 見前南小学校 | 盛岡市西見前 13-167 |
| 130 | | | 都南東小学校 | 盛岡市乙部 12-16-1 |
| 131 | | | 北松園小学校 | 盛岡市北松園二丁目 12-1 |
| 132 | | | 玉山小学校 | 盛岡市日戸字市の坪 53 |
| 133 | | | 洪民小学校 | 盛岡市洪民字鶴塚 114 |
| 134 | | | 生出小学校 | 盛岡市下田字仲平 59-36 |
| 135 | | | 巻堀小学校 | 盛岡市巻堀字巻堀 12-1 |
| 136 | | | 好摩小学校 | 盛岡市好摩字夏間木 70-60 |
| 137 | | | 向中野小学校 | 盛岡市向中野 2-39-27 |
| 138 | 国立小学校 | 岩手大学教育学部附属小学校 | 盛岡市加賀野 2 丁目 6 番 1 号 | |
| 139 | 私立小学校 | 盛岡白百合学園小学校 | 盛岡市山岸四丁目 29-16 | |
| 140 | 公立中学校 | 下橋中学校 | 盛岡市馬場町 1-1 | |
| 141 | | 下小路中学校 | 盛岡市愛宕町 1-1 | |
| 142 | | 厨川中学校 | 盛岡市青山二丁目 7-1 | |
| 143 | | 上田中学校 | 盛岡市上田二丁目 1-1 | |
| 144 | | 河南中学校 | 盛岡市茶畑二丁目 17-1 | |
| 145 | | 仙北中学校 | 盛岡市仙北三丁目 18-1 | |
| 146 | | 大宮中学校 | 盛岡市本宮字大宮 5-1 | |
| 147 | | 米内中学校 | 盛岡市桜台二丁目 19-1 | |
| 148 | | 土淵中学校 | 盛岡市土淵字幅 2-3 | |
| 149 | | 黒石野中学校 | 盛岡市黒石野三丁目 15-1 | |
| 150 | | 黒石野中学校北杜分校 | 盛岡市厨川二丁目 3-1 | |
| 151 | | 城西中学校 | 盛岡市城西町 4-1 | |
| 152 | | 城東中学校 | 盛岡市東新庄一丁目 30-1 | |
| 153 | | 北陵中学校 | 滝沢市穴口 419 | |
| 154 | | 松園中学校 | 盛岡市東松園二丁目 14-1 | |
| 155 | 見前中学校 | 盛岡市津志田 14-34 | | |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）（4/7）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | |
|-----|------------|-------------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 156 | 盛岡市 | 公立中学校 | 飯岡中学校 | 盛岡市下飯岡 6-51-1 | |
| 157 | | | 乙部中学校 | 盛岡市黒川 21-51 | |
| 158 | | | 見前南中学校 | 盛岡市西見前 16-73 | |
| 159 | | | 北松園中学校 | 盛岡市北松園四丁目 34-1 | |
| 160 | | | 玉山中学校 | 盛岡市日戸字鷹高 39-2 | |
| 161 | | | 洪民中学校 | 盛岡市下田字下田 106 | |
| 162 | | | 巻堀中学校 | 盛岡市好摩字夏間木 70-1 | |
| 163 | | | 国立中学校 | 岩手大学教育学部附属中学校 | 盛岡市加賀野 3 丁目 9 番 1 号 |
| 164 | | 私立中学校 | 岩手中学校 | 盛岡市長田町 7-60 | |
| 165 | | | 盛岡白百合学園中学校 | 盛岡市山岸四丁目 29-16 | |
| 166 | | | 盛岡中央高等学校附属中学校 | 盛岡市みたけ四丁目 26-8 | |
| 167 | | 公立高等学校 | 盛岡市立高等学校 | 盛岡市上太田上川原 96 | |
| 168 | | | 盛岡第一高等学校 | 盛岡市上田三丁目 2-1 | |
| 169 | | | 盛岡第二高等学校 | 盛岡市上ノ橋町 7-57 | |
| 170 | | | 盛岡第三高等学校 | 盛岡市高松四丁目 17-16 | |
| 171 | | | 盛岡第四高等学校 | 盛岡市津志田 26-17-1 | |
| 172 | | | 盛岡南高等学校 | 盛岡市西見前 20-113-1 | |
| 173 | | | 杜陵高等学校 | 盛岡市上田二丁目 3-1 | |
| 174 | | | 盛岡工業高等学校 | 盛岡市羽場 18-11-1 | |
| 175 | | | 盛岡商業高等学校 | 盛岡市本宮 2-35-1 | |
| 176 | | | 私立高等学校 | 岩手高等学校 | 盛岡市長田町 7-60 |
| 177 | | | | 岩手女子高等学校 | 盛岡市大沢川原一丁目 5-34 |
| 178 | | 盛岡白百合学園高等学校 | | 盛岡市山岸四丁目 29-16 | |
| 179 | 江南義塾盛岡高等学校 | 盛岡市前九年三丁目 8-20 | | | |
| 180 | 盛岡誠桜高等学校 | 盛岡市高松一丁目 21-14 | | | |
| 181 | 盛岡大学附属高等学校 | 盛岡市厨川五丁目 4-1 | | | |
| 182 | 盛岡スコール高等学校 | 盛岡市向中野五丁目 5-1 | | | |
| 183 | 盛岡中央高等学校 | 盛岡市みたけ四丁目 26-1 | | | |
| 184 | 公立特別支援学校 | 盛岡視覚支援学校 | 盛岡市北山一丁目 10-1 | | |
| 185 | | 盛岡聴覚支援学校 | 盛岡市乙部 4-78-2 | | |
| 186 | | 盛岡青松支援学校 | 盛岡市上田字松屋敷 11-25 | | |
| 187 | | 盛岡峰南支援学校 | 盛岡市下飯岡 11-152 | | |
| 188 | | 盛岡みたけ支援学校（高等部） | 盛岡市青山一丁目 25-29 | | |
| 189 | | 盛岡ひがし支援学校 | 盛岡市手代森 6 地割 10-14 | | |
| 190 | 国立特別支援学校 | 岩手大学教育学部附属特別支援学校 | 盛岡市東安庭 3-4-20 | | |
| 191 | 国立大学 | 岩手大学 | 盛岡市上田三丁目 18 番 8 号 | | |
| 192 | 私立大学 | 岩手医科大学 | 盛岡市内丸 19-1 | | |
| 193 | | 岩手保健医療大学 | 盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 6-30 | | |
| 194 | 公立図書館 | 盛岡市立図書館 | 盛岡市高松 1-9-45 | | |
| 195 | | 盛岡市都南図書館 | 盛岡市永井 24-90-2 | | |
| 196 | | 盛岡市洪民図書館 | 盛岡市洪民字鶴塚 55 | | |
| 197 | | 岩手県立図書館 | 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 | | |
| 198 | | 岩手県立視聴覚障がい者情報センター | 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 | | |
| 199 | | 岩手県議会図書室 | 盛岡市内丸 10-1 | | |
| 200 | | 国際交流センター | 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 | | |
| 201 | | 岩手大学図書館 | 盛岡市上田 3-18-8 | | |
| 202 | | 東北農業研究センター図書室 | 盛岡市下厨川字赤平 4 | | |
| 203 | | 私立図書館 | 岩手医科大学附属図書館 | 盛岡市内丸 19-1 | |
| 204 | | | 岩手保健医療大学図書館 | 盛岡市盛岡駅西通 1-6-30 | |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）(5/7)

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | |
|-----|------------------|----------|----------|-------------------|------------------|
| 205 | 八幡平市 | 公立保育園 | 寺田保育所 | 八幡平市西根寺田 15-139-2 | |
| 206 | | | 柏台保育所 | 八幡平市柏台 2-4-16 | |
| 207 | | | 田山保育所 | 八幡平市田山 58-1 | |
| 208 | | | 松尾保育所 | 八幡平市野駄第 8-27 | |
| 209 | | 私立保育園 | 東慈寺保育園 | 八幡平市田頭 21-1 | |
| 210 | | 私立認定こども園 | 平館こども園 | 八幡平市平館 26-30 | |
| 211 | | | あしろこども園 | 八幡平市清水 219 | |
| 212 | | | 大更こども園 | 八幡平市大更 21-111-1 | |
| 213 | | | 杉の子こども園 | 八幡平市大更 18-315 | |
| 214 | | 私立幼稚園 | ひなぎく幼稚園 | 八幡平市大更 18-88-7 | |
| 215 | | 公立小学校 | 大更小学校 | 八幡平市大更 21-70 | |
| 216 | | | 田頭小学校 | 八幡平市田頭 19-43 | |
| 217 | | | 平笠小学校 | 八幡平市平笠 12-62 | |
| 218 | | | 平館小学校 | 八幡平市平館 9-35-1 | |
| 219 | | | 寺田小学校 | 八幡平市西根寺田 15-30 | |
| 220 | | | 安代小学校 | 八幡平市清水 210 | |
| 221 | | | 田山小学校 | 八幡平市下モ川原 20 | |
| 222 | | | 松野小学校 | 八幡平市野駄 11-157 | |
| 223 | | | 寄木小学校 | 八幡平市松尾寄木 27-103 | |
| 224 | | | 柏台小学校 | 八幡平市柏台二丁目 7-10 | |
| 225 | | | 公立中学校 | 西根中学校 | 八幡平市大更 24-25 |
| 226 | | | | 西根第一中学校 | 八幡平市堀切 12-40 |
| 227 | | | | 安代中学校 | 八幡平市清水 50 |
| 228 | | | | 松尾中学校 | 八幡平市野駄 14-57 |
| 229 | | 公立高等学校 | 平館高等学校 | 八幡平市平館 25-6 | |
| 230 | | 公立図書館 | 八幡平市立図書館 | 八幡平市大更 35-57-1 | |
| 231 | | 滝沢市 | 私立保育園 | ふうりん保育園(本園) | 滝沢市大釜風林 59-17 |
| 232 | | | | ふうりん保育園(分園)姥屋敷保育所 | 滝沢市鶴飼安達 140-1 |
| 233 | | | | 大沢保育園 | 滝沢市大沢堰合 32-2 |
| 234 | | | | 鶴飼保育園 | 滝沢市鶴飼笹森 1-2 |
| 235 | 元村保育園 | | | 滝沢市外山 86-17 | |
| 236 | 巣子保育園 | | | 滝沢市葉の木沢山 442-6 | |
| 237 | 川前保育園 | | | 滝沢市巣子 152-91 | |
| 238 | 一本木保育園 | | | 滝沢市柳原 74-1 | |
| 239 | 柳沢保育園 | | | 滝沢市柳沢 1370-4 | |
| 240 | 牧の林すずの音保育園 | | | 滝沢市牧野林 891-8 | |
| 241 | ハレルヤ保育園 | | | 滝沢市葉の木沢山 373-1 | |
| 242 | りんごの森保育園(本園) | | | 滝沢市鶴飼細谷地 146-45 | |
| 243 | りんごの森保育園(分園)つぼみ園 | | | 滝沢市下鶴飼 100-1 | |
| 244 | 南巣子保育園 | | | 滝沢市巣子 1162-38 | |
| 245 | 私立認定こども園 | | | ふじなでしここども園 | 滝沢市鶴飼狐洞 1-102 |
| 246 | | | | なでしこ保育園 | 滝沢市室小路 251-2 |
| 247 | | | | 認定こども園つばめ幼稚園 | 滝沢市牧野林 1030-2 |
| 248 | | | | 大釜幼稚園保育園 | 滝沢市大釜外館 117 番地 5 |
| 249 | 私立幼稚園 | | あさひ幼稚園 | 釜石市巣子 850 | |
| 250 | 公立小学校 | | 篠木小学校 | 滝沢市篠木中屋敷 60 | |
| 251 | | | 滝沢小学校 | 滝沢市滝沢外山 86-19 | |
| 252 | | | 滝沢第二小学校 | 滝沢市巣子 156-8 | |
| 253 | | | 鶴飼小学校 | 滝沢市鶴飼洞畑 87-1 | |
| 254 | | | 一本木小学校 | 滝沢市柳原 22 | |
| 255 | | | 姥屋敷小学校 | 滝沢市鶴飼安達 117-19 | |
| 256 | | | 柳沢小学校 | 滝沢市柳沢 1171 | |
| 257 | | | 滝沢東小学校 | 滝沢市狼久保 795-1 | |
| 258 | | | 滝沢中央小学校 | 滝沢市室小路 275 | |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）（6/7）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 |
|-----|----------------|------------------|-----------------------|-------------------------|
| 259 | 滝沢市 | 公立中学校 | 滝沢南中学校 | 滝沢市鶴飼滝向 11-1 |
| 260 | | | 滝沢第二中学校 | 滝沢市菓子 152-91 |
| 261 | | | 一本木中学校 | 滝沢市菓子 148 |
| 262 | | | 姥屋敷中学校 | 滝沢市鶴飼安達 117-19 |
| 263 | | | 柳沢中学校 | 滝沢市柳沢 1171 |
| 264 | | | 滝沢中学校 | 滝沢市外山 86-20 |
| 265 | | | 公立高等学校 | 盛岡北高等学校 |
| 266 | | 盛岡農業高等学校 | | 滝沢市砂込 1463 |
| 267 | | 盛岡みたけ支援学校(小・中学部) | | 滝沢市穴口 218-4 |
| 268 | | 公立大学 | 岩手県立大学 | 滝沢市菓子 152-52 |
| 269 | | 私立大学 | 盛岡大学 | 滝沢市砂込 808 |
| 270 | | 公立短期大学 | 岩手県立大学盛岡短期大学部 | 滝沢市菓子 152-52 |
| 271 | | 私立短期大学 | 盛岡大学短期大学部 | 滝沢市砂込 808 |
| 272 | | 公立図書館 | 滝沢市立湖山図書館 | 滝沢市下鶴飼 1-15(ビッググループ滝沢内) |
| 273 | 岩手県立大学メディアセンター | | 滝沢市滝沢字菓子 152-52 | |
| 274 | 私立図書館 | 盛岡大学図書館 | 滝沢市滝沢字砂込 808 | |
| 275 | 雫石町 | 公立保育園 | 御明神保育所 | 雫石町御明神高八卦 20-2 |
| 276 | | | 西根保育所 | 雫石町西根大宮 136-9 |
| 277 | | 私立保育園 | 七ツ森保育園 | 雫石町板橋 104-1 |
| 278 | | | 御所保育園 | 雫石町西安庭第 40-72-4 |
| 279 | | | 西山保育園 | 雫石町長山猿子 98-3 |
| 280 | | | 雫石保育園 | 雫石町下町 150 |
| 281 | | 公立小学校 | 雫石小学校 | 雫石町源大堂 50 |
| 282 | | | 七ツ森小学校 | 雫石町七ツ森 16-240 |
| 283 | | | 西山小学校 | 雫石町長山羽上 81 |
| 284 | | | 御明神小学校 | 雫石町上野上屋敷 26 |
| 285 | | | 御所小学校 | 雫石町西安庭 41-152-1 |
| 286 | | 公立中学校 | 雫石中学校 | 雫石町柿木 74-1 |
| 287 | | 公立高等学校 | 雫石高等学校 | 雫石町柿木 36-1 |
| 288 | | 公立図書館 | 雫石町立図書館 | 雫石町上曾根田 114 |
| 289 | 岩手町 | 公立保育園 | 沼宮内保育所 | 岩手町大字江刈内 9-65-17 |
| 290 | | | 川口保育所 | 岩手町大字川口 16-26-4 |
| 291 | | | 一方井保育所 | 岩手町大字一方井 14-210 |
| 292 | | | 水堀保育所 | 岩手町大字沼宮内 20-6-1 |
| 293 | | 私立保育園 | 城山保育園 | 岩手町大字沼宮内 2-3-1 |
| 294 | | 私立幼稚園 | 岩手中央幼稚園 | 岩手町沼宮内四ツ又 4-6 |
| 295 | | 公立小学校 | 沼宮内小学校 | 岩手町沼宮内 9-57-2 |
| 296 | | | 川口小学校 | 岩手町川口 15-91-2 |
| 297 | | | 一方井小学校 | 岩手町一方井 15-45-1 |
| 298 | | 公立中学校 | 沼宮内中学校 | 岩手町五日市 8-30-2 |
| 299 | | | 川口中学校 | 岩手町川口 17-24-13 |
| 300 | | | 一方井中学校 | 岩手町一方井 15-79 |
| 301 | 公立高等学校 | 沼宮内高等学校 | 岩手町大字五日市 10-4 | |
| 302 | 公立図書館 | 岩手町立図書館 | 岩手町大字沼宮内 7-70 | |
| 303 | 紫波町 | 公立保育園 | 紫波町立古館保育所 | 紫波町高水寺字土手 61 |
| 304 | | | 紫波町立佐比内保育所 | 紫波町佐比内字館前 1-1 |
| 305 | | | 紫波町立保育所 | 紫波町彦部字暮坪 176-1 |
| 306 | | 私立保育園 | 虹の保育園 | 紫波町稲藤字牡丹野 40-1 |
| 307 | | | オガール保育園 | 紫波町紫波中央駅前 2-3-9 |
| 308 | | 私立認定こども園 | 認定こども園ひかりの子 | 紫波町日詰字下丸森 130 |
| 309 | | | 認定こども園赤石幼稚園赤石保育園(幼稚園) | 紫波町北日詰字東ノ坊 50-5 |
| 310 | | | 認定こども園赤石幼稚園赤石保育園(保育園) | 紫波町南日詰字箱清水 160-1 |
| 311 | | | あづま幼稚園 | 紫波町上平沢字川原田 84-2 |
| 312 | | 公立小学校 | 日詰小学校 | 紫波町日詰字朝日田 228-1 |
| 313 | | | 赤石小学校 | 紫波町南日詰字箱清水 172-1 |
| 314 | | | 古館小学校 | 紫波町高水寺字土手 79 |
| 315 | | | 西の杜小学校 | 紫波町稲藤字牡丹野 30 番地 |

表 3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、学校等）（7/7）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 |
|-----|-----|----------|----------------------|-------------------------------|
| 316 | 紫波町 | 公立小学校 | 彦部小学校 | 紫波町彦部字暮坪 165-5 |
| 317 | | | 星山小学校 | 紫波町星山字樋口 80 |
| 318 | | | 佐比内小学校 | 紫波町佐比内字芳沢 1-7 |
| 319 | | | 赤沢小学校 | 紫波町遠山字中松原 71-1 |
| 320 | | | 長岡小学校 | 紫波町東長岡字竹洞 43 |
| 321 | | 公立中学校 | 紫波第一中学校 | 紫波町平沢字松田 42-2 |
| 322 | | | 紫波第二中学校 | 紫波町犬吠森字間木沢 70 |
| 323 | | | 紫波第三中学校 | 紫波町稲藤字牡丹野 5-1 |
| 324 | | 公立高等学校 | 紫波総合高等学校 | 紫波町日詰字朝日田 1 |
| 325 | | 公立図書館 | 紫波町図書館 | 紫波町紫波中央駅前 2 丁目 3-3 (オガールプラザ内) |
| 326 | 矢巾町 | 公立保育園 | 煙山保育園 | 矢巾町大字上矢次 6-45-1 |
| 327 | | 私立保育園 | 徳田保育園 | 矢巾町大字東徳田 10-150 |
| 328 | | | 北川保育園 | 矢巾町流通センター南 4-13-1 |
| 329 | | | ニチイキッズやはば駅前保育園 | 矢巾町駅前一丁目 11-10 |
| 330 | | 私立認定こども園 | 認定こども園矢巾中央幼稚園矢巾中央保育園 | 矢巾町南矢幅 6-127-27 |
| 331 | | | 認定こども園ふどうこども園 | 矢巾町大字室岡 9-55-1 |
| 332 | | | 認定こども園やはばこども園 | 矢巾町大字南矢幅 6-13-1 |
| 333 | | | 認定こども園北高田こども園 | 矢巾町大字高田 9-5-1 |
| 334 | | | 認定こども園こずかたこども園 | 矢巾町大字又兵衛新田 5-335 |
| 335 | | 公立小学校 | 徳田小学校 | 矢巾町西徳田 6-53 |
| 336 | | | 煙山小学校 | 矢巾町北矢幅 1-2 |
| 337 | | | 不動小学校 | 矢巾町大字室岡 12-50 |
| 338 | | | 矢巾東小学校 | 矢巾町医大通 2-3-1 |
| 339 | | 公立中学校 | 矢巾中学校 | 矢巾町大字白沢 5-220 |
| 340 | | | 矢巾北中学校 | 矢巾町大字上矢次 7-115 |
| 341 | | 公立高等学校 | 不来方高等学校 | 矢巾町南矢幅 9-1-1 |
| 342 | | 公立特別支援学校 | 盛岡となん支援学校 | 矢巾町医大通二丁目 1-5 |
| 343 | | 私立大学 | 岩手医科大学 | 矢巾町医大通 1-1-1 |
| 344 | | 公立図書館 | 矢巾町図書センター（矢巾町公民館図書室） | 矢巾町駅前一丁目 12-1 |
| 345 | | | 岩手県林業技術センター | 矢巾町大字煙山第 3 地割 560-11 |

- 資料) 1. 岩手県学校一覧 令和 3 年度学校一覧(岩手県)
 2. 岩手県私立学校一覧 令和 3 年度私立学校一覧(岩手県)
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006747/1006748.html>
 3. 大学・短期大学・高等専門学校・学校法人一覧(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01853.html
 4. 令和 3 年度岩手の特別支援教育(特別支援教育資料)(岩手県)
 5. 岩手県内の認可保育所一覧(令和 4 年 4 月 1 日現在)(岩手県)
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/kosodate/shisetsu/1003440.html>
 6. 岩手県内の認定こども園一覧(令和 4 年 4 月 1 日現在)(岩手県)
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/kosodate/shisetsu/1003441/1003442.html>
 7. 岩手県の図書館(岩手県立図書館)
https://www.library.pref.iwate.jp/aboutus/iwate_library/index.html
 をもとに作成

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）（1/6）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 |
|-----|-----|-------|----------------------|----------------------|
| 1 | 盛岡市 | 病院 | 一般財団法人岩手済生医会中津川病院 | 盛岡市下米内二丁目4番12号 |
| 2 | | | 遠山病院 | 盛岡市下/橋町6番14号 |
| 3 | | | 一般財団法人岩手済生医会三田記念病院 | 盛岡市加賀野三丁目14番1号 |
| 4 | | | 栃内病院 | 盛岡市肴町2番28号 |
| 5 | | | 医療法人社団高松病院 | 盛岡市館向町4番8号 |
| 6 | | | 赤坂病院 | 盛岡市名須川町29番2号 |
| 7 | | | 内丸病院 | 盛岡市本町通一丁目12番7号 |
| 8 | | | 荻野病院 | 盛岡市本宮一丁目6番12号 |
| 9 | | | 特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院 | 盛岡市繁字尾入野64番地9 |
| 10 | | | 岩手県立中央病院 | 盛岡市上田一丁目4番1号 |
| 11 | | | 都南病院 | 盛岡市東見前6地割40番地1 |
| 12 | | | 未来の風せいわ病院 | 盛岡市手代森9地割70番地1 |
| 13 | | | 川久保病院 | 盛岡市津志田26地割30番地1 |
| 14 | | | 盛岡南病院 | 盛岡市津志田13地割18番地4 |
| 15 | | | 盛岡友愛病院 | 盛岡市永井12地割10番地 |
| 16 | | | 盛岡赤十字病院 | 盛岡市三本柳6地割1番地1 |
| 17 | | | 松園第一病院 | 盛岡市東黒石野三丁目2番1号 |
| 18 | | | 松園第二病院 | 盛岡市西松園三丁目22番3号 |
| 19 | | | 盛岡市立病院 | 盛岡市本宮五丁目15番1号 |
| 20 | | | 八角病院 | 盛岡市好摩字夏間木70番地190 |
| 21 | | | 渋民中央病院 | 盛岡市渋民字大前田53番地2 |
| 22 | | | 孝仁病院 | 盛岡市中太田泉田28番地 |
| 23 | | | 盛岡観山荘病院 | 盛岡市高松四丁目20番40号 |
| 24 | | | 医療法人社団恵仁会三愛病院 | 盛岡市月が丘一丁目29番15号 |
| 25 | | | ひめかみ病院 | 盛岡市下田字陣場41番地10 |
| 26 | | | 岩手医科大学附属内丸メディカルセンター | 盛岡市内丸19番1号 |
| 27 | | | 独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター | 盛岡市青山一丁目25番1号 |
| 28 | | 診療所 | 大通胃腸科内科 | 盛岡市大通一丁目3番4号 |
| 29 | | | 菅野小児科医院 | 盛岡市山岸二丁目11番36号 |
| 30 | | | 山田クリニック | 盛岡市中央通一丁目13番8号 |
| 31 | | | 江藤整形外科医院 | 盛岡市北天昌寺町7番35号 |
| 32 | | | 前川内科クリニック | 盛岡市新田町9番11号 |
| 33 | | | いすぎるぎ医院 | 盛岡市大通三丁目3番22号 |
| 34 | | | 逢坂医院 | 盛岡市長田町10番32号 |
| 35 | | | 大西皮膚科医院 | 盛岡市仙北三丁目15番32号 |
| 36 | | | 恵皮膚科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通15番16号SSビル3F |
| 37 | | | 堀皮膚科クリニック | 盛岡市名須川町19番24号 |
| 38 | | | 栃内内科医院 | 盛岡市神明町10番35号 |
| 39 | | | きくち耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市新田町9番15号 |
| 40 | | | はらた脳神経外科 | 盛岡市神明町10番28号 |
| 41 | | | 西松園内科医院 | 盛岡市西松園三丁目22番1号 |
| 42 | | | 志和眼科 | 盛岡市上田一丁目6番4号 |
| 43 | | | 双木整形外科医院 | 盛岡市月が丘二丁目5番23号 |
| 44 | | | 佐藤耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市青山三丁目6番3号 |
| 45 | | | もりた整形外科 | 盛岡市山岸一丁目3番8号 |
| 46 | | | 三船内科 | 盛岡市天昌寺町9番10号 |
| 47 | | | 川村内科医院 | 盛岡市志家町4番4号 |
| 48 | | | 白沢整形外科医院 | 盛岡市月が丘三丁目40番28号 |
| 49 | | | 橋本耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市志家町4番22号 |
| 50 | | | 白井循環器呼吸器内科 | 盛岡市松園二丁目2番10号 |
| 51 | | | 澤田内科医院 | 盛岡市上田一丁目6番11号 |
| 52 | | | 公益財団法人岩手県予防医学協会付属診療所 | 盛岡市永井14地割42番地 |
| 53 | | | 小林小児科クリニック | 盛岡市三本柳11地割12番地4 |
| 54 | | | 吉田耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市本宮二丁目39番1号 |
| 55 | | | 小豆嶋胃腸科内科クリニック | 盛岡市仙北三丁目13番20号 |
| 56 | | | 亀染町通クリニック | 盛岡市菜園一丁目5番19号 |
| 57 | | | 細井外科医院 | 盛岡市大沢川原一丁目1番2号 |
| 58 | | | 鈴木内科神経内科 | 盛岡市黒石野二丁目9番58号 |
| 59 | | | 西島産婦人科医院 | 盛岡市上田一丁目19番11号 |
| 60 | | | 佐々木皮膚科 | 盛岡市高松二丁目3番50号 |

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）(2/6)

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 |
|-----|-----|-------|-----------------------|-----------------------------|
| 61 | 盛岡市 | 診療所 | 西島子どもクリニック | 盛岡市上田一丁目19番11号 |
| 62 | | | 江村胃腸科内科医院 | 盛岡市城西町7番33号 |
| 63 | | | 旭橋クリニック菊池循環器内科 | 盛岡市材木町2番26号近三ビル |
| 64 | | | 小笠原眼科クリニック | 盛岡市高松三丁目10番12号 |
| 65 | | | 松田眼科クリニック | 盛岡市菜園一丁目5番23号 |
| 66 | | | 乳腺外科・いしだ外科胃腸科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通14番9号 |
| 67 | | | 中村医院 | 盛岡市上田三丁目4番38号 |
| 68 | | | とちない脳神経外科クリニック | 盛岡市津志田中央三丁目17番10号 |
| 69 | | | さとう胃腸科内科 | 盛岡市向中野一丁目11番25号 |
| 70 | | | 佐藤内科クリニック | 盛岡市大通三丁目1番24号第三菱和ビル4階 |
| 71 | | | 駒ヶ嶺リウマチ整形外科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通9番10号丸善ビル3階 |
| 72 | | | 本間内科医院 | 盛岡市上田二丁目20番13号 |
| 73 | | | 坂東内科クリニック | 盛岡市大沢川原一丁目3番17号 |
| 74 | | | せいの眼科クリニック | 盛岡市中ノ橋通一丁目4番20号水晶堂ビル3階 |
| 75 | | | 医療法人誠心会真山池田医院 | 盛岡市本町通三丁目19番32号 |
| 76 | | | 二宮内科クリニック | 盛岡市愛宕町2番47号 |
| 77 | | | 岩本クリニック | 盛岡市盛岡駅前通3番63号第二甚ビル2F |
| 78 | | | よしだクリニック | 盛岡市西仙北一丁目30番50号-103号 |
| 79 | | | 加藤アイクリニック | 盛岡市三ツ割五丁目7-11 |
| 80 | | | みうら小児科医院 | 盛岡市中野一丁目16番10号 |
| 81 | | | かなやま内科医院 | 盛岡市浅岸一丁目12番22号 |
| 82 | | | はしもと眼科クリニック | 盛岡市青山二丁目23番21号 |
| 83 | | | 智田医院 | 盛岡市名須川町20番15号 |
| 84 | | | 森谷医院 | 盛岡市高松三丁目11番29号 |
| 85 | | | 船山内科クリニック | 盛岡市下ノ橋町4番15号 |
| 86 | | | 内科クリニックすざき | 盛岡市北松園二丁目15番4号 |
| 87 | | | くどう医院 | 盛岡市前九年三丁目16番15号 |
| 88 | | | あさくらクリニック | 盛岡市茶畑一丁目8番2号 |
| 89 | | | 金子胃腸科内科 | 盛岡市乙部13地割135番地3 |
| 90 | | | もりおか静眠堂医院 | 盛岡市盛岡駅前通9番5号佐川ビル2階 |
| 91 | | | 鎌田内科クリニック | 盛岡市本宮二丁目20番1号 |
| 92 | | | 菊池整形外科・形成外科クリニック | 盛岡市清水町5番22号 |
| 93 | | | 今井産婦人科内科クリニック | 盛岡市下ノ橋町1番5号 |
| 94 | | | 水沼内科循環器クリニック | 盛岡市中央通二丁目11番12号 |
| 95 | | | 岡田消化器科内科医院 | 盛岡市清水町3番5号 |
| 96 | | | 中村・北條クリニック | 盛岡市西仙北一丁目32番15号 |
| 97 | | | 吉田小児科 | 盛岡市梨木町2番13号 |
| 98 | | | 中島内科クリニック | 盛岡市月が丘二丁目8番30号 |
| 99 | | | 中央通ストレスクリニック | 盛岡市中央通二丁目10番20号メイプル中央ビル2階 |
| 100 | | | 医療法人杉の子会マリオス小林内科クリニック | 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス11階 |
| 101 | | | 大屋内科胃腸科クリニック | 盛岡市西青山一丁目16番43号 |
| 102 | | | 駅前メンタルクリニック | 盛岡市盛岡駅前通9番10号丸善ビル4階北 |
| 103 | | | ボランの内科クリニック | 盛岡市中央通一丁目7番25号朝日生命盛岡中央通ビル1F |
| 104 | | | 谷藤眼科医院 | 盛岡市前九年二丁目2番38号 |
| 105 | | | 児島内科医院 | 盛岡市みたけ三丁目11番36号 |
| 106 | | | 二井耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市加賀野四丁目16番12号 |
| 107 | | | えいづか内科胃腸科クリニック | 盛岡市緑が丘四丁目1番7号 |
| 108 | | | 鈴木肛門外科・守口内科 | 盛岡市名須川町16番14号 |
| 109 | | | くろだ皮膚科クリニック | 盛岡市神明町10番38号 |
| 110 | | | 中村内科医院 | 盛岡市若園町2番5号 |
| 111 | | | プレスト齊藤外科クリニック | 盛岡市本宮六丁目17番6号 |
| 112 | | | 村田小児科医院 | 盛岡市紺屋町3番4号 |
| 113 | | | 三善眼科医院 | 盛岡市西青山二丁目18番4号 |
| 114 | | | 青山整形外科クリニック | 盛岡市永井24地割5番地5 |
| 115 | | | くろだ脳神経・頭痛クリニック | 盛岡市神明町10番38号 |
| 116 | | | 三島内科医院 | 盛岡市紺屋町1番34号 |

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）(3/6)

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 |
|-----|-----------------|----------------|---------------------------|------------------------------|
| 117 | 盛岡市 | 診療所 | 渡辺耳鼻咽喉科アレルギー科 | 盛岡市三本柳9地割31番地6 |
| 118 | | | かとう整形外科クリニック | 盛岡市中央通二丁目8番1号 |
| 119 | | | 中村こどもクリニック | 盛岡市上厨川字杉原50番地47 |
| 120 | | | 吉田整形外科・リウマチ科クリニック | 盛岡市本町通一丁目9番28号 |
| 121 | | | さとう皮膚科クリニック | 盛岡市高松三丁目11番33号 |
| 122 | | | 石井内科消化器科医院 | 盛岡市東緑が丘23番26号 |
| 123 | | | 近藤眼科医院 | 盛岡市清水町4番30号 |
| 124 | | | おおひら内科・循環器科クリニック | 盛岡市梨木町2番2号 |
| 125 | | | 八角医院 | 盛岡市好摩字夏間木101番地2 |
| 126 | | | 成島整形外科医院 | 盛岡市好摩字上山14番地66 |
| 127 | | | 秋浜内科クリニック | 盛岡市洪民字駅103番地 |
| 128 | | | 鈴木内科医院 | 盛岡市八幡町2番17号 |
| 129 | | | 久保田医院 | 盛岡市大館町26番3号 |
| 130 | | | 菜園循環器内科医院 | 盛岡市菜園一丁目4番7号 |
| 131 | | | さいとうレディースクリニック | 盛岡市盛岡駅前北通3番33号 |
| 132 | | | 杜のこどもクリニック | 盛岡市向中野三丁目10番6号 |
| 133 | | | ヒロバランスクリニック | 盛岡市松園二丁目37番10号 |
| 134 | | | ちあき眼科クリニック | 盛岡市山岸二丁目9番25号 |
| 135 | | | かなざわ内科クリニック | 盛岡市上堂一丁目18番24号 |
| 136 | | | もりおか胃腸科内科クリニック | 盛岡市中ノ橋通二丁目3番2号 |
| 137 | | | ささき医院 | 盛岡市中野一丁目27番10号 |
| 138 | | | さかもと整形外科 | 盛岡市天神町11番3号 |
| 139 | | | ふじメンタルクリニック | 盛岡市上田一丁目3番10号イースタンキャッスル201号室 |
| 140 | | | 新津あさくら眼科クリニック | 盛岡市紺屋町2番1号 |
| 141 | | | あべ神経内科クリニック | 盛岡市肴町6番6号 |
| 142 | | | 吉田消化器科内科 | 盛岡市東見前8地割20番地16 |
| 143 | | | 小坂内科消化器科クリニック | 盛岡市永井19地割258番地1 |
| 144 | | | あべ内科・消化器科クリニック | 盛岡市長橋町17番45号 |
| 145 | | | 田中循環器内科クリニック | 盛岡市永井22地割29番地6 |
| 146 | | | 産科婦人科吉田医院 | 盛岡市若園町10番4号 |
| 147 | | | ひろし外科肛門科 | 盛岡市菜園一丁目3番10号 |
| 148 | | | 佐藤健レディースクリニック | 盛岡市津志田西二丁目13番83号 |
| 149 | | | さいとう小児科クリニック | 盛岡市月が丘二丁目2番60号 |
| 150 | | | 公益財団法人岩手県対がん協会いわて健康管理センター | 盛岡市西仙北一丁目17番18号 |
| 151 | | | 盛岡市夜間急患診療所 | 盛岡市神明町3番29号 |
| 152 | | | 盛岡市保健所 | 盛岡市神明町3番29号 |
| 153 | | | けやき整形外科クリニック | 盛岡市上田一丁目1番35号 |
| 154 | | | さいとう耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市緑が丘三丁目18番3号 |
| 155 | | | 加茂谷心療内科 | 盛岡市神明町7番32号 |
| 156 | | | 見前ファミリークリニック | 盛岡市三本柳12地割20番地1号 |
| 157 | | | 本宮Cクリニック | 盛岡市向中野三丁目10番3号 |
| 158 | | | あべ菜園内科クリニック | 盛岡市菜園二丁目5番29号菜園志和ビル2F |
| 159 | | | やまだ胃腸内科クリニック | 盛岡市津志田中央二丁目18番31号 |
| 160 | | | 菜園皮膚科クリニック | 盛岡市菜園1丁目12番18号盛岡菜園センタービル1階 |
| 161 | | | たけ循環器内科クリニック | 盛岡市北飯岡一丁目2番70号 |
| 162 | | | 池田外科・消化器内科医院 | 盛岡市境田町5番18号 |
| 163 | | | むらた眼科クリニック | 盛岡市みたけ五丁目8番30号 |
| 164 | | | すつきりクリニック高橋耳鼻咽喉科 | 盛岡市材木町4番35号 |
| 165 | | | おはようクリニック | 盛岡市高松二丁目27番27号 |
| 166 | | | 小田島耳鼻咽喉科医院 | 盛岡市上田一丁目6番5号 |
| 167 | みたけ眼科 | 盛岡市青山四丁目45番19号 | | |
| 168 | 鈴木整形外科 | 盛岡市本宮字石仏20番1号 | | |
| 169 | 本町石部眼科クリニック | 盛岡市本町通一丁目9番32号 | | |
| 170 | 耳鼻咽喉科わたなべとしや診療室 | 盛岡市北飯岡一丁目2番67号 | | |
| 171 | 藤島内科医院 | 盛岡市愛宕町4番18号 | | |
| 172 | しんたろうクリニック | 盛岡市本宮一丁目9番1号 | | |
| 173 | かねこ内科クリニック | 盛岡市月が丘一丁目1番63号 | | |

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）（4/6）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 |
|-----|--------------------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 174 | 盛岡市 | 診療所 | 加賀野消化器内科・内科クリニック | 盛岡市天神町 11 番 8 号 |
| 175 | | | 医療法人朝陽会わたなべおしりのクリニック | 盛岡市本宮五丁目 1 番 3 号 |
| 176 | | | 医療法人ゆいの杜ゆい内科呼吸器科クリニック | 盛岡市向中野二丁目 54 番 18 号 |
| 177 | | | 池田内科 | 盛岡市上太田弘法清水 10 番地 3 |
| 178 | | | ちだ内科・外科クリニック | 盛岡市東安庭一丁目 23 番 60 号 |
| 179 | | | 盛岡南眼科 | 盛岡市本宮七丁目 1 番 1 号イオンモール盛岡南 2 階 |
| 180 | | | みやた整形外科医院 | 盛岡市上堂二丁目 4 番 12 号 |
| 181 | | | ちば耳鼻咽喉科クリニック | 盛岡市紺屋町 2 番 4 号 |
| 182 | | | 前多小児科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号丸善ビル 5F |
| 183 | | | 緑が丘整形外科 | 盛岡市緑が丘三丁目 2 番 45 号 |
| 184 | | | なおや脳神経・頭痛クリニック | 盛岡市本宮字小坂小瀬 13 番 4 |
| 185 | | | むろおか骨粗鬆症・整形外科クリニック | 盛岡市菜園 1 丁目 11-1 エスビル菜園 4 階 |
| 186 | | | ゆうあいの街クリニック | 盛岡市北飯岡 1 丁目 2-25 |
| 187 | | | 開運橋消化器内科クリニック | 盛岡市大通三丁目 9 番 3 号 |
| 188 | | | 公益財団法人岩手県予防医学協会付属第一診療所 | 盛岡市北飯岡四丁目 8 番 50 号 |
| 189 | | | 医療法人黒川産婦人科医院 | 盛岡市愛宕町 2 番 51 号 |
| 190 | | | メディケアプラザ中央通りクリニック | 盛岡市中央通 3 丁目 16-23 |
| 191 | | | 平野医院 | 盛岡市西青山 2 丁目 18 番 60 号 |
| 192 | | | 吉野整形外科麻酔科医院 | 盛岡市上太田金財 93 番地 2 |
| 193 | | | 向中野クリニック | 盛岡市向中野五丁目 29-1 |
| 194 | | | 医療法人天音会おいかわ内科クリニック | 盛岡市上田一丁目 18 番 46 号 |
| 195 | | | わたなべ内科・脳神経内科クリニック | 盛岡市高松三丁目 9 番 8 号 |
| 196 | | | 小林眼科 | 盛岡市中野一丁目 9 番 12 号 |
| 197 | | | 盛岡さくらクリニック | 盛岡市みたけ四丁目 36 番 32 号 |
| 198 | | | 盛岡北心療クリニック | 盛岡市月が丘 3 丁目 29-2 |
| 199 | | | たぐち脳神経外科クリニック | 盛岡市本町通一丁目 4 番 19 号 |
| 200 | | | 盛岡駅前おおば脳神経内科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通 13 番 8 号 |
| 201 | | | 葛クリニック | 盛岡市上田四丁目 20-59 |
| 202 | 工藤内科ハートクリニック | 盛岡市中ノ橋通一丁目 7 番 13 号 | | |
| 203 | ながの脳神経クリニック | 盛岡市津志田 16 地割 17 番地 2 | | |
| 204 | おおどり鎌田内科クリニック | 盛岡市大通二丁目 7 番 23 号 | | |
| 205 | 医療法人社団甲友会栗原クリニック | 盛岡市本町通一丁目 16 番 4 号 | | |
| 206 | 夕顔瀬内科産婦人科医院 | 盛岡市梨木町 6 番 12 号 | | |
| 207 | 大澤クリニック | 盛岡市茶畑二丁目 8 番 3 号 | | |
| 208 | 森眼科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通 10-22 | | |
| 209 | みやもと内科クリニック | 盛岡市上厨川字杉原 101-4 | | |
| 210 | ぼっちり眼科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通 1-44 ホテルメトロポリタン盛岡 4F | | |
| 211 | なないろのとびら診療所 | 盛岡市仙北二丁目 1-20 | | |
| 212 | もりおか往診ホームケアクリニック | 盛岡市北飯岡三丁目 20 番 3 号 | | |
| 213 | いしい内科・糖尿病クリニック | 盛岡市中ノ橋通 1-4-20 水晶堂ビル 4 階 | | |
| 214 | 森田小児科医院 | 盛岡市緑が丘四丁目 1 番 50 号アステイ緑が丘 1F | | |
| 215 | 循環器内科金矢クリニック | 盛岡市津志田中央 3 丁目 7-7 | | |
| 216 | たかしくりニック | 盛岡市東仙北 1 丁目 3-7 | | |
| 217 | 長橋皮ふ科クリニック | 盛岡市長橋町 38-7 | | |
| 218 | 医療法人純仁会盛岡前潟眼科 | 盛岡市前潟 4-7-1 イオンモール 2 階 | | |
| 219 | 三本柳かんのクリニック | 盛岡市三本柳 23 地割 10-5 | | |
| 220 | みうら産婦人科医院 | 盛岡市上鹿妻田貝 11 番地 1 | | |
| 221 | 原田内科脳神経機能クリニック | 盛岡市山岸三丁目 2-1 | | |
| 222 | 医療法人社団桂会かつら内科クリニック | 盛岡市本宮字小坂小瀬 13 番 2 | | |
| 223 | 佐藤皮膚科医院 | 盛岡市青山三丁目 7 番 30 号 | | |
| 224 | 都南眼科 | 盛岡市永井 23 地割 7-2 | | |
| 225 | 子どもは未来もりおかこどもクリニック | 盛岡市上田字松屋敷 11 番地 14 | | |
| 226 | みんなのクリニック | 盛岡市みたけ 2 丁目 21-42 | | |
| 227 | まさと脳神経内科クリニック | 盛岡市向中野 5 丁目 18-30 | | |
| 228 | こずかたクリニック | 盛岡市津志田南三丁目 14 番 88 号 | | |

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）（5/6）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 | | |
|-----|-----------|------------------|--------------------|----------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 229 | 盛岡市 | 診療所 | 大手先内科循環器クリニック | 盛岡市本町通 1-8-9 | | |
| 230 | | | 京野アートクリニック盛岡 | 盛岡市盛岡駅前通 15-5 ワールドイン GEN プラザ 3 階 | | |
| 231 | | | ちばクリニック | 盛岡市中央通三丁目 1 番 10 号 | | |
| 232 | | | 大浦内科・歯科クリニック | 盛岡市津志田西二丁目 13 番 3 号 | | |
| 233 | | | 畑山レディースクリニック | 盛岡市北飯岡 1 丁目 2-8 | | |
| 234 | | | 久喜内科・脳神経内科医院 | 盛岡市緑が丘 3 丁目 2-34 | | |
| 235 | | | とみさわ甲状腺・乳腺のクリニック盛岡 | 盛岡市大通 1-1-16 岩手教育会館 1F | | |
| 236 | | | みたけ消化器内科クリニック | 盛岡市みたけ 4 丁目 11-46 | | |
| 237 | | | くわた脳神経外科クリニック | 盛岡市北飯岡 1 丁目 2-68 | | |
| 238 | | | もりおか心のクリニック | 盛岡市本宮六丁目 1 番 48 号 | | |
| 239 | | | 村井産婦人科・小児歯科医院 | 盛岡市向中野字道明 55 番地 | | |
| 240 | | | 和田内科医院 | 盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号農林会館ビル 3F | | |
| 241 | | | 医療法人社団聖会公園通りクリニック | 盛岡市菜園一丁目 6 番 13 号 2 階 | | |
| 242 | | | 大日向医院 | 盛岡市高松 2 丁目 9 番 9 号 | | |
| 243 | | | いわて飯岡駅前内科クリニック | 盛岡市永井 17 地割 36 番地 1 | | |
| 244 | | | たにむらクリニック | 盛岡市本宮字小坂小瀬 13 番 2 | | |
| 245 | | | こたに内科・甲状腺クリニック | 盛岡市上厨川字横長根 76 番地 3 | | |
| 246 | | | 玉田眼科 | 盛岡市仙北二丁目 1 番 9 号 | | |
| 247 | | | たかはし眼科 | 盛岡市本宮字小坂小瀬 13 番地 1 | | |
| 248 | | | なかつか消化器内科クリニック | 盛岡市中太田新田 25 番地 270 | | |
| 249 | | | 盛岡城跡公園前クリニック | 盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号農林会館 3F | | |
| 250 | | | ちえ内科・外科クリニック | 盛岡市上田一丁目 1 番 19 号 | | |
| 251 | | | 医療法人千藤了会久保田医院 | 盛岡市大館町 26 番 10 号 | | |
| 252 | | | 八幡平市 | 病院 | 東八幡平病院 | 八幡平市柏台二丁目 8 番 2 号 |
| 253 | | | | | 八幡平市立病院 | 八幡平市大更第 25 地割 328 番地 1 |
| 254 | 診療所 | 平館クリニック | | 八幡平市平館第 11 地割 10 番地 10 | | |
| 255 | | 森整形外科 | | 八幡平市大更第 25 地割 117 番地 2 | | |
| 256 | | 吉田内科呼吸器科医院 | | 八幡平市大更 21 地割 79 番地 3 | | |
| 257 | | 八幡平市立安代診療所 | | 八幡平市荒屋新町 144 番地 1 | | |
| 258 | | 八幡平市立田山診療所 | | 八幡平市丑山口 18 番地 8 | | |
| 259 | | 八幡平こどもクリニック | | 八幡平市大更 24 地割 65 番地 8 | | |
| 260 | | にしね眼科クリニック | | 八幡平市大更第 24 地割 29 番地 1 | | |
| 261 | | エールクリニック八幡平 | | 八幡平市田頭 37 地割 103 番地 1 | | |
| 262 | 滝沢市 | 病院 | 栃内第二病院 | 滝沢市大釜吉水 103 番地 1 | | |
| 263 | | | 医療法人社団松誠会滝沢中央病院 | 滝沢市鶴飼笹森 42 番地 2 | | |
| 264 | | 診療所 | 山田小児科内科医院 | 滝沢市狼久保 688 番地 | | |
| 265 | | | 土井尻医院 | 滝沢市大釜竹鼻 163 番地 15 | | |
| 266 | | | かなもり神経科内科クリニック | 滝沢市高屋敷平 11 番 39 | | |
| 267 | | | 高橋内科胃腸科クリニック | 滝沢市菓子 1186 番 14 号 | | |
| 268 | | | 植田内科消化器科医院 | 滝沢市穴口 183 番地 3 | | |
| 269 | | | 松尾皮膚科 | 滝沢市牧野林 1010 番地 11 | | |
| 270 | | | 木村内科クリニック | 滝沢市土沢 310 番地 102 | | |
| 271 | | | 飯島医院 | 滝沢市鶴飼狐洞 1 番地 277 | | |
| 272 | | | サマリヤ眼科クリニック | 滝沢市菓子 1155 番地 8 | | |
| 273 | | | 金井耳鼻咽喉科クリニック | 滝沢市狼久保 689 番 5 | | |
| 274 | | | 立本整形外科いたみのクリニック | 滝沢市穴口 325 番地 7 | | |
| 275 | | | こんの神経内科・脳神経外科クリニック | 滝沢市牧野林 1010 番地 4 | | |
| 276 | | | ゆとりが丘クリニック | 滝沢市土沢 541 番地 | | |
| 277 | | | あべ整形外科医院 | 滝沢市菓子 1156 番地 22 | | |
| 278 | | | 山口クリニック | 滝沢市穴口 377 番地 1 | | |
| 279 | 杉江内科クリニック | 滝沢市野沢 62 番地 1017 | | | | |
| 280 | 雫石町 | 病院 | 鶯宿温泉病院 | 雫石町大字南畑第 32 地割字南畑沢 265 番地 | | |
| 281 | | | いわてリハビリテーションセンター | 雫石町七ツ森 16 番地 243 | | |
| 282 | | 診療所 | 上原小児科医院 | 雫石町八卦 1 番地 16 | | |
| 283 | | | 篠村医院 | 雫石町寺の下 105 番地 12 | | |
| 284 | | | 篠村泌尿器科クリニック | 雫石町寺の下 102 番地 7 | | |
| 285 | | | 雫石町立雫石診療所 | 雫石町万田渡 74 番地 1 | | |
| 286 | | | 医療法人社団銀河雫石大森クリニック | 雫石町千刈田 79 番 2 | | |
| 287 | | | 診療所 | 岩手県立中央病院附属南山形診療所 | 岩手町川口第 28 地割 13 番地のイ号字桜 | |

表 3.2.5-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院、診療所）（6/6）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 病院・診療所名 | 所在地 | | |
|-----|-----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------|--------------------|
| 288 | 岩手町 | 診療所 | 佐々木医院 | 岩手町大字沼宮内第7地割48番地11 | | |
| 289 | | | 佐渡医院 | 岩手町大字五日市第10地割175番地15 | | |
| 290 | | | 塚谷医院 | 岩手町江刈内第10地割45番地1 | | |
| 291 | | | 小豆嶋眼科クリニック | 岩手町五日市第10地割字石神下130番9号 | | |
| 292 | | | 岩手沼宮内クリニック | 岩手町大字子抱第5地割6番8 | | |
| 293 | | | 盛岡医療生活協同組合さわやかクリニック | 岩手町江刈内10地割47番2 | | |
| 294 | | | 岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター | 岩手町大字五日市第10地割4番地7 | | |
| 295 | | | 北上脳神経外科クリニック | 岩手町大字五日市第11地割79番地65 | | |
| 296 | | | 佐藤整形外科クリニック | 岩手町大字江刈内第7地割10番1号 | | |
| 297 | 紫波町 | 病院 | 平和台病院 | 紫波町犬瀨字南谷地110番地5 | | |
| 298 | | 診療所 | 足澤整形形成外科 | 紫波町日詰字中新田252番地2 | | |
| 299 | | | 横川産婦人科医院 | 紫波町北日詰字東ノ坊28番地3 | | |
| 300 | | | 渡辺内科医院 | 紫波町日詰字下丸森122番地3 | | |
| 301 | | | 平井医院 | 紫波町日詰字下丸森138番地2 | | |
| 302 | | | 紫波皮フ科医院 | 紫波町日詰字郡山駅211番地 | | |
| 303 | | | 医療法人はたふく医院 | 紫波町日詰字石田3番地の2 | | |
| 304 | | | 川守田医院 | 紫波町日詰駅前一丁目8番2 | | |
| 305 | | | ふるだて加藤肛門外科クリニック | 紫波町高水寺字古屋敷87番地1 | | |
| 306 | | | 加藤胃腸科内科医院 | 紫波町高水寺字中田207番地 | | |
| 307 | | | 志和診療所 | 紫波町上平沢字川原52番地 | | |
| 308 | | | はこぎ脳神経外科クリニック | 紫波町桜町字三本木167番地1 | | |
| 309 | | | 岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター | 紫波町桜町字三本木32番地 | | |
| 310 | | | なおしま医院 | 紫波町上平沢字川原田33番地5 | | |
| 311 | | | 野崎内科・神経内科医院 | 紫波町高水寺字大坊183番地1 | | |
| 312 | | | 紫波中央眼科 | 紫波町紫波中央駅前2丁目3番地3オガールプラザ東棟1階 | | |
| 313 | | | 紫波中央小児科 | 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94 | | |
| 314 | | | 紫波整形外科クリニック | 紫波町日詰字東裏20番2 | | |
| 315 | | | 矢巾町 | 病院 | 医療法人社団帰厚堂南昌病院 | 矢巾町大字広宮沢第1地割2番181 |
| 316 | | | | | みちのく療育園メディカルセンター | 矢巾町大字煙山第24地割1番地 |
| 317 | | | | | 岩手県立療育センター | 矢巾町医大通二丁目1番3号 |
| 318 | | | | | 岩手医科大学附属病院 | 矢巾町医大通二丁目1番1号 |
| 319 | | | | 診療所 | 高宮消化器科内科医院 | 矢巾町大字西徳田第2地割106番地3 |
| 320 | | | | | 八木クリニック | 矢巾町流通センター南3丁目1番7号 |
| 321 | | | | | 三愛病院附属矢巾クリニック | 矢巾町高田第11地割25番地2 |
| 322 | | | | | E. 肌クリニック不來方 | 矢巾町大字南矢幅第8地割244番地 |
| 323 | やはば眼科 | 矢巾町大字南矢幅第9地割196番地 | | | | |
| 324 | 成田内科胃腸科医院 | 矢巾町又兵エ新田第8地割101番地 | | | | |
| 325 | 南矢巾ハートクリニック | 矢巾町南矢幅第6地割143番地31 | | | | |
| 326 | せき内科胃腸科クリニック | 矢巾町大字西徳田第5地割1番地4 | | | | |
| 327 | 堀江医院 | 矢巾町西徳田第6地割143番地 | | | | |
| 328 | こずかた診療所 | 矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地 | | | | |
| 329 | 徳永整形外科 | 矢巾町大字南矢幅第9地割320番地 | | | | |
| 330 | おぼない内科クリニック | 矢巾町大字南矢幅第8地割235番地 | | | | |
| 331 | やはば産婦人科 | 矢巾町医大通2丁目4-6 | | | | |
| 332 | けんたろうこどもクリニック | 矢巾町西徳田第5地割2-4 | | | | |
| 333 | あいの皮フ科クリニック | 矢巾町間野々第9地割202番地 | | | | |
| 334 | 公益財団法人岩手県対がん協会附属矢巾診療所 | 矢巾町医大通二丁目1番6号 | | | | |
| 335 | いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック | 矢巾町南矢幅第7地割455番地 | | | | |

資料)1. 保険医療機関・保険薬局の管内指定状況等一覧(東北厚生局
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html)
 をもとに作成

表 3.2.5-3 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設）（1/2）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | 施設名 | 所在地 | | |
|-----|--------------|-----------------------|-------------------|-------------------------|------------------------|---------------------|
| 1 | 盛岡市 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム山岸和敬荘 | 盛岡市下米内 2 丁目 4 番 13 号 | |
| 2 | | | | 特別養護老人ホーム第二松園ハイッ | 盛岡市西松園 二丁目 5-1 | |
| 3 | | | | 特別養護老人ホーム千年苑(本館) | 盛岡市上太田穴口 53 番地 | |
| 4 | | | | 特別養護老人ホーム都南あけぼの荘 | 盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1 | |
| 5 | | | | 特別養護老人ホーム五月園 | 盛岡市東山 2 丁目 5 番 15 号 | |
| 6 | | | | 特別養護老人ホーム青山和敬荘 | 盛岡市南青山町 13 番 30 号 | |
| 7 | | | | 特別養護老人ホーム希望の里 | 盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1 | |
| 8 | | | | 特別養護老人ホームさくらぎの里 | 盛岡市上田字松屋敷 103 番地 1 | |
| 9 | | | | 特別養護老人ホームおでんせ本宮 | 盛岡市本宮字小坂小瀬 20 番地 1 | |
| 10 | | | | 特別養護老人ホームコアトレース 厨川 | 盛岡市厨川 二丁目 7 番 20 号 | |
| 11 | | | | 特別養護老人ホーム繫松苑 | 盛岡市繫字猿田 1 番地 37 | |
| 12 | | | | 特別養護老人ホームカーサ南盛岡 | 盛岡市乙部 4 地割 139 番 10 | |
| 13 | | | | 特別養護老人ホームなのりの杜 | 盛岡市上米内字名乗沢 1 番地 58 | |
| 14 | | | | 特別養護老人ホーム浅岸和敬荘 | 盛岡市浅岸 三丁目 23 番 50 号 | |
| 15 | | | | 特別養護老人ホーム都南あけぼの荘(ユニット型) | 盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1 | |
| 16 | | | | 特別養護老人ホーム千年苑(新館) | 盛岡市上太田穴口 53 番地 | |
| 17 | | | | 特別養護老人ホーム鶴亀ながい | 盛岡市永井 16 地割 55 番地 1 | |
| 18 | | | | 特別養護老人ホームサントウン松園 | 盛岡市北松園 四丁目 36-55 | |
| 19 | | | | 特別養護老人ホームはなみずき | 盛岡市南仙北 三丁目 5 番 58 号 | |
| 20 | | | | 特別養護老人ホームなのりの杜 2 号館 | 盛岡市上米内字名乗沢 1 番地 58 | |
| 21 | | | | 特別養護老人ホーム秀峰苑 | 盛岡市下田字石羽根 99 番地 901 | |
| 22 | | | | 特別養護老人ホームすずらんガーデン | 盛岡市好摩字芋田向 83 番地 25 | |
| 23 | | | | 地域密着型 | 特別養護老人ホームなのりの里 | 盛岡市上米内字名乗沢 1 番地 46 |
| 24 | | | | | 特別養護老人ホームジャスミン | 盛岡市洪民字泉田 334 番地 |
| 25 | | | | | 特別養護老人ホーム北松園ハイツ | 盛岡市北松園 四丁目 1-3 |
| 26 | | | | | 地域密着型特別養護老人ホームふじの | 盛岡市湯沢西 三丁目 4 番 13 号 |
| 27 | | | | 養護老人ホーム | 清和荘 | 盛岡市加賀野 4 丁目 3-14 |
| 28 | | | | | 玉寿荘 | 盛岡市下田石羽根 99-902 |
| 29 | | | | 軽費老人ホーム(A型) | けやき荘 | 盛岡市上太田細工 4 |
| 30 | | | | 軽費老人ホーム(B型) | 松園ハイツ | 盛岡市西松園 2-6-1 |
| 31 | | | | 軽費老人ホーム(ケアハウス) | ケアハウス盛岡 | 盛岡市東山 2-5-19 |
| 32 | | | | | ケアハウス麗沢 | 盛岡市猪去三枚橋 21 |
| 33 | | | | | ケアハウスおでんせ | 盛岡市上厨川字横長根 76 番地 1 |
| 34 | | | | | ケアガーデン高松公園 | 盛岡市上田字毛無森 2 番地 7 |
| 35 | 児童福祉施設 | 家庭養育支援事業 | 和光学園 | 盛岡市青山一丁目 25-2 | | |
| 36 | | 児童自立生活援助 | 和光学園 | 盛岡市青山一丁目 25-2 | | |
| 37 | | 放課後等デイサービス | てしろもりの丘 | 盛岡市手代森 6-10-6 | | |
| 38 | | | みたけの園 | 盛岡市みたけ 3 丁目 38-51 | | |
| 39 | | | みたけの園 | 盛岡市みたけ 3 丁目 38-9 | | |
| 40 | 障害福祉サービス事業所等 | 視聴覚障害者情報提供施設 | 岩手県立視聴覚障がい者情報センター | 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイーナ 4F | | |
| 41 | | 障害児相談支援、特定相談支援、一般相談支援 | てしろもりの丘 | 盛岡市手代森 6-10-6 | | |
| 42 | | 障害児入所支援 | てしろもりの丘 | 盛岡市手代森 6-10-6 | | |
| 43 | | 短期入所 | てしろもりの丘 | 盛岡市手代森 6-10-6 | | |
| 44 | | 地域生活支援センター | 法人本部 | 盛岡市高松 3-7-33 | | |
| 45 | 八幡平市 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームむらさき苑 | 八幡平市田頭第 24 地割 36 番地 | |
| 46 | | | | 特別養護老人ホーム富士見荘 | 八幡平市松尾寄木 11 地割 13 番地 1 | |
| 47 | | | | 特別養護老人ホーム麗峰苑 | 八幡平市平館第 13 地割 1 番地 1 | |
| 48 | | | | 特別養護老人ホームりんどう苑 | 八幡平市丑山口 27-5 | |

表 3.2.5-3 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設）（2/2）

| No. | 市町名 | 施設の区分 | | 施設名 | 所在地 |
|-----|--------------|----------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
| 49 | 八幡平市 | 老人福祉施設 | 地域密着型 | 地域密着型介護老人福祉施設はらからの里 | 八幡平市野駄第 21 地割 299 番地 1 |
| 50 | | | 軽費老人ホーム(ケアハウス) | アーベイン八幡平 | 八幡平市柏台 2-9-3 |
| 51 | | 障害福祉サービス事業所等 | 共同生活援助(介護サービス包括型) | 中山の園 | 八幡平市大更 25-121-6 |
| 52 | | | 地域活動支援センター | 中山の園 | 八幡平市大更 21-10-5 |
| 53 | 滝沢市 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち | 滝沢市穴口 221 番 2 |
| 54 | | | | 特別養護老人ホームれいたく苑 | 滝沢市高屋敷 15 番地 |
| 55 | | | | 特別養護老人ホームたきざわの家 | 滝沢市鶴飼細谷地 22 番 1 |
| 56 | | 軽費老人ホーム(ケアハウス) | ケアハウス巣子 | 滝沢市巣子 732-2 | |
| 57 | | 老人デイサービスセンター | みたけの園 | 滝沢市穴口 456-9 | |
| 58 | | 介護保険施設等 | 居宅介護 | みたけの園 | 滝沢市穴口 456-9 |
| 59 | | 児童福祉施設 | 放課後等デイサービス | みたけの園 | 滝沢市穴口 203-4 |
| 60 | | 障害福祉サービス事業所等 | 共同生活援助(介護サービス包括型) | みたけの園 | 滝沢市穴口 478-16 |
| 61 | | | 障害児相談支援、特定相談支援、一般相談支援 | みたけの園 | 滝沢市穴口 203-4 |
| 62 | | | 短期入所 | みたけの園 | 滝沢市穴口 203-4 |
| 63 | 地域生活支援センター | | みたけの園 | 滝沢市牧野林 895-10 | |
| 64 | 雫石町 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム日赤鷲鳴荘 | 雫石町南畑第 32 地割 15-30 |
| 65 | | | | 特別養護老人ホームおうしゅく | 雫石町鶯宿第 9 地割 67 番地 1 |
| 66 | | | 養護老人ホーム | 松寿荘 | 雫石町七ツ森 16-37 |
| 67 | 岩手町 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームあんずの里 | 岩手町五日市第 2 地割 307 番地 |
| 68 | | | | 特別養護老人ホームラベンダー | 岩手町江刈内第 10 地割 28 番地 3 |
| 69 | | 地域密着型 | 特別養護老人ホームラベンダー地域密着型事業所 | 岩手町江刈内第 10 地割 28 番地 3 | |
| 70 | | 障害福祉サービス事業所等 | 障害児相談支援、特定相談支援、一般相談支援 | 中山の園 | 岩手町大字五日市 9-51-8 |
| 71 | | | 地域活動支援センター | 中山の園 | 岩手町大字五日市 9-51-8 |
| 72 | 地域生活支援センター | | 中山の園 | 岩手町大字五日市 9-51-8 | |
| 73 | 紫波町 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームにいやま荘 | 紫波町桜町三本木 46-1 |
| 74 | | | | 特別養護老人ホーム百寿の郷 | 紫波町土館字関沢 24 番地 1 |
| 75 | | | | 特別養護老人ホームにいやま荘桜町ユニット | 紫波町桜町字三本木 46 番地 1 |
| 76 | 矢巾町 | 老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム志和荘 | 矢巾町広宮沢第 1 地割 100 番 |
| 77 | | | 地域密着型 | 介護老人福祉施設悠和荘 | 矢巾町広宮沢 1-2-312 |
| 78 | | | 軽費老人ホーム(ケアハウス) | ソフィアハウス睦喜 | 矢巾町太田 17-13-1 |
| 79 | | 障害福祉サービス事業所等 | 施設入所支援 | 岩手県立療育センター | 矢巾町医大通 2-1-3 |
| 80 | | | 障害児等療育支援 | 岩手県立療育センター | 矢巾町医大通 2-1-3 |
| 81 | 障害児入所支援(医療型) | | 岩手県立療育センター | 矢巾町医大通 2-1-3 | |

資料)1. 軽費老人ホームについて(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003700.html>)

2. 特別養護老人ホームについて(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003702.html>)

3. 養護老人ホームについて(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003704.html>)

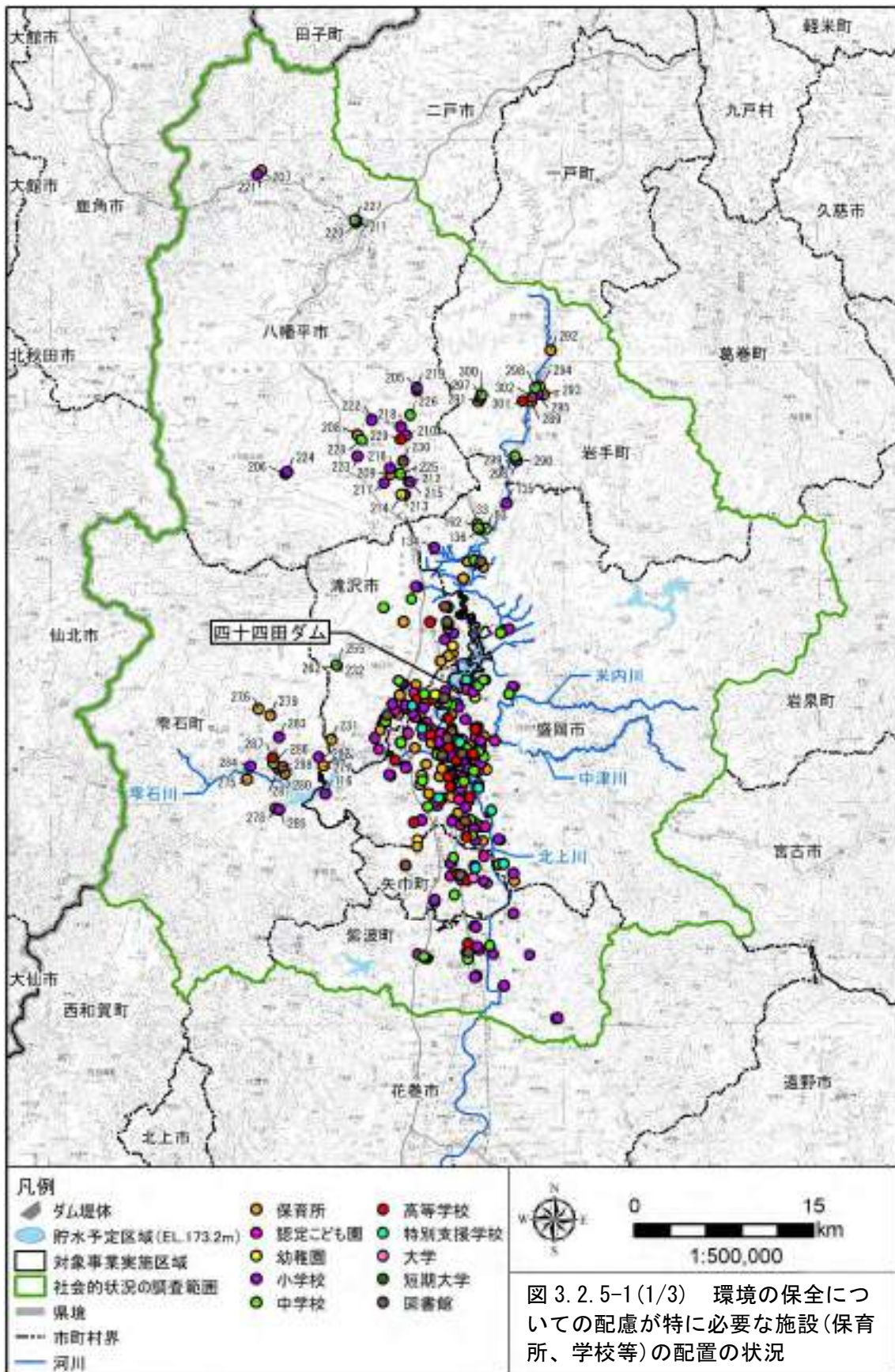
4. 介護保険に係る指定事業所一覧(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1003778.html>)

5. 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団

<http://iwate-fukushi.or.jp/shisetu/index.html>)

をもとに作成



注) 1. 図中の番号は表 3.2.5-1 のNo.と対応する。
資料) 1. 表 3.2.5-1 に示す。

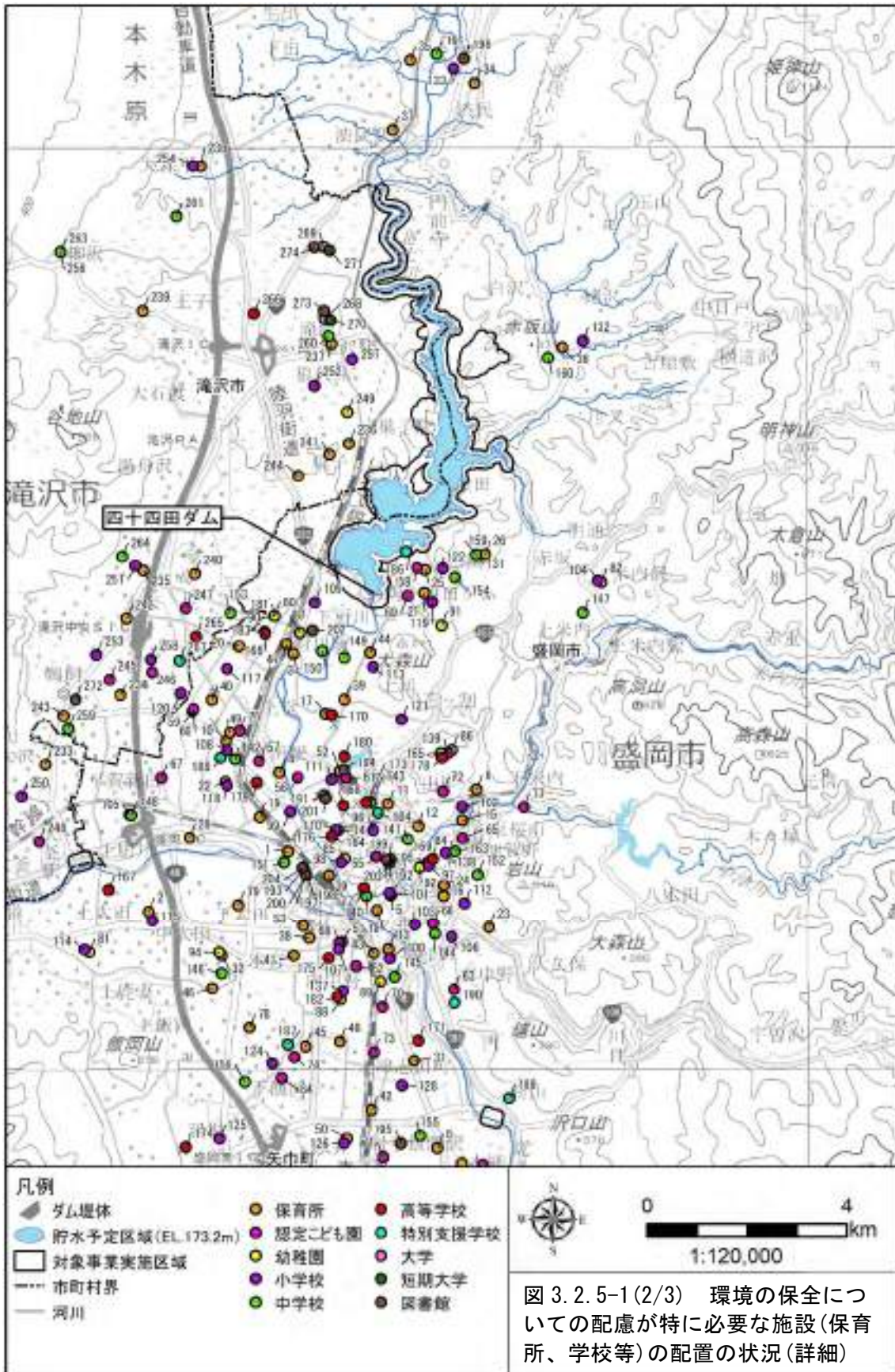


図 3.2.5-1(2/3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、学校等)の配置の状況(詳細)

注)1. 図中の番号は表 3.2.5-1 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-1 に示す。

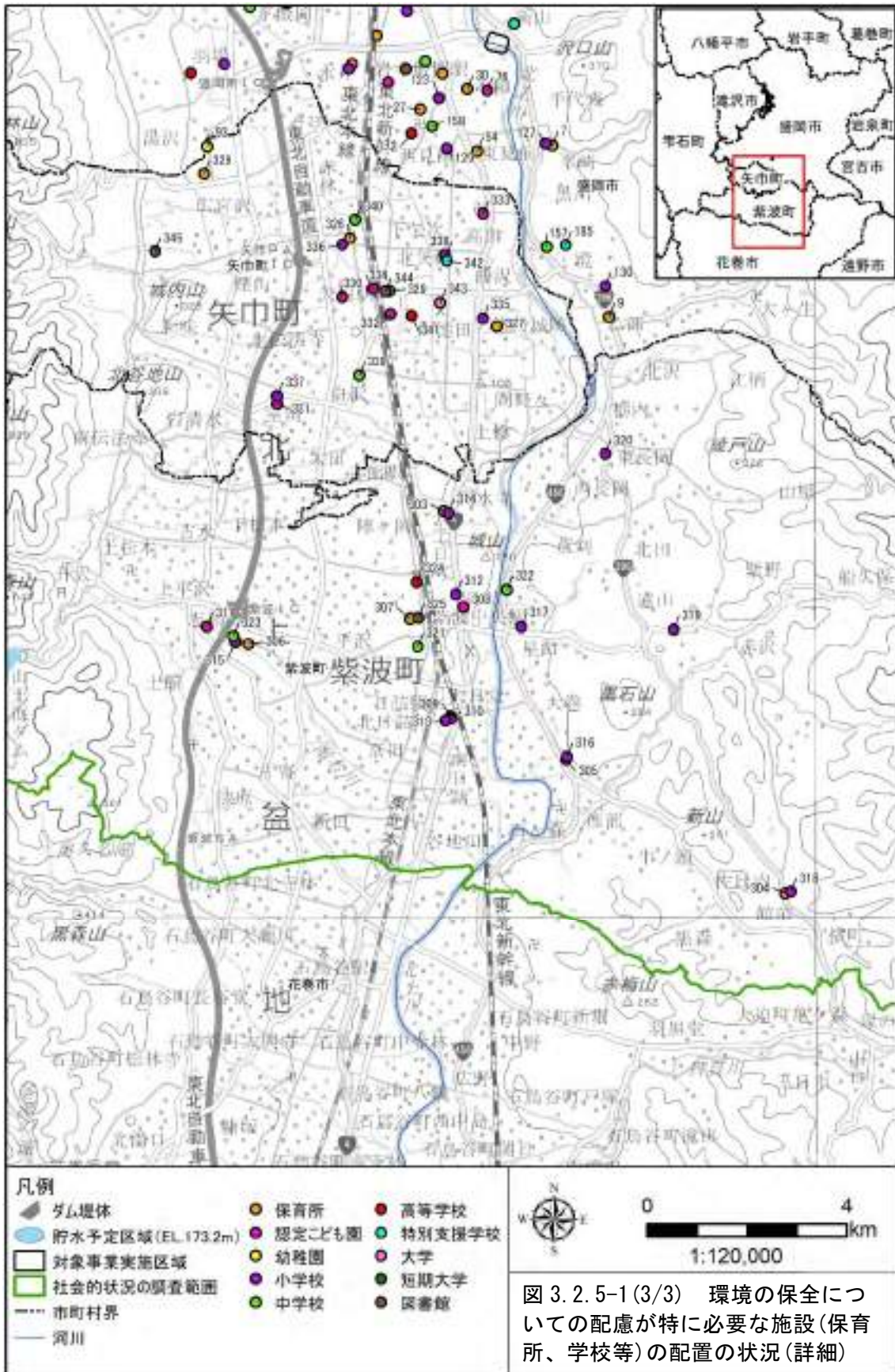
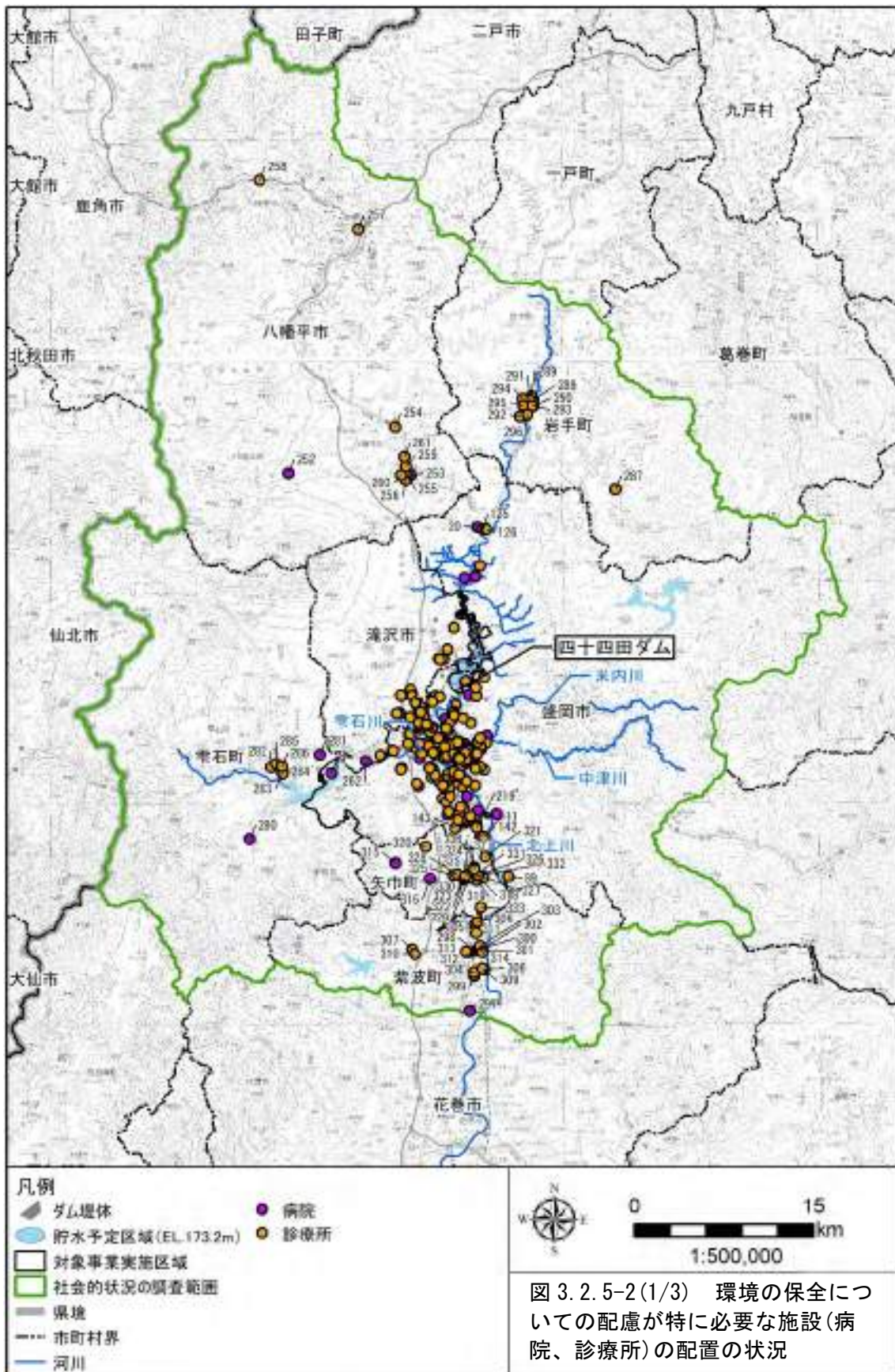
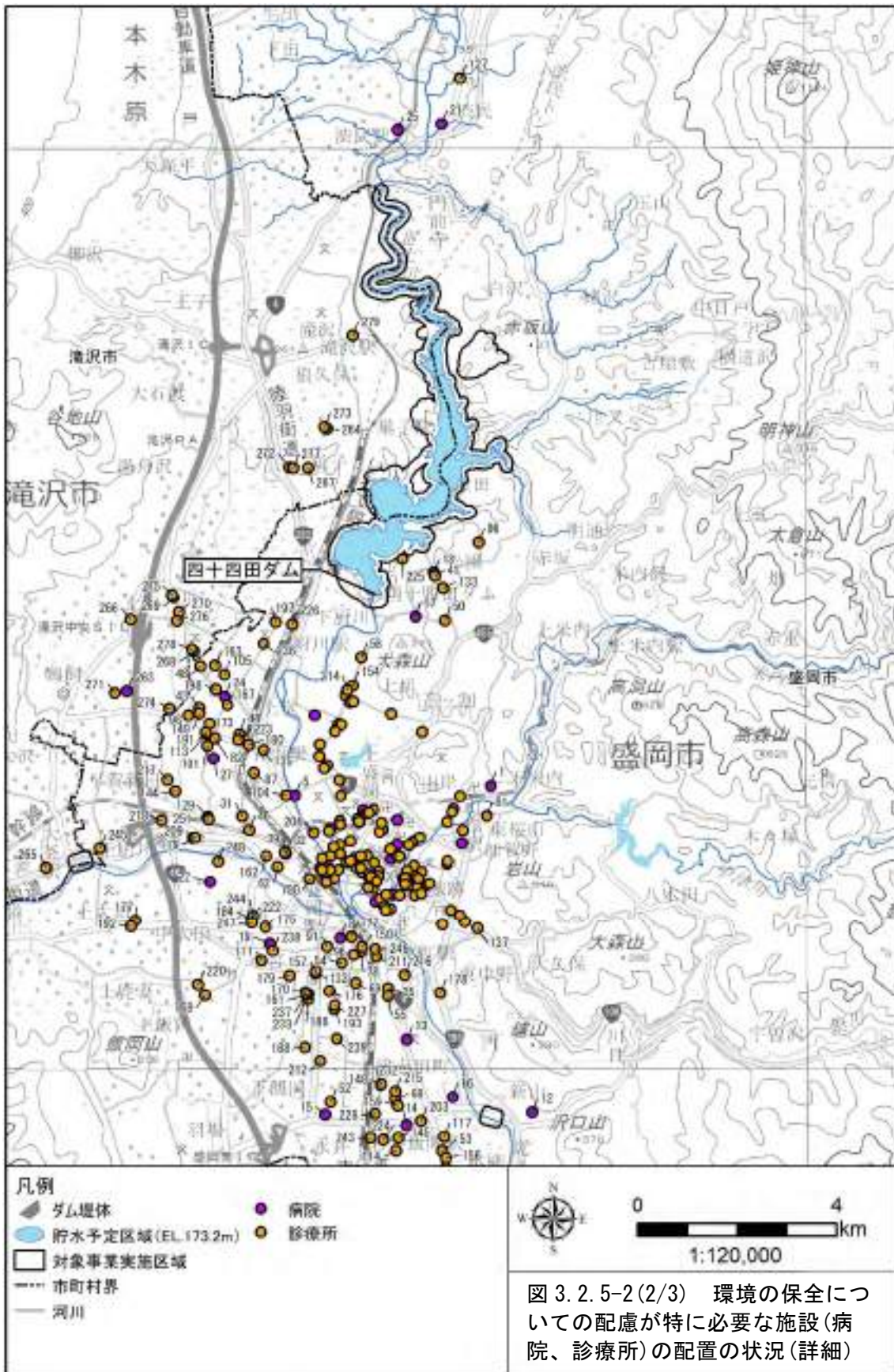


図 3.2.5-1(3/3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、学校等)の配置の状況(詳細)

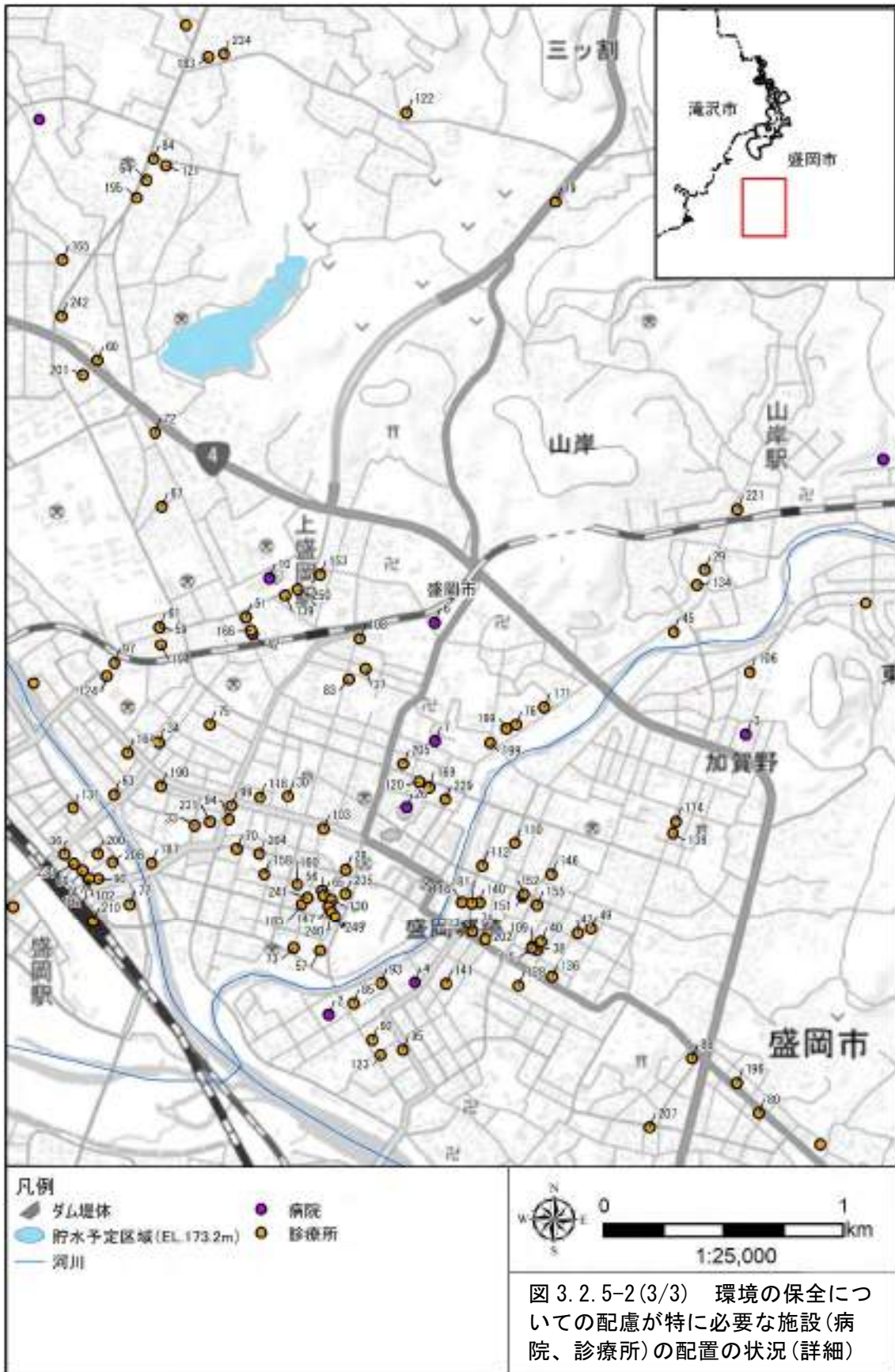
注)1. 図中の番号は表 3.2.5-1 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-1 に示す。



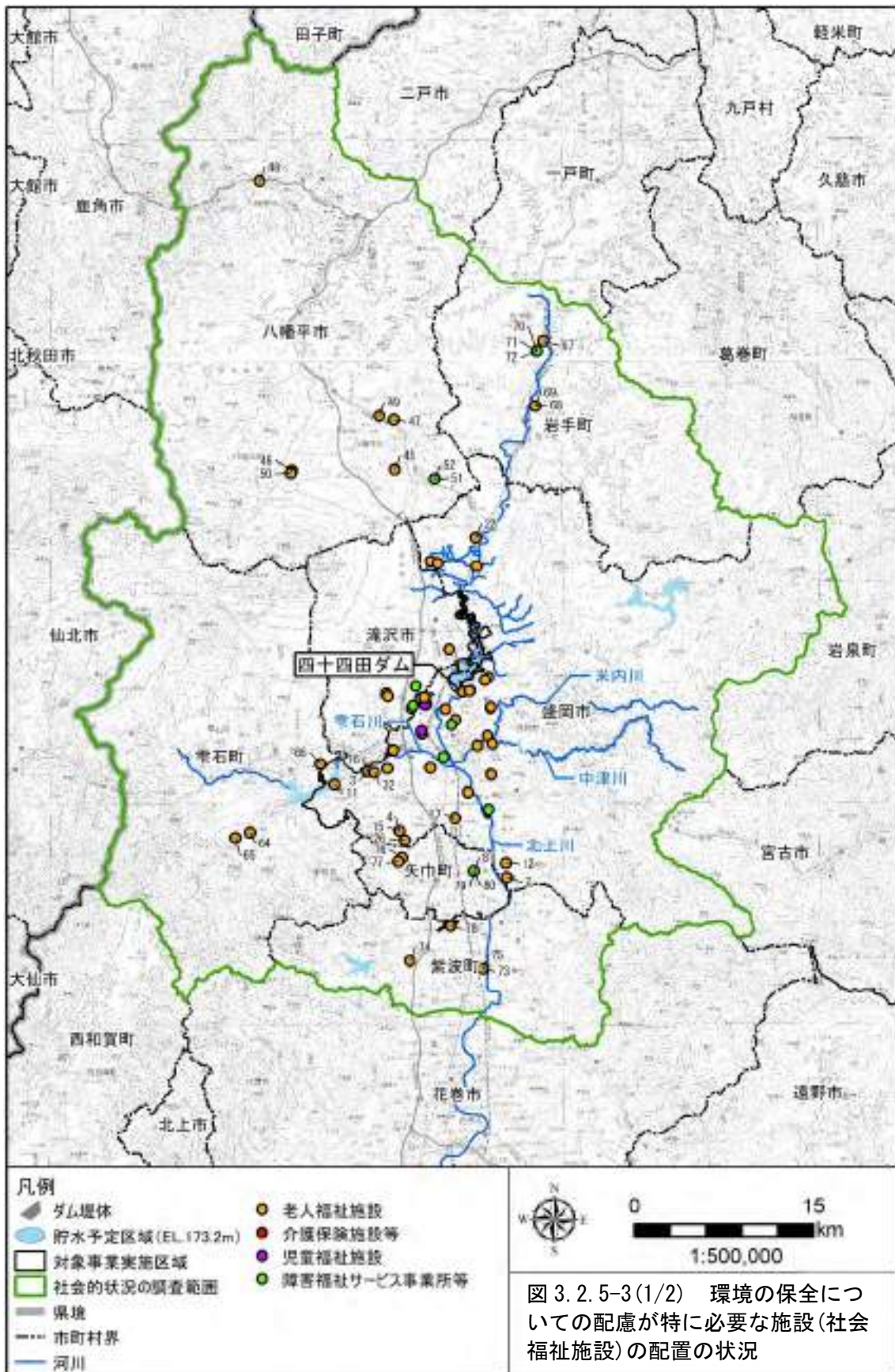
注)1. 図中の番号は表 3.2.5-2 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-2 に示す。



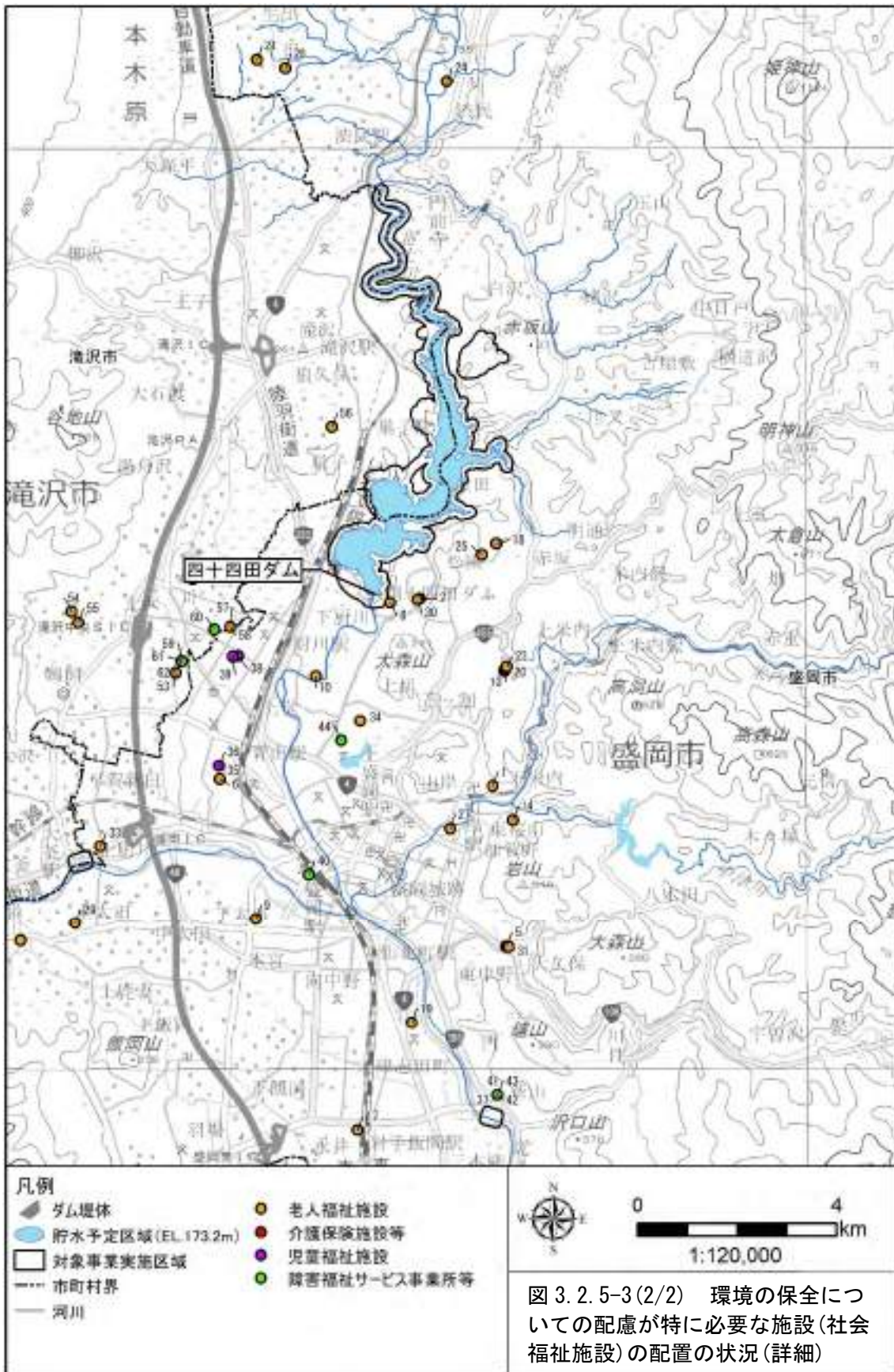
注)1. 図中の番号は表 3.2.5-2 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-2 に示す。



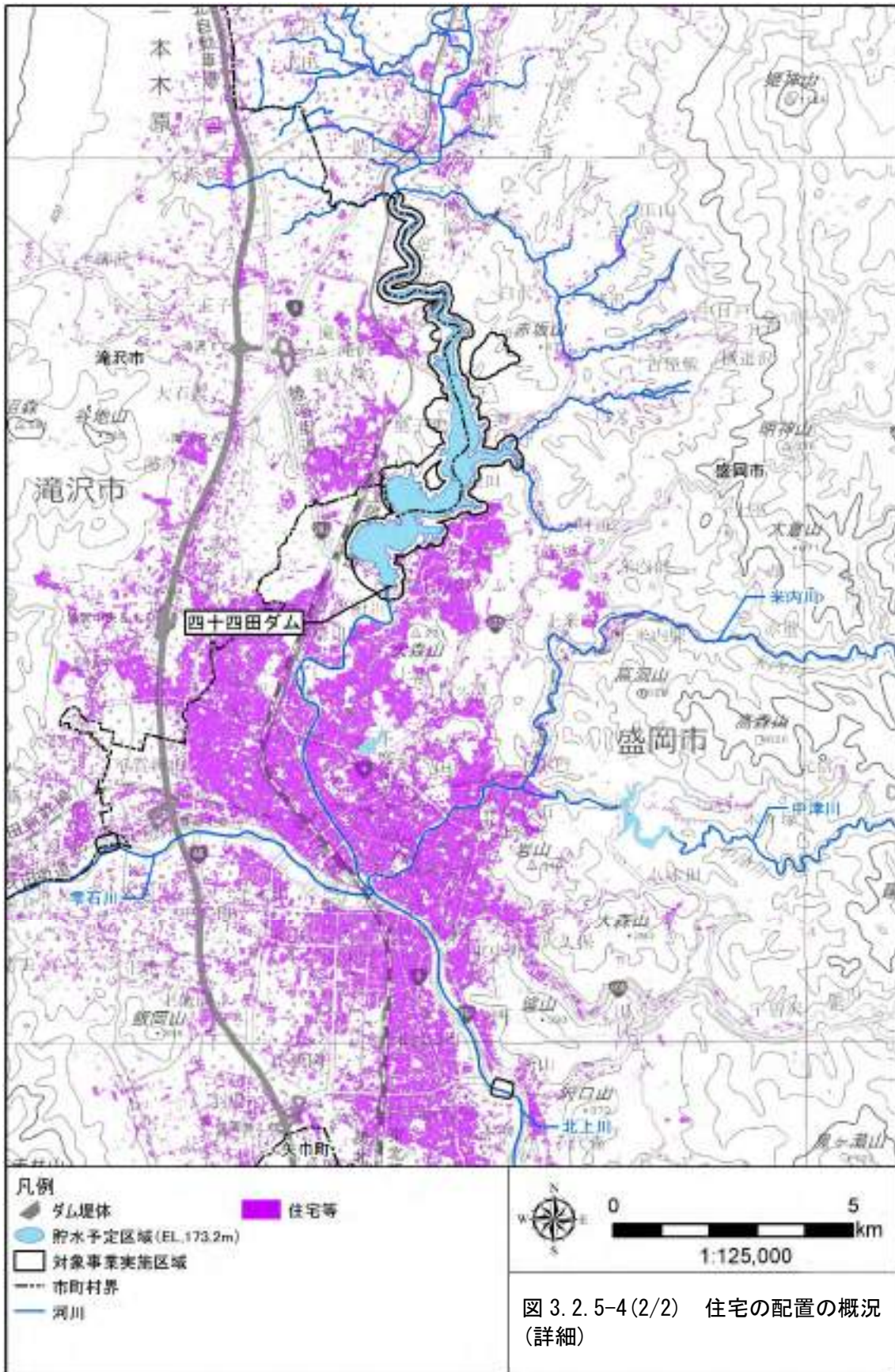
注)1. 図中の番号は表 3.2.5-2 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-2 に示す。



注)1. 図中の番号は表 3.2.5-3 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-3 に示す。



注)1. 図中の番号は表 3.2.5-3 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.5-3 に示す。



資料)1. 国土基盤地図情報 建築物(国土地理院)をもとに作成

3.2.6 下水道の整備の状況

3.2.6.1 公共下水道及び農業集落排水事業の状況

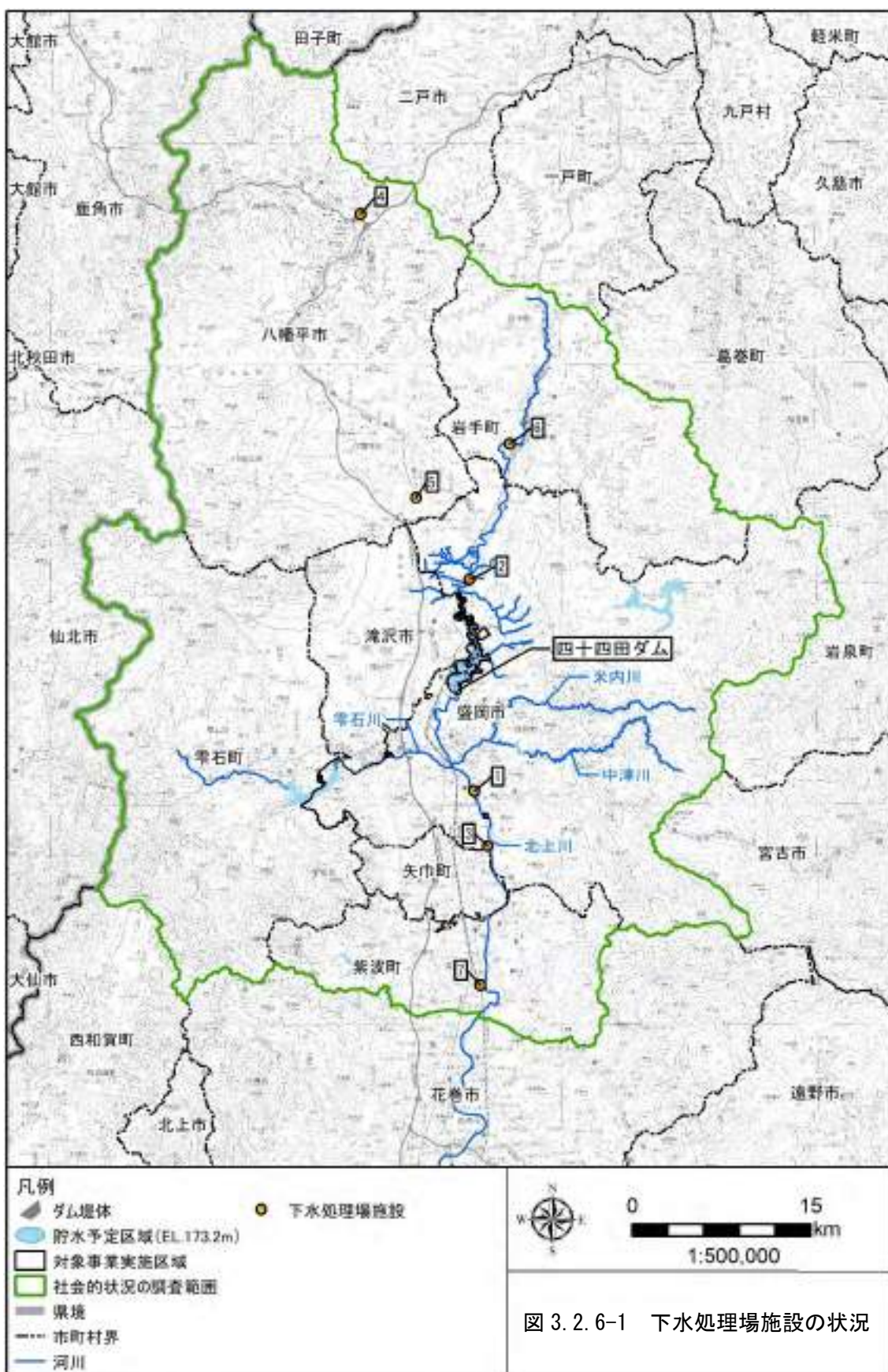
社会的状況の調査範囲における、下水処理場施設等の状況を表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示す。社会的状況の調査範囲において、下水処理場施設は 7 施設存在する。

表 3.2.6-1 下水処理場施設の状況

| No. | 処理場施設 | 所在地 | 事業区分名 | 事業名 |
|-----|------------|-------------------|-------|-------------|
| 1 | 中川原終末処理場 | 盛岡市東安庭 2-8-3 | 公共 単独 | 公共下水道 |
| 2 | 舟田フレックスプラン | 盛岡市下田牡丹野 72 | 流域 | 流域下水道 |
| 3 | 都南浄化センター | 盛岡市東見前 3-10-2 | 流域 | 流域下水道 |
| 4 | 安代浄化センター | 八幡平市小柳田 298-3 | 特環 単独 | 特定環境保全公共下水道 |
| 5 | 西根浄化センター | 八幡平市大更第 15 地割 105 | 公共 単独 | 公共下水道 |
| 6 | 岩手町浄化センター | 岩手郡岩手町大字川口第 1 地割 | 公共 単独 | 公共下水道 |
| 7 | 紫波浄化センター | 紫波郡紫波町南日詰字宮崎 5-2 | 公共 単独 | 公共下水道 |

資料)1. 国土数値情報 下水道関連施設(平成 24 年)

(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



注)1. 図中の番号は表 3.2.6-1 のNo.と対応する。

資料)1. 国土数値情報 下水道関連施設(平成 24 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成

3.2.6.2 し尿処理の状況

社会的状況の調査範囲におけるし尿処理人口の内訳を表 3.2.6-2 に、し尿処理の内訳を表 3.2.6-3 に示す。し尿処理の水洗化率は、盛岡市で 94.6%、八幡平市で 49.7%、滝沢市で 87.2%、雫石町で 73.8%、岩手町で 55.3%、紫波町で 88.7%、矢巾町で 94.4%である。

表 3.2.6-2 し尿処理人口の内訳(令和2年度)

| 市町名 | 水洗化率(%) | 水洗化人口(人) | | | | | 非水洗化人口(人) | | |
|------|---------|----------|---------|--------------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| | | 合計 | 公共下水道人口 | コミュニティプラント人口 | 浄化槽人口 | 合併処理浄化槽人口 | 合計 | 計画収集人口 | 自家処理人口 |
| 盛岡市 | 94.6 | 271,658 | 252,077 | 0 | 19,581 | 18,879 | 15,626 | 15,626 | 0 |
| 八幡平市 | 49.7 | 12,378 | 6,457 | 0 | 5,921 | 3,563 | 12,528 | 12,528 | 0 |
| 滝沢市 | 87.2 | 48,439 | 36,920 | 0 | 11,519 | 11,470 | 7,085 | 7,085 | 0 |
| 雫石町 | 73.8 | 11,941 | 9,019 | 0 | 2,922 | 2,671 | 4,229 | 4,229 | 0 |
| 岩手町 | 55.3 | 7,131 | 3,979 | 0 | 3,152 | 3,114 | 5,768 | 5,768 | 0 |
| 紫波町 | 88.7 | 29,414 | 19,340 | 0 | 10,074 | 10,029 | 3,746 | 3,746 | 0 |
| 矢巾町 | 94.4 | 25,623 | 21,092 | 0 | 4,531 | 0 | 1,529 | 1,529 | 0 |

注)1. 水洗化率は以下の式によるものとする。

$$\text{水洗化率}(\%) = (\text{水洗化人口} / (\text{水洗化人口} + \text{非水洗化人口})) \times 100$$

資料)1. 環境省 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果

(環境省 http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html)をもとに作成

表 3.2.6-3 し尿処理の内訳(令和2年度)

単位: kL/年

| 市町名 | し尿処理施設 | ごみ堆肥化施設 | メタン化施設 | 下水道投入 | 農地還元 | その他 | 合計 |
|------|--------|---------|--------|-------|------|-----|--------|
| 盛岡市 | 26,327 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26,327 |
| 八幡平市 | 14,752 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,752 |
| 滝沢市 | 17,462 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,462 |
| 雫石町 | 5,393 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,393 |
| 岩手町 | 6,837 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,837 |
| 紫波町 | 10,025 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,025 |
| 矢巾町 | 4,953 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,953 |

注)1. し尿処理施設には浄化槽汚泥及び自家処理量を含む。

資料)1. 環境省 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果

(環境省 http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html)をもとに作成

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

社会的状況の調査範囲並びに対象事業実施区域及びその周辺の区域における環境関係法令等による規制等の状況を表 3.2.7-1 に示す。

表 3.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(1/5)

| 法律等 | | 指定状況及び規制基準の内容 | | |
|------------------------|--|--|-------------------|---|
| | | 社会的状況の調査範囲 | 対象事業実施区域及びその周辺の区域 | 参照図・表 |
| 環境基本法に基づく環境基準 | 大気汚染 | 大気汚染に係る環境基準 二酸化窒素に係る環境基準 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準 | | 表 3.2.7-2 表 3.2.7-3 表 3.2.7-4 表 3.2.7-5 |
| | 騒音 | 騒音に係る環境基準 騒音に係る環境基準(道路に面する地域) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間) 岩手県における新幹道路騒音に係る環境基準の地域指定について 騒音に係る環境基準に関する指定状況 | | 表 3.2.7-6(1) 表 3.2.7-6(2) 表 3.2.7-6(3) 表 3.2.7-7 図 3.2.7-1 |
| | 水質汚濁 | 人の健康の保護に関する環境基準 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、北上川については河口から松川合流点までは A 類型、松川合流点より上流は AA 類型になっており、中津川については上流が AA 類型、中下流は A 類型になっているほか、丹藤川、雫石川等は A 類型となっている。 湖沼については四十四田ダム貯水池、岩洞ダム貯水池、御所ダム貯水池、綱取ダム貯水池はともに湖沼 A 類型となっている。 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況は、御所ダム貯水池は湖沼 II 類型、四十四田ダム貯水池及び綱取ダム貯水池は湖沼 III 類型となっている。 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況は、北上川全域(四十四田ダム貯水池を除く)、丹藤川、雫石川、中津川等が生物 A 類型に、四十四田ダム貯水池、岩洞ダム貯水池、御所ダム貯水池、綱取ダム貯水池が湖沼生物 A 類型となっている。 | | 表 3.2.7-8 表 3.2.7-9(1) 表 3.2.7-9(2) 表 3.2.7-10 図 3.2.7-2 図 3.2.7-3 |
| | 地下水の水質汚濁 | 地下水の水質汚濁に係る環境基準 | | 表 3.2.7-11 |
| | 土壌の汚染 | 土壌の汚染に係る環境基準 | | 表 3.2.7-12 |
| ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 | | ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 | | 表 3.2.7-13 |
| 大気汚染に係る規制 | 大気汚染防止法 | いおう酸化物については、排出口の高さに応じた排出規制(K 値規制)が行われており、盛岡市(旧都南村、玉山村を除く)では 14.5、それ以外の区域では 17.5 とされている。 ばいじん及び有害物質については全国一律の排出基準が定められている。 大気汚染防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき特別排出基準を定める地域、同法第 5 条の 2 に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域及び同法第 15 条の 2 に基づく燃料使用基準に係る指定地域に指定されている地域はない。 同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度が条例で定められた区域はない。 | | 表 3.2.7-14 |
| | 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づく窒素酸化物対策地域又は第 8 条第 1 項に基づく浮遊粒子状物質対策地域に指定されている地域はない。 | | — |
| | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制 | 「廃棄物焼却炉」、「オガライトの製造の用に供する乾燥炉」をばい煙発生施設として規定し、施設の設置者に届出義務を課している。 同条例第 8 条及び同条例施行規則第 9 条・10 条に基づき、いおう酸化物及びばいじんの規制基準を定めている。 また、同条例第 2 条第 7 号及び同条例施行規則第 4 条に基づき、粉じん発生施設として規定された施設について、施設の設置者に届出義務を課し、施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準を定めている。 | | 表 3.2.7-15 表 3.2.7-16 表 3.2.7-17 表 3.2.7-18 表 3.2.7-19 |

表 3.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(2/5)

| 法律等 | | 指定状況及び規制基準の内容 | | |
|-----------------|--------------------------------------|--|-------------------|--|
| | | 社会的状況の調査範囲 | 対象事業実施区域及びその周辺の区域 | 参照図・表 |
| 騒音に係る規制 | 騒音規制法 | ・特定工場等において発生する騒音の規制基準 社会的状況の調査範囲において、騒音規制法第4条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は第1種及び第2種区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-20 図 3.2.7-4 |
| | | ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 社会的状況の調査範囲において、騒音規制法第15条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は第1号区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-21 図 3.2.7-5 |
| | | ・自動車騒音の要請限度 社会的状況の調査範囲において、騒音規制法第17条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部はa及びb区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-22 図 3.2.7-6 |
| | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制 | 騒音発生施設を規定し、施設の設置者に届出義務を課している。 また、特定建設作業の施工者に届出義務を課し、特定建設作業に伴い発生する騒音の基準を定めている。 | | 表 3.2.7-23 |
| 振動に係る規制 | 振動規制法 | ・特定工場等において発生する振動の規制基準 社会的状況の調査範囲において、振動規制法第4条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は、第1種区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-24 図 3.2.7-7 |
| | | ・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 社会的状況の調査範囲において、振動規制法第15条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は、第1号区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-25 図 3.2.7-8 |
| | | ・道路交通振動の要請限度 社会的状況の調査範囲において、振動規制法第15条第1項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は、第1種区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-26 図 3.2.7-9 |
| 悪臭に係る規制 | 悪臭防止法 | ・事業場から排出される特定悪臭物質の濃度又は臭気指数の規制基準 社会的状況の調査範囲において、悪臭防止法第4条第1項及び第2項の規定により規制区域が指定されている。なお、対象事業実施区域内の一部は、第1種区域に指定されている。 | | 表 3.2.7-27 図 3.2.7-10 |
| 水質汚濁に係る規制 | 水質汚濁防止法 | 排水基準(有害物質による排出水の汚染状態) 排水基準(その他の排出水の汚染状態) | | 表 3.2.7-28 |
| | 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 | ・特別排水基準 社会的状況の調査範囲において、上乗せ排水基準を適用する区域として八幡平市の一部が指定されている。 | | 表 3.2.7-29 |
| | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制 | 汚水等排出施設を規定し、施設の設置者に届出義務を課している。 また、健康有害物質による排水及びその他の排出水の汚染状態に係る排水基準を定めている。 | | 表 3.2.7-30 表 3.2.7-31 表 3.2.7-32 |
| ダイオキシン類に係る規制 | ダイオキシン類対策特別措置法 | ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められている。 | | 表 3.2.7-33 表 3.2.7-34 |
| 土壌に係る規制 | 土壌汚染対策法 | 土壌汚染対策法第6条第1項に規定される要措置区域が八幡平市で1件、形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)が矢巾町で4件指定されている。 | | 表 3.2.7-35 |
| 環境基本法に基づく公害防止計画 | | 公害防止計画の策定を指示された区域はない。 | | — |

表 3.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(3/5)

| 法律等 | | 指定状況及び規制基準の内容 | | 参照図・表 |
|-------------------|----------------------------|---|-------------------|--|
| | | 社会的状況の調査範囲 | 対象事業実施区域及びその周辺の区域 | |
| 条例等に基づく環境保全計画等の内容 | 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 | 「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき「岩手県環境基本計画」が策定されている。「岩手県環境基本計画」は環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目標としている。 | | 表 3.2.7-36 |
| | 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 | ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的としている。 | | 表 3.2.7-37 |
| | 岩手県自然環境保全指針 | 岩手県の自然環境の現状を把握・評価し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくため、「岩手県自然環境保全指針」が定められている。 | | 表 3.2.7-38 表 3.2.7-39 図 3.2.7-11 |
| | 盛岡広域管内流域基本計画 | 条例に基づき「盛岡広域管内流域基本計画」を策定している。「盛岡広域管内流域基本計画」では北上川上流水系盛岡西圏域、東圏域、北圏域、馬淵川上流圏域、米代川・安比川上流圏域の5つの圏域を計画対象とし、健全な森づくり、農業・農村の有する多面的機能を維持・保全した里づくり、生き物や人にやさしい川づくり、流域をとりまく自然環境の保全の取り組みの方向を示している。 | | 表 3.2.7-40 |
| | 盛岡市環境基本条例 | 条例に基づき、盛岡市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民・事業者・市の連携と協力による環境の保全及び創造のための取組を推進するため、目指すべき将来像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者が環境に配慮する上での指針などを示すため「盛岡市環境基本計画(第三次)」が策定されている。 | | 表 3.2.7-41 |
| | 八幡平市環境基本条例 | 条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2次八幡平市環境基本計画」が策定されている。 | | 表 3.2.7-42 |
| | 滝沢市環境基本条例 | 条例に基づき、環境の将来像を明らかにし、住民、住民団体、事業者及び市が協働して取り組むため、「滝沢市・第2次環境基本計画」が策定されている。 | | 表 3.2.7-43 |
| | 雫石町環境基本条例 | 条例に基づき、あらゆる施策に環境の視点を取り入れることで、かけがえのない地域環境として、次世代に引き継いでいくために、町民、事業者、町(行政)及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的に取り組むために「第二期雫石町環境基本計画」が策定されている。 | | 表 3.2.7-44 |
| | 紫波町循環型まちづくり条例 | 条例に基づき、あらゆる環境に視点をおき、今ある紫波の環境を保全、創造し、次の世代に確実に引き継いでいくための計画として「紫波 2100 2021 環境・循環基本計画」が策定されている。 | | 表 3.2.7-45 |

表 3.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧(4/5)

| 法律等 | | 指定状況及び規制基準の内容 | | |
|----------------------------|-------------|--|---|--------------------------|
| | | 社会的状況の調査範囲 | 対象事業実施区域及びその周辺の区域 | 参照図・表 |
| 自然公園 | 自然公園法 | 「十和田八幡平」が国立公園に指定されている。 | 自然公園法で指定された区域はない。 | 表 3.2.7-46 図 3.2.7-12 |
| | 県立自然公園条例 | 「外山早坂高原」が県立自然公園に指定されている。 | 県立自然公園条例で指定された区域はない。 | |
| 自然環境保全法 | | 自然環境保全地域に指定された地域はない。 | | — |
| 岩手県自然環境保全条例 | | 「松森山」、「区界高原」及び「春子谷地」が県自然環境保全地域に指定されている。 | 岩手県自然環境保全条例で指定された地域はない。 | 表 3.2.7-47 図 3.2.7-13 |
| 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 | | 世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。 | | — |
| 都市緑地法 | | 緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。 | | — |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | | 生息地等保護区に指定されている区域はない。 | | — |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | | 鳥獣保護区が 28 箇所、鳥獣保護区(特別保護地区)が 4 箇所、特定猟具使用禁止区域が 36 箇所設定されている。 | 鳥獣保護区(滝沢市滝沢)に設定された区域がある。 | 表 3.2.7-48 図 3.2.7-14 |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 | | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地はない。 | | — |
| 名勝、天然記念物 | 文化財保護法 | 国指定特別天然記念物が 2 件、天然記念物が 9 件、名勝が 1 件(3 箇所が一群指定)指定されている。 | 特別天然記念物にカモシカが県下一円(特に区域を定めず)で指定されている。 | 表 3.2.7-49 図 3.2.7-15 |
| | 岩手県文化財保護条例 | 岩手県指定天然記念物が 4 件、盛岡市指定天然記念物が 13 件、八幡平市指定天然記念物が 7 件、名勝が 1 件、滝沢市指定天然記念物が 5 件、雫石町指定天然記念物が 7 件、岩手町指定天然記念物が 1 件、紫波町指定天然記念物が 16 件、矢巾町指定天然記念物が 7 件指定されている。 | 岩手県指定天然記念物が 1 件(山岸のカキツバタ群落)、盛岡市指定天然記念物が 1 件(上米内のシダレザクラ)、滝沢市指定天然記念物が 1 件(チョウセンアカシジミ)指定されている。 | |
| | 盛岡市文化財保護条例 | | | |
| | 八幡平市文化財保護条例 | | | |
| | 滝沢市文化財保護条例 | | | |
| | 雫石町文化財保護条例 | | | |
| | 岩手町文化財保護条例 | | | |
| | 紫波町文化財保護条例 | | | |
| 矢巾町文化財保護条例 | | | | |
| 都市計画法に基づく風致地区 | | 高松風致地区及び山王風致地区が指定されている。 | 風致地区に指定されている区域はない。 | 表 3.2.7-50 図 3.2.7-16 |

表 3.2.7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧 (5/5)

| 法律等 | | 指定状況及び規制基準の内容 | | |
|-----------------|----------------------------|---|----------------------------------|--------------------------|
| | | 社会的状況の調査範囲 | 対象事業実施区域及びその周辺の区域 | 参照図・表 |
| その他の法律による区域等の指定 | 森林法 | 一部が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されている。 | 一部が保安林に指定されている。 | 表 3.2.7-52 図 3.2.7-17 |
| | 砂防法 | 一部が砂防指定地に指定されている。 | 砂防指定地はない。 | 図 3.2.7-18 |
| | 鉱業法 | 「四十四田ダム」、「御所ダム」、「綱取ダム」、「入畑ダム」が鉱区禁止区域に指定されている。 | 「四十四田ダム」が鉱区禁止区域に指定されている。 | 表 3.2.7-53 図 3.2.7-19 |
| | 温泉法 | 「つなぎ温泉」、「喜盛の湯」等が温泉地に指定されている。 | 温泉地はない。 | 表 3.2.7-54 図 3.2.7-20 |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 一部が急傾斜崩壊危険区域に指定されている。 | 急傾斜崩壊危険区域はない。 | 図 3.2.7-21 |
| | 地すべり等防止法 | 一部が地すべり防止区域に指定されている。 | 地すべり防止区域はない。 | 図 3.2.7-22 |
| | 景観法 | 全域が景観計画区域に指定されている。 | 岩手県景観計画及び盛岡市景観計画の景観計画区域に指定されている。 | 図 3.2.7-23 |
| | 盛岡市水道水源保護条例 滝沢市水道水源保護条例 | 一部が水道水源保護区域に指定されている。 | 材料採取予定地の一部が水道水源保護区域に指定されている。 | 図 3.2.7-24 |

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号、最終改正:令和3年環境省告示第36号)に基づく大気の汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正:平成8年環境庁告示第73号)、二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正:平成8年環境庁告示第74号)、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年環境庁告示第4号、最終改正:平成30年環境省告示第100号)及び微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準(平成21年環境省告示第33号)を表3.2.7-2～表3.2.7-5に示す。

表 3.2.7-2 大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 二酸化いおう | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント |
|--|--|--|---|----------------------|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 備考)1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 | | | | |

表 3.2.7-3 二酸化窒素に係る環境基準

| 物質 | 二酸化窒素 |
|--------|--|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |

表 3.2.7-4 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|--------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 環境上の条件 | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

表 3.2.7-5 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 微小粒子状物質 |
|---|---|
| 環境上の条件 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 備考)1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 | |

2) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)を表 3.2.7-6 (1)に示す。道路に面する地域については、表 3.2.7-6 (1)によらず、表 3.2.7-6 (2)に示すとおりとされている。ただし、道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 3.2.7-6 (2)にかかわらず、特例として表 3.2.7-6 (3)に示すとおりとされている。

社会的状況の調査範囲における、環境基本法の規定により指定されている区域を図 3.2.7-1 に示す。

また、岩手県における新幹線鉄道騒音環境基準(昭和 50 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 12 年環境庁告示第 78 号)の指定地域は表 3.2.7-7 に示すとおりである。

表 3.2.7-6 (1) 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--------|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50dB 以下 | 40dB 以下 |
| A 及び B | 55dB 以下 | 45dB 以下 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 |

- 注)1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3.2.7-6 (2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |

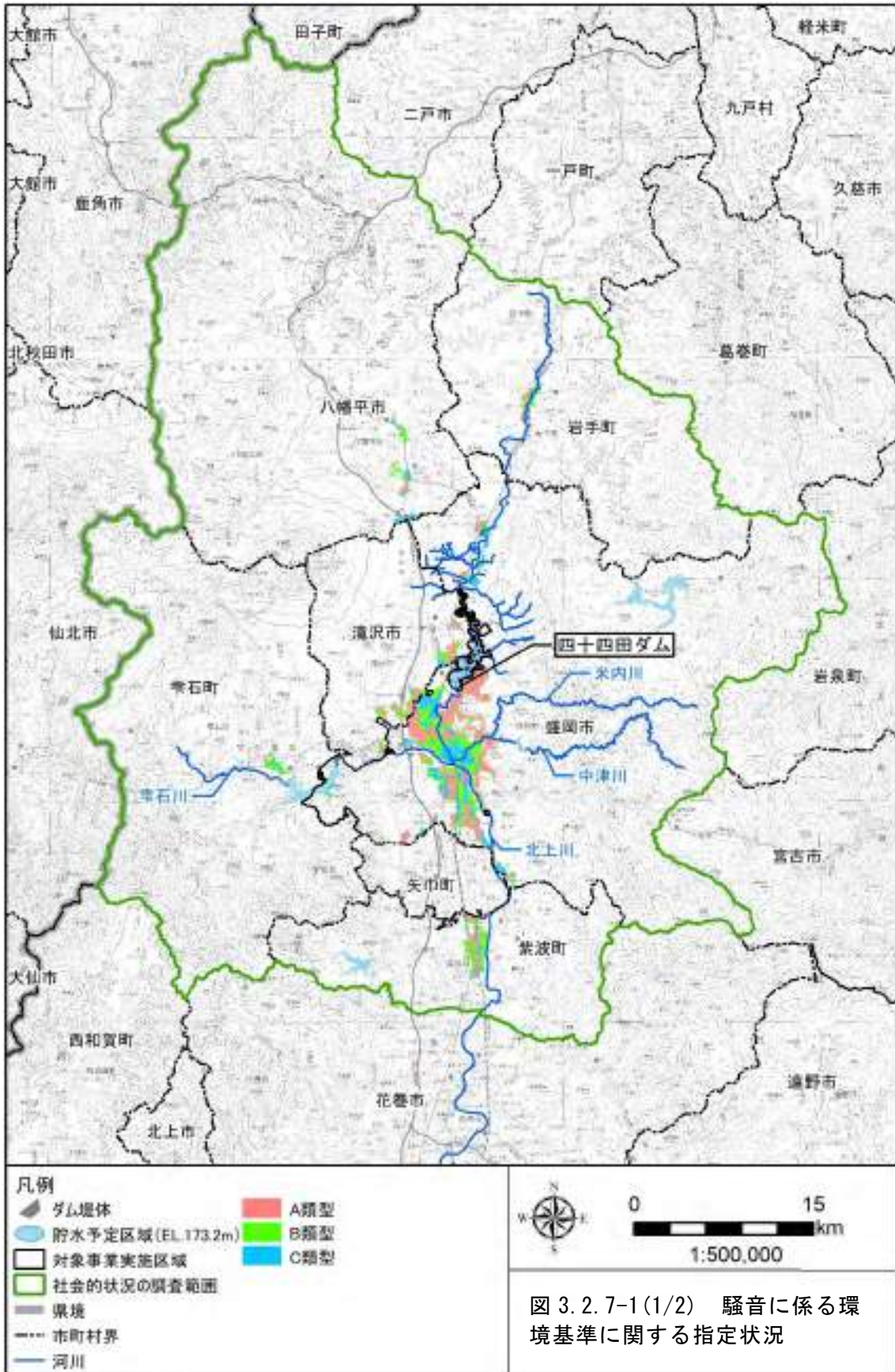
表 3.2.7-6 (3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

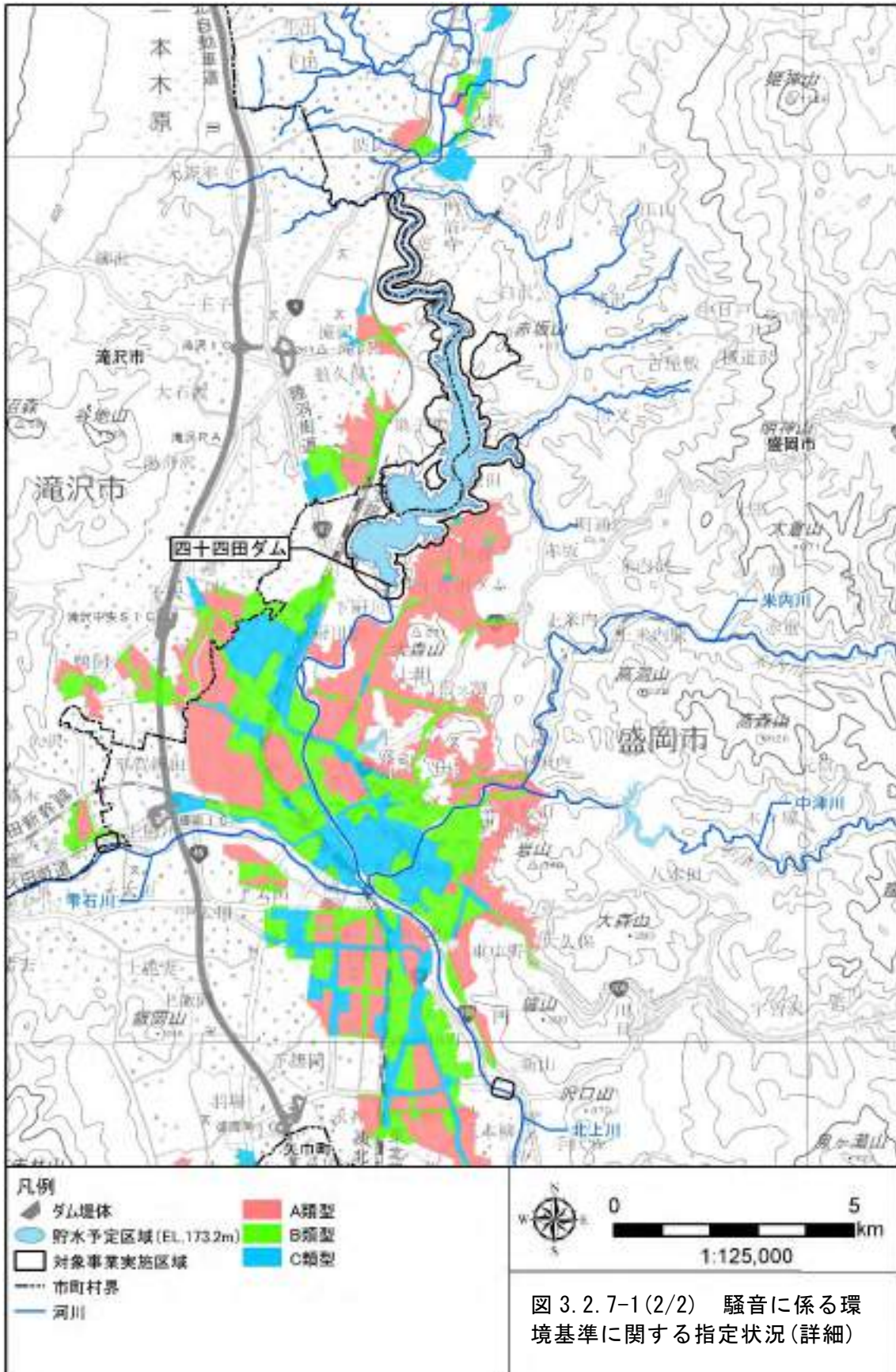
| 基準値 | |
|---|---------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70dB 以下 | 65dB 以下 |
| 備考) 1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。 | |

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
- ・ 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)
 - ・ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表 3.2.7-7 岩手県における新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定について

| 地域の類型 | 基準値 | 地域の類型を当てはめる地域 |
|--|---------|--|
| I | 70dB 以下 | 沿線区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域及び田園住居地域 |
| II | 75dB 以下 | 沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域 |
| 備考) 1. 「沿線区域」とは、別に定められた工事実施計画による東京起点から青森県側に 500m ごとに軌道中心線から 300m の線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。 2. 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。 3. 沿線区域のうち、トンネルの出入り口から中央部方向へ 150m 以上奥の地域及び河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に定める河川区域は、当てはめる地域から除く。 | | |





3) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:令和3年環境省告示第62号)では、表3.2.7-8に示すとおり全ての公共用水域に一律に適用される人の健康の保護に関する環境基準が定められており、表3.2.7-9に示すとおり水域類型の指定された水域に適用される生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

社会的状況の調査範囲における、水質に係る環境基準の類型指定状況は表3.2.7-10に示すとおりであり、水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は図3.2.7-2に、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況は図3.2.7-3に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺における、水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、北上川については河口から松川合流点まではA類型、松川合流点より上流はAA類型になっており、中津川については上流がAA類型、中下流はA類型になっているほか、丹藤川、雫石川等はA類型となっている。なお、松川合流点より下流では水素イオン濃度(pH)の環境基準が適用されていない。湖沼については四十四田ダム貯水池、岩洞ダム貯水池、御所ダム貯水池、綱取ダム貯水池はともに湖沼A類型になっている。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況は、御所ダム貯水池は湖沼II類型、四十四田ダム貯水池及び綱取ダム貯水池は湖沼III類型となっている。また、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況は、北上川全域(四十四田ダム貯水池を除く)、丹藤川、雫石川、中津川等が生物A類型に、四十四田ダム貯水池、岩洞ダム貯水池、御所ダム貯水池、綱取ダム貯水池が湖沼生物A類型となっている。

表 3.2.7-8 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0120 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 | |

表 3.2.7-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

河川(湖沼を除く)

ア

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL 以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100mL 以下 |
| B | 水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000CFU/100mL 以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められないこと。 | 2mg/L以上 | — |

備考)1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

- 注)1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001 mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

備考)1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 3.2.7-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)
ア

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|---------------------|-----------------------|----------------------|---------------|--------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1 mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 20CFU/100mL 以下 |
| A | 水道 2 級、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 300CFU/100mL 以下 |
| B | 水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に 掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 mg/L 以下 | 15 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8 mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められないこと。 | 2 mg/L 以上 | — |

備考)1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注)1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級、3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4. 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|------------|--------------|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| I | 自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| II | 水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| III | 水道 3 級(特殊なもの) 及び IV 以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| IV | 水産 2 種及び V の欄に掲げるもの | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| V | 水産 3 種、工業用水、 農業用水、環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 |

備考)1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- 注)1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3. 水産 1 種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種: フカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種: コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001 mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

エ

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のパンドン採水器を用いる。

表 3.2.7-10 水質に係る環境基準の類型指定状況

| 区分 | 水域名 | | 範囲 | 類型 |
|----|------------------|-----|--|--------------|
| 河川 | 北上川 | (1) | 松川合流点より上流 | AA |
| | | (2) | 松川合流点から南大橋までに限る。ただし、四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)を除く。 | A |
| | | (3) | 南大橋から和賀川合流点まで | A |
| | | (4) | 和賀川合流点より下流 | A |
| | | | 全域。ただし、四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)を除く。 | 生物 A |
| 湖沼 | 四十四ダム貯水池(南部片富士湖) | | 四十四田ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する北上川本流と各支流を除く) | A、Ⅲ、 生物 A |
| | 岩洞ダム貯水池(岩洞湖) | | 岩洞ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する各支流川を除く。) | A、生物 A |
| 河川 | 丹藤川 | | 岩洞ダムえん堤から丹藤川と北上川との合流点までの丹藤川本流 | A、生物 A |
| | 雫石川 | 上流 | 御所ダムえん堤から上流の雫石川本流、葛根田川本流、南川本流及び鶯宿川本流(御所ダム貯水池を除く。) | A |
| | | 下流 | 御所ダムえん堤から雫石川と北上川の合流点までの雫石川本流及び諸葛川本流 | A |
| | | | 雫石川と北上川との合流点より上流の雫石川本流、葛根田川本流、南川本流、鶯宿川本流及び諸葛川本流(御所ダム貯水池を除く。) | 生物 A |
| 湖沼 | 御所ダム貯水池 | | 御所ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する雫石川本流と各支流を除く。) | A、Ⅱ、 生物 A |
| 河川 | 中津川 | 上流 | 網取ダムえん堤から上流の中津川本流(網取ダム貯水池を除く。) | AA |
| | | 中流 | 浅岸橋から網取ダムえん堤までの中津川本流及び米内川本流 | A |
| | | 下流 | 浅岸橋から中津川と北上川との合流点までの中津川本流 | A |
| | | | 浅岸橋から中津川と北上川との合流点までの中津川本流 | 生物 A |
| 湖沼 | 網取ダム貯水池 | | 網取ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する中津川本流と各支流川を除く。) | A、Ⅲ、 生物 A |
| 河川 | 築川 | | 築川と北上川との合流点から上流の築川本流 | A、生物 A |
| | 乙部川 | | 乙部川と北上川との合流点から上流の乙部川本流 | A、生物 A |
| | 岩崎川 | | 岩崎川と北上川との合流点から上流の岩崎川本流 | A、生物 A |
| | 彦部川 | | 彦部川と北上川との合流点から上流の彦部川本流 | A、生物 A |
| | 滝名川 | | 滝名川と北上川との合流点から上流の滝名川本流 | A、生物 A |
| | 安比川 | | 馬淵川と安比川との合流点より上流の安比川本流 | A、生物 A |
| | 米代川 | | 米代川本流、瀬ノ沢川本流及び兄川本流で秋田県に属する部分を除いたもの | AA、生物 A |

資料)1. 「令和2年版 環境報告書(令和3年1月)」(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005516/1005518.html>)をもとに作成

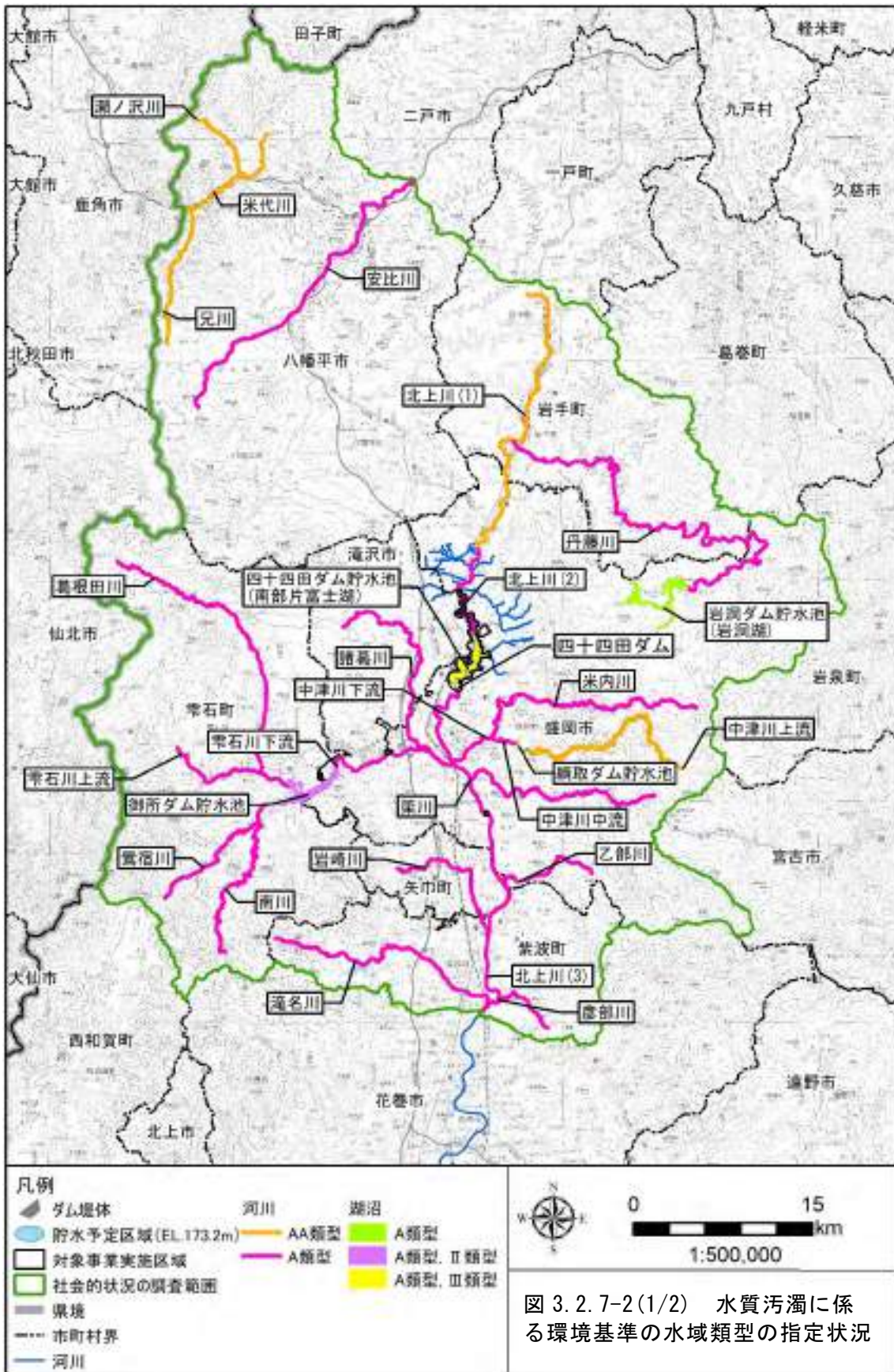


図 3.2.7-2(1/2) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

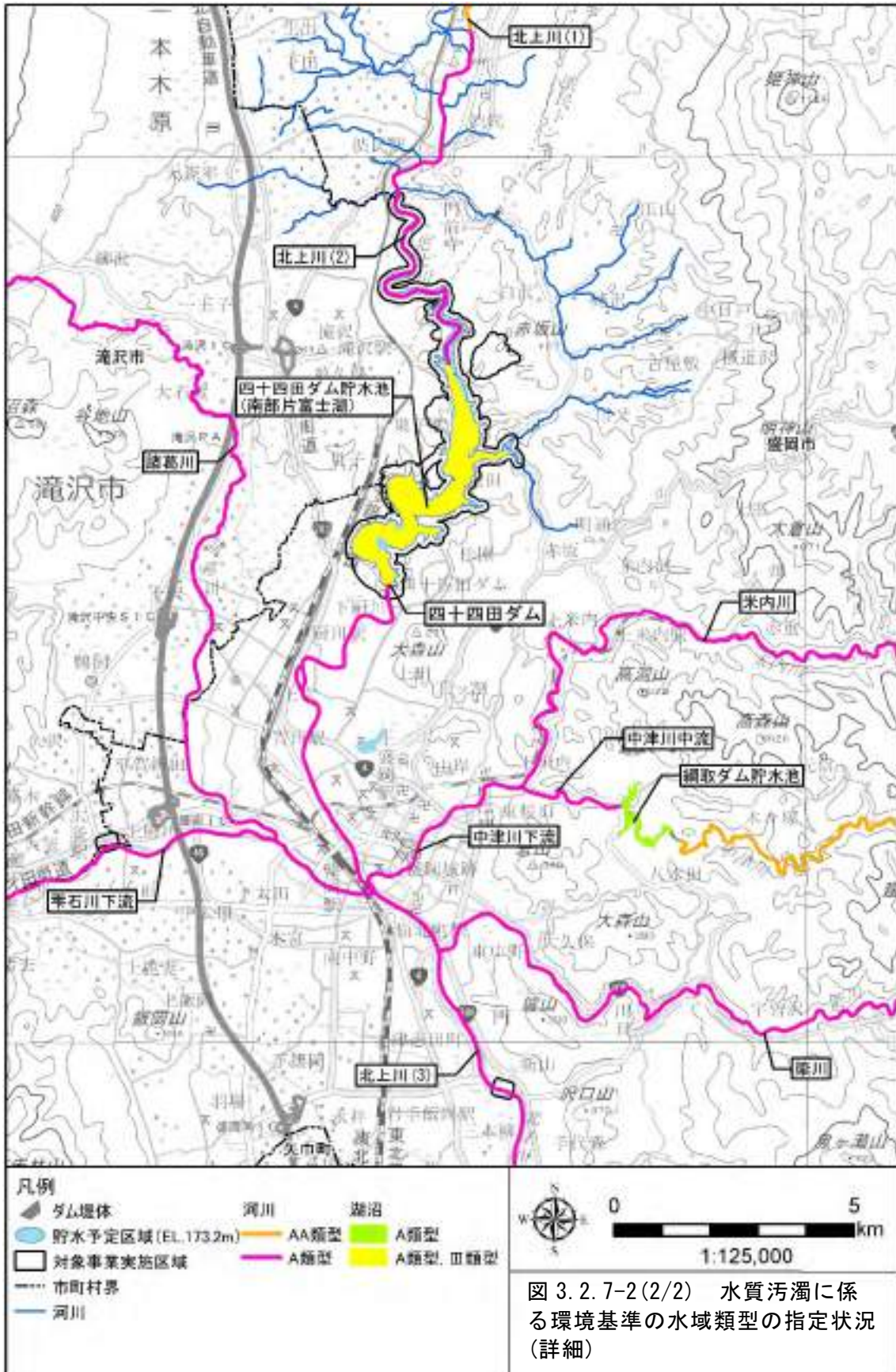


図 3.2.7-2(2/2) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 (詳細)

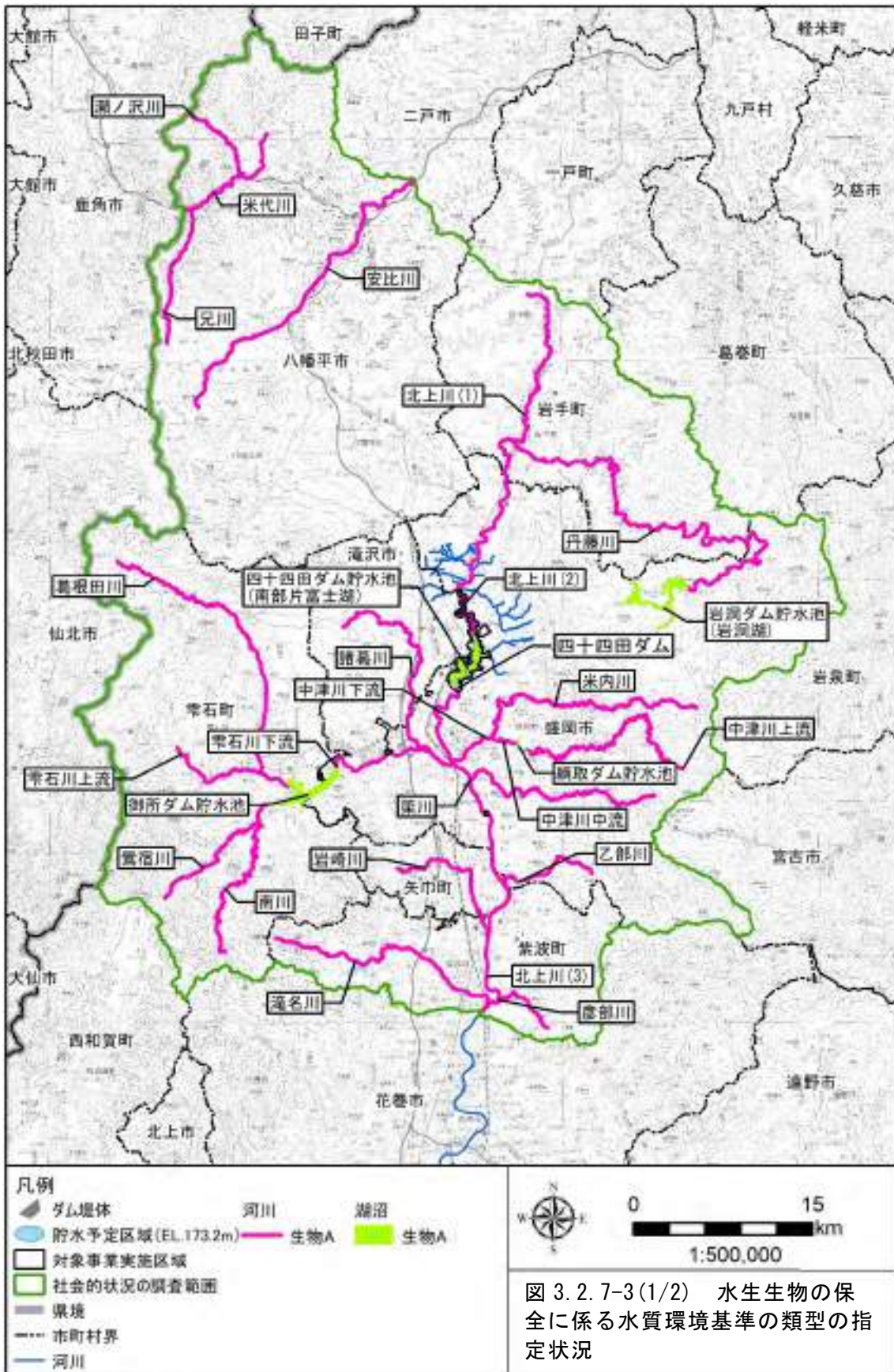


図 3.2.7-3(1/2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型の指定状況

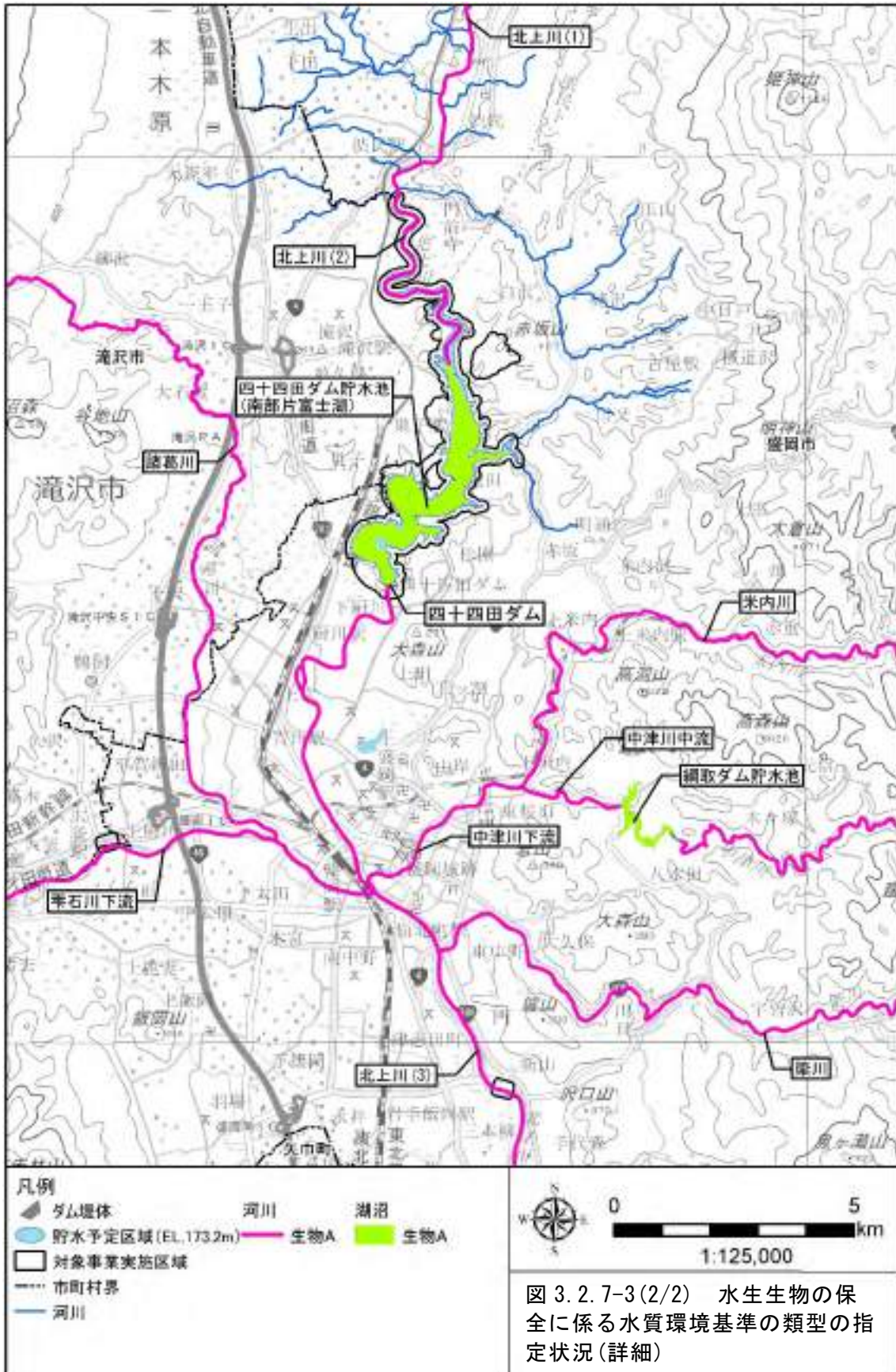


図 3.2.7-3(2/2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型の指定状況(詳細)

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号、最終改正:令和3年環境省告示第63号)を表3.2.7-11に示す。

表3.2.7-11 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|--|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

5) 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年環境省告示第44号)を表3.2.7-12に示す。

表 3.2.7-12 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|---|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| PCB | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること |
| 備考)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 | |
| 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 | |
| 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | |
| 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 | |

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号)に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号)を表 3.2.7-13 に示す。なお、同法においてダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

表 3.2.7-13 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 (水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |
| 備考)1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類とソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をダイオキシン特別措置法で定められた測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。 | |

(3) 大気汚染に係る規制

1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号、最終改正:令和2年法律第39号)では、工場等から発生するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、カドミウム等人の健康、生活環境に被害を生じるおそれがある物質)及び粉じん(特定粉じん、一般粉じん)について排出基準が定められている。このうち、いおう酸化物については、表3.2.7-14に示す同法施行令(昭和43年政令第329号、最終改正:令和3年政令第275号)第5条別表3で定める地域の区分毎に、排出口の高さに応じた排出規制(K値規制)が行われており、社会的状況の調査範囲においては、同法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正:令和4年環境省令第4号)により、盛岡市域(旧都南村、玉山村を除く)ではK値が14.5、その他市町村域では17.5とされている。また、ばいじん及び有害物質については、物質の種類及び施設の種類の毎に全国一律の排出基準が定められている。

社会的状況の調査範囲には、同法第3条第3項の規定に基づき特別排出基準を定める地域、同法第5条の2に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域及び同法第15条の2に基づく燃料使用基準に係る指定地域に指定されている地域はない。また、同法第4条第1項の規定に基づき同法第3条第1項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度が条例で定められた区域はない。

表3.2.7-14 大気汚染防止法第3条第2項に基づくいおう酸化物の排出基準

| ランク | 区域 | K値 |
|-----|--|------|
| 15 | 盛岡(旧都南村、玉山村を除く)、宮古(旧田老町、新里村、川井村を除く)、釜石 | 14.5 |
| 16 | その他の地域 | 17.5 |

備考)1. この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

注)1. K値は大気汚染防止法で採用しているいおう酸化物の規制方式であり、ひとつのばい煙発生施設から排出されたいおう酸化物が拡散され、地上に達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したものである。

2) 自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

社会的状況の調査範囲には、自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号、最終改正:令和元年法律第14号)第6条第1項に基づく窒素酸化物対策地域、又は第8条第1項に基づく浮遊粒子状物質対策地域に指定されている地域はない。

3) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号、最終改正：平成28年岩手県条例第67号)では、同条例第2条第5号及び同条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号、最終改正：令和4年岩手県規則第16号)第3条に基づき、表3.2.7-15に示すとおり「廃棄物焼却炉」、「オガライトの製造の用に供する乾燥炉」をばい煙発生施設として規定し、施設の設置者に届出義務を課している。また、同条例第8条及び同条例施行規則第9条・10条に基づき、表3.2.7-16及び表3.2.7-18に示すいおう酸化物及びばいじんの規制基準を定めている。

また、同条例第2条第7号及び同条例施行規則第4条に基づき、表3.2.7-15に示すとおり「鉱物(コークスを含む。以下同じ。)、土石、チップ又は木くずの堆積場」「破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)」 「ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)」 「動力打綿機及び動力混打綿機」「木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設(家具製造の用に供するものを除く。)」を粉じん発生施設として規定し、施設の設置者に届出義務を課している。粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準を表3.2.7-19に示す。

表 3.2.7-15 ばい煙発生施設、粉じん発生施設の規模

1)ばい煙発生施設

| No. | 施設名 | 規模 |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が1.5㎡以上2㎡未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150kg以上(廃油焼却炉にあつては1時間当たり50kg以上)200kg未満であること |
| 2 | オガライトの製造の用に供する乾燥炉 | 火格子面積が0.5㎡以上1㎡未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上50L未満であること |

2)粉じん発生施設

| No. | 施設名 | 規模 |
|-----|---|---|
| 1 | 鉱物、土石、チップ又は木くずの堆積場 | 面積が鉱物又は土石にあつては500㎡以上1,000㎡未満、チップ又は木くずにあつては500㎡以上であること |
| 2 | 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。) | 原動機の定格出力が37.5kW以上75kW未満であること |
| 3 | ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。) | 原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること |
| 4 | 動力打綿機及び動力混打綿機 | すべてのもの |
| 5 | 木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設(家具製造の用に供するものを除く。) | 原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあつては2.25kW以上、粉碎施設にあつては7.5kW以上であること |

表 3.2.7-16 いおう酸化物の排出基準

次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

(この式において q、K 及び H e はそれぞれ次の値を表すものとする。)

q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた排出基準のうち
岩手県の地域について定められた K の値

H e 表 3.2.7-17 に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

備考 いおう酸化物の量は、大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)の備考
に掲げる測定法により測定して算定するものとする。

表 3.2.7-17 排出口の高さの補正方法

排出口の高さの補正は、次の式により算出されたものとする。

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795\sqrt{Q_s \cdot V}}{1 + (2.58V)}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} Q_s (T - 288) (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q_s \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

(これらの式においては H e、H o、Q、V 及び T はそれぞれ次の値を表すものとする。)

H e 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

H o 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガス排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガス温度(単位 絶対温度)

表 3.2.7-18 ばいじんの排出基準

| No. | 施設名 | 排出基準(g/Nm ³) |
|-----|-------------------|--------------------------|
| 1 | 廃棄物焼却炉 | 0.15 |
| 2 | オガライトの製造の用に供する乾燥炉 | 0.2 |

備考1 g/Nm³とは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量(グラム)をいう。

2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = C_s \times (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

(この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

O_n 廃棄物焼却炉にあつては12、オガライトの製造の用に供する乾燥炉にあつては16とする。

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあつては20パーセントとする。(単位 百分率)

C_s 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

3 この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のため火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

表 3.2.7-19 粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

| No. | 施設名 | 構造並びに使用及び管理に関する基準 |
|-----|--|--|
| 1 | 鉱物、土石、チップ又は木くずの堆積場 | <p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、チップ又は木くずをたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |
| 2 | <p>破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)及びふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)</p> | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |
| 3 | 動力打綿機及び動力混打綿機 | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |
| 4 | <p>木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設(家具製造の用に供するものを除く。)</p> | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |

(4) 騒音に係る規制

1) 騒音規制法

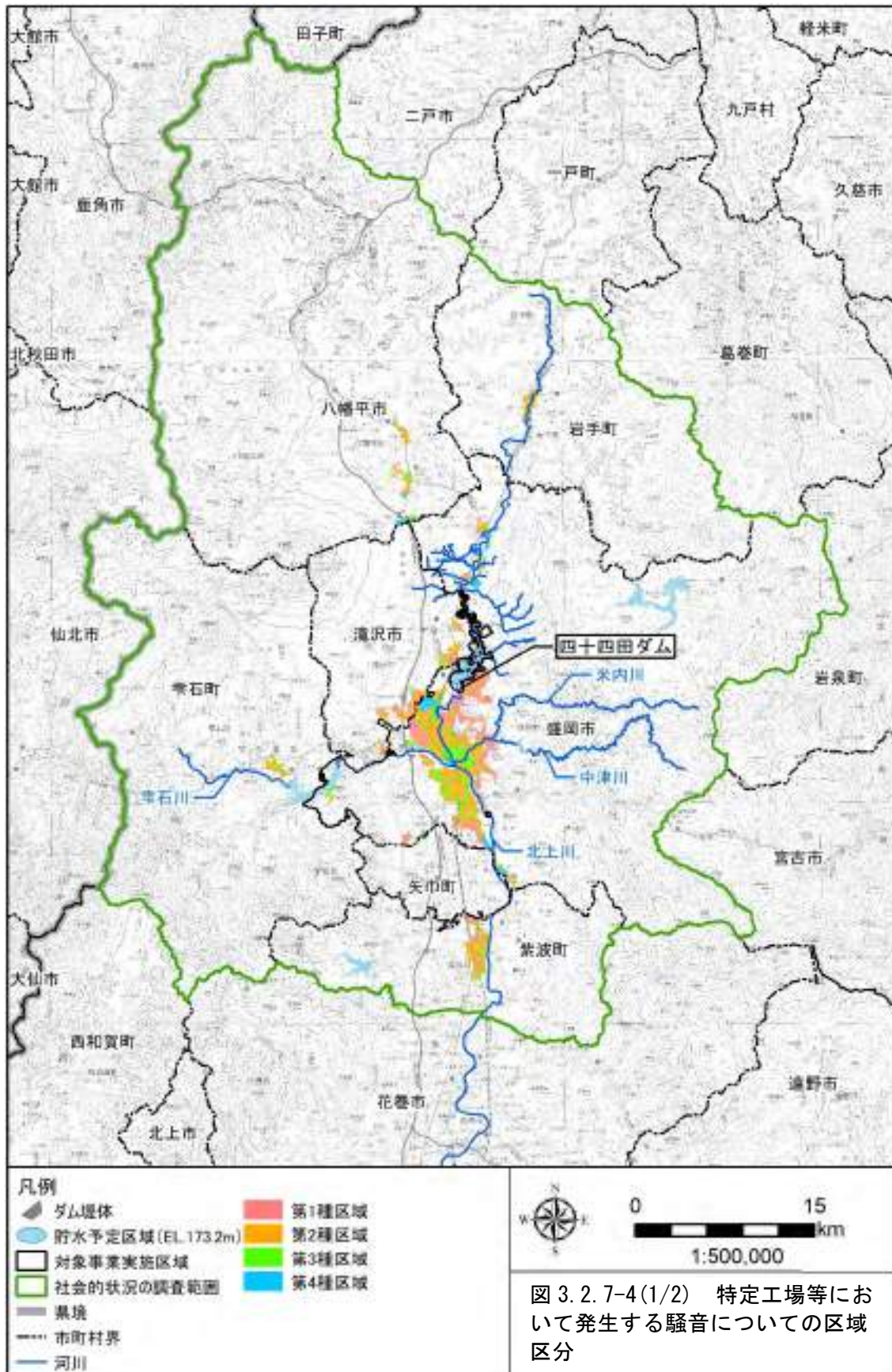
ア) 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく、特定工場等において発生する騒音についての規制基準((昭和 43 年厚生省・農林省・通産省・運輸省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号)、(昭和 48 年岩手県告示第 423 号、最終改正：平成 24 年岩手県告示第 240 号、平成 14 年岩手県告示第 306 号、最終改正：令和元年岩手県告示第 105 号))を表 3.2.7-20 に示す。

社会的状況の調査範囲における、騒音規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-4 に示す。

表 3.2.7-20 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

| 区域区分 | | 時間区分 | | |
|---|---|--------------------|--|--------------------|
| | | 昼間 (8:00~18:00) | 朝 (6:00~8:00) 夕 (18:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 田園住居地域 | 50dB | 45dB | 40dB |
| 第 2 種区域 | 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種 中高層住居専用地域、第 1 種住居地 域、第 2 種住居地域、準住居地域 | 55dB | 50dB | 45dB |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地 域 | 65dB | 60dB | 50dB |
| 第 4 種区域 | 工業地域 | 70dB | 65dB | 55dB |
| 備考)1. 下記施設敷地の周囲 50m 区域内は同表の各欄(第 1 種区域は除く。)の値から 5dB を減じた値とする。 (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校 (2) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所 (3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。 (4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 (5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 | | | | |



イ) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

騒音規制法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準((昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改定：平成 27 年環境省告示第 66 号)、(昭和 48 年岩手県告示第 424 号、最終改正：平成 24 年岩手県告示第 241 号))を表 3.2.7-21 に示す。

社会的状況の調査範囲における、騒音規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-5 に示す。

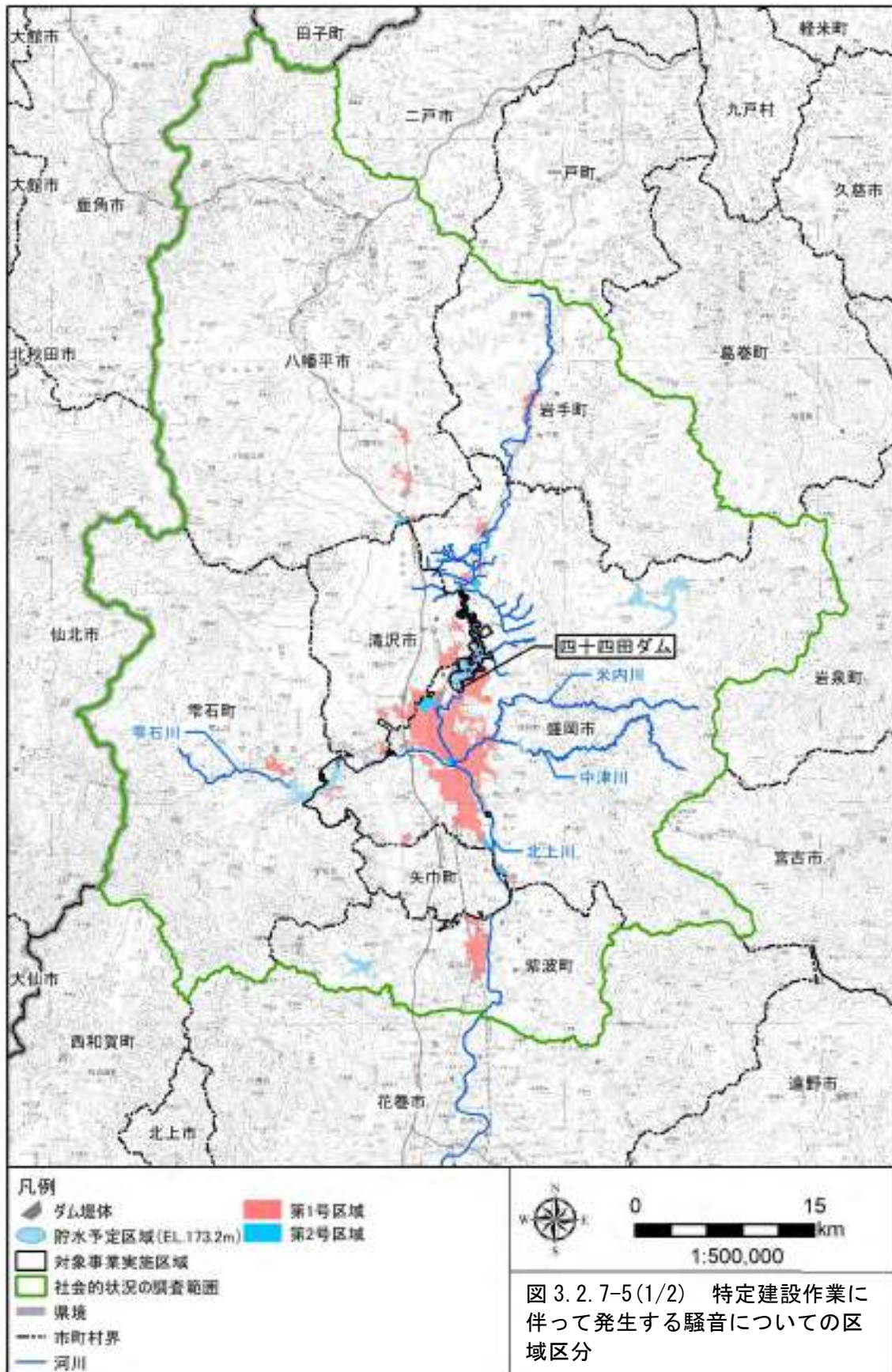
表 3.2.7-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

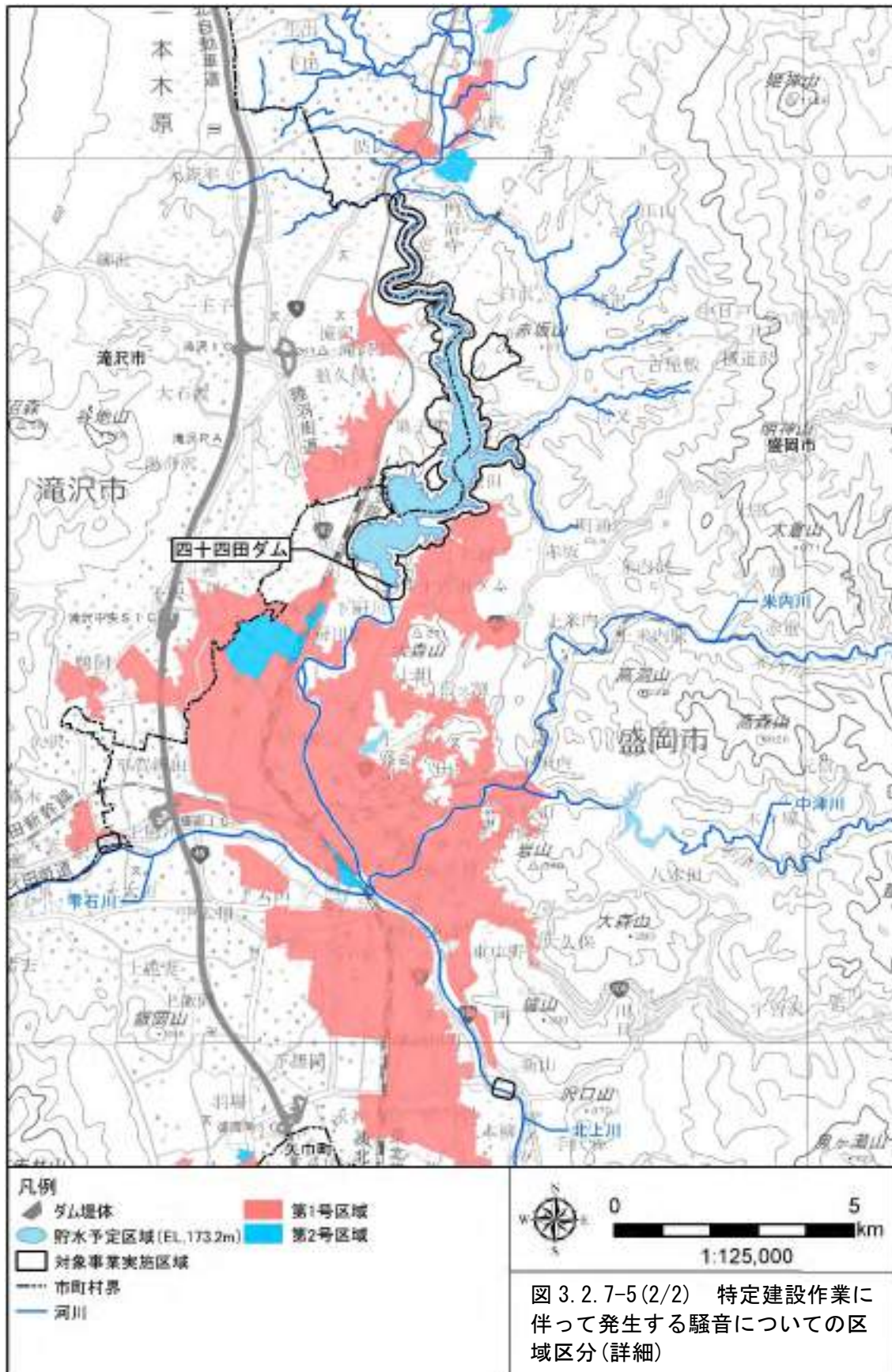
| 規制種別 | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 |
|-------------|-------------|------------|
| 基準値 | 85dB(敷地境界線) | |
| 作業禁止時間 | 19:00～7:00 | 22:00～6:00 |
| 1 日当たりの作業時間 | 10 時間以内 | 14 時間以内 |
| 作業期間 | 連続 6 日以内 | |
| 作業禁止日 | 日曜日その他の休日 | |

注)1. 区域の区分

第 1 号区域：第 1 種区域(第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域)、第 2 種区域(第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域)、第 3 種区域(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)、第 4 種区域(工業地域)に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内

第 2 号区域：指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域





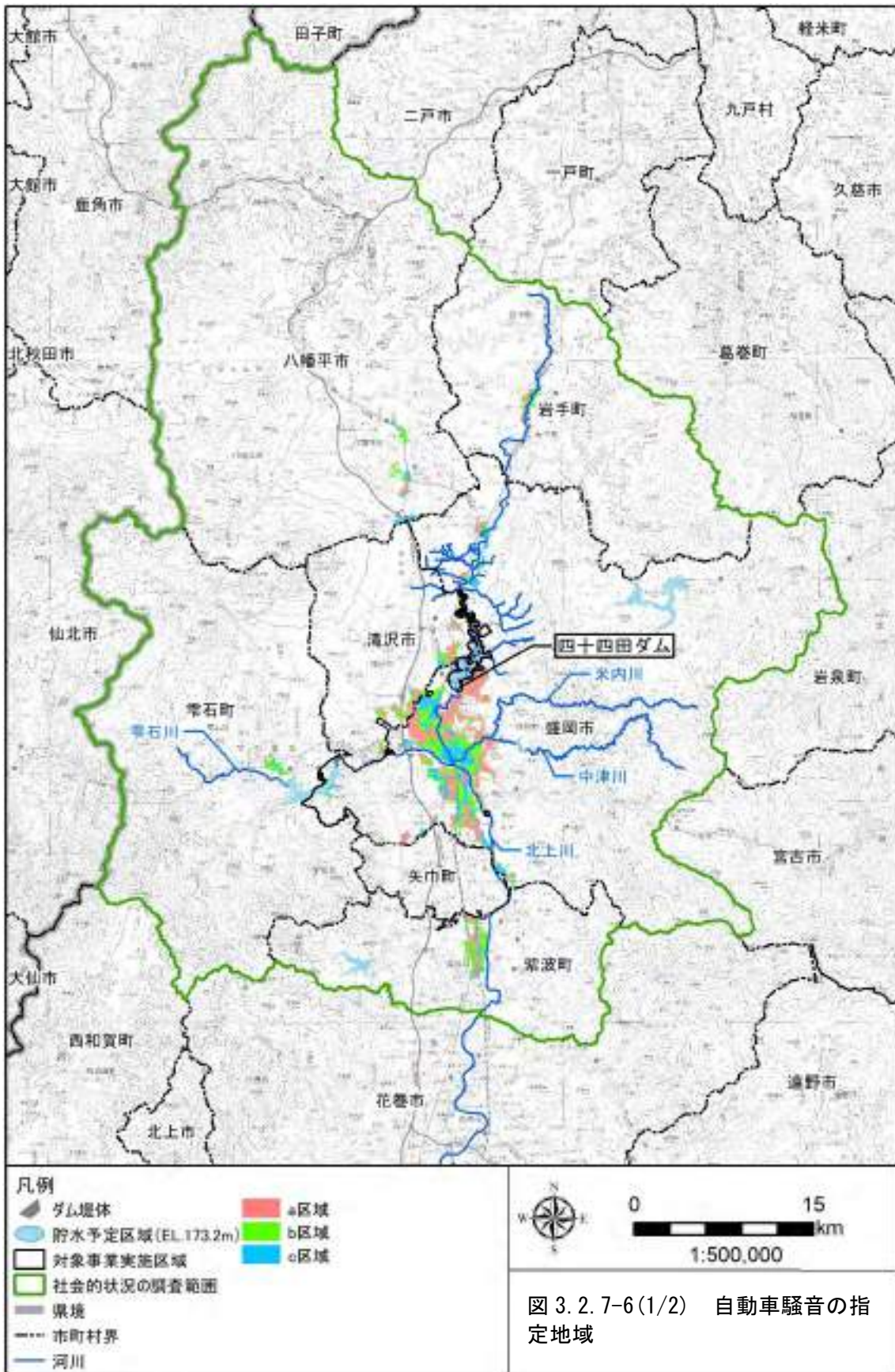
ウ) 自動車騒音の要請限度

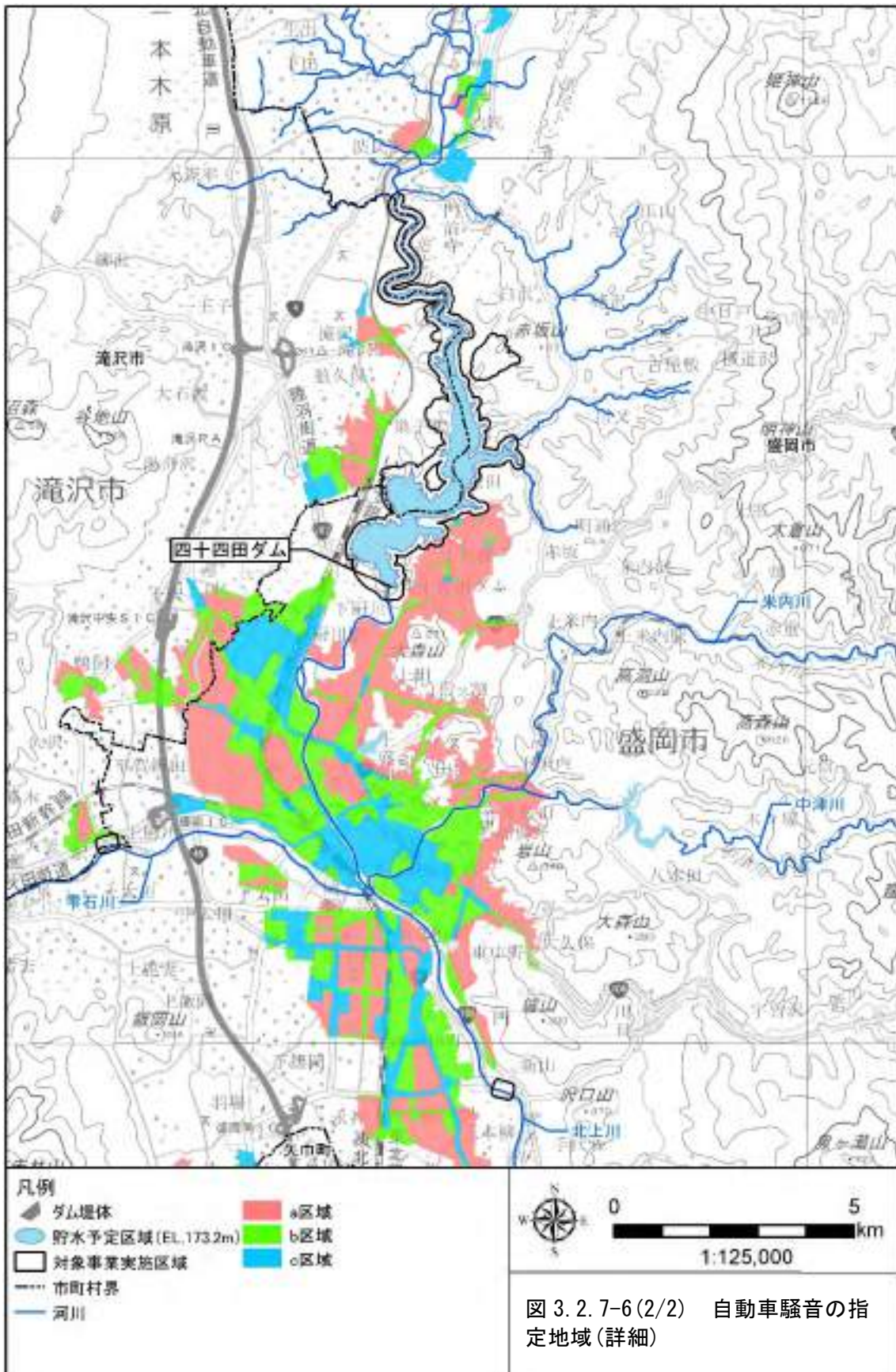
騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令において定められている自動車騒音の要請限度(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号、平成 12 年岩手県告示第 214 号、最終改正：平成 12 年岩手県告示第 929 号)を表 3.2.7-22 に示す。

社会的状況の調査範囲における、騒音規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-6 に示す。

表 3.2.7-22 自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 | | 車線 | 基準値(単位 dB) | |
|---|---|------------------------|--|--------------------|
| 区域 | あてはめ地域 | | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| a 区域 | 専ら住居の用に供される地域 第 1 種低層住居専用地域 | 1 車線 | 65dB 以下 | 55dB 以下 |
| | 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 | 2 車線以上 | 70dB 以下 | 65dB 以下 |
| b 区域 | 主として住居の用に供される地域 第 1 種住居地域 | 1 車線 | 65dB 以下 | 55dB 以下 |
| | 第 2 種住居地域 準住居地域 | 2 車線以上 | 75dB 以下 | 70dB 以下 |
| c 区域 | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 車線を有する道路 | 75dB 以下 | 70dB 以下 |
| 特例 | 幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般道路 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路 | 2 車線以下の道路 の端から 15m | 75dB 以下 | 70dB 以下 |
| | | 2 車線を超える道路 の端から 20m | 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下)によることができる。 | |
| 備考)1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 | | | | |





2) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成 13 年岩手県条例第 71 号、最終改正：平成 28 年岩手県条例第 67 号)では、同条例第 2 条第 5 号及び同条例施行規則(平成 13 年岩手県規則第 140 号、最終改正：令和 4 年岩手県規則第 16 号)第 3 条に基づき、表 3.2.7-23 に示すとおり「金属加工用の旋盤」等を騒音発生施設として規定し、同条例第 33 条第 1 項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）において施設設置者に届出義務を課している。

また、同条例第 43 条に基づき、騒音規制地域内において特定建設作業の施工者に届出義務を課している。特定建設作業に伴い発生する騒音の基準は表 3.2.7-21 に示すとおりである。

表 3.2.7-23 騒音発生施設の規模

| No. | 施設名 | 規模 |
|-----|-------------------------------|--|
| 1 | 金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること。) | すべてのもの |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機 | 原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満であること |
| 3 | コンクリート製品製造用のコンクリートプラント | 気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満であること |
| 4 | 木材加工機械 (1) チッパー | 原動機の定格出力が 2.25kW 未満であること |
| | (2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上 15kW 未満であること |
| | (3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤 | 原動機の定格出力が 1.5kW 以上 2.25kW 未満であること |
| | (4) かんな盤 | 原動機の定格出力 1.5kW 以上 2.25kW 未満であること |
| 5 | 冷凍機 | 原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること |
| 6 | 冷却塔 | 原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること |
| 7 | バーナー | 燃料の消費能力が 1 時間当たり 50L 以上であること |

(5) 振動に係る規制

1) 振動規制法

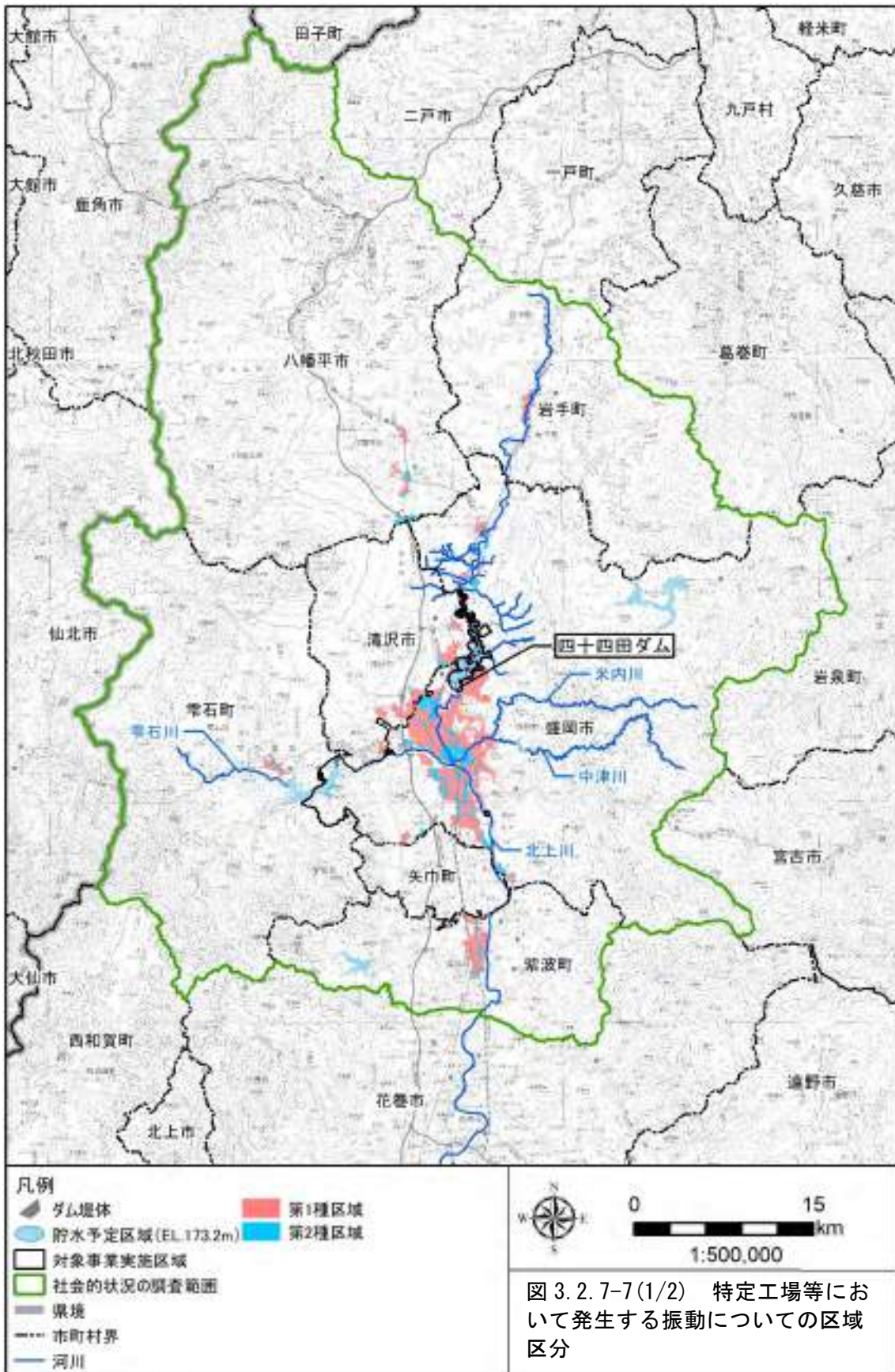
ア) 特定工場等において発生する振動についての規制基準

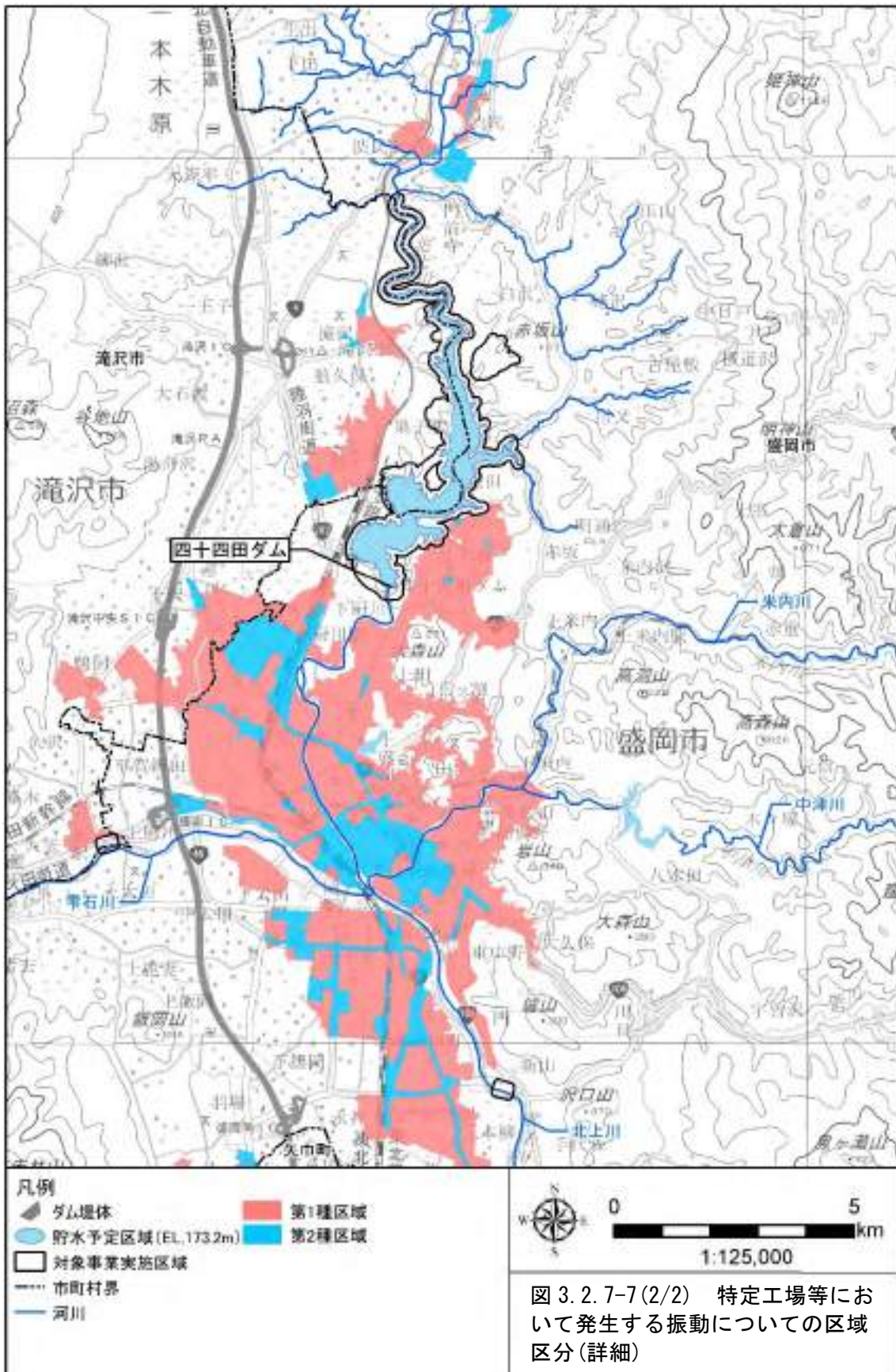
振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく、特定工場等において発生する振動についての規制基準((昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 65 号)、(平成 24 年岩手県告示第 24 5 号、最終改正：平成 25 年岩手県告示第 936 号))を表 3.2.7-24 に示す。

社会的状況の調査範囲における、振動規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-7 に示す。

表 3.2.7-24 特定工場等において発生する振動についての規制基準

| 区域区分 | | 時間区分 | |
|---|--|------------------------|------------------------|
| | | 昼間 (7:00～ 20:00) | 夜間 (20:00～ 7:00) |
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域 | 60dB | 55dB |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | 65dB | 60dB |
| 備考) 1. 区域の区分は、原則として都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の区分による。 2. 下記施設敷地の周囲 50m 区域内は、同表の各欄の値から 5dB を減じた値とする。 (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校 (2) 児童福祉法第 7 条に規定する保育所 (3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設 (4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 (5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 | | | |





イ) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準((振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)第 11 条)、(平成 24 年岩手県告示第 245 号、最終改正：平成 28 年岩手県告示第 791 号))を表 3.2.7-25 に示す。

社会的状況の調査範囲における、振動規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-8 に示す。

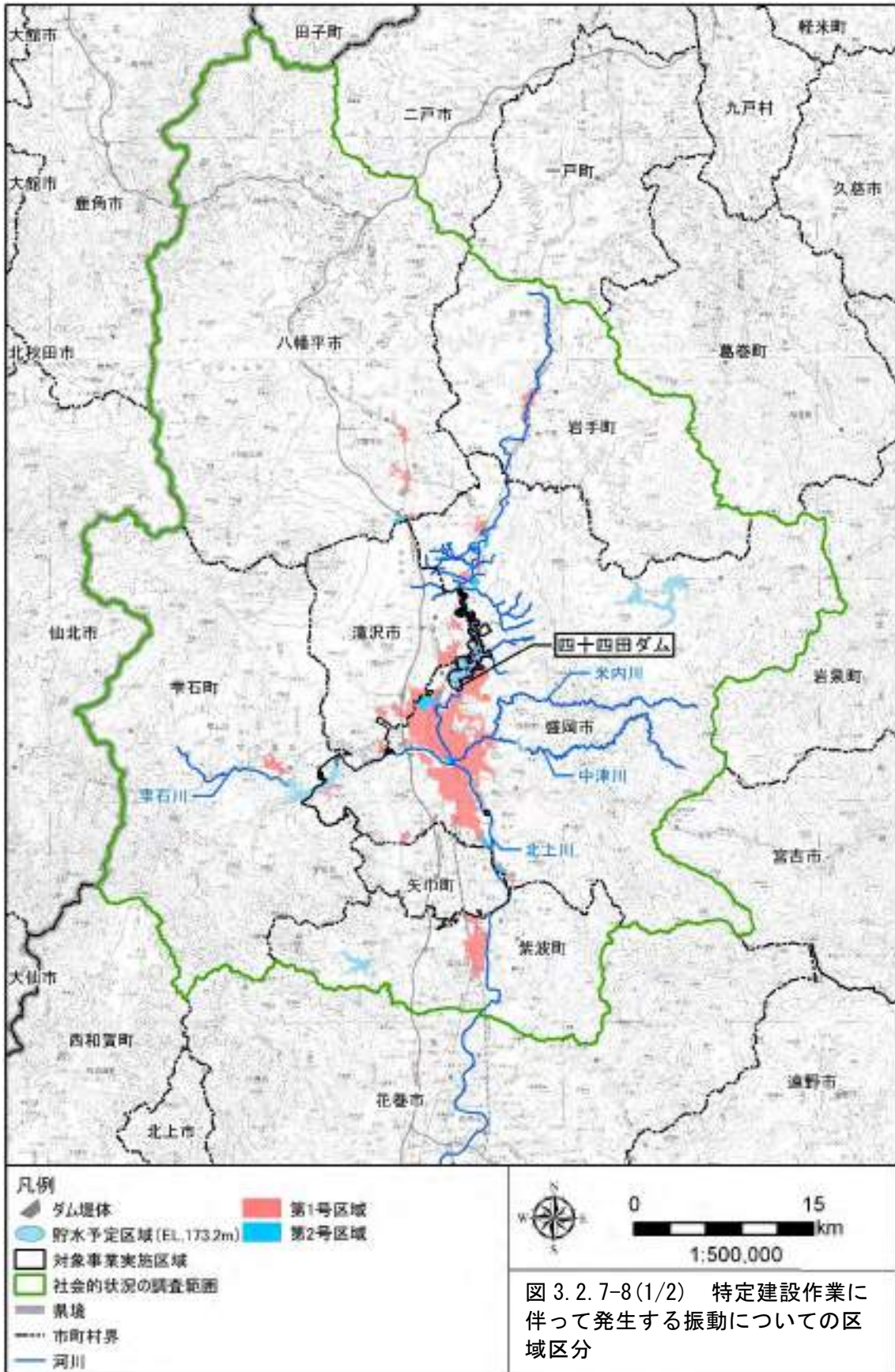
表 3.2.7-25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

| 規制種別 | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 |
|-------------|---|------------|
| 基準値 | 75dB(敷地境界線) | |
| 作業禁止時間 | 19:00~7:00 | 22:00~6:00 |
| 1 日当たりの作業時間 | 10 時間以内 | 14 時間以内 |
| 作業期間 | 連続 6 日以内 | |
| 作業禁止日 | 日曜日その他の休日 | |
| 備考 | 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値 2 75dB を超える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。 3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。 | |

注)1. 区域の区分

第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内

第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域



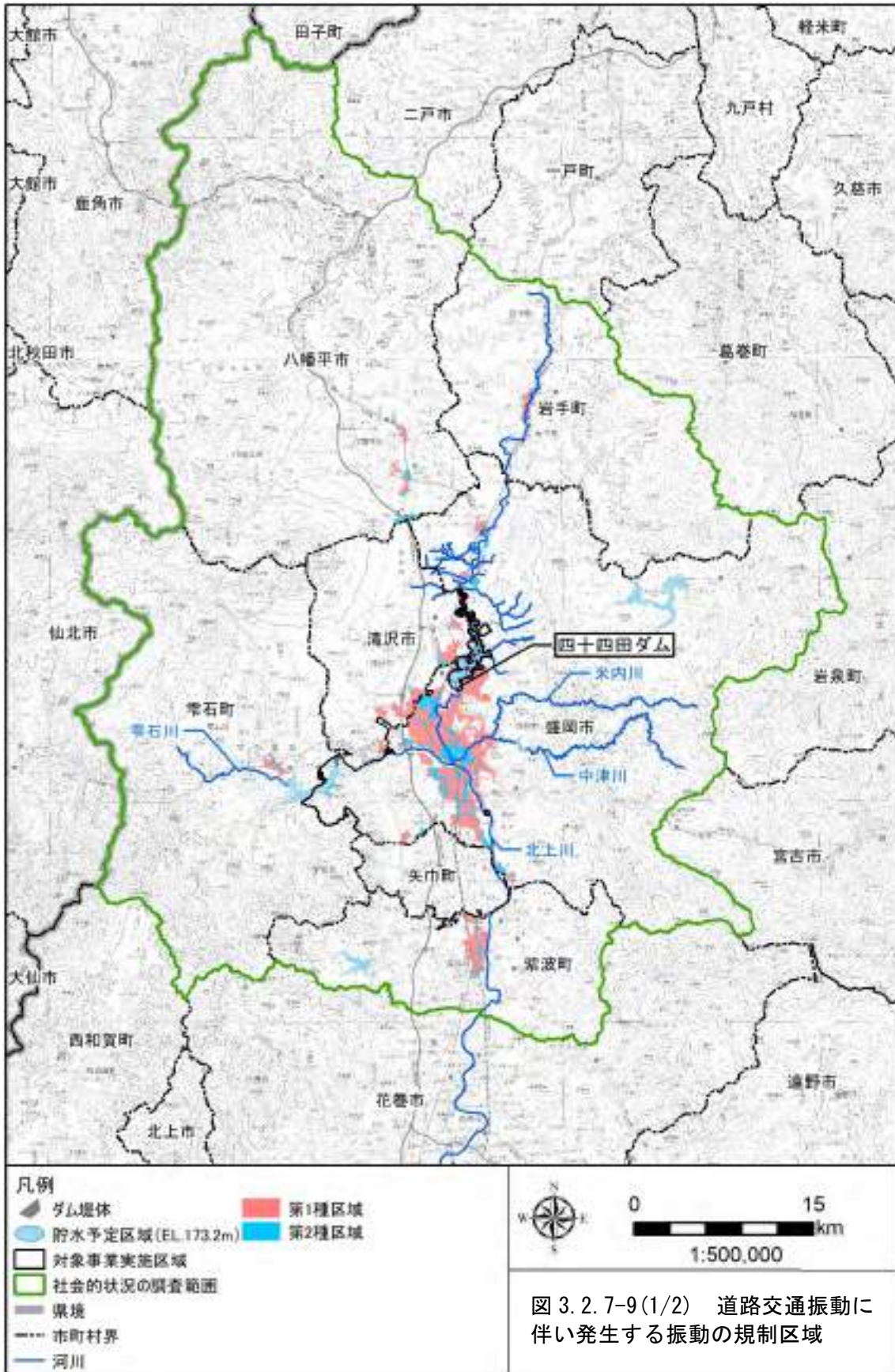
ウ) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動の要請限度((振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)第 12 条、(平成 24 年岩手県告示第 245 号、最終改正：平成 25 年岩手県告示第 936 号))を表 3.2.7-26 に示す。

社会的状況の調査範囲における、振動規制法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-9 に示す。

表 3.2.7-26 道路交通振動の要請限度

| 区域の区分 | 昼間(7:00~20:00) | 夜間(20:00~7:00) |
|--|----------------|----------------|
| 第 1 種区域 | 65dB | 60dB |
| 第 2 種区域 | 70dB | 65dB |
| 備考)1. 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。 | | |



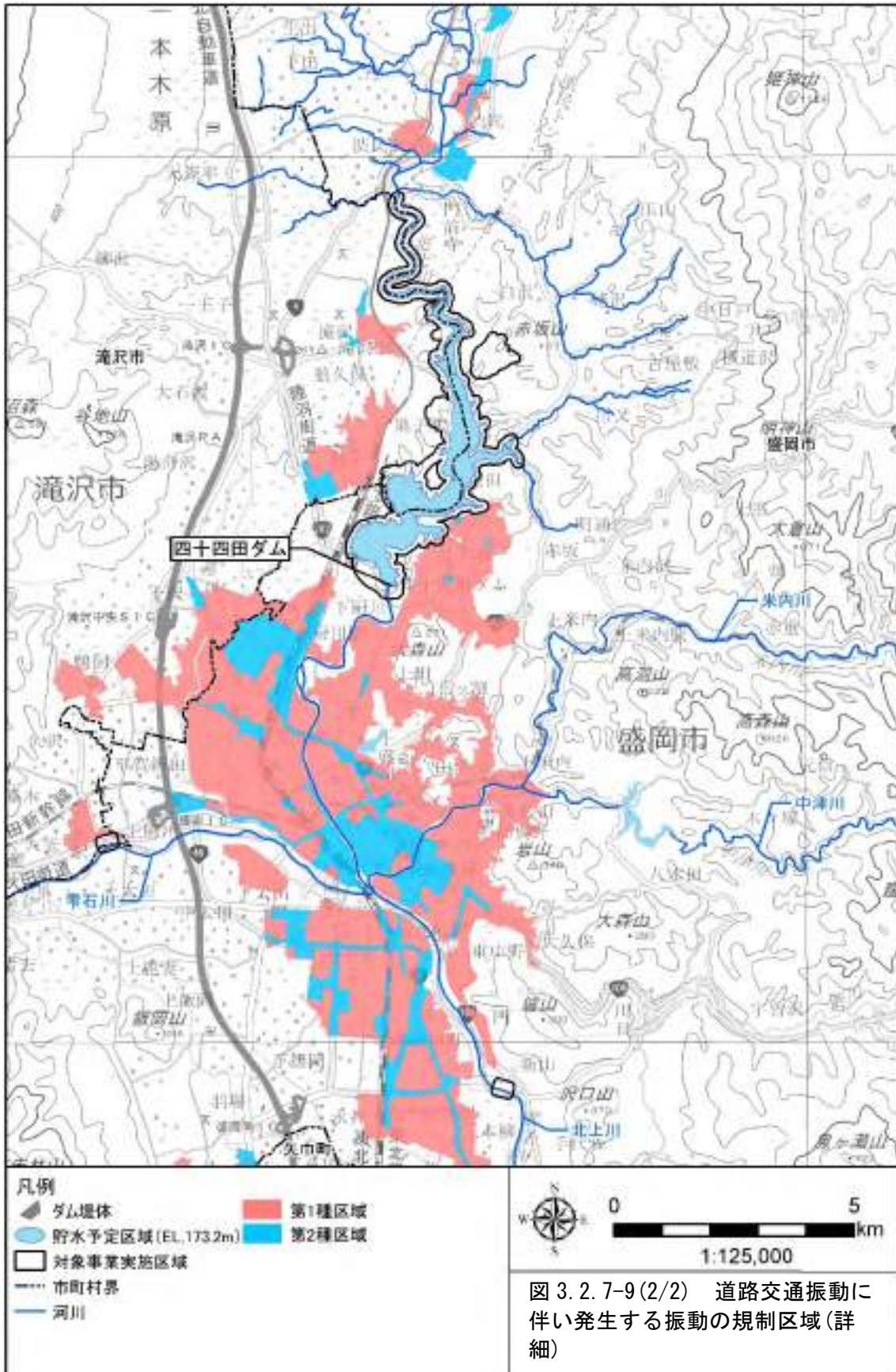


図 3.2.7-9 (2/2) 道路交通振動に伴い発生する振動の規制区域 (詳細)

(6) 悪臭に係る規制

1) 悪臭防止法

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年法律第 122 号)では、工場等から発生する悪臭について、敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度、排出口における規制基準、排出水中の濃度の許容限度及び臭気指数の規制基準(平成 24 年岩手県告示第 244 号)が定められている。各々の規制基準を表 3.2.7-27 に示す。

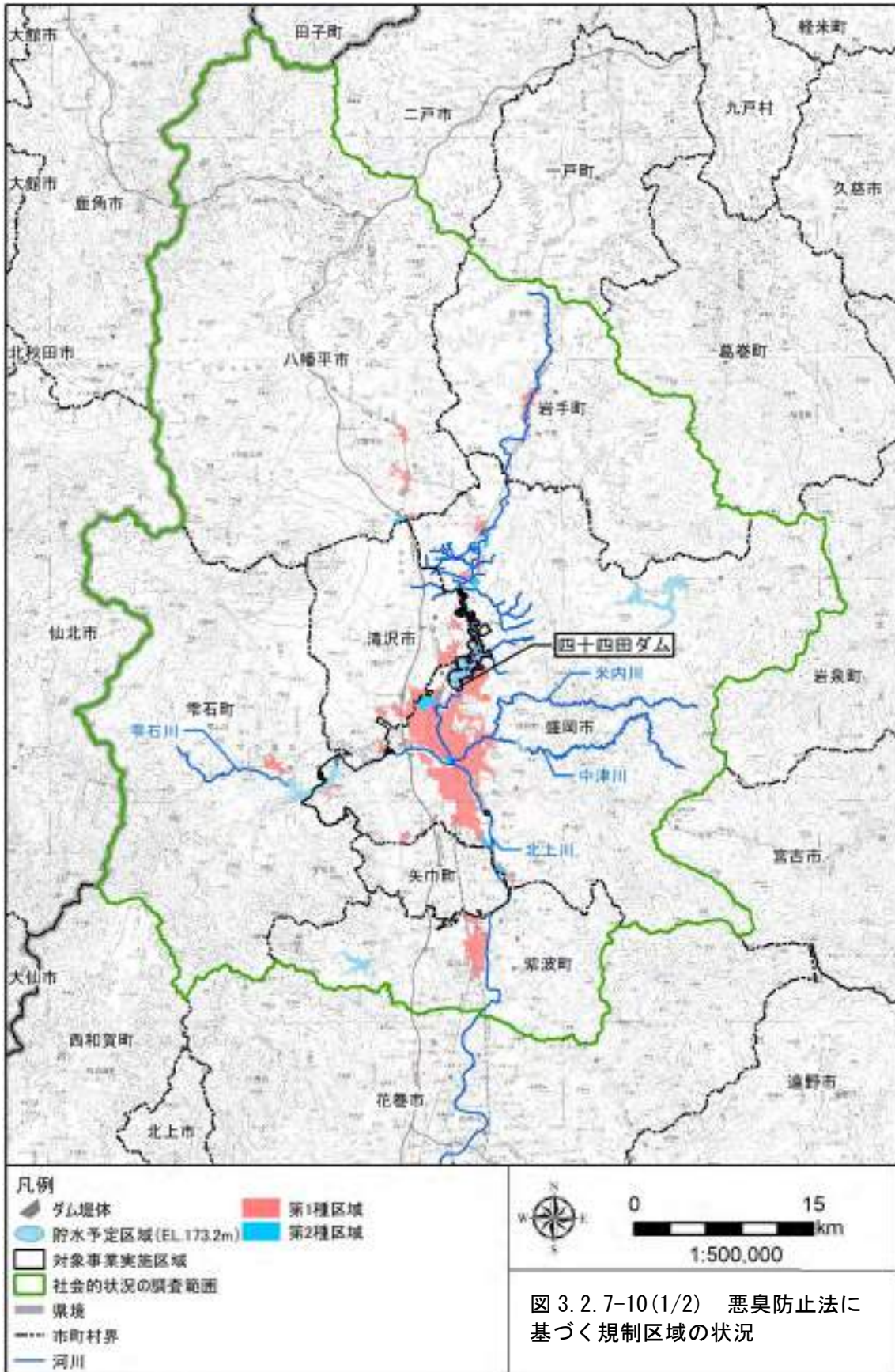
社会的状況の調査範囲における、悪臭防止法の規定により指定されている地域を図 3.2.7-10 に示す。

表 3.2.7-27 (1) 悪臭防止法に基づく事業場の敷地境界線の地表における規制基準(第 1 号規制)

| 規制地域の区分 | 第 1 種区域(ppm) | 第 2 種区域(ppm) |
|---------------|--------------|--------------|
| 特定悪臭物質の規制基準： | | |
| アンモニア | 1 | 2 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.05 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.03 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009 | 0.02 |
| イソバレールアルデヒド | 0.003 | 0.006 |
| イソブタノール | 0.9 | 4 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 |
| トルエン | 10 | 30 |
| スチレン | 0.4 | 0.8 |
| キシレン | 1 | 2 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 |
| 臭気指数の規制基準 | 12 | 15 |
| 対応する臭気強度 | 2.5 | 3 |
| 臭気指数の規制基準： | | |
| 臭気指数 | 12 | 15 |

注)1. 第 1 種区域：規制地域のうち第 2 種区域以外の区域

第 2 種区域：規制地域のうち都市計画法の工業地域及び工業専用地域



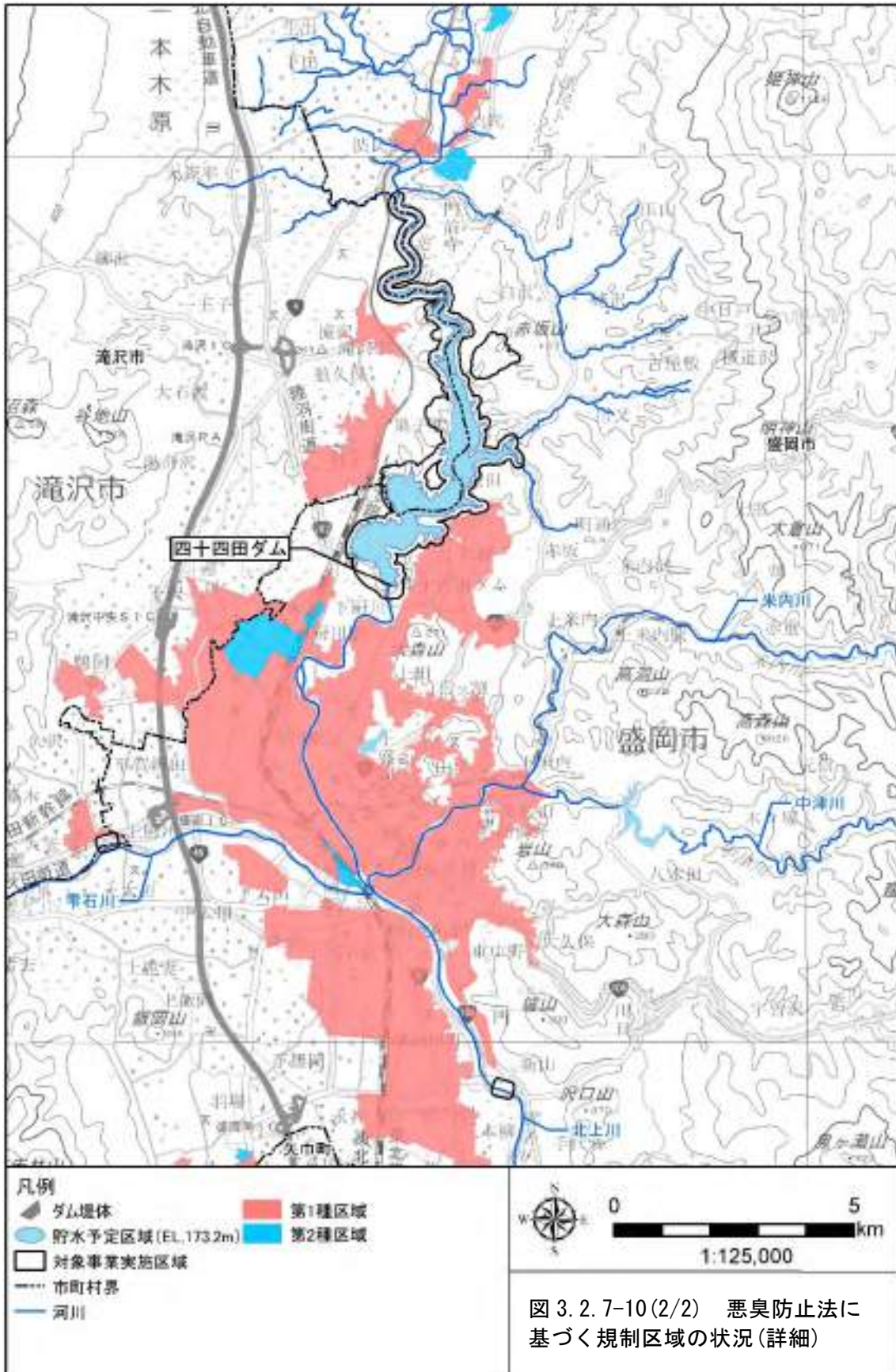


図 3.2.7-10 (2/2) 悪臭防止法に基づく規制区域の状況(詳細)

表 3.2.7-27 (2) 悪臭防止法に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設における規制基準
(第 2 号規制)

特定悪臭物質：
表 3.2.7-27 で定める規制基準をもとに次の式により算出した悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プリピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。
 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$
 q ：流量(Nm³/h) 排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物
 He ：有効煙突高さ(m)の基準の補正算式に同じ
 Cm ：敷地境界線上の基準値(ppm)
 ただし、 He が 5 メートル未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

臭気指数：
敷地境界線上における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。

表 3.2.7-27 (3) 悪臭防止法に基づく事業場の排水における規制基準(第 3 号規制)

特定悪臭物質：
表 3.2.7-27 で定める規制基準をもとに次の式により算出した排水中の悪臭物質(ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。)の濃度とする。
 $CLm=k \times Cm$
 CLm ：排水水中濃度(mg/L)
 k ：下表の値
 Cm ：敷地境界線上における規制基準値(ppm)

| 悪臭物質 | 流量 Q (m ³ /秒) | | |
|-----------|----------------------------|----------------------|-----------|
| | $Q \leq 0.001$ | $0.001 < Q \leq 0.1$ | $0.1 < Q$ |
| メチルメルカプタン | 16 | 3.4 | 0.71 |
| 硫化水素 | 5.6 | 1.2 | 0.26 |
| 硫化メチル | 32 | 6.9 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 63 | 14 | 2.9 |

臭気指数：
敷地境界線上における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。(第 1 種区域：臭気指数 28、第 2 種区域：臭気指数 31)

(7) 水質汚濁に係る規制

1) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年法律第45号)に基づく排水基準(昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和4年環境省令第17号)を表3.2.7-28に示す。

表3.2.7-28 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排出水の汚染状態)

| 有害物質の種類 | | 許容限度 |
|--|---------------------------------------|-----------------|
| カドミウム及びその化合物 | | 0.03mg Cd/L |
| シアン化合物 | | 1 mg CN/L |
| 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) | | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | | 0.1 mg Pb/L |
| 六価クロム化合物 | | 0.5 mg Cr(VI)/L |
| 砒素及びその化合物 | | 0.1 mg As/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 0.005 mg Hg/L |
| アルキル水銀化合物 | | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | | 0.02mg/L |
| チウラム | | 0.06mg/L |
| シマジン | | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | | 0.2mg/L |
| ベンゼン | | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | | 0.1 mg Se/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの： | 10 mg B/L |
| | 海域に排出されるもの： | 230 mg B/L |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの： | 8 mg F/L |
| | 海域に排出されるもの： | 15 mg F/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量： | 100mg/L |
| 1,4-ジオキサン | | 0.5mg/L |
| 備考)1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 | | |

資料)1. 「環境関連法便覧 令和4年3月版」(岩手県)をもとに作成

表 3. 2. 7-28 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

| 項目 | | 許容限度 |
|---|----------------------------|------------------------------------|
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度(水素指数)(pH) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの： 海域に排出されるもの： |
| | | 5.8以上8.6以下 |
| | | 5.0以上9.0以下 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| | 化学的酸素要求量(COD) | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| | 浮遊物質(SS) | 200mg/L(日間平均 150mg/L) |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) | 5mg/L |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) | 30mg/L |
| | フェノール類含有量 | 5mg/L |
| | 銅含有量 | 3mg/L |
| | 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| | 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| | 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| | クロム含有量 | 2mg/L |
| | 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/cm ³ |
| | 窒素含有量 | 120mg/L(日間平均 60mg/L) |
| リン含有量 | 16mg/L(日間平均 8mg/L) | |
| 備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 | | |

資料) 1. 「環境関連法便覧 令和4年3月版」(岩手県)をもとに作成

2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

岩手県では「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年条例第31号、最終改正：昭和54年条例第24号)に基づき、上乘せ排水基準が設定されている。

特別排水基準を適用する区域を表3.2.7-29に示す。

社会的状況の調査範囲には、上乘せ排水基準を適用する区域として八幡平市の一部が含まれている。

表 3.2.7-29 特別排水基準を適用する区域

| 区域 | 備考 |
|----------|---|
| 新井田川河口水域 | <p>(1)「新井田川河口水域」とは、相坂川河口左岸(青森県上北郡おいらせ町宇新田18の4番4号地先)から鮫岬北端(青森県八戸市大字鮫町字小舟渡手10番地先)に至る陸岸の地先海域に流入する公共用水域のうち岩手県の区域をいう。</p> <p>(2)72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の場合についても、この表に掲げる上乘せ排水基準のほか、水質汚濁防止法第3条第1項の規定により定められた排水基準(以下「法第3条第1項の排水基準」という。)を適用する。</p> <p>(3)第1号又は第60号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の場合についても、法第3条第1項の排水基準を適用する。</p> <p>(4)一の工場又は事業場が同時に2以上の業種に属し、又は2以上の施設を設置する場合において、これらの業種又は施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、これらの基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。</p> <p>(5)第1第74号に掲げる施設を設置する事業場に係る排出水については、当該事業場を当該事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場の属する業種に属するものとみなし、当該工場又は事業場に係る上乘せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準を適用する。この場合において、汚水又は廃液を排出する工場又は事業場が属する業種又は設置する施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、備考1(4)の規定を準用する。</p> |
| 釜石湾水域 | <p>(1)「釜石湾水域」とは、釜石市箱崎町第4地割75番の3地先オイデ崎と釜石市大字平田第8地割117番の1地先尾崎を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びに水海川並びにこれらに流入する公共用水域をいう。</p> <p>(2)「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2第8号に規定する処理区域をいう。</p> <p>(3)この表に掲げる上乘せ排水基準及び法第3条第1項の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が40m³未満の場合についても適用する。ただし、第1第1号、第60号又は第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、1日当たりの平均的な排出水の量が40m³未満の場合についても適用する。</p> <p>(4)第61号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合についても、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準を適用する。</p> <p>(5)備考1の(4)及び(5)の規定は、釜石湾水域に係る工場又は事業場に係る排出水について準用する。</p> |

資料)1.「環境関連法便覧 令和4年3月版」(岩手県)をもとに作成

3) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく規制

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成 13 年岩手県条例第 71 号、最終改正：平成 28 年岩手県条例第 67 号)では、同条例第 24 条及び同条例施行規則(平成 13 年岩手県規則第 140 号、最終改正：令和 4 年岩手県規則第 16 号)第 4 条に基づき、表 3.2.7-30 に示すとおり汚水等排出施設を規定し、施設の設置者に届出義務を課している。また、同条例第 23 条及び同条例施行規則第 18 条に基づき、表 3.2.7-31 及び表 3.2.7-32 に示す健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排出基準及びその他の排出水の汚染状態に係る排水基準を定めている。

表 3.2.7-30 汚水等排出施設

| No. | 施設名 |
|-----|---|
| 1 | 湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 各号に掲げる業に用いるものを除く。） |

表 3. 2. 7-31 健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排出基準

| No. | 健康有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|--|---|
| 1 | カドミウム及びその化合物 | 1Lにつきカドミウム 0.03mg |
| 2 | シアン化合物 | 1Lにつきシアン 1mg |
| 3 | 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） | 1Lにつき 1mg |
| 4 | 鉛及びその化合物 | 1Lにつき鉛 0.1mg |
| 5 | 6価クロム化合物 | 1Lにつき6価クロム 0.5mg |
| 6 | ひ素及びその化合物 | 1Lにつきひ素 0.1mg |
| 7 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1Lにつき水銀 0.005mg |
| 8 | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 9 | ポリ塩化ビフェニル | 1Lにつき 0.003mg |
| 10 | トリクロロエチレン | 1Lにつき 0.1mg |
| 11 | テトラクロロエチレン | 1Lにつき 0.1mg |
| 12 | ジクロロメタン | 1Lにつき 0.2mg |
| 13 | 四塩化炭素 | 1Lにつき 0.02mg |
| 14 | 1,2-ジクロロエタン | 1Lにつき 0.04mg |
| 15 | 1,1-ジクロロエチレン | 1Lにつき 1mg |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1Lにつき 0.4mg |
| 17 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1Lにつき 3mg |
| 18 | 1,1,2-トリクロロエタン | 1Lにつき 0.06mg |
| 19 | 1,3-ジクロロプロペン | 1Lにつき 0.02mg |
| 20 | チウラム | 1Lにつき 0.06mg |
| 21 | シマジン | 1Lにつき 0.03mg |
| 22 | チオベンカルブ | 1Lにつき 0.2mg |
| 23 | ベンゼン | 1Lにつき 0.1mg |
| 24 | セレン及びその化合物 | 1Lにつきセレン 0.1mg |
| 25 | ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg |
| 26 | ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg |
| 27 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg |
| 28 | 1,4-ジオキサン | 1Lにつき 0.5mg |
| 備考)1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 | | |

表 3. 2. 7-32 その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

| No. | 健康有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|--|---|
| 1 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下 |
| 2 | 生物化学的酸素要求量 (単位 1Lにつき mg) | 160 (日間平均 120) |
| 3 | 化学的酸素要求量 (単位 1Lにつき mg) | 160 (日間平均 120) |
| 4 | 浮遊物質 (単位 1Lにつき mg) | 200 (日間平均 150) |
| 5 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1Lにつき mg) | 5 |
| 6 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1Lにつき mg) | 30 |
| 7 | フェノール類含有量 (単位 1Lにつき mg) | 5 |
| 8 | 銅含有量 (単位 1Lにつき mg) | 3 |
| 9 | 亜鉛含有量 (単位 1Lにつき mg) | 2 |
| 10 | 溶解性鉄含有量 (単位 1Lにつき mg) | 10 |
| 11 | 溶解性マンガン含有量 (単位 1Lにつき mg) | 10 |
| 12 | クロム含有量 (単位 1Lにつき mg) | 2 |
| 13 | 大腸菌群数 (単位 1 cm ³ につき 個) | 日間平均 3,000 |
| <p>備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> | | |

(8) ダイオキシン類に係る規制

1) ダイオキシン類に係る大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号)においては、同法施行令(平成 11 年政令第 433 号、最終改正：平成 30 年政令第 241 号)により、表 3.2.7-33 に示すとおり大気排出基準が適用される特定施設(大気基準適用施設)が定められており、当該特定施設及び規模毎に同法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)で大気排出基準が定められている。

表 3.2.7-33 大気排出基準

| 規制対象施設 | | | 大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) | |
|-------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 例別表 第一の 号番号 | 特定施設の種類の 種類 | 施設規模要件 | H12 年 1 月 16 日以降に 設置 | H12 年 1 月 15 日までに 設置済み |
| 1 | 焼結鉍の製造用に供する 焼結炉 | 原料の処理能力 1t/時以上 | 0.1 | 1 |
| 2 | 製鋼用電気炉 | 変圧器の定格容量 1,000kVA 以上 | 0.5 | 5 |
| 3 | 亜鉛回収 施設 | 焙焼炉 | 原料の処理能力 0.5t/時以上 | 1 |
| | | 焼結炉 | | |
| | | 溶鉍炉 | | |
| | | 溶解炉 | | |
| | | 乾燥炉 | | |
| 4 | アルミニウム合金 製造施設 | 焙焼炉 | 原料の処理能力 0.5t/時以上 | 1 |
| | | 乾燥炉 | | |
| | | 溶解炉 | 容量 1t 以上 | |
| 5 | 廃棄物焼却炉 | 焼却能力 4t/時以上 | 0.1 | 1 |
| | | 焼却能力 2t/時以上～4t/時未満 | 1 | 5 |
| | | 焼却能力 2t/時未満 | 5 | 10 |

注)1. 排出ガスを測定する場合は、JIS K0311 に定める方法で行うものとする。
 2. 法第 28 条の規定に基づく「設置者による測定」のうち、廃棄物焼却炉の「ばいじん及び焼却灰等」及び処理能力が 2,000kg/時未満の廃棄物焼却炉の「排ガス」は、十分な精度を有する方法に限り、下記により行うことができる。(法施行規則第 2 条第 1 項 4 号)
 イ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法(生物検定法)
 ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法(生物検定法)
 ハ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(機器分析法)
 ※詳細は「法施行規則第 2 条第 1 項 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成 17 年環境省告示第 92 号 最近改正平成 22 年環境省告示第 26 号)」参照
 3. 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において、原則 4 時間以上採取すること。
 4. 許容限度は、温度が零度で圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。
 5. 平成 9 年 12 月 2 日以降に設置工事が着手された廃棄物焼却炉(火格子面積が 2 m²以上又は焼却能力が 1 時間あたり 200kg 以上のものに限る。)及び製鋼用電気炉の許容限度は、新設施設の許容限度とすること。

2) ダイオキシン類に係る水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号)においては、同法施行令(平成 11 年政令第 433 号、最終改正：平成 30 年政令第 24 1 号)により表 3.2.7-34 に示すとおり水質排出基準に係る特定施設(水質基準対象施設)が定められており、同法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)で水質排出基準が定められている。

表 3.2.7-34 ダイオキシン類に係る水質排出基準

| 規制対象施設 | | 水質排出基準 (pg-TEQ/L) | | |
|--|--|----------------------|----------|----------------------------|
| 令別表 第二の 号番号 | 特定施設の種類の | 新設 施設 | 既設 施設 | |
| 1 | クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造用の塩素系漂白施設 | 10 | 10 | |
| 2 | カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設 | | | |
| 3 | 硫酸カリウムの製造施設のうち、廃ガス洗浄施設 | | | |
| 4 | アルミナ繊維の製造施設のうち、廃ガス洗浄施設 | | | |
| 5 | 担体付き触媒の製造(塩素及び塩素化合物を使用するもの)用焼成炉の排ガス処理施設の うち、廃ガス洗浄施設 | | | |
| 6 | 塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設 | | | |
| 7 | カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)用施設のうち | | | 硫酸濃縮施設 |
| | | | | シクロヘキサン分離施設 |
| | | | | 廃ガス洗浄施設 |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用施設の うち | | | 水洗施設 |
| | | | | 廃ガス洗浄施設 |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用施設のうち | | | ろ過施設 |
| | | | | 乾燥施設 |
| | | | | 廃ガス洗浄施設 |
| 10 | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用施設の うち | | | ろ過施設 |
| | | | | 廃ガス洗浄施設 |
| 11 | 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロ ジインドロー [3,2-b·3',2'-m] トリフェノ ジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製 造用施設のうち | | | ニトロ化誘導体分離施設及び 還元誘導体分離施設 |
| | | | | ニトロ化誘導体洗浄施設及び 還元誘導体洗浄施設 |
| | | | | ジオキサジンバイオレット洗 浄施設 |
| | | 熱風乾燥施設 | | |
| 12 | アルミニウム・同合金の製造用培焼炉、溶解炉又は 乾燥炉の排ガス処理施設のうち | 廃ガス洗浄施設 | | |
| | | 湿式集じん施設 | | |
| 13 | 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するば いじんであって、集じん機により集められたものか らの亜鉛の回収に限る。)用施設のうち | 精製施設 | | |
| | | 廃ガス洗浄施設 | | |
| | | 湿式集じん施設 | | |
| 14 | 担体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属回 収用施設のうち | ろ過施設 | | |
| | | 精製施設 | | |
| | | 廃ガス洗浄施設 | | |
| 15 | 廃棄物焼却炉(大気基準適用施設) | 廃ガス洗浄施設 | | |
| | | 湿式集じん施設 | | |
| | | 汚水等を排出する灰の貯留施設 | | |
| 16 | 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 | | | |
| | PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 | | | |
| 17 | フロン類の破壊(環境省令で定める方法のもの)用施 設のうち | プラズマ反応施設 | | |
| | | 廃ガス洗浄施設 | | |
| | | 湿式集じん施設 | | |
| 18 | 上記の施設に係る汚水等を含む下水を処理する下水道終末処理施設 | | | |
| 19 | 上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設 | | | |
| 注)1. 排水水を測定する場合は、JIS K0312 に定める方法で行うものとする。 | | | | |

(9) 土壌の汚染に係る規制

1) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準を表 3. 2. 7-35 に示す。

社会的状況の調査範囲においては、同法第 6 条第 1 項に規定される要措置区域が八幡平市で 1 件、形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)が矢巾町で 4 件指定されている。

表 3. 2. 7-35 特定有害物質及び指定区域の指定基準

| | 特定有害物質 | 地下水等の摂取によるリスク | 直接摂取によるリスク |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 土壌溶出量基準 (mg/L 以下) | 土壌含有量基準 (mg/kg 以下) |
| 第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物) | 四塩化炭素 | 0.002 | — |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004 | — |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 | — |
| | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 | — |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 | — |
| | ジクロロメタン | 0.02 | — |
| | テトラクロロエチレン | 0.01 | — |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 | — |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 | — |
| | トリクロロエチレン | 0.01 | — |
| | ベンゼン | 0.01 | — |
| | クロロエチレン | 0.002 | — |
| | 第 2 種特定有害物質 (重金属等) | カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.003 |
| 六価クロム化合物 | | 六価クロム 0.05 | 六価クロム 250 |
| シアン化合物 | | シアン不検出 | 遊離シアン 50 |
| 水銀及びその化合物 | | 水銀 0.0005 アルキル水銀 不検出 | 水銀 15 |
| セレン及びその化合物 | | セレン 0.01 | セレン 150 |
| 鉛及びその化合物 | | 鉛 0.01 | 鉛 150 |
| 砒素及びその化合物 | | 砒素 0.01 | 砒素 150 |
| ふっ素及びその化合物 | | ふっ素 0.8 | ふっ素 4000 |
| ほう素及びその化合物 | ほう素 1 | ほう素 4000 | |
| 第 3 種特定有害物質 (農薬等) | シマジン | 0.003 | — |
| | チウラム | 0.006 | — |
| | チオベンカルブ | 0.02 | — |
| | ポリ塩化ビフェニル | 不検出 | — |
| | 有機りん化合物 | 不検出 | — |

資料)1. 「土壌汚染対策法のしくみ(2021.4)」(環境省 https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html)
をもとに作成

(10) 環境基本法に基づく公害防止計画

社会的状況の調査範囲には、環境基本法に基づき環境大臣に公害防止計画の策定を指示される特定地域に指定されている地域はない。

(11) 条例等に基づく環境保全計画等の内容

1) 岩手県環境基本計画

岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成10年条例第22号、最終改正:平成11年条例第79号)に基づき、平成11年9月に目標年次を平成22年度とする最初の「岩手県環境基本計画」が策定されている。その後、平成22年12月に第2次計画を策定し、平成28年3月に改訂されている。さらに、第2次計画(計画期間:平成22年度から令和2年度)の成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、令和3年3月に令和3年度から令和12年度を計画期間とする「岩手県環境基本計画」が策定された。

「岩手県環境基本計画(令和3年3月策定)」における施策の基本事項を表3.2.7-36に示す。

表 3.2.7-36 岩手県環境基本計画(令和3年3月策定)における施策の基本事項

| 目指す将来像 | 多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて |
|-------------------------|---------------------------|
| 施策体系 | |
| 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 | 地域資源の活用による環境と経済の好循環 |
| | 自然と共生した持続可能な県土づくり |
| | 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 |
| 環境分野別施策 | 気候変動対策 |
| | 循環型地域社会の形成 |
| | 生物多様性の保全・自然との共生 |
| | 環境リスクの管理 |
| | 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 |

資料)1. 「岩手県環境基本計画」(岩手県 令和3年3月)をもとに作成

2) 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成 10 年条例第 22 号、最終改正：平成 11 年条例第 79 号)に定める基本理念にのっとり、環境保全上健全な水環境の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成 15 年条例第 64 号)」が平成 15 年 10 月 9 日に公布、施行されている。

「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成 15 年条例第 64 号)」における施策の基本事項を表 3. 2. 7-37 に示す。

表 3. 2. 7-37 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例における基本事項

| 基本目標 | 現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保 | | |
|-------|-----------------------|-----------------|--|
| 計画の構成 | 流域における環境保全上健全な水環境の確保 | 森林に関する施策 | (1) 県民等の参加による森林の整備及び保全 (2) 豊かな自然環境の再生に向けた整備 (3) 多様で健全な森林の整備及び保全 (4) 森林資源の循環的な利用 |
| | | 河川等に関する施策 | (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全 (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全 (3) 人と水とが触れ合うことができる河川等の整備及び保全 |
| | | 海岸等に関する施策 | (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全 (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全 (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全 |
| | | 水質汚濁の未然防止に関する施策 | (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止 (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制 (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究 |

資料)1. 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(岩手県) をもとに作成

3) 岩手県自然環境保全指針

岩手県の自然環境の現状を把握・評価し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくため、平成 11 年 3 月に「岩手県自然環境保全指針」を策定し、令和 3 年 3 月に改訂されている。

同指針は、「岩手県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 62 号、最終改正：平成 27 年条例第 17 号)に基づき、岩手県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示すものである。また、国や市町村に対しては、理解と協力を求め、それぞれの施策立案における活用を期待し、岩手県民及び事業者に対しては、理解と協力を求めるとともに、自発的な自然環境の保全に努めることを期待するものである。

同指針では表 3.2.7-38 のとおり、学術的な視点で捉えた自然環境を「優れた自然」、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境を「身近な自然」として、2つの視点から環境を捉え、自然環境を評価している。優れた自然の保全区分を表 3.2.7-39 に示す。

社会的状況の調査範囲における、優れた自然の保全区分は図 3.2.7-11 に示すとおりであり、保全区分 A の自然度が高い地域から、保全区分 E の概ね人為的環境となっている地域まで、様々な自然度の環境が混在している。

表 3.2.7-38 岩手県自然環境保全方針における基本事項

| 優れた自然とは | 身近な自然とは |
|---|---|
| 「生物的環境の評価」及び「地形・地質・自然景観の評価」として、それぞれ 8 段階にまとめ、共通的な要素を有し保全に当たって同様の取扱いをすべきものがあることから、これを整理し、5 段階の保全区分を設定し、各保全区分の内容、保全目標、保全方向を整理 | 各地域において親しみ、やすらぎなどの対象となっており、日々の暮らしの中で人々に種々の恵みを与えている自然の地域について、複数の市町村にわたる広域的な箇所などを除き、各市町村に照会し回答があったものを整理 |

資料) 1. 「岩手県自然環境保全指針(令和 3 年改定)」(岩手県 平成 11 年 3 月策定 令和 3 年 3 月改定)をもとに作成

表 3.2.7-39 優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

| 保全区分 | 内容 | 保全目標 | 保全方向 |
|------|---|--|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。 | 植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要な植生について、最大限保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限保全を図る。 | 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。 | 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。 |
| D | <ul style="list-style-type: none"> ・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。 | 事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。 |
| E | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。 | 自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地などの自然環境の修復、育成に努める。 |

4) 盛岡広域管内流域基本計画

岩手県では「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 15 年 10 月岩手県条例第 64 号）に基づき、県内全ての流域について、平成 18 年度末までに流域基本計画が策定された。盛岡広域管内では平成 18 年度に「北上川上流水系流域基本計画」及び「米代川・馬淵川上流水系流域基本計画」が定められた。この計画のもと、平成 27 年度までの 10 年間、盛岡広域管内流域協議会を中心に住民、事業者及び行政機関の連携のもと、健康な森づくり、生き物にやさしい川づくり、水質の良好な保全及び環境学習の推進の取り組みを展開している。平成 28 年度から 10 年間、自然環境や社会環境の変化に応じた新たな課題への取り組みや、ふるさとに根付いた環境保全活動を持続させる取り組みをさらに発展させるため、新しく「盛岡広域管内流域基本計画(平成 28 年 7 月、令和 2 年 6 月一部改正)」が策定された。「盛岡広域管内流域基本計画」では北上川上流水系盛岡西圏域、東圏域、北圏域、馬淵川上流圏域、米代川・安比川上流圏域の 5 つの圏域を計画対象としている。計画の基本事項を表 3.2.7-40 に示す。

表 3.2.7-40 盛岡広域管内流域基本計画における基本事項

| 基本目標 | 計画の構成 | |
|---------------------------|----------------------------|---|
| みんなで作る 恵み豊かな水 と緑の流域 | 健全な森づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備活動の推進、森林保全活動への支援 ・公共施設・公共工事における木材利用や住宅、店舗棟の木質化の促進、地域材利用の普及啓発 ・松くい虫被害木の早期発見・駆除、被害材の木質バイオマス燃料としての利活用 ・ナラ枯れ被害の監視 |
| | 農業・農村の有する多面的機能を維持・保全した里づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・農地や水路・農道などの適切な保全管理 ・環境保全に効果の高い営農活動をグループで行う取り組みへの支援 |
| | 生き物や人にやさしい川づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者や地域住民の参加を得た計画推進、協働による川づくり ・人と自然との共生する多自然川づくりへの取り組み ・地域住民などの環境保全活動への支援と河川愛護の啓発 |
| | 流域をとりまく自然環境の保全 | <p>(1)水質の良好な保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全の啓発、河川等の水質調査の継続実施 ・汚水処理施設整備の推進、地域住民と協力した廃棄物不法投棄の監視等への取り組み <p>(2)環境保全活動・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動や環境学習への支援 ・環境アドバイザーの派遣支援、研修会の開催による環境保全活動のリーダー養成及び指導者の資質向上 |

資料)1. 「盛岡広域管内流域基本計画」(盛岡広域振興局 平成 28 年 7 月(令和 2 年 6 月一部改正)) をもとに作成

5) 盛岡市環境基本計画(第三次)

盛岡市では、「盛岡市環境基本条例」(平成10年盛岡市条例第11号、最終改正：平成11年盛岡市条例第79号)に基づき、盛岡市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民・事業者・市の連携と協力による環境の保全及び創造のための取組を推進するため、目指すべき将来像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者が環境に配慮する上での指針などを示すため、「盛岡市環境基本計画(第三次)(令和3年3月)」が策定されている。計画の期間は令和3年度から令和12年度までとし、計画の将来像は「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち”もりおか”」とされている。計画の基本事項を表3.2.7-41に示す。

表 3.2.7-41 盛岡市環境基本計画(第三次)の基本事項

| めざす環境像 施策 | 未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち”もりおか” | |
|--------------|------------------------------|-------------------------------------|
| | 分野 | 基本方針 |
| 分野横断的施策 | 経済 | 環境と経済の好循環 |
| | 地域 | 魅力ある地域づくり |
| | 暮らし | 持続可能な暮らしへの転換 |
| 環境分野の施策 | 協働・継承 | 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり |
| | 気候変動 | 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり |
| | 循環型社会 | 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成 |
| | 自然環境 | 生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成 |
| | 生活環境 | 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保 |

資料)1. 「盛岡市環境基本計画(第三次)」(盛岡市 令和3年3月)をもとに作成

6) 第2次八幡平市環境基本計画

八幡平市では、「八幡平市環境基本条例」(平成22年八幡平市条例第1号、最終改正：平成27年八幡平市条例第15号)に基づき、平成24年に環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第1次八幡平市環境基本計画」が策定された。

「第1次八幡平市環境基本計画」の計画期間は平成24年から令和3年度であったため、令和3年度に、これまでの成果と課題を整理し、環境を取り巻く現状と時代の潮流を見据えた「第2次八幡平市環境基本計画」が策定された。「第2次八幡平市環境基本計画」では、目指す環境の将来像として「自然をはぐくみ、景観にすぐれたまち 八幡平市」が掲げられた。その実現に向けて5つの取り組み方針を設定し、市、市民及び事業者が協力して取り組むことを呼び掛けている。計画の基本事項を表3.2.7-42に示す。

表 3.2.7-42 第2次八幡平市環境基本計画の基本事項

| 目指す環境の将来像 基本方針 | 自然をはぐくみ、景観にすぐれたまち 八幡平市 施策の対象とする環境の範囲 |
|-------------------|---|
| 自然共生型まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・生物環境の保全 ・水辺環境の保全 ・農地の保全 |
| 安心・快適型まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌環境の保全 ・騒音・振動・悪臭対策の推進 |
| 資源循環型まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の推進 ・廃棄物の適正処理 |
| 温暖化対策型まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策の推進 ・森林の保全 ・再生可能エネルギーの推進・活用 ・脱炭素型地域づくりの推進 |
| 協働・参加型まちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全 ・公園・緑地の確保 ・歴史的・文化的環境の保全 ・環境保全活動・環境教育の推進 ・協働の推進 |

資料)1. 「第2次八幡平市環境基本計画」(八幡平市 令和4年3月)をもとに作成

7) 滝沢市・第2次環境基本計画

滝沢市では、「滝沢市環境基本条例」（平成14年滝沢市条例第11号）に基づき、平成25年に滝沢市の環境の将来像を明らかにし、市民、市民団体、事業者及び市が協働して取り組むため、「滝沢市・第2次環境基本計画」が策定された。

計画の期間は平成25年度から令和4年度の10年間とし、今大切にしたいことは「鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ」とされている。計画の基本事項を表3.2.7-43に示す。

表 3.2.7-43 滝沢市・第2次環境基本計画の基本事項

| 今大切にしたいこと 環境目標 | 鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ 基本的施策 |
|-------------------------------|--|
| 岩手山麗の豊かで多様な自然と共生するまち | <ul style="list-style-type: none"> ・良質な水資源の保全 ・生物多様性の保全 ・安全な暮らしに備えた森林整備の推進 |
| 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち | <ul style="list-style-type: none"> ・持続性のある産業の推進 ・企業の環境対策の支援 ・環境資源を活かした観光の推進 |
| ごみの減量を推進し、資源が循環するまち | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量とリサイクルの推進 ・ごみの不適正な処理の禁止 |
| エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの地産地消 ・省エネルギーのすすめ |
| 誰もが安全で健康に暮らせるまち | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の防止 ・騒音、振動、悪臭の防止 ・水質汚濁の防止 ・土壌汚染の防止 ・有害化学物質による汚染の未然防止 ・酸性雨対策 ・原発事故にかかる放射線量測定 ・その他の公害の未然防止 |
| 知り、学び、考え行動する人を育むまち | <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の推進 ・協働による環境保全活動の推進 |

資料)1. 「滝沢市・第2次環境基本計画」（滝沢市 平成25年3月）をもとに作成

8) 第二期雫石町環境基本計画

雫石町では、「雫石町環境基本条例」（平成 19 年雫石町条例第 22 号、最終改正：令和元年雫石町条例第 33 号）に基づき、平成 22 年 7 月に、あらゆる施策に環境の視点を取り入れることで、かけがえのない地域環境として、次世代に引き継いでいくために、町民、事業者、町（行政）及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的に取り組むため、「雫石町環境基本計画」が策定された。

「雫石町環境基本計画」の計画期間は平成 22 年から令和 2 年度であったため、令和 3 年度に、前計画策定時からの環境分野全般を取り巻く社会情勢や計画の進捗状況を踏まえた「第二期雫石町環境基本計画」が策定された。「第二期雫石町環境基本計画」では、望ましい環境像として「美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち」が掲げられた。その実現に向けて 5 つの基本目標が設定され、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされている。計画の基本事項を表 3.2.7-44 に示す。

表 3.2.7-44 第二期雫石町環境基本計画の基本事項

| みんなが望む環境像 基本目標 | 美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち 環境目標 |
|----------------------------------|--|
| 健康で快適に暮らせるまちづくり (生活環境の保全) | <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな水を守る ・良好な生活環境を守る ・安全な環境を守る |
| 自然を守り育てるまちづくり (自然環境の保全と景観の保持) | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を守る ・森林・里山を守る ・水辺を守る ・農地を守る ・景観を守る |
| 環境負荷の少ないまちづくり (循環型社会の構築) | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生を減らす・排出を抑制する ・リユース・リサイクルを推進する ・ごみの適正処理を推進する |
| 地球にやさしい低炭素型のまちづくり (気候変動対策) | <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を抑制する ・再生可能エネルギーの普及を促進する |
| 環境への意識の高いまちづくり (環境保全への取り組み) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する意識・知識を高める ・環境情報を共有する ・環境保全のための仕組みをつくる |

資料)1. 「第二期雫石町環境基本計画」（雫石町 令和 3 年 5 月）をもとに作成

9) 紫波 2100(2021 環境・循環基本計画)

紫波町では、「循環型まちづくり条例」(平成 13 年紫波町条例第 15 号)に基づき、平成 23 年に「紫波 2100 (2011 環境・循環基本計画)」が策定され、平成 28 年にあらゆる環境に視点をおき、今ある紫波の環境を保全、創造し、次の世代に確実に引き継いでいくための計画として「紫波 2100 (2016 環境・循環基本計画)」が策定された。

「紫波 2100 (2016 環境・循環基本計画)」の計画期間は平成 28 年から令和 2 年度であったため、令和 2 年度に、取り組みの成果と課題、環境問題の現状を踏まえた「紫波 2100 (2021 環境・循環基本計画)」が策定された。「紫波 2100」では、望ましい環境像として「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」が掲げられた。その実現に向けて 4 つのまちづくり方針が掲げられている。計画の基本事項を表 3.2.7-45 に示す。

表 3.2.7-45 紫波 2100 (2021 環境・循環基本計画) の基本事項

| まちづくり (方針) | 基本目標 |
|-------------|--|
| 資源循環のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した有機資源循環を進める ・森林資源の循環を進める ・資源の消費を抑え、環境負荷を減らす |
| 環境創造のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する ・環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める ・安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる |
| 環境学習のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境を知り、自分たちで守る ・伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する |
| 交流と協働のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外でのネットワークの構築と協働による存在感のある地域づくりを進める |

資料)1. 「紫波 2100 (2021 環境・循環基本計画)」(紫波町 令和 3 年 3 月) をもとに作成

(12) 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園の指定状況

社会的状況の調査範囲内における、自然公園法(昭和32年法律第161号、最終改正：令和3年法律第29号)に基づき指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号、最終改正：平成23年岩手県条例第86号)に基づき岩手県知事が指定した県立自然公園の指定状況は表3.2.7-46及び図3.2.7-12に示す。

社会的状況の調査範囲には、十和田八幡平(八幡平地域)が国立公園に、外山早坂高原が県立自然公園に指定されている。

表 3.2.7-46 自然公園の指定状況

| 区分 | No | 名称 | 面積(ha) | | | | | | 指定年月日 |
|--------|----|---------------|--------|-------|--------|--------|------|--------|-----------|
| | | | 特別地域 | | | | 普通地域 | 合計 | |
| | | | 特別保護地区 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | | | |
| 国立公園 | 1 | 十和田八幡平(八幡平地域) | 2,997 | 5,203 | 14,477 | 17,797 | 0 | 40,474 | 昭和11年2月1日 |
| 県立自然公園 | 2 | 外山早坂高原 | - | 146 | 3,936 | 4,715 | 536 | 9,333 | 昭和36年5月8日 |

注)1. 自然公園の地域の区分については以下のとおりである。

区分 概要

特別保護地区 : 公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される地域

第1種特別地域 : 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域

第2種特別地域 : 第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

第3種特別地域 : 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

普通地域 : 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域

資料)1. 日本の国立公園(環境省

<https://www.env.go.jp/park/index.html>)

2. 十和田八幡平国立公園 概要・計画書(環境省

<https://www.env.go.jp/park/towada/intro/index.html>)

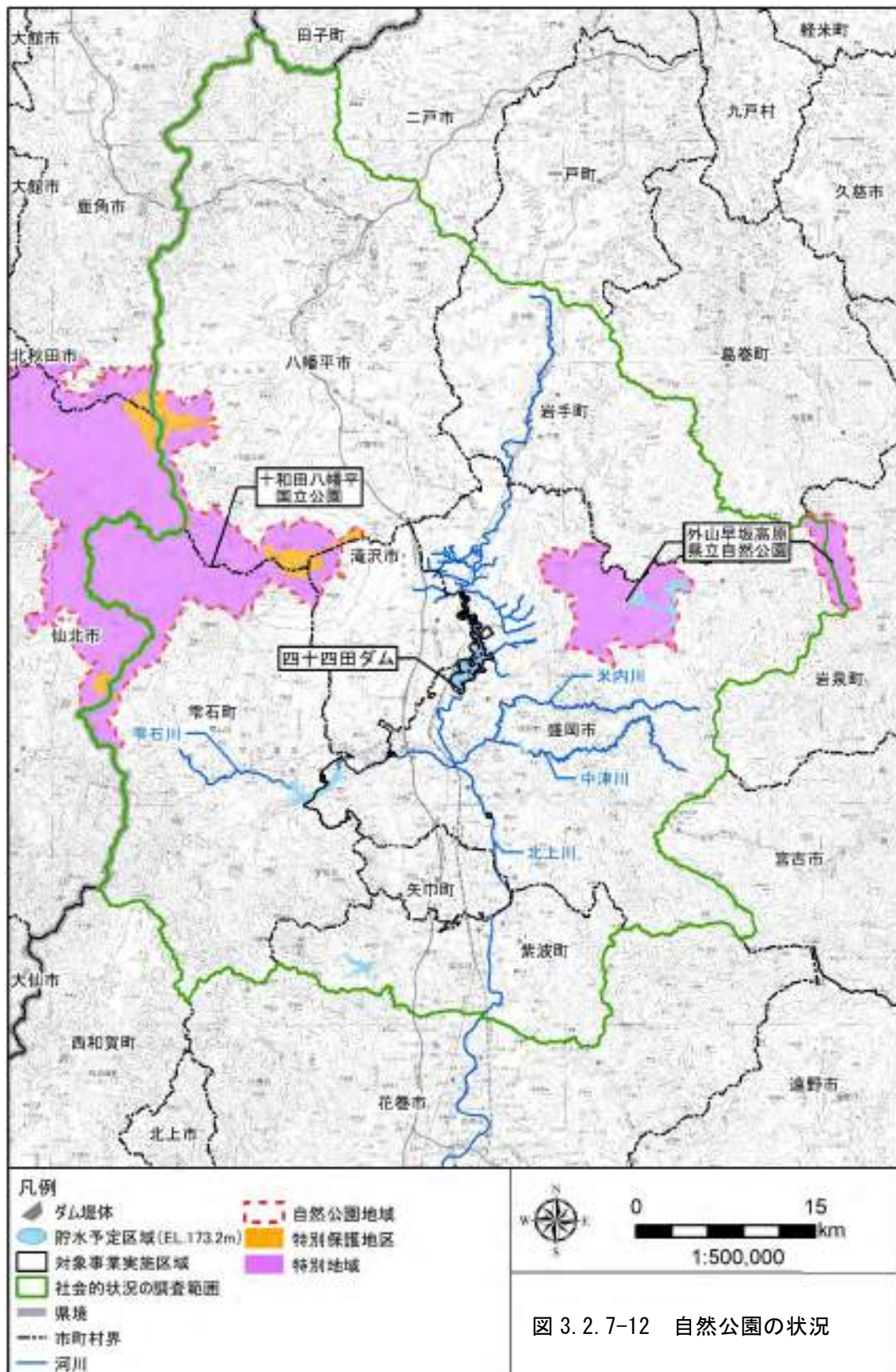
3. 国定公園・県立自然公園区域図(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)

4. 令和3年版環境報告書(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005516/1005518.html>)

をもとに作成



(13) 自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づく地域地区等の指定状況

社会的状況の調査範囲における、自然環境保全法(昭和47年法律第85号、最終改正：平成31年法律第20号)に基づき指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域及び岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条例第62号、最終改正：平成27年岩手県条例第17号)に基づき岩手県知事が指定した自然環境保全地域等の指定状況を表3.2.7-47及び図3.2.7-13に示す。

社会的状況の調査範囲には、県自然環境保全地域に松森山、区界高原、春子谷地が指定されている。

表 3.2.7-47 自然環境保全地域等の指定状況

| 区分 | No | 地域名 | 所在地 | 面積(ha) | | 指定年月日 |
|---------------|----|------|---------|--------|-------|------------|
| | | | | 総面積 | 特別地区 | |
| 県自然環境 保全地域 | 1 | 松森山 | 八幡平市 | 8.22 | 7.32 | 昭和48年2月6日 |
| | 2 | 区界高原 | 盛岡市、宮古市 | 550.00 | 0.00 | 昭和49年1月23日 |
| | 3 | 春子谷地 | 滝沢市 | 38.30 | 38.30 | 平成8年6月14日 |

資料)1. 自然環境保全地域各種データ(環境省

<https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html>)

2. 令和3年版環境報告書(岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005516/1005518.html>)

をもとに作成

(14) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の状況

社会的状況の調査範囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)に基づき世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。

(15) 都市緑地法に基づく緑地保全地域等の指定状況

社会的状況の調査範囲には、都市緑地法(昭和48年法律第72号、最終改正：令和4年法律第44号)に基づき緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。

(16) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の指定状況

社会的状況の調査範囲には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号、最終改正：令和元年法律第37号)に基づき生息地等保護区に指定されている区域はない。

(17) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の設定状況

社会的状況の調査範囲における、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、最終改正：平成26年法律第46号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況を表3.2.7-48及び図3.2.7-14に示す。

社会的状況の調査範囲には、28箇所の鳥獣保護区、4箇所の鳥獣保護区(特別保護地区)、36箇所の特定猟具使用禁止区域が設定されている。対象事業実施区域及びその周辺では、鳥獣保護区(滝沢市砂込、滝沢市滝沢、家畜改良センター岩手牧場)に設定された区域がある。

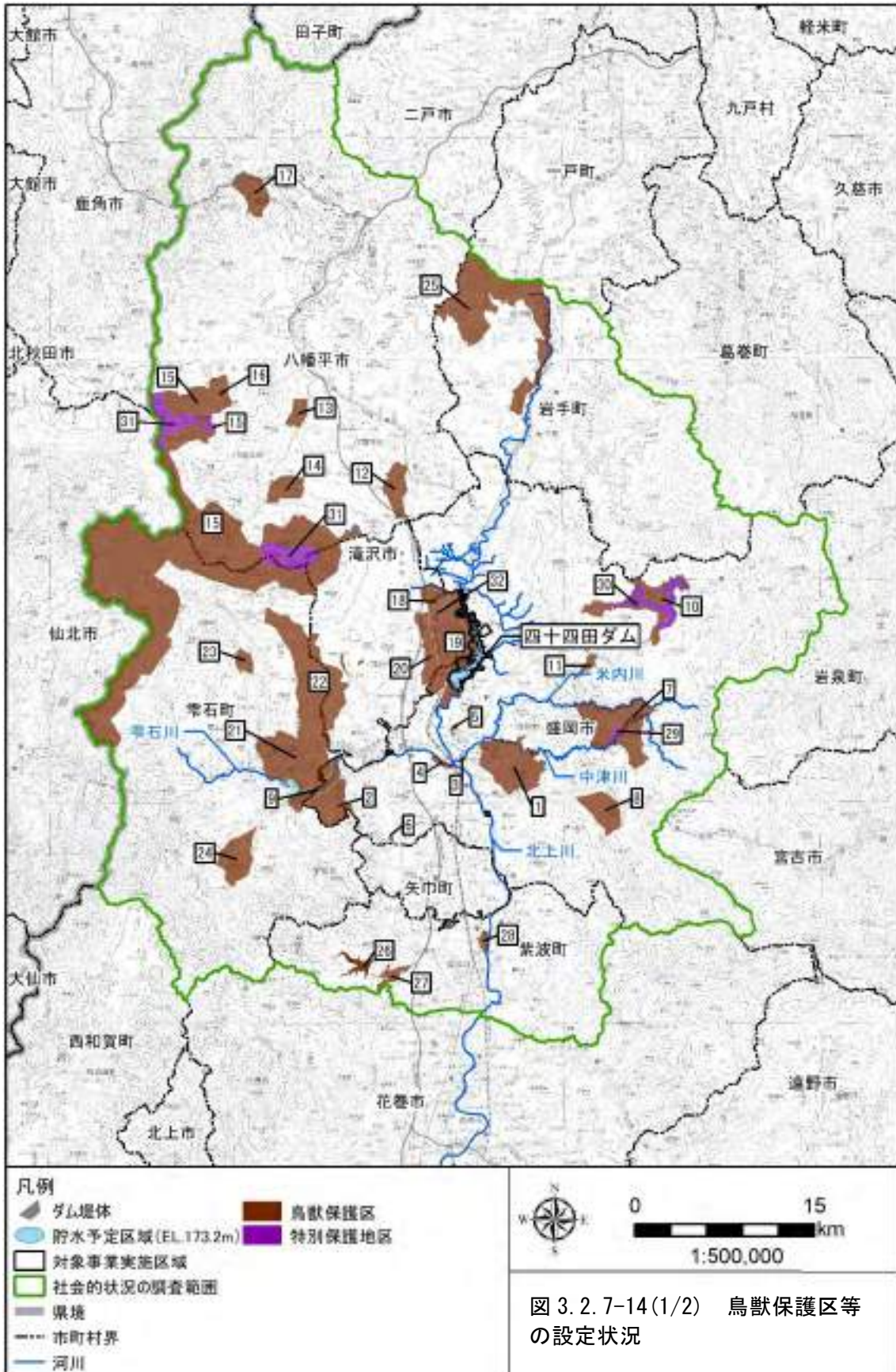
表3.2.7-48 鳥獣保護区等の設定状況(1/2)

| 区分 | No. | 名称 | 期限 | 面積(ha) |
|---------------|-----|--------------|-----------|-------------------|
| | | | | 鳥獣保護区 (特別保護地区) |
| 鳥獣保護区 | 1 | 盛岡市岩山 | R4.10.31 | 1,847 |
| | 2 | 繋温泉 | R5.10.31 | 863 |
| | 3 | 岩手公園 | R8.10.31 | 12 |
| | 4 | 雫石川東部 | R9.10.31 | 104 |
| | 5 | 高松公園 | R9.10.31 | 60 |
| | 6 | 盛岡市湯沢 | R9.10.31 | 21 |
| | 7 | 盛岡市小貝沢 | R10.10.31 | 2,323 |
| | 8 | 盛岡市高森 | R5.10.31 | 769 |
| | 9 | 御所ダム | R8.10.31 | 574 |
| | 10 | 岩洞湖 | R9.10.31 | 1,680 |
| | 11 | 盛岡市外山森林公園 | R4.10.31 | 128 |
| | 12 | 八幡平市松川 | R6.10.31 | 630 |
| | 13 | 八幡平市前森 | R4.10.31 | 320 |
| | 14 | 八幡平市金沢 | R9.10.31 | 545 |
| | 15 | 八幡平 | R11.10.31 | 16,262 |
| | 16 | 八幡平市安比高原 | R10.10.31 | 445 |
| | 17 | 八幡平市矢神岳 | R12.10.31 | 675 |
| | 18 | 滝沢市砂込 | R12.10.31 | 457 |
| | 19 | 滝沢市滝沢 | R11.10.31 | 1,707 |
| | 20 | 家畜改良センター岩手牧場 | R3.10.31 | 868 |
| | 21 | 雫石町 | R12.10.31 | 2,280 |
| | 22 | 小岩井農場 | R4.10.31 | 3,038 |
| | 23 | 雫石町篠崎 | R10.10.31 | 236 |
| | 24 | 鶯宿 | R5.10.31 | 982 |
| | 25 | 岩手町 | R12.10.31 | 3,837 |
| | 26 | 山王海ダム | R4.10.31 | 210 |
| | 27 | 紫波町新山 | R5.10.31 | 236 |
| | 28 | 紫波町城山 | R7.10.31 | 76 |
| 鳥獣保護区(特別保護地区) | 29 | 盛岡市小貝沢 | R10.10.31 | 2,323 (101) |
| | 30 | 盛岡市外山森林公園 | R4.10.31 | 128 |
| | 31 | 八幡平 | R11.10.31 | 16,262 (1,742) |
| | 32 | 滝沢市砂込 | R12.10.31 | 457 (15) |
| 特定猟具使用禁止区域 | 33 | 盛岡市街地 | R4.10.31 | 15,230 |
| | 34 | 盛岡市大ヶ生 | R3.10.31 | 18 |
| | 35 | 盛岡市日戸 | R8.10.31 | 9 |
| | 36 | 盛岡市旗井沢 | R10.10.31 | 65 |
| | 37 | 盛岡市洪民好摩 | R5.10.31 | 640 |
| | 38 | 盛岡市生出 | R9.10.31 | 17 |
| | 39 | 盛岡市生出第二 | R9.10.31 | 82 |
| | 40 | 八幡平市三ツ森 | R6.10.31 | 288 |

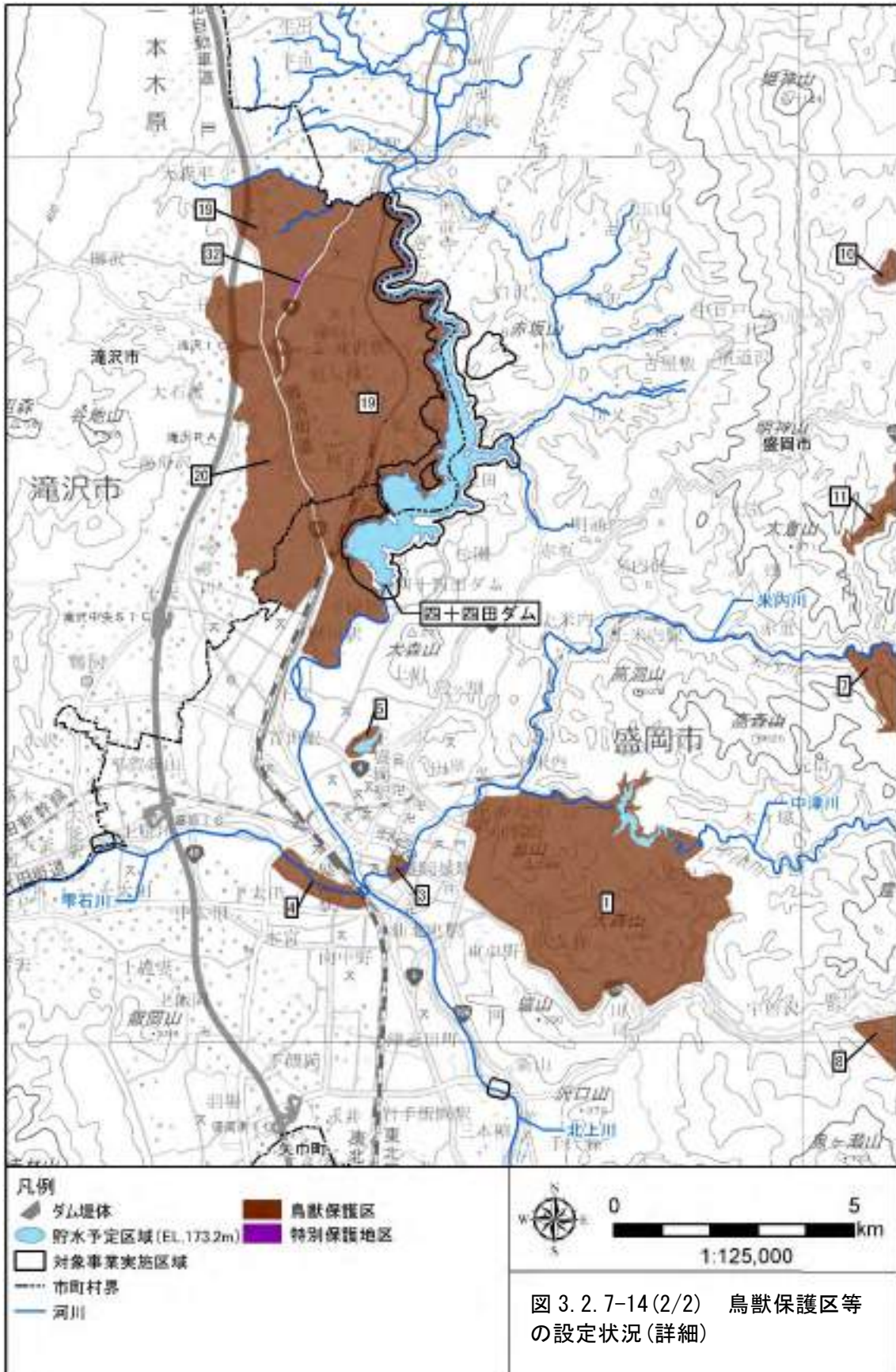
表 3.2.7-48 鳥獣保護区等の設定状況 (2/2)

| 区分 | No. | 名称 | 期限 | 面積 (ha) |
|------------|-----|-----------|-----------|-------------------|
| | | | | 鳥獣保護区 (特別保護地区) |
| 特定猟具使用禁止区域 | 41 | 八幡平市東八幡平 | R9.10.31 | 685 |
| | 42 | 八幡平市平笠 | R12.10.31 | 351 |
| | 43 | 八幡平市松尾普請場 | R3.10.31 | 51 |
| | 44 | 八幡平市田山 | R9.10.31 | 58 |
| | 45 | 八幡平市新町 | R9.10.31 | 215 |
| | 46 | 八幡平市安比竜ヶ森 | R11.10.31 | 3,101 |
| | 47 | 滝沢市北部 | R4.10.31 | 647 |
| | 48 | 滝沢市加賀内 | R8.10.31 | 33 |
| | 49 | 滝沢市柳沢 | R11.10.31 | 79 |
| | 50 | 滝沢市一本木上郷 | R11.10.31 | 154 |
| | 51 | 滝沢市滝沢 | R11.10.31 | 313 |
| | 52 | 雫石町長山 | R12.10.31 | 656 |
| | 53 | 岩手町沼宮内 | R4.10.31 | 647 |
| | 54 | 岩手町川口 | R7.10.31 | 140 |
| | 55 | 岩手町大森 | R9.10.31 | 660 |
| | 56 | 岩手町一方井 | R9.10.31 | 204 |
| | 57 | 紫波町中央 | R3.10.31 | 1,140 |
| | 58 | 紫波町長岡 | R3.10.31 | 36 |
| | 59 | 紫波町水分 | R3.10.31 | 82 |
| | 60 | 紫波町赤沢 | R3.10.31 | 79 |
| | 61 | 紫波町彦部 | R3.10.31 | 148 |
| | 62 | 紫波町中屋敷 | R3.10.31 | 529 |
| | 63 | 紫波町飯豊田 | R3.10.31 | 61 |
| | 64 | 紫波町上平沢 | R5.10.31 | 127 |
| | 65 | 紫波町神田 | R4.10.31 | 17 |
| | 66 | 矢巾町中央 | R12.10.31 | 448 |
| | 67 | 矢巾町岩崎川 | R5.10.31 | 70 |
| | 68 | 矢巾町流通センター | R12.10.31 | 257 |

- 資料)1. 令和3年度岩手県鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/yasei/1005511.html>)
 2. 国土数値情報 鳥獣保護区(平成27年)(国土交通省
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 をもとに作成



注)1. 図中の番号は表 3.2.7-48 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.7-48 に示す。



注)1. 図中の番号は表 3.2.7-48 のNo.と対応する。
資料)1. 表 3.2.7-48 に示す。

(18) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

社会的状況の調査範囲には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年条約第 1 号)に基づく登録簿に掲載された湿地はない。

(19) 文化財保護法等に基づく名勝、天然記念物の指定状況

社会的状況の調査範囲における文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年法律第 22 号)、岩手県文化財保護条例(昭和 51 年岩手県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年条例第 42 号)、盛岡市文化財保護条例(昭和 53 年条例第 21 号、最終改正：平成 17 年条例第 119 号)、八幡平市文化財保護条例(平成 17 年条例第 183 号、最終改正：令和 2 年条例第 37 号)、滝沢市文化財保護条例(昭和 62 年条例第 2 号、最終改正：平成 25 年条例第 50 号)、雫石町文化財保護条例(昭和 63 年条例第 25 号、最終改正：平成 18 年条例第 17 号)、岩手町文化財保護条例(昭和 54 年条例第 2 号、最終改正：平成 17 年条例第 19 号)、紫波町文化財保護条例(昭和 52 年条例第 25 号、最終改正：平成 17 年条例第 6 号)及び矢巾町文化財保護条例(昭和 52 年条例第 24 号、最終改正：令和元年条例第 39 号)に基づく名勝、天然記念物の指定状況を表 3.2.7-49 及び図 3.2.7-15 に示す。

社会的状況の調査範囲には、国指定特別天然記念物が 2 件、天然記念物が 9 件、名勝が 1 件(3 箇所が一群指定)、岩手県指定天然記念物が 4 件、盛岡市指定天然記念物が 13 件、八幡平市指定天然記念物が 7 件、名勝が 1 件、滝沢市指定天然記念物が 5 件、雫石町指定天然記念物が 7 件、岩手町指定天然記念物が 1 件、紫波町指定天然記念物が 16 件、矢巾町指定天然記念物が 7 件ある。

対象事業実施区域及びその周辺では、岩手県指定天然記念物の「山岸のカキツバタ群落」、盛岡市指定天然記念物の「上米内のシダレザクラ」及び滝沢市指定天然記念物の「チョウセンアカシジミ」が分布している。

表 3.2.7-49 名勝、天然記念物の指定状況(1/2)

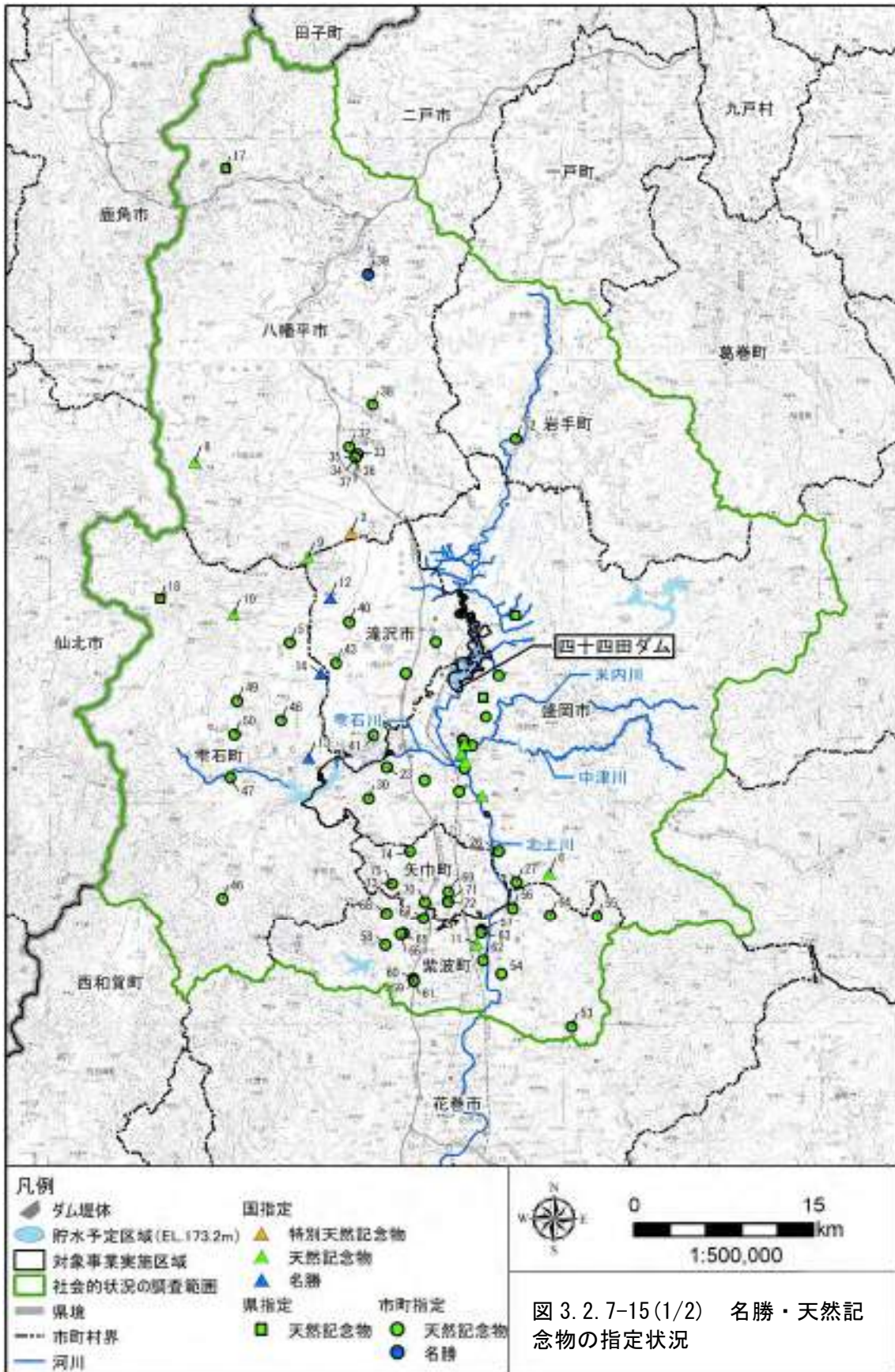
| No. | 指定区分 | 名称 | 指定年月日 | |
|-----|-----------|----------------|-------------------|----------------|
| 1 | 国指定 | 特別天然記念物 | カモシカ(県下一円) | 昭和30年2月15日 |
| 2 | | | 焼走り熔岩流 | 昭和27年3月29日 |
| 3 | | 天然記念物 | 盛岡石割ザクラ | 大正12年3月7日 |
| 4 | | | シダレカツラ(盛岡市肴町) | 大正13年12月9日 |
| 5 | | | シダレカツラ(盛岡市門) | 大正13年12月9日 |
| 6 | | | シダレカツラ(盛岡市大ヶ生) | 大正13年12月9日 |
| 7 | | | 龍谷寺のモリオカシダレ | 昭和11年9月3日 |
| 8 | | | 大揚沼モリアオガエル及びその繁殖地 | 昭和47年12月8日 |
| 9 | | | 岩手山高山植物帯 | 昭和3年2月7日 |
| 10 | | | 葛根田の大岩屋 | 昭和18年2月19日 |
| 11 | | | 勝源院の逆ガシワ | 昭和4年12月17日 |
| 12 | | | 名勝 | イーハトーブの風景地 鞍掛山 |
| 13 | | イーハトーブの風景地 七つ森 | | 平成17年3月2日 |
| 14 | | イーハトーブの風景地 狼森 | | 平成17年3月2日 |
| 15 | 県指定 | 天然記念物 | 山岸のカキツバタ群落 | 昭和31年7月25日 |
| 16 | | | 玉山のシダレアカマツ | 昭和49年2月15日 |
| 17 | | | 天狗森の夏氷山風穴 | 昭和49年2月15日 |
| 18 | | | 白沼のモリアオガエル繁殖地 | 昭和31年7月25日 |
| 19 | 盛岡市 | 天然記念物 | 上米内のシダレザクラ | 昭和47年1月12日 |
| 20 | | | 法華寺のヒイラギ | 昭和47年11月22日 |
| 21 | | | 愛宕町のベニシダレ | 昭和47年11月22日 |
| 22 | | | 円光寺の夫婦カツラ | 昭和47年11月22日 |
| 23 | | | 幸郷のケヤキ | 昭和47年11月22日 |
| 24 | | | 大宮神社のモミ | 昭和47年11月22日 |
| 25 | | | 南仙北のケンボナン | 昭和47年11月22日 |
| 26 | | | 夏屋敷のキャラボク | 昭和48年7月20日 |
| 27 | | | 菖蒲田のカヤ | 昭和48年7月20日 |
| 28 | | | 法華寺のモリオカシダレ | 昭和55年4月1日 |
| 29 | | | 本誓寺のホンセイジンダレ | 昭和55年4月1日 |
| 30 | | | 薬師神社のクロビ | 昭和56年7月1日 |
| 31 | 名乗坂のエドヒガン | 平成2年4月1日 | | |
| 32 | 八幡平市 | 天然記念物 | イチョウ(メス) | 昭和50年10月1日 |
| 33 | | | イチョウ(メス) | 昭和50年10月1日 |
| 34 | | | スギ(大双子) | 昭和50年10月1日 |
| 35 | | | スギ(小単) | 昭和50年10月1日 |
| 36 | | | サワラ(大) | 昭和50年10月1日 |
| 37 | | | サワラ(小) | 昭和50年10月1日 |
| 38 | | | サワラ | 昭和50年10月1日 |
| 39 | | | 名勝 | 不動の滝 |
| 40 | 滝沢市 | 天然記念物 | 春子谷地湿原植物群落 | 昭和44年4月26日 |
| 41 | | | 田村神社のスギ・カツラ | 昭和42年3月1日 |
| 42 | | | 角掛神社の五龍のフジ | 昭和53年10月2日 |
| 43 | | | 山神神社のスギ・クリ・ベニイタヤ | 昭和54年4月18日 |
| 44 | | | チョウセンアカシジミ | 昭和62年6月30日 |
| 45 | 雫石町 | 天然記念物 | チョウセンアカシジミ(町内全域) | 平成元年7月21日 |
| 46 | | | 山祇神社の姥杉 | 平成6年7月1日 |
| 47 | | | 多賀神社の姥木 | 平成6年7月1日 |
| 48 | | | 七ツ田の弘法桜 | 平成6年7月1日 |
| 49 | | | 雫石神社の杉 | 平成6年7月1日 |
| 50 | | | 横欠のからかさ松 | 平成17年3月4日 |
| 51 | | | 岩手山神社の夫婦杉 | 平成24年3月1日 |
| 52 | 岩手町 | 天然記念物 | 子抱の一本杉 | 平成27年4月1日 |
| 53 | 紫波町 | 天然記念物 | 御神明のカツラ | 昭和50年3月25日 |
| 54 | | | 大峯のカリン | 昭和50年3月25日 |
| 55 | | | サワラ | 昭和50年3月25日 |
| 56 | | | ナラカシワ | 昭和50年3月25日 |
| 57 | | | ケヤキ群 | 昭和50年3月25日 |
| 58 | | | 志和稲荷の大スギ群 | 昭和50年3月25日 |
| 59 | | | シダレザクラ | 昭和50年3月25日 |
| 60 | | | モウソウダケの群落 | 昭和50年3月25日 |

表 3.2.7-49 名勝、天然記念物の指定状況 (2/2)

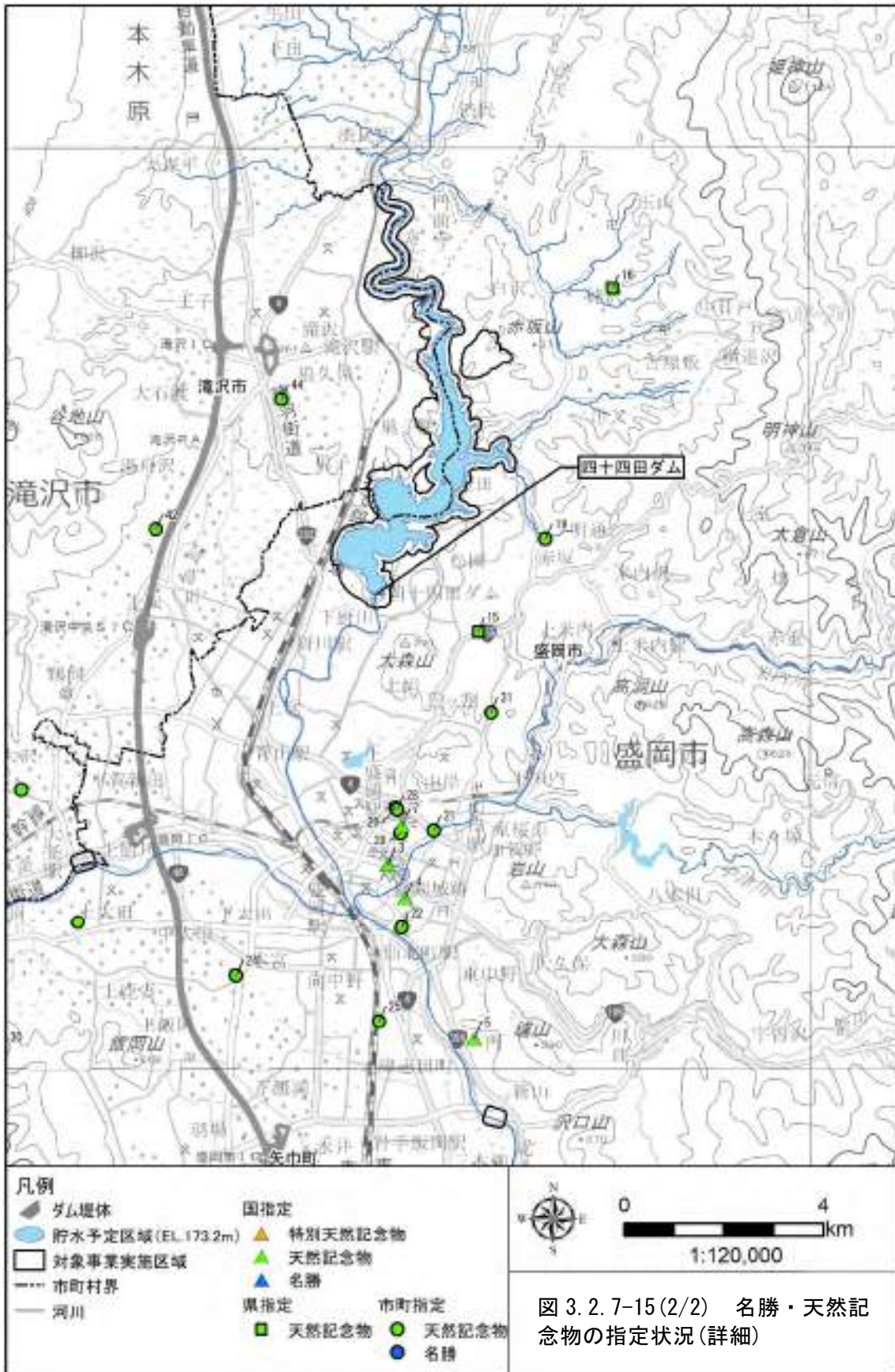
| No. | 指定区分 | 名称 | 指定年月日 | |
|-----|------|-------|----------------|-------------------|
| 61 | 紫波町 | 天然記念物 | シラカシ | 昭和 50 年 3 月 25 日 |
| 62 | | | 南面のサクラ・ヒガンザクラ群 | 昭和 50 年 3 月 25 日 |
| 63 | | | ケヤキ | 昭和 54 年 11 月 19 日 |
| 64 | | | アサダ | 昭和 54 年 11 月 19 日 |
| 65 | | | カシワ | 昭和 54 年 11 月 19 日 |
| 66 | | | ツバキ | 昭和 57 年 5 月 7 日 |
| 67 | | | シダレアカマツ | 昭和 57 年 5 月 7 日 |
| 68 | | | スギ群 | 昭和 57 年 5 月 7 日 |
| 69 | 矢巾町 | 天然記念物 | 森のトチの木 | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 70 | | | 本浄寺のスギ | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 71 | | | 白沢のハコネウツギ | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 72 | | | 白沢のイチイ | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 73 | | | 和味のイチイ | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 74 | | | 和山のハコネウツギ | 昭和 54 年 9 月 17 日 |
| 75 | | | 小白沢のヤマグワ群 | 平成 8 年 8 月 1 日 |

注)1. No. 1 は岩手県、No. 45 は雫石町全域が対象のため図示しない。

- 資料)1. 国指定文化財等データベース(文化庁 <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)
 2. 国土数値情報 都道府県指定文化財(平成 26 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 3. 岩手県文化財保存活用大綱(令和 3 年 3 月)(岩手県)
 4. 盛岡市の文化財(盛岡市
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/kankou/1037106/rekishu/1009335/index.html>)
 5. 八幡平市の文化財(八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/bunkazai/index.html>)
 6. 滝沢市の指定文化財(滝沢市
https://www.city.takizawa.iwate.jp/data/takizawa_gaiyou/bunka/bunkazai.html)
 7. 文化財とは～雫石の指定文化財紹介～(雫石町
<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2016011300013/>)
 8. 岩手町の指定文化財(岩手町 <http://town.iwate.iwate.jp/town/towninfo/shiteibunkazai/>)
 9. 紫波町の指定文化財(紫波町 <https://www.town.shiwa.iwate.jp/kanko/bunkazai/2974.html>)
 10. 指定文化財一覧(矢巾町 <https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016021600011/>)
 をもとに作成



注) 1. 図中の番号は表 3. 2. 7-49 のNo.と対応する。
資料) 1. 表 3. 2. 7-49 に示す。



注) 1. 図中の番号は表 3.2.7-49 のNo.と対応する。
資料) 1. 表 3.2.7-49 に示す。

(20) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

社会的状況の調査範囲における都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正：令和3年法律第31号)に基づく風致地区の指定状況を表3.2.7-50及び図3.2.7-16に示す。

社会的状況の調査範囲には、高松風致地区及び山王風致地区の2件が指定されている。

対象事業実施区域及びその周辺では、風致地区に指定されている区域はない。

表 3.2.7-50 風致地区の状況

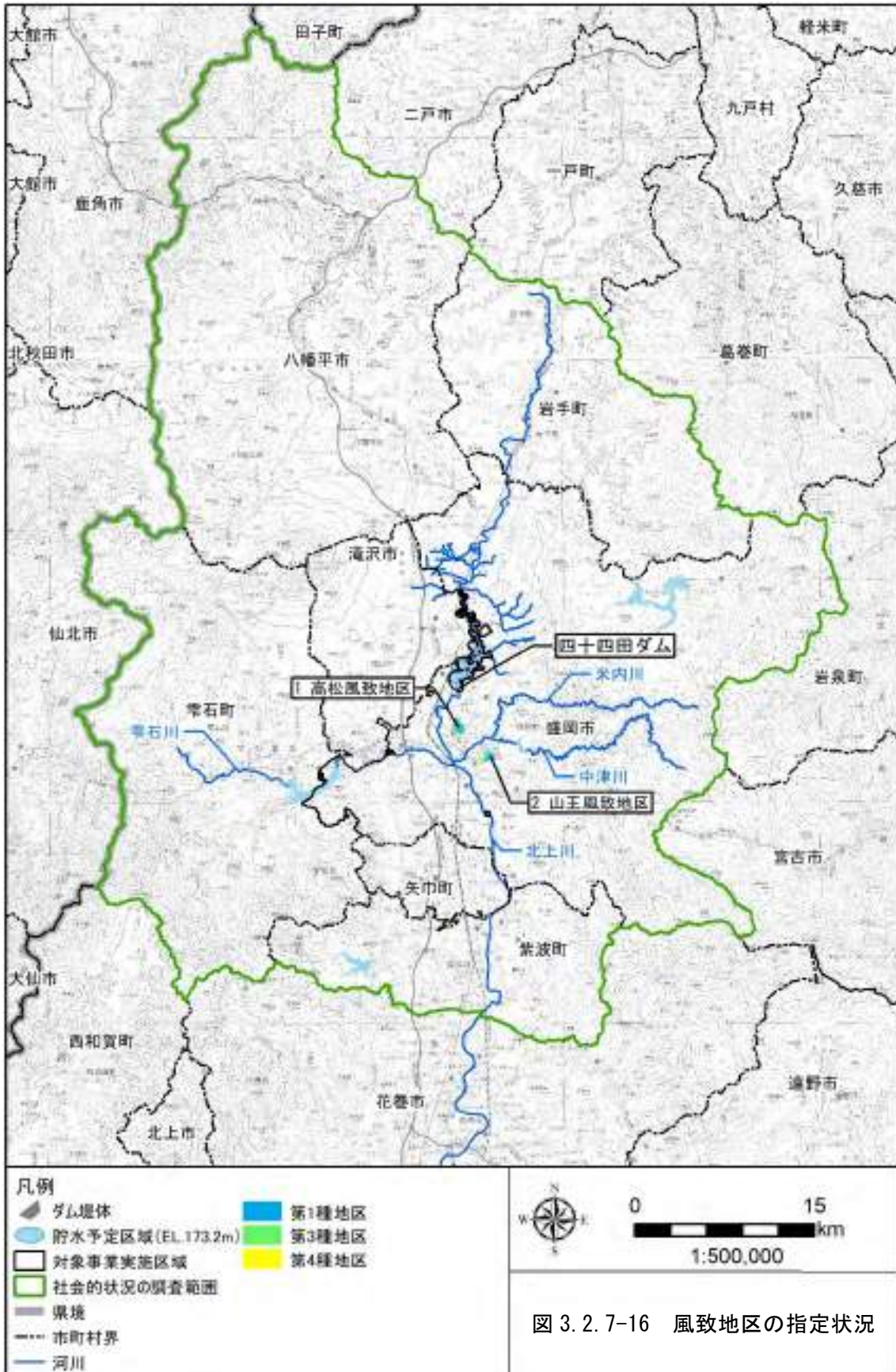
| No. | 名称 | 種別 | 所在 | 面積(ha) |
|-----|--------|-------|---|--------|
| 1 | 高松風致地区 | 第1種地区 | 盛岡市三ツ割字金比羅前並びに上田字狐森及び字毛無森の全部並びに北山二丁目、高松一丁目、高松三丁目、上田堤一丁目、上田堤二丁目、三ツ割二丁目並びに上田字庚申窪、字上堤頭、字堤頭、字稻荷窪及び字北山の各一部 | 106.08 |
| | | 第3種地区 | 盛岡市高松一丁目、高松三丁目、緑が丘一丁目及び上田堤一丁目の各一部 | |
| | | 第4種地区 | 盛岡市北山二丁目、高松一丁目、高松三丁目、緑が丘一丁目、上田堤二丁目及び三ツ割二丁目の各一部 | |
| 2 | 山王風致地区 | 第1種地区 | 盛岡市新庄字不動の全部並びに八幡町、東中野町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目、新庄字新田、字中鼻、字瀬戸及び字岩山、加賀野字オノ神、東中野字里東頭寺並びに川目第19地割の各一部 | 105.05 |
| | | 第3種地区 | 盛岡市東中野町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目並びに新庄字中鼻及び字瀬戸の各一部 | |
| | | 第4種地区 | 盛岡市八幡町、山王町及び小杉山の各一部 | |

資料)1. 風致地区について(盛岡市

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/shisei/machi/midori/fuuchi/1010557.html>)

2. もりおか便利マップ(盛岡市 <https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)

をもとに作成



注)1. 図中の番号は表 3. 2. 7-50 のNo.と対応する。

(21) その他の法律による区域等の指定状況

社会的状況の調査範囲における森林法(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年法律第 41 号)に基づく保安林、砂防法(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年法律第 76 号)に基づく砂防指定地、鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号、最終改正：令和 4 年法律第 46 号)に基づく鉱区禁止地域、温泉法(昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号)に基づく温泉地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年法律第 82 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号)に基づく地すべり防止区域、景観法(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年法律第 23 号)に基づく景観計画区域の指定状況、盛岡市水道水源保護条例(平成 14 年条例第 19 号、最終改正：平成 30 年条例第 36 号)及び滝沢市水道水源保護条例(平成 22 年条例第 15 号、最終改正：平成 26 年条例第 36 号)に基づく水道水源保護地域を表 3.2.7-51～表 3.2.7-54、図 3.2.7-17～図 3.2.7-24 に示す。

表 3.2.7-51 保安林、砂防指定地、鉱区禁止地域、温泉地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、景観計画区域、水道水源特定保全地域及び水資源保全地域の指定状況

| 地域指定 | 根拠法令 | 指定状況 |
|------------|--|--|
| 保安林 | 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) | 社会的状況の調査範囲及び対象事業実施区域内の一部が保安林に指定されている。(表 3.2.7-52 及び図 3.2.7-17 参照) |
| 砂防指定地 | 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) | 社会的状況の調査範囲の一部が砂防指定地に指定されている。対象事業実施区域内は砂防指定地に指定されていない。(図 3.2.7-18 参照) |
| 鉱区禁止地域 | 鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号) | 社会的状況の調査範囲において、四十四田ダム、御所ダム、綱取ダム、入畑ダムが鉱区禁止地域に指定されている。対象事業実施区域内は四十四田ダムが鉱区禁止地域に指定されている。(表 3.2.7-53 及び図 3.2.7-19 参照) |
| 温泉地 | 温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) | 社会的状況の調査範囲において、盛岡市に 4 箇所、八幡平市に 11 箇所、雫石町に 10 箇所、岩手町に 1 箇所、紫波町に 1 箇所、矢巾町に 2 箇所の温泉地が分布している。対象事業実施区域及びその周辺には、温泉地は分布していない。(表 3.2.7-54 及び図 3.2.7-20 参照) |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) | 社会的状況の調査範囲の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。対象事業実施区域内は急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。(図 3.2.7-21 参照) |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) | 社会的状況の調査範囲の一部が地すべり防止区域に指定されている。対象事業実施区域内は地すべり防止区域に指定されていない。(図 3.2.7-22 参照) |
| 景観計画区域 | 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) | 社会的状況の調査範囲は景観計画区域に指定されている。対象事業実施区域内は岩手県景観計画の景観計画区域及び重点地域並びに盛岡市景観計画の景観形成地域及び景観形成重点地域に指定されている。(図 3.2.7-23 参照) |
| 水道水源保護区域 | 盛岡市水道水源保護条例 (平成 14 年条例第 19 号) 滝沢市水道水源保護条例 (平成 22 年条例第 15 号) | 社会的状況の調査範囲の一部が水道水源保護区域に指定されている。対象事業実施区域内は材料採取予定地の一部が水道水源保護区域に指定されている。(図 3.2.7-24 参照) |

- 資料) 1. 北上川上流地域森林計画書(岩手県 令和 2 年)
 2. 北上川中流地域森林計画書(岩手県 平成 29 年)
 3. 馬淵川上流地域森林計画書(岩手県 平成 30 年)
 4. 国土数値情報 森林地域(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 5. 国土数値情報 国有林野(平成 30 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 6. いわてデジタルマップ(岩手県 <https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>)
 7. 公害等調整委員会年次報告書(公害紛争処理白書)(令和 2 年度)(総務省 <https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/nenji/main.html>)
 8. いわての旅(公益財団法人岩手県観光協会 <https://iwatetabi.jp/>)
 9. 国民保養温泉地(環境省 <https://www.env.go.jp/nature/onsen/area/index.html>)
 10. 国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域(令和 2 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 11. 国土数値情報 地すべり防止区域(令和 2 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 12. 岩手県景観計画について(岩手県 <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/machizukuri/1010110/1010118.html>)
 13. 盛岡市景観計画(盛岡市 <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/toshikeikan/1010226/index.html>)
 14. 国土数値情報 景観計画区域(平成 26 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 15. 水道水源保護区域図(盛岡市上下水道局 https://www.morioka-water.jp/about/sui_jore_kuiki.html)
 16. 水道水源保護条例(滝沢市 https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kurashi/suidou/hogoyourei.html)
 17. 水道水源保護区域図(盛岡市上下水道局)
 18. 滝沢市水道水源保護区域図(滝沢市水道局)をもとに作成

表 3.2.7-52 保安林の市町別、種類別面積

単位:ha

| 森林計画区 | 市町名 | 総数 | 水源かん養保安林 | 土砂流出防備保安林 | 土砂崩壊防備保安林 | 防風保安林 | 水害防備保安林 | 干害防備保安林 | なだれ防止保安林 | 保健保安林 | 風致保安林 |
|-------|------|-----------|----------------------|----------------------|------------------|----------------|---------|------------------|------------------|--------------------|----------------|
| 北上川上流 | 盛岡市 | 12,598.99 | 9,157.44 (123.82) | 2,951.56 (136.83) | 114.91 | 11.47 | — | 11.23 | 25.49 | 326.89 (239.95) | — |
| | 滝沢市 | 774.77 | 599.18 | 71.36 (0.33) | 5.18 | 8.96 (0.33) | 0.33 | 44.88 (44.88) | — | 44.88 (44.88) | — |
| | 雫石町 | 6,740.68 | 3,596.49 | 2,935.30 | 67.51 | — | 4.08 | 68.65 (68.65) | — | 68.65 (68.65) | — |
| | 岩手町 | 6,923.96 | 4,983.32 (3.59) | 1,708.66 | 201.97 (3.59) | 30.01 | — | — | — | — | — |
| | 紫波町 | 515.23 | 412.14 | 85.65 | 3.87 | 2.49 | — | 5.54 (5.54) | — | 5.54 (5.54) | — |
| | 矢巾町 | 19.3 | — | 19.3 | — | — | — | — | — | — | — |
| 馬淵川上流 | 八幡平市 | 4,948.04 | 4,337.97 (123.16) | 260.8 (55.27) | 28.1 | 89.15 | — | 19.57 | 124.55 (5.31) | 79.35 (78.55) | 8.55 (5.35) |

注)1.()は兼種保安林(複数の保安林を重複して指定している保安林)の面積である。

資料)1.北上川上流地域森林計画書(岩手県 令和2年)

2.馬淵川上流地域森林計画書(岩手県 平成30年)をもとに作成

表 3. 2. 7-53 鉱区禁止地域の指定状況

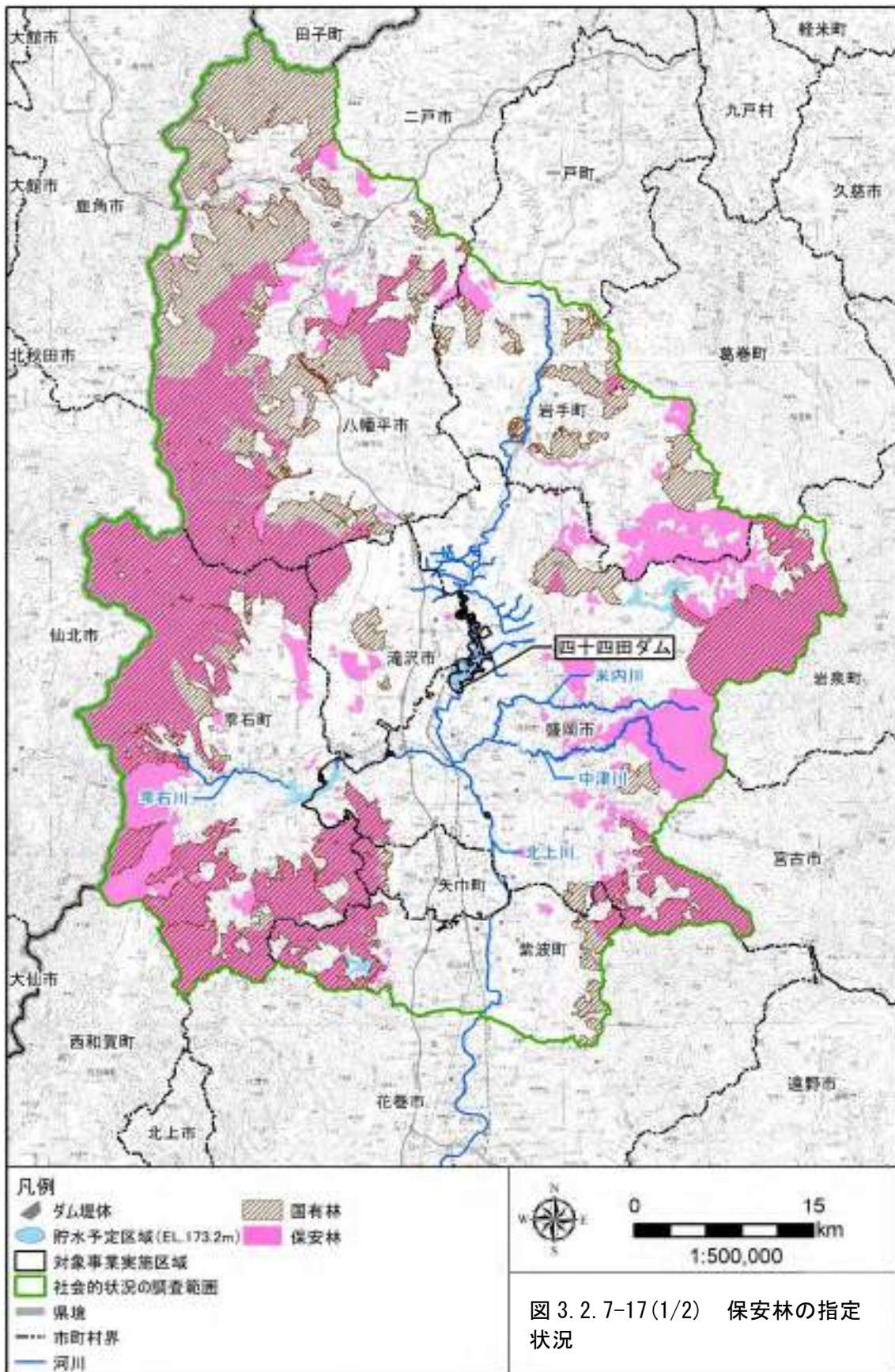
| No. | 指定地域名 | 市町名 | 指定告示 年 月 日 | 指定面積 (ha) | 指定鉱物名 |
|-----|--------|------------|------------------|--------------|-------------------|
| 1 | 四十四田ダム | 盛岡市 | 昭和 39. 11. 19 | 674 | 鉱業放第 3 条に規定する鉱物全部 |
| 2 | 御所ダム | 盛岡市 雫石町 | 昭和 46. 10. 28 | 1, 200 | |
| 3 | 網取ダム | 盛岡市 | 昭和 50. 2. 3 | 526 | |

資料) 1 令和 2 年度公害等調整委員会年次報告書(参考資料)(総務省
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/main.html>)をもとに作成

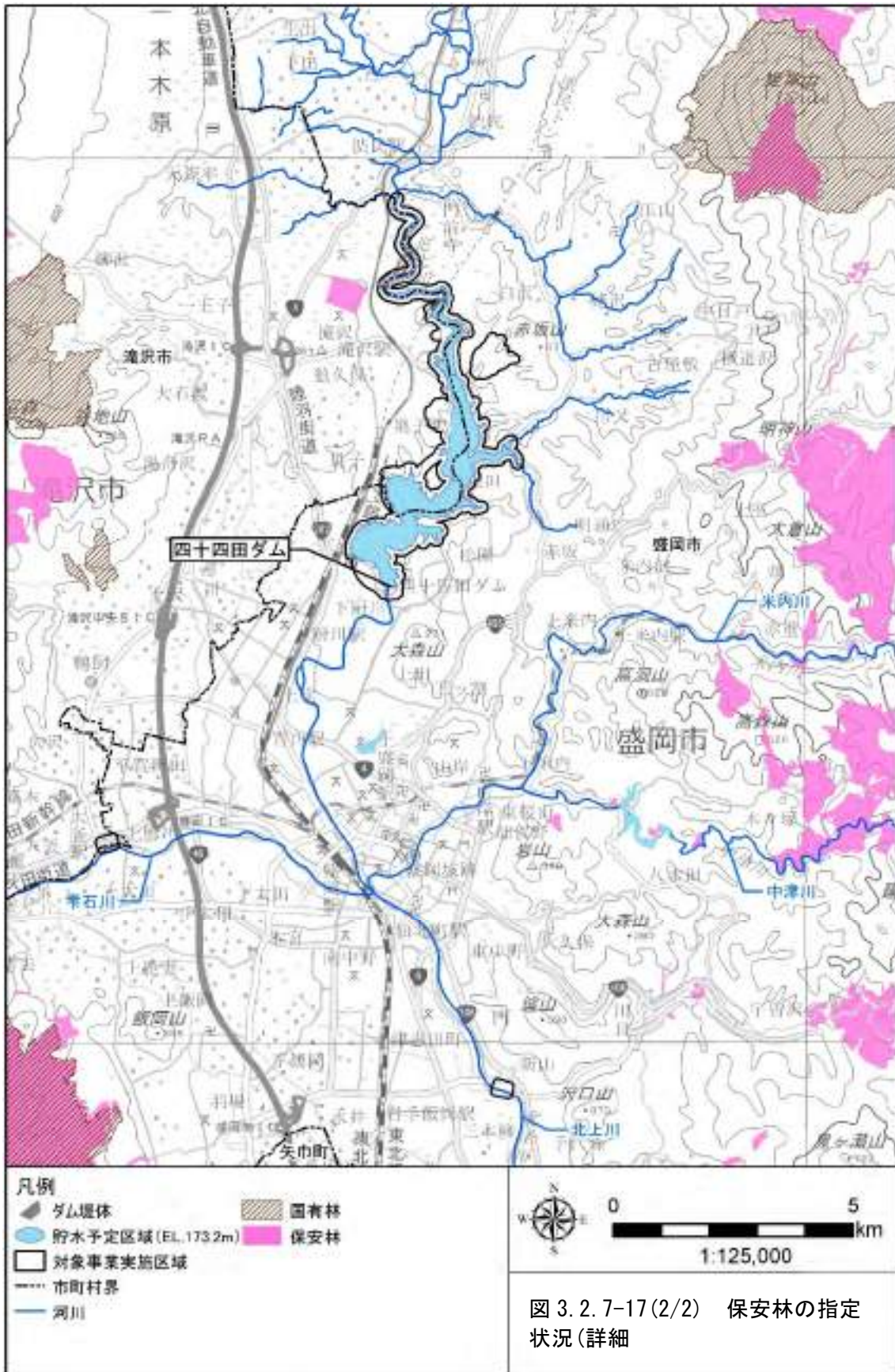
表 3. 2. 7-54 温泉地の指定状況

| No. | 市町名 | 源泉名 | 泉質名 |
|-----|------|----------|----------------------------------|
| 1 | 盛岡市 | つなぎ温泉 | 硫黄温泉(低張性アルカリ高温泉) |
| 2 | | 喜盛の湯 | アルカリ性単純放射能泉(低張性アルカリ性温泉) |
| 3 | | 盛南温泉 | アルカリ性単純温泉(低張性アルカリ性温泉) |
| 4 | | 姫神温泉 | 単純温泉(低張性弱アルカリ温泉) |
| 5 | 雫石町 | 鶯宿温泉 | アルカリ性単純温泉 |
| 6 | | 滝ノ上温泉 | 単純硫黄泉 |
| 7 | | 国見温泉 | 含硫黄-ナトリウム・炭酸水素塩泉 |
| 8 | | 網張温泉 | 単純硫黄泉 |
| 9 | | 玄武温泉 | ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉 |
| 10 | | 雫石高倉温泉 | ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉 |
| 11 | | 御所湖温泉 | ナトリウム炭酸水素塩泉 |
| 12 | | 南網張ありね温泉 | ナトリウム-炭酸水素塩化物・硫酸塩泉(低張性弱アルカリ性高温泉) |
| 13 | | 橋場温泉 | アルカリ性単純温泉 |
| 14 | | 岩手高原温泉 | アルカリ性単純温泉 |
| 15 | 八幡平市 | 新安比温泉 | 含硫黄・鉄(II, III)・二酸化炭素-ナトリウム-塩化物温泉 |
| 16 | | 綿帽子温泉 | ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉 |
| 17 | | 安比温泉 | 低張性弱アルカリ性泉 |
| 18 | | 安比豊畑温泉 | ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉 |
| 19 | | モルデンの湯 | ナトリウム炭酸水素塩泉 |
| 20 | | 松川温泉 | 単純硫化水素泉 |
| 21 | | 藤七温泉 | 単純硫化水素泉 |
| 22 | | 八幡平温泉郷 | 単純硫化水素泉 |
| 23 | | 焼走りの湯 | ナトリウム・カルシウム-硝酸塩・塩化物泉 |
| 24 | | 岩手山焼走り温泉 | 弱アルカリ単純温泉 |
| 25 | | 八幡平南温泉 | ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物・硫酸塩泉 |
| 26 | 岩手町 | 黒石温泉 | ナトリウム塩化物泉 |
| 27 | 矢巾町 | 矢巾温泉 | 単純温泉(低張性弱アルカリ性低温泉) |
| 28 | | 不動温泉 | 単純温泉(低張性弱アルカリ性低温泉) |
| 29 | 紫波町 | あづまね温泉 | アルカリ性単純温泉 |

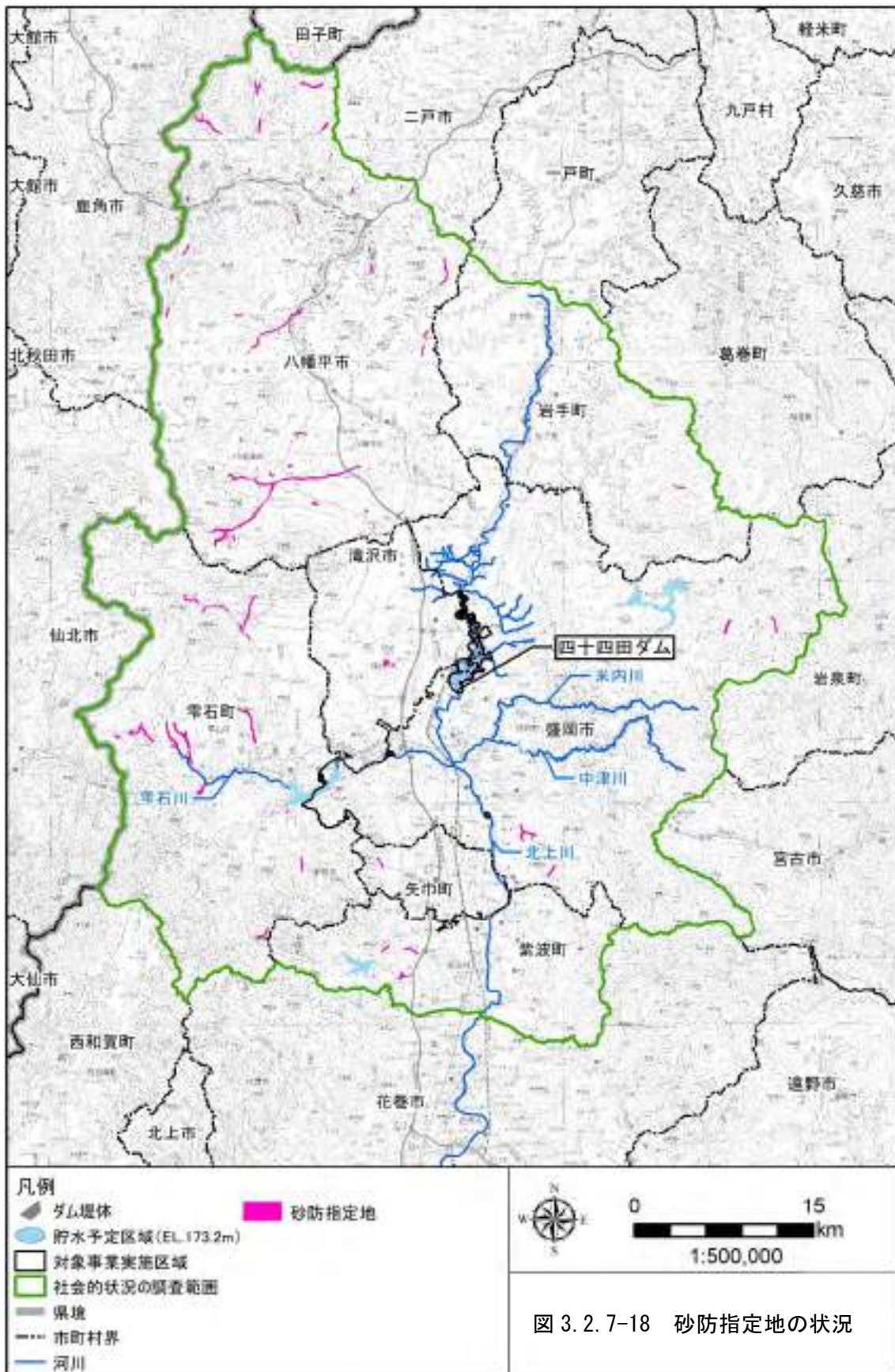
資料) 1. いわたの旅(公益財団法人岩手県観光協会 <https://iwatetabi.jp/>)
 2. 国民保養温泉地(環境省 <https://www.env.go.jp/nature/onsen/area/index.html>)
 をもとに作成



資料)1. 国土数値情報 森林地域(平成27年)
(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料)1. 国土数値情報 森林地域(平成 27 年)
(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料)1. いわてデジタルマップ(岩手県
<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate>)をもとに作成

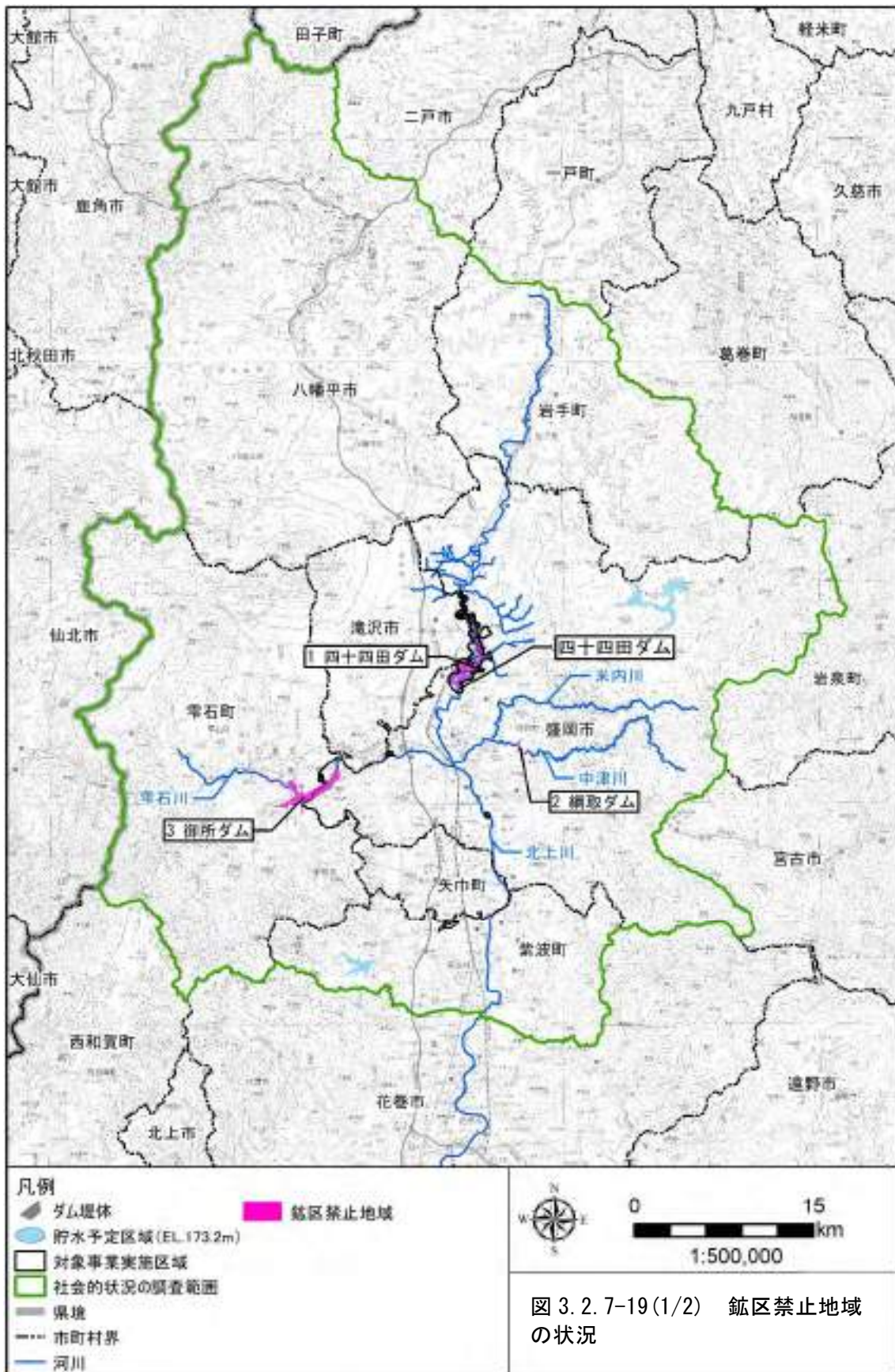
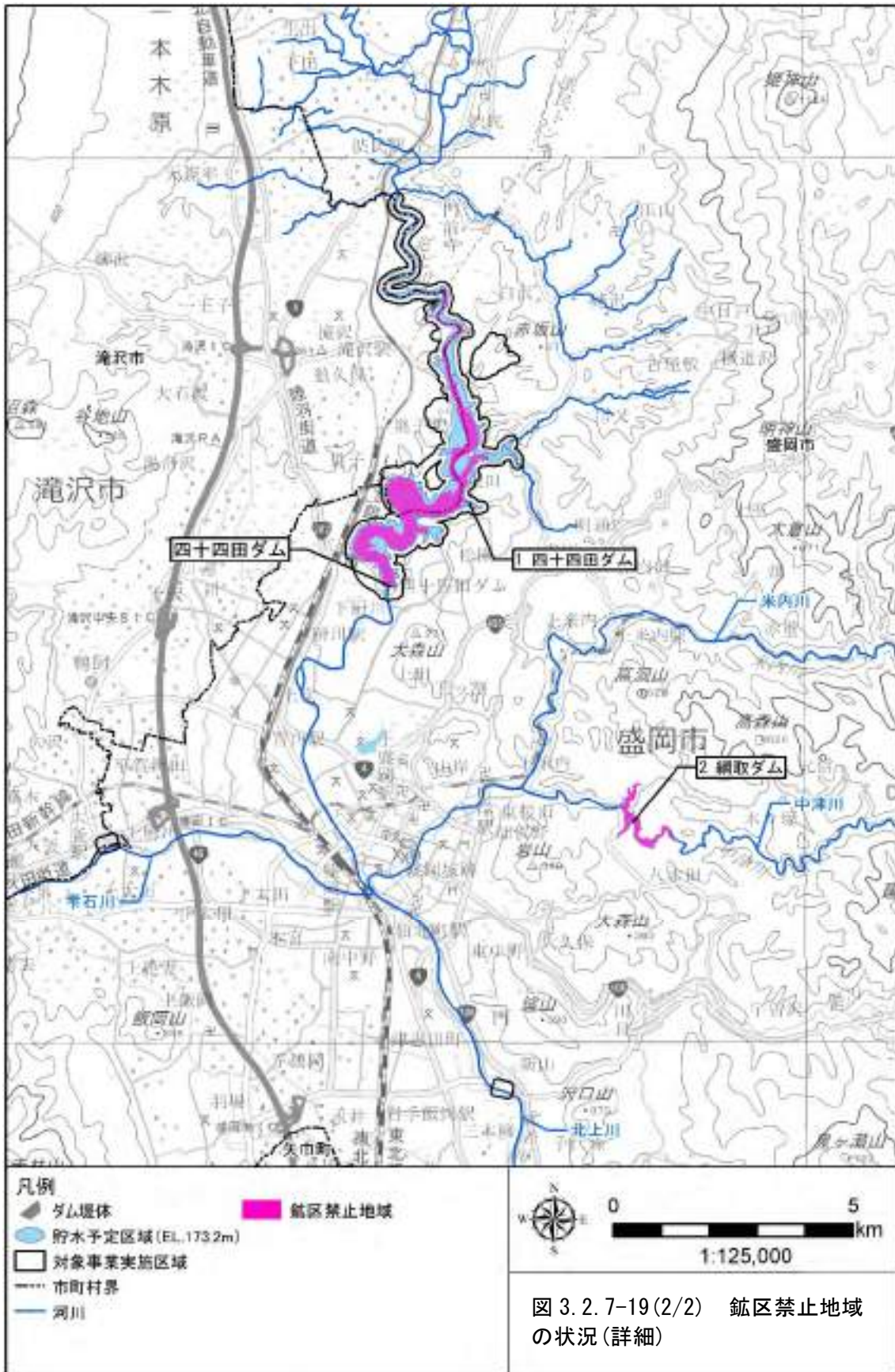
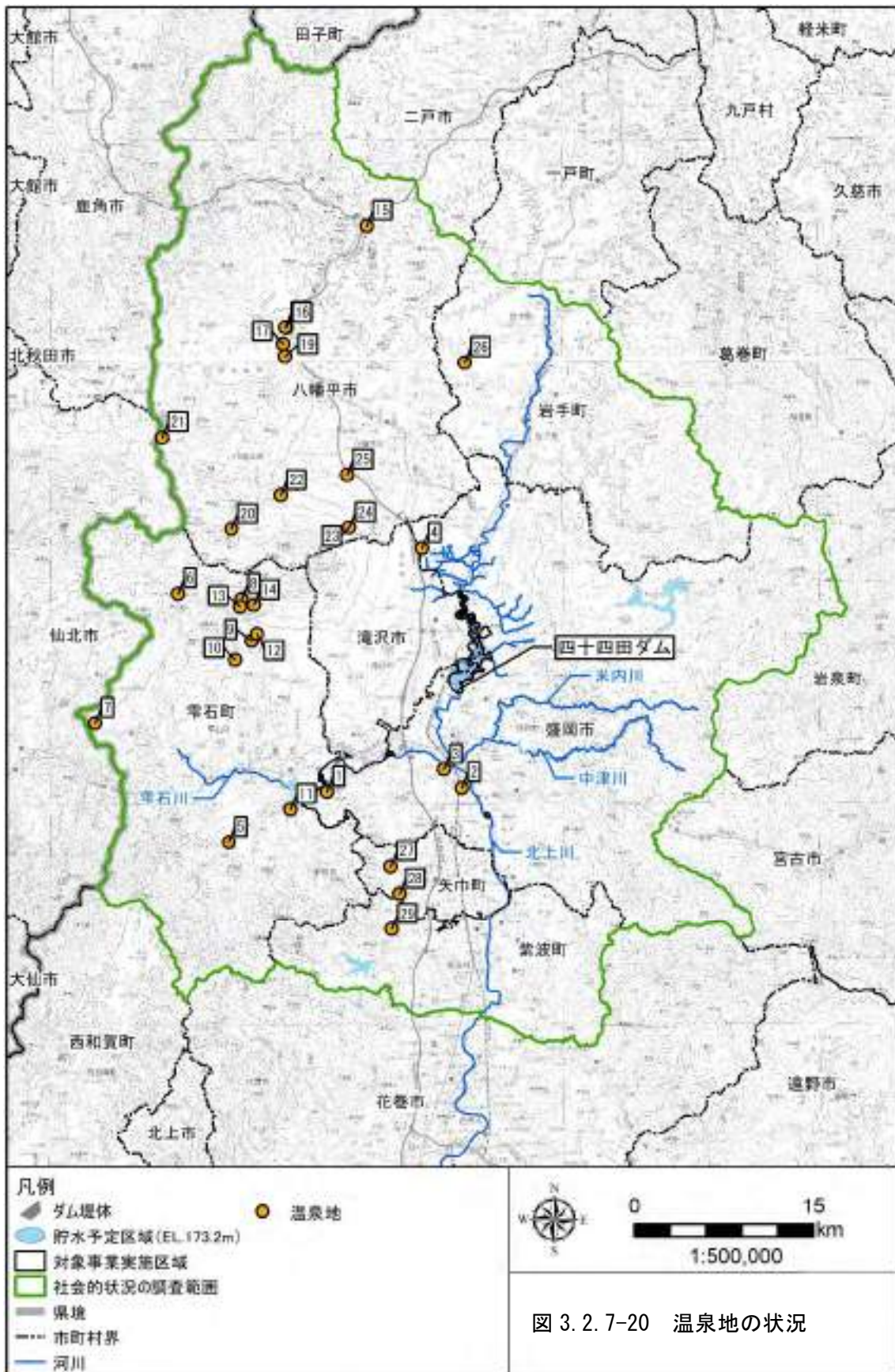


図 3. 2. 7-19 (1/2) 鉍区禁止地域の状況

注) 1. 図中の番号は表 3. 2. 7-53 のNo.と対応する。



注)1. 図中の番号は表 3.2.7-53 のNo.と対応する。



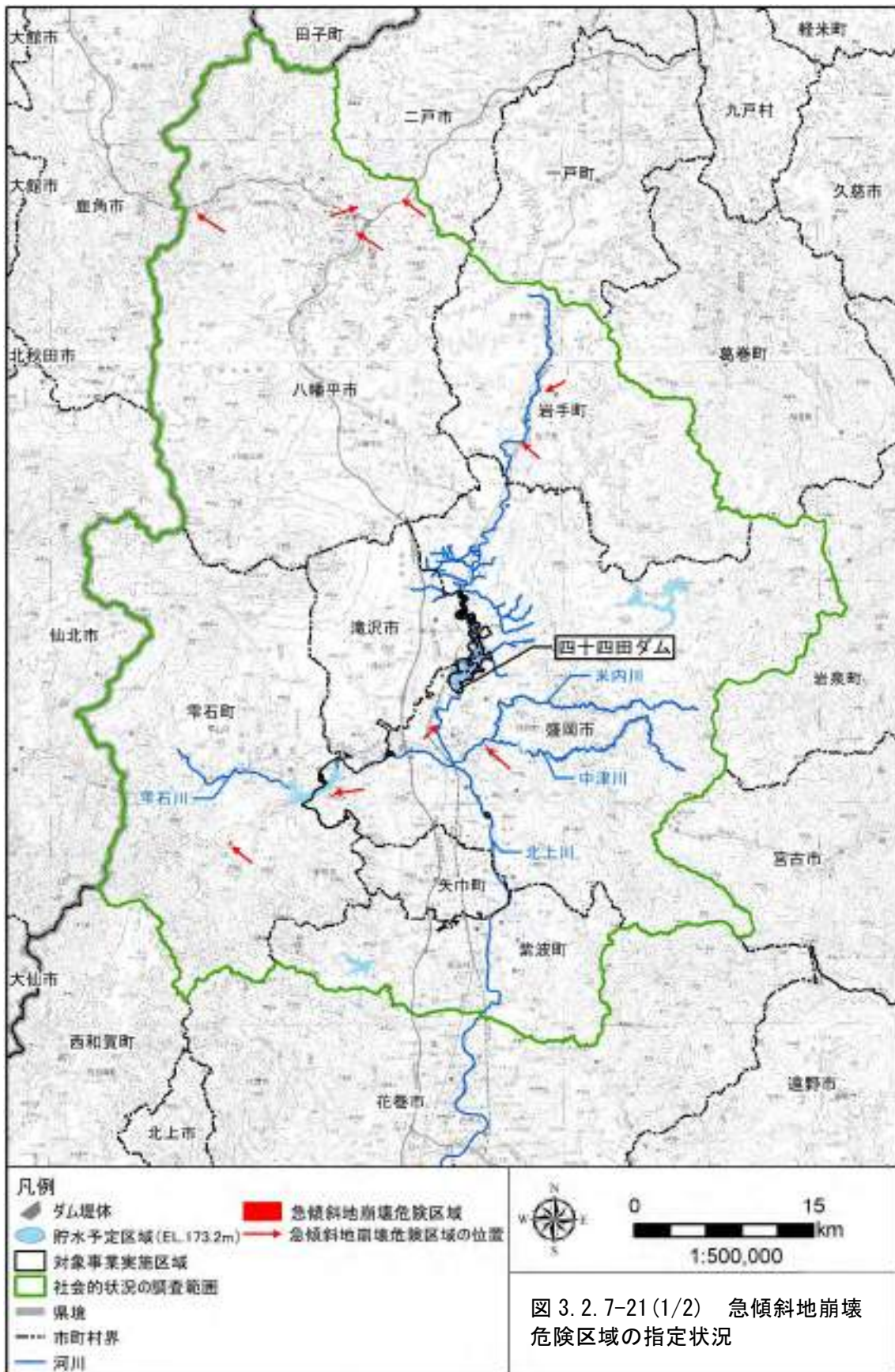
注)1. 図中の番号は表 3. 2. 7-54 のNo.と対応する。

資料)1. いわたの旅(公益財団法人岩手県観光協会

<https://iwatetabi.jp/>)

2. 国民保養温泉地(環境省

<https://www.env.go.jp/nature/onsen/area/index.html>)をもとに作成



資料) 1. 国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域 (令和 2 年)
 (国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成

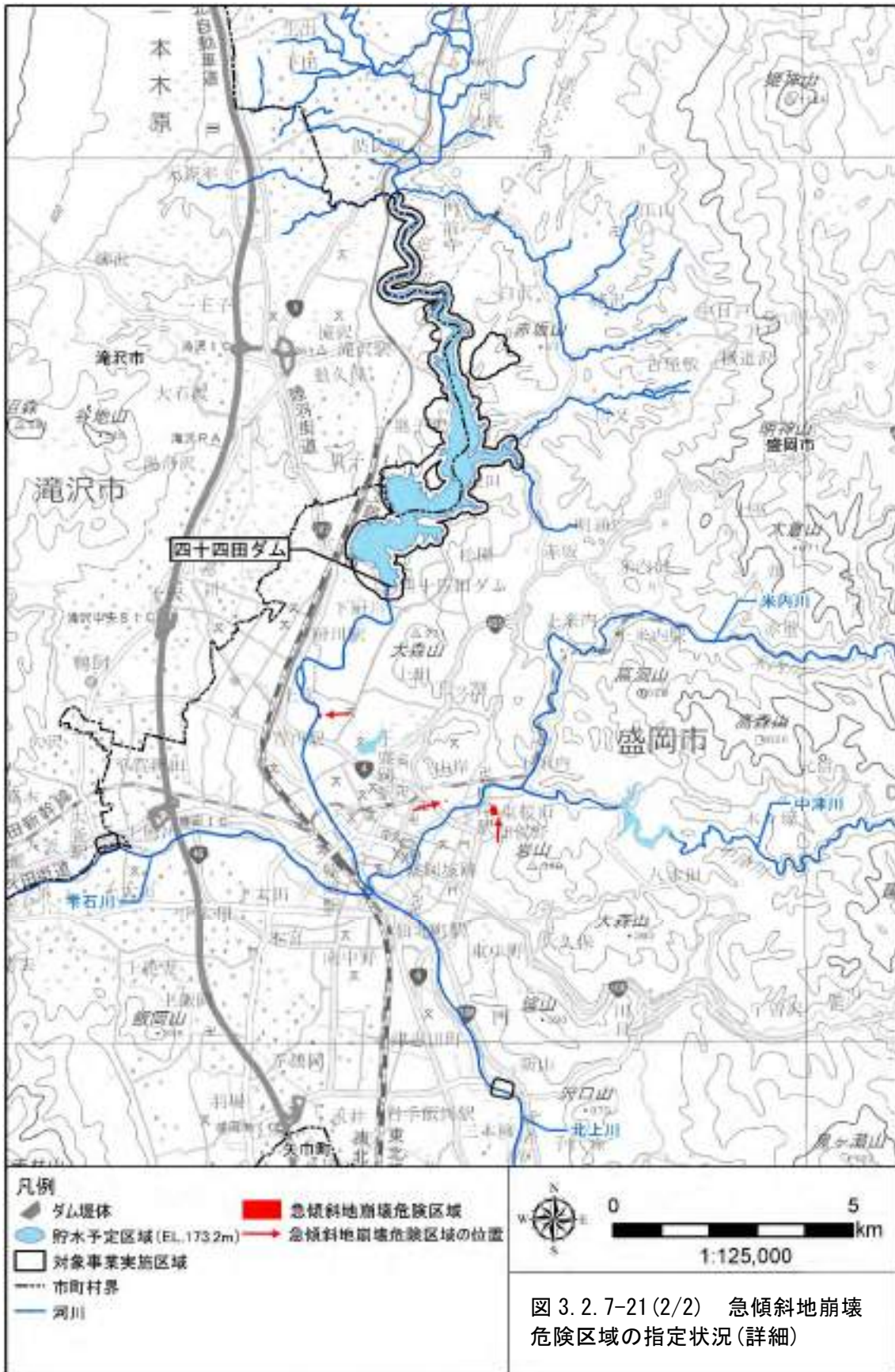
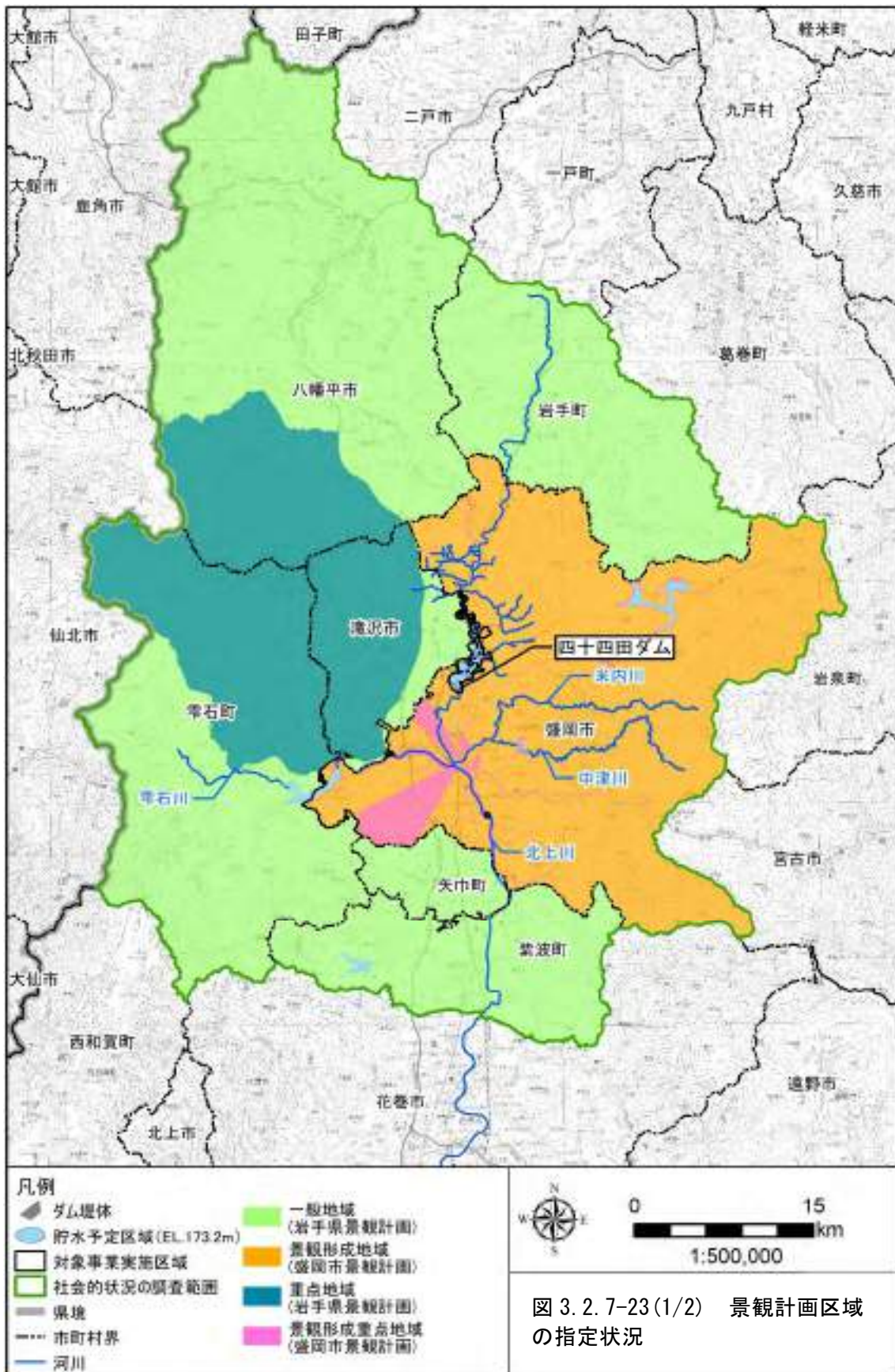


図 3. 2. 7-21 (2/2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況 (詳細)

資料) 1. 国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域 (令和 2 年)
 (国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) をもとに作成



資料) 1. 岩手県景観計画(岩手県 平成 30 年)
 2. 盛岡市景観計画(盛岡市 平成 30 年)をもとに作成

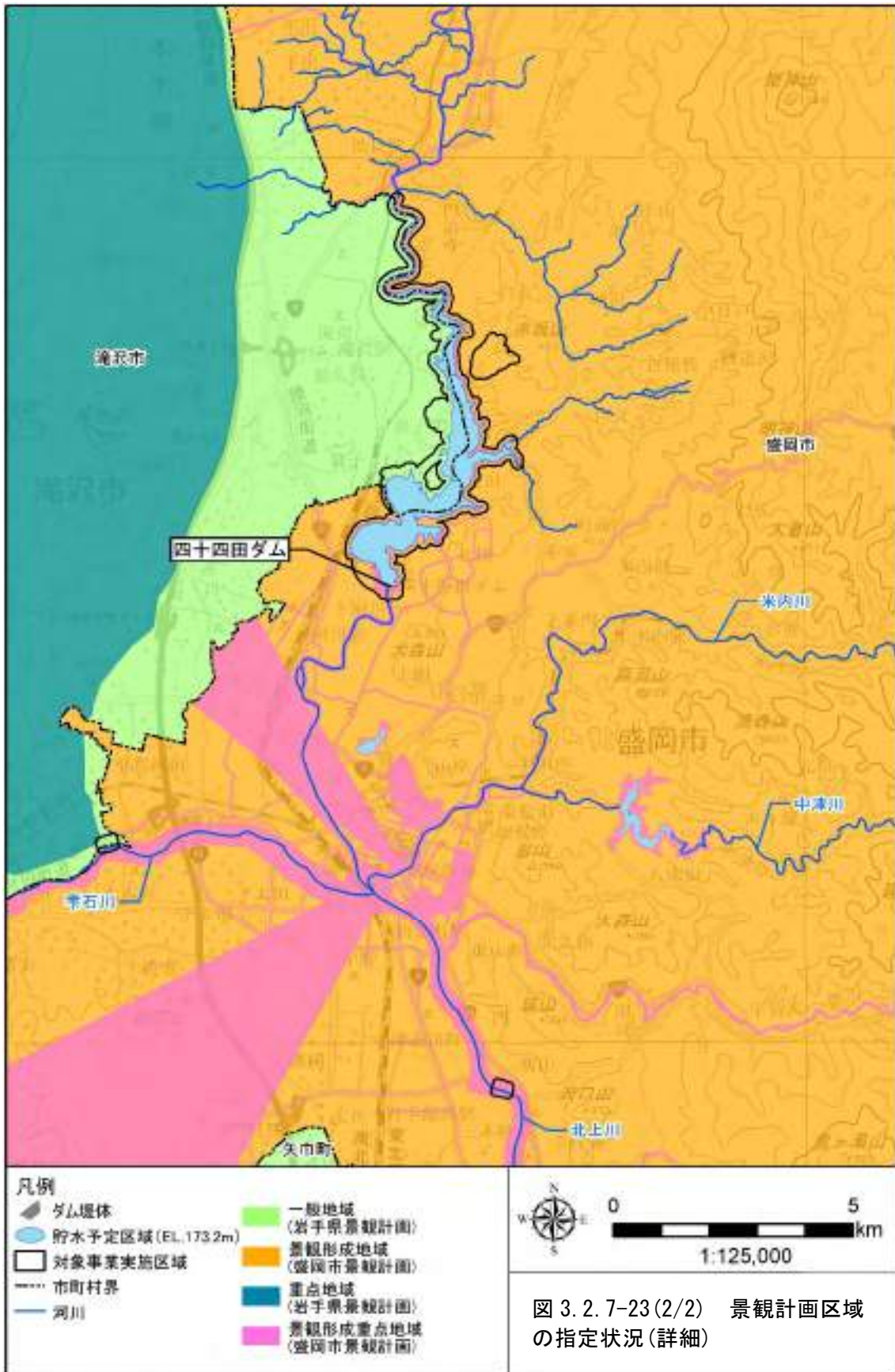
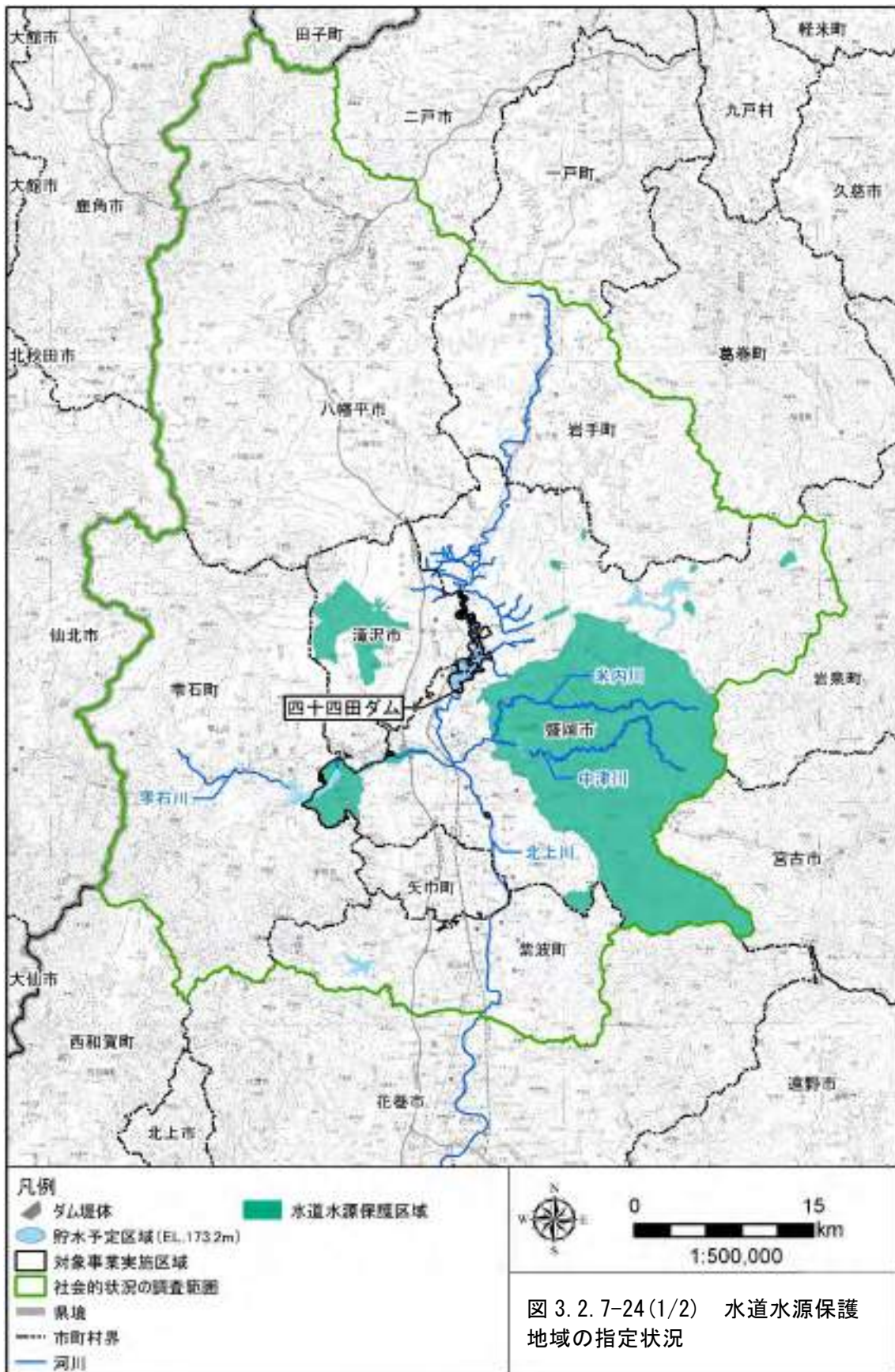
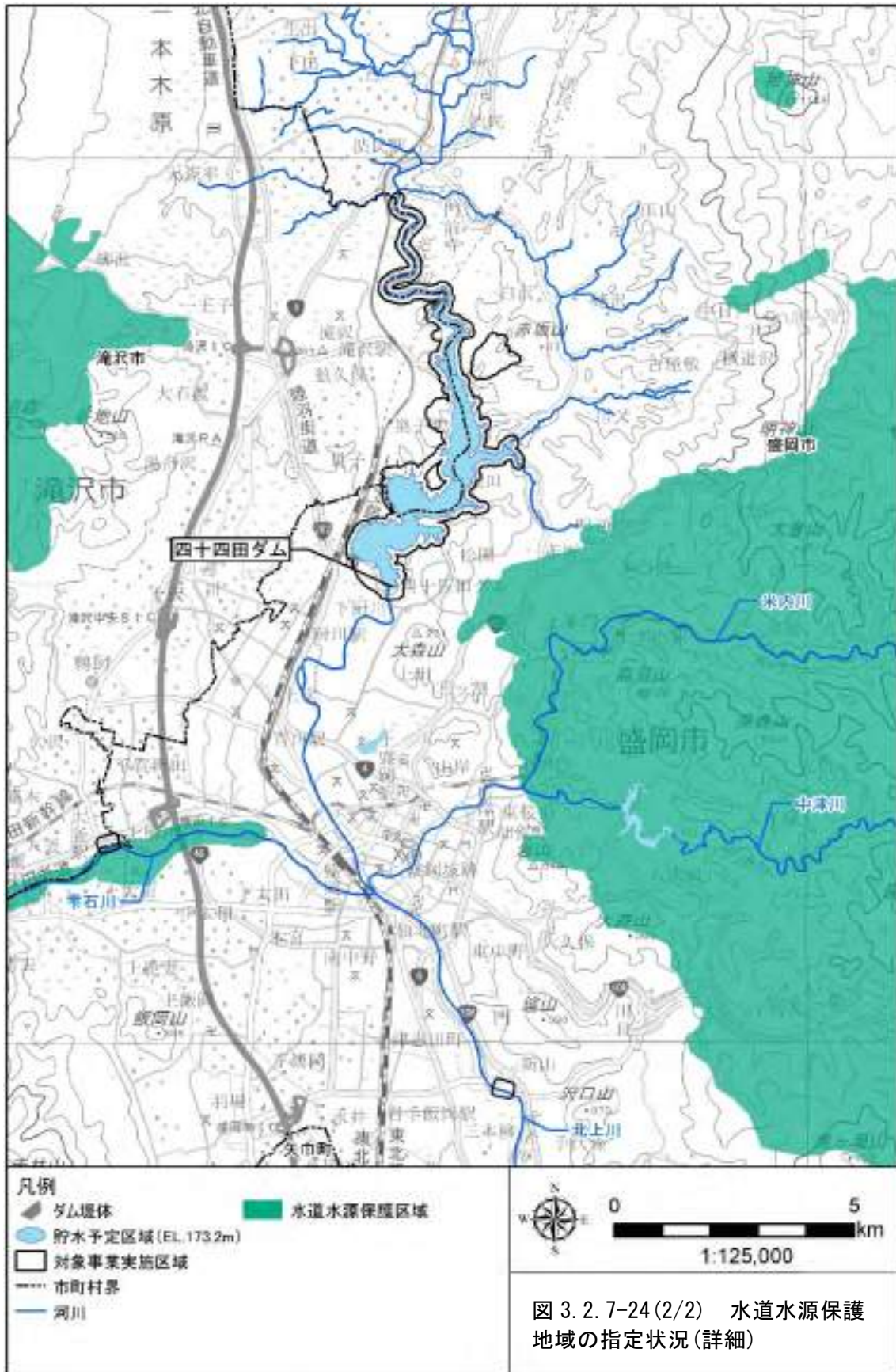


図 3.2.7-23(2/2) 景観計画区域の指定状況(詳細)

資料)1. 岩手県景観計画(岩手県 平成 30 年)
2. 盛岡市景観計画(盛岡市 平成 30 年)をもとに作成



資料) 1. 水道水源保護区域図(盛岡市上下水道局)
 2. 水道水源保護区域図(玉山地域)(盛岡市上下水道局)
 3. 滝沢市水道水源保護条例(滝沢市 <https://www.city.takizawa.iwate.jp/hogojyurei>)もとに作成



- 資料) 1. 水道水源保護区域図(盛岡市上下水道局)
 2. 水道水源保護区域図(玉山地域)(盛岡市上下水道局)
 3. 滝沢市水道水源保護条例(滝沢市 <https://www.city.takizawa.iwate.jp/hogojyourei>) もとに作成

3.2.8 その他の事項

(1) 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布状況

対象事業実施区域から 50km の範囲における岩手県内の産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設を図 3.2.8-1 に示す。各施設の一覧は表 3.2.8-1 に示すとおりである。

表 3.2.8-1 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の状況(1/3)

| No. | 区分 | 処理業者名 | 施設所在地 | 取扱い廃棄物の種類 | | |
|-----|------------------|-------------------------|---|-----------|-----|------|
| | | | | 汚泥 | 木くず | がれき類 |
| 1 | 最終 | (株)長内水源工業 | 滝沢市上中村 1-4 他 4 筆 | | | ○ |
| 2 | | (有)クリーンもりおか | 滝沢市砂込 889-1 | | | ○ |
| 3 | | (株)東北ターボ工業 | 矢巾町広宮沢 1-2-113 | ○ | | ○ |
| 4 | | 丸高商事(株) | 雫石町大字西安庭第 51 地割字上九十九沢 1 番 11 | | | ○ |
| 5 | | (株)伊藤組 | 花巻市幸田 8-407-1 | | | ○ |
| 6 | | (有)長谷川重機 | 北上市湯沢 3-16-1、17-1、22-72、22-73、22-74、22-75、22-76、22-77、22-78、22-79、22-84 | | | ○ |
| 7 | | (株)マルサ | 北上市成田 26-83-8、26-83-12、83-15、飯豊 25-135-2 | | | ○ |
| 8 | | 東北ポール(株) | 北上市湯沢 3-32 | | | ○ |
| 9 | | (株)佐藤興産 | 盛岡市大ヶ生 8 地割 1-1 | | | ○ |
| 10 | | 樋下建設(株) | 盛岡市川目第 2 地割 1-3 | | | ○ |
| 11 | | 藤村 彰 | 盛岡市手代森 106-43、106-44 | | | ○ |
| 12 | | (有)古川重機 | 盛岡市下田字古河川原 67-1 | | | ○ |
| 13 | 中間 | (株)アイヴィック | 盛岡市永井 1 地割 11 番 2、12 番 1、13 番 1、139 番、26 番 7 | | | |
| 14 | | 農事組合法人アグリサポートあしろ | 八幡平市字小柳田 283 番 5、283 番 15、508 番 | | | |
| 15 | | (有)芦名商会 | 矢巾町大字藤沢第 10 地割字大下田 183-2 | | | |
| 16 | | (有)阿部建設 | 滝沢市鶉飼姥屋敷 106-18、106-69 | | ○ | ○ |
| 17 | | 岩井建設(株) | 雫石町大字御明神第 14 地割字籬野 405、406-1 | | | ○ |
| 18 | | 岩手グリーンアスコン(株) | 紫波町桜町字三本木 53-1 | | | ○ |
| 19 | | (有)遠藤砂利 | 葛巻町江刈第 21 地割字川向 9 | | | ○ |
| 20 | | (有)開運興業 | 紫波町江柄字大地田 10-1、10-2、11-1、11-2 | | | |
| 21 | | (株)工藤重機 | 滝沢市上鶉飼 110 番 2 | | ○ | ○ |
| 22 | | 佐々木建設(株) | 紫波町南日詰字宮崎 73 | | | ○ |
| 23 | | 新岩手農業協同組合 | 雫石町南畑字女夫石 28 地割 343-8~18 | | | |
| 24 | | 高橋重機(株) | 八幡平市松尾寄木第 13 地割 145、128-2 | | | ○ |
| 25 | | タダテックス(有) | 八幡平市田頭 1-10-1 | | ○ | ○ |
| 26 | | 丹内建設(株) | 雫石町 31 地割字笹森 89-1、89-2、124-45 | | ○ | |
| 27 | | (有)東安工業 | 盛岡市川目第 4 地割 79-3 | | | ○ |
| 28 | | (有)東北オイルサービス | 雫石町西安庭 15 地割 54-6 | | | |
| 29 | | 東北化学工業(株) | 滝沢市大釜中瀬 32 番 2、32 番 3、33 番 1、34 番 1、35 番、38 番 2、51 番 1 | | ○ | |
| 30 | | (株)東北ターボ工業 | 矢巾町広宮沢 1-2-113 | | ○ | |
| 31 | | (有)長尾商店 | 滝沢市上中村 1-45 及び 1-46 | | | |
| 32 | | (有)西根企業 | 滝沢市後 525-3 | | | ○ |
| 33 | (株)バイオマスパワーしずくいし | 雫石町中黒沢川 17-7、17-9、17-11 | | ○ | | |
| 34 | 百万石ホールディングス(株) | 矢巾町大字岩清水第 4 地割字北谷地 81 | | | ○ | |

表 3.2.8-1 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の状況(2/3)

| No. | 区分 | 処理業者名 | 施設所在地 | 取扱い廃棄物の種類 | | |
|-----|---------------|-------------------------------------|---|-----------|-----|------|
| | | | | 汚泥 | 木くず | がれき類 |
| 35 | 中間 | (有)藤忠商事 | 滝沢市柳沢 1345-2 | | | |
| 36 | | (有)古川重機 | 盛岡市馬場字前田 200-5 | | | ○ |
| 37 | | (有)松原工業 | 雫石町長山小松坂 55-43、55-44、71-4 | | | ○ |
| 38 | | 山本建設(株) | 八幡平市中島 33-1 | | ○ | ○ |
| 39 | | (株)石のセガワ | 花巻市石鳥谷町江曾第9地割 22-1、22-2、22-3、23-1、23-6、24-1、24-2、62-1 | | | ○ |
| 40 | | (株)伊藤組 | 花巻市二枚橋 5-473-15 | | | ○ |
| 41 | | (株)伊藤組 | 滝沢市後 268-585、268-1078 | | | ○ |
| 42 | | (株)今弘商店 | 花巻市東十二丁目 19-10-3 | | | |
| 43 | | (株)岩手環境事業センター | 北上市黒岩 4-75-35 | | ○ | ○ |
| 44 | | 岩手コンポスト(株) | 花巻市石鳥谷町五大堂 6-1-13 他 11 筆 | | ○ | ○ |
| 45 | | (株)北日本環境保全 | 北上市流通センター1番 43、47 | | ○ | ○ |
| 46 | | (有)山愛緑化 | 花巻市西宮野目 9-153-6 | | ○ | |
| 47 | | (株)サンククリーン | 花巻市大田第5地割 74 | | | |
| 48 | | (株)西部開発農産 | 北上市和賀町後藤 6-63-2、150-1 及び 150-4 | | | |
| 49 | | 成和建设(株) | 花巻市金矢 5-14-1、26-1、91-1、92 | | ○ | ○ |
| 50 | | (有)大道地工業 | 花巻市横志田第1地割 95-1、95-2、95-6、74-1、74-4、72-24 | | ○ | ○ |
| 51 | | 花巻海産物商業協同組合 | 花巻市山の神 670 | | | |
| 52 | | (株)マルサ | 北上市成田 26-83-8、26-83-12、83-15、飯豊 25-135-2 | | ○ | ○ |
| 53 | | (有)マルサ商会 | 北上成田 26-83-10、北上市村崎野 21-26-30 | | | |
| 54 | | (株)丸重 | 北上市成田 2-4-3 他 10 筆 | | ○ | ○ |
| 55 | | (株)理水興業 | 花巻市天下田 48-4 | | ○ | |
| 56 | | (株)青松 | 滝沢市後 268-238、268-843、268-913、502-7 及び 502-10 | | ○ | |
| 57 | | (一社)岩泉農業振興公社 | 岩泉町二升石字和田 140-10 | | | |
| 58 | | (株)丸才 | 雫石町大字南畑第32地割字南舛沢 256-1 | | | |
| 59 | | 社会福祉法人カナンの園 | 一戸町奥中山字西田子 535-6 | | | |
| 60 | | 農事組合法人二戸地域環境保全組合 | 二戸市米沢字妻子窪 45-1 及び 45-3、並びに下斗米字婦子葉平 60-13 | | | |
| 61 | | (株)フクタ | 二戸市浄法寺町漆沢字下平 47-13 | | | ○ |
| 62 | | (株)青南商事 | 矢巾町大字西徳田第8地割 11-1、11-2、12-1、13-1 | | ○ | |
| 63 | | (株)青南商事 | 矢巾町大字藤沢第10地割 183-3 | | | |
| 64 | 東北ポール(株) | 北上市湯沢 3-32 | | | ○ | |
| 65 | (株)高良 | 矢巾町大字広宮沢第3地割 401 | | | | |
| 66 | (株)エヌジェーピー | 二戸市浄法寺町長坂 70-1 | | | | |
| 67 | 大成ロテック(株) | 矢巾町西徳田 8-143 | | | ○ | |
| 68 | フジメタルリサイクル(株) | 北上市流通センター1-22 | | | | |
| 69 | (有)岩手ハツリ工業 | 盛岡市川目第8地割 19-12、19-19、19-20 | | ○ | ○ | |
| 70 | (株)環境整備 | 盛岡市川又字赤坂 120-39、120-63、120-66、189-1 | ○ | ○ | | |
| 71 | (株)熊谷砂利店 | 盛岡市上鹿妻蟹沢 109-6 | | | ○ | |
| 72 | (有)齊藤興業 | 盛岡市大ヶ生 5地割 96-22、96-31 | | | | |
| 73 | (株)佐藤興産 | 盛岡市乙部 5-317-1、318-1、320-1、344 | | ○ | ○ | |
| 74 | (株)佐藤興産 | 盛岡市手代森 18-2-2 | | | | |
| 75 | 新工住建(株) | 盛岡市玉山馬場字赤坂 2-40 | | ○ | ○ | |
| 76 | 樋下建設(株) | 盛岡市川目第2地割 1-3 | | | ○ | |
| 77 | (株)東北油化 | 盛岡市黒川 22-77 | | | | |
| 78 | (有)藤工 | 盛岡市乙部 5地割 105、106、107、108-1 | | ○ | ○ | |
| 79 | 藤村 彰 | 盛岡市手代森 19地割 106-46 | | ○ | | |

表 3.2.8-1 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の状況(3/3)

| No. | 区分 | 処理業者名 | 施設所在地 | 取扱い廃棄物の種類 | | |
|-----|----|----------|--|-----------|-----|------|
| | | | | 汚泥 | 木くず | がれき類 |
| 80 | 中間 | (有)古川重機 | 盛岡市下田字古河川原 948-4, 955-4, 952 | | ○ | |
| 81 | | 盛岡産資源(株) | 盛岡市乙部 5 地割 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165-1, 165-2, 165-3, 167 | | | |
| 82 | | 大森工業(株) | 盛岡市川又字奴屋敷 61-6 | | ○ | |
| 83 | | 大森工業(株) | 盛岡市川又字奴屋敷 61-34 | | | ○ |
| 84 | | 日本道路(株) | 盛岡市三ツ割櫃石 2-10 | | | ○ |

資料)1. 岩手県産業廃棄物処理業者名簿(令和 4 年 7 月 8 日更新)(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1022805.html>)
 2. 盛岡市産業廃棄物処理業者名簿(令和 4 年 5 月 12 日現在)(盛岡市
<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/joho/1008808.html>)
 をもとに作成

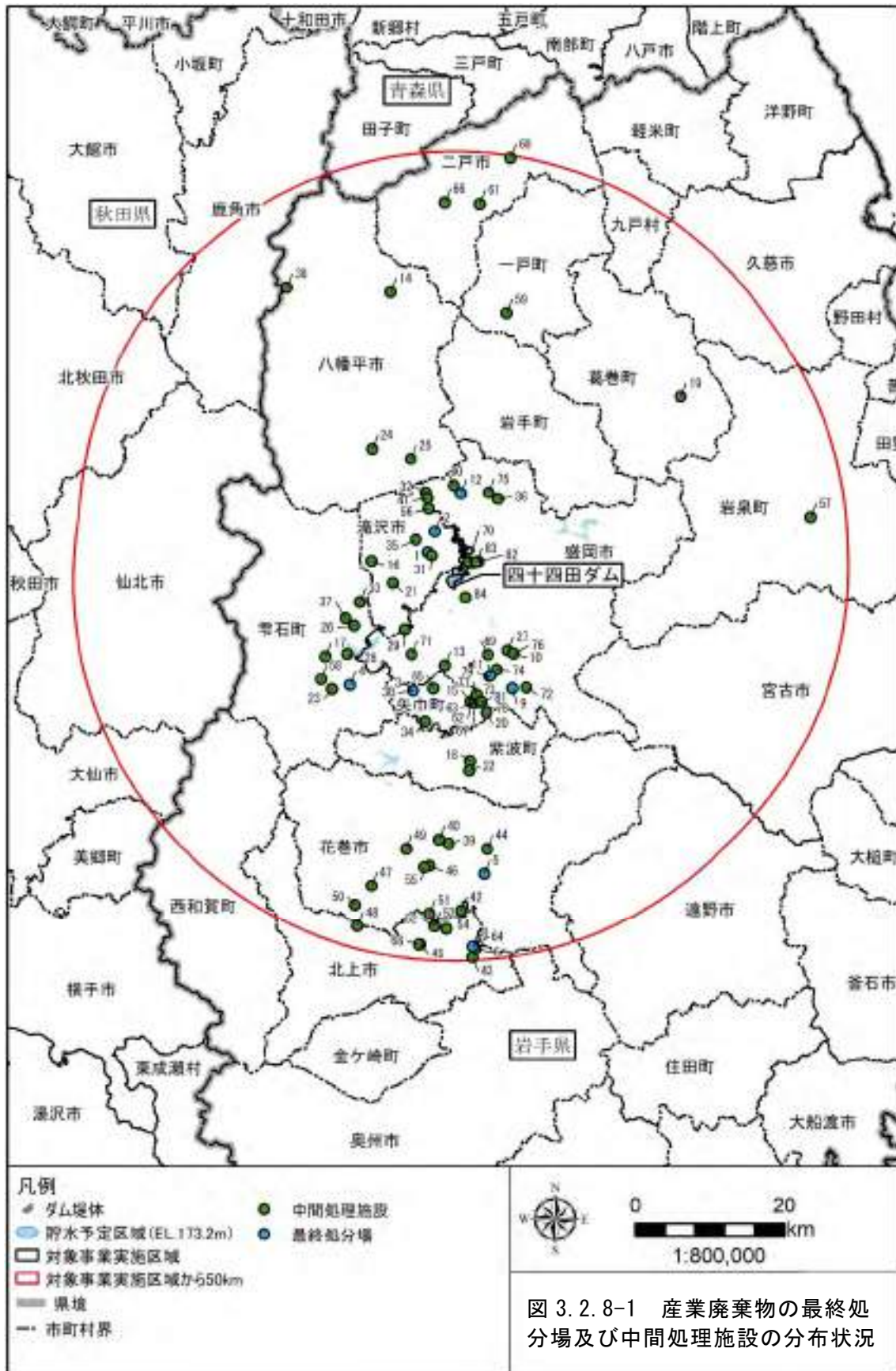


図 3.2.8-1 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布状況

注)1. 図中の番号は表 3.2.8-1 のNo.と対応する。
資料) 表 3.2.8-1 に示す。

(空白のページ)

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 環境影響評価の項目

4.1.1 環境影響評価の項目の選定

(1) 一般的なダム事業の内容と北上川上流ダム再生事業の内容の比較

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号)(以下「省令」という。)別表第一に掲げる一般的なダム事業の内容を表4.1.1-1に示す。

北上川上流ダム再生事業の事業内容は、「第2章 対象事業の目的及び内容」に示すとおりであり、原石山を設けないことを踏まえ、一般的なダム事業の内容から工事の実施について「原石の採取の工事」に代わり「材料の採取の工事」、土地又は工作物の存在及び供用について「原石山の跡地の存在」に代わり「材料採取地の跡地の存在」を選定する。

表 4.1.1-1 一般的なダム事業の内容と北上川上流ダム再生事業の内容の比較

| 影響要因の区分 | 一般的なダム事業の内容 | 北上川上流ダム再生事業の内容 |
|----------------|---|---|
| 工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの堤体の工事 ・原石の採取の工事 ・施工設備及び工事用道路の設置の工事 ・建設発生土の処理の工事 ・道路の付替の工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの堤体の工事 ・材料の採取の工事 ・施工設備及び工事用道路の設置の工事 ・建設発生土の処理の工事 ・道路の付替の工事 |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの堤体の存在 ・原石山の跡地の存在 ・道路の存在 ・建設発生土処理場の跡地の存在 ・ダムの供用及び貯水池の存在 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの堤体の存在 ・材料採取地の跡地の存在 ・道路の存在 ・建設発生土処理場の跡地の存在 ・ダムの供用及び貯水池の存在 |

(2) 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目は、影響要因と環境要素の組合せにより選定される。

影響要因については、一般的なダム事業の内容と比較した結果、工事の実施にあつては「ダムの堤体の工事」、「材料の採取の工事」、「施工設備及び工事用道路の設置の工事」、「建設発生土の処理の工事」及び「道路の付替の工事」を影響要因として選定する。また、土地又は工作物の存在及び供用にあつては「ダムの堤体の存在」、「材料採取地の跡地の存在」、「道路の存在」、「建設発生土処理場の跡地の存在」及び「ダムの供用及び貯水池の存在」を選定した。

環境要素については、北上川上流ダム再生事業区域周辺の地域特性を踏まえ、北上川上流ダム再生事業における影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素として「大気環境」、「水環境」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」及び「廃棄物等」を選定した。このうち「水環境」の「健康項目等」については地域特性を踏まえて、省令別表第一に掲げる参考項目以外で選定した項目である。

「土壌に係る環境その他の環境」については、対象事業実施区域及びその周辺の区域(対象事業実施区域から約500mの範囲をいう。)に重要な地形及び地質が存在しないことから、重要な地形及び地質に係る参考項目を選定しないこととした。

「放射線の量」については、対象事業実施区域及びその周辺の区域は、「原子力災害対策特別措置法」第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域(避難指示区域)ではなく、本事業により放射性物質が相当程度拡散及び流出するおそれがないことから、放射線の量に係る参考項目を選定しないこととした。

環境影響評価の項目は、参考項目を勘案して北上川上流ダム再生事業における影響要因と環境要素の組合せにより選定した。選定した環境影響評価の項目を表4.1.1-2に示す。

表 4.1.1-2 北上川上流ダム再生事業における環境影響評価の項目

| 影響要因の区分 | | | | 工事の実施 | | | | | 土地又は工作物の存在及び供用 | | | | |
|--|-----------------|------------------------|-----------|----------|----------|-------------------|-------------|----------|----------------|-------------|-------|----------------|---------------|
| | | | | ダムの堤体の工事 | 材料の採取の工事 | 施工設備及び工事用道路の設置の工事 | 建設発生土の処理の工事 | 道路の付替の工事 | ダムの堤体の存在 | 材料採取地の跡地の存在 | 道路の存在 | 建設発生土処理場の跡地の存在 | ダムの供用及び貯水池の存在 |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 粉じん等 | ○ | | | | | | | | | |
| | | 騒音 | 騒音 | ○ | | | | | | | | | |
| | | 振動 | 振動 | ○ | | | | | | | | | |
| | 水環境 | 水質 | 土砂による水の濁り | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | | 水温 | | | | | | | | | | ○ |
| | | | 富栄養化 | | | | | | | | | | ○ |
| | | | 溶存酸素量 | | | | | | | | | | ○ |
| | | 水素イオン濃度 | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 健康項目等 | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | 植物 | 重要な種及び群落 | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 景観 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | | | | | | | | | ○ | | |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 廃棄物等 | 建設工事に伴う副産物 | ○ | | | | | | | | | | |

注)1. ○は、省令別表第一に示される参考項目及び北上川上流ダム再生事業の地域特性を勘案して選定した項目を示す。

4.1.2 環境影響評価の項目の選定理由

対象事業に係る環境影響評価の項目として表 4.1.1-2 に示した項目を選定した理由を表 4.1.2-1 に示す。

表 4.1.2-1 環境影響評価の項目の選定理由 (1/2)

| 項目 | | 選定した理由 | |
|---------|---------|----------------|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | |
| 大気環境 | 大気質 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による建設機械の稼働に伴う粉じん等により生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として粉じん等を選定した。 |
| | 騒音 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として騒音を選定した。 |
| | 振動 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う振動により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として振動を選定した。 |
| 水環境 | 水質 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による濁水の発生や、ダムの堤体の工事によるコンクリートからのアルカリ分の流出、ダム堤体の工事に伴う健康項目等（砒素）を含む貯水池内の堆積土砂の流出により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として土砂による水の濁り、水素イオン濃度、健康項目等の 3 項目を選定した。 |
| | | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの供用及び貯水池の存在等による濁水の長期化、水温変化、富栄養化、溶存酸素量の変化、健康項目等（砒素）を含む貯水池内の堆積土砂の流出により人の健康と生活環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、健康項目等の 5 項目を選定した。 |
| 動物 | | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による土地の改変等により重要な種の生息環境及び注目すべき生息地が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として重要な種及び注目すべき生息地を選定した。 |
| | | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの堤体の存在等による土地の改変等により重要な種の生息環境及び注目すべき生息地が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として重要な種及び注目すべき生息地を選定した。 |
| 植物 | | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による土地の改変等により重要な種及び群落の生育環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として重要な種及び群落を選定した。 |
| | | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの堤体の存在等による土地の改変等により重要な種及び群落の生育環境が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として重要な種及び群落を選定した。 |

表 4.1.2-1 環境影響評価の項目の選定理由 (2/2)

| 項目 | | 選定した理由 |
|-----------------|----------------|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | |
| 生態系 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による土地の改変等により地域を特徴づける生態系が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として地域を特徴づける生態系を選定した。 |
| | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの堤体の存在等による土地の改変等により地域を特徴づける生態系が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として地域を特徴づける生態系を選定した。 |
| 景観 | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの堤体の存在等により主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望景観が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観を選定した。 |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等による土地の改変等により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として主要な人と自然との触れ合いの活動の場を選定した。 |
| | 土地又は工作物の存在及び供用 | ダムの堤体の存在等による土地の改変等により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価の項目として主要な人と自然との触れ合いの活動の場を選定した。 |
| 廃棄物等 | 工事の実施 | ダムの堤体の工事等により建設発生土等の建設工事に伴う副産物が発生するため、環境影響評価の項目として建設工事に伴う副産物を選定した。 |

(空白のページ)

4.2 調査、予測及び評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を「4.2.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「4.2.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「4.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保」及び「4.2.4 環境への負荷の量の程度」に示す。

4.2.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

4.2.1.1 大気環境

大気環境についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

(4.2.1.1 大気環境)

| 項目 | | | 調査の手法 | | | |
|---------|---------|------|---|-----------|---|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 大気環境 | 大気質 | 粉じん等 | <p>工事の実施</p> <p>〔 ダムの堤体の工事、 材料の採取の工事、 建設発生土の処理の工事、 施工設備及び工事 の 道路の設置の工事、 道路の付替 の 工事をいう。〕</p> | (1) 気象の状況 | <p>粉じん等の拡散に影響を与える気象の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。</p> <p>1) 風向・風速</p> | <p>具体的な調査の手法を下欄に示す。</p> <p>現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は「地上気象観測指針(気象庁平成14年3月)」に定める方法に準拠した測定による。</p> |
| | | | | | | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|--|---|---|
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析とする。 | 建設機械の稼働に伴う粉じん等に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | <p>調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域(対象事業実施区域から約 500m の範囲をいう。以下「4.2.1-1 大気環境」において同じ。)とし、調査地点は工事実施箇所近傍における気象の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とし、以下に示す地点(図 4.2.1-1)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 上田松屋敷集落南 (堤体の工事等の実施箇所の近傍の集落) ii) 妻の神鍋屋敷集落 (建設発生土処理場近傍の集落) iii) 野沢集落 (補償工事の実施箇所の近傍の集落) iv) 柳平 (建設発生土処理場と補償工事の実施箇所の近傍の集落) v) 舟場橋 (材料採取地近傍の集落) vi) 都南大橋 (材料採取地近傍の集落) | <p>現地調査の調査期間は令和4年～令和5年とし、調査時期は春季、夏季、秋季、冬季に各1週間とする。また、調査する時間帯は終日とする。</p> <p>【令和4年以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速 | <p>(2) 予測地域 調査地域と同様とする。</p> <p>(3) 予測地点 予測地域に位置する以下の集落において粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 上田松屋敷集落南 ii) 妻の神鍋屋敷集落 iii) 野沢集落 iv) 柳平 v) 舟場橋 vi) 都南大橋 <p>(4) 予測対象時期等 工事の実施に伴う建設機械の稼働による粉じん等の発生が最大となる時期とする。</p> | <p>建設機械の稼働に伴う粉じん等に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、浮遊粉じん濃度及び降下ばいじん量の関係から参考値として設定されている目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。</p> | <p>また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。</p> |

(4.2.1.1 大気環境)

| 項目 | | | 調査の手法 | | | |
|---------|---------|----|--|-----------|--|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 大気環境 | 騒音 | 騒音 | 工事の実施 〔道路の設置の工事、ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事用事をいう。〕 | (1) 騒音の状況 | 騒音の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 1) 建設機械の稼働が予想される対象事業実施区域及びその周辺の区域における騒音レベル 2) 道路の沿道の騒音レベル | 具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に規定する騒音の測定の方法及び騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に規定する騒音の測定の方法に準拠した測定による。 |
| | | | | | 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法に準拠した測定による。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|---|--|---|
| | 具体的な調査地域・調査地点を項目毎に下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1)予測の基本的な手法 1)建設機械の稼働に係る騒音 | 建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)に定める騒音に係る環境基準及び騒音規制法(昭和43年法律第98号)に定める要請限度と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域とし、調査地点は調査地域に位置する以下の集落における騒音レベルを適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.1-2)とする。 i)上田松屋敷集落南(堤体の工事等の実施箇所の近傍の集落) ii)妻の神鍋屋敷集落(建設発生土処理場近傍の集落) iii)野沢集落(補償工事の実施箇所の近傍の集落) iv)柳平(建設発生土処理場と補償工事の実施箇所の近傍の集落) v)舟場橋(材料採取地近傍の集落) vi)都南大橋(材料採取地近傍の集落) | 現地調査の調査期間は令和5年とし、調査時期は騒音レベルを適切かつ効果的に把握できる時期において抽出する平日及び休日とする。また、調査する時間帯は終日とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・建設機械の稼働が予想される対象事業実施区域及びその周辺の区域における騒音レベル ・道路沿道の騒音レベル | (1)予測の基本的な手法 1)建設機械の稼働に係る騒音 音の伝播理論に基づく予測式による計算とする。 2)工事用車両の運行に係る騒音 音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。 (2)予測地域 調査地域と同様とする。 (3)予測地点 1)建設機械の稼働に係る騒音 予測地域に位置する以下の集落において騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 i)上田松屋敷集落南 ii)妻の神鍋屋敷集落 iii)野沢集落 iv)柳平 v)舟場橋 vi)都南大橋 2)工事用車両の運行に係る騒音 予測地域に位置する以下の集落において騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 i)北厨川 ii)妻の神鍋屋敷集落 iii)東黒石野 iv)山岸 (4)予測対象時期等 工事の実施に伴う建設機械の稼働状況及び工事用車両の運行状況により、騒音が最大となる時期とする。 | 建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)に定める騒音に係る環境基準及び騒音規制法(昭和43年法律第98号)に定める要請限度と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両(以下「工事用車両」という。)の運行が予想される道路の沿道とし、調査地点は調査地域に位置する以下の集落における主要な道路の沿道の騒音レベルを適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.1-3)とする。 i)北厨川(工事用車両の運行が予想される国道4号の沿道の集落) ii)妻の神鍋屋敷集落(工事用車両の運行が予想される沿道の集落) iii)東黒石野(工事用車両の運行が予想される沿道の集落) iv)山岸(工事用車両の運行が予想される国道455号の沿道の集落) | | (1)予測の基本的な手法 1)建設機械の稼働に係る騒音 音の伝播理論に基づく予測式による計算とする。 2)工事用車両の運行に係る騒音 音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。 (2)予測地域 調査地域と同様とする。 (3)予測地点 1)建設機械の稼働に係る騒音 予測地域に位置する以下の集落において騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 i)北厨川 ii)妻の神鍋屋敷集落 iii)東黒石野 iv)山岸 (4)予測対象時期等 工事の実施に伴う建設機械の稼働状況及び工事用車両の運行状況により、騒音が最大となる時期とする。 | 建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う騒音に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)に定める騒音に係る環境基準及び騒音規制法(昭和43年法律第98号)に定める要請限度と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |

(4.2.1.1 大気環境)

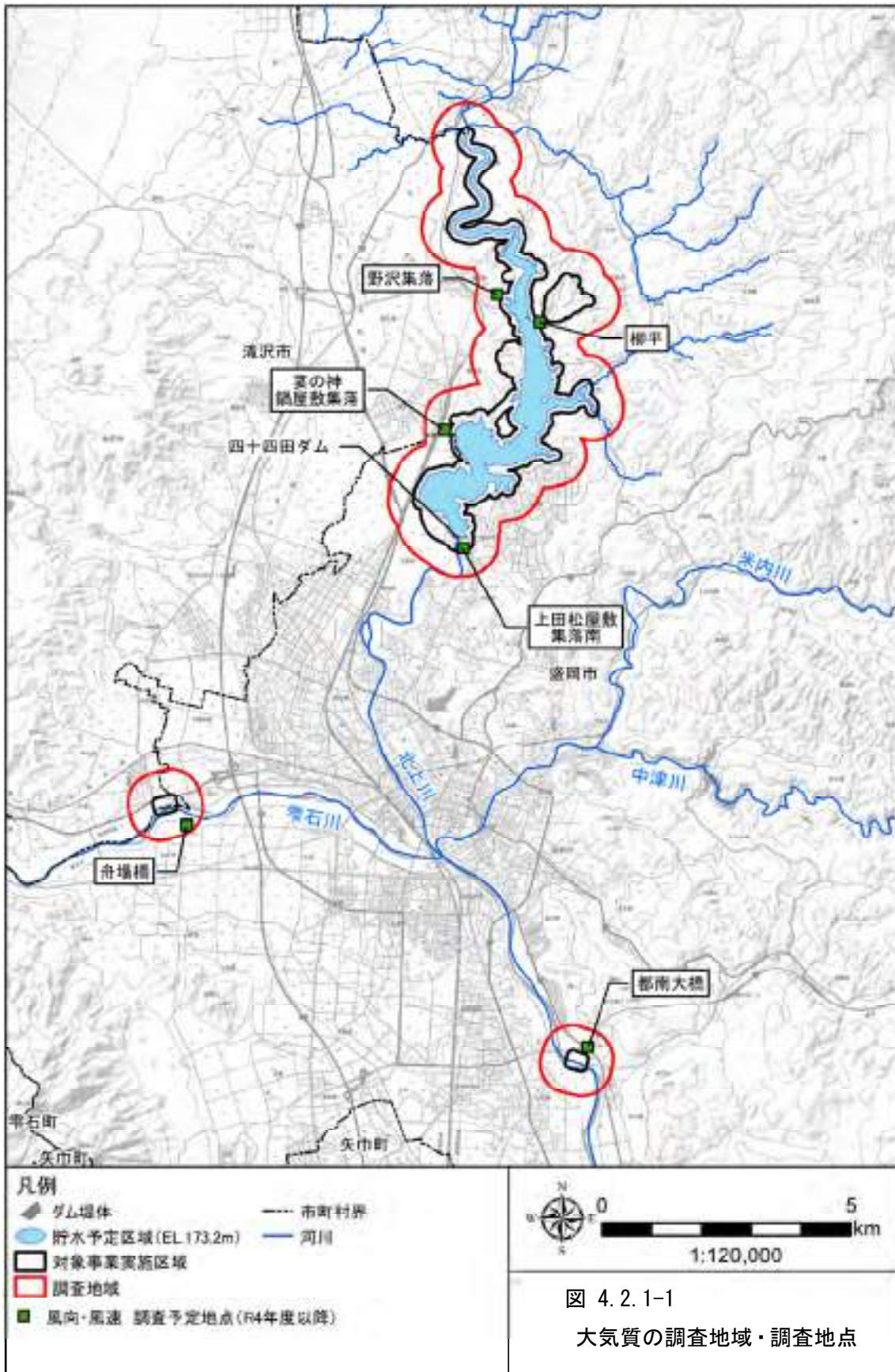
| 項目 | | | 調査の手法 | | |
|---------|---------|---|---|---|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 大気環境 | 騒音 | 騒音 工事の実施 〔 用道路の設置の工事、 ダムの堤体の工事、 建設発生土の処理の工事、 施工設備及び工事 の道路の付替 の工事をいう。〕 | (2) 地表面の状況 | 音の伝播性状を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 1) 地表面の種類 | | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は踏査による。 |
| | | | (3) 工事用車両の運行が予想される道路の沿道の状況 | 工事用車両の運行が予想される道路の沿道の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。 |
| | | | 1) 工事用車両の運行が予想される道路の沿道の騒音が問題となる学校、病院、住居等の存在 | | 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 |
| | | | 2) 道路交通騒音の伝播経路において遮蔽物となる地形、工作物等の存在 | | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は踏査による。 |
| | | | 3) 自動車交通量 | | 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査はカウンター等を用いた計数による。 |

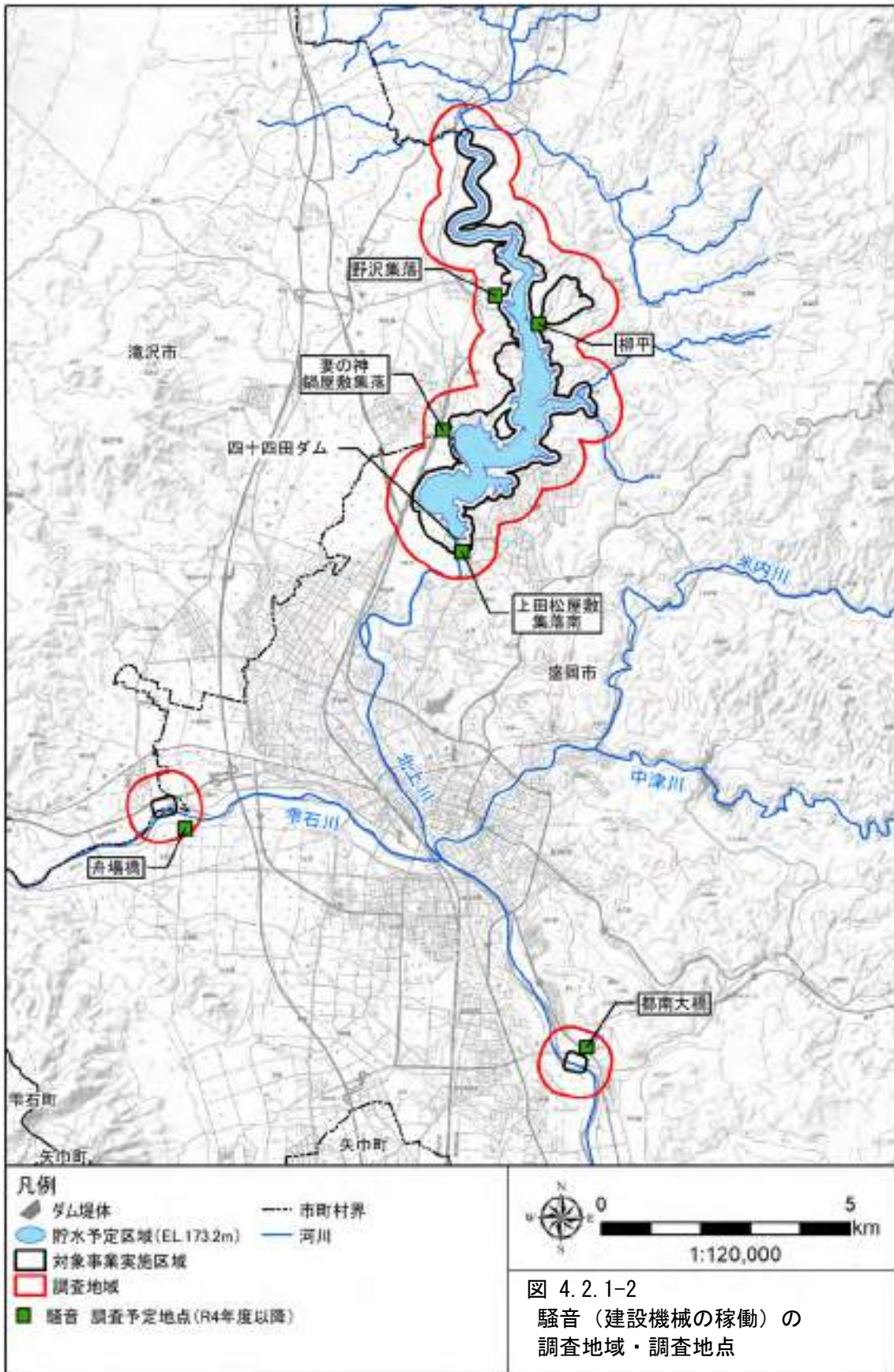
| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の 手法の選定理由 |
|--|---|--|-----------|-----------|-----------------------|
| | 具体的な調査地域・調査地点 を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に 示す。 | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | 調査地域は対象事業実施区域 及びその周辺の区域図 4.2.1-2)とし、調査地点は地表 面の状況を適切かつ効果的に把 握できる地点とする。 | 現地調査の調査期間は令和 5 年とし、調査時期及び調査する 時間帯は特に限定しない。 【令和 4 年以降の現地調査内容】 ・ 地表面の種類 | | | |
| | 具体的な調査地域・調査地点 を項目毎に下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を項目毎 に下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は対象事業実施区域 及びその周辺の区域並びに工事 用車両の運行が予想される道路 の沿道(図 4.2.1-3)とし、調査 地点は調査地域内の工事車両 の運行が予想される道路の沿道 において騒音に係る環境影響を 受けるおそれがある施設が存在 する地点とする。 | 文献その他の資料によるた め、特に限定しない。 | | | |
| | 「(1)騒音の状況」における 「2)道路の沿道の騒音レベル」 と同様とする。 | 現地調査の調査期間は令和 5 年とし、調査時期及び調査する 時間帯は特に限定しない。 【令和 4 年以降の現地調査内容】 ・ 道路交通騒音の伝播経路にお いて遮蔽物となる地形、工作 物等の存在 | | | |
| | 「(1)騒音の状況」における 「2)道路の沿道の騒音レベル」 と同様とする。 | 「(1)騒音の状況」における 「2)道路の沿道の騒音レベル」 と同様とする。 | | | |

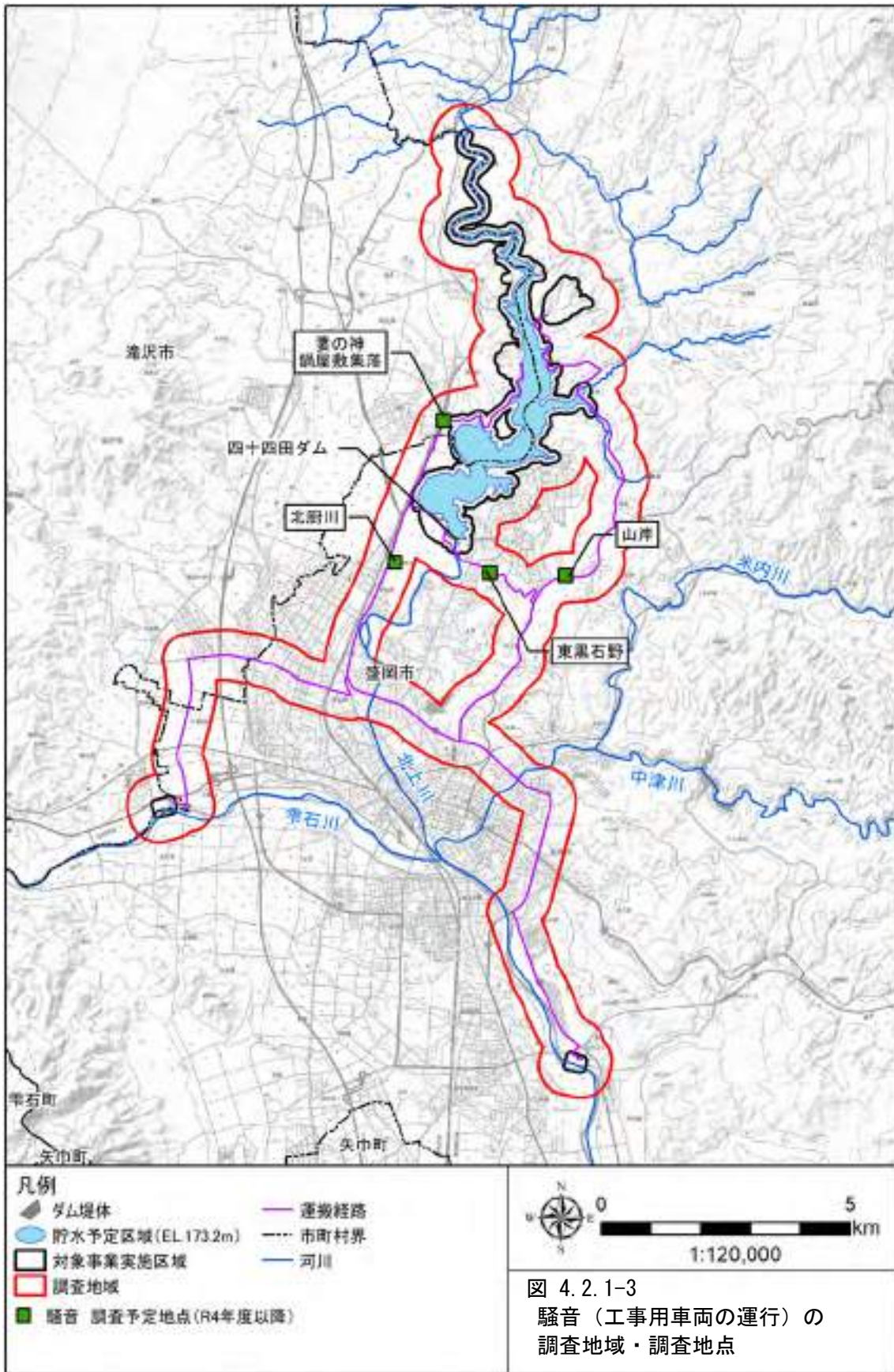
(4.2.1.1 大気環境)

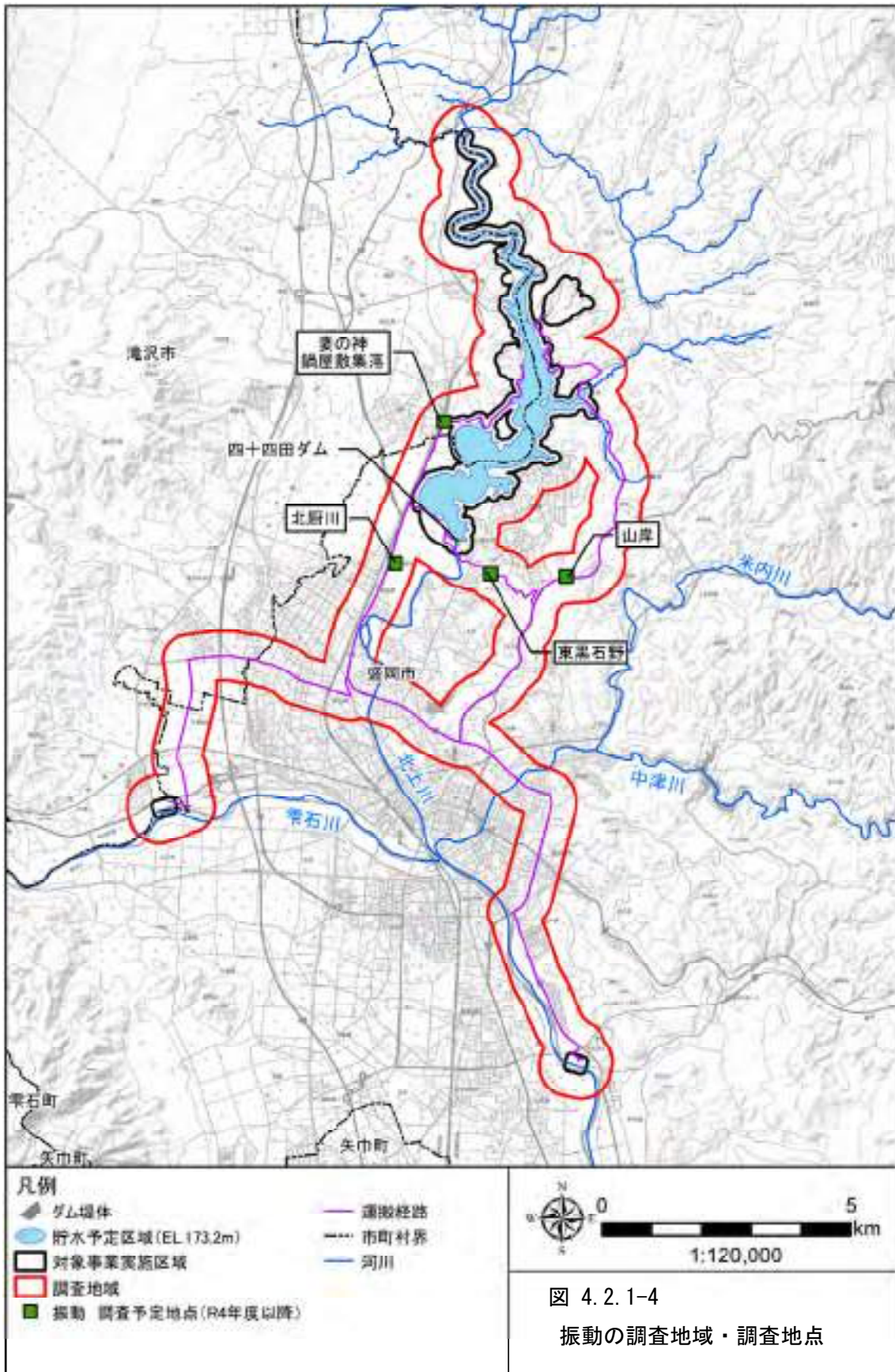
| 項目 | | | 調査の手法 | | |
|---------|---------|--|----------------------------------|---|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 大気環境 | 振動 | 振動 工事の実施 (ダム等の堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。) | (1) 工事用車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 | 工事用車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 1) 道路の沿道の振動レベル | | 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考に規定する振動の測定の方法に準拠した測定による。 |
| | | | (2) 地盤の状況 | 振動の伝播性状を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。 |
| | | | 1) 地盤の状況 | | 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 |
| | | | 2) 地盤卓越振動数 | | 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は大型車単独走行時(10台以上を調査対象)における振動加速度レベルを1/3オクターブバンド分析器により分析する方法による。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|--|---|--|---|
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 1) 建設機械の稼働に係る振動 事例の引用又は解析とする。 | 建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う振動に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、振動規制法(昭和51年法律第64号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに工事用車両の運行が予想される道路の沿道とし、調査地点は調査地域に位置する以下の集落における主要な道路の沿道の振動レベルを適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.1-4)とする。 i) 北厨川(工事用車両の運行が予想される国道4号の沿道の集落) ii) 妻の神鍋屋敷集落(工事用車両の運行が予想される沿道の集落) iii) 東黒石野(工事用車両の運行が予想される沿道の集落) iv) 山岸(工事用車両の運行が予想される国道455号の沿道の集落) | 現地調査の調査期間は令和5年とし、調査時期は振動レベルを適切かつ効果的に把握できる時期において抽出する平日及び休日とする。また、調査する時間帯は終日とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・道路の沿道の振動レベル | 2) 工事用車両の運行に係る振動 振動レベルの80パーセントレンジの上端値(L ₁₀)を予測する式を用いた計算とする。 (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 1) 建設機械の稼働に係る振動 予測地域に位置する以下の集落において振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 i) 上田松屋敷集落南 ii) 妻の神鍋屋敷集落 iii) 野沢集落 iv) 柳平 v) 舟場橋 vi) 都南大橋 2) 工事用車両の運行に係る振動 予測地域に位置する以下の集落において振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 i) 北厨川 ii) 妻の神鍋屋敷集落 iii) 東黒石野 iv) 山岸 (4) 予測対象時期等 工事の実施に伴う建設機械の稼働状況及び工事用車両の運行状況により、振動が最大となる時期とする。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 | |
| | 具体的な調査地域・調査地点を項目毎に下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を項目毎に下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに工事用車両の運行が予想される道路の沿道とし、調査地点は地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.1-4)とする。 | 文献その他の資料によるため、特に限定しない。 | | | |
| | 「(1)振動の状況」における「1)道路の沿道の振動レベル」と同様とする。 | 現地調査の調査期間は「(1)振動の状況」と同様とし、調査時間帯内の大型車単独走行時(10台以上を調査対象)とする。 | | | |









(空白のページ)

4.2.1.2 水環境

水環境についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | | |
|---------|----|-----------|---|------------------------------|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 土砂による水の濁り | 工事の実施 〔 ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。〕 | (1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 | 河川の浮遊物質量と流量の関係を把握するため、下欄の事項を調査する。なお、浮遊物質量と濁度の関係についてもあわせて把握する。 1)浮遊物質量、濁度、粒度分布 2)流量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 |
| | | | | (2)気象の状況 | 土砂による水の濁りと気象の関係を把握するため、下欄の事項を調査する。 1)降水量、気温、風速、湿度、雲量、日射量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は観測による。 |
| | | | | (3)水温の状況 | 貯水池の水質は水温の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 1)水温 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は観測による。 |
| | | | | (4)土質の状況 | 土砂による水の濁りと裸地の特性を把握するため、下欄の事項を調査する。 1)表層地質、沈降特性 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析及び沈降試験による。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|--|---|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 事例の引用又は貯水池水質予測計算(鉛直二次元モデル)並びに流下過程での希釈及び沈降を考慮した河川水質予測計算とする。予測にあたっては非出水時と出水時に分けて行う。なお、予測は浮遊物質量について行う。 (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) ii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iii) 南大橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 紫波橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 非出水時は、工事に伴う土砂による水の濁りが最大となる時期とする。また、出水時は、土砂による水の濁りと流量の関係を考慮し裸地の出現が最大となる時期とする。 | 土砂による水の濁りに係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 調査地域は紫波橋上流の北上川流域(以下「4.2.1.2 水環境」において「北上川上流域」という。)とし、調査地点は工事実施箇所の上流における浮遊物質量、濁度及びその調査時における流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図4.2.1-5)とする。 1) 浮遊物質量、濁度 i) 船田橋地点(四十四田ダム上流の北上川の地点) ii) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) iii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 南大橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) v) 紫波橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) vi) 東北本線鉄橋地点(四十四田ダム下流の雫石川の地点) vii) 御厩橋地点(四十四田ダム下流の中津川の地点) 2) 流量 i) 船田橋地点(四十四田ダム上流の北上川の地点) ii) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの地点) iii) 館坂橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 明治橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) v) 紫波橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) vi) 太田橋地点(四十四田ダム下流の雫石川の地点) vii) 山岸地点(四十四田ダム下流の中津川の地点) | 非出水時の現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年(月1回)とする。また、出水時の現地調査の調査期間は平成14年～令和5年とし、調査時期は出水時とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・浮遊物質量、濁度、粒度分布 ・流量 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は北上川上流域(図4.2.1-5)とし、調査地点は地域の気象を継続的に観測している四十四田ダム気象観測所、雲量及び日射量は盛岡地方気象台(気象庁)とする。 | 現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・降水量、気温、風速、湿度、雲量、日射量 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は北上川上流域とし、調査地点は水温の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間は、「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・水温 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は北上川上流域(図4.2.1-5)とし、調査地点は工事の実施箇所における土質の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 | 現地調査の調査期間は令和5年とし、調査時期は特に限定しない。 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | | |
|---------|----|-----------|--|-------------------------------|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 土砂による水の濁り | 土地又は工作物の存在及び供用 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">ダムの供用及び貯水の存在をいう。</div> | (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 | 河川の浮遊物質量と流量の関係、貯水池内の濁りの傾向を把握するため、下欄の事項を調査する。なお、浮遊物質量と濁度の関係についてもあわせて把握する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | | 1) 浮遊物質量、濁度、粒度分布 2) 流量 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 |
| | | | | (2) 気象の状況 | 貯水池の水質は気象の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | | 1) 気温、風速、湿度、雲量、日射量 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は観測による。 |
| | | | | (3) 水温の状況 | 貯水池の水質は水温の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | | 1) 水温 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は観測による。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|---|--|---|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 貯水池水質予測計算(鉛直二次元モデル)並びに流下過程での希釈及び沈降を考慮した河川水質予測計算とする。なお、予測は浮遊物質量について行う。 (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) ii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iii) 南大橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 紫波橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期とする。 | 土砂による水の濁りに係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの供用及び貯水池の存在である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 調査地域及び調査地点は濁度又は浮遊物質量及びその調査時の流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 非出水時の現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年(月1回)とする。また、出水時の現地調査の調査期間は平成14年～令和5年とし、調査時期は出水時とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・浮遊物質量、濁度、粒度分布 ・流量 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は北上川上流域とし、調査地点は地域の気象を継続的に観測している四十四田ダム気象観測所とし、雲量及び日射量は盛岡地方気象台(気象庁)とする。 | 現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・気温、風速、湿度、雲量、日射量 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は北上川上流域とし、調査地点は水温の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間は、「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・水温 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | |
|---------|----|---------|---|--|---|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 水温 | 土地又は工作物の存在及び供用 池の存在をいう。 ダムの供用及び貯水 | (1)水温及びその調査時における流量の状況 水温と熱量収支、貯水池内の水温の傾向を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | 1)水温 2)流量 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は観測による。 |
| | | | | (2)気象の状況 貯水池の水温は気象の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|---|---|--|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 貯水池水温予測計算(鉛直二次元モデル)及び流下過程での輻射等を考慮した河川水温予測計算とする。 | 水温に係る 土地又は工作物の存在及び 供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に成されているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの供用及び貯水池の存在である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域及び調査地点は水温及びその調査時の流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・水温 ・流量 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 水温に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) ii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iii) 南大橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 紫波橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期とする。 | 水温に係る 土地又は工作物の存在及び 供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に成されているかどうかを検討することによる。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | |
|---------|----|---|--|---|------------------|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 富栄養化 土地又は工作物の存在及び供用 池の存在をいう。 ダムの供用及び貯水 | (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 | 富栄養化に係る河川の各水質と流量の関係、貯水池内の富栄養化の傾向を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 1) 窒素化合物、リン化合物、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、クロロフィル a、浮遊物質量、濁度、粒度分布 2) 流量 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 | |
| | | | (2) 気象の状況 | 貯水池の水質は気象の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | |
| | | | (3) 水温の状況 | 貯水池の水質は水温の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|---|--|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 貯水池水質予測計算(鉛直二次元モデル)及び流下過程での希釈、沈降、分解等を考慮した河川水質予測計算とする。なお、貯水池における予測は窒素化合物、リン化合物、溶存酸素量、COD 及びクロロフィルaについて行い、河川における予測は、BOD について行う。 | 富栄養化に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの供用及び貯水池の存在である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域及び調査地点は富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・窒素化合物、リン化合物、溶存酸素量、BOD、COD、クロロフィルa、浮遊物質量、濁度、粒度分布 ・流量 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) ii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iii) 南大橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 紫波橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期とする。 | 富栄養化に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | | 調査の手法 | | | |
|---------|----|---------|---|---|---|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 溶存酸素量 | 土地又は工作物の存在及び供用 池の存在をいう。 ダムの供用及び貯水 | (1) 溶存酸素量の状況 | 貯水池の上流及び貯水池の溶存酸素量の傾向を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | | 1) 溶存酸素量 | | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 | |
| | | | | (2) 水温の状況 | 溶存酸素量は水温の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|--|--|---|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 貯水池水質予測計算(鉛直二次元モデル)とする。 | 溶存酸素量に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの供用及び貯水池の存在である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域は北上川上流域とし、調査地点は溶存酸素量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図 4.2.1-6)とする。 i) 船田橋地点(四十四田ダム上流の北上川の地点) ii) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) | 現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年(月1回、非出水時)とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・溶存酸素量 | なお、貯水池水質予測計算は、「富栄養化」とあわせて行う。 (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) (4) 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期とする。 | 環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「(1) 溶存酸素量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3) 水温の状況」と同様とする。 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | | 調査の手法 | | | |
|---------|----|---------|-------------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 水素イオン濃度 | 工事の実施 体のダムの工事の堤 いう。 | (1)水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 | 河川の水素イオン濃度と流量の関係を把握するため、下欄の事項を調査する。 1)水素イオン濃度 2)流量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 | |
| | | | | | | | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|---|--|---|--|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析とする。 | 水素イオン濃度に係る工事の実施による環境影響に | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域は北上川上流域とし、調査地点は工事実施箇所の下流における水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図4.2.1-7)とする。 i) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) | 現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年(月1回、非出水時)とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・水素イオン濃度 ・流量 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 工事の実施に伴う水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期とする。 | 関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |

(4.2.1.2 水環境)

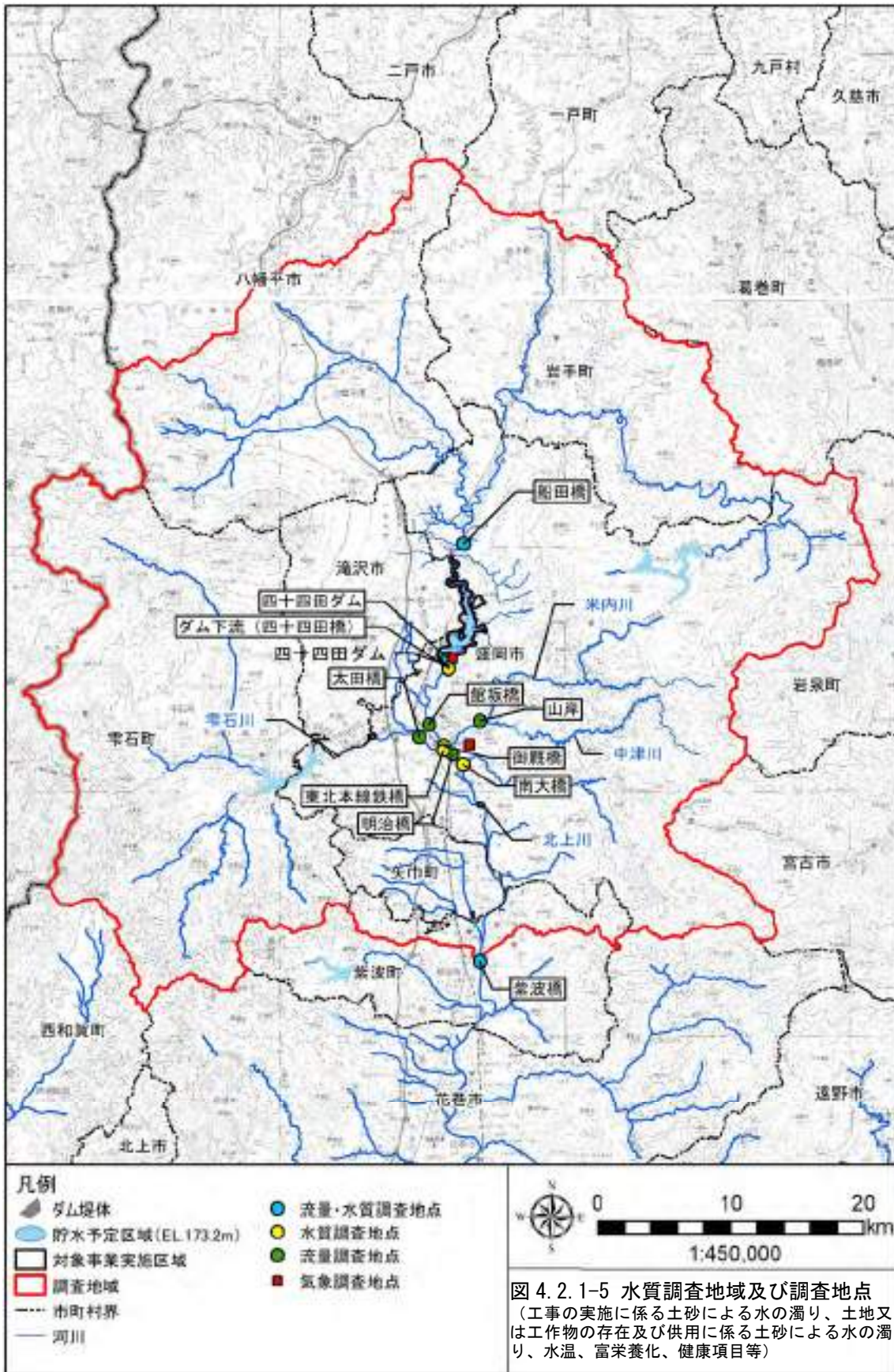
| 項 目 | | | | 調査の手法 | | | |
|---------|----|---------|------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 健康項目等 | 工事の実施 体のダム工事の堤 いう。 | (1) 健康項目等に係る事項及びその調査時における流量の状況 | 健康項目等に係る河川の各水質と流量の関係を把握するため、下欄の事項を調査する。 1) 健康項目等（砒素） 2) 流量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | | (2) 土質の状況 | 貯水池内の健康項目等の堆積状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 1) 堆積土砂の健康項目等（砒素）含有量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | | | | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 | |

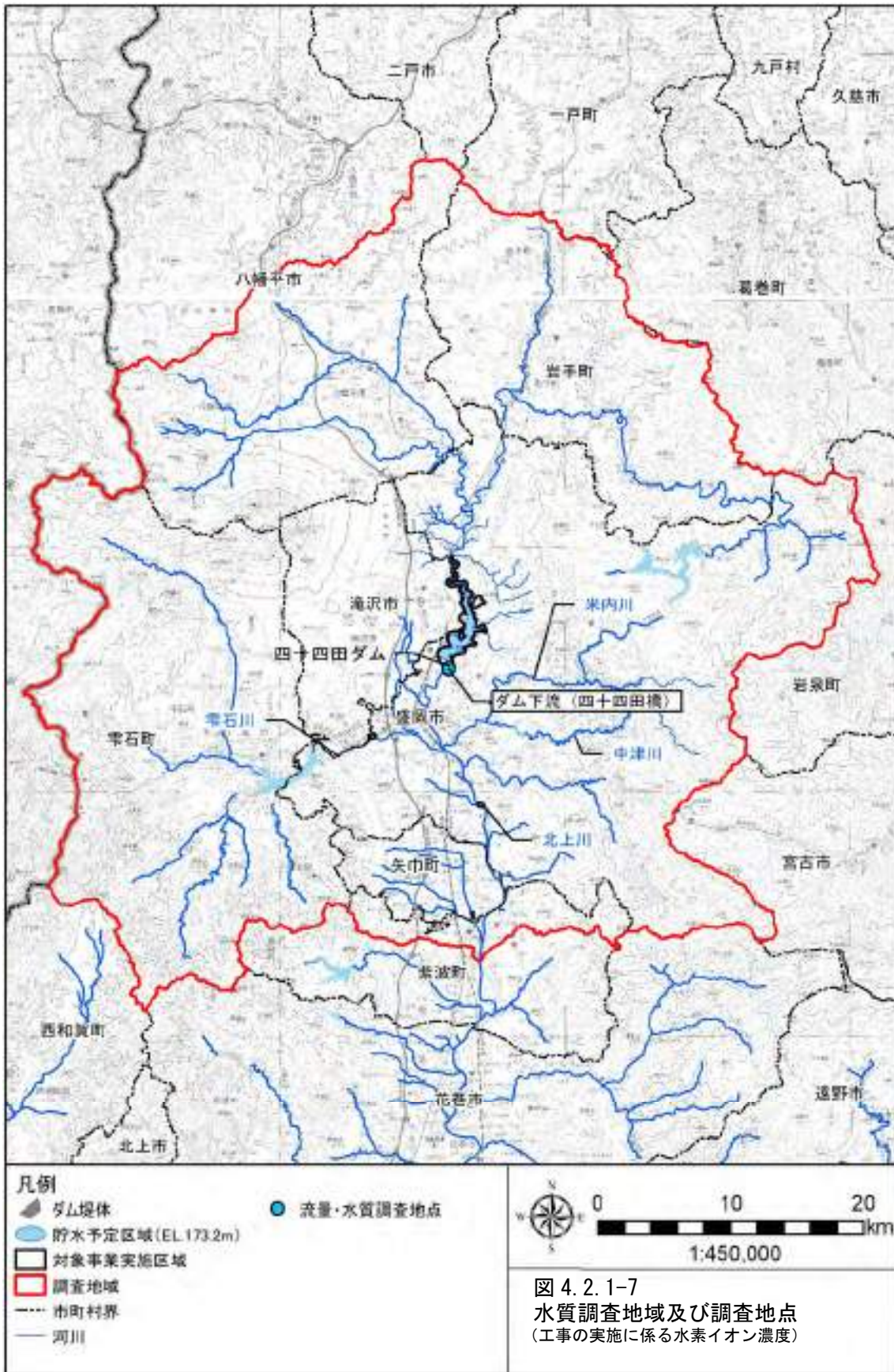
| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|--|--|---|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析とする。 | 健康項目等に係る工事の実施による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている土砂による水の濁りに関する参考手法に準じた手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域及び調査地点は健康項目等に係る事項及びその調査時における流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図4.2.1-8)とする。 1) 健康項目等(砒素) i) 船田橋地点(四十四田ダム上流の北上川の地点) ii) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) iii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 南大橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) v) 紫波橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) 2) 流量 i) 船田橋地点(四十四田ダム上流の北上川の地点) ii) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの地点) iii) 館坂橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 明治橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) v) 紫波橋地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) | 現地調査の調査期間は平成元年～令和5年とし、調査時期は通年(月1回)とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・健康項目等(砒素) ・流量 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 健康項目等に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) (4) 予測対象時期等 工事の実施に伴う健康項目等に係る環境影響が最大となる時期とする。 | 健康項目等に係る工事の実施による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討するとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | 条例(平成13年岩手県条例第71号)に定める基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討することによる。 | |
| | 調査地域は北上川上流域(図4.2.1-8)とし、調査地点は工事の実施箇所における土質の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) | 現地調査の調査期間は平成17年～令和5年とし、調査時期は特に限定しない。 | | | |

(4.2.1.2 水環境)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | |
|---------|----|---------|---|--|--|
| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 水環境 | 水質 | 健康項目等 | 土地又は工作物の存在及び供用 池の存在をいう。 ダムの供用及び貯水 | (1)健康項目等に係る事項及びその調査時における流量の状況 健康項目等に係る河川の各水質と流量の関係を把握するため、下欄の事項を調査する。 1)健康項目等（砒素）、浮遊物質質量 2)流量 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。現地調査は採水、分析又は観測による。 |
| | | | | (2)気象の状況 貯水池の水質は気象の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 |
| | | | | (3)水温の状況 貯水池の水質は水温の影響を受けるため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 |
| | | | | 調査すべき情報は「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | 調査の基本的な手法は「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(3)水温の状況」と同様とする。 |
| | | | | | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|--|--|---|--|
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 貯水池水質予測計算(鉛直二次元モデル)並びに流下過程での希釈及び沈降を考慮した河川水質予測計算とする。なお、貯水池水質予測計算は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」とあわせて行う。 | 健康項目等に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの供用及び貯水池の存在である。これによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている土砂による水の濁りに関する参考手法に準じた手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域及び調査地点は健康項目等に係る事項及びその調査時における流量の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、「土砂による水の濁り」における「工事の実施」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(1)濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況」と同様とする。 【令和4年以降の現地調査内容】 ・健康項目等(砒素)、浮遊物質量 ・流量 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測地点 健康項目等に係る環境影響を的確に把握できる地点として、以下に示す地点とする。 i) 四十四田ダム地点(四十四田ダムの貯水池の地点) ii) ダム下流地点(四十四田ダム下流の北上川の地点) iii) 南大橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) iv) 紫波橋(四十四田ダム下流の北上川の地点) (4) 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期とする。 | 健康項目等に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(2)気象の状況」と同様とする。 | | | |
| | 具体的な調査地域及び調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域及び調査地点は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | 現地調査の調査期間及び調査時期は、「土砂による水の濁り」における「土地又は工作物の存在及び供用」の「(3)水温の状況」と同様とする。 | | | |





(空白のページ)

4.2.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

4.2.2.1 動物

動物についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

なお、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定にあたって、動物学の専門家より助言を受けた。助言の内容を表 4.2.2-1 に示す。

表 4.2.2-1 専門家からの助言の内容

| 分類 | | 項目 | 内容 |
|----|----------------|----------|---|
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | 調査の手法 | <ul style="list-style-type: none">・ダム湖水位低下時の出現環境（草地等）を利用する種も想定されるため、これらを把握できる適切な時期に調査を実施すること。 |
| | | 予測、評価の手法 | <ul style="list-style-type: none">・雫石川で予定されている材料採取地周辺では動物重要種の生息記録もあるので、それらへの影響がないように配慮すること。・哺乳類のカワネズミは、濁水による影響が考えられることから、影響予測において留意すること。・ダム再生後の水位変動域の変化については、現状の環境を把握した上で影響を予測すること。 |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|----------------|--|------------------------------|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | 工事の実施 [付替の工事をいう。] ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工 事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の工 | (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 | 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。 |
| | | | 1) 哺乳類:哺乳類相 | 現地調査は目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、バットディテクター法及び無人撮影法による。 | |
| | | | 2) 鳥類:鳥類相 | 現地調査はラインセンサス法、スポットセンサス法、船上センサス法、任意観察法、定点観察法及び夜間調査による。 | |
| | | | 3) 爬虫類:爬虫類相 | 現地調査は目撃法、トラップ法及び捕獲法による。 | |
| | | | 4) 両生類:両生類相 | 現地調査は目撃法及び捕獲法による。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|--|---|---|
| | 動物の生態の特性を踏まえ、動物相の状況を適切かつ効果的に把握できる調査地域・調査地点とする。 具体的な調査地域・調査地点等を項目毎に下欄に示す。 | 動物の生態の特性を踏まえ、動物相の状況を適切かつ効果的に把握できる調査期間等とする。 具体的な調査期間等を項目毎に下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地に関する生息環境の状況等を踏まえ、工事の実施に伴う分布又は生息環境の改変の程度から、重要な種及び注目すべき生息地への環境影響について、事例の引用又は解析とする。 (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る工事期間の環境影響を的確に把握できる時期とする。 | 重要な種及び注目すべき生息地に係る工事の実施による環境影響に関し、工事の工程・工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(対象事業実施区域から約500mの範囲をいう。以下、「4.2.2.1 動物」において同じ。)並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。 調査地点は、哺乳類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-5)を設定する。 | 現地調査の調査期間は平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間及び夜間とする。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・哺乳類相の把握 | | | |
| | 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。 調査地点は、鳥類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-6)を設定する。 | 現地調査の調査期間は平成26年度～平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は早朝、昼間及び夜間とする。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・鳥類相の把握 | | | |
| | 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。 調査地点は、爬虫類相の状況を適切かつ効果的に把握できる経路(図4.2.2-8)を設定する。 | 現地調査の調査期間は平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・爬虫類相の把握 | | | |
| | 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。 調査地点は、両生類相の状況を適切かつ効果的に把握できる経路(図4.2.2-8)を設定する。 | 現地調査の調査期間は平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、初夏、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・両生類相の把握 | | | |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|----------------|---|-------------------------------------|--|--------------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | 工事の実施 (ダム、堤体の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。) 材料の採取の工事、施工設備及び工事 | (1) 脊椎動物、昆虫類 他に 主な動物に係る動物相の状況 | 5) 魚類: 魚類相 | 現地調査は捕獲法及び潜水観察による。 |
| | | | 6) 昆虫類: 昆虫類相 | 現地調査は任意採集法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法及びピットフォールトラップ法による。 | |
| | | | 7) 底生動物: 底生動物相 | 現地調査は定性採集法及び定量採集法による。 | |
| | | | 8) その他の動物[陸産貝類]: 陸産貝類相 | 現地調査は任意採集法による。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の 手法の選定理由 |
|--|--|--|-----------|-----------|-----------------------|
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-2)とする。</p> <p>調査地点は、魚類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-9)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 18 年度、平成 23 年度～平成 24 年度、平成 28 年度、令和 3 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】 ・魚類相の把握</p> | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、昆虫類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-10)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 22 年度、令和 2 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、初夏、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間及び夜間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】 ・昆虫類相の把握</p> | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-2)とする。</p> <p>調査地点は、底生動物相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-11)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 19 年度、24 年度、29 年度、令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】 ・底生動物相の把握</p> | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(図4.2.2-3)とする。</p> <p>調査地点は、陸産貝類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-12)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は令和 2 年度、令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】 ・陸産貝類相の把握</p> | | | |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|---------|----------------|--|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | <p>工事の実施</p> <p>〔付事替用ダムの堤体の工事、道路の設置の工事、材料の採取の工事、建設発生土の処理の工事、施工設備及び工〕</p> | <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>「3.1.5.1 動物」により抽出されている重要な種の分布等を把握するため、下欄の事項を調査する。 なお、新たに重要な種の生息が確認された場合には、その分布等を調査する。</p> | <p>文献その他の資料により生態等に関する情報を整理するとともに、現地調査の情報により分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 具体的な調査の手法は「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の調査の手法及び項目毎に下欄に示す調査の手法とする。</p> |
| | | | <p>1) 哺乳類(22種): 分布、生息の状況及び生息環境の状況 カワネズミ、シナノミズラモグラ、ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、モリアブラコウモリ、コヤマコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、チチブコウモリ、ウサギコウモリ、ユビナガコウモリ、コテングコウモリ、テングコウモリ、ホンドザル、ホンドモモンガ、ヤマネ、ツキノワグマ、ニホンイイズナ、ホンドオコジョ、カモシカ (絶滅種のニホンオオカミを除く)</p> | <p>現地調査は目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、バットディテクター法及び無人撮影法による。</p> |
| | | | <p>2) 鳥類(78種): 分布、生息の状況及び生息環境の状況 (猛禽類の重要な種) ミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ、ハヤブサ (その他の鳥類の重要な種) ウズラ、ヤマドリ、ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、オシドリ、ヨシガモ、シマアジ、トモエガモ、シノリガモ、カワアイサ、カンムリカイツブリ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ミゾゴイ、チュウサギ、クイナ、ヒメクイナ、ヒクイナ、バン、オオバン、ジュウイチ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、ケリ、コチドリ、シロチドリ、ヤマシギ、オオジシギ、ハマシギ、コアジサシ、オオコノハズク、コノハズク、フクロウ、アオバズク、トラフズク、アカショウビン、カワセミ、ヤマセミ、ブッポウソウ、アリスイ、オオアカゲラ、クマゲラ、サンショウクイ(亜種)、サンコウチョウ、チゴモズ、アカモズ、コシアカツバメ、オオムシクイ、オオセッカ、コヨシキリ、セッカ、キバシリ、コマドリ、ノゴマ、ノビタキ、サメビタキ、コサメビタキ、イワヒバリ、カヤクグリ、イスカ、ホオアカ、ノジコ、クロジ</p> | <p>猛禽類の重要な種に関する現地調査は、定点観察法及び踏査等による。</p> <p>その他の鳥類の重要な種に関する現地調査はラインセンサス法、スポットセンサス法、船上センサス法、任意調査法及び夜間調査による。</p> |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|---|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>現地調査の調査地域・調査地点は「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の調査地域・調査地点及び下欄に示す調査地域・調査地点とする。</p> | <p>現地調査の調査期間等は「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の調査期間等及び下欄に示す調査期間等とする。</p> | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-5)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間及び夜間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 哺乳類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |
| | <p>調査地域は、事業実施区域から4kmの区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-4)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の生息の状況、地形の状況、視野範囲等を考慮し、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-7)を設定する</p> | <p>猛禽類の重要な種に関する現地調査の調査期間は令和2年度～令和5年度とし、調査時期は、生態を考慮し通年とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 猛禽類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-6)を設定する。</p> | <p>その他の鳥類の重要な種に関する現地調査の調査期間は平成26年度～平成27年度、令和3年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は早朝、昼間及び夜間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | |
|---------|--|--|-------------------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 工事の実施 〔ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、建設発生土の処理の工事、施工設備及び工 事用道路の設置の工事、付替の工事を行う。〕 | (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | 現地調査は目撃法、トラップ法及び捕獲法による。 |
| | | 3) 爬虫類(6種):分布、生息の状況及び生息環境の状況 ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリ | 現地調査は目撃法、トラップ法及び捕獲法による。 |
| | | 4) 両生類(9種):分布、生息の状況及び生息環境の状況 トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、キタオウシュウサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、モリアオガエル、カジカガエル | 現地調査は目撃法及び捕獲法による。 |
| | | 5) 魚類(16種):分布、生息の状況及び生息環境の状況 スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種、スナヤツメ類、ニホンウナギ、キンブナ、ヤリタナゴ、タナゴ、アカヒレタビラ、エゾウグイ、スナゴカマツカ、ドジョウ属、ホトケドジョウ、ギバチ、サクラマス、サクラマス(ヤマメ)、ミナミメダカ、カジカ、ハナカジカ | 現地調査は捕獲法及び潜水観察による。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる経路(図4.2.2-8)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 27 年度、令和 3 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 爬虫類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる経路(図4.2.2-8)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 27 年度、令和 3 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、初夏、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 両生類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-2)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-9)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 18 年度、平成 23 年度～平成 24 年度、平成 28 年度、令和 3 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|---------|----------------|--|--|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | <p>工事の実施</p> <p>〔 付替の工事をいう。 〕</p> <p>ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工</p> <p>事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の</p> | <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>6) 昆虫類(139種): 分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>コバネアオイトトンボ、ルリイトトンボ、モートンイトトンボ、カラカネイトトンボ、アオハダトンボ、マダラヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ヤマサナエ、ホンサナエ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボ、キトンボ、オオキトンボ、ウスバカマキリ、ヒガシキリギリ、カワラバッタ、ズイムシハナカメムシ、ババアメンボ、イトアメンボ、ミゾナシミズムシ、ミズムシ(昆)、ナガミズムシ、コオイムシ、キイロマツモムシ、ヤマトセンブリ、キバネツノトンボ、ハイロボクトウ、ヤホシホソマダラ、ホタルガ、ベニモンマダラ本土亜種、ホシチャバネセセリ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、チャマダラセセリ、スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種、チョウセンアカシジミ、ウラジロミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、クロミドリシジミ、キタアカシジミ北日本亜種、クロシジミ、オオゴマシジミ、ゴマシジミ北海道・東北亜種、ヒメシジミ本州・九州亜種、フジミドリシジミ、ウラギンスジヒョウモン、ヒョウモンチョウ東北以北亜種、ベニヒカゲ本州亜種、オオウラギンヒョウモン、ゴマダラチョウ本土亜種、キマダラモドキ、コジャノメ、オオムラサキ、ヒメギフチョウ本州亜種、ヤマキチョウ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、モリオカツトガ、クロフカバシヤク、オナガミズアオ本土亜種、ヒメスズメ、スキバホウジャク、タカオシヤチホコ、スゲドクガ、ツチイロキリガ、ガマヨトウ、キスジウスキヨトウ、コシロシタバ、ミヤマキシタバ、オガサワラヒゲヨトウ、ミスジキリガ、ノシメコヤガ、ハヤチネヌレチゴミムシ、ウメヤルリミズギワゴミムシ、エゾカタピロオサムシ、アカガネオサムシ本州亜種、セアカオサムシ、アオホソゴミムシ、チビマルクビゴミムシ、シラハタキバナガゴミムシ等</p> <p>(絶滅種のおオルリシジミ本州亜種、スジゲンゴロウを除く)</p> | <p>現地調査は任意採集法、ライトトラップ法、バイトトラップ法及びピットフォールトラップ法による。</p> |
| | | | <p>7) 底生動物(27種): 分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>マルタニシ、オオタニシ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、カワシンジュガイ、イシガイ、ヌマガイ、ドブガイ属、ヤマトシジミ、マシジミ、マメシジミ、マメシジミ属、ホンサナエ、フライソニアミメカワゲラ、コオイムシ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、コムズスマシ、コオナガミズスマシ、コガムシ、ガムシ、シジミガムシ、ヨコミゾドロムシ、ケスジドロムシ、ゲンジボタル、ミズバチ</p> | <p>現地調査は定性採集法及び定量採集法による。</p> |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|---|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-1)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-10)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 22 年度、令和 2 年度～令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、初夏、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間及び夜間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昆虫類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びにダム下流河川の紫波橋(図4.2.2-2)までの北上川とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-11)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成 19 年度、24 年度、29 年度、令和 4 年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 底生動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | | | |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | |
|---------|---|--|-----------------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 |
| 動物 | <p>重要な種及び注目すべき生息地</p> <p>工事の実施</p> <p>〔 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事 、 材 料 の 採 取 の 工 事 、 施 工 設 備 及 び 工 付 替 の 工 事 を いう。 工 事 、 建 設 発 生 土 の 処 理 の 工 事 、 道 路 の 〕</p> | <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>8) その他の動物〔陸産貝類〕(21種)：分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハコダテヤマキサゴ、ケシガイ、ナガナタネガイ、キセルガイモドキ、クリイロキセルガイモドキ、ヒカリギセル、ミヨシギセル、ナミギセル、オオタキコギセル、タカキビ、オオタキキビ、スカシベッコウ、ウラジロベッコウ、ハクサンベッコウ属、カワグチレンズガイ、クリイロベッコウ、コハクモドキ、イワテビロウドマイマイ、ウロコビロウドマイマイ、ササミケマイマイ、トバマイマイ</p> | <p>現地調査は任意採集法による。</p> |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|--|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(図4.2.2-3)とする。</p> <p>調査地点は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-12)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は令和2年度、令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸産貝類の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | |
|---------|---|--|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 |
| 動物 | <p>重要な種及び注目すべき生息地</p> <p>工事の実施</p> <p>〔 付替の工事をいう。ダム、道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工 〕</p> | <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>集団繁殖地等の注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況等を調査する。</p> | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じ聴取により情報を補う。</p> |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------|-------------------|
| | 「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同様とする。 | 「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同様とする。 | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |

(4.2.2.1 動物)

| 項 目 | | 調査の手法 | |
|---------|--|----------------|----------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 |
| 動物 | <p>重要な種及び注目すべき生息地</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>〔 設ダムの堤体の存在、材料採取地の跡地の存在、建設生土処理場の跡地の存在、道路の存在、ダムの供用及び貯水池の存在をいう。 〕</p> | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|----------------|----------------|---|---|---|
| | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | <p>(1) 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地に関する生息環境の状況等を踏まえ、土地又は工作物の存在及び供用による生息環境の改変の程度から、重要な種及び注目すべき生息地への環境影響について、事例の引用又は解析とする。</p> <p>(2) 予測地域 調査地域と同様とする。</p> <p>(3) 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響を的確に把握できる時期とする。</p> | <p>重要な種及び注目すべき生息地に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、施設等の配置の配慮、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。</p> | <p>影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の存在等について、「原石山の跡地の存在」を除き、「材料採取地の跡地の存在」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。</p> <p>また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。</p> |

表 4.2.2-2 哺乳類の調査手法

| 調査項目 | 現地調査手法 | 調査内容 |
|-------|--------------|---|
| 哺乳類相 | 1. 目撃法 | 調査経路を踏査し、出現した哺乳類を目視により確認する。 |
| | 2. フィールドサイン法 | 調査経路を踏査し、足跡、糞、食痕、巣、爪痕、モグラ塚等の生息痕跡(フィールドサイン)により、生息種を確認する。 |
| | 3. トラップ法 | 調査地点にトラップ(シャーマントラップ、カゴワナ)を設置し、ネズミ類、モグラ類等を捕獲し、生息種を確認する。 |
| | 4 無人撮影法 | 調査地点に無人撮影装置を設置し、出現個体を撮影し生息種を確認する。 |
| | 5. 夜間調査 | 日没頃～夜間に、調査経路をゆっくり移動しながら観察し、鳴き声や目視により生息種を確認する。 |
| | 6. 捕獲法 | 調査経路を踏査し、出現した哺乳類の捕獲し生息種を確認する。 |
| | 7. バットディテクター | コウモリ類を対象に、夜間にバットディテクターを用いて、生息の有無を確認する。 |
| カワネズミ | 1. トラップ法 | 調査地点にカゴワナ(1地点あたり10台)を2晩設置し捕獲個体を確認する。 |
| | 2. 無人撮影法 | 調査地点に無人撮影装置及び誘引餌を設置し、採餌する個体や沢沿いを移動する個体を撮影する。 |
| コウモリ類 | 1. トラップ調査 | 目撃やフィールドサイン等による確認が困難なコウモリ類を対象とし、ハープトラップまたはカスミ網を用いて捕獲する。 ハープトラップ及びカスミ網は、林道や林内の河川上等、コウモリ類が通過する場所にそれぞれ1台設置する。設置時間は日没前後3～4時間程度とする。 |
| ヤマネ | 1. 巣箱法 | 目撃、足跡、糞等のフィールドサイン等による確認が困難なヤマネを対象とし、巣箱を樹林に設置し、巣箱の利用状況を観察する。 巣箱は調査地点あたり10個程度を春季調査前に設置する。設置後は、春季、夏季、秋季に利用状況を点検する。 |

表 4.2.2-3 哺乳類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|------------|--------------------|--------------------------------------|--|-----------------------------|--|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 27年度 | 5/11～15 5/18～23 | 6/29～7/2 7/6～9 7/13～17 7/21 | 9/7～11 9/16～18 9/28～10/2 10/5～7 | 1/6～7 1/15～16 1/24～27 | 哺乳類相の把握 1. 目撃法 2. フィールドサイン法 3. トラップ法 4. 無人撮影法 5. 夜間調査 6. 捕獲法 |
| 事業者の 調査 | 令和 3年度 | — | 8/2～6 8/18～20 8/23～28 | 9/22～24 10/11～23 | 12/19～23 | 哺乳類相の把握 1. 目撃法 2. フィールドサイン法 3. トラップ法 4. 無人撮影法 6. 捕獲法 7. バットディテクター カワネズミの把握 1. トラップ法 2. 無人撮影法 コウモリ類の把握 1. トラップ調査 |
| | 令和 4年度 | 4～5月 (予定) | 7月～8月 (予定) | 10月 (予定) | 12月～1月 (予定) | 哺乳類相の把握 1. 目撃法 2. フィールドサイン法 3. トラップ法 4. 無人撮影法 6. 捕獲法 7. バットディテクター カワネズミの把握 1. トラップ法 2. 無人撮影法 コウモリ類の把握 1. トラップ調査 ヤマネの把握 1. 巣箱法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-4 鳥類の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|--------------|---|
| 鳥類 | 1. ラインセンサス法 | 調査経路上を一定の速度で踏査し、出現した鳥類を目視や鳴き声によって識別し、生息種を確認する。 |
| | 2. 定点観察法 | 見晴らしの良好な場所に設定した調査定点において、一定時間内に出現する鳥類を、目視や鳴き声によって識別し、生息種を確認する。 |
| | 3. スポットセンサス法 | 河川の堤防上に 200m間隔で設置した調査地点周辺に出現する鳥類を目視や鳴き声によって識別し、生息種を確認する。 |
| | 4. 夜間調査 | 夜間に車両又は徒歩により移動しながら、夜行性鳥類（フクロウ類含む）の鳴き声または目視により生息種を確認する。 |
| | 5. 船上センサス法 | 船でダム湖の湖面上をゆっくり移動しながら、出現する水鳥類等の種名、個体数及び確認位置を記録する。 |
| | 6. 任意観察法 | 調査地域を任意に踏査し、出現する鳥類を、目視や鳴き声によって識別し、生息種を確認する。 |

表 4.2.2-5 鳥類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注1} |
|---------------|------------|-------------------|---------------|---------------|----------------|--|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 26年度 | 5/12～14 6/2～11 | — | 9/30～10/2 | 12/1～19 | 鳥類相の把握 1. ラインセンサス法 2. 定点観察法 3. スポットセンサス法 4. 夜間調査 5. 船上センサス法 |
| | 平成 27年度 | — | — | — | 2/25～27 | 鳥類相の把握 2. 定点観察法 5. 船上センサス法 |
| 事業者の 調査 | 令和 3年度 | 5/14～17 | 6/17～20 | 10/11～13 | 12/21～12/23 | 鳥類相の把握 1. ラインセンサス法 2. 定点観察法 4. 夜間調査 6. 任意観察法 |
| | 令和 4年度 | 5月～6月 (予定) | 6月～7月 (予定) | 9～10月 (予定) | 12月～1月 (予定) | 鳥類相の把握 1. ラインセンサス法 2. 定点観察法 4. 夜間調査 6. 任意観察法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-6 爬虫類の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|--------------|--|
| 爬虫類 | 1. 目撃法 | 調査経路上を踏査し、出現する爬虫類を目視により確認する。 |
| | 2. 捕獲法 | 調査経路上を踏査し、出現する爬虫類をタモ網等により捕獲し、生息種を確認する。 |
| | 3. フィールドサイン法 | 調査経路上を踏査し、ヘビ類の脱皮殻等の確認により、生息種を確認する。 |
| | 4. トラップ法 | 調査地点にカメトラップを1晩設置し、捕獲により生息種を確認する。 |

表 4.2.2-7 爬虫類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|------------|--------------------|--------------------------------------|--|----|---|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 27年度 | 5/11～15 5/18～23 | 6/29～7/2 7/6～9 7/13～17 7/21 | 9/7～11 9/16～18 9/28～10/2 10/5～7 | — | 爬虫類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 3. フィールドサイン法 4. トラップ法 |
| | 令和 3年度 | 5/16～18 | 8/2～6 8/18～20 | 10/11～17 | — | 爬虫類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 3. フィールドサイン法 |
| 事業者の 調査 | 令和 4年度 | 5月 (予定) | 7月～8月 (予定) | 9月～10月 (予定) | — | 爬虫類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 3. フィールドサイン法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-8 両生類の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|--------------|---|
| 両生類 | 1. 目撃法 | 調査経路上を踏査し、両生類の卵塊、出現個体の目視、カエル類の鳴き声等により、生息種を確認する。 |
| | 2. 捕獲法 | 調査経路上を踏査し、両生類の個体をタモ網等により捕獲し、生息種を確認する。 |
| | 3. フィールドサイン法 | 調査経路上を踏査し、卵囊等の生息痕跡(フィールドサイン)により、生息種を確認する。 |
| | 4. 夜間調査 | 調査経路を日没頃～夜間にゆっくり移動しながら観察し、鳴き声や目視により生息種を確認する。 |

表 4.2.2-9 両生類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|------------|--------------------|--|--|----|---|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 27年度 | 5/11～15 5/18～23 | 初夏季 6/29～7/2 7/6～9、7/21 夏季 7/13～17 | 9/7～11 9/16～18 9/28～10/2 10/5～7 | — | 両生類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 3. フィールドサイン法 |
| | 令和 3年度 | 5/16～18 | 8/2～6 8/18～20 | 10/11～17 | — | 両生類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 4. 夜間調査 |
| 事業者の 調査 | 令和 4年度 | 5月 (予定) | 7月～8月 (予定) | 9月～10月 (予定) | — | 両生類相の把握 1. 目撃法 2. 捕獲法 4. 夜間調査 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-10 魚類の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|---------|---|
| 魚類 | 1. 捕獲法 | サデ網、タモ網、刺網、定置網、投網、はえなわ等により捕獲し、生息種を確認する。 |
| | 2. 潜水観察 | 調査地点に潜水し、目視により生息種を確認する。 |

表 4.2.2-11 魚類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|------------|--------------|---|-------------------------------------|----|-----------------------------|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 18年度 | — | 7/10~12 8/2~11 8/24~25 9/14~15 | 9/4~6 10/23~11/8 | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 2. 潜水観察 |
| | 平成 23年度 | — | — | 10/3~6 10/13、10/28 10/31~11/9 | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 2. 潜水観察 |
| | 平成 24年度 | — | 7/10~12 7/21~27 7/30 | — | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 2. 潜水観察 |
| | 平成 28年度 | — | 6/13~17 6/22~23 6/28、30 | 9/21~23 10/17~22 | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 2. 潜水観察 |
| | 令和 3年度 | — | 6/14~23 6/25 7/5~9 | 9/27~10/1 10/4~14 | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 |
| 事業者の 調査 | 令和 3年度 | 5/27~29 | 6/22~24 7/7 | 9/29 10/12~15 | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 |
| | 令和 4年度 | 5~6月 (予定) | 7~8月 (予定) | 9~10月 (予定) | — | 魚類相の把握 1. 捕獲法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-12 昆虫類の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|-----------------|--|
| 昆虫類 | 1. 任意採集法 | 調査経路において、目視、見つけ採り、ビーティング、スウィーピング等により昆虫類を採集し、生息種を確認する。 |
| | 2. ライトトラップ法 | 調査地点にライトトラップを設置し、夜行性の昆虫類を採集し、生息種を確認する。 ライトトラップ（カーテン法）は、調査地点にスクリーンを設置し、その前に光源を吊るして点灯し、スクリーンに集まった昆虫類を採集する。調査は日没から数時間行う。 ライトトラップ（ボックス法）は、光源の下に大型ロート部及び昆虫類収集用ボックス部からなる捕虫器を設置し、昆虫類を採集する。捕虫器は日没前に設置し、翌日回収する。 |
| | 3. ベイトトラップ法 | 調査地点に、ベイトトラップを一晩設置し、地表徘徊性の昆虫類を採集し、生息種を確認する。 ベイトトラップ（プラスチックコップ等）の口を地面と同じレベルになるように埋め込み、その中に誘引餌（糖蜜等）を入れて、トラップ内に落下した昆虫類を採集する。 |
| | 4. ピットフォールトラップ法 | 調査地点に、ピットフォールトラップを一晩設置し、地表徘徊性の昆虫類を採集し、生息種を確認する。 ピットフォールトラップ（プラスチックコップ等）の口を地面と同じレベルになるように埋め込み、トラップ内に落下した昆虫類を採集する。 |
| | 5. 目撃法 | 調査経路において、出現した昆虫類を目視確認し、生息種を確認する。 |

表 4.2.2-13 昆虫類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | |
|---------------|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|----|---|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 22年度 | 5/6 5/18～26 | 8/2～6 8/9～12 | 9/27～10/2 10/5～7 | — | 昆虫類相の把握 1. 任意採集法 2. ライトトラップ法 4. ピットフォールトラップ法 5. 目撃法 |
| | 令和 2年度 | 5/11～6/8 5/29～30 6/1～3 6/8～9 | 7/14～17 7/20～23 7/27 7/29～31 | 9/14～18 9/23～25 | — | 昆虫類相の把握 1. 任意採集法 2. ライトトラップ法 4. ピットフォールトラップ法 5. 目撃法 |
| 事業者の 調査 | 令和 3年度 | 5/14～15 5/17～18 | 初夏季 6/8～11 夏季 8/2～6 | 9/6～10 | — | 昆虫類相の把握 1. 任意採集法 2. ライトトラップ法 3. ベイトトラップ法 |
| | 令和 4年度 | 5月 (予定) | 6～8月 (予定) | 9～10月 (予定) | — | 昆虫類相の把握 1. 任意採集法 2. ライトトラップ法 3. ベイトトラップ法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-14 底生動物の調査手法

| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|----------|---|
| 底生動物 | 1. 定性採集法 | 調査地点において、D フレームネット等により採集し、生息種を確認する。 |
| | 2. 定量採集法 | 調査地点において、サーバーネット等によるコドラート法により採集し、生息種を確認する。 |
| | 3. 定点採集法 | ダム湖内の調査地点において、エクマンバージ採泥器によるコドラート法により採集し、生息種を確認する。 |

表 4.2.2-15 底生動物調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 調査年度 | 内容 | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|------------|--------------|---------------------|---------------|----------------------|--|
| | | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 19年度 | — | 7/19~20 7/30~8/3 | — | 12/3~12/5 1/15~18 | 底生動物相の把握 1. 定性採集法 2. 定量採集法 |
| | 平成 24年度 | — | 7/31~8/2 | — | 12/4~6 12/12~13 | 底生動物相の把握 1. 定性採集法 2. 定量採集法 |
| | 平成 29年度 | — | 7/18~21 8/6~9 | — | 12/11~15 12/18~20 | 底生動物相の把握 1. 定性採集法 2. 定量採集法 3. 定点採集法 |
| 事業者の 調査 | 令和 4年度 | 5~6月 (予定) | 7~8月 (予定) | 9~10月 (予定) | 12~1月 (予定) | 底生動物相の把握 1. 定性採集法 2. 定量採集法 3. 定点採集法 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

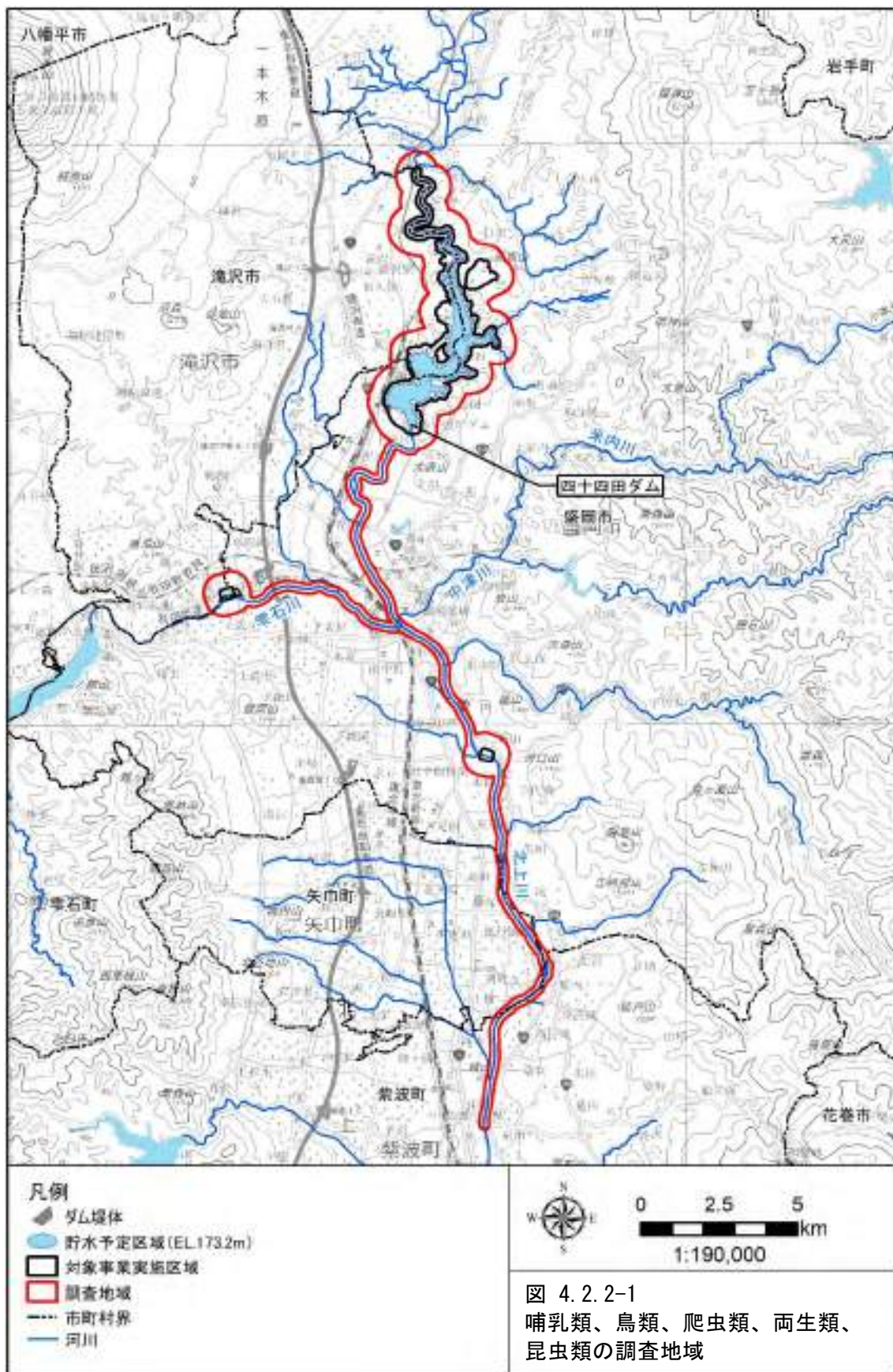
表 4.2.2-16 陸産貝類の調査手法

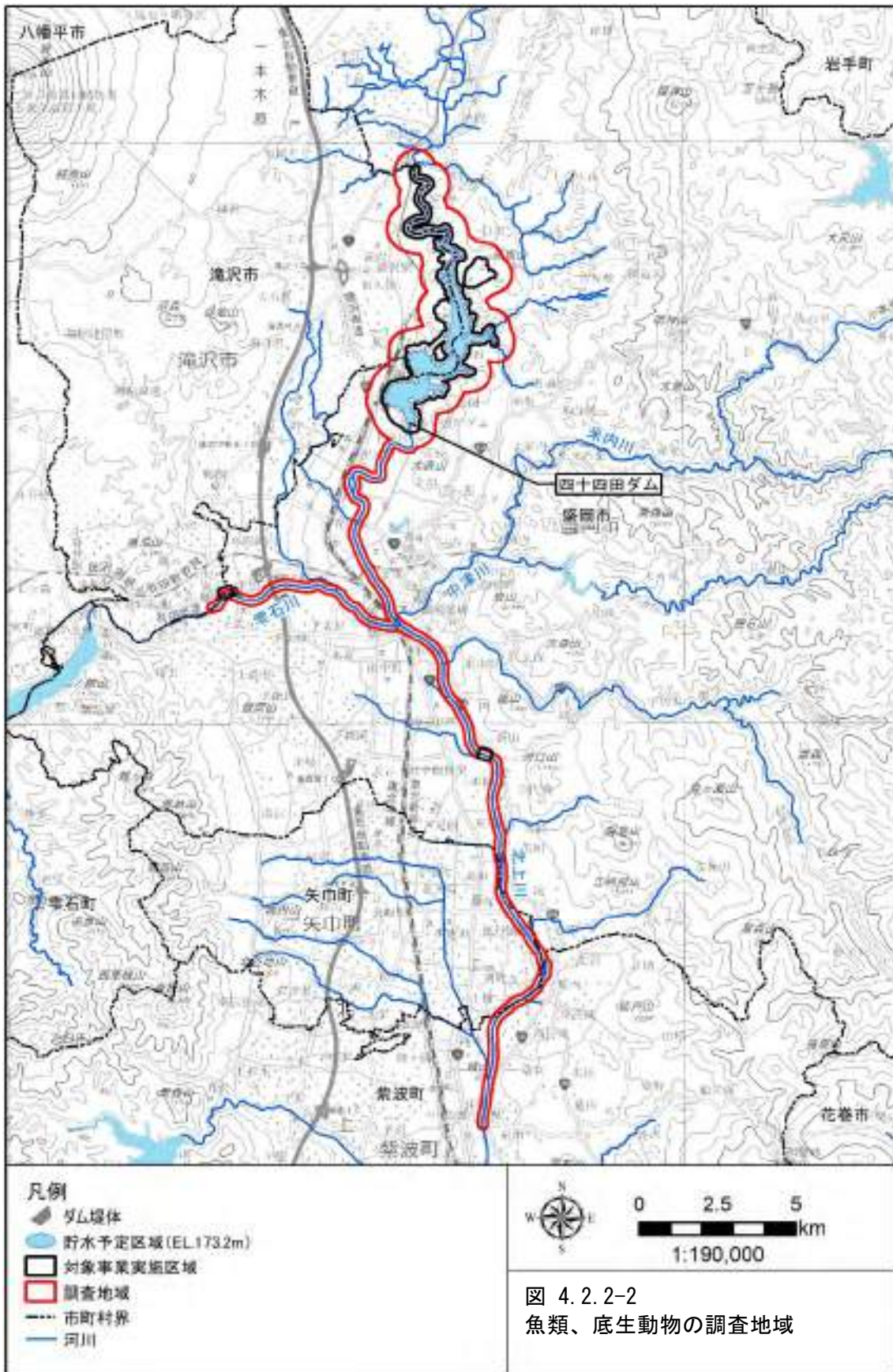
| 調査項目 | 調査方法 | 調査内容 |
|------|----------|--|
| 陸産貝類 | 1. 任意採集法 | 調査経路において、目撃、見つけ採り、石おこし等により陸産貝類を採集し、生息種を確認する。 |

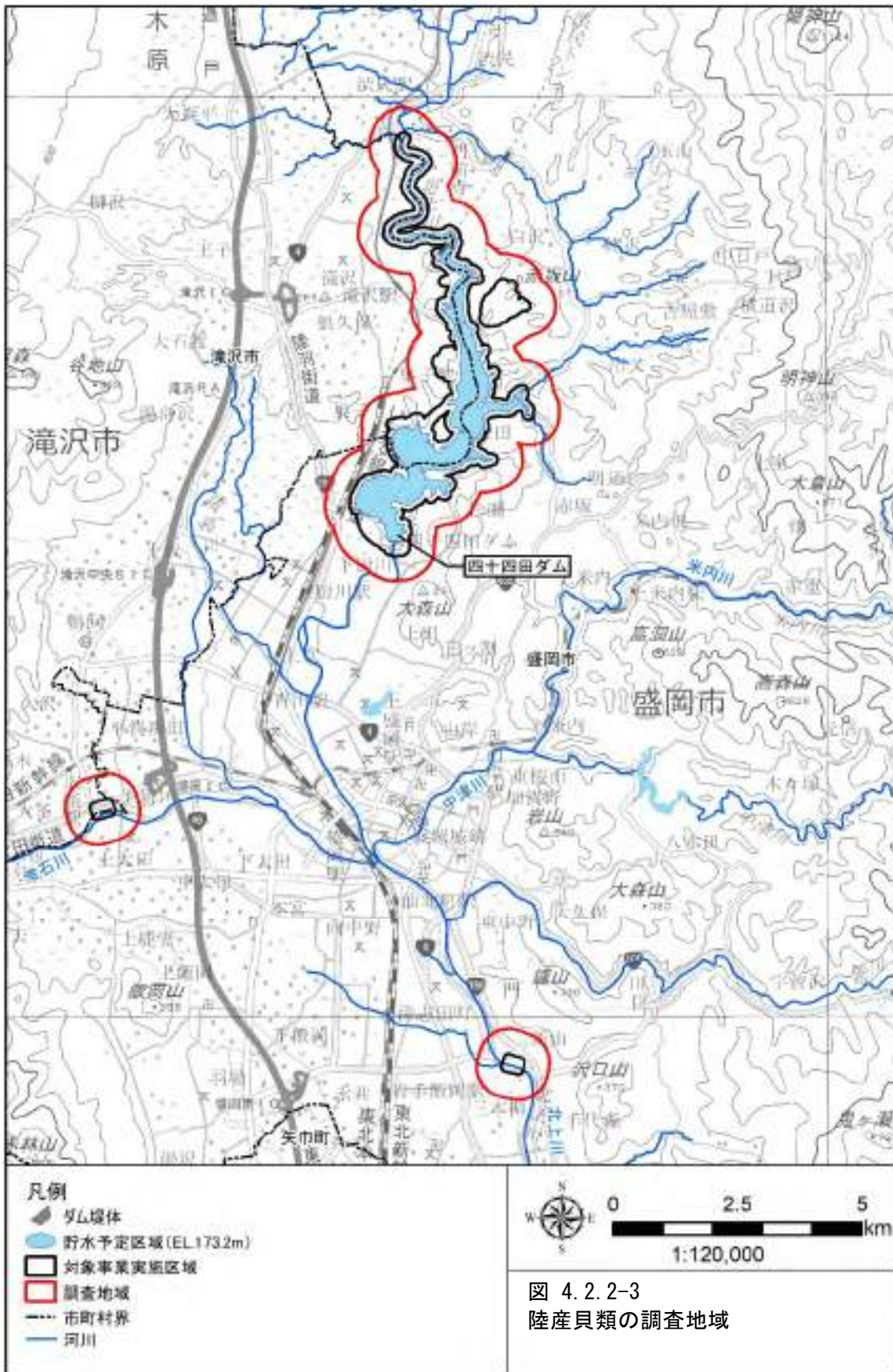
表 4.2.2-17 陸産貝類調査の実施状況及び調査予定

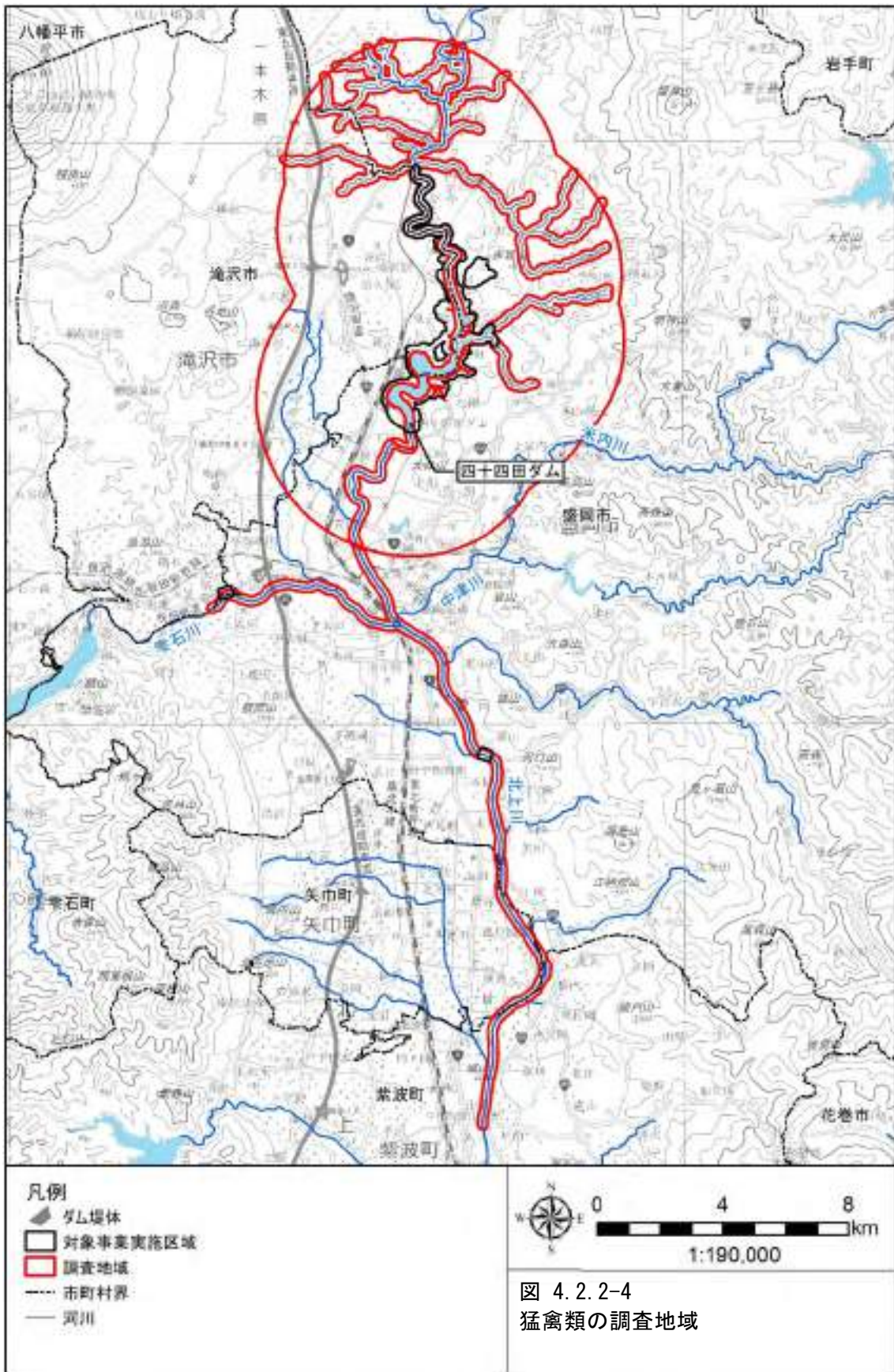
| 調査区分 | 調査年度 | 内容 | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|------------|-----------|------|---------------|----------------|----|-----------------------|
| | | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 事業者の 調査 | 令和 2年度 | — | 6/30~7/3 | 10/7~10 | — | 陸産貝類相の把握 1. 任意採取法 |
| | 令和 4年度 | — | 6月~7月 (予定) | 9月~10月 (予定) | — | 陸産貝類相の把握 1. 任意採取法 |

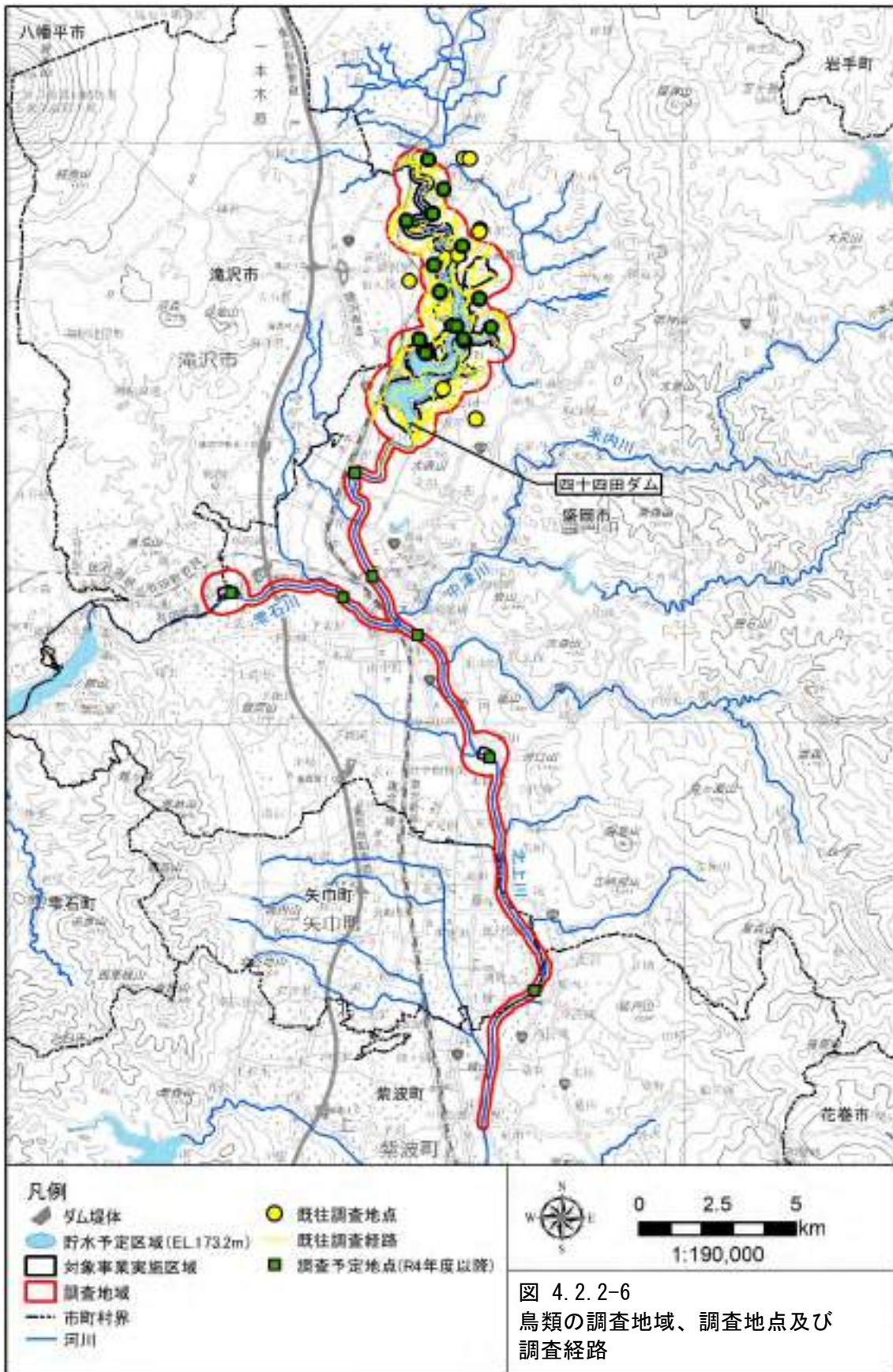
注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

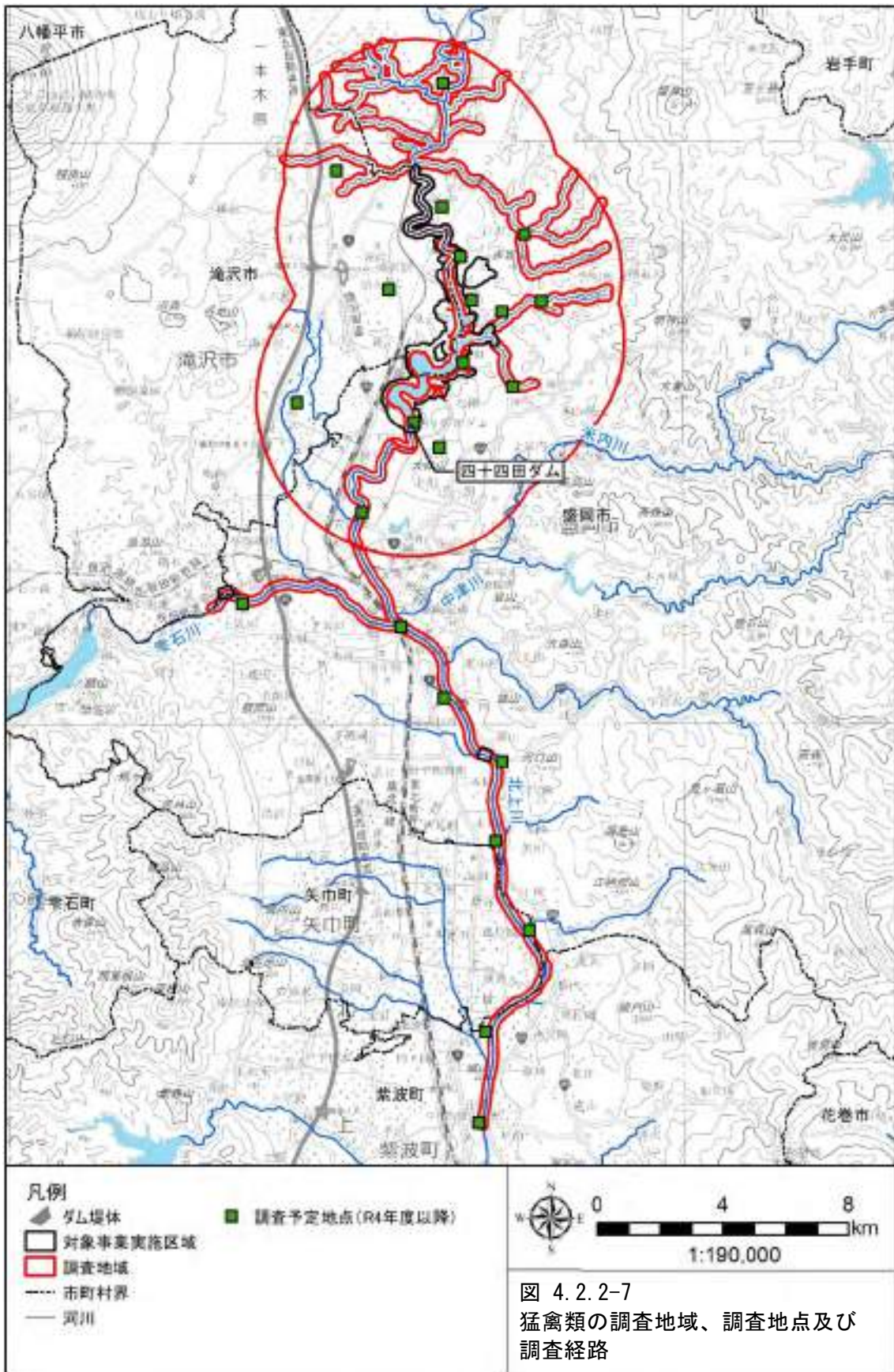












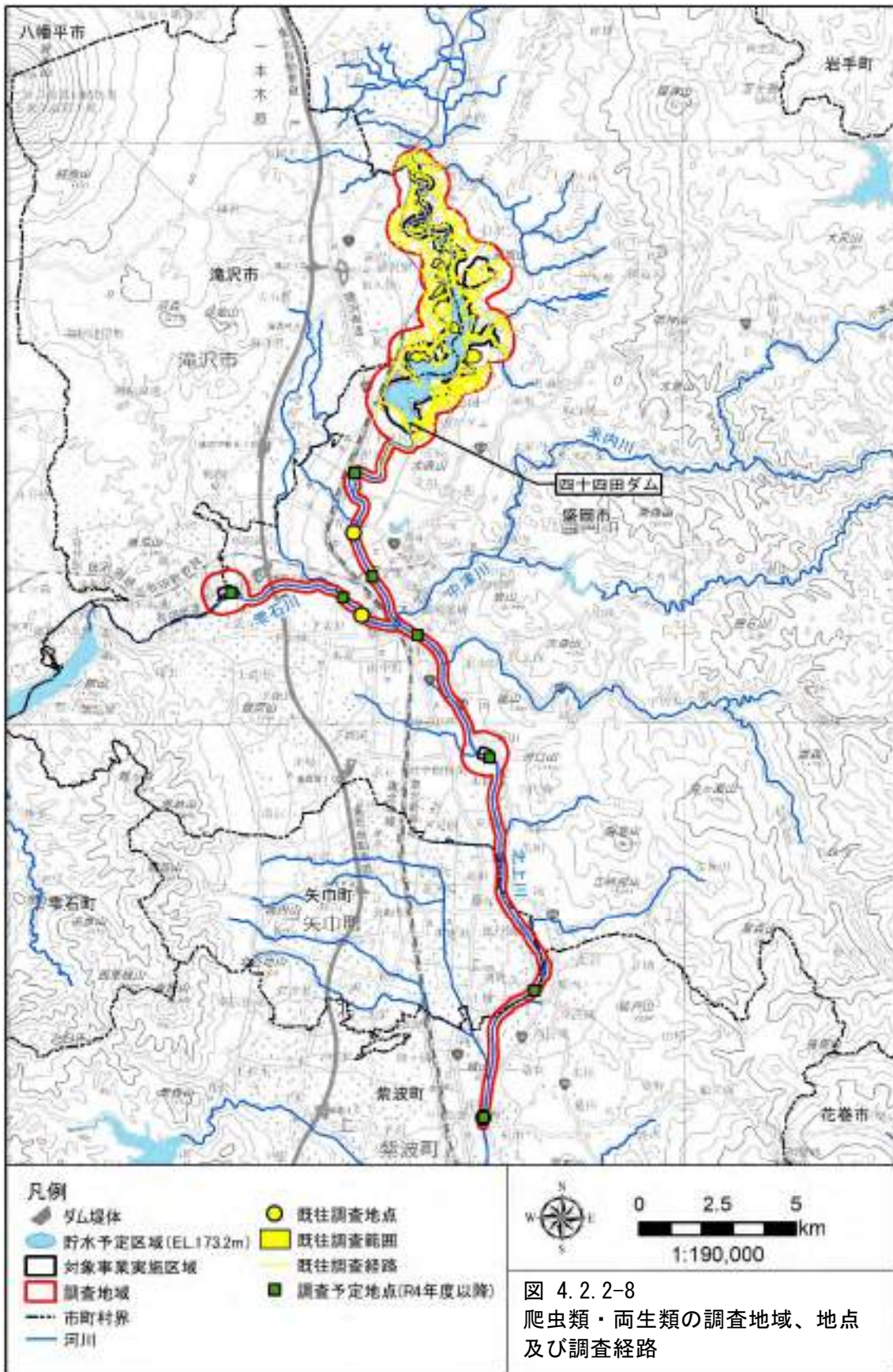
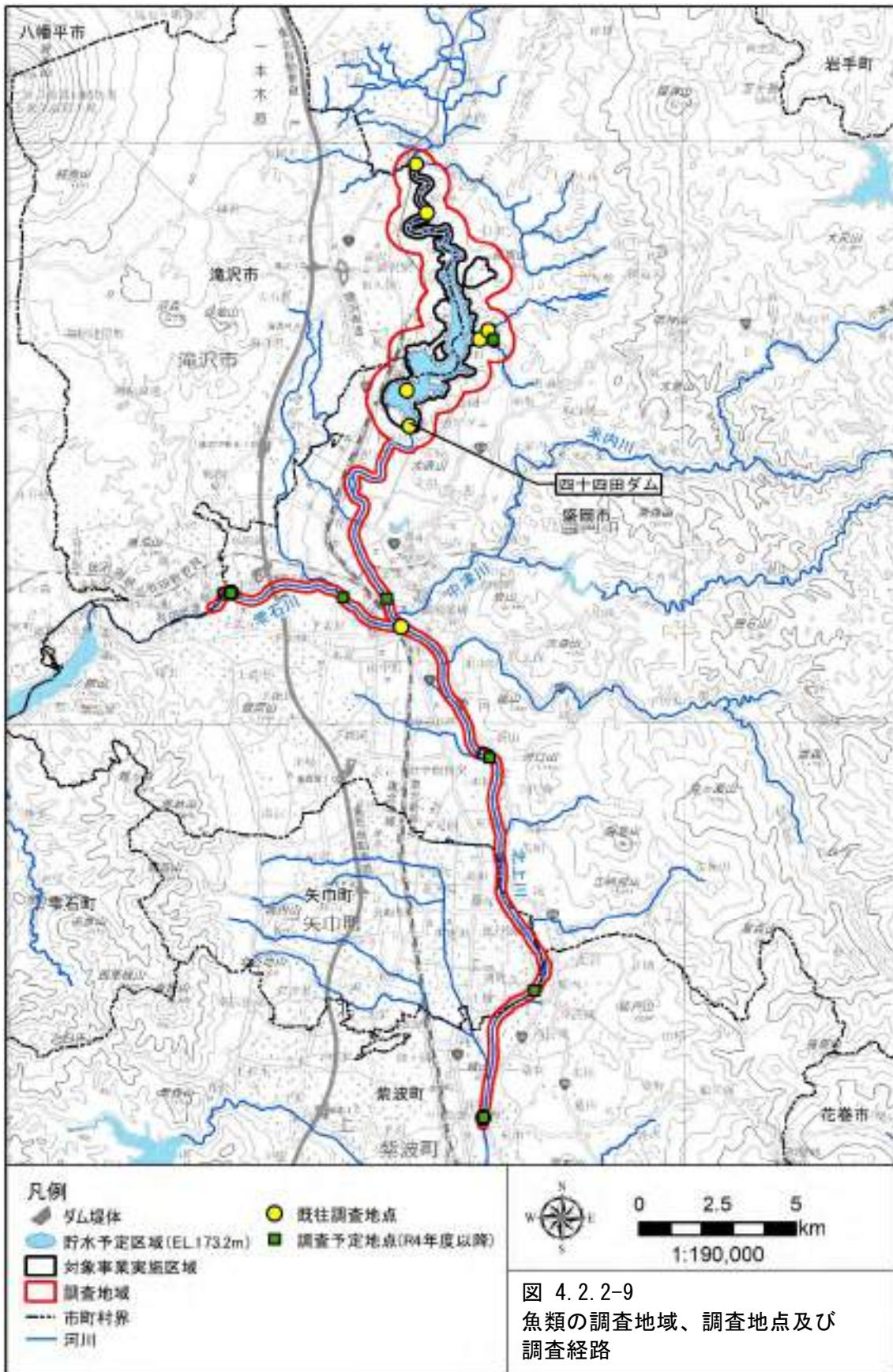


図 4.2.2-8
爬虫類・両生類の調査地域、地点
及び調査経路



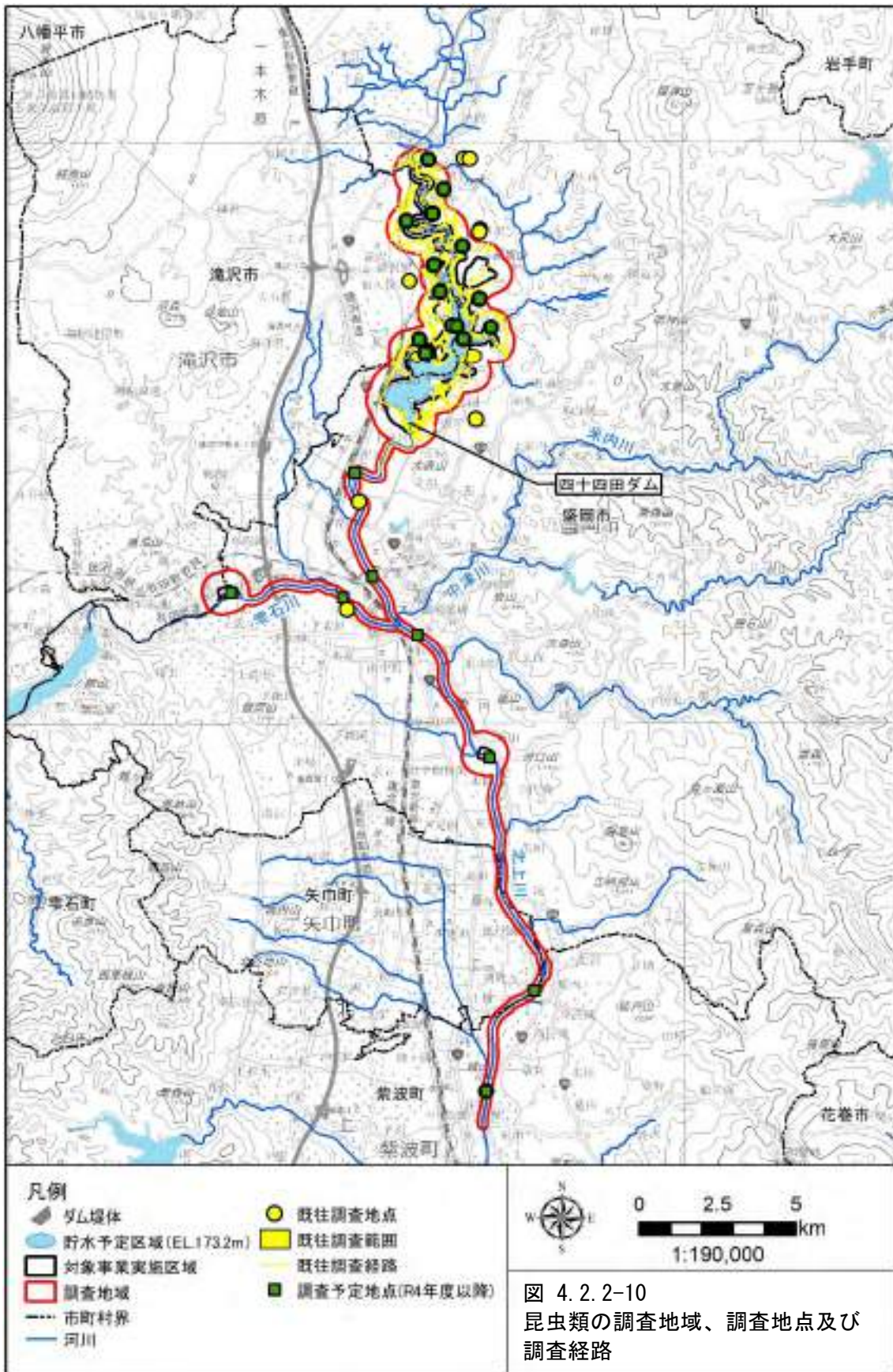
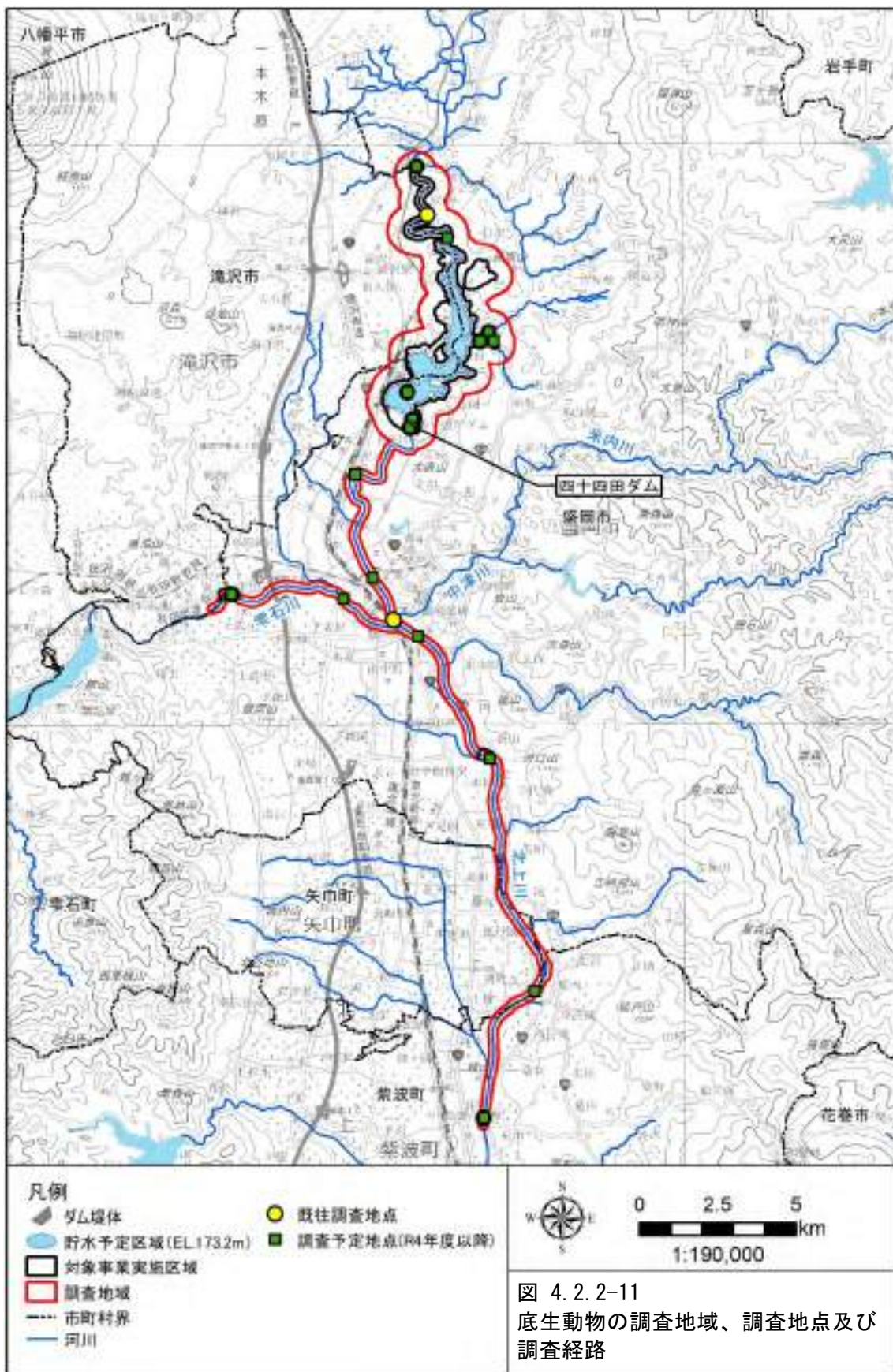
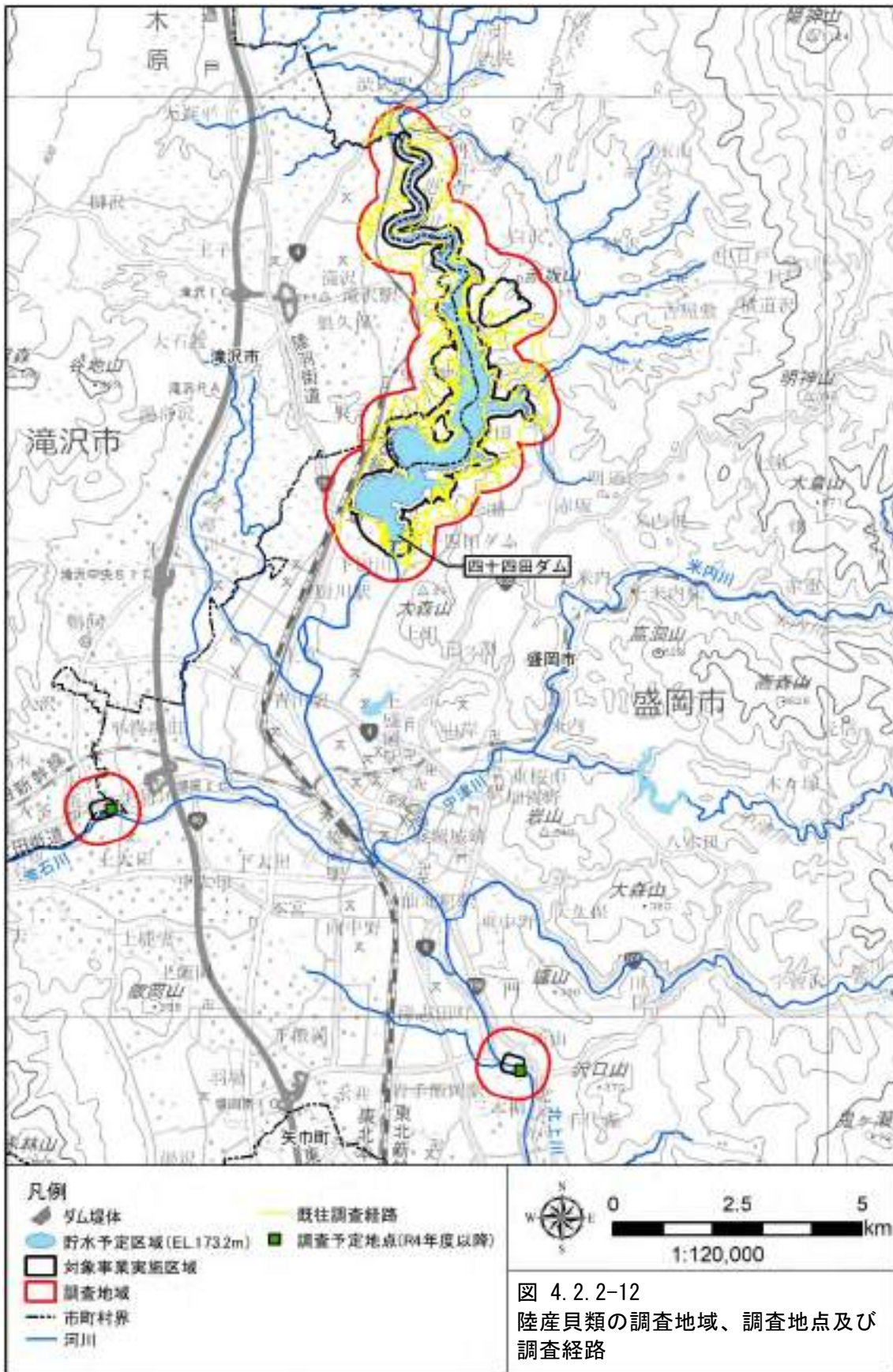


図 4.2.2-10
昆虫類の調査地域、調査地点及び
調査経路





(空白のページ)

4.2.2.2 植物

植物についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

なお、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定にあたって、植物学の専門家より助言を受けた。助言の内容を表 4.2.2-18 に示す。

表 4.2.2-18 専門家からの助言の内容

| 分類 | | 項目 | 内容 |
|----|----------------|----------|---|
| 植物 | 重要な種及び注目すべき生息地 | 調査の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ダム湖周辺の植生の把握に際しては、水位に応じた UAV 写真等を活用すること。 |
| | | 予測、評価の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ダム堤体の嵩上げに伴い今後の試験湛水等において新たに水没することになるサーチャージ水位までの樹林等は、樹木の枯死や外来種の侵入等が想定されるため留意すること。 |

(4.2.2.2 植物)

| 項 目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|----------|--|--|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 植物 | 重要な種及び群落 | <p>工事の実施</p> <p>〔 付替の工事を行う。ダム、道路の設置の工事、材料の採取の工事、建設発生土の処理の工事、施工設備及び工 事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の 〕</p> | (1) 種子植物 その他主 な植物に 係る植物 相及び植 生の状況 | 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。 |
| | | | 1) 種子植物・シダ植物:植物相及び植生 | 現地調査は踏査、コドラート法による。 | |
| | | | 2) 付着藻類:付着藻類相 | 現地調査は定量採取による。 | |
| | | | 3) 蘚苔類:蘚苔類相 | 現地調査は踏査による。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|---|--|--|--|
| | <p>植物の生態の特性を踏まえ、植物相及び植生の状況を適切かつ効果的に把握できる調査地域・調査地点とする。</p> <p>具体的な調査地域・調査地点を項目毎に下欄に示す。</p> | <p>植物の生態の特性を踏まえ、植物相及び植生の状況を適切かつ効果的に把握できる調査期間等とする。</p> <p>具体的な調査期間等を項目毎に下欄に示す。</p> | <p>(1) 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び群落の分布状況等を踏まえ、工事の実施に伴う分布又は生育環境の改変の程度から、重要な種及び群落への環境影響評価について、事例の引用又は解析とする。</p> | <p>重要な種及び群落に係る工事の実施による環境影響に関し、工事の工程・工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。</p> | <p>影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。</p> <p>また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。</p> |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(対象事業実施区域から約500mの範囲をいう。以下、「4.2.2.2 植物」において同じ。)並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-13)とする。</p> <p>調査地点は、植物相及び植生の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-15)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成20年度～平成21年度、25年度、平成30年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し早春季、春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物相及び植生の把握 | <p>(2) 予測地域</p> <p>調査地域と同様とする。</p> <p>(3) 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る工事期間の環境影響を的確に把握できる時期とする。</p> | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-13)とする。</p> <p>調査地点は、付着藻類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点(図4.2.2-16)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 付着藻類相の把握 | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(図4.2.2-14)とする。</p> <p>調査地点は、蘚苔類相の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-17)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は令和2年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蘚苔類相の把握 | | | |

(4.2.2.2 植物)

(1/1)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|---------|----------|---|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 植物 | 重要な種及び群落 | 工事の実施 〔ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。〕 | (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 「3.1.5.2 植物」により抽出されている植物の重要な種及び群落の分布等を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 文献その他の資料により生態等に関する情報を整理するとともに、現地調査の情報により分布、生育の状況及び生育環境の状況の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 具体的な調査の手法は「(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の調査の手法及び下欄に示す調査の手法とする。 |
| | | | 1) 種子植物・シダ植物(315種):分布、生育の状況及び生育環境の状況 ヤチスギラン、コケスギラン、ヒメミズニラ、ミズニラ、ヒメハナワラビ、サンショウモ、リシリシノブ、オオバノイノモトソウ、イノモトソウ、タチヒメワラビ、ヤワラシダ、イワカゲワラビ、アイアスカイノデ、イワオモダカ、モミ、アカエゾマツ、イブキ、ハイビャクシン、ミヤマネズ、イヌガヤ、カヤ、ジュンサイ、コウホネ、ウマノスズクサ、ヒンジモ、ナベクラザゼンソウ、ザゼンソウ、チシマゼキショウ、アギナシ、スブタ、ヤナギスブタ、ミズオオバコ、ホロムイソウ、ホソバノシバナ、ホソバヒルムシロ、イトモ、イトクズモ、キンコウカ、キヌガサソウ、ウラゲキヌガサソウ、オオバナノエンレイソウ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、エビネ、キンセイラン、サルメンエビネ、エビネ属、ギンラン、キンラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、アツモリソウ、ツチアケビ、アオチドリ、サワラン、コイチヨウラン、カキラン、オノエラン、ミズトンボ、ハクウンラン、ギボウシラン、セイタカスズムシソウ、スズムシソウ、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、コフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、サカネラン、サギソウ、タカネトンボ、ジンバイソウ等 (絶滅種のコウライイヌワラビ、マイヅルテンナンショウ、トチカガミ、ヌマハコベ、マメダオシを除く) | 現地調査は踏査及びコドラート法による。 |
| | | | 2) 蘚苔類(9種):分布、生育の状況及び生育環境の状況 スギバミズゴケ、キダチミズゴケ、ハリミズゴケ、アオモリミズゴケ、ワタミズゴケ、ミズゴケ属、クマノゴケ、カサゴケモドキ、カワゴケ、イチョウウキゴケ | 現地調査は踏査による。 |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|--|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>現地調査の調査地域・調査地点は「(1)種子植物その他主な植物相及び植生の状況」の調査地域・調査地点及び下欄に示す調査地域・調査地点とする。</p> | <p>現地調査の調査期間等は「(1)種子植物その他主な植物相及び植生の状況」の調査期間等及び下欄に示す調査期間等とする。</p> | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.2-13)とする。 調査地点は、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況を適切かつ効果的に把握できる経路(図4.2.2-15)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は平成20年度～平成21年度、25年度、平成30年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し早春季、春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 | | | |
| | <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域(図4.2.2-14)とする。 調査地点は、重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路(図4.2.2-17)を設定する。</p> | <p>現地調査の調査期間は令和2年度～令和4年度とし、調査時期は生態を考慮し春季及び秋季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。</p> <p>【令和4年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蘚苔類重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況 | | | |

(4.2.2.2 植物)

(1/1)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|---------|--|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 植物 | 重要な種及び群落 土地又は工作物の存在及び供用 [設ダムの堤体の存在、材料採取地の存在、建 供用及び貯水池の存在をいう。] | (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 |
| | | (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 |

| 調査地域・調査地点 | | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|----------------|--|----------------|--|---|---|
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | <p>(1) 予測の基本的な手法 重要な種及び群落の分布状況等を踏まえ、土地又は工作物の存在及び供用に伴う分布又は生育環境の改変の程度から、重要な種及び群落の改変の程度について事例の引用又は解析とする。</p> <p>(2) 予測地域 「工事の実施」と同様とする。</p> <p>(3) 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p> | <p>重要な種及び群落に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、施設等の配置の配慮、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。</p> | <p>影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の存在等について、「原石山の跡地の存在」を除き、「材料採取地の跡地の存在」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定する。</p> <p>また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定する。</p> |
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | | | |

表 4.2.2-19 種子植物・シダ植物（植物相）の調査手法

| 調査項目 | 調査手法 | 調査内容 |
|----------------|-------|--|
| 種子植物・シダ植物（植物相） | 1. 踏査 | 調査地域の環境を網羅的に把握できるように調査経路を設定する。設定した経路を踏査し、出現する生育種を記録し、植物相を把握する。 |

表 4.2.2-20 種子植物・シダ植物（植物相）調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|---------------|--------------------------|---|------------------------------|----------------------------------|----|-----------------------|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の 国勢調査 | 平成 21年度 | 4/29～5/1 5/3～/5 5/29～6/2 6/4～5 6/8～10、12 6/15～16 | 6/9～12 6/15～17 7/13～15 | 9/8～11 9/16、9/18 9/20～10/2 | — | 植物相の把握 1. 踏査 |
| | 平成 31年度 ・令和 元年度 | 早春季 4/10～12 春季 5/7～16 5/27～31 | 7/1～5 | 9/9～13 9/29～10/4 | — | 植物相の把握 1. 踏査 |
| 事業者の 調査 | 令和 2年度 | — | 7/20～25 | 9/28～10/1 | — | 植物相の把握 1. 踏査 |
| | 令和 3年度 | 5/24～28 | — | — | — | 植物相の把握 1. 踏査 |
| | 令和 4年度 | 早春季 4月～5月 (予定) 春季 5月～6月 (予定) | 7月～8月 (予定) | 10月 (予定) | — | 植物相の把握 1. 踏査 |

注)1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4.2.2-21 種子植物・シダ植物（植生）の調査手法

| 調査項目 | 調査手法 | 調査内容 |
|---------------|-----------|---|
| 種子植物・シダ植物（植生） | 1. 踏査 | 空中写真の判読及び現地踏査により、1/25,000の地形図に現存植生図を作成する |
| | 2. コドラート法 | 調査地区の代表的な植物群落に方形区を設定し、その出現種、階層構造、各階層の優占種、高さ及び植被率について記録する。 |

表 4.2.2-22 種子植物・シダ植物（植生）調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
|-----------|--------|------|---------|--|----|-----------------------------|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 河川水辺の国勢調査 | 平成20年度 | — | 8/25～29 | 9/24～28 10/1～24 11/5 | — | 植生の把握 1. 踏査 2. コドラート法 |
| | 平成25年度 | — | — | 9/7～8 10/10～19 10/22～25 | — | 植生の把握 1. 踏査 2. コドラート法 |
| | 平成30年度 | — | — | 8/20～23 8/27～30 9/3～7 9/10～13 | — | 植生の把握 1. 踏査 2. コドラート法 |
| 事業者の調査 | 令和2年度 | — | — | 10/2～7 | — | 植生の把握 1. 踏査 2. コドラート法 |

注) 1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4. 2. 2-23 付着藻類の調査手法

| 調査項目 | 調査手法 | 調査内容 |
|------|-----------|--|
| 付着藻類 | 1. コドラート法 | 付着藻類の付着する石礫を任意に採取し、5cm×5cmのコドラート内の藻類を採取する。採取した試料は室内分析により同定し細胞数を測定する。 |

表 4. 2. 2-24 付着藻類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | |
|--------|-------|---------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------------|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 事業者の調査 | 令和4年度 | 5月～6月 (予定) | 7月～8月 (予定) | 10月～11月 (予定) | 1月～2月 (予定) | 付着藻類相の把握 1. コドラート法 |

注) 1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

表 4. 2. 2-25 蘚苔類の調査手法

| 調査項目 | 調査手法 | 調査内容 |
|------|-------|---|
| 蘚苔類 | 1. 踏査 | 蘚苔類の生育環境を網羅的に把握できるように調査経路を設定する。設定した経路を踏査し、確認された蘚苔類を採集する。採集した試料は、実体顕微鏡及び光学顕微鏡を用いて同定する。 |

表 4. 2. 2-26 蘚苔類調査の実施状況及び調査予定

| 調査区分 | 内容 | | | | | |
|--------|-------|---------------|----|-------------|----|-----------------------|
| | 調査年度 | 調査時期 | | | | 現地調査手法 ^{注)1} |
| | | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | |
| 事業者の調査 | 令和2年度 | — | — | 10/27～30 | — | 蘚苔類相の把握 1. 踏査 |
| | 令和3年度 | 5/25～28 | — | — | — | 蘚苔類相の把握 1. 踏査 |
| | 令和4年度 | 5月～6月 (予定) | — | 10月 (予定) | — | 蘚苔類相の把握 1. 踏査 |

注) 1. 現地調査手法の各手法における番号は、現地調査の内容に示す各手法の番号に一致させている。

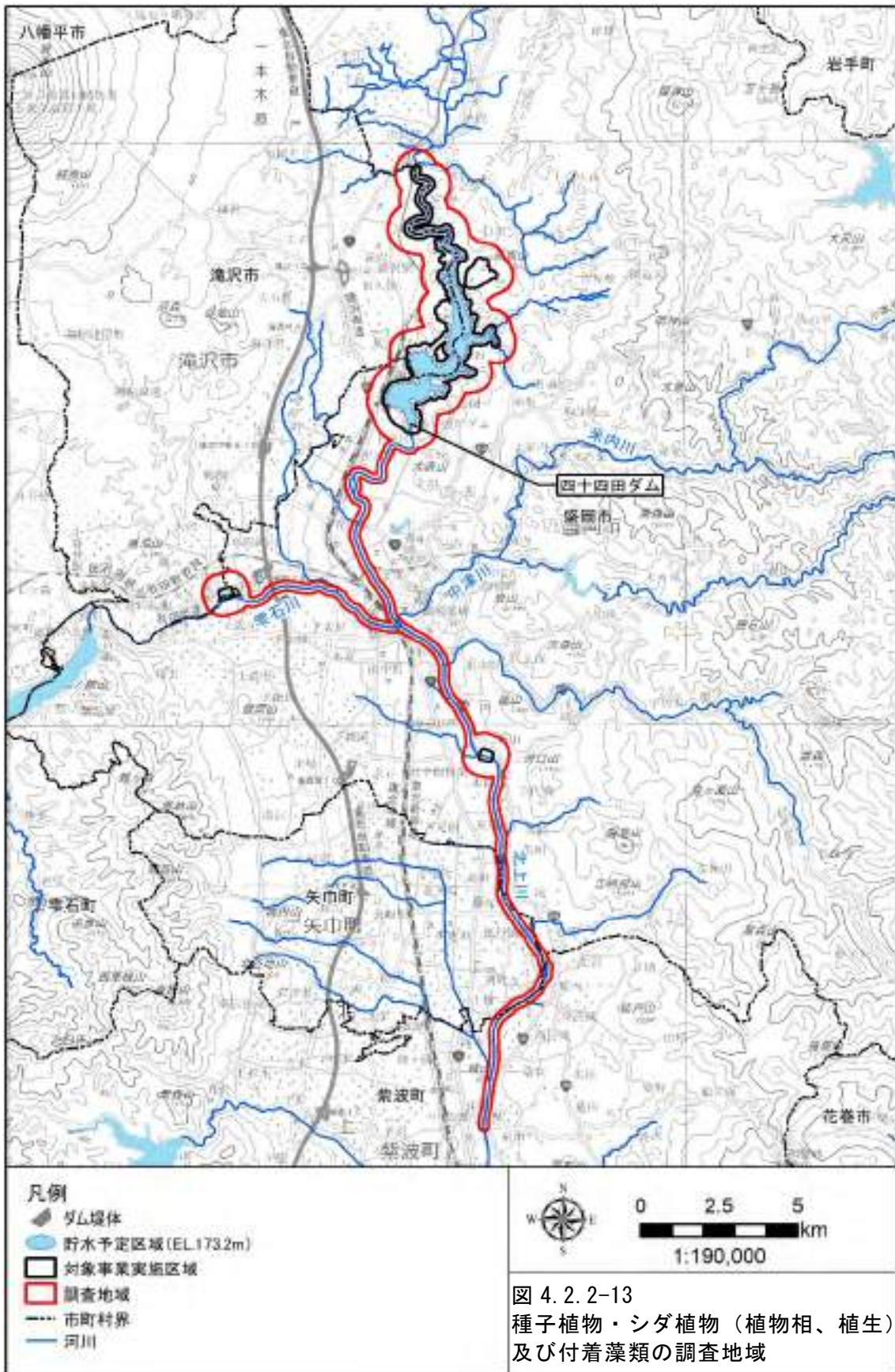


図 4.2.2-13
種子植物・シダ植物（植物相、植生）
及び付着藻類の調査地域

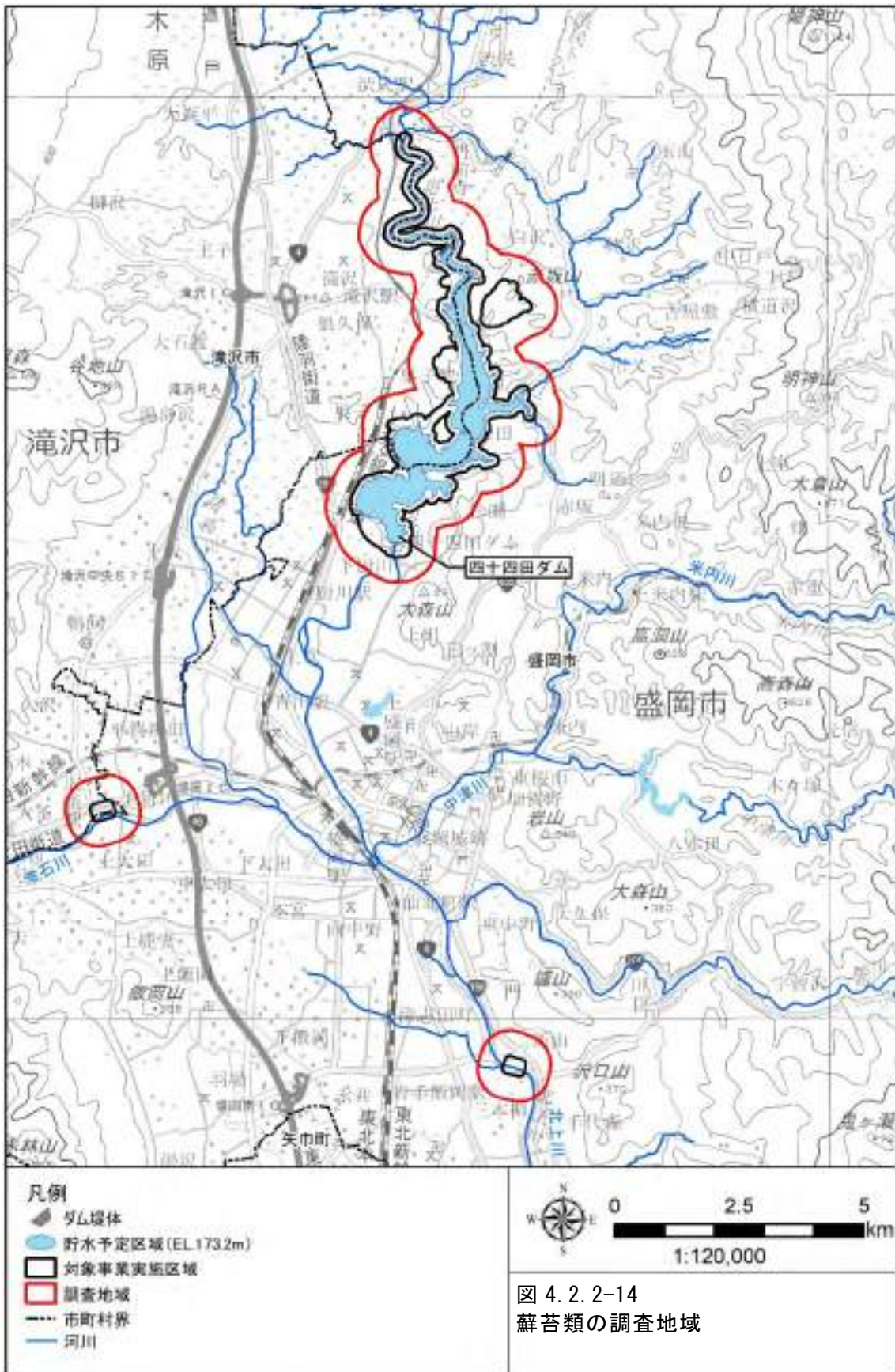


図 4.2.2-14
 蘚苔類の調査地域

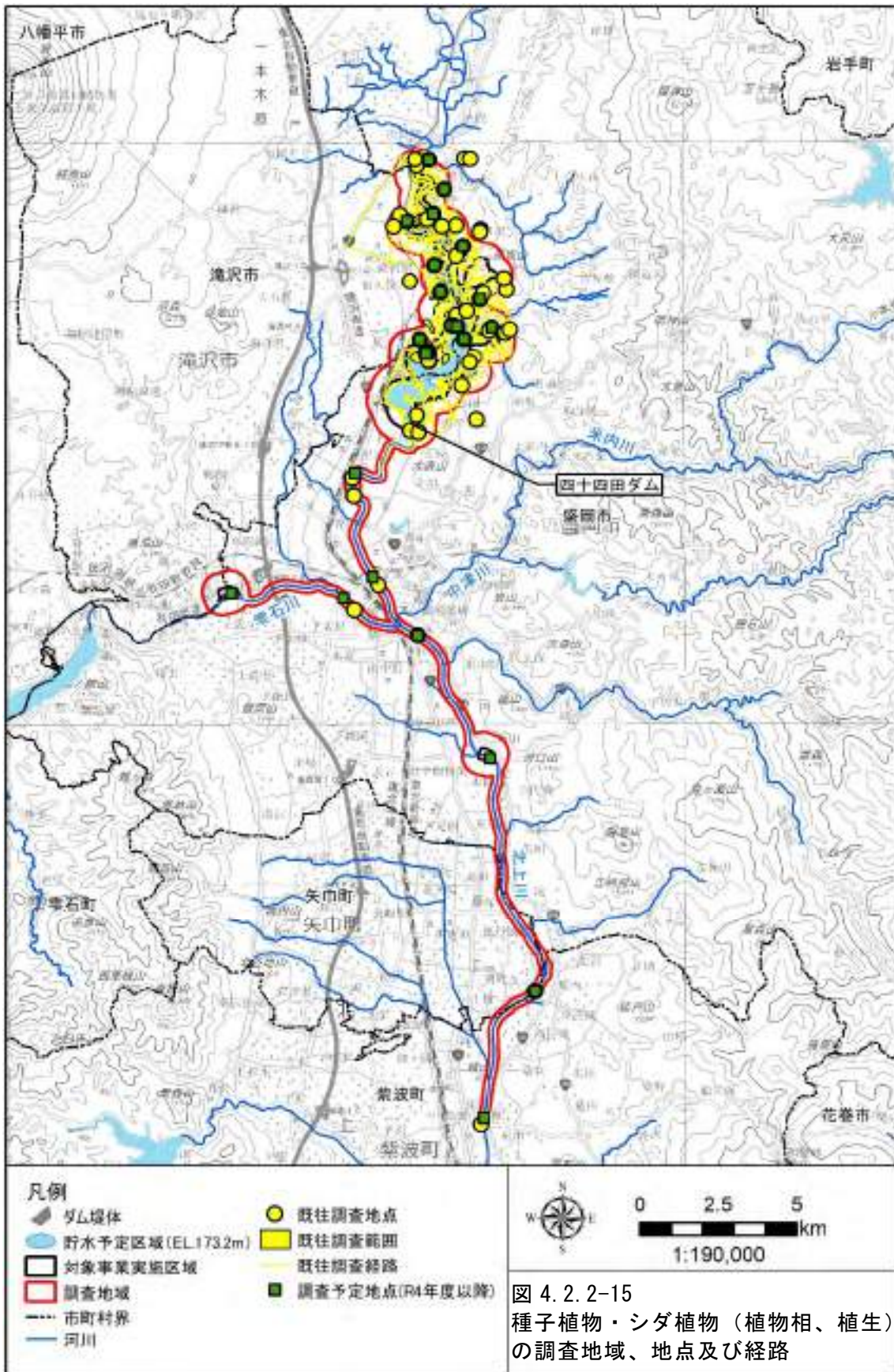


図 4.2.2-15
種子植物・シダ植物（植物相、植生）
の調査地域、地点及び経路

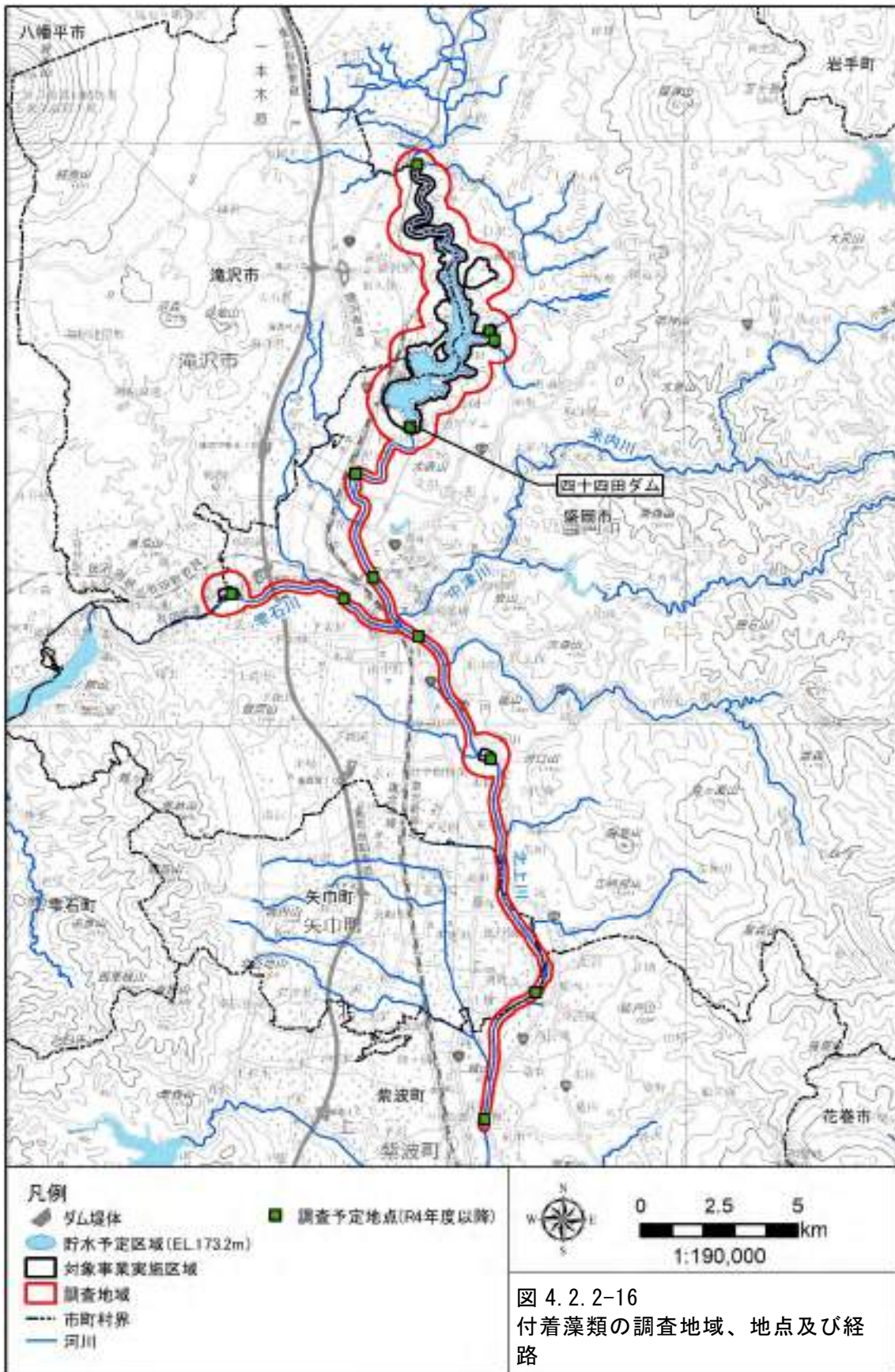
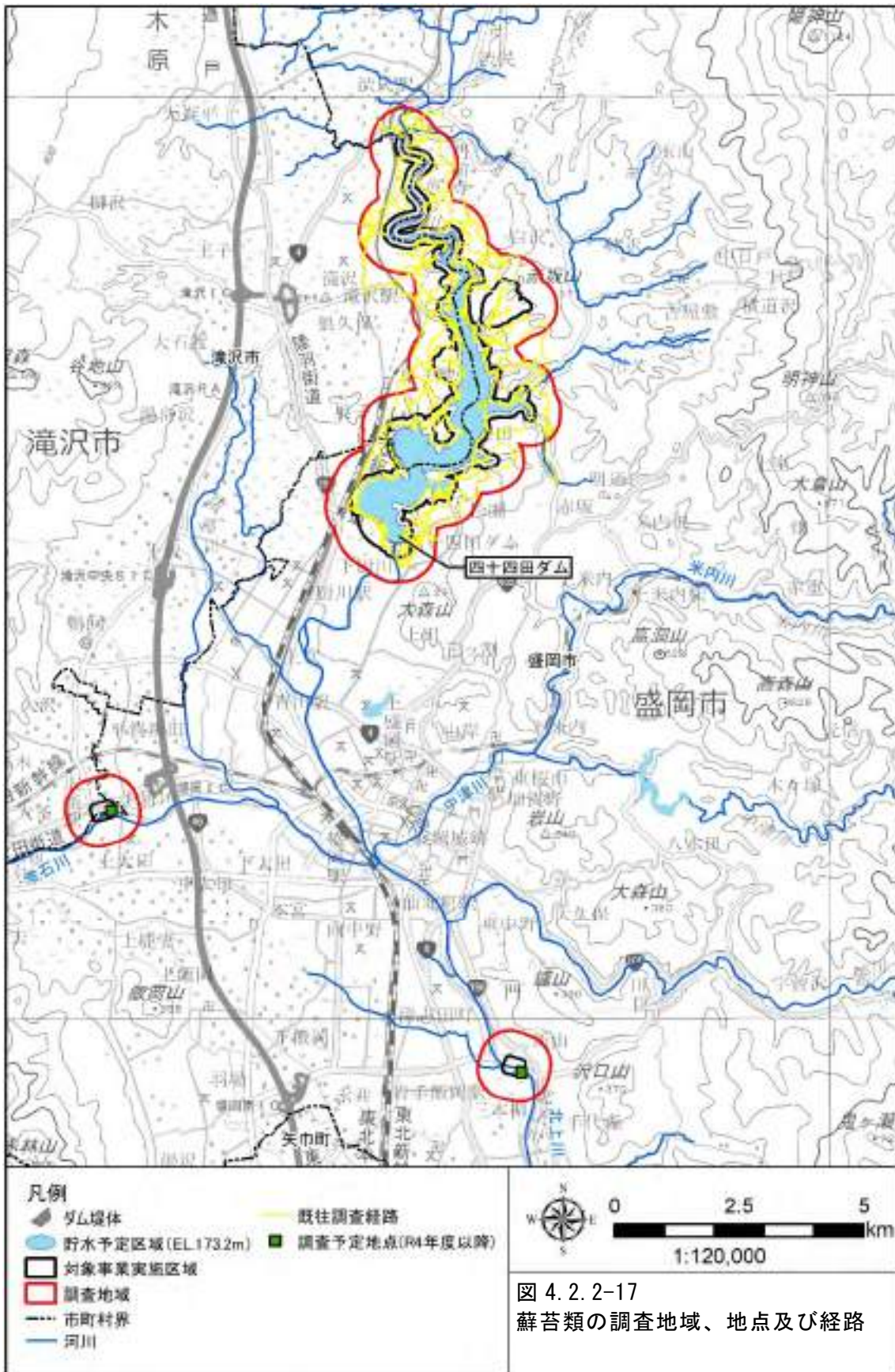


図 4.2.2-16
付着藻類の調査地域、地点及び経路



(空白のページ)

4.2.2.3 生態系

生態系に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

地域を特徴づける生態系に関しては、動植物その他の自然環境に係る概況、複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況を把握するため、生態系の上位に位置するという上位性、地域の生態系の特徴を典型的に現すという典型性の2つの観点を考慮する。なお、四十四田ダム及びその周辺の区域（対象事業実施区域から約4.0kmの範囲をいう。以下「4.2.2.3 生態系」において同じ。）並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地下流の雫石川において洞窟、湧水地等の特殊な生息・生育環境は確認されなかったため、特殊性については調査、予測及び評価の対象としなかった。

4.2.2.3 生態系

| 項目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|-------------|---|--|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | <p>工事の実施</p> <p>（ダム、道路の堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工 付替の工事の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の工）</p> | <p>地域を特徴づける生態系に関しては、動植物その他の自然環境に係る概況、複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況を把握するため、生態系の上位に位置するという上位性、地域の生態系の特徴を典型的に現すという典型性の2つの観点を考慮し、下欄に示す種又は生息・生育環境及び生物群集を想定する。</p> <p>なお、生態系に関する調査すべき情報については、「4.2.2.1 動物」及び「4.2.2.2 植物」の調査結果を適宜活用する。</p> | <p>具体的な調査の手法を項目毎に下欄に示す。</p> | |
| | | | <p>(1) 上位性</p> <p>1) 陸域 四十四田ダム及びその周辺の区域における陸域生態系の食物連鎖の頂点に位置する種としてクマタカを想定して、次の事項を調査する。 ・生態、分布、生息の状況及び生息環境の状況(行動圏の内部構造を含む。)</p> | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 現地調査は定点観察法及び踏査等による。</p> | |
| | | | <p>2) 河川域 四十四田ダム及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取地下流の零石川における河川生態系の食物連鎖の頂点に位置する種としてミサゴを想定して、次の事項を調査する。 ・生態、分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 現地調査は定点観察法及び踏査による。</p> | |
| | | <p>(2) 典型性</p> <p>1) 陸域 四十四田ダム及びその周辺の区域の植生等から類型化される地域の典型的な環境として「落葉広葉樹林」、「湿性草本(水田含む)」、「草地(畑含む)」、「スギ植林」、「カラマツ植林」、「アカマツ群落」を想定して、次の事項を調査する。 ・生息・生育環境の状況(植生、植物群落階層構造等)及び生息・生育する生物群集の状況</p> | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。 生息・生育環境の状況及び生息・生育する生物群集の状況に関する現地調査は「4.2.2.1 動物」における「工事の実施」の「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」及び「4.2.2.2 植物」における「工事の実施」の「(1)種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同様とする。</p> | | |

| 調査地域・調査地点 | | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|--|--|---|--|
| 具体的な調査地域・調査地点を項目毎に下欄に示す。 | | 具体的な調査期間等を項目毎に下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 地域を特徴づける生態系に関し、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集の生息・生育環境の状況等を踏まえ、工事の実施に伴う生息・生育環境の改変の程度から、地域を特徴づける生態系への環境影響について事例の引用又は解析とする。 | 地域を特徴づける生態系に関し、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集に係る工事の実施による環境影響に関し、工事の工程・工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 なお、調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取地下流の雫石川において特殊な生息・生育環境は確認されなかったため、調査、予測及び評価の対象としなかった。 |
| 調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域とし、調査地点は、クマタカの生息の状況、地形の状況、視野範囲等を考慮し、クマタカの分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路とする（図4.2.2-18）。 | | 現地調査の調査期間は令和2年度～令和5年度とし、調査時期は生態を考慮し通年とする。また、調査する時間帯は昼間とする。 令和4年度以降の現地調査内容は次のとおりである。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・クマタカの生態、分布、生息の状況及び生息環境の状況 | (2) 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性並びに上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集の特性を踏まえて、上位性又は典型性の視点から注目される動植物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 | | |
| 調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地下流の雫石川とし、ミサゴの分布状況、生息の状況及び生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路とする（図4.2.2-19）。 | | 現地調査の調査期間は令和2年度～令和5年度とし、調査時期は生態を考慮し通年とする。また、調査する時間帯は昼間とする。 令和4年度以降の現地調査内容は次のとおりである。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・ミサゴの生態、分布、生息の状況及び生息環境の状況 | (3) 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性並びに上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集の特性を踏まえて、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集に係る工事期間の環境影響を的確に把握できる時期とする。 | | |
| 調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域とし、調査地点は、生息・生育環境及びそこに生息・生育する生物群集を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路とする（図4.2.2-20）。 | | 現地調査の調査期間は「4.2.2.1 動物」における「工事の実施」の「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」及び「4.2.2.2 植物」における「工事の実施」の「(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の調査期間とする。調査時期は春季、夏季及び秋季とする。また、調査する時間帯は早朝、昼間及び夜間とする。 令和4年度以降の現地調査内容は次のとおりである。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・生息・生育環境の状況（植生） | | | |

(4.2.2.3 生態系)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|---------|---|---------|---|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 |
| 生態系 | <p>地域を特徴づける生態系</p> <p>工事の実施</p> <p>〔ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事、道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。〕</p> | (2) 典型性 | <p>2) 河川域</p> <p>四十四田ダム及びその周辺の区域、各支川の上流までの区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地下流の雫石川における河川形態等から類型化される地域の典型的な環境として、</p> <p>「平地を流れる区間」「市街地を流れる区間」「丘陵地を流れる区間」「ダム湖区間」「里地・里山を流れる区間」を想定して、次の事項を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息・生育環境の状況(河川形態、河床構成材料とその分布状況、河川横断工作物、河川植生等)及び生息・生育する生物群集の状況 | <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取により情報を補う。</p> <p>生息・生育環境の状況及び生息・生育する生物群集の状況に関する現地調査は「4.2.2.1 動物」における「工事の実施」の「(1)脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」及び「4.2.2.2 植物」における「工事の実施」の「(1)種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同様とする。</p> <p>生息・生育環境の状況のうち河川形態、河川横断工作物及び河床構成材料に関する現地調査は踏査による。</p> |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|---|-----------|-----------|-------------------|
| | <p>調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取地下流の雫石川とし、調査地点は、生息・生育環境及びそこに生息・生育する生物群集を適切かつ効果的に把握できる地点及び経路とする（図 4. 2. 2-21）。</p> | <p>現地調査の調査期間は「4. 2. 2. 1 動物」における「工事の実施」の「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」及び「4. 2. 2. 2 植物」における「工事の実施」の「(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の調査期間とし、調査時期は春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は早朝、昼間及び夜間とする。</p> <p>令和 4 年度以降の現地調査内容は次のとおりである。</p> <p>【令和 4 年度以降の現地調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息・生育環境の状況（河川形態及び河川植生等） | (前ページに記載) | (前ページに記載) | (前ページに記載) |

(4.2.2.3 生態系)

| 項 目 | | | 調査の手法 | | | |
|---------|-------------|---|---------|--------------------------|----------------|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 土地又は工作物の存在及び供用 | (1) 上位性 | 1) 陸域 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | |
| | | | | 2) 河川域 「工事の実施」と同様とする。 | | |
| | | 〔 供用及び貯水池の存在をいう。 ダム発生土の処理場の存在、 材料採取地の存在、 道路の跡地の存在、 ダムの建設の〕 | (2) 典型性 | 1) 陸域 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | |
| | | | | 2) 河川域 「工事の実施」と同様とする。 | | |

| 調査地域・調査地点 | | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|----------------|--|----------------|---|--|--|
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | (1) 予測の基本的な手法 地域を特徴づける生態系に関し、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集の生息・生育環境の状況等を踏まえ、土地又は工作物の存在及び供用に伴う生息・生育環境の改変の程度から、地域を特徴づける生態系への環境影響について事例の引用又は解析とする。 | 地域を特徴づける生態系に関し、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、施設等の配置の配慮、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の存在等について、「原石山の跡地の存在」を除き、「材料採取地の跡地の存在」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | (2) 予測地域 「工事の実施」と同様とする。 | | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | (3) 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性並びに上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集の特性を踏まえて、上位性及び典型性の視点から注目される動植物の種又は生物群集に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。 | | なお、調査地域は、四十四田ダム及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取地下流の雫石川において特殊な生息・生育環境は確認されなかったため、調査、予測及び評価の対象としなかった。 |
| 「工事の実施」と同様とする。 | | 「工事の実施」と同様とする。 | | | |

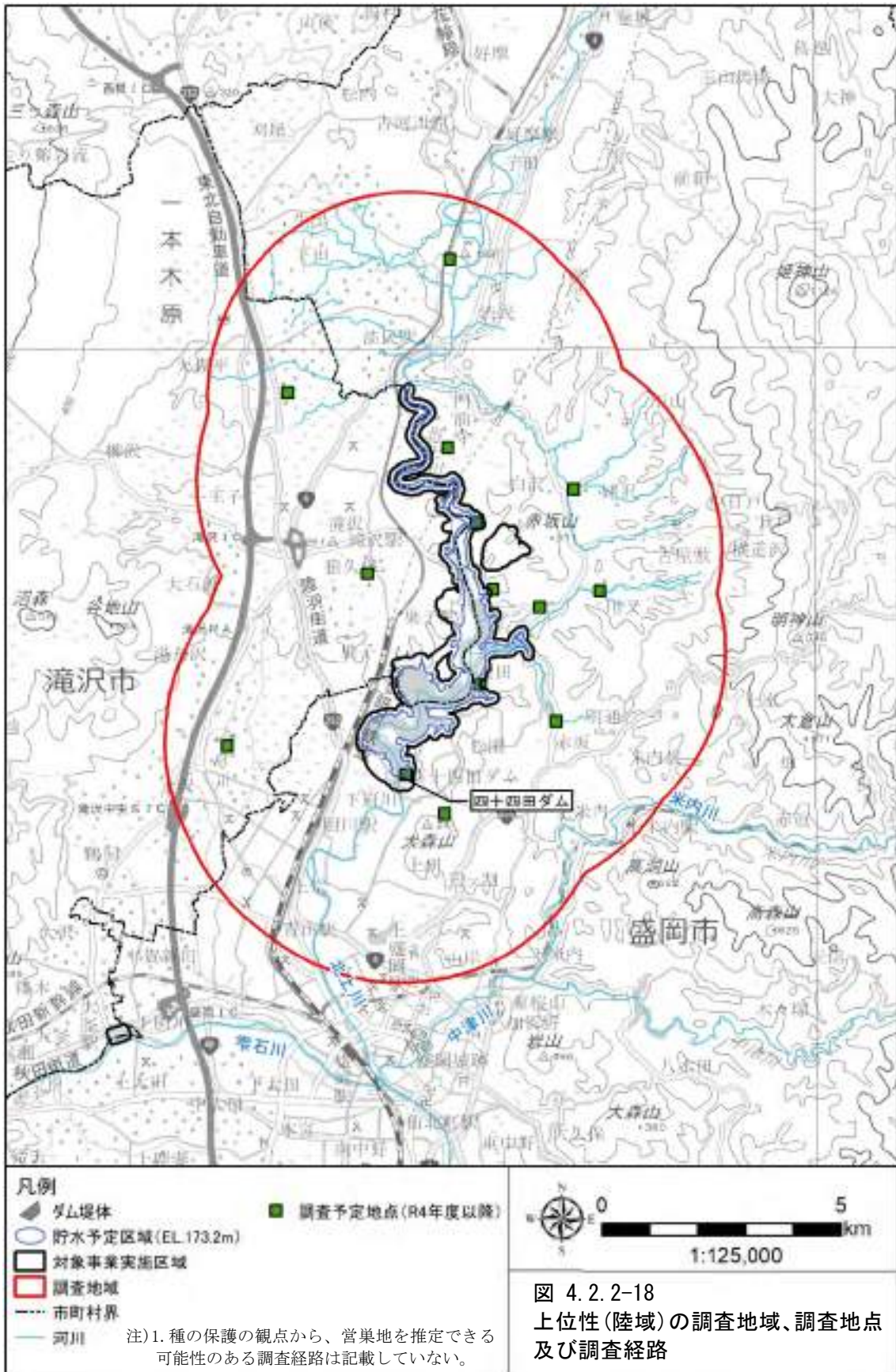


図 4.2.2-18
上位性(陸域)の調査地域、調査地点
及び調査経路

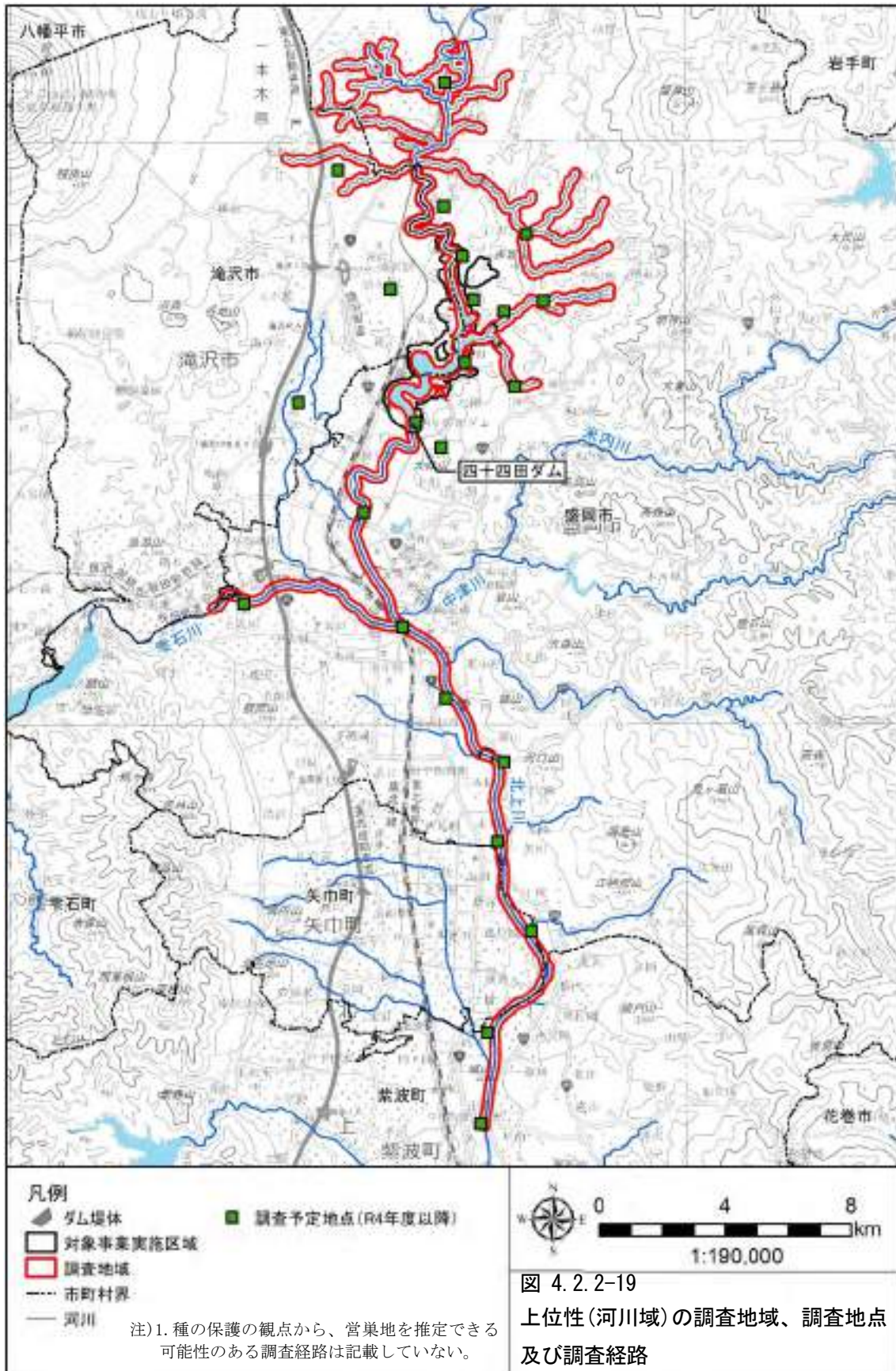
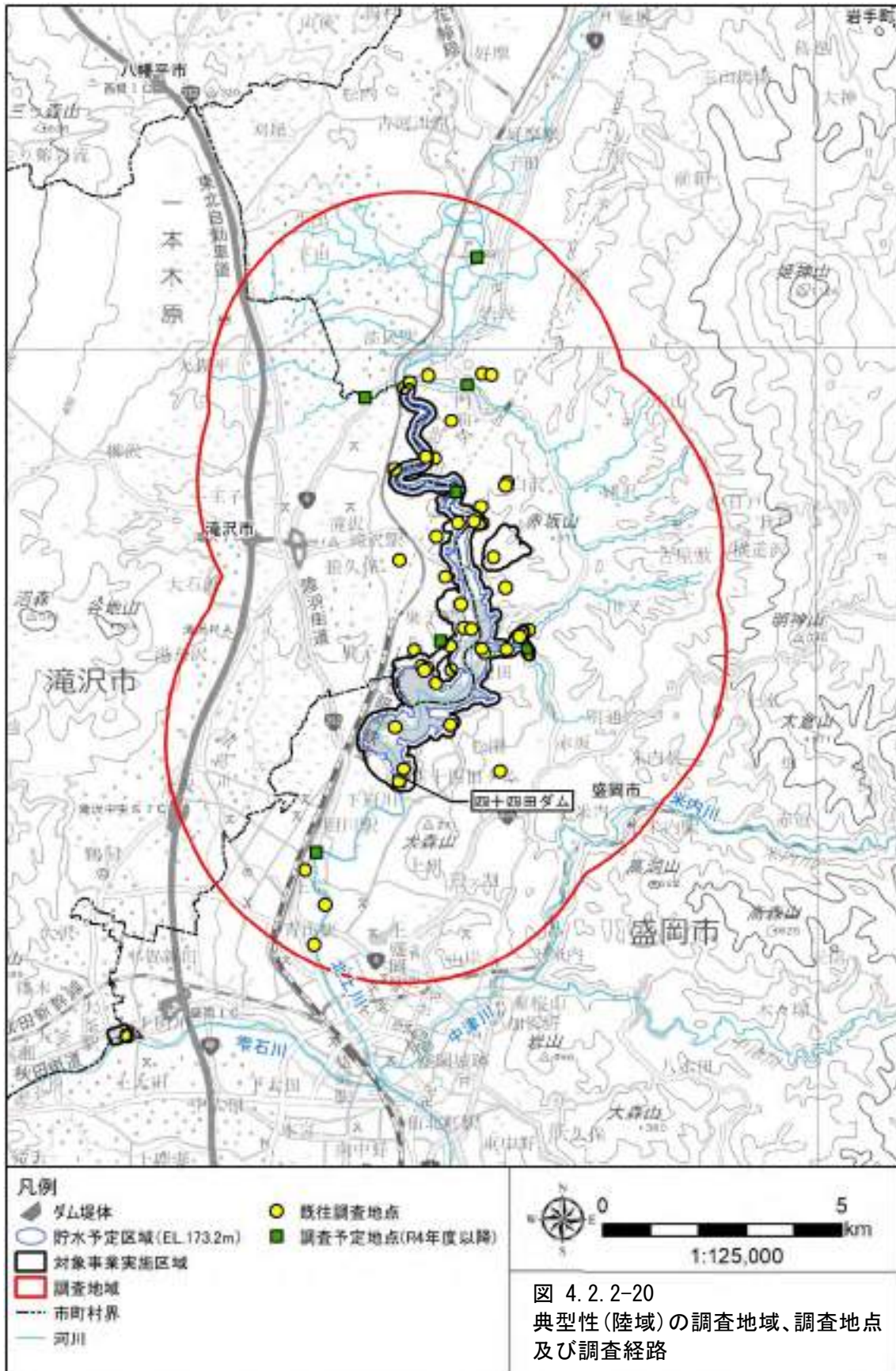
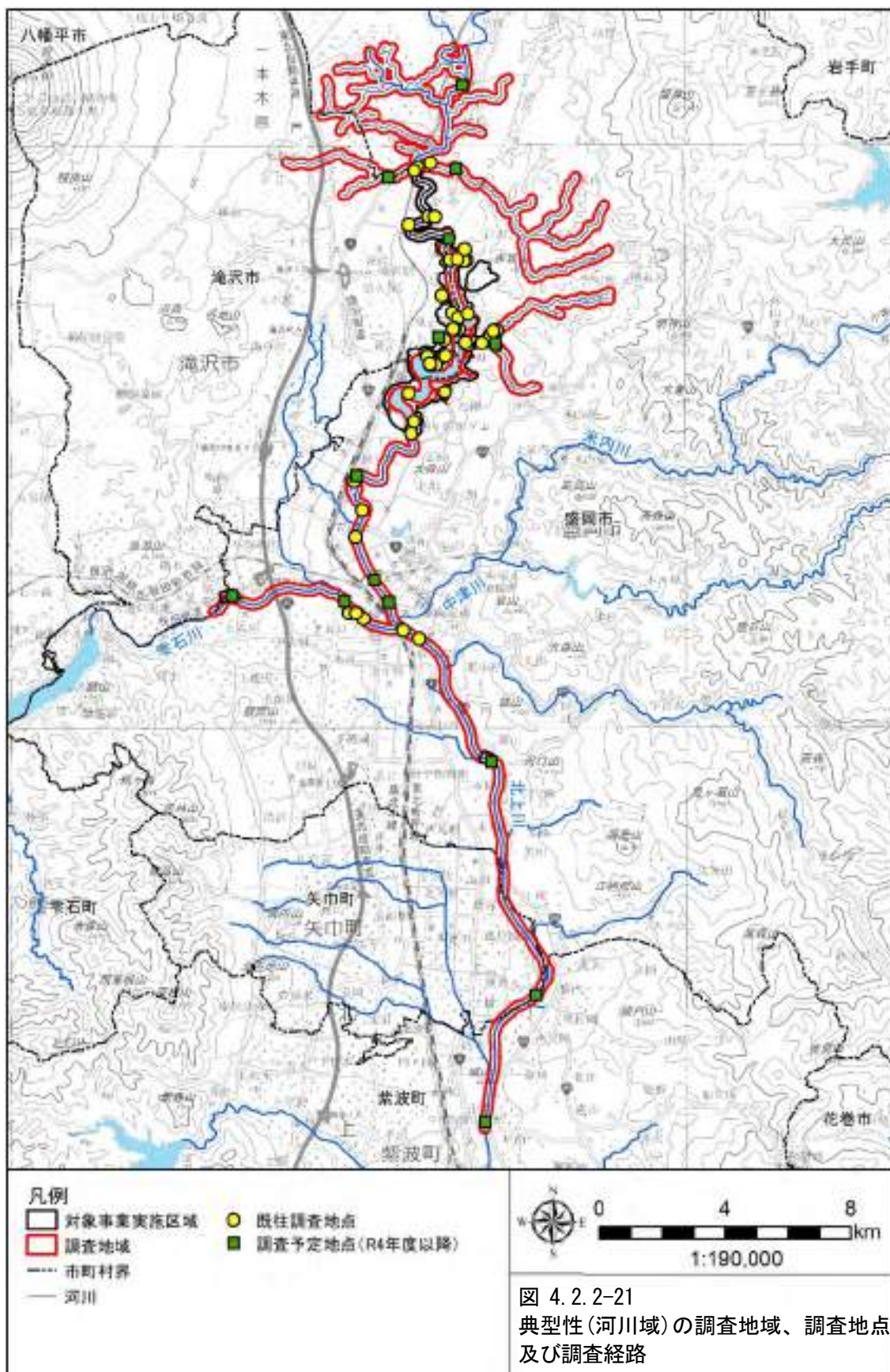


図 4.2.2-19
上位性(河川域)の調査地域、調査地点
及び調査経路





(空白のページ)

4.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保

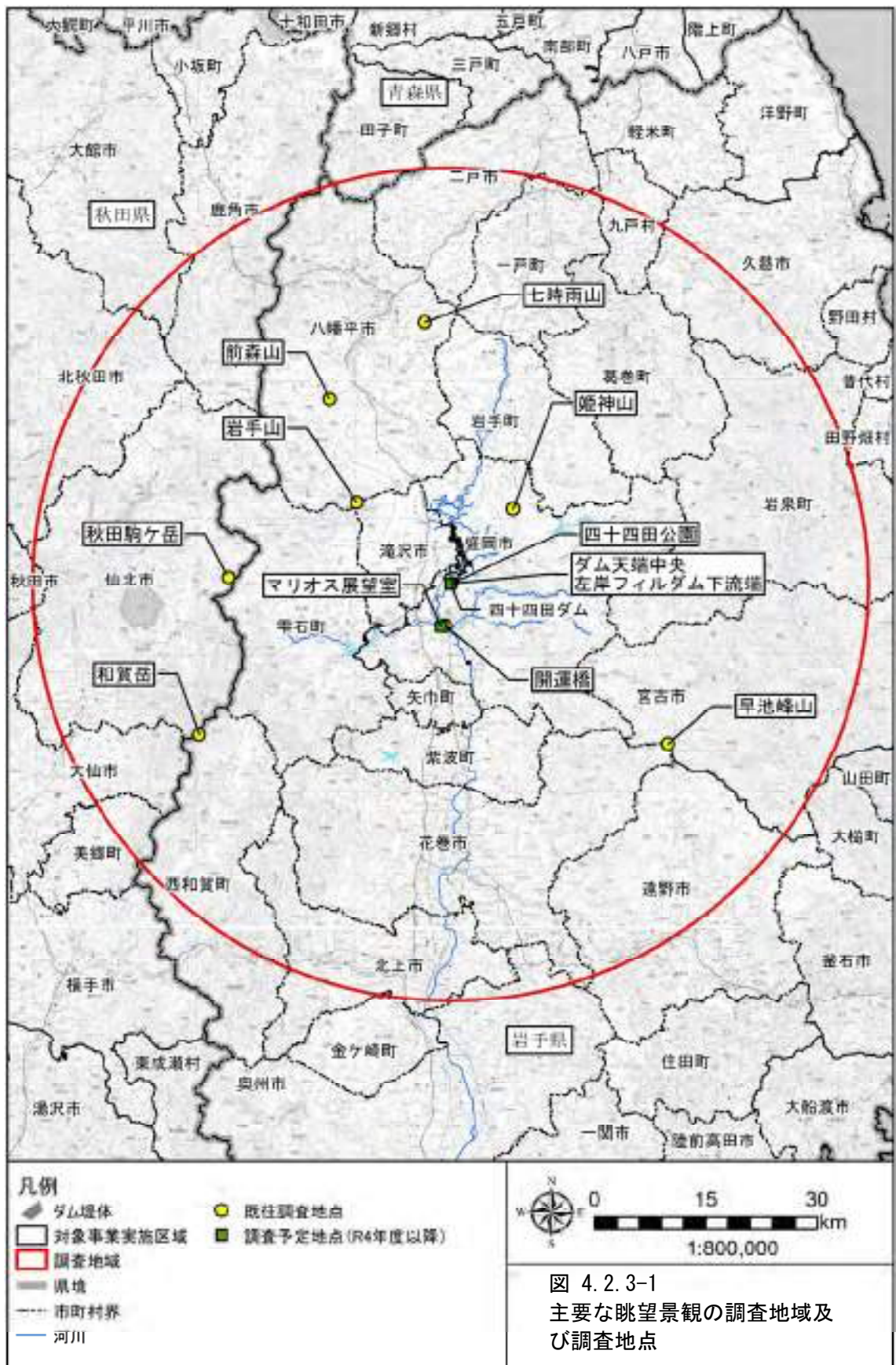
4.2.3.1 景観

景観についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

(4.2.3.1 景観)

| 項目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|---|----------------|---|--|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 景観 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 土地又は工作物の存在及び供用 ダムの建設発生土処理場の跡地の存在、道路の存在、 ダムの堤体の存在、材料採取地の跡地の存在、 ダムの供用及び貯水池の跡地の存在をいう。 | (1) 主要な眺望点の状況 | 主要な眺望点の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | 1) 視点の場となる主要な眺望点の分布及び利用状況 | 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取を行う。 | |
| | | (2) 景観資源の状況 | 景観資源の状況を把握するため、次の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | 1) 眺望対象となる景観資源の分布、種類及び自然特性 | 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取を行う。 | |
| | | (3) 主要な眺望景観の状況 | 主要な眺望点から景観資源を眺望する主要な眺望景観の状況を把握するため、次の事項を調査する。 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 | |
| | | | 1) 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の主要な眺望景観の状況 | 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取を行う。現地調査は写真撮影による。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|--|---|---|---|--|
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源の変化については、ダム等の存在及び供用と主要な眺望点及び景観資源の状況を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源の改変の程度について、事例の引用又は解析とする。主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュによるものとする。 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、施設等の配置や形状の配慮、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の存在等について、「原石山の跡地の存在」を除き、「材料採取地の跡地の存在」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 調査地域は主要な眺望点の状況を適切に把握できる地域とし、調査地点は景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 | 文献その他の資料によるため特に限定しない。 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 | | |
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (3) 予測対象時期等 土地又は工作物の存在及び供用に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。 | | |
| | 調査地域は景観資源の状況を適切に把握できる地域とし、調査地点は景観の特性を踏まえ、調査地域における景観資源を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 | 文献その他の資料によるため特に限定しない。 | | | |
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、調査地点は景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望景観を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図 4.2.3-1)とする。 i) 七時雨山 ii) 前森山 iii) 姫神山 iv) 岩手山 v) 四十四田公園 vi) マリオス展望室 vii) 開運橋 viii) 早池峰山 ix) 和賀岳 x) 秋田駒ヶ岳 xi) ダム天端中央 xii) 左岸フィルダム下流端 | 現地調査の調査期間は令和2年度～令和5年度とし、調査時期は眺望景観及び眺望点の特性を考慮し、春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、調査する時間帯は昼間とする。 ただし、積雪や通行止めにより冬季に調査地点への到達が困難な七時雨山、姫神山、岩手山、早池峰山、和賀岳、秋田駒ヶ岳については春季、夏季、秋季の3季とする。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・主要な眺望景観の状況(マリオス展望室、ダム天端中央、左岸フィルダム下流端) | | | |



4.2.3.2 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場についての環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

(4.2.3.2 人と自然との触れ合いの活動の場)

| 項 目 | | 調査の手法 | | |
|-----------------|--|--|---|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 工事の実施 付替の工事をいう。 〔 ダムの堤体の工事、材料の採取の工事、建設発生土の処理の工事、施工設備及び工 事用道路の設置の工事、道路の 〕 | (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 | 人と自然との触れ合いの活動の場の概況を把握するため、下欄の事項を調査する。 1) 自然探勝路、登山道、遊歩道、自然歩道、サイクリングコース、ハイキングコース、キャンプ場等の施設又は場の分布状況 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取を行う。現地調査は踏査による。 |
| | | (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況を把握するため、下欄の事項を調査する。 1) 不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 | 具体的な調査の手法を下欄に示す。 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。また、必要に応じて聴取を行う。現地調査は踏査及びカウント調査による。 |
| | | | | |
| | | | | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|---|---|---|---|---|
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | (1) 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を踏まえ、工事の実施に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布又は利用環境の改変の程度から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、事例の引用又は解析とする。 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域(対象事業実施区域から約500mの範囲をいう。以下、「4.2.3.2人と自然との触れ合いの活動の場」において同じ。)並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.3-2)とし、調査地点は人と自然との触れ合いの活動の場の概況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 | 現地調査の調査期間は令和4年度とし、調査時期及び調査する時間帯は人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場の概況を適切かつ効果的に把握できる時期及び時間帯とする。文献その他の資料の調査時期は特に限定しない。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・人と自然との触れ合いの活動の場の概況 | (2) 予測地域 調査地域と同様とする。 (3) 予測対象時期等 工事の実施に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が最大となる時期とする。 | | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |
| | 具体的な調査地域・調査地点を下欄に示す。 | 具体的な調査期間等を下欄に示す。 | | | |
| | 調査地域は対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに下流の紫波橋までの北上川及び材料採取予定地より下流の雫石川(図4.2.3-2)とし、調査地点は人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切かつ効果的に把握できる地点として、以下に示す地点(図4.2.3-2)とする。 i) 柳平水辺公園 ii) 松園水辺公園 iii) 四十四田公園 iv) 盛岡水辺プラザ(北上川公園) v) 新・奥の細道：岩手山眺望のみち vi) 新・奥の細道：野鳥観察のみち vii) 紫波水辺プラザ | 現地調査の調査期間は令和4年度とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、春季、夏季、秋季及び冬季とする。また、現地調査の時間帯は昼間とする。文献その他の資料の調査時期は特に限定しない。 【令和4年度以降の現地調査内容】 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況 | | | |

(4.2.3.2 人と自然との触れ合いの活動の場)

| 項 目 | | 調査の手法 | | | |
|-----------------|--|--|----------------|----------------|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | | |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 土地又は工作物の存在及び供用 〔 設 発 生 土 処 理 場 の 存 在、 材 料 採 取 地 の 存 在、 建 設 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在 を いう。 道 路 の 存 在、 ダ ム の 〕 | (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | |
| | | (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 調査、予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|----------------|----------------|--|--|--|
| | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | (1) 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を踏まえ、土地又は工作物の存在及び供用に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布又は利用環境の改変の程度から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、事例の引用又は解析とする。 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る土地又は工作物の存在及び供用による環境影響に関し、施設等の配置の配慮、環境保全設備の設置等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。 | 影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の存在等について、「原石山の跡地の存在」を除き、「材料採取地の跡地の存在」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により調査及び予測が可能であることから、調査及び予測の手法は、当該参考手法を選定した。 |
| | 「工事の実施」と同様とする。 | 「工事の実施」と同様とする。 | (2) 予測地域 「工事の実施」と同様とする。 (3) 予測対象時期等 土地又は工作物の存在及び供用に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。 | | また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。 |

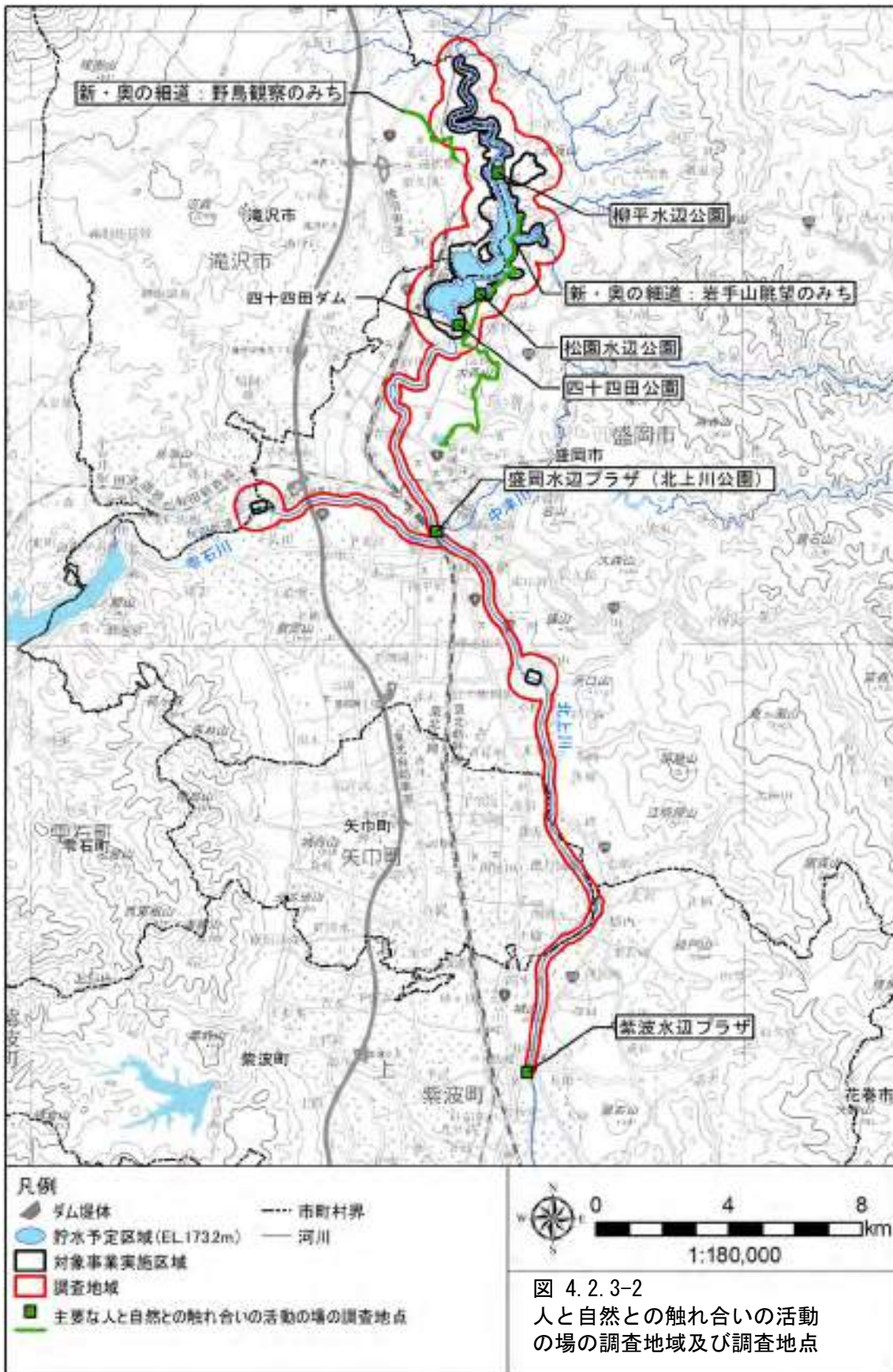


図 4.2.3-2
人と自然との触れ合いの活動
の場の調査地域及び調査地点

4.2.4 環境への負荷の量の程度

4.2.4.1 廃棄物等

廃棄物等についての環境影響評価の予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。

(4.2.4.1 廃棄物等)

| 項 目 | | 調査の手法 | | | |
|---------|---|---------|---|-----------|--|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査すべき情報 | | 調査の基本的な手法 | |
| 廃棄物等 | 建設工事に伴う副産物 工事の実施 〔ダム ^{ダムの} の堤体の工事、材料の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事をいう。〕 | - | - | - | |

| | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | 予測の手法 | 評価の手法 | 予測及び評価の手法の選定理由 |
|--|-----------|-------|--|--|--|
| | - | - | <p>(1) 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類毎の発生状況及び処分状況の把握とする。</p> <p>(2) 予測地域 対象事業実施区域とする。</p> <p>(3) 予測対象時期等 工事期間とする。</p> | <p>建設副産物に係る工事の実施による環境影響に関し、工法の検討、発生の抑制、再利用の促進等により、できる限り回避され、又は低減されているか、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することによる。</p> | <p>影響要因としては、省令別表第一に掲げられている一般的なダム事業に伴うダムの堤体の工事等について「原石の採取の工事」を除き、「材料の採取の工事」が加わる。これらによる環境影響については、省令別表第二に掲げられている参考手法により予測が可能であることから、予測の手法は、当該参考手法を選定した。</p> <p>また、評価の手法は、省令に示されている事項を満足する手法を選定した。</p> |

(空白のページ)

【参考資料】

- 1) 地域気象観測所一覧（気象庁）
- 2) 水文水質データベース（国土交通省 <http://www1.river.go.jp/>）
- 3) 過去の気象データ検索（気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/>）
- 4) 令和2年度環境調査測定結果（岩手県 令和3年）
- 5) 大気汚染物質広域監視システム（環境省 <https://soramame.env.go.jp/>）
- 6) 令和2年度一般環境騒音測定結果
（盛岡市
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/sokuteikekka/1010378/1039037/1039038.html>）
- 7) 環境展望台 環境GIS 自動車騒音の常時監視結果
（国立環境研究所 <https://tenbou.nies.go.jp/gis/monitor/>）
- 8) 令和3年度版環境測定報告書（盛岡市 令和3年）
- 9) 北上川水系河川整備基本方針（国土交通省 平成24年11月）
- 10) 20万分の1土地分類基本調査 土壌分類図（岩手県）（国土交通省 昭和49年）
- 11) 20万分の1土地分類基本調査 地形分類図（岩手県）（国土交通省 昭和49年）
- 12) 文化財保護法（電子政府の総合窓口（e-Gov））（総務省）
- 13) 岩手県文化財保護条例 昭和51年3月26日条例第44号
- 14) 盛岡市文化財保護条例 昭和35年3月25日条例第21号
- 15) 八幡平市文化財保護条例 平成17年9月1日条例第183号
- 16) 滝沢市文化財保護条例 昭和62年3月14日条例第2号
- 17) 雫石町文化財保護条例 昭和63年9月14日条例第25号
- 18) 岩手町文化財保護条例 昭和54年3月15日条例第2号
- 19) 紫波町文化財保護条例 昭和52年6月21日条例第25号
- 20) 矢巾町文化財保護条例 昭和52年6月30日条例第24号
- 21) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（環境省 平成3年）
- 22) 自然環境保全法（総務省 昭和47年）
- 23) 岩手県自然環境保全条例（岩手県 昭和48年）
- 24) 自然環境保全基礎調査（環境省 昭和51年）
- 25) 日本の地形レッドデータブック第1集—危機にある地形—
（小泉武栄・青木賢人編 平成12年）
- 26) 日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形—
（小泉武栄・青木賢人編 平成12年）
- 27) 国土数値情報 「自然環境保全地域」（国土交通省 平成27年）
- 28) 20万分の1土地分類基本調査 表層地質図（岩手県）（国土交通省 昭和49年）
- 29) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（環境省 平成4年）
- 30) 国指定文化財等データベース（文化庁 <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）

- 31) 岩手県文化財保存活用大綱（岩手県教育委員会 令和3年3月）
- 32) 八幡平市の文化財
（八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/bunkazai/index.html>）
- 33) 文化財とは～雫石の指定文化財紹介～
（雫石町 <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2016011300013/>）
- 34) 自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（哺乳類）（環境省 平成22年）
- 35) モニタリングサイト1000 いきものみつけ
（環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 36) 生物多様性センター 生物情報収集・提供システム いきものログ
（環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/>）
- 37) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館脊椎動物コレクション
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）
- 38) 雫石町史 第二巻（雫石町 昭和54年）
- 39) 西根町史（西根町（現八幡平市） 平成元年）
- 40) 矢巾町史（矢巾町 昭和60年）
- 41) 農民生活変遷中心の滝沢村誌（滝沢村（現滝沢市） 昭和49年）
- 42) 平成4年度北上川ダム自然環境調査報告書（国土交通省 平成5年）
- 43) 平成7年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書（国土交通省 平成8年）
- 44) 平成12年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成13年）
- 45) 平成17年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書
（国土交通省 平成18年）
- 46) 平成17年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成18年）
- 47) 平成27年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（両生類他）業務報告書
（国土交通省 平成28年）
- 48) 平成27年度北上川上流水辺現地調査（両生類・爬虫類・哺乳類）業務報告書
（国土交通省 平成28年）
- 49) 生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第3回 陸生鳥類の分布調査）
（環境省生物多様性センター）（環境省）
- 50) 生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第6回 陸生鳥類の分布調査）
（環境省生物多様性センター）（環境省）
- 51) モニタリングサイト1000 定点調査（シギ・チドリ類）
（環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 52) モニタリングサイト1000 里地調査
（環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）
- 53) モニタリングサイト1000 陸生鳥類調査
（環境省生物多様性センター <https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>）

- 54) ガンカモ類の生息調査（環境省 https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html）
- 55) 平成9年度北上川ダム自然環境調査報告書（国土交通省 平成10年）
- 56) 平成9年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書（国土交通省 平成10年）
- 57) 平成10年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成10年）
- 58) 平成13年度ダム湖周辺自然環境調査（その1）報告書（国土交通省 平成15年）
- 59) 平成14年度河川水辺の国勢調査（その2）報告書（国土交通省 平成18年）
- 60) 平成26年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（鳥類他）業務報告書
（国土交通省 平成27年）
- 61) 平成26年度北上川上流水辺現地調査（鳥類等）業務報告書（国土交通省 平成27年）
- 62) 自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（陸生爬虫類）（環境省 平成22年）
- 63) 平成5年度北上川ダム自然環境調査報告書（国土交通省 平成6年）
- 64) 平成17年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書
（国土交通省 平成18年）
- 65) 自然環境保全基礎調査 日本の動物分布図集（両生類）（環境省 平成22年）
- 66) 平成8年度北上川ダム自然環境調査報告書（国土交通省 平成9年）
- 67) 平成13年度河川水辺の国勢調査（その1）報告書（国土交通省 平成14年）
- 68) 平成18年度河川水辺の国勢調査（四十四田ダム・御所ダム）報告書
（国土交通省 平成19年）
- 69) 平成18年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成19年）
- 70) 平成23年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書
（国土交通省 平成24年）
- 71) 平成24年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（底生動物他）業務報告書
（国土交通省 平成25年）
- 72) 平成24年度北上川上流水辺現地調査（底生動物・魚類）業務報告書
（国土交通省 平成25年）
- 73) 平成28年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書
（国土交通省 平成29年）
- 74) 平成28年度北上川上流水辺現地調査（魚類）業務報告書（国土交通省 平成29年）
- 75) 令和3年度御所ダム・四十四田ダム水辺現地調査（魚類）業務報告書
（国土交通省 令和4年）
- 76) 令和3年度北上川上流水辺現地調査（魚類）業務報告書（国土交通省 令和4年）
- 77) 自然環境保全基礎調査 動物分布図集（昆虫類）（環境省 平成22年）
- 78) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館クモ類コレクション
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）
- 79) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館昆虫類コレクション
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）

- 80) 平成 6 年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 7 年）
- 81) 平成 11 年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 12 年）
- 82) 平成 15 年度河川水辺の国勢調査(四十四田ダム・御所ダム)報告書
（国土交通省 平成 16 年）
- 83) 平成 16 年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 17 年）
- 84) 平成 22 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書
（国土交通省 平成 23 年）
- 85) 平成 22 年度北上川上流河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 23 年）
- 86) 令和 2 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（陸上昆虫類等）業務報告書
（国土交通省 令和 3 年）
- 87) 令和 2 年度北上川上流水辺現地調査（陸上昆虫類等）業務報告書
（国土交通省 令和 3 年）
- 88) 自然環境保全基礎調査 動物分布図集（淡水魚類）（環境省 平成 22 年）
- 89) 平成 8 年度河川水辺の国勢調査業務委託報告書（国土交通省 平成 9 年）
- 90) 平成 9 年度北上川上流底生動物調査報告書（国土交通省 平成 10 年）
- 91) 平成 12 年度河川水辺の国勢調査（その 2）報告書（国土交通省 平成 13 年）
- 92) 平成 19 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査報告書
（国土交通省 平成 20 年）
- 93) 平成 19 年度河川水辺の国勢調査（底生動物調査）報告書（国土交通省 平成 20 年）
- 94) 平成 29 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査（底生動物外）業務報告書
（国土交通省 平成 30 年）
- 95) 平成 29 年度北上川上流水辺現地調査（底生動物・河川環境基図(水域)）業務報告書
（国土交通省 平成 30 年）
- 96) 盛岡市史（盛岡市 昭和 55 年）
- 97) 自然環境保全基礎調査 動物分布図集（陸産及び淡水産貝類）（環境省 平成 22 年）
- 98) 自然環境保全基礎調査 植生調査（第 2 回～第 5 回）（環境省 昭和 54～平成 10 年）
- 99) 岩手県植物誌（チェックリスト 2018web 版）（岩手県植物誌調査会 平成 30 年）
- 100) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館シダ植物コレクション
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）
- 101) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館種子植物コレクション
（サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>）
- 102) 平成 14 年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 15 年）
- 103) 平成 14 年度河川水辺の国勢調査（その 1）報告書（国土交通省 平成 15 年）
- 104) 平成 20 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書
（国土交通省 平成 21 年）
- 105) 平成 20 年度河川水辺の国勢調査報告書（国土交通省 平成 21 年）

- 106) 平成 21 年度四十四田ダム・御所ダム河川水辺の国勢調査業務報告書
(国土交通省 平成 22 年)
- 107) 平成 21 年度北上川上流動植物等調査報告書 (国土交通省 平成 22 年)
- 108) 平成 25 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査業務報告書
(国土交通省 平成 26 年)
- 109) 平成 25 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書 (国土交通省 平成 26 年)
- 110) 平成 30 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書 (国土交通省 平成 31 年)
- 111) 平成 31 年度四十四田ダム・御所ダム水辺現地調査業務報告書 (国土交通省 令和 2 年)
- 112) 平成 31 年度北上川上流水辺現地調査業務報告書 (国土交通省 令和 2 年)
- 113) サイエンスミュージアムネット 岩手県立博物館蘚苔類コレクション
(サイエンスミュージアムネット <https://science-net.kahaku.go.jp/>)
- 114) 岩手県産タイ類とツノゴケ類チェックリスト (山田耕作、湯澤陽一 平成 13 年)
- 115) 国土数値情報 「都道府県指定文化財」 (国土交通省 平成 26 年)
- 116) 岩手県文化財保存活用大綱 令和 2 年度 (岩手県 令和 3 年)
- 117) 国土数値情報 「地域資源」 (国土交通省 平成 24 年)
- 118) 第 3 回自然環境保全基礎調査 岩手県自然環境情報図
(生物多様性センター 平成元年)
- 119) 全国観るなび (公益社団法人日本観光振興協会 <https://www.nihon-kankou.or.jp/>)
- 120) いわたの旅 (公益財団法人岩手県観光協会 <https://iwatetabi.jp/>)
- 121) 盛岡観光情報 (益財団法人盛岡観光コンベンション協会 <https://www.odette.or.jp/>)
- 122) もりおかの緑
(盛岡市 <https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/midori/index.html>)
- 123) 八幡平市観光協会 (一般社団法人八幡平市観光協会 <https://www.hachimantai.or.jp/>)
- 124) 滝沢わくわく Navi (一般社団法人滝沢市観光協会 <https://takizawa-kankou.jp/>)
- 125) しずくいろ (一般社団法人しずくいし観光協会 <http://shizukuishi-kanko.gr.jp/>)
- 126) 観光・イベント (岩手町 <https://town.iwate.iwate.jp/town/kanko/>)
- 127) 紫波町観光交流協会
(一般社団法人紫波町観光交流協会 <https://www.shiwa-kanko.jp/>)
- 128) 観光・産業 (矢巾町 <https://www.town.yahaba.iwate.jp/bunya/kankousangyo/>)
- 129) 水辺プラザマップ
(国土交通省 <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/plaza/kasenkankyouseibi/sub-win/etc/plaza/plaza.htm>)
- 130) 東北自然歩道 新・奥の細道
(岩手県 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/1005443.html>)
- 131) 岩手県自然環境保全指針 (岩手県 令和 3 年 3 月)

- 132) 放射線モニタリング情報共有・公表システム
(原子力規制委員会 <https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>)
- 133) 環境放射線モニタリングシステム
(岩手県 <http://www.iwate-taiki.jp/radiation/pc/index.html>)
- 134) いわたの統計情報 令和2年国勢調査(岩手県 令和4年)
- 135) 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計(総務省統計局 令和4年)
- 136) 地目別地積(市町村別)(岩手県統計年鑑 令和元年)
- 137) 第6・7回 自然環境調査(環境省 平成11~27年)
- 138) 国土数値情報 「用途地域」(国土交通省 令和元年)
- 139) 国土数値情報 「都市地域」(国土交通省 平成30年)
- 140) 国土数値情報 「農業地域」(国土交通省 平成27年)
- 141) 国土数値情報 「森林地域」(国土交通省 平成27年)
- 142) 国土数値情報 「自然公園地域」(国土交通省 平成27年)
- 143) 国土数値情報 「自然保全地域」(国土交通省 平成27年)
- 144) 国土数値情報 「河川」(国土交通省 平成19年)
- 145) 国土数値情報 「ダム」(国土交通省 平成26年)
- 146) 国土数値情報 「湖沼」(国土交通省 平成17年)
- 147) 北上川水系流域及び河川の概要(国土交通省 平成24年)
- 148) 第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則(岩手県 令和3年)
- 149) 国土調査(土地分類調査・水調査) 全国地下水資料台帳調査
(国土交通省
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/f9_exp.html)
- 150) 平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査(国土交通省 平成29年)
- 151) 国土数値情報 「鉄道」(国土交通省 令和2年)
- 152) 岩手県管内道路網図(岩手県 令和4年)
- 153) 令和3年度学校一覧(岩手県教育委員会 令和3年)
- 154) 令和3年度岩手県私立学校一覧(岩手県 令和3年)
- 155) 大学・短期大学・高等専門学校・学校法人一覧(文部科学省 令和3年度)
- 156) 令和3年度岩手の特別支援教育(特別支援教育資料)(岩手県 令和3年度)
- 157) 岩手県内の認可保育所一覧(岩手県 令和4年)
- 158) 岩手県内の認定こども園一覧(岩手県 令和4年)
- 159) 岩手県の図書館
(岩手県 https://www.library.pref.iwate.jp/aboutus/iwate_library/index.html)
- 160) 医療機関名簿(厚生労働省 令和4年6月1日現在)

- 161) 軽費老人ホームについて
(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003700.html>)
- 162) 特別養護老人ホームについて
(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003702.html>)
- 163) 養護老人ホームについて
(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/shisetsu/1003704.html>)
- 164) 介護保険に係る指定事業所一覧
(岩手県 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1003778.html>)
- 165) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団施設一覧
(<http://www.iwate-fukushi.or.jp/shisetu/index.html>)
- 166) 国土基盤地図情報 基本項目 建築物 (国土地理院 令和4年6月閲覧)
- 167) 国土数値情報 「下水道関連施設」 (国土交通省 平成24年)
- 168) 令和2年度一般廃棄物処理実態調査 (岩手県集計結果)
(https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html)
- 169) 岩手県環境関連法便覧 令和4年3月版
(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/sonota/1006032.html>)
- 170) 国土数値情報 「用途地域」 (国土交通省 令和元年)
- 171) 令和3年度版環境報告書 (岩手県 令和4年)
- 172) 盛岡広域管内流域基本計画 (盛岡広域振興局 平成28年7月 (令和2年6月一部改正))
- 173) 盛岡市環境基本計画 (第三次) (盛岡市 令和3年)
- 174) 第2次八幡平市環境基本計画 (八幡平市 令和4年3月)
- 175) 滝沢村・第2次環境基本計画 (滝沢村 (現滝沢市) 平成25年)
- 176) 第二期雫石町環境基本計画 (雫石町 令和3年)
- 177) 紫波2100 2021 環境・循環基本計画 (紫波町 令和3年)
- 178) 岩手県国定公園・県立自然公園区域図
(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)
- 179) 自然環境保全地域各種データ
(環境省 <https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html>)
- 180) 日本の世界自然遺産 (環境省 <https://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/>)
- 181) 我が国の世界遺産一覧表記載物件
(外務省
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_2.html)

- 182) 日本の世界遺産一覧
(文化庁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/ichiran/)
- 183) 都市緑化データベース
(国交省 <https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/index.html>)
- 184) 生息地等保護区一覧
(環境省 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>)
- 185) 国土数値情報 「鳥獣保護区」(国土交通省 平成 27 年)
- 186) 令和 3 年度岩手県鳥獣保護区等位置図(岩手県 令和 3 年度)
- 187) ラムサール条約と条約湿地 日本の条約湿地
(環境省 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html)
- 188) 国指定文化財データベース(文化庁 <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)
- 189) 風致地区について
(盛岡市
<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/shisei/machi/midori/fuuchi/1010557.html>)
- 190) もりおか便利マップ(盛岡市 <https://www2.wagmap.jp/morioka-sp/>)
- 191) 地域森林計画(北上川上流、中流、馬淵川上流森林計画区)
(岩手県
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/seibi/1008333/1008334.html>)
- 192) いわてデジタルマップ(岩手県 <https://www.sonicweb-asp.jp/iwate>)
- 193) 令和 3 年度 公害等調整委員会年次報告(総務省公害等調整委員会)
- 194) 公害等調整委員会年次報告書(公害紛争処理白書)(総務省 令和 2 年度)
- 195) 国土数値情報 「急傾斜地崩壊危険区域」(国土交通省 令和 2 年度)
- 196) 国土数値情報 「地すべり防止区域」(国土交通省 令和 2 年度)
- 197) 国土数値情報 「景観計画区域」(国土交通省 平成 26 年度)
- 198) 岩手県景観計画(岩手県 平成 30 年)
- 199) 盛岡市景観計画(盛岡市 平成 30 年)
- 200) 岩手県産業廃棄物処理業者名簿(岩手県 令和 4 年 7 月 8 日)
- 201) 盛岡市産業廃棄物処理業者名簿(盛岡市 令和 4 年 5 月 12 日)

本書に使用した地図：

- ・電子地形図 200,000（国土地理院発行）を加工して作成